如視

諸學

八十三叟中洲題

序

輓近鄉土誌之出不尠、然其體裁完備、而其記事詳悉者、未多見之、此書編纂費十四之星霜、要幾多之委員、于舊記、于口碑、千搜万索、無所遺、取捨亦得其宜、詳而不流於繁、略而不失於簡、竟能大成焉、其垂範於斯界、延裨補教育、豈鮮少乎哉、余不肖、雖現任總理之責、此書之成、委員諸氏之勞居多矣、弁一言以代序云爾、

大正二年十月一日

上房郡長正六位勳四等 妹尾經時

上房郡誌編纂事歴

眞金吹く、吉備の中北、山紫水明、秀麗の氣鍾まる天地、我が心、我が人格を生みたる祖郷、上房郡の眞相、色彩如何の光輝を放つ乎、此光輝は即ち上房郡人の榮譽なり、權威なり、力量なり、生命なり、而して永劫に我上房郡の人心を支配すべきものなり。

遠く、千百餘年の古昔、我が奈良の朝、五畿七道に勅して、始めて風土紀を選進せしめ給ひしことあり、而して、その今日に存するもの、僅かに出雲、常陸等の數篇に過ぎず、しかもこの殘存の舊記が、語部のその如く、吾人に古を語りたること幾何ぞや。吾人に今を教へたるもの幾何ぞや、片々たる地方の一風土記、千歲の下考古の史眼を照しまた等閑に附すべからざるなり。本敎育會が、この上房郡誌編纂の趣旨もまた玆にあり。回顧すれば、本書の編纂に着手せしは明治三十三年四月にあり。實に今より十有三年前に屬す。當時縣下の諸郡またこの擧あり。起稿相繼ぐ有樣なりき。本會も亦、夙に此必要を感じたりしも、未だ着手するの機運に達せず深く遺憾とする所なりしが、時の本會長宇上和平君、遂に案を發し、會員一致の賛同する所となり、いよ〳〵着手することゝなるや。直ちに石川主一、柳田靜一、片山泰治郎、山根楊治郎四君を編纂委員に選任し、地方材料取調委員を各小學校長に囑托せり。爾來委員は皆業務の餘暇を以て之に當り、着々材料の蒐集に努め

しが、翌三十四年九月に至り宇上會長岡山高等女學校敎諭に轉任あり、新會長大森明雄君その後を受け、此の事業を監督せり。其後明治三十五年、委員柳田君、江田島從道學校に轉せられしを以て後任として樋口安一郎君を委員に選任せり、同年又石川君委員を辭せられ次で、同三十六年十月二十五日大森會長辭任せられ、新に眞野猪惣太君會長として本事業を監督せらる。同三十七年樋口君亦他に轉ぜられ次で同三十八年三月十二日眞野會長岡山縣屬に轉じ、深井義之君會長として事業を監せらる。當時會長の更迭四たび、委員の轉任辭任相續き僅かに片山、山根二君委員として公務の餘暇を以て地方材料取調委員諸君の提供せる材料につき實地踏査探訪等に從事せられしが、同三十九年委員片山君兒島郡視學に轉せられ、爾後山根君のみ編纂に從事せらるゝに至る、同四十年妹尾經時氏本會總理として本事業を總攬せらる。同年四月深井會長辭任せらるゝや塩見東八君會長として監督せらる。當時編纂委員として唯山根君一人を存するのみにて事業の進捗意の如くならざるものあり。而も小册子の編纂としては少からぬ歳月を費したりしも未だ脫稿の域に至らず依て妹尾總理は同四十三年十一月二十七日更に編纂委員を改め塩見東八君を委員長に、委員として三村高右衛門、山根楊治郎、金岡助九郎、中村藤平、荒木要一の五氏書記として小野康治君を選任し、爾來各擔任の部門を分ち深究尋討せしめらる。同年三月三村君、阿哲郡視學に轉せられ、笠原近市君を後任委員とせり。同四十四年四月塩見會長吉備郡視學に轉せられ、余乏しき以て會長就任更に後を受

けて委員長となり、本事業を監督す。同年八月委員山根君辭任せらるゝや、更に西菊藏、安東壽夫兩君を委員に、丸山績君を書記に加へ、大に事業の進捗を計り、各自擔任の部門につき精査討究數回の會合を重ねたりしも尙其一部門さへ脫稿の域に至らず、本事業の前途尙遼遠なり。而も既成の材料につきても、意に滿たざるもの多く、且つ、更に大に材料を蒐集するの必要あり、加ふるに組織及文体の統一訂正をなさゞるべからず、依て妹尾總理は、更に委員を改め、同四十五年一月、編纂の全部を擧げて、本書完成を金岡助九郎君に委囑せり。爾來編纂者金岡君は幾多の苦心慘憺を甞め、斯道の學者に正し、銳意熱心夙夜編纂に盡力し、明治四十五年七月第一回の脫稿をなし大正元年八月之れが實地踏査探訪研究を重ね、玆に第二回の改訂をなし、同年九月第三回の大改訂を行ひ同年十月再三の精査改訂增補を行ひ玆に出版するに至る。惟ふに編者が皆業務の餘暇を以て之に當り、加ふるに各自境遇上の變動、轉任更迭頻繁なる實に一再ならず、波瀾曲折幾多の困難に遭逢せしか計り知るべからず、然も能く之の困難を排し得たるは本會のため慶すべきなり。特に妹尾本會總理が統攝宜しきを得られしと、山根編纂委員が多年材料の蒐集に從事せられしこと、金岡編纂者が苦心慘憺克く完成に努められしこと、其他編纂委員及書記の諸君が多年の勞作と、各小學校長、各町村長役塲員諸彥の盡力とは玆に特筆大書して深く感謝する所なり。尙本郡役所諸彥が有益なる材料と注意とを與へられしこと、近澤芳簡、西村豐、谷八藏、蓑内鑛一郎、吉野善介、赤羽子良、

笠原近市、杜泰治郎、石井志平の諸君が材料と補助を與へられたることは、また感謝して永く忘れざる所なり。特に三島中洲先生の懇篤なる注意を與へられしことは感謝に堪へざる所なり。其他陰に陽に直接に間接に、この事業を補助せられし諸君あげて云ふべからず。本誌の成る豈に偶然ならんや。實に諸彦の賜なり。

本書載する所は一郡の治亂興亡の跡、地理山川名勝舊蹟生業物產人情風俗等の如何に關する小問題なりと雖も、之を探究精査するに從ひ、根底愈々深く枝葉益々繁く疑從て生じ其底止する所を知らず、之が正確を期する其困難大地誌を撰修するとまた擇む所なかるべし。實に容易の業にあらざるなり。今本誌成ると雖も缺漏誤謬多く從て杜撰の譏を免るべからず。希くは更に大方の示敎と將來增補改訂を得て大成の機あらんこと本會の深く希望する所なり。今本誌を上梓するに當り、編纂事歷の概要を述べ、併せて本誌編纂に盡力せられし諸彦の勞を謝す。

大正元年十月

私立上房郡教育會長　大守　勇

緒　言

一、上房郡誌玆に漸くなる。　回顧すれば、本郡教育會が郷土誌の完全せるもののなきを遺憾とし、明治三十三年四月、この編纂に着手せし以來、實に拾參星霜を閲せり。これ全く、編纂者皆公務を有し、其餘暇を以て之に當り、加ふるに編者各自境遇上の變動一再ならず、更迭相繼ぎ、幾多の波瀾曲折を重ね、漸く稿成り、今や梓に上すに至りしなり。

一、編纂に多くの歲月を要せしを以て、可及的、舊を捨て新につく主義を以て、本文は勿論、諸統計表の如きも、改訂せしも、悉く全年月の下に之を集成することを得ず、極めて不統一の觀を呈するに至りしは、甚だ遺憾とする所なり。

一、本書、起稿は、もと一人の手に成らざりしを以て、文体稍〻其趣を異にする所あり。脫稿後、之が統一訂正をはかりしと雖も、遂に杜撰の譏を免れざるべし。

一、本書は、資料の蒐集に最も力を致せしを以て、行文の推敲に多くの時を費すことを得ず、從て誤字、脫字、或は文法上の誤謬、行文の晦澁を免れ難きもの多かるべし。

一、編纂は、各町村及學校より調査提供せられし資料を根據として起稿せしと雖も、其調査報告繁簡一ならず、爲めに編者が獨斷を以て改訂せしもの、又はその以外に增補せしもの多く、各町

村の記事の精粗、比較、輕重の當を失せしもの少からざるべし。

一、玉石混交する勿れとは、常に同情者の忠言にして深く肺腑に收めしと雖も、編輯者の寡聞淺見に加ふるに、一々實地踏査の暇なく、探訪周密ならざりしため、事實上に於ても亦或は重要の事項を逸せしもの多々あるべし。殊に寺院神祉の由緒、及人物の撰擇に就ては欹厥に附する急なるため、踏査探訪の暇なく蒐集の材料を其儘登載せしを以て或は大なる誤謬あるべく、所謂玉石混交の譏を免れず、同情者に對し、深く自ら恥づる所なり。殊に我讀者諸彦が、日常親しく目睹熱知せらるゝ鄕土誌の誤謬を發見することは、尤も容易なるを以て、出版の曉、或は本誌が、毎紙面、皆誤謬を以て滿され、編纂依托の囑望に背き、其責をのがるの途なきことを恐る。希くは今後更に大方の敎を垂れたまひ、本誌を完成せしめらるゝ期あらんことを熱望して止まざるなり。

一、本書編纂に當り比較的分量多き本誌の出版を見るに至りし所以のものは、妹尾本郡長を始め、大守郡視學其他各町村長、各學校長、本郡役所々員諸彦が熱心懇篤なる援助の賜なり。殊に編纂委員山根楊治郎君が殆んで十年間本誌資料蒐集に努められし効績は特筆大書すべきなり、尚左記の諸彦が有益なる材料と注意とを與へ本事業を助成せられしは深く感謝する所なり。

西　村　豐、　近　澤　芳　簡、　笠　原　近　市、

桂　泰治郎、吉野善介、西　菊藏、
荒木要一、中村藤平、谷　八藏、
蓑內鑛一郎、赤羽子良、石井志平、

大正元年十月

編纂者総代　金岡助九郎識

松山城趾

八重籬公園

岡山縣立高梁中學校

高梁男子尋常高等小學校

私立順正高等女學校

松連寺不老松

櫻の堤

方谷山田先生之像

方谷園

鴻溪進先生之像

上竹莊村小學校圖書館

上竹莊村學校林

私立有漢教員養成所

有漢製糸甘樂社

有漢流水養魚場

上有漢教員住宅

巨瀬村砂防地

上水田村鐘乳竇

嚴島神社

上野呂山ノ眺望

丸山城址ノ遠望

皆部尋常高等小學校

菊池家ノ墓碑

皆部町ノ全景

皆部尋常高等小學校

丸山城址ノ遠望

上房郡誌目次

第壹編

第貳編

第二章　神　社

上房郡誌目次終

上房郡誌

第一編

第一章

位置形勢

眞金吹く吉備の中北、青山四周して白水長へに流れ、所謂山紫水明、秀麗の氣鍾る天地あり。之れを我上房の郡となす。原の賀陽郡に屬し、上方(カミガタ)と稱せしが、字音の相似によりて上房(ジヤウバウ)と稱し、獨立の一郡となすに至れり。西は高梁川を隔てゝ川上郡に隣接し、北は佐伏川及び一連の山岳によりて阿哲郡に界し、東は備前、備中の境界にある分水山脈を以て、美作の眞庭郡及び備前の御津郡に接し、南は一帶の山岳を以て吉備郡に連れり。地勢の狀態により、略長方形をなし、北北西より南南東に亘り、延長七里十町に達し、幅員三里より四里の間にあり、其周圍は實に二十七里なり。

全郡の面積十九方里、八四にして本邦全面積の凡そ千八百分の一、本縣面積の凡そ二十二分の一に當り、縣下諸郡中眞庭郡(最大)より狹きこと三十三方里五三、上道郡(最小)より廣きこと十一方里

一郡を一町十五箇村に分ち、其郡役所を高梁町に置く、地勢は山脈によりて自ら東北中南の四部に分たる。上竹莊、豐野、下竹莊、吉川、の四箇村は東部に屬し、水田、上水田、呰部、中津井、中井、の五箇村は北部に、上有漢、有漢、巨瀨、の三箇村は中部に、川面、津川、松山の三村と、高梁町は南部に屬す。其間、諸山蜿蜒起伏の狀を爲す。之を構成する地質は秩父古生層、花崗岩、閃綠岩、石灰岩、第三、第四紀古層等とす。

高梁川洋々として郡の西部を流れ以て川上郡と境を分つ、有漢川は中部を南流して、津川村幡見に至り、高梁川に入る。佐伏川は郡の西北境を南流し阿哲郡と界を分ち高梁川に入る。宇甘川は東部諸村を東流して旭川に入り、備中川は北部諸村の水を集め東北流して旭川に注く、高梁川は舟運の便あれども、其他の諸川は灌漑に供するのみ。

民業をあぐれば、河流に沿ひたる流域は耕地よく開け、農稼多く東北部山間の民は樵業を營み、生活を薪炭に仰ぐもの多く、交通頻繁なる地方には、多く商業を營めり。

道路は、新見道、高梁川に沿ひて郡の西部を貫き、北は新見を經て伯耆に通じ、南は岡山に至る。其他呰部より津山に通ずる津山街道・備前金川驛より高梁に通ずる備前往來、水田より玉島に至る玉島道あり。

六八なりとす。

本郡に於て人家分布の狀を見るに、只南部高梁町人家稠密にして市街をなせる外、概ね他は各所に点在して、各〻小部落をなせり。是れ生活上各便宜なる地を撰びたるならん。其中稍〻稠密なる部落を擧ぐれば、水田新町、下呰部、下中津井、有漢市場、壚坪、出口、幡見、川面市場、豐野新町、下市、神原等なり。

本郡は人民生活狀態比較的單純にして、農業家尤も多く商業、工業、之れに次ぐ、隨て主要產物は農產物多く米、麥、大豆を始めとし養蠶、家畜之れに次ぎ、工產物には麥稈經木眞田著はるゝのみ。之を要するに、本郡人民の資產、他に比して卓越せるなく、人口稠密ならず、鐵道未だ開けず、山地多しと雖も、道路四通して甚だしく交通を妨ぐるに至らず。住民は農稼多きを以て一般に人情淳朴堅實にして勤勉なり。且、夙に板倉藩が敎育に力を盡せしを以て世運の發達進步に遲れず、幾多の偉人傑士を輩出せり。所謂山秀で水淸く秀麗の氣鐘りて偉人を生ずと謂ふべきなり。

第二章　氣　候

氣候なるものは、寒暖陰晴雨雪風向等天象に關する諸現象を包括し、其原因に於ても、互に、關聯綜錯せるものとす。而して氣候の如何を指定する主要の源因は、緯度の高低土地の高度、地面の狀

態、地質海洋との關係、海流及氣流の方向とすなり。而して氣候の如何が直ちに以て、其地の生業の發達、人文の進否に影響するは固より其所なりとす。

今本郡四境の極点に於ける經緯度を指示すれば、

極　西、　中井村字入江西端、　東經百三十三度三十二分、
極　東、　吉川村字黑山東端、　東經百三十三度四十六分、
極　南、　松山村字廣瀨南端、　北緯三十四度四十五分、
極　北、　呰部村字阿口北端、　北緯三十五度一分、

にして、殆んど同一經緯度にあるを以て、氣候に大差なく概して、温暖なりと謂ふを得べし。然れども、各町村の形勢、山脈の位置、土地の高低、降雨雪の多少、風の方向等によりて、各町村多少の差異あるを免れず。今左に各町村氣象の概要を示さん。

一、温　度

左に本郡各町村に於ける、温度觀測の一般をあげて、各地の温度を示せり。而して、一ケ年間、最暖平均温度三〇度三强、最寒平均温度四度二强にして、其差異の最も甚しきは、松山村の二六度六にして、尤も少きは、呰部村の二五度一なり。而して、一郡温度平均差異は二六度一强に當れり。

郡內各地温度表

観測地名	一年間最暖	一年間最寒	差異
上房郡役所	三一、五	五、〇	二六、五
高梁専賣局	三一、六	五、〇	二六、六
高梁町	三一、五	五、〇	二六、五
松山村	三一、六	五、〇	二六、六
津川村	三〇、九	五、〇	二五、九
豊野村	二九、九	四、〇	二五、九
下竹荘村	二九、六	四、一	二五、五
吉川村	二九、六	三、五	二六、一
中井村	二九、七	三、七	二六、〇

観測地名	一年間最暖	一年間最寒	差異
川面村	三〇、九	五、〇	二五、九
巨瀬村	三〇、九	四、九	二六、〇
有漢村	三〇、九	四、九	二六、〇
上有漢村	三〇、八	四、三	二六、五
上竹荘村	三〇、〇	四、一	二五、九
中津井村	二九、八	三、四	二六、四
呰部村	二八、二	三、一	二五、一
上水田村	二九、七	三、三	二六、四
水田村	二九、八	三、三	二六、五

最近五ヶ年間温度表

観測年	観測地	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
明治四十年	上房郡役所	三、四	二、七	七、四	一四、三	一九、八	二三、六	二六、四	二八、八	二三、六	一六、五	一一、九	三、七	一五、一
四十一年	仝	三、五	四、二	七、八	一四、八	一九、三	二四、五	二六、三	二八、六	二三、八	一六、六	九、〇	四、八	一五、二
四十二年	仝	三、二	三、〇	六、二	一五、〇	一九、八	二三、八	二八、一	二九、六	二四、八	一五、五	九、〇	三、四	一五、〇

四十三年	仝	五、〇	三、二	六、二	一三、六	一九、六	二四、三	二七、六	二八、二	二三、一	一六、三	九、七	五、三	一五、二
四十四年	仝	三、七	四、六	八、三	一四、一	一八、六	二三、六	二七、七	二八、三	二五、九	一五、七	一〇、七	四、七	一五、四

「備考」 毎日午前十時、一回觀測の仝月平均にして、度目は攝氏を用ひ、（、）を以て度位を示せり。

最近一ヶ年間各町村温度表

（明治四十四年度調）

觀測地	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
高梁町	三、七	四、六	八、三	一四、一	一八、六	二三、六	二七、七	二八、三	二五、九	一五、七	一〇、七	四、七	一五、四
松山村	三、七	四、五	八、五	一四、二	一八、九	二三、六	二七、八	二八、五	二五、五	一五、一	一〇、四	四、七	一五、四
津川村	三、五	四、三	八、四	一四、一	一八、五	二三、〇	二七、七	二八、六	二五、三	一五、〇	一〇、一	四、四	一五、二
川面村	三、四	四、三	八、五	一四、〇	一八、〇	二三、三	二七、六	二八、一	二五、〇	一五、二	一〇、〇	四、一	一五、〇
巨瀬村	三、二	三、九	八、〇	一三、八	一七、九	二三、五	二七、四	二八、一	二五、〇	一四、九	九、九	四、一	一四、九
有漢村	三、三	三、八	七、九	一三、八	一七、八	二三、一	二七、三	二八、二	二四、八	一四、七	九、七	四、〇	一四、八
上有漢村	三、三	三、五	七、七	一二、一	一七、五	二二、九	二七、四	二八、一	二三、八	一四、四	九、五	三、九	一四、四
上竹荘村	三、三	三、六	七、五	一二、五	一七、八	二二、七	二七、一	二八、〇	二三、〇	一四、三	九、二	四、〇	一四、三

豊野村	三、二	三、五	七、〇	一一、九	一六、九	二三、八	二六、五	二八、二	二三、一	一四、一	九、〇	三、五	一四、一
下竹荘村	三、〇	三、〇	七、〇	一一、八	一七、〇	二三、七	二六、四	二八、〇	二三、八	一四、一	八、八	三、七	一四、一
吉川村	二、七	三、〇	六、二	一一、四	一六、七	二三、一	二六、八	二八、一	二三、九	一四、八	八、八	三、八	一四、〇
中井村	三、四	三、五	六、九	一一、九	一七、〇	二三、八	二七、〇	二八、〇	二三、九	一四、〇	八、七	四、〇	一四、一
中津井村	二、九	三、七	六、一	一三、一	一七、〇	二三、七	二七、一	二七、八	二三、五	一四、八	八、七	三、八	一四、一
呰部村（阿口）	二、三	二、四	五、五	一三、三	一五、八	二三、三	二三、九	二六、四	二三、三	一三、九	七、八	二、九	一三、〇
上水田村	二、八	三、八	六、三	一三、二	一七、〇	二三、八	二七、二	二七、〇	二三、〇	一四、九	八、九	四、〇	一四、〇
水田村	三、〇	三、九	六、九	一三、〇	一六、九	二三、一	二七、一	二八、〇	二三、七	一四、〇	八、四	四、〇	一四、〇

「備考」 前に同じ。

二、雨雪量表

明治四十四年、上房郡役所（高梁町）に於て、雨雪の最多量は、六月の三六七粍四〇にて、其最少は二月の二三粍九〇なり。一ヶ月平均量は、一〇五粍六九強なり。

雨雪量表

観測年	観測地	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
四十一年	上房郡役所	四〇、九二	一三、三五	九一、八二	一六三、六〇	一三六、七〇	二九六、五〇	一三二、〇〇	九三、九〇	九一、七〇	五四、一五	二四、九〇	五三、〇〇	一、一八二、五四
四十二年	仝	七二、三〇	五二、五〇	一三一、九〇	九三、九〇	五六、〇〇	三一三、三〇	八八、四〇	四八、四〇	二三二、四〇	六五、一〇	七八、六〇	二四、六〇	一、二四六、〇〇
四十三年	仝	六四、一〇	四五、七〇	九七、一〇	六四、二〇	八〇、〇〇	一六二、六〇	一三〇、五〇	九四、四〇	二六〇、六〇	七六、六〇	九四、七〇	九、四〇	一、一八〇、〇〇
四十四年	仝	五三、二〇	二三、九〇	一三一、九〇	一三一、五〇	六一、五〇	三六七、四〇	五八、九〇	八六、〇〇	一四二、五〇	一一一、二〇	七一、八〇	三九、五〇	一、二六八、三〇

「備考」午前十時觀測、(、)は粍、一粍は曲尺三厘三毛にして、若し降雨量一粍ありし時は面積一坪に對して一升八合三勺三才の水を注ぎたると等し。

三、霜　雪

本郡各地の最近五ヶ年間、降雪期の初日中、尤も早きは、呰部村の十一月十一日にして、尤も遲きは、上房郡役所の一月二日なり。尙、終日の尤も早きは、巨瀬村の二月三十日にして、尤も遲きては、呰部村大字阿口の三月三十一日なり。而して始終間の尤も長きは、吉川村の百三十六日間にし尤も短きは、巨瀬村の七十日なり。

仝上結霜初日の尤も早きは、吉川村の十月十日にして、尤も遲きは、上房郡役所の十一月三十日なり。終日の尤も早きは、上房郡役所の三月二十日にして、尤も遲きは、呰部村大字阿口の五月二十

四日なり。而して、始終間の尤も長きは、呰部村大字阿口の二百二十日間にして、尤も短かきは、上房郡役所の百三十日間なり。

霜は毎年見ざることなく、作物其害を蒙むること多し。降雪は十二、一、二、三、の四ヶ月間に多し。其積ること二三寸より、多きは尺以上にのぼることあり。

最近五ヶ年間霜雪表

観測年	観測地	降雪			結霜		
		初日	終日	始終間	初日	終日	始終間
四十年	上房郡役所(高梁町)	十二月一日	三月二十日	百十日	十一月十一日	三月二十日	百三十日
四十一年	仝	十一月廿七日	三月廿一日	百十五日	十一月十日	四月三十日	百七十二日
四十二年	仝	十二月十六日	三月廿六日	百一日	十月廿五日	四月十六日	百八十四日
同	巨瀬村	十二月二十日	二月三十日	七十日	十一月十五日	四月廿五日	百六十二日
同	上竹荘村	十二月十三日	三月十二日	九十日	十一月五日	五月二日	百七十九日
同	豊野村	十二月十六日	三月十二日	八十六日	十一月一日	四月二十日	百七十一日
同	吉川村	十一月十五日	三月三十日	百三十六日	十月廿五日	四月廿五日	百八十三日

同	呰部村	十一月廿五日	三月廿一日	百十七日	十月廿七日	四月十七日	百七十三日
同	呰部村大字阿口村	十二月一日	三月十八日	百〇八日	十月十一日	五月十六日	二百十八日
四十三年	上房郡役所	十二月十日	三月廿二日	百三日	十一月四日	四月七日	百五十五日
同	巨瀬村	十二月十日	三月十日	九十一日	十一月十日	四月廿一日	百六十三日
同	上竹莊村	十一月十七日	三月十六日	百二十日	十月廿八日	四月廿九日	百八十四日
同	豐野村	十二月十七日	三月十六日	八十九日	十一月廿七日	四月廿四日	百七十九日
同	吉川村	十一月二十日	三月廿五日	百二十六日	十月廿八日	四月廿五日	百七十九日
同	中津井村	十二月二十日	三月廿二日	九十三日	十月廿八日	四月廿五日	百八十日
同	呰部村	十一月十一日	三月廿三日	百三十三日	十一月二日	四月十四日	百六十四日
同	呰部村大字阿口村	十一月三十日	三月廿五日	百十六日	十月二十日	五月廿四日	二百十七日
四十四年	上房郡役所	一月二日	三月十八日	七十六日	十一月三十日	五月三日	百五十五日
同	巨瀬村	十二月十五日	三月十五日	九十二日	十一月五日	三月廿三日	百四十日
同	上竹莊村	十一月十五日	三月十九日	百廿六日	十一月三日	｜	｜

同	豊野村	十二月十四日	三月十八日	九十四日	十一月六日	四月廿八日	百七十四日
同	吉川村	十二月十六日	三月十六日	九十一日	十月十日	四月十五日	百八十八日
同	中津井村	十一月十七日	三月十日	百十四日	十一月一日	四月三十日	百八十一日
同	呰部村	十一月廿二日	三月十八日	百十八日	十一月七日	—	—
同	呰部村大字阿口	十二月六日	三月卅一日	百〇六日	十月十六日	五月廿二日	二百二十日
同	下竹荘村	十一月十五日	三月廿五日	百三十二日	十一月二日	四月二十日	百七十日
同	有漢村	十二月十一日	三月十八日	九十八日	十一月十日	四月廿五日	百六十六日

「備考」 —は欠測を表はす。

四、風位

本郡一年間の風位は、月により、日により、各所に於て、多少の差違あれども、概して最多風位は、春は北又は東南風、夏は南東風、秋は北又は西風、冬は北又は東風を多しとす。

最多風位表

年	観測地	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
四十二年	上房郡役所（高梁町）	北西	北西	北	北	北	北	南	北西	北	北	南	北
四十三年	仝	北	南	北	北	北	○	西	南	○	○	南	西南
四十四年	仝	北	東	北	北	北	西南	北西	南	南	南	南	西
同	巨瀬村	南東	西南	南北	南	北東	北	南西	東	南西	北	北西	西南
同	上竹荘村	西北	北	西北	西南	東南	南	東	東南	西南	西	西北	東北
同	豊野村	西南	西南	南	南東	南	西北	北	北	南東	北	北	北東
同	吉川村	西北	東南	東南	南東	南	南	南東	西南	西北	北	北	北
同	中津井村	北	北東	北東	南	南西	南	南東	東	東	東	北東	北
同	呰部村	北	北	北西	北西	西南	南東	南	東北	東北	北	北西	北西
同	呰部村大字阿口	西北	西北	西南	西南	南	東南	南	南	西南	西北	西北	西北
同	上水田村	北	北西	西	西南	東南	東南	東	東	東南	東北	西北	北

第三章

一、地形

地形、特に、垂直的肢節の分布如何は、直ちに氣候、地味、灌漑、交通に關係を有し、從つて人生諸般の發達に影響を及ぼす事大なり。されば、今本郡につき高地低地の分布如何を探究するは、頗る必要の事に屬すと云ふべし。

高地と低地とを區別する定數的標準あることなし、唯海拔高度の如何に拘はらず、附近の地形に比較して之を定むるは、多くの場合に於て至便なるが如し。今本郡の地形を觀察するに、大凡三百米以上に拔くの地を高地と稱し、以下を低地と稱するの適當なるを見る。此の如き記述法を取れば郡内大部は所謂高地に屬し、低地と稱すべきは其小部分に過ぎず。是れ本郡が中國山脈の斜面より成り、全帶の形勢隆起地に屬し、山岳丘陵至る所に存するによるなり。

高地は前述の如く、本郡地盤の要素なれば所在存せざるなし。東部主脈に屬する大野呂山附近、即ち上水田、水田二村の北部を占むるもの、三飛山を中心として水田、上有漢二村の境界に連帶するもの、及び大平山藤澤山等を中心として、上有漢村の南部より下竹莊村の東北部に亘るもの、四平、妙見、三平、高畝諸山の高地、即ち吉川村の四周にあるもの等なり。

北部支脈に屬するものに、皆部村の北部及西部、中津井村の西部より、中井村の北部及東部を形成する一連の高地あり。

中部支脈に屬するものには、上有漢、有漢の北部、水田、上水田二村の南部に亘るもの、中井村の南部より祇園山、大谷西山、木野山等を含みて巨瀨、津川二村の大部に亘れるものあり。

南部支脈に屬する豐野村の北部より大藏山、辨天山、權現山、聖防山等を含みて、上有漢、有漢、巨瀨三村の南部、津川村の東部より、上竹莊村に亘り、更に大和山、鷄足山等を含みて松山村の東部を占むる一帶の高地あり。

其等の高地は山岳を除くの外は、多く耕鋤に附せられ、或は牧畜に使用せられ、山地の如きも概ね森林をなして、幾多の人類に生息の資を供しつゝありと雖も、低地の如く充分なる便益を與ふること能はず。氣候比較的凛烈にして寒暑の差異多く、地味は肥瘠相半し、溪谷の流水は以て或は灌漑に、或は水車等の動力に利用の途に乏しからずと雖も、亦交通上幾多の不便あるを免れずとす。

次に、本郡の財源上主要の關係を有する低地につきて記述せんに、本郡の低地は之を特質上三種に分つを得べし。

(一)、沖積的平地、(二)、第三紀平地、(三)、溪谷平地是れなり。而して高梁河邊の平地、及び北部盆地の平地は一に屬し、竹莊盆地の平地、及び北部盆地の一部は二に屬し、有漢川水域の平地は三に屬

す。

高梁河邊の平地中主要なるものを、松山原、今津原、川面原の三とす。

松山原は、松山村の西部、高梁川の東岸に位せる平原にして、高梁川の堆積せし重厚なる沖積土より成り、地味膏沃なれども灌漑の便を缺ぐの歎あり。南北殆んど三十町、東西十町餘に亘り、高梁町其北半を占むるを以て耕作に供さるゝは其南半部なりとす。

今津原は、津川村の南西部を占め、川面原は、川面村の西部を占む。共に高梁川の東岸に沿ひて、長さ一里半、幅半里に亘る狹長なる平地をなし、鳴戸の峽によりて兩原を界す。地味は共に肥沃なり。

竹莊盆地の平地は、宇甘川の流域を占むるものにして、下竹莊村黑土に於て二部に分たる。西部は上竹莊、豐野村に屬するものにして東西一里、南北半里に亘り、土質は第三紀砂岩の上面を掩ふ壤質埴土、埴質壤土、砂質壤土等に屬し、概して肥沃なりと雖も、土層淺くして往々濕地あり。東部は下竹莊村に屬するものにして、廣袤は前者に劣ると雖も地味は粗ゝ相同じ、共に水田に富み、米穀の產出夥し。

有漢村水域の平地は、南北二里餘に亘る狹長なる地域を占め、八川、巨瀨、有漢、上有漢等に連る。土質は埴質壤土、砂質壤土等にして、概して肥沃なりと雖も、間々砂礫多くして磽确なるもの

あり。

北部平地は、上呰部の南方より眞庭郡の界に至る備中川の水域に當りて長さ二里半、濶さ半里餘に至る。土性は概して埴土質の沖積土にして、概ね肥沃なりと雖も、往々砂礫多くして磽确なるものあり。其西部は煙草の栽培に適して中津井葉の産地たり。呰部村の一部には、第三紀地層よりなれるものあり。

茲に地勢の記述を終るに當り、郡内各地に於て實測を經たる海拔高度を示さん。

一、低地に屬するもの、

松山村柳井、	七五、米	高梁町頼久寺町、	八一、米
川面村谷口、	一一〇、米	下竹莊村田土、	二二四、米
水田村宮地、	一四四、米		

二、高地に屬するもの、

松山村鷄足山、	五八五、米	松山村臥牛山、	五六三、米
上竹莊袈裟掛峠、	三六七、米	豐野村大藏山、	六九三、米
巨瀨村祇園山、	四五〇、米	有漢村多和山、	三四〇、米
上有漢村金庫山、	三六三、米	仝村太平山、	七二八、米

上呰部村阿口、　三一三、米　仝　村、　四七四、米

一、地　質

本郡の地盤は山系の篇に於て說述せる如く、日本昆崙山系の一派たる中國山脈の一部を占め、成生の時代極めて舊く、從つて地熱の作用、氣水の風化、浸蝕を蒙り、幾多の變動を受けしなる可し。且つ、日本昆崙山系の主軸は、四國島を東西に通過し、中國山脈は其內面地帶に屬するを以て、（內面地帶は、山脈構成の當時直接に造山力を受けし方面にして、斷層裂目等多くして地體薄弱、地熱の變動を受くる事多きを常とす。）地質時代に於て火成岩の噴出等盛に行はれ、其小區域なるに比して殆んど各種時代の岩石を有す。特に秩父古成層及花崗岩は、南北相應じて、本郡地盤を構成する二大要素をなせり。從つて此の二種の岩より成生せられし土壤は、本郡農耕地の殆んど全部に亘り、農業上重要の關係を有するを以て沖積層の土性と共に特に記述すべし。古生元に屬する秩父古成層は、本郡北部の全體を占め、中井、中津井、上水田、上有漢の諸村は殆んど此層に屬する岩石を以て蔽はる。粘板岩、「シャールスタイン」、「アヂノール」板岩「グレーワッケ」砂岩角岩硅岩等是なり。且つ、石灰岩に厚層を含み、上水田村の鐘乳石、中津井村の中井泉の如き石灰岩に對する雨水、（雨水は、降下に際して空氣中の炭酸瓦斯を溶解して含有せるを以て、是が石灰岩に作用する時は、之

を溶解して他所に運び去り以て自然に洞屈等を生ず）の作用によりて生じたるものなり。
秩父古成層の地盤に構成せられたる土性は、率ね粗粘土分に富み、隨つて粘着性を帶び、多くは多量の石礫を混雜し、時としては之を缺ぐ、所謂埴土にして有効成分たる石灰苦土等の含量は比較的多しと雖も、主要成分たる燐酸並に加里に至りては富饒ならず。然れども粘土成分を含有する事多量にして燐酸及窒素に對する吸收力高度にあるを以て、施肥によりて其缺点を補ふを得可し。又本土の理學的性質たる粘土成分に富むを以て、往々水濕のため地中の孔竅を充塞し、大氣の流通良好ならず、從つて植物の生育上不良の結果を生ずる事あり。故に石礫缺如せる地方にありては、精耕法を行ひ、堆肥等の有機物を混して秋冬の候、大氣に曝露せしむる等によりて改良するを得べし。
又石灰岩の解破によりて生せし土壤は、多く壤質埴土に屬し、粘厚質を帶ぶるを常とす。有効成分は普通土壤中稀に見る所の多量なり、主要成分中燐酸の存在は多量なれども、加里の含量は比較的少量なりとす。然れども、燐酸及窒素に對する吸收力高度にあるを以て其缺を補ふを得べし。理學的性質は、概して劣等にして、空氣の流通甚だ不良にして、土中の孔竅は水を以て充され温度を低下せしむるを以て、土壤中の營養分も溶解する能はず、肥料も土中に埋沒して其効を奏せざるのみならず、還元作用の爲め植物を害すること多しとす。故に深耕法を用ひ、大氣をして常に土中に循環せしむる事緊要なりとす。

中生元に屬する地層は、只川面村の西部廣瀨谷に於て、高梁川に臨み、三疊系の小露頭を見るのみ。秩父古生層の上部に不整合をなして、含粘土砂岩及礫岩の層あり「ぷそいどものちす」の化石を有する含砂粘板岩を挾めり、其東部は石英斑岩を以て劃らる。

中生元に屬する水成岩の發達は、右の如く小區域に止まると雖も、火成岩の此元に屬するものに至りては甚だ廣大の地域を占め、秩父古成層に屬する地盤を除かば、殆んど花崗岩を以て蔽はると云ふ可し。岩種は、粗粒の角閃黑雲母花崗岩を普通とし、松山、津川、川面、中井、巨瀨、有漢、上有漢、豐野、上竹莊、下竹莊、吉川の諸村は、殆んど本岩の蔽ふ所なり。石英斑岩は、松山村の東部、吉備郡の境界に二ヶ所、川面村宍屋谷附近に一ヶ所、有漢村多和山峠の東方に一ヶ所の小露頭あるのみ。石英閃綠岩は、呰部村大野呂山及西部阿口谷に於て小露頭を見る。而して阿口谷の閃綠岩は、其中央部に蛇紋岩の露出せるものあり、其原因を詳にせず。花崗岩を母岩とする土壤は其地勢及風化の度に從ひ、多少の相異ありと雖も、此地方に於ては、概して粗粒に富める壤質砂土及砂質壤土を普通とす。溶解成分たる礬土の如きは比較的多量に存在し、有効成分たる石灰苦土の含量に至りても、普通以上にあり。而して、主要成分に至りては、燐酸は稍多量に存在すれ共、加里は少量なり。養分吸收力は窒素に對し低度を示し、燐酸に對しても中庸以下にありとす。理學的性質は甚だ良好にして、土壤の沈空して密なる狀態にあり、且つ水分を吸蓄する場合に於ても、大氣の

流通する餘竅あり、加ふるに粗粒の砂質を多量に含有するを以て、排水佳良にして土中の水分の停滯するが如き憂少なしとす。此の如き理學的構成を有するは、植物成育上佳良の結果を來す可きものにして、土中常に酸素の欲乏する事なく、隨て温度を增進し、不溶解物をして漸々可溶解物に變化せしめ、假令濕潤なる氣候に際するも、施肥の如きは能く分解を促進し、地力を增加せしむるが如き利益あるものとす。

近生元は、中生元に屬する地層の完成を告げたる後、更に其上部に沈澱せし地層は、近生元に屬する第三紀層にして、人類の遺跡を殘せし最初の地層は、實に第三紀層とす。多くは舊岩より成れる山麓、若は其の窪地にあり、其内幅員の稍廣大なるものは、竹莊盆地の基底をなせるものにして、上竹莊村有津井、豊野村及下竹莊村黑土等に屬する宇甘川の兩岸に露出せり。其他は上有漢村臍帶寺西方の丘陵及呰部村上呰部阿口谷の兩岸に露出せり、岩種は砂岩礫岩の交層にして間々炭層を夾雜し、下竹莊村黑土に於ては「アルカ」(Aruca)「サイレナ」(Cyrena)「テープス」(Tapes)の如き葉鰓類の化石を多數に夾雜せり。近時中津井村に數ヶ所の炭床の發見せられたるは恐らくは、北部盆地の基底をなせる第三紀層ありて、其中に含まれたるものなるべし。然りとすれば、北部盆地の構造も亦竹莊盆地の構造と、其軌を一にし第三紀層以前に於て形成せられたるものなるべし。第三紀の噴出にかゝる新火山岩は極めて乏しく、吉川村妙見山に於て石英粗面岩の小露頭を見るのみ。第三紀層

に次ぎて發達せし地層は、所謂第四紀層にして、更に古層、新層の二類に分つ。古層即ち洪積層は、多氣莊盆地第三紀層露出の緣邊に於て僅かに砂層の存在を見るに過ぎず。

新層即ち沖積層に至つては、高梁川沿岸及備中川流域に於て稍廣き面積を有し、川面村、津川村、高梁町、松山村の高梁川の沿岸及中津井村、呰部村、上水田村、水田村の備中川沿岸に發達せる壤土層をなせり。

沖積層は、水成岩中最新の地層にして、各種岩石の如何に關せず、霉爛若しくは崩解せしもの、現今河流の氾濫により漂積沈澱せしものにして、多く河邊等の平坦卑低の地を占領し、且つ水利の便に富むを以て多くは稻田に屬し、高度の生產力を有するものにして、郡中最要なる農產地を形成せり。

沖積層は、此の如く現今發達しつゝある地層なれば、未だ固形の岩石を形成するに至らず、北部盆地に於ては、壤土層をなし、高梁川邊に於ては、砂質壤土をなす。化學的成分は良好にして、主要成分たる石灰、苦土も亦富饒にして、苦土の如き非常に多量なり。而して窒素に對する吸收力は、中位以上にあり、燐酸に對しては高度を示せり。

第四章　土地

本郡の全面積は、十九方里八四にして、北北西より南南東に亘り、延長七里十町に達し、幅員三里より四里の間にあり。地質は主として、花崗岩、石灰岩、秩父古生層、第三、第四紀古層等より成る。土性は、大抵、此等岩石の理化學的作用によりて、分體解破生成せしものにして、埴質壤土、壤質埴土、砂質壤土等あり。一々茲に枚擧するに遑あらず、委しくは地形、地質の條を參照すべし。

今土地の重なるものにつき之を類別し、地價段別を擧ぐれば左の如し。

種別	反別	地價	一段歩平均地價
田	二、九八七町七畝〇〇歩三	一、〇七〇、八九八円二〇〇	三六円〇八余
畑	一、八六九町六七畝〇四	二九万四千六六〇円〇七〇	一五、七四余
郡村宅地	八八四二八五坪七六	三三三、三八三円六四〇	—
山林（官有）	九三二町〇八〇八	—	—
山林（私有）	一三、五六一町六六畝〇一	二〇、三九九円九〇〇	—

原野（官有）	、〇三七、	一	一
原野（私有）	一六九町九二〇四、	一九四円一三〇	一
池沼	町七九畝〇二歩	一七一円九二〇	一

（明治四十四年八月調）

更に之を各町村に細別すれば、左表の如し。

町村面積比較圖

町村	耕地	不耕地
巨瀬	358町	784町
皆部	287	1.192
松山	310	1.102
豊野	462	618
水田	275	1.062
上竹荘	422	900
上有漢	320	1.000
上水田	306	853
中井	378	1.922
中津井	254	1.012
津川	178	869
有漢	398	686
吉川	302	750
下竹荘	327	577
川面	267	658
高梁	10	28

500町
1.000町
1.500町

耕地
不耕地

一、田

四十四年十月一日現在

町村名	反別	地價	一段歩平均地價
高梁町	町四五一三	七二円六九〇	一五円九九〇
松山村	一五〇、六〇二八	四九、九八八、九八〇	三三、一八〇
津川村	八六、五四一五	四一、一七二、九九〇	四七、八〇〇
川面村	一三七、六六〇〇	五四、二五一、六七〇	四二、四九〇
巨瀬村	二〇六、九九一五	七九、三八九、一一〇	三八、二五〇
有漢村	二七〇、九八二五歩 三合〇勺	一〇四、五七〇、九八〇	三八、五八〇
上有漢村	一七七、九九一四	五〇、三四五、七五〇	二八、二八〇
上竹莊村	三〇六、八七〇四	九八、二〇九、二六〇	三二、〇〇〇
豐野村	三三四、七六一六	一〇六、二四九、八七〇	三一、七三〇
下竹莊村	二五〇、九八一九	七七、五五六、一八〇	三〇、九四〇
吉川村	二三四、五五二八	六九、〇一三、四一〇	三〇、九一〇

中井村	一四八、五七〇九	四三、〇九九、二九〇	二九、〇〇〇
中津井村	一一五、七〇三三	四六、四三〇、五四〇	四〇、〇〇〇
呰部村	一八四、六八一一	六四、八二〇、六〇〇	三五、〇九〇
上水田村	一九四、七一〇〇	九九、一五三、七一〇	五〇、九六〇
水田村	二〇五、六三一一	八六、五七三、一七〇	四二、九九〇
計	二、九八七、七四〇〇 三〇	一、〇七〇、八九八、二〇〇	三六、〇八〇

二、畑

四十四年八月卅一日現在

町村名	反別	地價	一反歩平均地價
高梁町	一〇町〇一三	一、一五八円七二〇	一一円五六七
松山村	一六〇、六二〇七	三二、九〇六、〇六〇	二〇、四八〇
津川村	九二、二九一三	一六、九七五、九二〇	一八、三九〇
川面村	一四〇、一九二六	二六、一六七、四五〇	一八、六六〇
巨瀬村	一五一、二四〇七	二三、五一三、六五〇	一五、五四〇

有漢村	一二八、八五〇六	一七、五四五、一〇〇	一三、六二〇
上有漢村	一四二、八二一八	一五、三〇五、六〇〇	一〇、七一〇
上竹荘村	一一五、九九二七	一五、三三六、七八〇	一三、二一〇
豊野村	一三七、五四一八	一六、一四二、七〇〇	一三、六五〇
下竹荘村	七六、四二一〇	九、九八三、七九〇	一三、〇六〇
吉川村	七八、三三〇六	九、〇五六、二六〇	一一、五六〇
中井村	二三二、〇二一五	三六、八〇〇、二四〇	一六、五七〇
中津井村	一三八、七二一七	二三、九五一、九一〇	一七、二五〇
呰部村	一〇三、九六〇〇	一六、六八六、一四〇	一六、二〇〇
上水田村	一二一、九五一三	二〇、九六二、四四〇	一八、七二〇
水田村	六九、六七〇九	一三、一七七、三〇〇	一六、〇四〇
計	一、八六九、六七〇四	二九四、六六〇、〇七〇	一五、七四〇

三、宅地

四十四年十月一日現在

町村名	反別	地價	一坪平均地價
高梁町	八二、三〇六坪三七	一二一、四六九円三七〇	一円三五〇
松山村	五七、七二〇、四九	一八、六五九、二三〇	、三二〇
津川村	三八、一五五、四三	一一、七〇九、一六〇	、二五四
川面村	五〇、八〇九、九九	一三、五八七、三二〇	、二六七
巨瀬村	五五、一〇三、〇八	一三、五八一、三八〇	、二四六
有漢村	六〇、〇八八、九六	一六、四六八、九八〇	、二七三
上有漢村	四四、一四〇、六三	七、八五七、五五〇	、一七八
上竹荘村	六〇、七五四、一三	一三、三八二、七九〇	、二二〇
豊野村	五九、四七二、八四	一三、四三〇、七九〇	、二二五
下竹荘村	四五、八三二、九〇	一一、二五六、六七〇	、二四五
吉川村	四四、八八九、六二	八、八七二、五〇〇	、一九七

中井村	五九、七九三、六二	一〇、七九四、七五〇	、一八〇
中津井村	四七、六二六、九四	一四、六一〇、五九〇	、三〇六
呰部村	五三、〇三一、八六	一六、五八八、五九〇	、三一三
上水田村	六九、〇五七、九二	二〇、五七八、六五〇	、二九六
水田村	五五、五〇一、〇〇	二〇、五三五、三一〇	、三六九
計	八八四、二八五、七六	三三三、三八三、六四〇	三六、五〇〇

四、山林

四十四年八月卅一日現在

町村名	山林反別 官有	山林反別 私有	私有地價	私有一反步平均地價
高梁町	一五八町八四二三歩	一町一一三九	三七円八五〇	三円三八〇
松山村	二三九、五八〇七	一、〇七七、五〇三三	二、九八五、五三〇	二、七七〇
津川村	一三二、八七一四	八五二、七九一六	二、一七一、五一〇	二、五四〇
川面村	—	六三〇、二三二二	一、五一六、一六〇	二、四〇〇
巨瀬村	—	七五六、七三一一	一、二五九、九四〇	一、六六〇

有漢村	三、八二一八	六四五、〇九一三	八八三、六九〇	一、三六〇
上有漢村	、八二〇〇	九六六、二一〇三	六七七、七八〇	、七〇〇
上竹莊村	、〇〇一八	八七〇、〇六一四	一、〇七九、三七〇	一、二三〇
豐野村	七、三二一六	五八四、三五二八	八三一、〇〇〇	一、四二〇
下竹莊村	—	五五二、八八〇二	五七九、七六〇	一、〇四〇
吉川村	、六一三三	七二六、四〇〇七	七六五、三〇〇	一、〇五〇
中井村	一九四、八七一三	一、八九三、六八〇一	二、七二四、二五〇	一、四三〇
中津井村	—	九八七、六八〇六	一、三〇九、七六〇	一、三五〇
呰部村	—	一、一六九、三三二九	一、一七二、〇三〇	一、〇〇〇
上水田村	六五、五六〇三	八二六、四八一八	一、一八二、〇四〇	一、四二〇
水田村	一三七、七七二四	一、〇四一、〇七二一	一、二二三、九三〇	一、一七〇
計	九三二、〇八〇八	一三、五六一、六六〇一	二〇、三九九、九〇〇	一、五〇〇

五、原野

四十四年八月卅一日現在

町村名	原野反別 官有	原野反別 私有	私有地價	私有一反平均地價
高梁町		町〇四〇四	円一一〇	円二六六
松山村		五、六四一四	三、〇二一	、二一三
津川村		四、五九二一	七、四〇〇	、一六二
川面村		九、六八一六	一三、三〇〇	、一三七
巨瀬村		九、一四二九	一六、〇八〇	、一七六
有漢村		二一、二五〇五	一九、〇九〇	、〇八九
上有漢村		一九、二七〇四	一三、八〇〇	、〇六六
竹莊村	八歩	一〇、二七〇七	一一、九三〇	、一一六
豐野村	一一九、	一四、二〇二八	一八、五八〇	、一三六
下竹莊村		九、四八〇八	一〇、三二〇	、一〇八
吉川村		八、六九二二	九、三六〇	、一〇七

中井村		一三、六〇二一	一九、六九〇	、一五六
中津井村		三二、一六二〇	三三、七五〇	、〇七四
呰部村		五、七四〇四	八、六二〇	、一五〇
上水田村		五、六三二〇	七、一二〇	、一二六
水田村		二、四七二三	三、九七〇	、一六〇
計	三七歩	一六九、九二〇四	一九四、一三〇	、一一四

六、池沼

四十四年八月卅一日現在

町村名	反別	地價	一反歩平均地價
高梁町	町二三二三	八円四二〇	三円七〇六
松山村	〇〇一九	〇、五六〇	八、八四六
津川村	〇二〇八	三、三四〇	二六、三八〇
川面村	〇三三一	八、四四〇	三一、二五〇
巨瀬村	〇三〇五	五、四三〇	二五、〇六〇

村名			
有漢村	〇八一七	二〇、九六〇	二四、四八〇
上有漢村	〇九二三	二〇、七八〇	二三、一〇〇
上竹莊村	〇三一六	八、九六〇	三五、三七〇
豐野村	〇六一三	一一、七九〇	一八、四二〇
下竹莊村	〇五〇六	一九、〇〇〇	三六、五三〇
吉川村	〇六二五	一七、四八〇	二五、五八〇
中井村	一、四一三	一九、一一〇	一三、二四〇
中津井村	〇三〇七	八、五一〇	二六、三二〇
呰部村	〇四一八	八、五〇〇	一八、四七〇
上水田村	〇四〇四	九、四一〇	二三、五一〇
水田村	〇四〇七	一、二三〇	二、九〇〇
計	七九〇二	一七一、九二〇	二一、七四〇

第五章　山川

一、山誌

本郡の地體は、地質學者の所謂日本崑崙山系の一派たる中國山脈の南斜面の一部にして、之を大體より論ずれば、所謂山腹地の一部たるに過ぎず。然れども暫く是等の羈絆を脫して本郡の山岳を通觀する時は、之を一箇の主脈と、三個の支脈とに分るゝを見るべし。今之を東部主脈、北部支脈、中部支脈、南部支脈なる仮りの命名によりて左に記述せん。

東部主脈は備前、備中天然の境界をなし、高梁川谷と、旭川谷との分水線をなす山脈にして、基点を中國山脈の背梁中なる硯山に置き、中國山脈の山軸に直角をなして南走し、稍高度を減じて、本郡の東境に達し、更に南走して吉川山彙を作り、進んで吉備郡に入る。此脈は旭、高梁二川の浸蝕作用により両河の溪谷間に殘されたる所謂浸蝕山脈にして、本郡の如きは實に其の西斜面を覆ふに過ぎず。されば郡中の諸山は皆其肢節に屬し、山勢高峻の度他の比にあらずして、海拔二千尺に近きもの少からず。

此脈に屬する主要なる山岳を、北方より列記すれば左の如し。

大野呂山、龍王山（一、九八〇）、高瀨山（一、九八〇）、鉢伏山、犬田山、〔以上呰部村〕

山王山（一、九〇〇）、〔水田村〕

三飛山（一、五〇〇）、飯山（一、六七九）、〔以上有漢村〕

太平山（二、三〇一）、八疊山、〔以上豐野村〕

藤澤山、〔下竹莊村〕

吉川山棄＝四平山、妙具山、高陣山（一、六六五）、三平山（一、五七〇）、鳥泊山（一、六五〇）、

〔以上吉川村〕

大原山、秋葉山、桝形山（一、九四四）、〔以上上竹莊村〕

北部支脈は、東部支脈中大野呂山に起り、阿哲郡との境界に近く、備中川と佐伏川との水域を分ち、南走して祇園山に至り、中部支脈に會す。

脈中主要なる山岳左の如し。

木谷山（一、六九三）、後藤山、乘越山、太平山、飯ノ山（一、五三七）、〔以上呰部村〕

佐井田山（一、四二九）、犬の峠山（一、四六七）、〔以上中津井村〕

中部支脈は、東部支脈中三飛山を其起点とし西南に走り、備中川水域と有漢川水域との分水をなし、本谷西山に至り南折して、高梁川の左岸に沿ひ木野山に達せり。

脈中主要なる山岳左の如し。

飯ノ山（一、四二二）、（水田村）

四畝山（一、七〇〇）、（上有漢村）

長迫山（一、四八四）、建旗山（一、四八四）、勝陣山（一、五〇五）、陣畝山（一、六五〇）、（以上中津井村）

祇園山（一、九二〇）、背禿山、西野呂山、（以上巨瀬村）

秋葉山（一、九五一）、（中井村）

行者山、龍王山（一、六五〇）、本谷西山、穴尾山、高尾田山、柏山、（以上川面村）

木野山（一、七〇九）、（津川村）

飯山（一、四一九）、（上水田村）

南部支脈は、東部主脈中の太平山に起り、有漢川と宇甘川との分水をなして南走し、聖坊山より南折して吉備郡の境界に達し、一派を東南に出して吉備郡に入らしめ、他の一派は尚南走して鷄足山に達せり。

脈中顯著なる山岳左の如し。

大藏山（一、九七七）、太平山（二、三〇〇）、（以上有漢村）

辨天山、引立山、聖坊山（一、八五一）、大和山（二、〇〇八）、矢倉山（一、九四四）陣山（一、五四〇）、（以上上竹莊村）
神子山（一、九二七）、（豊野村）
迫山（一、四〇一）、（下竹莊村）
臥牛山（一、五八四）、愛宕山（一、七二六）、高倉山（一、三八六）、鷄足山（一、九三二）、（以上松山村）

山名	位置	高サ	備考
雞足山	松山村字山ノ上	尺 一、九三二	松樹密生し、山頂は平坦なり。初茸を產す。（名勝舊蹟の章參照）
高倉山	同村字下山	一、三八六	松樹叢生し、古來有名の所にして、山上の眺望頗る佳なり。（名勝誌の章參照）
愛宕山	同村字猶井	一、七二六	急峻殆んど、四十五度乃至五十度に達す。山頂に一寺あ

			り、長運寺といふ。高梁町を眺望するに絶佳の地なり。 （名勝誌及寺院誌の章參照）
松原山	同村字和		雜樹多し、古來の名所なり。 （名勝誌參照）
臥牛山	高梁町	一、五八四	一に城山と稱す、板倉氏の居城なりし所なり。古松、老杉、の間に、槭、欅等の老樹、森々として頂上に城址あり。新綠紅葉共に美事なり。 （名勝舊蹟誌の章參照）
木野山	津川村大字今津	一、七〇九	松樹多し、山頂に有名なる木野山神社あり。登山の口は今津口、八川口、川面口、の三方面よりし、春秋の大祭には、十ヶ國の信徒雲集し、頗る雜踏すといふ。山頂の眺望甚だ佳なり。 （名勝誌參照）
竜王山	川面村字八石	一、六五〇	松樹、雜木密生、山頂に竜神社あり、風致佳なり。
城平山	同村鴨谷		松樹、雜木叢生せり、難波經俊の城跡あり。

穴尾山	同村字野瀬		松樹雜木叢生す、風景よし。
寺山	同村字田路迫		一に城山と稱す、山頂に城址あり。三村氏の臣、杉三郎兵衛の居城たりし所なり。今尚瓦片を拾ひ得べし。雜木叢生す、山頂平にして眺望尤も可なり。（城址史參照）
井才山	同村字中山		松樹密生、松茸の產地として名高し。
祇園山	巨瀨村字祇園	一、九二〇	全山松樹多し、山上に祇園寺あり、境内に老杉ありて名高し。（名勝誌參照）
聖坊山	上竹莊村大字有津井	一、八五一	山上に龍王神社あり、赤松林にして、松茸を產す。
矢倉山	同上	一、九四四	桝形城址にして、田中藤九郎盛兼の創設に係る。天正の頃三村氏の臣、田中掃部介直重の居城なりし所なり。今は松林にして、一つの古井あるのみ。（城蹟史參照）
陣山	同上	一、五四〇	天正の頃、宇喜田氏の古戰場にして、首塚といひ、多く

			の岩石を載積せり、今は赤松林なり。
大和山	同村大字納地	二、〇〇八	赤松林なり、土肥頼母の城址にして、天正の頃、松山城天神丸にて討死のため廢城となりしと傳ふ。
太平山	豊野村大字豊野	二、三〇一	全山雜木多し、郡中の高峰にして、山麓に天福寺あり。
杵築山	同上		全山芝生にして、山頂に杵築神社あり、風景よし。
高間山	同上		全山松樹多し。
石堂山	同上		松樹のみにして、保安林に編入せり。
八疊岩山	同上		松樹多く、山中に八疊岩とて大岩石あり、山名之より起る。
江下山	同上		元國有林なりしも明治卅八年二月豊野村基本財産として拂下げとなれり、全山柴草を生ず山麓に永乘寺の遺跡を存す。
御前山	同上		全山檜樹あり、山中に村社御前神社を祠る。
長岡山	同大字稔		全山、芝草にして山麓に貞徳寺あり。
馬場山	同		全山松樹あり、山中に村社岩牟良神社あり。

神子山	同上	一、九二七	全山、松、雜樹多し、「もうせん苔」あり。
聖房山	同上		松樹叢生す。
岩王山	下竹莊村大字田土	一、三六〇	險山なり。殊に東南は斷崖絕壁にして恠岩奇石屛立重疊して將に崩落せんとする勢ありて人をして思はず戰慄せしむ。
秋葉山	同村大字黑土	一、七二〇	雜樹鬱蒼として繁茂せり。
三ヶ原山	同村大字湯山	一、三六〇	同上
烏宿山	吉川村大字吉川	一、六五〇	全山柴草山にして頂上は稍々平なり。測量台の設けあり、眺望甚だ佳なり。
齊田城山	中津井村大字下中津井	一、四二九	植木美作守藤資、同下總守秀長、同美作守秀資三代の城址あり、山上には稻荷神社を祠る、參詣の人多し。山麓なる願成寺は天平勝寶二年僧行基の開山なりと云ふ。古義眞宗派に屬する中本寺なり。（一書佐位田城）（城蹟史參照）
長迫山	同村大字上中津井	一、四八四	東經百三十三度三十八分二十九秒、北緯三十四度五十五

			分四十二秒にある同村第一の高山にして支脈に勝陣、屹山等あり。
勝陣山	同村大字同	一、五〇五	元亀年中毛利氏、齊田城を陥落し凱旋せし所なりと云ふ。
犬の峠	同村大字下中津井	一、四六七	雑樹あり、中津井村第二の高山なり、此山系に城山、桑坂等あり。
高岡山	同村大字上中津井		高岡神社あり。大倭根子日子賦斗邇命を祠る、仁安三戊子年鎮座。
丸山	同村大字下中津井		貝原（一名梶原）にあり。昔梶原景時平氏討伐のとき一泊せし古跡なりと云ふ。雑樹繁茂す。
天守山	呰部村大字下呰部	五〇〇	丸山城址あり。福井孫左衛門永錄、元亀の頃在城せしものにて、山上に天守井戸と稱し、今に其形を存す、古松點散し、「上へのろ」と云ひ風致絶佳にして、全山赤砂利土にて、春季有名なる赤蕈を生ず。
竜王山	同村大字阿口	一、九八〇	頂上は松林にして山麓には柴草、雑木あり、山腹に阿口

			神社を祠る、山の裏面は一つに金山と呼び、銅を出す、現に採掘せり。
高釣部山	同村上呰部		永録年中、庄二郎久賓の在城せし城址あり。
四畝山	上水田村大字宮地	一、六九〇	天正年中、片山壹岐守常政、同助兵衛の在城せし城址あり。片山城といふ、又四畝城ともいふ。（又陰德大平記には天正八年能美七郎元信居城ともいふ）國土保安林に編入せられ、松、櫟叢生す、土質は赤色土砂を交ゆ。
高妻山	同村	一、五六八	山頂は、國土保安林にして老松繁茂し、其間に、龍王宮を奉祀せり、風景絶佳なり。
井尾野山	同村大字井尾		山頂に大月七郎左衛門光重の天正年中在城せし井尾野城址あり。
飯ノ山	水田村大字宮地及大字山田ノ界	一、四二九	水田村第一の高峰にして、北部三ヶ村及眞庭郡美川村を眼下にし、眺望絶佳にして、春陽の頃酒瓢を携へ登山するもの多し、全山松樹を生し保安林となれり、近傍に片山城址あり、天正年中能美少輔七郎元信の居城せし所

			なり。
光明山	同村大字宮地美作トノ國境		山頂には有名なる遍照寺あり、古義眞言宗仁和寺の末派なり、聖德太子の建立に係ると云ふ、弘仁中雷火の爲め寺の過半燒失せしを以て、弘法大師之を中興し建久年中源頼朝堂宇、坊舍を建立し、天正十年毛利元就之を修築す、其後再び雷火に罹り、寛久元年二月松山城主水谷伊勢の守津山の城主森田內記と協力之れを再建せり之れ現今の堂宇なりと云ふ。
笠畦山	同村大字五名字大門		小丘なれども山王城のありし處とて名あり、宇喜多信濃守の居城なりしと云ふ。山麓に字大門と云へるあり、之れ城門の跡なりとて今は地名となれりと口碑に傳ふ。
嶽山	上有漢村字長代	一、八〇〇	雜樹生ず。
飯山	同村字川關	二、五二〇	常山城と稱し、新山玄蕃家健の城址ありし所にて、多くの疊石、廓礎を存せり。
四ツ畝山	同村字長代	一、七〇〇	城址あり、秋庭三河守の居城なりと口碑に存す。近傍に

			多く五輪塔墓石散在せり。
大平山	有漢村東端	二、三〇一	村中の高山にして、御津郡の境に亘る、松樹を生ず。
權現山	同村東南端	一、九七九	一名俗に大藏山又は有漢富士と稱す。往古此の山頂に權現宮を勸請せりと云ふ。今尙岩石ありて其跡を存す。松樹多し。
陣ヶ畝山	同村北端	一、五九九	一面松樹を叢生す。毛利兵亂のとき此山に陣取りたることありと云ふ、故に此の名あり。
秋葉山	中井村	一、九五一	松樹叢生す、山上に秋葉宮の祠あり。

二、水誌　其二、水域

本郡地盤の骨格を搆成する山岳狀態前述の如く、山岳、丘陵の蟠屈せざるの地殆んど稀にして、空中濕氣の凝集を容易ならしめ、降雨比較的饒多にして到る所水流池澤を見る可く、灌漑の利頗る大なり。然れども地域の形勢狹少に失し、加之地面の傾斜急峻なるを以て、顯著なる河系の發達を許さず、天然の湖沼を見ること能はず、其水流と稱するものも、多くは谿間に奔逸する細流激湍の類

にして、水量に富み、運輸の利あるものは、一の高梁川ありて、西境を流るゝあるのみ。

本郡の水流は、山岳の配布に從ひ、高梁、旭の二川に注入する高梁川系に屬するものゝ內主たるは、佐伏川、有漢川の二にして、旭川系に屬する主たるものは、備中川、宇甘川の二とす。今本郡の水域を分ちて、高梁川沿岸、有漢川水域、宇甘川水域、備中川水域の四とす。佐伏川水域は、之を高梁川沿岸の部に併記すべし。

高梁川の溪谷は、瀨戸內海を縱谷とする地學上の橫谷にして、廣袤殆んど備中全國に亘れり。茲に、高梁川沿岸と稱するは、佐伏川下流より松山村南端に至る河岸附近の地にして、中部支脈と南部支脈との間に於て、有漢川水域に連れり。佐伏川水域は、北部支脈を以て備中川水域に接し、其一部阿哲郡に連れり。

有漢川水域は、本郡の中部を南北に延長せる狹長なる地域を占め、其分水線は東部主脈を以て直ちに旭川領に接し、中部支脈により備中河水域を境し、南部支脈により宇甘川水域に接せり。而して其南部は直ちに、高梁川沿岸地に通ぜり。

宇甘川水域は、本郡南東部を占むる地域にして、地質第四紀新層時代に於ける淺海の遺蹟なるが如し。其分水線は、南部支脈を以て有漢川水域及高梁川沿岸地に境し、東部主脈によりて旭川の水域及吉備郡なる足守川、槇谷川の水域に隣る。域內の水は、東部主脈の一部を決し、東して旭川谷に

合す。

本郡に屬する上竹莊村大字納地は、槇谷川の水源地にして、吉川村の南半部は、足守川及加茂川の上流地に屬し、水域上、宇甘川水域と獨立せり。

備中川水域は、本郡北部の地域にして、中部支脈によりて有漢川河域と分水し、北部支脈を以て佐伏川水域に境し、東部主脈によりて、高田川と水域を分つ。域内の水は集注して備中川となり、東部主脈中の一部を求め東流せり。

其二、水流

高梁川は、縣下第一の大河にして、源を阿哲郡明智峠に發し、南流十一里餘にして、本郡の西境に達し中井村の西南に於て佐伏川を入れ、本谷西山の西麓を迂屈し、川面村の南部に於て鴨谷川、新谷川を入れ、津川村の境に於て中流に沖積作用による小島を作る、呼んで鳴戸の中洲と云ふ。是より流路を南方に轉じ有漢川を入れ、高梁町の西を過ぎ高倉山の西麓に於て、右岸に成羽川を入れ、再び東南に流れて河内谷川を入れ、雞足山の西麓をすぎ吉備郡の域に入る。水源より河口に至るまで流程二十八里七町にして、本郡に屬するもの五里十六町餘、高梁町の北、上流八里新見町及下流河口に至る殆んど廿里の間舟揖の利あり。

佐伏川は、阿哲郡豐永村字赤馬に發し、南流して中井村の西境に達し、本郡と阿哲郡との境を劃し

て中井村字花木に至り、中井村字横内より來る西方川を入れ、終に高梁川に合す。流程四里二十六町、中井村全部は本川と西方川との灌漑する所たり。

有漢川は、上有漢村の東北隅、三飛山の西麓に發し、西流して有漢村に入り、左岸に上有漢村金重より來る垣溪、右岸に上有漢村四畝山より來る長代溪を入れ、尙西南流して有漢市場をすぎ、巨瀨村に入り方向を轉じ、巨瀨村大字塩坪に至りて、祇園山の西麓に發して東流する横田川を入れ、巨瀨村字尾原に至りて南流して津川村に至り、左岸に上竹莊村字水迫に發源する佐與谷川を合せ、幡見に至り高梁川に合す。流程四里三十一町、灌漑の利頗る大なり。

宇甘川は、上竹莊村大字有津井、片山池に發し、東流して豐野村に至り、太平山の南麓に發する豐野溪を合せ、尙東流して下竹莊村に入り、大原山の左岸を流れ神原に至り、吉川村西庄田より發し北流して上竹莊村舞地より來る湯山川を合せる吉川川を入れ、藤澤山の南東麓を繞りて御津郡に入り、下加茂に於て吉川村高陣山の東麓より來る加茂川を合せ、東南流して旭川に入る。長さ十里四町、本郡に屬するものは、二里十七町にすぎざれども頗る灌漑の利あり。

備中川は二源あり、一は呰部村大字阿口字境に發し、一は中津井村の南端陣ガ畝の東方に發す、中津井川是なり。上水田村長政に會して東流し、水田村に至り、左に五名溪、右に宮地溪を入れ、眞庭郡に入り旭川に注ぐ。長さ十里十三町、內本郡に屬するもの三里二十七町、灌漑の利、有漢川、

宇甘川の上にあり。

其三、河流（一）

高梁川

通路町村名	流路
中井村	源を阿哲郡明智峠に發し、南流十一里にして、中井村西南隅、字荷出にて、佐伏川を入れ、村の南端本谷西山の西麓を南流して、字入江を經、廣瀨に至り、川面村に入る。本村通過流程、四十町餘、水面の廣き處六、七十間に達す。河水は引きて本村の灌漑用水となすを得ず。字荷出より川上郡に達するに渡舟あり。此處よりは舟筏常に上下し、本村出入の門戸にして、本村の產物、米穀、木材、薪炭等を輸出し、或は需要雜貨を輸入す。水產物には、香魚、鯉、鰻、鯰、鮠、鯩、ギギ、イダ、等の生育盛にして之を捕獲し、其生計を營むものあり、殊に荷出の簗は、毎年夏秋の候、多くの鮎、鰻を漁獲す。
川面村	中井村の南端より本村字廣瀨に入り、字野瀨を曲流して、東南流し、川上郡高倉

村大字田井市場の東北岸に沿ひて、字押野の西岸を南流し、鴨谷川を入れ川面市場に至り、新谷川を入れ、更に西南流し、木野山々麓にて、津和谷川を入れ更に又東南流して、津川村境に至り中流に沖積作用による小島を作る、呼んで鳴戸の中洲と云ふ。此流程一里十四町、渡船場には、廣瀨、柳場、杉戸の三箇所あり、明治四十三年新見往來の縣道、川上郡高倉村大字田井市場に通ずる處に田井橋を架し、行通甚だ便となれり。往昔、河流、川上郡高倉村字秋町に添ひて通じ堀川と稱せしが、洪水毎に流路變遷し、本村字市場裏に變じ、新川と名づくるに至る。昔の堀川は今や一大磧原となり稚松叢生せり、水產物は、中井村に同じ。鼈及サンショ魚も產す就中鮎、鰻、鯉は有名にして、字押野、字鳴戸の二箇所に簗を架し、是等の淡水魚を盛んに捕獲す。鳴戸は水流、奇巖恠石の間を急轉直下して、激する水勢轟然として人をして聾ならしむ、故に此名あり。

川面村より來り、大字今津の西南岸を東南流し、字幡見に至り、有漢川を入れ、流路更に南方に轉じ、臥牛山麓、字辻卷を經て高梁町に入る。此流程一里十一町十九間、幅廣き所九十間、狹き所五十間、深さ平水にて淺き所二三尺、深き所は一丈乃至二丈に達す、松尾淵の如きは水深凡二十尺餘ありといふ。幡見よりは、高瀨船に

て玉島及四國地方へ貨物運輸の便あり。河水は之を引きて灌漑用水となすことを得ず、唯眼前に洋々たる碧水を見るのみ。非常洪水の節は、家屋耕地を漂蕩せしこと屢なり。殊に明治十九年八月二十六日、降り續く霖雨に非常の出水あり、増水三丈有余（といふ古來未曾有の洪水）にて字幡見の如きは、有漢、高梁兩川の水湛へて、濁流四近に奔溢し、穀菜漂蕩し、浸水家屋五十餘戸、流失二十餘戸溺死者十九名に達し、中には一家族全滅せるあり、油々たる沃圃も、段盛なりし市場も、化して滿目荒涼たる砂原に變じ、又舊觀を復する能はざるに至れり、嗚呼當時の慘狀、之を聞くもの誰か肌に粟を生せざるものあらんや。水産物は前に仝じ、鼈及淡水産手長蝦の良好なるものを産す就中鮎は、有名にして、平水の節は「かけ鮎」（ともがけ）及俗にがわと稱する方法にて捕獲し、出水の節は、今津せばり、四軒屋せばりと稱するものにて數多捕獲す。渡舟には、川上郡高倉村に通ずる、肉谷、大瀬、をなが、の三箇所に渡場あり。

津川村字辻卷より來り、本町の西を南流して、松山村に入る。此流程約三十町必近似、牢屋小路、稻荷、の三渡船場にて、川上郡落合村に通ず。本町の北、上流八里新見町及下流河口に至る殆んど十里の間、舟揖の便あり。本町は殆んど高梁川の

水利によりて、生活せる感あり。商業に活氣あるは、本町が北備、貨物の集散地にして而も本川の水運による。往昔流路、字川端町より漸次東南に彎曲し、松山村字和田、岸ノ上、下タ及原區を迂回し、高倉山麓字轟橋に至りしが、松山城主水谷伊勢守時代に市街改正を企畫するに當り、本町字川端町に堤防を築造し、流域を變更し、今日の流路となれり。水産物は大抵前記のものと仝じ。手長蝦は漸次絶滅せんとせるも、談水産の蝦類として良好なるものを産す。

高梁町より來り。高倉山の西麓を曲流し、右岸に成羽川を入れ、再び、東南に流れて河内谷川を入れ、雞足山の西麓を過ぎ東南流して、吉備郡富山村に入る。此流程六十町、水面の廣き處百間に餘り、洋々として碧水緩に、鮎、鯉、鮒、鰻、鯰、鯇、の生育盛にして又、鼈をも産す、水最も深き處は、轟橋淵、ぬか淵等にして、水深凡そ三十尺にも達する所ありと云ふ。明治四十二年字段より川上郡落合村を經て、成羽町に達する落合橋架設せられしより、車馬の行通、貨物の運搬、甚た其便を加へたり。字廣瀬より川上郡玉川村に至る玉の渡船場あり、高梁川は、水源より河口に至るまで流程二十八里七町にして、上房郡に屬する流程玆に至るまで五里十六町余、本川舟揖の利ある、北は阿哲郡新見町より河口まで十九里なり。而も

本郡通過の沿岸は總て灌漑用水となすを得ず。

有漢川

村名	
上有漢村	水源を村の東北隅、三飛山の西麓に發し、西南流して、本村字金倉半明官林より發源せる垣川を字垣にて入れ、西流して有漢村字茶堂に至り、本村字長代四畝山より發源せる長代川を合し、有漢村を西南流す。本村通過流程三十町余、流路沿岸の田地を灌漑す。水淺し鰻、鯰、鮠、鮒、鯉、を產す
有漢村	上有漢村より來り、村の中央を西南に貫流し、字貞守、有井、市場、山縣、信淸を經て、巨瀨村に入る、長さ一里餘、保寧寺、雨女寺、ヒナ、陰地の四井堰に引水して、茶堂、黑木、鄉、市場上、下、羽場、信淸、山形等の田地二十餘町を灌漑す、川幅平均十間、水深二尺あり。市場に架したる、漢虹橋は初夏の候螢を以て名あり。水產物前に同じ。
巨瀨村	字本村より南流して、大谷川を合せ、塩坪市場を過ぎ、豪谷川を入れ、祇園山の西麓に發して東南流する横田川(一名馬場谷川)を合し、更に南流して、尾原谷川を入れ、字柳とり西南流して、津川村大字八川に入る。流程一里十五町、川幅二十間余、

水深三尺、沿岸の諸田を灌漑す。水産物前記に同じ。

津川村

大字八川字杭田木より南流して、字出口に至り狐谷、佐與谷二川を合せ字幡見に至り西南流して高梁川に注ぐ。通過流程一里十三町、河幅廣き處は八十間、水深三尺乃至五尺にして、水産物は、前記の外に鮎を産す。大字八川正井手、立野井手、相瀨堰、大字今津字大井手堰により引水して、約三十餘町の水田を灌漑す。河口、幡見には幡見橋を架設して新見往來に便す、此川流多く螢を産す、殊に今津螢とて大なるものあり、初夏の候、高梁地方より螢狩に來るもの多く爲めに雜踏すといふ。本河流、水源地より茲に至る迄流程四里三十一町、水淺く舟揖の便なしと雖も、灌漑の利實に大なり。

宇甘川

上竹莊村

本村大字有津井、片山池に源を發し、東北流して、大字有津井の諸田を灌漑し、字月原より豊野村に入る、此流程、二十町、川幅廣き處三間を出でず水淺し、水産物には、鮠、鰻、鮒、鯉を産す。

豊野村

上竹莊村より來り、東流して、字新町に至り、大平山の南麓に發源する、豊野溪

下竹莊村

〔一名下市川〕を入れ、下竹莊村の西北境を流れて遂に下竹莊村に入る。本村通過流程十八町、頗る灌漑の利あり、水產物前に同じ。

豊野村より來り、東流して、字森屋、上田土、下田土の諸田を灌漑して、字神原に至り、吉川村西庄田より發して、上竹莊村舞地より來る湯山川を合せる吉川川を入れ、藤澤山の南東麓を繞りて、御津郡福山村に入り、下加茂に於て吉川村高陣山の東麓より來る加茂川を合せ、東南流して旭川に入る。全流程十里四町、本郡に屬するものは、長二里十町に過ぎず、本村通過流程一里十五町、川幅廣き所、十五間、水深き所三四尺に達す、水淺くして舟揖の便なしといへども、竹莊盆地は此河流によりて頗る灌漑の利を受く。水產物前に同じ。

備中川

中津井村

本村の南端、陣が畝山東方に發源し、涓々たる溪流となり、字橫山に至り、四側の山麓より出づる溪流を合せ、村の中央を北し、字蓬原、淸常、藤田、定才田の諸部落を灌漑し、中津井市場の西を繞りて、字土居、蟠川の諸田を灌漑して更に東流しにて上水田村に入る。之れ備中川水源の一たる中津井川なり。延長一里二十五

町、川幅廣き處六間、水深き處一二尺、頗る灌漑の利あり。水産物には、鮠、鰻、鯰、鮒、鯉等を産す。

呰部村	本村大字阿口字境に發し、四圍の溪流を合せ、本村の西南部を南流し、大字上呰部字双內、大畑、早佐、岩本、高塚、の諸部落を灌漑し、大字下呰部市場の西部を繞りて、更に東折し、上水田村に入りて備中川の源をなす。之れ呰部川なり、川幅廣き處七間、水深き處一二尺、頗る灌漑の利に富む、流程二里、水産物前記に同じ。架橋六ヶ所あり。
上水田村	呰部村より來る呰部川、中津井村より來る中津井川の二川、本村字長政に會し東北流して、字小松、荒木、長政、畑中、又丸、谷尻、井尾の諸部落を灌漑して、更に東折して水田村に入る。川幅平均十七間、水深き處三四尺に達し、流程一里廣瀬河原、天神淵あり、旭橋、皮田橋を架設し通行に便せり。水産物前記に同じ。
水田村	上水田村より來り、村の中央を東流し、字五名に於て、五名溪を入れ、行く〱、字山田、荒迫、原の諸部落を灌漑し、字新町市場の西北を繞り、宮地溪を右に入れ、宮地、湯川の諸田を灌漑し、眞庭郡美川村に入り遂に落合町の南方に於て旭川に注ぐ、長さ十里十三町、內本郡に屬するもの三里二十七町、灌漑の利、有漢川、宇

甘川の上にあり。本村流程三十五町、川幅二十五間、夏季釣を垂るゝもの、舟遊を爲すもの多く、水産物中鰻、鯉、は此地の名産として味美なり。

中井村

佐伏川 附 西方川

佐伏川は、阿哲郡豐永村字赤馬に發し、四圍の溪流を合せ、本村の西境を繞り、南流して、本郡と阿哲郡の境を劃して、本村字花木に至り、西方川を入れ、字荷出に至り、高梁川に合す、流程四里二十六町、川幅廣き處十五間、水深一二尺なり。西方川は、本村字横內に發し、村の中央を西南流し、字、津々、津々羅、佐內、西、の諸部落を灌漑し、西方市場を右岸に、方谷園を左岸にし、南流して、字花木に至り佐伏川に合す。流程一里、中井村全部は此二川の灌漑する處なり。水產物には、鰻、鯰、鮒、鯇、鯉、等あり

名稱	流路
河内谷川	松山村、雞足山の東麓に發源し、東北流して字玉坂に至り、西折して字大久保を過ぎ高倉山の東南を南流して、字河内谷に至り、高梁川に注ぐ流程一里余、沿岸の諸田に灌漑の利あり。
下谷川	松山村字奥万田の山間に發し、伊賀町、紺屋町を經て高梁川に入る、流程僅かに十五町、平時水少く殊に夏季は涸水も見ざることあり。
上谷川	臥牛山の東麓に發し、西流して高梁町字本町の北端より高梁川に入る、流程僅かに二十町、川幅廣き處五間、平素水少なけれども此水を利用して多くの水車を設く。
佐與谷川	上竹莊村大字納地字水迫より發源し、西南流して、吉備郡大和村の西北隅より津川村に入り字佐與谷部落を西北流し字出口にて狐谷川と合し、有漢川に入る。流程二里餘、川幅三間乃至二十間に達し、頗る灌漑の利あり、水産物には鯰、鰻、鯰、ギギ、蟹等多く、初夏の候は若鮎多し。
狐谷川	上竹莊村大字有津井字ケサカケ峠より發し、西南流して津川村大字今津字狐谷の

諸田を灌漑して字出口に至り、佐與谷川に入る。川幅廣き處六間、流程一里あり、水産物には、鯇、鰻、ギギ、蟹等多く、鮎を產すことあり。

津和谷川　川面村木野山の西北麓、字津和谷に發し、沿岸の諸田を灌漑し、西流して高梁川に入る、流程十町水流急にして、水車に利用せり。

新谷川　川面村字辻に發源し、西南流して沿岸の諸田を灌漑し、字川面市場より、高梁川に注ぐ、流程十八町あり。

鴨谷川　川面村字八石より發し、南流して字鴨谷部落の諸田を灌漑して高梁川に入る、流程十八町。

横田川（一名馬場谷川）　巨瀨村祇園山の西麓に發し、東南流して字茶屋、鴨木の諸田の用水となり、字馬場に至り有漢川に合す、流程一里、頗る灌漑に利あり。

尾原谷川　巨瀨村字國時に發し、東流して、字尾原に至り、下流南折して有漢川に入る、沿岸の諸田を灌漑す、流程三十町。

豪谷川　同村春禿山に發し、北西に流れて、字陰地に至り、有漢川に入る、流程十二町。

長代川　上有漢村字長代四畝山より發源し、南流して字中組の諸田を灌漑し有漢村に入り字土井の沿岸諸田の用水となり字茶堂より有漢川に注ぐ、流程十八町。

川名	説明
垣川	上有漢村字金倉、半明官林に發源し、西南流して沿岸諸田の用水となり、字垣に於て川闢川と合し、有漢川の水源となる、流程十五丁。
川闢川	同村の東北隅、三飛山の西麓に發し、四圍の溪流を合せて、字川闢、東組、下組の諸田を灌漑し、西南流して、垣川を合せて有漢川の水源をなす。流程三十町。
豐野溪（一名下市川）	豐野村大平山の南麓字江下に發源し、南流して沿岸の諸田を灌漑して、字新町に至り宇甘川に合す。流程二十五町、川幅廣き處三間あり。天福寺近傍の溪間には動物學上有名なる鯢魚捿息し巨大なるものは、丈餘に及ぶ。本郡の特産なり。近時其種絶滅せんとせるは惜むべし。
矢野川	同村字拵信に發し、南流して字蜂谷に至り、宇甘川に合す、流程壹里五町、灌漑の利あり。
竹谷川	同村石堂山に發源し、字竹に至り宇甘川に入る、流程二十町。
湯山川	上竹莊村字舞地に發源し、東北流して、下竹莊村に入り、字極樂寺、茶屋、清水、行森の諸部落を灌漑し、字神原に至り、吉川川に合し、北流して宇甘川に入る、流程一里餘。
吉川川（一名玉田川）	吉川村字西庄田より發し、北流して字正行より東北に曲流し、下竹莊村に入り、同

	村字下ヶ原に出て北流して、字神原に至り、湯山川を合し、宇甘川に注ぐ。流程二里、灌漑に利あり。
吉南川	吉川村大字吉川字藤田より發し、東北流して字刈尾、河内田の灌漑用水となり、吉備郡菅谷村大字竹部に入る、本村通過流程三十五町。
御土呂川	同村大字黒山(同村東南端)字御土呂山麓に發源し、大ナル川に合す、流程十五町あり。
大ナル川	同村大字黒山字ヲコリ岩の山地に發源し、東南に流れ、吉備郡菅谷村大字河原に入る、本村通過流程二十五町。
五名溪川	水田村の北部山王山の東南麓に發し、興法寺、高下、五名の諸部落を灌漑し、南流して、五名より備中川に合す、流程三十町。
宮地溪川	同村の南隅、上有漢村の界なる分水嶺に發源し、字井殿、鐘乳穴の絹々たる溪流を合せ、北流して、字宮地の諸田を灌漑し、字新町市場の西北に出て、備中川に合す。流程四十町。

第六章

池溝　其一、溜池

本郡は山岳多く、平地少なきを以て、耕地も大半は山間に介在せり。故に河流の沿岸を除きては、人工の開穿に係る溜池を掘り、以て灌漑に便す。天然の湖沼の如きは地形上存在を許さす、隨て風致を以て稱するに足るものなし。

今、全郡に於ける、水面積一段歩以上のものを算すれば、其の數實に、九十六にして、之を各町村別にすれば左の如し。

町村	數	町村	數	町村	數
高梁町	―	松山村	二、	津川村	―
川面村	九、	巨瀬村	八、	有漢村	二、
上有漢村	三、	上竹莊村	一二、	豊野村	一六、
下竹莊村	八、	吉川村	九、	中井村	―
中津井村	五、	呰部村	一、	上水田村	一〇、
水田村	一一、				

猶、詳しくは左表に就て見るべし。

溜池

名稱	位置	水面積	灌漑反別	堤坊修築年月日	灌漑區域
萩原池	松山村字萩原	四、二一三歩	五〇、〇〇〇歩	不詳	字上谷區一部
元親池	同村字奥万田	一、八〇二	二三、〇〇〇	同	字奥万田一部及和田部落
大仁子池	川面村字大仁子	二、七二三	二五、〇〇〇	同	字古川部落
屋敷池	同村字屋敷	一、〇〇八	三〇、〇〇〇	同	字大前筋
野田池	同村字野田	四、四〇三	八〇、〇〇〇	同	字市場裏全部
こゝろ池	同村字こゝろ	三、五二七	三一、〇〇〇	同	字八幡畔ヨリ玉壷畔
新池	同村字新	四、三一六	四一、〇〇〇	同	字玉壷畔ヨリ八幡畔
宮池	同村字宮	三、三〇一	九〇、〇〇〇	同	字八幡畔ヨリ押野
落合池（要池）	同村字落合	四、三〇六	一八〇、〇〇〇	同	字大前筋及字市場裏
中田池	同村字中田	二、七二九	三〇、〇〇〇	同	字中田前全部
長澤池	同村字長澤	二、六二一	三〇、〇〇〇	不詳	字長澤尻全部
井屋谷池	巨瀬村	一、三一六	二五、二〇五	同	字柳部落

大池	同	一、二〇一	二六、二〇〇	不詳	字行岡部落
大野路池	同	一、一〇〇	一四、一二五	同	字古屋部落
園生池	同	二、六〇〇	三八、五〇五	同	字其尾及友末部落
フロヤ池	同	二、四一四	五〇、六二六	同	字其尾部落
本谷池	同	一、六〇六	六〇、二〇〇	明治廿五年三月修繕	字大名部落
アラキ池	同	二、四〇七	八五、三三五	仝三十一年五月修繕	字柳部落
龍ケ池	同	二、六〇五	五一、二〇〇	不詳	字六名部落
コマ谷池	上有漢村字長代	三、八〇〇	四二、〇〇〇	同	字長代中組
長僧ノ下池	同村字垣定用	一、七〇〇	三五、〇〇〇	四十四年五月	字垣定用
大茅池	同村字垣大石	一、五〇〇	一五、〇〇〇	四十二年二月	字垣大石
小西池	上竹莊村大字有津井	一、二二七	一一〇、八〇九	三十四年十月	大字有津井
水上池	同	五、一一九	一六五、三二一	同	同
奥田池	同	二、二〇一	六五、五〇〇	不詳	同
山ノ田池	同	九、八二〇	一四〇、七〇九	三十四年十月	同
小林池	同	五、五二六	一三四、〇〇〇	不詳	同

俵原池	同	一六、二〇五	三五〇、〇〇〇	不詳	同
片山池	同	六、五二五	一八七、五〇二	三十四年十月	同
金次池	同	一、八一二	一三〇、〇〇〇	不詳	同
沖池	同	三、〇二九	一一三、七〇〇	三十四年十月	同
柳原池	同村大字納地	一一、〇〇〇	二〇一、〇〇〇	不詳	大字納地
寶谷池	同	二、四〇〇	一〇〇、〇〇〇	同	同
堂々池	同	二、四二八	六三、一〇〇	同	同
長宗池	豊野村大字豊野	四、三三〇	三〇〇、〇〇〇	同	大字豊野
西宮池	同	四、一二八	八〇、〇〇〇	四十五年一月	同
岡本池	同	一、一〇三	二五、〇〇〇	不詳	同
長手池	同	六、九一〇	一八五、〇〇〇	同	同
間原池	同	二、一二五	六一、〇〇〇	同	同
新池	同	二、八〇六	七二、〇〇〇	三十六年三月	同
千城池	同	一、八〇八	四〇、〇〇〇	不詳	同
奴久井池	同	二、一二七	四〇、〇〇〇	同	同

京語坂池	同	三、八二〇	一八〇、〇〇〇	不詳	同
山ノ田池	同	一、一三九	六〇、〇〇〇	四十五年五月	大字豊野及稔
東山田池	同村大字稔	五、四一九	一八〇、〇〇〇	不詳	大字稔
大久保池	同	三、一三九	五二、〇〇〇	同	同
川砂池	同	二、三三七	四〇、〇〇〇	同	同
岩泉池	同	九、三一〇	四〇〇、〇〇〇	四十五年三月	大字稔及上竹荘 大字有津井
板屋池	同	二、四〇一	一〇〇、〇〇〇	不詳	大字稔
三伯池	同	一、一〇二	二〇、〇〇〇	同	同
中上房池	下竹荘村	二、〇〇六	二一、九二〇	同	大字田土
小池	同	五、七二六	一一、六〇三	同	大字湯山
専谷池	吉川村大字吉川	五、八一六	八九、二〇〇	同	大字吉川
行寄池	同	一〇、八〇五	三三、四〇〇	同	同
千藏坊池	同	二、六一九	三四、五一六	同	同
兼久田池	同	六、七一三	六八、四二〇	同	同
あせび池	同	五、九〇〇	一〇、五〇〇	同	同

あせび谷池	同村大字黒山	一、九一七	二三、二〇七	不詳	大字黒山
妙見池	中津井村大字下中津井	三、〇〇〇	一〇三、〇〇〇	同	大字下中津井
閠ノ森池	同	三、〇〇〇	五〇、〇〇〇	同	同
鳥方池	同大字上中津井	四、三〇〇	二〇、〇〇〇	同	大字上中津井
蓬原池	同	二、三〇〇	三五、〇〇〇	同	同
萱ヶ池	同村大字下中津井	二、六〇〇	一五、〇〇〇	同	大字下中津井
八幡池	呰部村大字下呰部	二、〇〇〇	一三、〇〇〇	同	大字下呰部
ワラヤ池	上水田村	一、三三三	六〇、〇〇〇	同	上水田村
小殿池	同	四、五一〇	三三、〇〇〇	同	同
分明寺池	同	三、一〇四	二五、〇〇〇	同	同
常井池	同	三三、一三三	二四三、一三四	同	同
赤茂池	同	九、一一四	一〇〇、〇〇〇	同	同
白髭池	同	一、四二八	一五、〇〇〇	同	同
國重池	同	一、二〇〇	三〇、〇〇〇	同	同
久門久池	同	二、七〇二	一五、〇〇〇	同	同

觀現寺池	同	一、五二五	二四、〇〇〇	不詳	同
板谷池	同	二〇、二二六	一三五、〇〇〇	同	同
山城池	水田村大字五名	六、三〇〇	一五〇、〇〇〇	同	大字五名
井堀池	同	六、三〇〇	一五〇、〇〇〇	同	同
興法地池	同	二、五二九	九〇、〇〇〇	同	同
寺田池	同	二、二一三	八〇、〇〇〇	同	同
境池	同村大字山田	四、九一八	九五、〇〇〇	同	大字山田
古井池	同	六、四二〇	一六六、〇〇〇	同	同
洲ノ池	同村大字宮地	六、八二三	一七五、〇〇〇	同	大字宮地
江木池	同	四、一〇〇	八六、〇〇〇	同	同
釜田池	同	三、八一〇	七五、〇〇〇	同	同
新池	同	七、四一三	二〇〇、〇〇〇	同	同
守內池	同	二、九一〇	九六、〇〇〇	同	同
カラ池	下竹莊村	二、一三五	不詳	同	字黑土
高間池	同大字田土	四、〇二一	同	同	字田土

吉良池	同	二、二二四	不詳	不詳	同
東谷池	同	一、一三〇	同	同	同
高曾池	同大字湯山	二、九〇三	同	同	字湯山
香路木池	同	三、四〇五	同	同	同
大坂池	吉川村大字吉川	一、三〇三	同	同	大字吉川
南池	同	一、七一七	同	同	同
曾根池	同	二、一一五	同	同	同
大田池	有漢村字貞守	三、〇〇〇	六二、五〇〇	同	字貞守原一圓
高岡池	同字高岡	二、〇〇〇	二〇、〇〇〇	同	字西谷、高岡

川面村要池記

進鴻溪

村實面于川矣。而水勢卑下。不可引之以爲田之養也。故細泉涓溜必渠導而池畜之。幾無餘瀝。然後可以供灌漑焉。而尙或不能無旱亢之患也。獨藤原谷者。其水潺湲而未嘗有池堤之設者。豈慮潰决之害。而不爲乎。抑憚其勞而不興也。當今民治大具。凡便於農事者。必擧而行之也。乃官議首及于此。命相其地勢。計其經費。具其畚築。而役則興矣。鑿土疊石。用工丸若干人。廣袤及深。各若干丈。

官給其資。民服其勞。未幾月而畢。實安政丁巳某月也。於是乎。灌漑之澤始廣。而後旱尤之害除矣。幹其事者。村之長曰岡本要助。喜其役不甚勞而有成也。村民因名之曰要池。欲勒石以貽諸後人。來請予文。請予嘉其志。畧次其槪。且撮其要。告之曰。池焉。堤焉。畜泄以備旱潦者。吏善政也。而今已擧之。時浚歲脩。不以怠。使無湮壞潰決之患。而施澤於永世者。其責在于後人而已矣。此則記文之所以不可止也。

其二、溝　渠

本郡の溝渠は、大抵河流の水を引きて、灌漑に供するものなれば其所在、概ね河川の流域に限り、其數極めて少なし。今其著名なるもの、流路、灌漑區域幷に灌漑段別を表記すれば左の如し

溝　渠

名稱	流路	灌漑區域	灌漑總反別
正井手	有漢川より引水し、津川村大字八川より分岐して、字庄向より字渡瀬に至る。	津川村字庄及字渡瀬	二五、〇〇〇
立野井手	仝川より引水し、大字八川字郷後より字金岡に至る。	仝村大字八川字金岡	二、〇〇〇〇

相瀬堰	仝川より引用し、大字八川字土井ノ後より字津々久に至る。	仝村大字八川字相瀬	四、〇〇〇〇
森ノ内井手	仝川より引用し、大字今津字森の内を灌漑す。	仝村大字今津字森ノ内	四、〇〇〇〇
大井手	仝川より引用し、大字今津字大井手より八幡下及釜字口に至る。	仝村大字今津原	一七、〇〇〇〇
保寧寺堰	有漢村字茶堂、保寧寺堰に於て有漢川より分岐し、字茶堂、黒木、郷に入り、灌漑用水となる。	仝村字茶堂、黒木、郷、	七、五〇〇〇
雨女寺堰	仝村字稲ヶ市にて、有漢川より引用し、字郷、市場上に入る。	仝村字郷、市場上	六、〇〇〇〇
ヒナ堰	仝村字市場にて、有漢川より引水し、字市場、羽場、信清に入る。	仝村字市場下、羽場、信清	五、〇〇〇〇
陰地堰	仝村字市場にて、有漢川より分岐し、山縣、信清に入る	仝村字山縣、信清	四、〇〇〇〇

黒土用水路	下竹庄村字黒土所在の池水を引用す。	大字黒土	七〇、五〇〇
田土用水路	仝村字田土所在の池水を引用し、灌漑に充つ。	大字田土	九五、六〇〇
湯山用水路	仝村大字湯山所在の池水を引用し、灌漑に供す。	大字湯山	八四、六〇〇
壚川溝	中津井村上中津井壚川泉を引水し、車堰より分岐し、鴨田原に入る。	大字上中津井字鴨田原	八、〇〇〇
天神溝	中津井川を引水し、大字下中津井町裏を通過し、字高屋原に入る。	大字下中津井字高屋原	一〇、〇〇〇
井屋ノ口溝	仝村大字下中津井字須戸井屋ノ口泉を引水したるものにして、字盤川に出て、、灌漑用水となる。	大字下中津井字盤川原	六、〇〇〇

第七章

鑛山及鑛泉

一、鑛　山

（一）實相寺石炭山

津川村大字八川實相寺にあり。明治三十六年試掘せしも、炭質不良にて、遂に廢礦となれり。

（二）大谷鑛山

有漢村大谷字石砂(いしざこ)金山にあり、鑛區拾四萬七百拾九坪あり。銀、銅を産す、明治三十九年十月より四十三年十一月まで試掘せしが、以後休業せり、岡山市天瀨八十八番地安達貞藏外四名、四十五年一月採掘許可を得、仝年四月二十五日より採掘に從事し鑛夫七名を使役し、水は喞筒貳台にて引揭げ鑛石は人力にて運び出しつゝあり、試掘日尙ほ淺く産額未だ明かならず。

（三）長代及金倉銅山

上有漢村長代にあるを長代銅山といひ、字金倉にあるを金倉銅山といふ。鑛區前者は二萬坪、後者は五萬坪あり、一時採掘に從事したりしも、現今廢業せり。

（四）御堂奥銅山

吉川村大字吉川字御堂奥にあり、鑛區一町歩有漢村佐藤晋一の所有に係り、銅を産せるも現時休業せり。

二、礦泉

（一）月原冷泉

上竹莊村大字有津井字月原より出づ。冷泉にして皮膚病、切傷に効あり。

（二）湯塲冷泉

豐野村大字稔字湯塲サザノスに出づ。口碑に傳ふ人皇七代孝靈天皇の御代の發見に係ると、皮膚病、胃病に効あり。

第八章　天産

天産の豐否は、亦た直ちに地方の發達に影響するものにして、人類の進否、實業の隆替等皆是れに關係を有せざるはなし。されば吾人は玆に本郡の天産につき深究を試みんとするに當り、特に此点に留意して記述する所あらんとす。

一、礦物、礦物は金屬中には、唯、銅の一種を産するに過ぎず。非金屬には石炭あり、石灰あり、

蠟石あり、陶土あり、其他建築材として花崗岩の產出するありて、其種類甚だ少きにあらざるが如きも、銅鑛の如きは多くは開鑛に至らざるか、或は一旦開鑛せしものも、鑛質の不良、交通の不便、資本の欽乏等の障害により癈鑛に歸せしもの多しとす。石岩の如きも郡內數所に發見せられしと雖も、交通の便愈增加し、且つ郡內の工業勃興するに至らば、有望の富源をなすに至る可し。殊に、北部の如きは無量の石灰岩層を有するを以て、是等の石灰を開堀して盛に石灰爐を興さば、有利の事業たる可し。

二、植物、本郡の全部半熱帶森林帶に屬し、山地と雖も六百米の高所にあらざれば、溫帶高地森林帶に達せざるを以て、植物種類甚しく饒多なりと云ふを得ず。然れ共、普通有用の植物に至りては松、杉、檜、樅、椎、栗、等の建築材。櫟、楢等の薪炭材を初めとし、果樹には、梨、葡萄、桃、李、杏、柿、柑類等成育し、花卉には、梅、櫻、山茶花、其他桑、茶、椿、桐等あり、黃蓮の如きものあり、竹類の產出にも乏しからず、又松茸あり、而して農作植物に至りては、五穀、蔬菜を始め、煙草等の成育甚だ佳良なりとす。

今、篤學家、吉野善介氏の上房郡植物分布觀の大要を左に揭けん。

本郡ノ植物ハ主トシテ日本植物帶中黑松帶ノ北部ニ屬スル種類ヲ包有ス、郡內山嶺起伏シテ平地ニ乏シキモ里閭耕野ニ富ミ、絕テ高山深谷ヲ見サルヲ以テ植物ノ品種ハ比較的少シトス。

今郡内ニ於ケル植物分布ノ大要ヲ記シ、且ツ形態上並ニ分布上特殊ノ品種ニ就キ略説スベシ。
高梁川及ビ、其支流ノ沿岸ニハかはらはんのき、ねこやなぎ、まるばやなぎ、こゞめばな、いそつゝじ等ノ灌木ヲ見ル。其中いそつゝじハりうきうつゝじニ似テ淡紅花ヲ開キ、蕚片ヨリ粘液ヲ出ス種ニシテ本邦中國及ビ四國ニノミ自生セリ。
田野又ハ路傍ニ於ケル植物ハ、概シテ中部日本ニ普通ナル品種ヲ包括シ特記スルニ足ルモノナシ。別ニ外國ヨリ渡來シテ野生狀トナレル所謂歸化植物ニシテ郡内ニ見ルベキモノヲ擧ゲンニ、まつよひぐさハ河畔磧地ニ繁生シ、ひめむかしよもぎ、あれちのぎく、ハ路傍荒地ニ跋扈シ、しろつめくさ、たちいぬのふぐりハ高梁專賣支局ノ邊ニ發生シタルヲ始メトスベク、かもがや、ひめこばんさう、ほそむぎ等ノ禾本類ハ近年南備ヨリ入リ來リテ松山村廣瀬ノ沿道ニ生スルニ至レリ。
許多ノ山地植物ノ中ひめのだけアリ、のだけヨリ痩小ニシテ白花ヲ開ク、邦内ニアリテ中國ヲ北限トシ、四國九州ニ及ブ。又やまはこべアリ、はこべニ似ヲ莖纖長偃臥シ、花形大ナルヲ異トス、此種モ亦其分布邦内ノ西南部ニ限ラレ、絕テ中部以北ニ見ズ、而シテ両種孰レモ新種ニ屬セリ。
林下陰地ニハさゝくさ、つるありごほし、いちやくさう、うめがささう、ぎんりやうさう、ぢ

かばちさう、わうれん、しはいすみれ、たがねさう、せつぶんさう等ヲ産スル處アリ、而シテ稍濕潤ナル陰地ニハ、ほそばのやのねぐさ、さはこべノ如キヲ見ル。

津川村佐與谷ハ郡内ノ幽谷ナルガ此處ニハ、かうやざゝ、たつのひげ、ほがへりがや、はねがや、やしやぜんまい、えびね、たにぎきやう、るりいちげ、てかんあふひ等ヲ産シ、以テ本郡ノ溪陰植物界ヲ代表セリ。此中てかんあふひハ其産地中國ノ外ニ出デザルガ如シ。

陰濕ナル岸壁ニハ、往々ひならんヲ著生スル處アリ、蕞爾タル蘭品ニシテ莖本ニ一葉ヲ有シ、淡紅色ノ細花ヲ綴ル。邦内西南部ノ特産ナリ、又ちとせかづら岩上ニ攀援スルモノ多シ、常綠ノ藤本ニシテ披針形全邊ノ對生葉ヲ有シ、黄色ノ小花ヲ開キ、圓實ヲ結ブ、此亦中國ノ特産ニシテ輓近世ニ發表セラレシ一新種ニ係ル。

山林植物ニ就テハ、臥牛山ノ所産ニ據リ以テ郡内林木ノ一般ヲ推知スルニ足ラン。而シテ全山ノ樹木ハ實ニ百數十種ノ多キニ達シ、其中みやまがまずみ、いたやかへで、こはうちはかへで、さが、けんぽなし、かなくぎのき、ごんずい、かごのき、しろばなうんぜんつゝじ、まんさく、あさだ、やぶにくけい、からすざんせう、こばんのき等アリテ能ク温暖兩帶ニ亘ル樹木ノ種類ヲ網羅ス、其下草トシテハいはたけさう、けまるばすみれ、あかねすみれ、いなもりさう、つるありごほし、うめがささう、しやくじやうさう、ひめがんくびさう、さいはいらん、

みやまうづら等ノ興味アル陰草類ヲ生ゼリ。
山林植物中稍注目スベキモノハかざぐるまノ野生ナリ、此種ハ臥牛山、佐與谷、狐谷、八川等ニ於テ屢〻見ル所ニシテ、元來觀賞植物トシテ汎ク栽培セラルヽモノナレモ之ガ野生地ハ邦内ニアリテモ僅ニ兩三地ヲ知ラルヽノミ。
次ニ郡内ノ高地ニ於ケル植物トシテハ乾地ニアリテハかせんさう、うめばちさう、まつばふんじん等ニ依テ代表セラレ、濕地ニ於テハひめしろね、みづおとぎり、みゝかきぐさノ類、もうせんごけ、こいぬのはなひげ、ぬまがや、ときさう、おほいぬのひげ、さわぎゝやう、くされだま、ゆうずげ、こおふゆり、あやめ、みづぎぼうし、よし、まこも、さはたうがらし、あをがうそ、おふすげ、さぎさう等諸種ノ濕草類ヲ以テ特殊ノ群落ヲ作レリ、此等ノ狀態ハ高梁町ノ東方山嶺ヨリ連亘セル竹莊臺地又ハ上水田村字井殿、中津井村屹山ヨリ津川村木野山ニ至レル一帶ノ山脈上ニ睹ルヲ得ベシ。
終リニ各流域ニ於ケル水草或ハ濕草ニ就テ其特生分布ノ一例ヲ記サンニ、宇甘川流域ニ於ケル、かものはし、うきやがらノ如キ、備中川流域ニ於ケルほざきのふさも、ふぢばかまノ如キハ何レモ他處ニ於テ見ル能ハズ、是レ極メテ興味アル現象ニシテ各植物ノ生態的ノ性質ト分布上ノ關係トニ因ルモノナラン。

郡内ノ食虫植物ハ本邦ニ於ケル普通品ニシテ下ノ五種アリ。

一、もうせんごけ、　　高地ノ濕地

二、みゝかきぐさ、　　同上

三、むらさきみゝかきぐさ、　　同上

四、ほざきのみゝかきぐさ、　　同上

五、たぬきも、　　水田、沼澤、

其他以上ニ漏レタル分布上注目スベキ植物數種ヲ擧グレバ、

一、かたくり、邦内中部以北ノ地ニ分布ス、下竹莊村字神原、中津井村屹山々麓等ニ産ス。

二、ばいくわも、一名うめばちも、方言うだぜり、邦内中部以北ノ寒流ニ生ズ、本郡ニアリテハ中津井村及呰部村ニ産ス。

三、りうきうこざくら、一名こけさくらさう、水田村ニ産ス、可憐ナル小花草ニシテ邦内ニアリテ中國ヲ北限トナシ四國、九州ヨリ琉球ニ分布ス、初メ琉球ニ發見セラレ因テ名ヲ得タリ。

四、けぐは、方言ヲやまぐは、ト稱ス、然レドモ、やまぐはノ名ハ普通桑ノ山生品ヲモ呼ビ混雜スルヲ以テ新ニけぐはト命名セラレタルモノニシテ其葉稍厚ク花部ト共ニ絨毛ヲ被ル、

明治二十八年初メテ長門ノ一角ニテ採集セラレ、松村博士之ヲ學界ニ發表セシモノニテ中國ノ外紀州ニ產ス、郡内ニテハ水田村附近ノ山林ニ見ル。

五、なつあさどり、明治三十二年予初メテ之ヲ川上郡ノ山地ニ採集シ、明治三十五年ニ至リ、牧野富太郎氏ニヨリ、エレアグヌス、ヨシノイ、ノ新學名ヲ以テ學界ニ公表セラル、方言なつあさどりノ外、五月あさどり、ばんば等アリ播州、作州ニテハ、へそつきト呼ブ由、邦内ニアリテ中國以外未ダ其產地ヲ知ラズ、郡内ニテハ隨處之ヲ見、敢テ珍トスルニ足ラズ。

六、あふひかづら、鴨跖草科ノ蔓本ニシテ心臟形ノ葉ヲ有シ夏日葉腋ニ小白花ヲ開ク、雄蕋ニハ特異ノ毛茸ヲ具フ、果實ハ苞ニ包マレ三稜ヲ有シ略すみれノ果實ニ似タリ、此種ハ海外ニ於テハ支那ヨリ緬甸、ヒマラヤ山ニ亘リテ分布スルモ本邦ニ產スルコトハ從來知ラレザリシガ明治三十六年予之ヲ阿哲郡矢戸附近ノ地ニ發見シ、由テ本邦亦之ガ產區トナレリ、此珍希ナル植物ハ本郡ニ於テ中津井村及ビ水田村ニ產スルモ所生ノ區域廣カラズ、斯學ノ爲メ宜シク保護ノ道ヲ講ジ其絕滅ヲ防グ可キナリ。

三、動物、動物は植物の如く、溫度、雨量等の制裁を受くる事少なく、且つ能く自然の狀態に適應して生活に便利なる地を撰んで終始移動するを以て、本郡特有の種類を有する能はず。唯豐野

村天福寺近傍の溪間に產する鯢魚は、（時として丈餘に及ぶ）本郡の特產にして發生上頗る奇異なる經過をなし、動物學上有名なるものなり。此の如き巨大なる兩棲類は、地質時代を除きては地球上產出する所なしと云ふ。其他普通の野獸たる鹿、猿、狐、狸、狢、兎、鼬、黃鼬、むくろ、川獺等の外に鷹、鳶、雉、鸛、鴨、雁、鶺鴒、ごはさぎ、鳩、啄木鳥、杜鵑、より、白頭鳥、伯勞、鴉、怪鴟雀、天鸛、繡眼兒、燕、鵜鴿、鶯、山雀、雲雀、鷸、鵯等の鳥類あり。魚類は、高梁川の鮎最も著名にして、鯉、鮒、鰻、鯰、鱒、鮠、ギギ等あり。高梁川に產する手長蝦は、淡水產の蝦類として良好の種なりしが漸次絶滅に歸せんとせり。而して少しく人力を加ふれば牛、馬、羊、豕より家鷄、家鴨、鵝鳥、七面鳥等の牧畜動物より、蚕の如きも良好なる成育をなす。

要するに本郡の天產は甚だ天惠に厚しと云ふを得ざるも、亦普通人生の必要を欲ぐにあらず、天產の配布は中以上に位するものと云ふ可し。

四、概論、以上本郡の自然的狀勢を探究せしを以て、今之を概論し以て其局を結ばんとす。抑本郡は中國の山地に介在せる一區域にして、四面繞らすに山岳を以てするが故に、社會の惡弊の浸入する事少なく頗る武陵桃源の趣ありて、獨立の思想を涵養するに適せり。然れども地狹隘にして廣袤大ならざるを以て、縱令山河の形勢、幽麗妙美にして奇勝の探るべきもの少しとせされども、天然の境遇凡て小規模にして、山岳峻抜多く曠野平原少きが故に、交通の不便を感ずる事少からず。

然りと雖も、亦之れが爲めに降水の量を增し、水源を涵養せしめ灌漑の益を與ふる事少からず。川流は其數に乏しからざるも、概ね涓滴の細流にして、微かに漕運の便をなすものは、一の高粱川あるのみ。地質上の組成は中位を下らず、土性の如き頗る生產に適し、肥瘠相半すと雖も、平原曠野に乏し。氣候概して中庸を得、寒暑共に甚しからず、人身に適すと雖も、北部及高地の冬期は頗る冱寒にして、南部特に高粱町に於ける夏期は比較的炎熱なり。天然は富饒なりと云ふを得ざるも、亦普通人生の用を充たして剩餘あるに至らしむ。要するに本郡は一得一失の歎あるを免れずと雖も之を他の地方に對照して造化の恩惠に浴する事小なりと云ふを得ず。斯の如き自然の境遇にある本郡の住民は、如何に其自然を利用して人事の發展を計りつゝあるか、果たして實業を勵み、公益を興し、目前の小利を棄てゝ、永遠の長計を立て、一郡の發達進展を來し、進んで國家の膨脹に貢献し、社會の進運に寄與する所あらんとするの勇氣と識見とを有するか、是等は以下第二編の條に於て研究せんとする問題なり。

第九章　名勝

一、臥牛山

臥牛山は高粱町の北方にあり。高さ一千五百八十四尺、山上に松山城址あり、一名を老牛伏草山と

もいふ。仁治元年秋庭重信此地に城壘を築き、爾來幾多の變遷ありて、元和元年に至り、水谷勝宗其一城を修築し之に據る、現今の殘壘之れなり。山は大松山、小松山の二つに分る。山麓より頂上まで登路羊腸迂曲長さ十三町餘あり。四圍官林に屬し、樹木欝蒼たり。四季の風光絕佳なれども、殊に秋季朝霧の晴れ間又は夕陽に映ゆる紅葉の錦、蒼々たる古松を点綴せる有樣は頗る奇絕なり。

（詳細は城蹟史參照）

新續古今集備中國松山　　權大納言忠光

十かへりの花咲きぬらし松山の梢を高みつもる白雪、

續松葉和歌集　　宗惠

白雪のけさめつらしく降りそめて友松山の松の梢に、

吉備物語

松やまに巣かくる鷹やみどり丸

老牛伏草山歌　　奥田盛香

名號修古傳、老牛伏草山、老牛不見老伏草不食草、惟是天地浩蕩中、函取陰陽氣無窮、君不見、蝸牛頭上雙尖角、二國爭戰蠻與觸、甚殊老牛頭戴城、鎮護一方輔州牧、又有古城元天間、批上

兵亂不得安。一旦傾覆三村亡。如彼蝸牛觸與蠻。懷舊時登覽。基空堪悽慘。宜哉吳子言。在德不在險。元和後四海太平。水氏之時擬今城。城主幾代替。吾君中葉世。移封此地來。如今踰百歲。金湯近境無比肩。士心兵革覺益堅。可知清門奕世治。地利人和得兩全又不見。石牛水木牛名亦假。昔時一旦成功者。不如老牛伏草山。長與國家共壽安。

備中誌松山城主次第考に曰く

松山城開基の時は、大松山而巳に城あり、其後大松山、小松山、天神丸とに各城有り、天正年中三村元親落城の後は三城共廢したるを元和元年水谷左京亮勝宗矦の時に至て小松山の城を築せ玉ふ。是れ今の城址也。大松山の大池の崖谷に辨天の祠あり。小松山の北の方の峯に天神の祉あり、是天神の丸の跡なるべし。此城の名を老牛伏草山と云、何れの時より名付しにや知れず、其形を見んと欲せは、八長の不流堂のまへに牛追谷と云處あり、此所より望めば老牛の臥す形ありと云、故に臥牛山とも又牛山とも云ふなり。

備中府誌、吉備集成志等に載す、曰く

朱雀帝天慶二年藤原純友が反せし時、楠正成が十六代の祖橘經氏と云し人、軍功の賞として備中、河内両國を賜はり、嫡家は河内を領し、庶流は備中を知行して此城を築き住し地の名を取て高橋と稱す、經氏數世の後高橋判官長綱平家に属し、壽永三年木曾義仲追討五人の一也、其

後九郎左衛門尉同舍弟大五郎云々と見へたれども天慶四年純友征伐の賞に備中を賜はりし事は小野好古なるは諸書に見ゆ、同功にて同國の任賜はらん事受かたし、殊に此時は郡縣の制にて任國三四年或は五七年にて他に移りたれば經氏か子孫此城を世々にせしと云は、今封建と思ひ違へるにや、好古か後備中守に任せられし次第は、加陽郡國府條にて知るべし。故に今之を取らす秋庭重信を以て當城開基と爲もの也。

二、高梁川納涼

東に臥牛山を眺め、西に方谷林を望み、其間を南流せる高梁川の清流に、涼船を泛ぶ興深し。

隔岸簷墻閃夕陽、　傾壺沙際綠苔香、　賴　襄
秋溪一半青山影、　分付遊人納晚凉、

七月十五日夜高梁川泛舟　賴　襄
夜久維舟取熟衣、　溪城秋早露華滋、
此間誰信廬陵句、　月色如霜不粟肌、

奥田樂山曰く、高橋を高梁と書は漢土晋の地に高梁と云處有に據しものなり。

高梁川の眺望四時共に佳なりと雖も、夏秋の交泛舟納涼最佳也とす。次ヨ拙詩を出すは、聊土風を記するに換るのみ、見る人狗尾續貂と嘲らんは余が甘んずる處也。

春日高梁川泛舟　　樂山香　奥田盛香

乘霽春流買一艇、　遡洞柳岸又花汀、
溪山好處頻停棹、　可抵蘇家擇勝亭、

辛丑七月十六夜同諸君泛舟高梁川　　奥田盛香

天保辛丑歳、秋七月既望、欲レ續二赤壁遊一、諸彦共乘レ舫、解レ纜離二岸樓一、繋汰向二遠州一、忽覺消暍氣、滿襟涼如レ流、晏天無二點翳一、忻得二萬里霽一、咏歌又哦レ詩、口占任二粗細一、昔有二洞簫客一、今拜笛與レ笳、杯盤也狼藉、知不レ耻二蘇家一、汗漫傲二大塊一、沿洞縱二進退一 遠鐘巳四更、興酣生二感慨一、憶昔老牛城、（松山城名）城主幾變更、當二三村氏世一、風流擅二英名一、（三村元親學二和歌於細川幽齋一閑雅人）板蕩元天際、割據競二兵勢一、惟有二吶喊聲一、絕無二衣裳會一、偏傳相研書、喋血溢二記辭一、未聞泛二梁水一、横レ槊賦二一詩一、吾儕是何幸、托二生聖世靜一、友人爰相將、吟遊弄二清影一、

三、櫻の堤

松山村高倉山の麓、高梁市街の南入口、高梁川の清流ゐ沿ひて街道の兩側に數町に亘る一帶の芝生堤あり。これ櫻花を以て名ある櫻の堤(ツヽミ)なり。古はむくげがきといへり。現松山村長莊直温日英同盟祝賀紀念として明治三十七年高梁町の風景を添ふる爲め、櫻樹數百本を街道の兩岸數町に植へ付けたるものなり。其品種は吉野櫻最も多く、八重櫻、又淺黄櫻等の各種とす。滿開の頃は紅白枝を交へ、

白雲靉靆として爛熳たる花アーチの如く其間を逍遥する時は、芳香馥郁、轉た仙郷に遊ぶの想あり。春時は觀客群衆熱鬧し、茶店酒肆などを設け、頗る雜沓を極む。

俗　謠（高梁名所）

高梁名所で見せたいものは　櫻の堤に城山紅葉

夏は涼しき川原の涼み　外にないぞへ蓮華寺の雪見

四、高　倉　山

高倉山は一に下山ともいふ。松山村にあり、標高四〇〇米高梁市街瞰下に見ゆ、此方遙かに伯の山々を望み、風光佳なるを以て古來名高し。多く葛を產す。

高倉山眺望　　　　奥田樂山

夕陽斜照市城明、阡陌縱橫砥樣平、

這裏蚩々如蟻動、細看寸馬豆人行、

新千載集村上天皇御時天慶九年大嘗會主基方備中國高倉山をよめる　　よみ人しらず

雲の上に萬代とのみ聞ゆるは、高倉山の聲にそ有ける

詞花集　後冷泉院御宇大嘗會主基方御屛風に備中國高倉山にあまたの人

花つみたるかた書たる處によめる

藤原家經朝臣

打むれて高倉山につむものは、あらた成よの富草のはな

後三條院治曆四年十一月大嘗會和歌集主基方備中國十一、十二月

高倉山白雪多積　前筑前守從五位上藤原朝臣經衡

しら玉のちりといふなる雪なれば、高倉山に降ぞつもれる

續松葉和歌集　宗惠

君か代に猶指そへん富艸の、高くら山も處せきまて

今所今歌集　本居大平

秋ごとの瑞穗の稻を摘としの、かぎりもあらじ高くらの山

夫木抄　永口元年大嘗會御屏風に高倉山の麓に人間家門田に稻有と云　前中納言匡房

君が代は賤が門田に刈る稻も、高くら山にみちぬべきかな

備中府志に　正家

たか倉の山の麓の里なれば積置稻の數もしられず

五、鷄足山

松山村にあり、海抜一千九百三十二尺餘、北に伯の大山を望み、南内海を見る。眺望絶佳なり、山頂に五嵒、皷岩、亀岩、阿房嵒、猿岩等の奇岩あり。秋は初茸を多く產すといふ。

登山一詩　　奥田樂山

多岐山路遇人尋、　鳥外擧來雞足岑、
絕頂封丘何世禪、　惟敎遊客縱登臨、

備中誌に曰く

鷄足山に登るに松山岸の上より山溪を攀て、八九町、大久保といふ處に至る、人家五七軒田畑等もあり、小川有て廣瀨高地谷に落る也、河源は玉阪などいへる處より落合なり、此大久保より又五七町登りて米山といふにいたり、爰にも人家小庵など有て田畑等あり、此處より又五七町登りて絕頂に至る、北は伯耆の山〳〵より、東西はもとより南手に岩屋山など眼下に見渡せり、遙かに讃岐の海も見へたり、實に此あたりにての高山なり。

鄉俗七月二十六日の夜此山に登りて月の東海より出るを望み、三尊の彌陀を拜すといへり、奇觀といふべし。

六、松原山

松山村八幡神社附近の丘陵なり、四季風光佳なるを以て古より其名聞ゆ。昔は、其麓、官道となれることと古記にて知らる。

風雅和歌集備中國　　院御所

村雨のなかは晴れ行く雲きりに秋の日清き松原の山

伏見院

軒ちかき松原山の秋かせに夕暮清く月出てにけり

大嘗會和歌集、後一條院長和五年十一月二日主基方備中國甲帖正二月

松原　　善滋朝臣爲政

松原にむれゐる鶴の千代をなみ、あらひかねてそ君にゆつりつ

後三條院治暦四年十一月主基方備中國

五六月　松原樹下行人駐駕　　藤原經衡

大嘗會和歌集村上天皇天慶九年主基方備中國風俗神歌

常磐なる松原山の深みとりふかくそ頼む君か千とせを

秋風集に云建久九年主基方備中國

色かへぬ松原山の影よりもしけきは君かめくみなるらん（一説になりけりとあり）

松原の山は時雨のあともなし殘る夕日の雲やそむらん　　宗　　惠

七、八重籬公園

高梁町字内山下臥牛山麓ふあり。園内に八重籬神社を祭る祭神は藩祖板倉勝重及ひ板倉重宗ふして、境内に櫻樹、梅樹、其他花卉奇岩を布置し、板倉勝靜、山田方谷、熊田怡、進鴻溪、大石如雲、等の碑を建設し、小亭を設け風流瀟洒たる高梁町の公園たり。

八、愛宕山

高梁市街の東、松山村にあり、山上に長運寺あり、幽邃閑雅の別天地たり。四時の風光愛すべし。

九、廣瀨梅林

松山村字廣瀨にあり。後に高倉山を負ひ、前には一帶の藍を流せる高梁川に臨み、高梁町の南三十町街道に沿ひ、怪岩巍峨たる間に數百株の老梅林あり、これ有名なる廣瀨梅林なり。若し夫れ開花の候に會すれば、矚目盡ゝ花ならざるはなく、遠く望めば白雲山腰を廻るが如く、近く翫べは香雪の裏に佇むに似たり。衣香鬢影、觀賞の士女、遠きを辭せずして麕集す。花下酒を鬻ぐもの、茶を售るもの多く、以て其盛觀察すべし。

俗　謠（四季）

春の花見は廣瀨梅林八重雛櫻
夏は大川凉み船、　秋は紅葉の愛宕山
冬城山雪見酒

一〇、松蓮寺不老松

松山村松蓮寺境内にあり。樹齡千餘歲、千枝爭重、萬朶競橫、蜿蜒として園內に蟠り、千秋の翠色滴るが如く、十八公の容姿、自ら凡庸を離れ、不老松の名高し。

一一、高梁八景

鷲峰　中村長遷

青木夜雨

溪城南去路方平、青木津頭未放晴、
夜雨蕭々人不見、水聲唯有和松聲。

愛宕秋月

西風吹霧白雲開、吟步南郊往復還、
仰見宕峰秋月上、爽凉如水浸溪山。

蓮華晚鐘

家業纔終日已春、簷端傾酒興情濃、
入詩隱々鳴何物、數杵蓮華寺裡鐘。

轟橋歸帆

桃花水暖出柴扉、四面春山帶落暉、
歩到轟橋々上望、歸帆幾葉蹴波歸。

松原晴嵐

午餐纔了出茅庵、城北郊南任歩探、
往到松原山一角、吟眸無處不晴嵐。

綿舍夕照

綿舍津頭棹晩航、春江水暖百花香、
西山凹處留殘照、芳草如煙籠野塘。

高倉暮雪

吟筇懶復出城闉、凜々北風吹起塵、
高庫山頭三寸雪、衢未許返青春。

八長落雁

八長村落放秋晴、紅葉白雲一樣清、
日暮嫦娥將出處、數行鴻雁下江鳴。

高梁八景

陽州稻本

愛宕秋月

暮雨新晴處、惠然明月浮、
城中秋若水、萬戸桂香流。

高倉暮雪

城南何所見、積雪滿高岑、
欄頭白衣叟、日夕伴吾吟。

轟橋歸帆

青山澹如夢、人立小橋傍、
江樹疎々外、歸帆帶夕陽。

蓮華晩鐘

蓮華水西寺、山北臥牛城、
隱々鐘聲度、蒼然暮色橫。

八長落雁

長堤人不見、殘夜月斜西、
淺水蘆花外、行々雁影低。

青木夜雨

夜雨何邊好、人言梁水潯、
古關松一樹、臨岸試龍吟。

綿舍夕照

曬網長洲外、漁翁去那邊、
沙禽鳴戞々、流水夕陽前。

松原晴嵐

山城似山中、人在古瀟湘、
日暖松原路、晴嵐十里長。

三、木野山

高梁町の北二十町、津川村大字今津にあり。海拔一千七百〇九尺の山頂に木野山神社を祠る。高梁市街眼下にあり、北方遙かに伯の山々呼べば將に答へんとし、風景絶佳なると、疫癘熄滅の神德著

しきとにより四季登山の人多し。

三、鳴　戸

高梁河の水流、川面村鳴戸の峡に至り急斜流をなす町餘、奇岩溪石の間を流下し、其激するや、恰も白駒の躍るが如く、水沫高く銀を吹きて、岩碎け玉飛ばんとし、轟然雷の如く、人をして聾ならしむ、其響附近數里に及ぶを以て古來阿波の國鳴戸と比して今日の地名をなせしといふ。近來此峡を利用して簗を架し、年々鮎鯉鰻の漁獲をなし數千金をあぐるといふ。

四、祇園寺老杉

巨瀬村祇園寺境内にあり。樹幹高く天を衝き、全長約二十五間、周囲二丈七尺四寸枝葉繁茂欝蒼たり、此名木は今を距る千餘年前弘法大師地方巡敎の際、躬ら栽植せしものなりといふ。

五、壙川の泉

中津井村大字上中津井字壙川(一名平田)にあり。往古時刻を期して噴出せしといふ。之を「中井ノ泉」ともいへり、故に近郷を中井の鄕と稱せしことは舊誌の記す所にして今尙多量の淸水を噴出せり、此泉往古は間歇噴泉なりしも石灰石の水蝕作用の爲め「さいほん」作用を失ひしものならんか。

夫木集に、

千とせふる御調備ふる我君の中井の水の年經たる哉

とあるは此泉を詠めるなり。

一六、彌ノ洞穴

呰部村大字下呰部字岩屋にあり。洞中に八十八ヶ所の石佛を安置せり、入口の窪み縦五尺橫四尺、大日如來の像を刻みあり、空海上人の作なりといふ。

一七、鐘乳竇

上水田村字井殿にあり。高粱町より北五里とす。竇は凡て石灰岩より成り、洞口、西北に向ふ。高さ三間幅一間餘、洞内は漆黑にして、入るに隨ひ漸く低下す、匍匐して天然の隧道を過ぐれば穴再び濶く、平坦なる所、方六七間高一丈乃至二丈あり、松火を點じて入れば、天然の奇形物あり、參差として出づ、其幾千万なるを知らず、立てる者、臥せるもの、圓きもの、方なるもの、或は人、或は鬼、鳥、獸、怒れる如き者、驚ける如き者、眞に千差萬別の形を有せり。其形によりて名あり、神床、釜の段、千町田、五重の塔、天の逆鉾、天の岩戶、鐘石、鬼の豆石、七畦田、天柱等は其重なるものなり。洞の極まる所に小隧道あり、匍匐する一間餘にして再び廣濶なる洞穴あり、されど古來恐れて此の洞內を探見せしもの少しといへり。又別に二階となりて廣き所あり、之を千疊敷といひ觀覽し得、此竇は古來著名の洞穴にして、四季遊覽の人跡を絕たず。

南谿の西遊記には、水田領の山中に、俗にカチチ山と稱する洞穴あり。鐘乳をカチチといふと

いへり。此鐘乳山は上水田の字井戸尾に屬し、井殿（井ドノ）岡とも稱す。即ち延喜式「英賀郡、井殿鐘乳穴（井ドノカネチノアナ）神社」とあるもの此に存す。三代實錄「貞觀元年、典藥頭出雲朝臣峯嗣、於備中國採石鐘乳」とあれば、此時より官祭ある歟、

和名抄云「新抄本草云、石鐘乳、出備中國英賀郡、和名以之乃知」と、イシノチと訓むを正とす、然れども延喜式鐘乳と載す、鐘は鍾の譌なれど、譌字につけて古へよりカチノチとも呼びしや、亦明白とす。延喜典藥式に備中國進貢年料雜藥の中に石膏六十斤鐘乳床六十斤とも載す、此鐘乳穴今洞口高三丈、廣二丈奥に入る數十間にして、穴漸窄まり、其隧道の終極を探りしものなしと稱す。

國郡今そさかねむ泉井のきみが御代にはたねじとおもへぼ

〔大嘗會歌集、治曆四年主基方備中國泉井〕

名勝考云、泉井は井戸の鐘乳穴神のおはす地の、泉井を名所とする歟、他に川上郡小泉村、下道郡有井村にも泉井ありとも云ふ。

壬子之夏、自作州歸、取路備中井殿嶺、入鐘乳穴、々人擕束篠長竿及燧、而先導、下嶺得壑、洞門在南壁、廣容人、始投、奇寒氷肌、稍入左折、深黒如漆、穴人乃敲燧束火、目鏡頓豁、渺然如入別世界、審視之、有楕者、脩者、或人、或鬼、或鳥、或獸、怒若者、驚若者、如雙虎相

噬者、如兩牛相角者、如百蛇相交纒者、如悍夫張拳相毆者、時聞錚然有響、乳之滴也、其餘大竈一、小竈一、釜二、笠二、餅甑二、爼一、餠碪二、鐘一、浮圖數十、幡數十、柱數十、吁數、形皆區眞、實天下之奇觀也、穴人曰、公等欲見天堂乎、乃着火竿頭、稍々乎擎之、擎至空際、彷彿見如諸佛菩薩、駕紫雲降者、怪亦甚、只恨火力短、目不了了而巳（耻庵文草）

（日本地名辭書參照）

一六、方谷園

中井村大字西方、近代の碩儒山田方谷の墓畔にあり。時の上房郡敎育會總理妹尾經時、主唱して、偉人の遺跡保存維持の方法を講し、公園を設けて其英靈を慰め、遺德を不朽に表彰し、後昆をして矜式する所あらしめ、以て世道人心を正し、風敎を維持せんとし、明治四十一年五月上房郡敎育會に諮り、貳千金を醵し、三星霜（四十三年六月）を經て庭園を築造せしものにて、名つけて方谷園といふ。園地凡そ七百坪、後に靑山を負ひ、前は西方川の淸流に臨み、奇木珍草を栽植し泉石を布置し、碑を建て、亭を設け、靑山白水の間大に風致の美を裝ふ。加之墓に沿ふ一帶の山には、梅林あり楓林あり殊に櫻樹は千有餘株、雜然林をなせり、若し夫れ春風駘蕩の候に會すれば、嘱目盡く花ならざるはなく、白雲靉靆として芳香馥郁轉た仙郷に遊ぶの想ひあり。之れを以て偉人の流風遺德を追慕するの士女、遊覽の文士墨客四時絕にず、偉人の遺德千載不朽なるに至れり、

本園設置ニ付キ三島中洲ノ詩ヲ左ニ記ス

鄉黨不忘師德恩、　晨昏掃墓艸無痕、
鄭丘孔樹傳千古、　山擁四方々谷園。

今左に方谷園設置趣意書及經過、並に園碑、々文を揭けん。

方谷園設置趣意書

古語に曰く、深山大澤龍蛇を出すと、我上房郡中井村（舊阿賀郡西方村）の地たる青山四周して白水長へに流れ秀麗の氣鐘る所一世の偉人山田方谷先生實に此間に生る、先生幼より穎敏四歲にして書を能くし、五歲にして學に就き、十四歲にして夙に述懷の作あり、世以て神童となす、春秋二十五、初めて時の藩主板倉侯に抜擢せられ、藩學有終館に學頭たり、後東遊して蘊蓄益々深く是より王氏の學を宗とするに至る、三十三歲歸來再び有終館會頭を拜命し、傍ら家塾を開きて子弟の敎育に從事し、躬行範を垂れ、孜々として倦ます、各其器を大成せしむ。故を以て門生雲集し、名士輩出するに至る。爾後多年君側に侍し、經營慘憺大に藩政を改善せり、又以て尋常俗儒の比にあらざるを知るに足る、晚年致任して後は、復世事を聞くを厭ひ、專心一意育英の事を樂む。鄉里長瀨に家塾を開くや、從遊の士、五畿七道より來り集り塾舍立ところに滿ち、咿唔の聲を絕たざりき、盛なりと謂ふべし、明治五年備前閑谷黌の再興に當りては、其招聘に應し、爾後

時々往て督學せられ、又美作門人の請を容れ、大戸の知本舘をも督せられたり。其學深く、德崇き其効績の顯著なる豈に吾人の多言を要せんや。先生歿後、茲に三十餘年、其流風遺德今に至るまで吾人をして感奮興起せしむるもの尠からず、殊に現時敎育界の趨勢人格の修養に重きを措き、武士道の精神に期待する所多大なるを以て、模範的偉人を渇仰するや、最も切なり。是に於て、先生追慕の念轉々禁する能はず、即ち本敎育會主催となり、先生墳墓の隣地を買収し、新に庭園を設けて、方谷園と命名し、樹木を栽植し、泉石を布置し、園碑を建て彼の青山白水の間、大に風致の美を装ひ、一は以て先生の英靈を慰籍し、一は以て後昆をして矜式する所あらしめんとす、世の有志諸彥奮て此擧を賛せられ、所期の目的を達することを得せしむれば、豈に獨り、本會の光榮のみならんや敢て微衷を披瀝して大方の賛助を請ふと云爾。

明治四十一年六月

發　起　者

私立上房郡敎育會總理　妹　尾　經　時

同　　　　　　會長　壚　見　東　八

太田繁太郎、山根楊治郎、三村高右衛門、桂泰治郎、中村藤平、金岡助九郎、蓑内鑛一郎、莊直温、森川通男、横見源藏、西村清馬、中西英一、野口喜太郎、柴原宗助、河原李次郎、横見

吉太郎、大月莊太郎、西菊藏、池上慶次郞、豐田正憲、中空亮、戸田只一、野山時太郎、片山要一、酒井駒吉、齊藤良三郞、杉圭三九、山根猪作、莊寬一郞、日高球治郞、佐藤辰藏、吉岡熊雄、太田鹿五郞、平井喜多次。

かくて、四十二年極月築庭技師作州津山の住、岡嶋亀吉を聘し、實地につき設計せしめ、四十三年三月末日愈々工事に着手し、爾來、土石を運ふもの、樹木を植うるもの、山を築き、池を堀り、亭榭、噴水を設くるもの、往來織るが如く、六十餘日、幸に天候宜しきを得て、工事大に進捗し、五月三十一日全く工竣る。園地面積約二千坪、亭舍七棟、曰く原泉、曰く無息、曰く愛日、曰く霽月、曰く晩翠、皆先生平素の思潮に因みて名けしなり、庭石三百五十餘箇、松柏檜杉櫻桃梅楓躑躅等の植樹一千三百餘本、四時花を絶たざらしむ。人夫一千五百餘人、費金壹千八百六拾餘圓を要せり、是れ實に七千五百餘人の同情より成れるものとす、豈に又盛ならずや。

方谷園記碑

方谷山田先生之墓在備中上房郡中井村西方山谷中、而四方景慕先生學德者、展拜不絕、於是郡長妹尾經時與郡中敎育會及先生門人謀、醵金購近傍山田數百步、布泉石、植花木、以爲展拜者游息之所、名曰方谷園、遠徵毅記、毅曩爲先生建碑藩祖廟側、又表遺跡於刑部、記其學德功績、無已則有一焉、先生幼聰明、好學善書、有神童稱、人問其志、則曰治國平天下、既長仕舊松

山藩主板倉氏爲執政、釐財務、隆文武、饒士民、治績高一時、旣而藩主爲幕老、欲輔之大有所爲、韓國違約、則建征討之策、朝廷許開港、則建白曰非合併二三隣邦難與歐美對立、其言皆不行、未幾幕府亦癈、先生老後每歎曰、吾爲國謀皆行、爲天下謀不一行。然及王政隆興、二出兵與淸露戰、遂併臺灣樺太之地、韓國歸我保護、租借南滿、始能與歐美對抗、天下治平、與先生所曾策合、謂之先生平天下之志不行於幕府於行王朝亦可、先生而有知、必當感喜於泉下矣、先生學出王陽明、陽明之學以立志爲本、非先生自幼立志、則安能如此然則世之景慕先生者、不可不先立其志以法先生之德業也、乃記以詒展拜者云

門人東宮侍講正四位勳二等文學博士　三島　毅　撰

陸軍騎兵中尉正五位勳六等子爵　板倉勝貞篆額

門人　近澤則之男順則謹書

明治四十三年五月

一九、牛王瀧

巨瀨村字陰地にあり。長石多量の花崗岩の急斜面地にて、高さ數丈、中途二段となれり。湫二尺許。脊禿山より流るゝ水、飛沫迸り、淸冽掬すべし。下流に、牛王祠あり。森林両岸を掩ふて、夏時の

興趣一層なり。

二〇、砂防山

巨瀬村粧田山の西方、脊禿山あり。山腹に高さ、六尺毎に芝を巻き、若松を植う。砂白く松緑にして一望畵圖の如く、眞に仙境に遊ぶの思あらしむ。

二一、柳橋

巨瀬村字大渡にあり。夏時の納涼に宜しく觀螢の勝地たり。

二二、祇園寺の朝景

巨瀬村祇園寺の朝景は、曉雲曚々、山腹より起り、滿眸滄海の如く、恰も雲橋に立つの想あり。眞に遊化三昧の境たるに負かず。

二三、梁川園

故綱島梁川の鄉地、有漢村廣峰神社の境內に、村內有志の發起にて設置せるものにして、位置、高燥、眺望佳にして、春の櫻花、秋の楓葉は、轉た仙鄉に遊ふの感あらしむ。

二四、有漢八景

有漢村に八景として古來傳ふる處あり。今詳ならず、されご漢虹橋の螢、水月庵の月、有漢富士の雪景、（大藏山の異名）大平山の遠望、（郡中第一の高峯）鈴岳神社の櫻花等は、何れも名あり。

二五、男瀨淵　俗、根谷淵といふ

上竹莊村字猿目、才與谷川の上流、猿目橋の上方にあり。高丈餘の瀑布の湫にて、二間四方、深丈餘旱魃の時は俺朶、藁、大石等を以て埋め降雨を祈れは大雨降ること奇特なりと云ふ。

備中誌に曰く。

竹ノ庄に雩の穴有。口貳間四方深き事限あらず、男瀨淵と云、此淵を埋る時は、大雨降事實に奇特なり。寛政元年雨乞に此淵を埋とひとしく大雨にて川筋玉島洪水せしも此時也恐ろ敷事いふ計りなし、此大雨より石を以て埋たる穴忽ち元のごとく松山より柳村へ行道出口の茶屋より一里計り奥なり。

天保十年の夏旱魃所々名山に祈りて雨乞の法秘術を盡し丹誠す、此時此淵にも例のごとく埋しかども更に其時には雨降事なし、年によりて應不應有事にや。

二六、水溜石

上竹莊村大和山城跡にあり。方丈餘、中央に凹處あり、常に清水を湛へ、曾て涸れすと云ふ。

二七、峽門（ハサマト）

中井村大字西方字市塲にあり。石灰岩の絶壁にして、其間、一の逕路を迂廻し、八十八ヶ所の石像大師を安置せり、秋季の月色、紅葉共に佳なり。

二八、折瀬戸

中井村大字西方字上野、佐伏川の沿岸を云ふ。地、人煙絶ね、両岸狹り、石灰岩の絶壁高さ幾十丈、仰けば奇竇我を呑まんとし、俯せば怪淵蚖蚪の潜めるを疑はしむ。時に獼公の葛蘿を攀つるあり、鴻雁の綠水に浮ふあり、若し夫れ、夏日釣魚の樂、秋日紅葉の景に至りては實に名狀し難く仙境と云ふべきなり。

二九、高旗山

中津井村大字上中津井にあり。

後三條院治曆四年十一月主基方備中國

高機山有紅葉　前筑前守從五位上藤原朝臣經衡

色々におれる錦と見へつるは高機山の紅葉なりけり

堀河院百首歌枕名寄

從四位下藤原朝臣賴仲

紅葉する高はた山を秋行け(行く秋は)はしたてるはかり錦おりかく(なりけり)

小田郡神島天神社の上の山を高機山と云ふ。上の歌は此の山なりとも云ふ。又近江にもありといふ。

三〇、林珍園

呰部村大字下呰部にあり。廣大なる開墾地にして、梨、桃、林檎等の果樹を栽植す。花時の風光頗る絶佳にして觀賞の士女群集す。

三一、諏訪の穴

呰部村大字下呰部の諏訪にあり。石灰質の怪岩、奇石、犬牙錯雜し、古木蓊蔚として之を圍み、寶口廣きも深からず、清泉滾々として水量四時減ぜず。

三二、上野呂

呰部村と上水田村の境にある山頂にして、樹木なく、見渡す限り數十町の芝生高原なり、三四月の候、新綠滴るの時は、恰も綠の毛氈を敷きたるが如く、萬綠中に點々、眞紅燃るが如き赤茸の交るは筆紙に盡し難き光景なり。春色濃艶の候、老幼男女群をなして登攀す。茸は食すべく味は淡し。

三三、毘沙門瀧（一に辨天瀧ともいふ）

上水田村字井尾にあり。高さ數丈、瀧壺の廣さ十坪、深さ一丈餘、片麻岩層にして、四周は樫、青木等の常綠樹にて掩はる。傍に毘沙門天の小祠あり。風景絶佳にして避暑の快、譬ふるにものなく、郡內第一の瀑布たり。

三四、豐野村岩村（イハムラ）（備中名所圖會所載）

大嘗會和歌集に云

後冷泉院永承元年十一月十五日主基方備中國

石村　木工頭兼文章博士讃岐權介藤原朝臣家經

君か代はまさこのなれる石村を山のたか根にあふくへき哉

石村森　名勝考に本州なる事、物には見へざれ共文保の度の主基方は我國にして又永承の度にも石村の歌見ゆ此國の名所なる事知るへし。

井蛙抄に

後醍醐天皇文保二年主基方巳日樂破　隆敎

道ありと木のもとくさの垣穗(は)まて我君か代をいは村の森

三五、豐野村、矢野

夫木集　爲家

梓弓はるといふより武士の矢野の松原時を知るらし

俊頼

つまかくす矢野の山なるかゐの木のつれなき戀に我年は經ぬ

松葉集に　未勘と見へたり、同名なればもしやこの矢野にはあらずやとおもふまゝに記しぬ。

夫木集に　文永七年毎日一首中　民部為家

梓弓春といふより引かへて早去年いほふ矢野の里人

三六、上竹莊村、大村山　（備中名所圖會）

大村山　有納村の枝村にて大村といふ處に有。

大嘗會和歌集に云

後一條院長和五年十一月主基方備中國風俗

大むら山　善滋朝臣為政

君か代はねさしとゞむるとみ艸の大村山に見ゆるたのしき

三七、水田村湯川　（備中名所圖會）

續古今和歌集に云

備中國湯川といへる所にて　玄賓僧都

山田もるそ本つの身こそ悲しけれ秋はてぬればとふ人もなし

三八、中津井村高岡　（備中名所圖會）

大嘗會和歌集に云

後一條院長和五年十一月二日主基備中國

巳十一、十二月　帖　高岡

内藏權頭善滋朝臣爲政

なふり子か祈るもしるく高岡のやしろの神も君をまもれる

第十章　城蹟

一、松山城

秋庭三郎重信大松山に城を築く

臥牛山上にあり、（高梁町の北方麓より峯まで約十三丁程、二重櫓の外に一の櫓より十まで太鼓の丸櫓一ヶ所下太鼓の丸同所南山裾三の丸家中屋敷大手向まで十八町）四條天皇仁治元年（紀元一九〇〇）秋庭三郎重信有漢より移り、大松山に城を築く。普請奉行は有漢新左衛門、横見三郎兵衛にして、大匠頭は上森新七なり。爾後、又四郎信村、平六重連、小三郎義繼、三郎重知、相續きて居守せり。信村は寶治年中官軍に屬し戰功ありしと云ふ、重知は其當時鎌倉にて討死せり。後醍醐天皇元弘元年（紀元一九九一）備後三好の一族なる高橋九郎左衛門宗康秋庭に

代りて居守せり、宗康、北條仲時に屬し時英と改名し、三河の守と稱せり。丈高く、力人に勝れ、勇武遠近に聞ゆ、十四歳の春、自ら盜人を捕へ、十七歳にして大四郎と稱す、偶々備中府にて庄左衛門次郎背きしかば宗康之れが討伐に從ひ、敵三人を射て功ありたり、常に已の勇に誇り、人を侮りて禮讓を知らず、軍議の際每に曰く、已の向ふ處破れざるなく、吾より先んぜんものは誰れにても恩賞深かるべしと。又戰に臨み部下を指揮することなく、已先づ敵陣に突き入るを例とす、されば部下各隊形を整へずして突貫せり、常に令して曰く、喧嘩は凡て曲直を論せず、勝者に賞與すべく、負くるとも人を恨むる勿れと、之れを以て言行多く道理に合せず、部下亦皆之に倣ふ、京中法を犯すものは概ね其部下たり、故に皆異人として嗤へりといふ。

官軍六波羅を攻むるや、宗康は賊軍河野の先驅となり、大聲進軍を勵ましければ、賊軍先を爭ふて進み、尊氏の先驅已に危し、宗康乃ち一騎に驅入れば賊三軍の勢七千餘陣を亂して突貫したり、官軍還り來り大に追擊しければ、宗康激勵奮鬪すれども部下悉く敗走したり、河野宗康の無謀にて負けたるを遺憾とせり、時に宗康隊中を顧みて、赤松の兵必ず楢崎の軍に紛れ此中に在らん、川渡りせば其濡れたるを視

て打取るべしと呼ばはりたれど一人も得る所なかりき。元弘二年五月宗康隅田通治と共に兩六波羅の奉行として北條仲時の部下に屬し、五千餘騎を率ゐ、天王寺に進軍し、楠勢を攻めんとし其守れる渡邊橋の下流を渡る、楠勢僅に戰ひ却て天王寺に退く、賊軍勝に乘して追擊せり、楠勢十分に敵を引き入れ、三方より俄かに包圍急擊せり、賊軍其後を絶たれんことを恐れ狼狽して橋を爭ひ退却す、宗康通治令すれども達せず、混乱して人馬溺るるもの數を知らず、全軍殆んど打ち破られ、僅かに身を以て京に歸れり、何者か六條河原に揭示して、「渡邊の水いかばかり早ければ高橋落ちて隅田流るる」と嘲りたり、正平三年正月四條畷合戰に北條に屬し、大敗したり。

子又四郎範時繼ぐ、範時亦仲時に屬す、元弘元年九月一日一族三百余騎を率ゐ潛に笠置の麓に攻め寄り、官軍三千餘騎に攻め立てられ、敗走して木津川に溺れ、京都に逃れたり、或人平等院の橋詰に建札して「木津川の瀨々の岩浪早ければ掛けて程なく落つる高橋」と笑へり。元弘三年五月九日京都の戰に敗れ、關東に向はんとし、近江國馬場米山の麓なる蓮華寺一向堂の前にて仲時通治等と共に父(四十一歲)子一族四百三十四人討死したり。

二男大九郎繼ぎ足利氏に屬す、延元元年後醍醐天皇隱岐國より御還幸の時、大九郎

等一千余騎にて上京の途次之を聞き兵庫より上陸し一戰せんとて、西宮の小松原より進みたるを官軍恩地の八百余騎に邀撃せられ、三百余騎を失ひたり。正平四年四條畷の戰に大九郎等一千余騎傍の峯より湯川芋瀬の陣したる峰を見下し、烈しく射けり、官軍熊野勢の新宮六郎、鈴木十郎二百余人、味方の苦戰を見て扱刀にて突き來り高橋勢大に敗られたり。

江川の青杉、丸屋、皷が崎の城は其間四五町、恰も鼎足の如く峙ち、麓は大河急流の江川あり、頗る要害の地たり。正平六年七月二十七日夕、遙に敵陣を見れば城將佐和善四郎部下三百余騎にて守れり、攻勢は二万騎なれど何れも知らざる地なれば、夜に入り渡渉の場所をさぐり明日を以て渡らんとし扣へたり、時に、大九郎毛利小太郎と共に三百余騎を率ゐ、三好の一族二百余騎の援を得て先に進みければ、全軍流を乱して渡り大に奮闘したり。夫より流山城(舊窪屋郡)に移り、毛利氏に屬せり、其末孫九郎右衛門則近は安藝國猪の掛の城主となりしが、天文八年八月毛利氏の麾下宍戸元源に敗られ、其浪卒となれり。

沼田頼輔氏曰く、秋庭氏五代にして絶ゆ、大平記楠木が天王寺合戰の條に、六波羅の將高橋、隅田の兩人、渡邊橋にて押落され、五千餘騎殘り少なに討たれて、はう

〳〵京に逃げ上りたるに、六條河原に落首あり、

渡邊の水いかばかり早ければ
　高橋落ちて隅田ながる、

と京童に嘲けられたるは此者なりといふ。楠木がために渡邊橋にて敗られたる高橋隅田は六波羅の兩檢斷と記されあれば相應に勢力のありたる武士に相違なし。之より先き元弘元年九月笠置山合戰の條にも、高橋孫四郎抜懸して一人高名を博せんとや思ひけん、一族三百餘騎を率ゐて笠置の麓に寄せけるに、三千の官軍と木津川の畔に遇ひ、散々に敗走す。之を憎しと思ふ者、平等院の橋詰に一首の歌を書きて立つ。

木津川の瀬々の岩波早ければ
　かけて程なく落つる高橋

高橋が抜懸を聞き跡に續きたる小早川も一度に追ひたてられ、一返しも返さず、宇治まで退きたりと聞へければ、又札を立そへて、

懸もせぬ高橋落ちて行水に
　うき名をなかす小早川かな

此の高橋の兎角京童の口の端にかゝりたるは、其の平素無法のふるまい多きに由れるならん。武家評林に高橋は備中の國の住人なり、大兵多力にして早業の勇名近國に隱れなし。十四歲の春、盜賊を搦め取り、十七歲にして大四郎と稱す。偶々備中府にて庄左衛門次郎背きしかば宗康之れが討伐に從ひ、敵三人を射て功あり。常に己が勇に誇りて人を侮り、軍議の折にも、某が向ふ所は必ず擊破るべしと慢じ、又如何なる人にても吾等が先に懸けよ、吾等に勝さる功名あらんには、恩賞必ず莫大なるべしなど、傍若無人に放言せり。戰場に臨んでも部下を下知することなく、捨鞭打つて眞先に敵中に突き入る。是故に彼の部下は陣立といふこと更になく、只三々五々となり、足に任せて、敵中に馳入りしといふ。高橋が部下に對する制法は、喧嘩口論は是非曲直を問はず勝ちたるを善しと爲し、負けたるを惡しと定めたれば、家の子郎黨皆無法にならひ、京中にて法に背く者を捕ふれば、十に七八は高橋が部下なる旨を記しあり。又太平記赤松圓心入道六波羅合戰の條に、河野九郎左衛門尉、陶山次郎の兩人が、高橋隅田の難戰を餘所に見て、隅田高橋の口の憎さ我高名にぞいはんずらん、暫く置きて事の樣を見よと言ひ合せたること載せたり。又武家評林に足利高氏が六波羅攻めの時、河野先陣に立ち、馳よ進めよと下知するほど

に、六波羅勢我も〳〵と進み、高氏が先陣之がためにまくり立てられける。此時三陣の將高橋が備を亂さずして取懸りたらんには、高氏の本陣も亂るべかりしを、例の血氣無法の高橋なれば、河野が官軍を追返すを見て、唯一騎驅入りしほどに、其手の七千餘騎右往左往になれり、其機に乘じて一旦崩れたる官軍は盛り返して京勢を追ひ立つ。河野は勝ちたる軍に、高橋といふ無法者に依りて負けたりと齒がみをせりと見ゆ。此等を合せ見れば、高橋が當時の憎まれ者なりしことを明かにすべし。

此の無法の勇者も、さすがに義には堅く、太平記に元弘三年五月九日兩六波羅沒落して、關東に向はんとし、江州番場の宿まで落延び、米山の麓なる蓮華寺一向堂の前にて北條仲時と共に自殺せる四百三十餘人中、重なる人々の名を擧げ、佐々木隱岐前司一族を筆頭とし、次に高橋九郎左衛門、同孫四郎、同又四郎、同彌四郎左衛門、同五郎と揭げあり、又番場蓮華寺の過去帳にも高橋參河守時英(四十一才)同孫四郎業時(三十四歲)同又四郎範時同五郎盛時、同孫四郎左衛門元時と記しあり。高橋九郎左衛門と參河守時英とは異名同人なるか、但しは九郎左衛門任官して參河守と稱せしか。又安藤記には九郎左衛門宗康とありて、是も過去帳とは吻合せず、い

づれも後考を俟つ。

此後四條畷合戰に備中國住人高橋大九郎、備後國住人杉原、有地、三吉、成相の者共一千餘騎、傍なる峯に登り、湯川、芋瀬が陣を眼下に見て散々に射る。と太平記に見えたれば、南北朝時代となりて高橋は足利方に屬したるなり。

其後三年（正平六年）三角入道謀叛の條に、京軍石見江の川を挾みて敵と對陣し、夜に入らば瀨踏をさせて、明日渡すべしと評定ありしに、高橋九郎左衛門、森小太郎三百餘騎にて一陣に進みたりけるが、

「足利又太郎が治承に宇治川を渡し、柴田彌六が承久に供御の瀨を渡したりしも、いづれか瀨踏をさせて候ひし、思ふに此處が渡りにてあれはこそ、渡さん所を防がんとて、敵は向岸に控へたるらめ、此河の案内者我に增したるものあるべからず、繼けや殿原」

とて只二騎眞先に進みて渡せば、二人が郎黨三百餘騎、三吉が一族二百餘騎、一度に颯と馬を打入れ大なる手柄を現はしたる旨同書に見ゆ。此の九郎左衛門と前の九郎左衛門と同名異人か、但しは大九郎後に先代の名を繼ぎて九郎左衛門と稱したるか、是も亦後考に俟つ。

高師秀松山城主となる

後太平記に、高橋は、備後の三好(三吉か)の一族なりとあり、元弘以後文和まで當城に居り、此際高橋といふ地名を改めて松山と爲せりといひ傳へらる。

正平十年(二〇一五)細川頼之兵糧を十分に用意し、高越後守師秀を松山城主となし、大に山陽を鎮撫す、時に師秀年六歳、師秀は師直の孫師泰の子なり、正平六年師秀二歳の時父祖共に誅せられて、後其臣秋庭三郎信盛傅となる、正平十年京中の合戰數日に亘り勝敗決せず、管領仁木左京大夫頼章は只嵐山より見下し戰況如何により喜憂交至る、守護代信盛同陣にあり、之を見て手勢を分ち屢〻戰ひ功少なかりしと云ふ。師秀性暗愚にして、癖事多く、信盛諫むれども聽かず、佞人等と共に却て信盛を害せんとせり。信盛思ふ樣、此暗愚にして邪曲なる人を主とし、且つ當國の守護職を賜ひたる甲斐もなく、敵に辱しめられんとする故に諫言すれとも用ひられず、却て害を賜はらんとは何事ぞ、如かず、山名氏に與みし、南朝より當國の守護を賜はらんにはと、乃ち密に使を遣はして、師義と約し南朝よりは綸旨を下されたり。茲に於て山名時氏日を期して備中を略せんとし、作州院の庄より、多治目備中守棆崎を大將とし、板屋河村等一千五百余騎を送り、先づ新見に出で松山に向はんとしけるを信盛之を迎へて多年經營したる要害堅固糧食豐富の松山城に引き入れた

秋庭三郎信盛松山城主となる

り、時に信盛の郎等六百餘騎師秀の郎從六十餘人なり、信盛直に使をして師秀に曰はしむるに、某不肖にして師泰公の厚恩を受く、攝州合戰の時共に死すべかりしに遺言により生を得たり、時に、殿は年僅に二歳、某、母君より受取り懷に入れ京の田舍に隱遁し、漸く右馬頭殿に賴み、命を助けまゐらせしより各地に流浪し、具に辛苦を嘗め、殿を將軍の謁にも入れ、備中の守護をも賜はるに至る。其心勞如何ぞや、然るに近來素行修まらず、治國の資全く缺ぐ、某、屢〻諫むれども一も用ひらるゝなく、却て郎從に命じ某を害せられんとす、抑何事ぞや、某今や南朝に降りければ討ち奉らんも情なく自害せらるゝか、或は何方へか落行かるべしと。師秀大に驚き、郎從五六人と共に備前虎倉城主陶山氏に依る、時に、正平十七年六月三日なりき。是より信盛松山城主となりしも主恩を思ひ、實を取りて名を取らず、重繼に至りて城主として世に知らるゝに至れり。信盛は重信の後裔なり、正平二十三年八月信盛等殿中に宿直す、文中三年俄に九州の官軍蜂起して國乱れぬとの急報ありしかば、三月十五日將軍義滿京都より備前に着給へば、信盛其勘氣に觸れんことを恐れ、速に參向し、名馬名劔を献したり。應永六年大內義弘泉州堺の浦に城を築き、京都へ攻め上らんとす、義滿驚き、十一月十二日泉州に向へり、總勢十万餘騎、信

盛入道して圓成と號し、軍に從ひ、堺城を包圍せり。爾後七郎重繼、三郎重明、八郎賴重、平之允賴次、備中守元明相繼ぐ。
嘉吉元年八月元明諸將と共に赤松滿祐と播州蟹坂に戰ひ、尋で白旗城を圍み功あり、寳德元年九月將軍義政天龍寺へ參堂の時、元明隨行し、八番の席に列す、其服裝は帶刀直垂なり。應仁元年五月元明は、細川方に屬し、武田大膳大夫、香川安富等と京都大手南方實相院に向ひ戰鬪數日に亘る、大内政弘山名の敗報を聞き、山陽西海の兵五万余騎を率ゐ、兵船一千艘に乘り、同八月攝津大物浦に至りしかば、元明は攝津の守護代となり、赤松政則、同次郞法印と共に各所の城郭を防がんとし、次郞五百艘を以て、山名方の河野勢二百艘と海戰し敗走す。元明亦尋で大敗せり、河野勢二千余騎之を追ふて、攝津鳥井野に擊つ、元明次郞能く防げども政弘の兵後援多く終に京都をさして敗走せり。時に浦上美作守楯の隱にあり、元明を見て大聲援助を乞へば、元明前敗を思ひ、敵に聞かれんは恥として制しければ、聞くもの皆其心掛を賞せりと云ふ。政弘勝に乘じて直に入洛しければ山名大に勢を得、勝利連に至る、元明等勢疲れ、五條を東へ六條河原に出でしも、兵燹の後にて陣所なければ、三十三間堂の北を回り、澀谷越に山科を北へ出で、南禪寺の上なる東岩倉山

に上り陣を取る、集るもの三千余騎、此岩倉山は四面岩石重り麓は荊棘生ひ茂りて道もなし、且全軍前日の恥を雪がんとて防禦十分なり、山名勢三万餘騎にて三方より攻め寄するも容易に陥らず、南禪寺の一方には元明等の兵一段の高所に石弓數多張り置き、敵の攻め上ると共に打ち放たんと待ち構へければ、山名の先兵數百人其謀に陥り、楯板と共に墜落し後陣へ退く、山上よりは此機を逸せず、突貫しければ攻囲の軍大に敗れ、八方へ潰乱し、或は河原へ或は西の京へと退きたり、元明等俄に大敵を破り大に喜び神樂岡を回り本陣へ入けり。元明五年山名宗全死にければ細川右京大夫兵を分ちて諸道七の口を塞がしむ、時に元明は政則と共に川尻口を守る、永正六年秋卒す、其子孫太郎元重繼く。文明五年義尙敍爵のとき帶刀十二人の中に加はる。同九年諸候暇を賜り、國に歸るに及び、佐々木六角高頼をして京都を守警せしむ、高頼命を奉せず、依て長享元年九月二十日將軍義尙江州坂本に進發す、元重隨行す、義尙途に薨ず。明應元年八月將軍義植再び大津坂本に進軍する時元重又從ひ戰功あり。永正五年正月義植防州より大内義興防長豊筑の軍士二万五千余騎を引卒して歸り上らんとせしとき、元重は執事澄元の知せにより直に馳せて二條の御所を護衛せりと云ふ。

沼田頼輔氏曰く

高橋氏の後、高越後守師秀、備中守護職を與へられ當城に居住す。師秀は師直の孫にして師泰の子なり。正平六年師直父子の殺されし時、師秀纔に二歳、師泰の郎黨秋庭三郎信盛(又飽庭「アキバ」とも記す)之を抱きて逃れ、流浪數年、遂に細川頼之に依りて高氏の後を立て、備中守護職たるを得たり。太平記正平十年(北朝文和四年)京都合戰の條に、京中の合戰は此の如く數日に及びて雌雄日々に替り、安否今に在りと見えけれども、時の管領仁木左京大夫頼章は、一度も桂川より東へ打越えず、只嵐山より遙に見下して、味方の勝氣に見ゆる時は、伸び上りて悅び、負くるかと思しき時は色を變へて落支度の外に他事なし、同陣に在りたる備中の守護飽庭ばかりぞ、餘りに見かねて、已が手勢ばかりを引分けて、度々の合戰をばしたりけるとあり。こゝに備中の守護とあるは守護代の誤りにて、師秀當年六歲の幼童なれば、秋庭信盛守護代として兵を率ゐて上洛し居りしなるべし。正平十七年(北朝貞治元年)山名伊豆守時氏南朝に屬して、伯耆より美作の院莊へ打越え、三隊に別けて山陽道を徇へんとし、一隊は其子左衛門佐師義を將として二千餘騎、備中備前兩國に向け、一隊は備前仁堀に陣して敵を押へ又一隊は多治目備中守、檜崎をして千餘騎を率ゐて備中新見に打つて出でしめたるに、秋庭三郎當年經營して、水も兵糧も十分なる松山の城へ、多治目檜崎を引き入れしかば、當國の守護越後守師秀戰ふべき樣なくして、備前虎倉の城に逃る。此時師秀の郎從赤木父子落ち止まり、思ふほど戰ひて討死せる由太平記に記す。秋庭が何故に師秀に背きて山名に內應したるやについては理盡抄に其の詳細を載す、其の文意を左に揭ぐ。

備中松山の城は當國の要處なればとて細川頼之が命にて、十分の兵糧を貯へ、高越後守師秀を籠め置きたり。師秀天性庸劣にして不法の擧動のみ多かりければ、執事秋庭三郎屢々之れを諫むれども、用ゐず却りて之を除かんとする氣色あらはれければ、秋庭怒りて竊に欵を山名に通じ南朝より當國の守護職の綸旨を受け、其の部下六百餘人、高氏の郎從にして已に屬する者六十四人を一手に纒め、山名が先手板屋河村を城中に引入れ、使を師秀に遣はして、

「討ち奉らんことは餘りに情なう候間、討ちまゐらせず候。某不肖の身なれども、故殿師泰の御恩厚く受けたる上、攝州御合戰の時、御最後の御供申すべかり

しを、固く御遺言ありしに依て、命を生きながらへたり、殿は其時二歳になりたまひしを、某、母儀の御方より受取りまいらせて、懐に入れ抱き奉りて、京よ田舍よと隠れ廻はり、やうやく右馬頭（細川賴之）殿について深く賴み奉り、御命を助け置き奉りしより以來、いかばかりの苦勞して、京に四國にと上り下りて、殿を將軍の御目に懸けまゐらせ、近年備中の國を賜ひてより後、不義の御行跡のみ多く候ひて、全く國を持ちたまふべき人の事にあらざる故、時々諫言をなしまゐらせけれども、一つとして御承引なく、結局某をば、御内の者に仰せて討たんとしたまふ事、某如何なる不忠あればにや。かゝる無道の人を主と賴み奉りて何かせんと存じて、宮方に降參仕りてこそ候へ。早ゝ何方へなりとも落行かせたまへ、又それにて御腹を召さるゝともそれは御心次第なるべし」と申し送りければ、師秀こは如何にせんと驚き騷ぎ取物も取り敢ず、居合す郎從五六人を召具して備前虎倉主陶山氏が城へぞ落行きける云々。

秋庭信盛、高師秀を追ひてより、其後四世、重繼、重明、賴重、賴次相襲いで山名氏に屬し、元明元重に至りて足利氏に直屬せり後太平記、應仁別記等に其間の近畿合戰に秋庭氏の名屢見ゆれども當城に直接の關係なければ、總て之を略す。

永正六年上野民部大輔信孝下道郡喜山村より移りて城主となる、信孝の父刑部少輔氏之三河國小谷城にあり、下道郡に釆地を有せり、則ち信孝將軍義植の命を奉じて喜山村にありしなり。明應二年五月信孝等密に將軍義植を奪ひて、主從十余人山伏の体に假裝し、難波より舟路伊豫に逃れ幾多の艱難を經て、大内義興に賴まる。大永六年二月將軍義晴八幡宮參詣の時帶劒の役となれり。大永七年三月備中外數州の兵細川晴元に從ひ、和泉を壓し攝津に入り高國の部兵を逐ひ、師三万を併せて進軍す。天文九年十年の役上野伊豆守、同民部少輔も北備中勢に加はる。天文十六年四

月細川晴元、佐々木定頼等京都を攻めんとす、將軍急ぎ北白川へ避難したるに信孝以下之に隨ふ、後、和成り、將軍歸洛せり、同十八年三月細川氏綱、三好長慶阿波より攻め上るの報ありたれば、義晴及義輝共に坂本常住寺に移る、信孝亦隨行せり、嘗て犬追物あり、信孝馬塲を警衛し烏帽子素袍太刀を帶び、埒外に蹲れりと云ふ。其子兵部少輔備前守頼久繼ぐ、頼久は永正年中頼久寺を建立す、其子伊豆守繼き、大松山にあり、舍弟右衛門尉は小松山にあり、初皆大内氏の旗下となり、後毛利氏に屬す。

上野頼久頼久寺を建つ

沼田頼輔氏曰く、秋庭氏に代りて當城主たりし者を上野民部大輔信孝と爲す。信孝は參河の人、將軍足利義植に仕ふ。義植の細川政元と戰つて敗れ、周防に奔りて大内義興に賴るや、信孝之に從ふ、義植命じて信孝をして下道郡喜山村の城を守らしめ、後竟に當城に移る。其子兵部少輔頼久(永正年中)を經、孫伊豆守に至り、猿掛城主庄爲資のために亡ぼさる。時に天文二年なり。

天文二年猿掛城主庄爲資植木秀長の援を得て、之を攻め伊豆守兄弟を討取り、(伊豆守は植木の一族若林次郎右衛門に討取らる)大松山小松山を落す。是より爲資備中守と稱し此城を占領し備中半國一万貫の地を領する事となり、且つ植木秀長津々加賀守福井孫六右衛門は庄の一家、工藤は庄の緣者にして其他懇欵を入るゝもの多く、附近の雄たり、天文二十二年歿す、上合寺殿と云ふ。子備中守高資繼ぐ、爲資、高

庄爲資上野氏を滅す

三村家親松山城主となる

資何れも猿掛城に居り、子弟又は部將をして松山城を守らしむ世々尼子氏に屬し、其部將吉田左京亮義辰をして此城を守らしむ、永祿二年三月三村家親、香川左衛門尉光景の二將、毛利元就の命に依り之を攻む、左京亮防戰よく努む。然れども城中糧食盡きたるを以て逃れて河邊川に至り遂に自殺せり。其後高資松山城を恢復し之に據る、永祿三年二月高資其子兵部少輔勝資、同右京亮等、國中の小城を攻め落さんとて、三千余騎を率ゐ、鴨方城の細川下野守通董及酒津城の高橋玄蕃等を下し総勢五千余騎となり、此機に乘じ直に多喜庄（竹莊）方面に進軍せんとす、毛利方なる鳴輪城主（成羽）三村家親敵し難しと思ひ、直に藝州に急を報じければ、輝元大に驚き、弟治郎少輔元清を大將とし、三万餘騎を遣はし援けしむ、家親嚮導をなし先兵となり、不意に松山を攻め圍みたり、高資は只近習小姓のもの五六十人のみにて留主しければ防ぐこと能はず、毛利勢東口より一時に乘り込みしかば高資以下男女百餘人悉く戰死し、忽ち落城したり、

此報多喜庄（竹莊）に聞こゑければ諸勢大に氣を失ひ、兵多く逃走し、勝資等如何ともすべき方なく、雲州方面に落行き尼子氏に賴る、庄三代にして亡ぶ、元春大に之を賞す。家親功によりて松山城主となり備中守と稱す、當國の將士皆三村の旗下と

なれり。

沼田頼輔氏曰く、庄爲資上野氏を滅すと雖ども、其身は猿掛城に居り、子弟若くは部將をして松山城を守らしめたるもの、如し。爲資の後高資、勝資相繼いで當城を保ち、元龜元年成羽の城主三村家親のために滅ぼされ松山城遂に三村氏の有に歸せり。

陰德太平記に依れば、永祿の初、出雲尼子氏の將吉田左京亮義辰なるもの此城を守る。永祿二年三月三村家親、香川左衛門尉光景の二將、毛利元就の命に因りて之を攻む。左京亮は聞ゆる大剛の者なりければ、三百餘の手兵を以て敵に當り、毎度の戰に勝利を得たるが既にして城中糧食盡きければ、左京亮部下の士卒を集め、

「三村には加勢ありと覺ゆ、日頃よりは大勢に見ゆ、此まゝ籠城をつゞけなば、糧盡き身勞れ敵に向つて太刀を打違へんやうもなく、むざ〳〵餓死すべきことの口惜しさよ、いざ精力未だ弱らざる前に打て出で、一方を打破りて落行かん。若し敵の強くして切拔け得ずば、一同枕を並べて快く討死せん」

といひければ、一族郎黨有理と同じ、四月六日の早天に、各二日分の兵糧を腰にし、追手の門を開くや否や、何の會釋もなく三村が陣に押寄せたり。三村家親之を見て、

「すわ吉田が打つて出でたるぞ、餘すな、漏らすな」

と頻りに下知すと雖ども、不意の逆襲に狼狽せる諸士卒は備を立直す隙もなく、弓鐵炮前後混雜して防ぎかねて見ゑし所を左京亮、

「孫子十三篇、虛實の二つを出でず。敵の虛を衝くこそ必勝の術なれ續けや者共」

と眞一文字に切つて入る。三村勢の部將三村五郎兵衛親房、此處を破られじと防ぎけれども、其身に數個處の深痍を負ひ、一陣五百騎亂次に崩れ立つ。香川左衛門尉三百騎を以て入代りて堰き止むる內に三村家親千餘騎にて吉田が橫合を擊ちければ、吉田は今は戰死と覺悟を定め、惡戰苦鬪しける程に、三村勢其勢ひに避易して一條の血路を開きければ、三村聲を勵まし、

「吉田は僅に二三百の小勢なれども、一同决心の働きなれば、我が大軍は破れたり。味方は多勢を恃みて死を恐るゝが故に、かく穢き戰をばしつれ、彼の左

京を追ひ詰めて討取らずんば、一々頭を刎ぬべきぞ」

と呼はり〳〵、吉田が後を追懸ければ、吉田落ちては返し、返しては落行く程に、從兵或は討たれ、或は自刃し、中には道なき方に逃げ行く者もあり、殘るは西郷修理亮勝清只一人となれり。修理如何にもして主を落延びさせんと、數度返し戰ふ内に、股に二個處の鎗傷を受け、あはや討たるべく見えけるを、吉田群がる敵を追拂ひ、修理を扶けて落行かんとするを修理首を掉りて、

「某かく重傷を負ふ上は、再び物の役に立つべくとも覺え候はず、況して前後の大敵を切拂ふこと至難の中の難事なり。只同じくは某をば打捨て君一人にて本國に返り晴久公の御用に立たせたまへ、臣を救ふの義を以て君に事ふるの忠を踈にするは武士の本意にあらず、早落ちさせ給へ」

と言葉を盡して諫めけれども、左京、

「吾戰場に於て討たるべかりしこと度々ありしを、汝身命を棄てゝ危を助けしが故に、今日まで處々に功名を樹てたり、此恩いかで忘るべき。死なば一所にこそ」

と手を執り肩に引掛け落ち行く程に、野伏の一揆數百人、落人ありと聞いて馬物具を奪ひ取らんとて、七八百人馳せ集り處々にて行先を遮りけるを、左京大太刀を以て切拂ひ〳〵、辛うじて河邊川まで落延び、後を顧みれば三村紀伊守親宣五六十騎にて間近く追ひかけ、川向には一揆原二三百人鏃を揃へて待懸く。左京、

「如何に修理、今は網の魚の遁れ出づべきやうなし、汝三途の供をせよ」

といひければ、修理、

「エ、打捨てゝ落ちさせたまはゞ、落延びさせたまふべかりしを某故に敵に取込られたまふこそのうたてさよ。御志は七生まで生を替ふるともいかで忘れ申すべき。早ゝ頸を討たせたまへ」

とさし延べければ、左京やがて一刀に打落す、

かゝる處に此邊に左京が所縁の禪僧のありけるが、走り來りて暫く寺に匿れよと勸めけるを、左京、

「生命惜しゝと思はゞ豫て其心組も候ひつれど、修理と一所に死なんと思ひ候程に、かくも敵に取圍まれて候、吾故に貴僧まで辛き目見せ申さんも無益なり、御志はかへす〳〵も難有くこそ候が、只吾が最後の様を故郷に傳へたまへ」と、

辞み、河中の大石に腰を掛け、
「吉田左京亮義辰といふ大剛の者が自害するを見置きて、後代の物語にせよや」
とて腹十文字に搔切り、再び太刀を取直し咽喉を押切り、水底に飛び入りて失せ
にけり。前後の敵共其の形象を見て、
「あゝ切つたり左京」
と感じ合ふ聲、少頃は鳴も止まず。三村家親も甚く左京が勇義を感稱して、松月
和尚といふ禪僧を請じて、跡懇に弔はせけり云々。

又同書に左京が自殺せる石を後に左京石と稱し、陵谷の變にも値はずと記しあり。

又備中誌に吉田石は下道郡河邊村にありと記す。

吉田左京亮が尼子がために松山城を守りしこと、並に永祿二年三村家親と戰ひ壯烈の最後を遂げたること、前に擧げたる陰德太平記を除くの外、諸記に一も見る所なし。且つ家親が松山城を攻略して庄氏を滅したる年月も諸記皆相違していづれが正確なるや定め難し。

陰德太平記は一方に於て永祿二年に三村が松山城を攻取りたる旨を記しながら他方に元龜元年正月中旬尼子宇喜多の聯合軍が備中討入の條に、松山城に在りける庄高資、其子兵部太輔勝資、同右京進、植木下總守秀資、津々加賀守福井孫六京衞門等三千五百餘騎國中に打出で、鴨形の細川を始め、二三箇所攻め落し、それより竹莊を攻めんとす。此由藝州に注進ありければ、討手として元淸に八千餘騎を附けて差向けられ、三村元親先陣に進み、先づ松山城を一時攻めに攻め落し、城主高資を始め男女百餘人切捨にし云々と記し、松山城を陷れたるは家親にあらずして元親なりとせり。(此記に依れば家親は永祿九年二月美作にて討たれ、元龜元年には此世になき人なり)然れども又同書の四十卷に、三村備中守家親は庄高資を討て後、松山に居住せりといひ、又同書五十二卷吉川元春が語に三村家親は元就藝州小半を領したまふ時より幕下に屬し、處ゝにて忠戰を抽で、備中の庄を歸伏せしめし故、毛利家の兵威東南に彌蔓し、備中備前播磨美作の四州靡然として風に嚮ひしぞかし、是れ偏に家親が功にあらずやとあつて、庄氏を滅したるは家親なることを認めあり。此の如く前後撞著の廉多ければ、此記のみには信賴し難し。

又西國太平記には、元龜元年二月尼子勝久備中國を討ち從へんとて尼子吏部同刑

部を將として其勢六千餘騎發向す、（中略）三村家親毛利方なれば急使を以て援兵を乞ふ、輝元安からぬ事に思ひ、毛利元淸をして三萬餘騎を率ゐて備中に入らしめ、三村家親案內者として松山城を攻む。城主庄高資の人數皆竹莊に出でありければ、防ぐべき兵もなく、只小姓當番の兵士四五十人ばかり出合ひけれども、九牛が一毛なれば東口より乘入り、高資討死すれば一人も殘らずなりにけり。即ち元淸の下知として三村家親松山の城主となりたりとあり。

中國太平記も亦前記と大同小異にて、庄高資が一子兵部少輔勝資同右京亮、植木下総守秀資、津々加賀守、福井孫六左衛門等尼子に一味して、國中の小城共を攻略せんとて、其勢三千餘にて鴨形に押寄せ、城主細川を滅す。是より兵勢ます／＼振ひ、やがて五千餘となりければ、此機を逸すべからずと、直ちに多氣莊に打つて出づ。鳴輪の城主三村修理進家親は毛利の幕下なりけるが尼子方多勢にして敵し難く思ひ、急使を藝州に馳せて援兵を乞ふ。毛利輝元大に驚き叔父治部少輔元淸に三萬餘の兵を授け、備中に發向せしめ、三村家親嚮導として先陣を承り不意に松山に押寄する。此時松山城兵は多く勝資に屬して多氣莊に在り、城中には僅に小姓近習の輩五六十人を止め置くのみなりければ、洪水を手もて防ぐにも劣り、術計盡きはてゝ思ひ／＼に討死す。寄手は潮の如く、只一息に乘取れと四方より攻め登る程に、城主高資を初め一同枕を並べて討死し、忽ち落城にぞ及びける。元淸三村が功を賞し、松山の城を與へければ、是より家親松山に居住す。かくて松山落城の由多氣莊に聞ゝければ軍氣全く沮敗し、軍兵の逃亡する者多く庄兵部少輔勝資、植木下総守秀資等、如何ともすべきやうなく、雲州に落行きければ、備中一國悉く毛利の幕下に屬すと云々とあり。

以上の諸記を合せ考ふるに、三村が松山城を屠れるは、元龜元年にして、此時には家親在世し是歲九月に美作に於て刺客の爲に殺されたりと見るを事實とすべきが如しと雖ども、こゝに怪むべきは備中兵亂記に、元龜二年備中の侍大將が九州へ出陣の留守を窺ひ、雲州尼子晴久の下知として尼子吏部、大賀駿河守を將として六千餘騎作州へ働き、備中に發向すれば、庄伊豆守高資、同兵部少輔、植木下総守、津々加賀守案內者として前陣に加はり、處々を攻め從へ、淺口郡鴨方山の城主細川下野守を攻むるの事を記し、之と同じく武名高名記に、元龜二年尼子式部、同刑部、大賀駿河守六千餘騎を率ゐ備中の國に發向し諸城を拔く、國人庄伊豆守元信

(高資の誤り)同意して國亂を治むとあるここにして、鴨形の合戰を元龜二年とあれば、從つて松山城陷落も同年以後ならざるべからざる順序なること是なり。然るに毛利元就が九州攻めは永祿十二年の事なれば、尼子又は宇喜多が其虛を窺ひて備中を襲ひしは其翌元龜元年とするを至當とすべきが如し。因て按ずるに松山城は永祿二年に一旦三村がために扳かれ其後庄氏は之を恢復して其居城となし、爾後十年之に據りて毛利宇喜多方と相拮抗したるも元龜元年に至り三村家親が毛利元淸が大兵の援を得て來り攻むるに會し、遂に滅亡したるならんか。暫く疑を存す。

家親初め修理亮又は修理進と稱し、鳴輪鶴首城に居る、永正五年六月將軍義植歸洛の時隨從せり、永正八年舟岡山合戰のとき家親大内義興に屬し、新將軍の部下となり戰功あり、天文元年筑後國星野常陸介親忠、國中を侵畧す、大内義隆追討の命を受けたれば家親等軍に從ひ、十万余騎八方より包圍し逃走せしむ、天文二年松山城主爲資と結托す、天文九年尼子晴久備後比叡尾城主なる三好新左衛門を攻むるや、家親高資等六千余騎北備中軍となり、大内氏に屬し、雲州横田大坂峠より進軍し、大に戰功を立てたり。天文十年七月尼子晴久七万余騎を牽ゐ吉田城を攻む、家親等其後を絕たんとて、又大坂峠に出陣しければ、尼子勢終に雲州に退却したり、續ひて大内義隆尼子氏を追擊しければ家親等先兵となり敗走せしむ。天文十一年夏家親猿掛城の穗田實近を攻む、大内義隆の報により、毛利勢之を助く、然るに田治美伊達、石賀與兵衛の伏に陷り、何れも大敗して矢掛路より松山城に退却したり、後再び攻

めて實近を下す。實近元祐を養子として隱居したり。天文十二年七月大内義隆に從ひ、十二万余騎行々雲州赤穴城主赤穴左京亮の三千余騎を破り、直に當田城を攻む、尼子氏終に下れり。

天文二十二年家親毛利氏の先兵となり、再び猿掛城を攻め、穗田爲資及び其子實近を下す。弘治元年十月元利元就逆臣大内義長、陶隆房を若山城に攻む、家親等一万餘騎を援軍として石見國に着く、元就大に喜び、且つ曰く備中は赤松尼子等爭論の地なれば歸りて之を固守すべしと、家親等答ふる樣、義興卿以來厚恩を受く、吊合戰の御供いたし、逆臣殘黨に一矢を報いたければ先陣に加へられよ、在城は堅固に守を置けりと、城陷るに及び其軍功を賞し、公儀に上聞せり。永祿三年二月家親松山城を攻め庄氏を逐ふ。同七年七月浦上勢龍口を恢復せんとて死力を盡して戰ふ、備中勢藥師寺彌五郎、禰屋與七郎防戰の術もつき、敵陣中へ突貫し、接戰數合にして日沒に至る、時に家親援兵七千を率ひ、横より火を放ちて突貫し、宇喜多勢內外窮鼠の勢に惱まされ、死𫝶甚だ多く、殘兵を集めて退却したり。尋で岡山、舟山の二城を攻め、金光與二郎、須々木豊前等を降し凱旋したり。同八年五月家親兵六千を率ゐ、浦上の麾下たる後藤勝元を作州三星城に攻む「井樓を上げて攻むるぞ三星を

天神そへて周匝くひ物」との矢文を射たるも得る所僅にして歸れり、同年九月三日家親毛利元就の爲めに大江を攻む、家親自ら二千余騎を率ひ、先陣に加はり交々戰ふ、城兵能く防ぎ、二度迄退きたるも終に一二の城門を破れり、城主吉田肥前守源四郎精兵六十餘人と共に正門より切り出でければ家親の兵左右に辟易したり、源四郎直に扳け出でんとす、家親之を生擒せよと令すれども源四郎奮闘して終に逃走せり、家親首を得ること百三十、終に占領す。後當田城兵三千余騎夜襲をなせしも直に逆へ討ち、守備兵五百餘騎を置き、法性寺城に歸軍せり。同九年家親作州備前を攻略せんとし、行々宇喜多の領内五ヶ所を攻落し、進んで穗村の興禪寺に本陣を置き、附近に軍兵を陣取らしめたり、宇喜多の間者遠藤又次郎(又三郎とも云ふ)同喜三郎の兄弟は赤坂郡中村の生れにて初め成羽に住し、家親並に家中を知れるもの當時御津郡加茂虎倉に在番せるものを用ひ、家親を殺さしむ、遠藤兄弟は常に其寺の便宜案内はよく知り居れば木綿の胴服革羽織革立付にて、敵陣の中に忍び入れり、折じも二月五日の夜、月は既に入りたり、夜回の者に紛れて、客殿の庭に忍び入り樣子を伺へば、本堂の方に家親の聲聞ゆ、乃ち椽へ上り唾にて障子の紙を濕し押し破り。內をのぞき見れば、家親佛壇の前にあり、傍障子に付けて坐頭一人あり左右に家人、

家親殺さる

三村元親父に代る

末坐に物頭など並びて軍議を凝せるもの、如し、又次郎此時にこそと隱し持たる一尺二寸の懐中鉄砲に二つ玉込めたるを彼の破れ目より出してねらひけるに、火繩消ゐて用をなさず、乃ち鉄砲を椽の下にかくし置き、又夜回りの番所へ行き、篝火に近づきて寒き夜の噂など物語りて靜に羽織の裾を火中に入る、番人ども物焼臭しと云へば喜三郎は麁末して某が羽織を燒きたりとて、もみ消すふりして何氣なき體にて立ち去り、小蔭にて其火を火繩にうつして又次郎に渡す、又次郎請け取りて又もとの椽に上りて覗き見れば、今は家親佛壇にもたれかゝり、少しく前に傾きて假睡し居たれば一咳したり、家親いぶかしみ面を上げたる所をねらひ澄して砲を撃ちたれば家親打伏せになりぬ、側なる家人少しも驚かず、是れは御仕合、かすり手なりとの聲を聞き、兄弟は堂の後なる籔中に隱れ居たるに寺中大に騷げるが程なく靜まりぬ、遠藤兄弟は夜に紛れ、知る人もなく途中より逃げ歸りたり。家臣三村孫兵衛秘密に家親の骸を澁紙に包み、翌日終に其城を乘取り、即夜松山に歸りて喪を出し、二月九日賴久寺に葬る、諡して天忠源性大居士と云ふ。二男修理進元親繼ぐ、毛利氏家親の死を科め本領のみを繼がしめ加增地を取上げたり。

永祿十年元親去年秋攻め取りたる宇喜多直家の明禪寺城へ出陣せんとて一万余騎を

從へ三手に分ち、自ら八千余騎を率ひ、釣の渡を越ゑて湯迫村より北の山へ出で四御神村を經て、天津越に沼城へ出でんとす、明禪寺城先づ陷り、味方も次第に敗れ、三方より旗本を討ちければ元親勢狼狽し、忽ち敗走す、元親怒りて今は討死すべき時なりとて馬引返し進まんとす、家人馬の口に取付き西に引向け引退き、釣の渡を越ゑて備中に歸る、同八月中旬直家舍弟七郎兵衛忠家に命じ、九千余騎を率ゐて竹の莊より攻め入らしむ、元親等大に戰ふ、敵味方互に名を恥ぢ義を重んじ一日に三度まで激戰すとも勝敗決せず、日暮に至り、宇喜多勢士卒を収めて引退く、直家遂に自ら一万餘騎を率ゐて發向す、國人其勢に當り難く、各詮議して毛利氏に援を求むれども兵來らず、止むなく松山城に退き、直家に降服し、妻子の命を安んぜり、直家は國中の人質を取り岡山に凱旋したり。同十一年六月七日金川城主松田左近將監直家に亡ぼされ、其子、孫次郎來りて元親に依る、直家尼子氏と連衡しければ同十二年四月毛利元淸二万余騎を率ゐて、中津井村才田城の植木秀長を攻む、三村修理亮元親、同弟猿掛城主上田實親は武功の輩にて年來秀長と勇を爭ひけるに先手となり、多年の宿意を達せんと、城より少し東の高き山に陣取る、毛利勢城の躰を見やりしかば東一方より、山より山へ續きて尾崎にて、西北南は平地より四町ばかりも聳ゑたれば、

毛利氏才田城を攻む

倔強の要害なりと見ながら、多くの城々を降して氣を得たる勢なれば、僅の小城一つを物とも思はず、ひたひたと押寄せ、おめき叫んで攻めたつるも、城堅固にして寄手命を殞すもの多く、桂玄蕃允、元清の前に來り、當城は倔強の要害にて且城主植木武功の譽あるものなれば、一旦の戰攻めに仕たりとも、味方討たるゝのみ、容易に落城すべしとも覺ねず、先向城を構ゐて數日を送りなば不意の籠城故、兵糧の盡んは必定なれば自ら亡び、戰はずして敵を屈することそ良將の所作なれと諫めければ元清之に同意し、速に勢を引上げ、南方に向ひ城を構へて守り、備後備中伯耆の勢は西北の二方に陣し、遠攻に四面を圍む。城中糧乏し、宇喜多直家一万余騎を以て來り救ふ、熊谷信直、桂元隆を兼ねて後攻の備に置き、前後に手を分け戰ひ、宇喜多勢百三十余人を討取りたれば、直家少しく逡巡して進まざりしが、城中より大に突出せしかば、毛利勢叶はず総崩れとなり逃走す、元親元祐返し戰ひしが、元親深手を負ひ家人の肩にとり引退き、元祐討死、首を取らる、元清踏み止まり、返せ返せと下知しければ、敗軍の勢勵まされ、取つて返し、其勢一千三百人集りたり、元清兵を率ゐて退き、後謀を以て才田城主資富を殺し、元親の領有となせり。

元龜元年元親宇喜多氏を討んため、元春に援兵を乞ふ、直家も亦隆景に請ふ、隆景、

隆景松山城を攻む

直家を援けんとす、元春之を諫めて曰く、家親は父元就公藝州半國を領し給ひし時より幕下に屬し、所々にて忠戰を抽き、備中の庄を歸伏せしめたるを以て、毛利家の威望東南に瀰蔓し、備中、美作、備前、播磨の四州靡然として風に向ふもの是れ一つに家親の功ならずやと、然るに直家隆景に申し手兵を率ゐて才田城を圍む、城兵悉く松山城に入りたり。天正二年織田信長使を元親に遣はし、今度、元就將軍義昭を助け、上洛の聞ゑあり、元親にして信長の味方に加はり、如何にもして途中に妨けなば其賞として備前備中を與べしと申送る。元親大に喜び、一族從類を集めて曰く、父兄の怨敵宇喜多を討つは此時なりと、然るに成羽城主三村孫兵衛親成及子、孫太郎親宣大に其不可を諫む、元親始め一族之を用ひず、却りて孫兵衛父子を害せんとす、親成父子大に驚き、十月七日夜に乘し、松山を退き、直に備後鞆の津に馳せ中島氏により毛利氏に通ず、折しも直家よりも如慶を以て三村兄弟は阿波の三好に志を通じ、信長と盟約せる由を告ぐ、隆景愈々元親を討つに決す、元春暫實否を糺さんと言ひしも、宍戸隆家の勸めに依り、十一月九日八万餘騎を從へ、笠岡に出陣したり。

沼田頼輔曰く、三村家親既に庄氏を滅して武威大に振ひ、自ら松山城に居り、長

臣三村孫兵衛親成をして鳴輪を守らしめ、其外齊田の城には三村兵衛尉、國吉の城には三村右京亮政親、新見の城には三村宮内少輔元範、美袋の城には三村民部丞、鬼身の城には實弟上田孫次郎實親、荒平の城には川西三郎左衛門之秀、矢倉畦の城には田中掃部助直重、幸山の城には石川源左衛門久式を居ゑ置き、後に毛利元就の强援を負ひ、をさ〳〵備前の宇喜多を厭迫せんとするの勢あり。(中國太平記)家親、毛利の軍に從ひて尼子を伐ち、伯州日野の不動嶽に據り、其後法性寺の城に移り居りけるが、尼子氏の勢日々に蹙まり亦力を用うるの餘地なきを見て、元就に請うていふやう、

「近頃備中表の藏否を顧みず、當國にのみ在りて頗る戰忠を致し候、然るに今は早や富田一城に取り詰められ候へば、敵の降旗を樹て、國中の平定せんこと指を折りて待つべく覺に候條、家親暫く身の暇を賜はりて本國に歸り、年來の敵宇喜多を攻め滅し候はばや」

と、元就之を許しければ、家親大に悅び急ぎ松山の城に歸り、一族郞黨を催し、二千餘騎にて宇喜多が領內の城を、備中、備前、美作の間にて五箇所まで攻落しけるに、宇喜多直家三度まで後詰したりけれども、終に一度も勝利を得ず、宗徒の郞黨を多く討せ、興醒めて居たりけるが、かくては將來家親がために虜となるべきことの口惜さよ、今は謀を以て討つの外なしと思惟しけり。(陰德太平記)元龜元年八月家親、毛利氏の援兵六千に部下の二千を合して、美作國に侵入し、久米郡弓削の附近なる興禪寺に陣し、將に南下して備前を衝かんとす。直家之を患へ、窃に遠藤又次郞(又三郞ともあり、後に宇喜多河內守と稱す)の兄弟を遣り、夜に乘じて營中に忍び入り、障子の外より短銃を以て狙擊せしめて之を斃す。(陰德太平記、後太平記、中國太平記、備前軍記等に據る)

家親が討たれたる場所について諸記に異同あり、陰德記には單に弓削の寺とのみ記し、後、中國の兩記には興禪寺とあり、興禪寺眞に近ければ今は之に據る。

家親が不慮に討たれたる旨藝州に聞えければ、毛利輝元之を本意なき事に思ひ、且、當家弓矢の瑕なればて、子息元親に本領のみを與へ、家親が檜先にて切取とり、毛利氏の承認を經て、其領分と爲したる地を取り上げられたり。是に於て三村の一族相議して以爲らく、庄植木を追討して備中半國を毛利の手に入れたるは家親が一力なるに今に及び加恩の地を沒收せらるゝ條、其の理由なしと、竊に毛利氏

を恨むの心あり。三村孫兵衛親重のみは、

「そは其意を得ざる事に候、家親今度の一條、科はなけれども、毛利が弓矢の弱みとなるに相違なければ、加恩の地を取上げらるゝも其理なきにあらず、之に遺恨を含みて數年の恩を忘るゝは然るべからず、所詮思ひ止まりたまへ」

と諫めしも、衆皆之を容れざりき。（西國太平記に據る）

是時に當り浦上宗景既に宇喜多直家が爲めに備前を横領せられ、蟄居閉塞してありけるが、使を毛利氏に馳せて、直家が不臣の罪を鳴らし、其兵力を假りて恨を報ぜんと謀り、又三村元親は先年其父家親が宇喜多がために暗撃に遇ひしかば遺恨骨髓に徹し、如何にもして此仇を報ぜんとて、吉川元春に依りて毛利氏の援兵を求めけり。宇喜多直家之を聞き毛利と隙を搆ふるの所詮不利益なるを悟り、家臣洲波隼人と安國寺如慶とを小早川隆景が許に遣はして、和を乞ひ、且つ三村浦上を滅して備中をば毛利氏に献ぜんと議せしむ。（此條不審なり當時備中は既に毛利の麾下に屬せり）此頃元就は既に老耄し、其上癀カク（今いふ胃癌なり）を疾み、軍國一切の事は吉川元春小早川隆景の兩子に委任し孫輝元を助けしめありしかば、三村浦上の許へ宇喜多の請和につき、雲州（當時元春雲州に在陣せしためならん）に於て僉議ありけるに山陰道の事は元春、山陽道の事は隆景の取斗らひに一任せらるべき定めなりしかば、隆景は宇喜多を味方に引寄せて、織田氏に對する前衛とするの利益なるを思ひ、乃ち直家が乞を許し、三村浦上を棄つるの策を建てしかば、元春は、

「直家は表裏反覆の奸人なり、今當家の扶助を得て自敵を滅ぼすと雖ども、已が兵威强大とならば、終には毛利家腹心の讐となるべきこと掌を指して見るが如し。三村家親は元就藝州の小半を領したまひし時より幕下に屬し、處々にて忠戰を抽んで、備中の庄を歸伏せしめしに依りて、毛利家の武威東南に伸び、備中備前播磨美作の四州靡然として風に嚮ひしぞかし、是れ偏に家親が功にあらずや。かゝる忠士の子孫を捨てゝ、奸人の直家を容れらるゝこそ心得ね。吾當國に在らずは、此事を直に元就に申さんに、よも三村をば見捨たまはじ、されども既に御老耄におはせば、かゝる分明の道理をも聞分させたまふ樣には渡らせらるまじ、之について思ふも毛利家の弓矢、盈つるを虧くの習ひなるべし」

とぞ嘆息しける。（陰德太平記）

宇喜多直家は毛利氏の返答を得て大に喜び、先づ手初に三村が屬城を攻め落すべ

しとて、備前美作の兵八千を發し、英賀齊田の城を圍む。三村元親、舍弟猿掛城主穗井田元祐をして其手兵を率ゐて先發し、齊田の三村兵衛尉と共に宇喜多勢を防がしめしが、元祐戰死して兵衛尉僅に脫して松山に入り、齊田は遂に直家が手に歸せり。(仝上)

元親既に宇喜多がために父を討たれ、今又實兄元祐をも討たれければ鬱憤いや增すと雖ども、獨力を以て宇喜多と戰ふの勝算なきのみならず、近來毛利家の態度頗る不明にして、援兵の請求を容れざるのみならず、竊に宇喜多と交通するの形跡さへなきにあらざれば、心中の憂悶一方ならざりき。

かゝる折しも足利義昭、織田信長と确執に及び、毛利氏を頼みて備後の鞆津に逃れ、西國の兵を催して上洛あるべしとて其用意專らなりけるが、信長之を聞き、さらば此方にも計ありとて、陰に使を三村元親に送り、

「今度元就、前將軍義昭公を助け上洛の聞にあり、元親に於いて信長の味方に加はり、如何にもして途中に妨け候はゞ、備前備中兩國を宛行ふべし」

との約束を申送らる。元親此の密使を得て大に悅び、一族從類を集め、

「是れこそ願ふ所の幸なれ、父家親累年宇喜多に遺恨を含み、數度戰ひたまひしに、德良の城にて遠藤河內守がために忍び討に討たれ、剩へ齊田の城にて兄元祐も同じく直家が手に討たれたまふ、二代の怨敵の報復の機を待つ際にこたびゆくりなくも信長一味の誓使を得たるは、亡父亡兄の導きたまふにやあらん。急き微運の義昭を遮り、信長の助力を以て宇喜多を攻め滅し、年來の鬱憤を晴らすべし」

と勢ひこんで宣言されける。

天正二年の冬、宇喜多直家より藝州吉田に向けて安國寺如慶を差遣し、三村兄弟が阿波の三好に志を通ずる由を告げ又三村が家臣三村孫兵衛親成、同孫太郎親宣、元親と不和を生じて備中の國に足を留め難く、且元親を亡き者として其の領土を吾物にせんとの野心を抱き、竊に元親が三好に通じ、又信長と約盟あることを訴へければ、隆景之を聞き、

「直家が申すのみか、家臣の親成かく申す上は何の疑ふ所かあらん、事大義に及ばざる前に、早く備中に出張あるべし」

と輝元を促して出馬の支度を爲し、一方雲州在陣の元春にも急使を馳せ、

「其表は暫く擱かれて、急ぎ備中に發向したまへ」

とぞいひ送られける。元春之を本意ならず思ひ、

「親成は元來佞人なり、殊更近來元親と不和なりと聞く、彼が申す條聊か疑はしき所の候へば、先づ暫く備中發向延引せられて、猶讒者の實否を糺され候へ。父が無二の味方たりしによりて其子もいよ〳〵忠志を抽でんと欲し、元の一字を申し請けて元親と稱するほどの者に候へば、反心を抱くこと不審に候、輝元御免あるべくは、某使者一人相遣し、事の樣を尋ね聞き、家親が實親か妻子かを人質に出し、いよ〳〵二心なく味方に參り候樣申宥め候べし。然るに於ては宇喜多がためには三村壓へとなり、三村が爲めに宇喜多も壓へとなりて、以來両家逆意を企つることあるべからず」

と理否得失を明かにして制せられけれども、吉田の軍議は既に三村退治に一定しあることとて、元春の力を以てするも之を如何ともする能はざりき。（陰德太平記）

こゝに聊か注意すべきことは、三村の處分に關して、兩川の間に意見を異にしたることは、陰德太平記以外の諸記には見ゑず。元來陰德記は毛利家を中心として當時の戰亂を記したるものなれば、毛利家の不利益、不名譽となることは成るべく之を回護するの筆法を用ゐたりしに、松山退治の一條は滿幅の同情を三村氏に寄せ、元春隆景の爭論をも忌憚なく筆に載せあるは、頗る奇異の感に堪へざるものあるも、當時藝州に於ける士論に三村に同情の少なからざりしを察すべきにあらずや。老翁物語といふ毛利氏家臣の手に成れるものにも、備前の宇喜多直家、浦上宗景交々欵を毛利氏に通じ、直家は隆景に依り、宗景は元春に依りしに、宇喜多と盟約して浦上を捨てたり、又備中の三村三家と直家と相爭ひ、三村元親は元春に依りて訴ふる所ありしも、是も元親を捨てられたり、其故に備中表には元春出張せざりきといふ趣きを記す。是に由りて之を觀るも、陰德記の說の誇張にあらざるや知るべし。松山兵亂にも、

「天正二年十二月藝陽の大將笠岡にて晝夜三十日評議せり、爰に元親を贔負には思はざれども、御弓箭の始終を大事に存ずる武士、此時元親懇望に於ては、一先づ扱ひにも懸らるべしと唱きける處に、隆景進み出でゝ各御思案尤にて候へども、古人の言ひ置きしも、擧ぐべきを擧げず、罪すべきを罪せざるは大將の僻事なりとこそ承はり候へ、今度元親當家を蔑にして謀叛を企つるを宥め置か

ば、諸國の武士皆見眞似を致すべし、たとひ利を失ひ家を損すとも誅伐すべきにあらずやといへば、實にもと思ふも思はざるも皆一同に感動せり」とあり。兎に角藝州諸將の内に異論の多かりしを察すべく、又元親の毛利氏に背きたるは、之を一面より見るときは、全く宇喜多直家の術策に罹り、自ら破滅に陷りたるものとすべきにあらずや。

かくて、松山には孫兵衛父子變心して、毛利氏の大軍攻來る由聞ゆければ、松山城は一國の根城のことゝて狹間、櫓、乱杭、逆茂木等より鉄砲玉藥兵糧に至るまで殘る所なく用意し、猿掛、國吉、鶴首、新見、荒平、鬼見、美袋、矢倉畦、粧田山、野山、幸山等の諸城に軍勢を込置き用心きびしく構へける。輝元、隆景は笠岡にて三十余日の間、軍議を凝したり、或は元親に降伏を勸めんと云ひ、或は端城を捨てゝ、直ちに松山を攻めんと云へり、隆景曰く、謀反を企つるものを宥め置かば他の例ともなるべし、且松山は弱くは聞ゆぬ、強き松山へ押寄徒に兵士を殺さんより、弱き端城を取りて後松山を攻むるに如かずと、同十二月親成を案內とし先つ猿掛城を攻む、城將松山に退く、同日才田の三村左京亮も松山へ退く、有漢、竹之莊、矢倉畦、少田山、野山の四城も程なく松山へ引取る、同十二月二十三日毛利勢國吉城の三村右京亮を攻め同二十九日落城、鶴頭城も明け退いて松山に籠る。天正三年正月八日藝軍新見杜城を攻む、城主三村元範打死す、元範は元親の弟なり、此勢に秦の荒平城

主河西三左郎衛門、美袋城主三村民部丞、幸山城主石川久式等相續き落行きたり。同二十三年山田が鬼見城を攻む、城將實親自殺す(實親は元親の弟鬼見城主上田入道阿西の養子となり上田孫次郎實親と云ふ)かくて松山城孤立の姿となり、諸勢の近傍に陣を構へ將に松山を攻取らんとする用意頻なり。三月十六日城兵廣瀬固屋に馳せ出で不意に藝軍勢を打ちたり、藝州勢直に成羽より進擊し、鷄足山に上り所々に放火しければ、松山勢明け退く、折しも、松山より倔强なる兵士百余騎許坂の麓に馳下し、初めの程は遠矢にて射けるが、双方次第に押し寄せ鎧屆にて相戰ふ、其間に八幡の上にぞ陣取れる藝州勢を見かけ更に松山よりは高陣の後を潛行して進み出でたるに藝軍少しも知らず、賴久寺の上に向へる所を後より、鉄砲二百挺許不意に擊かくれば藝軍大に驚き潰乱して退く、松山勢勝に乘し、鷄足山の麓まで攻めよせ双方激戰しければ親戚の勢及諸卒死傷多く、松山勢は神原六郎左衛門尉以下士卒數十人戰死す、夕方に至り双方引上げたり。其後も數度藝軍へ夜討をなし、所々に防戰す。隆景曰く松山は名高き城なれば急に落さんには人力を費すのみ、只兵糧攻にするに如かず、乃ち諸所の麥を刈り捨てんとて、四月七日自ら川面の寺山城に陣して古瀬近鄉の麥を刈取らしむ、松山よりは之を防がんとて打出けるに、隆景は又福地

へ陣を移して麥を刈る。同二十八日成羽に打入る、是に於て近郷の百姓ども大に苦しみ毛利に心を合せ城中へ夜討などの通路するもの多かりければ、此者ども穗田、中部、野山、多喜庄、古瀨、川面に於て捕へ、皆々城中へ取り首を惣門に掛けたり、落城前日迄に其數三百十八人に及べり。城兵所々に勝利を得たるを以て籠城の老若悅び勇めども、元親心痛淺からず、隆景は何れも長陣の支度させ何方へも出でられず、所々向城の櫓請のみなしければ城中の男女之を見て、退屈の思をなし、下部などは密に落行くものもあり、然れども重代恩顧のものどもは兵糧は澤山なり、一二年の籠城恐れなし、其內信長の後援を乞ふべしと、少しも憶する色なかりき。然るに年久しく寄寓せる竹井宗左衛門直定、河原六郎左衛門といへる譜代の士毛利の計策に陷り、家親の聟なる石川久式が守りし天神丸を取らんと思ひ、僞りて久式につき、吾等反心の風說あるは迷惑なり、此義松山へ參り、元親に對面して、申開きたしと、賴み入れば久式も其志を感じ、五月二十日久式は井山の雄西堂と共に小松山へ同道して出て行き、諸門の警衛を嚴しくせしめ置けるに蕪菁少許臺に盛り天神丸の法印の許へ參らすと、門に請ふものありき、守衛のもの苦しからずと思ひ門を開けば竹井宗右衛門が家來大槻源內直賢、小林又三郎二人來り、奥坐敷へ馳行て、忽ち久式の

妻子を捕へたり、續ひて土肥、工藤蜂屋、田中、肥田兵部丞、神原七郎右衛門以下數百人押入り所々に放火す、元親、久式大に驚き急ぎ天神丸を取返さんと評議して、三村左京亮親重、同太郎兵衛親勝、同親氏、佐内丸の三村兵部丞親當、三本松の三村助左衛門親友、法重六郎左衛門、同右馬允信久、河上孫九郎、渡邊左京進に傳へければ、渡邊半藏、同藤内、平松某等兼ねて約をなし、一令の下に打出でんとす、かゝる所に三村親成天神丸に入りければ、本丸のものども樂々尾豊後守、杉三郎兵衛、升原内藏介、輙所藤介、南江備前守、神崎豊後守、山本左馬介、佐藤左京亮、同右京亮、石田備前守等降參しけるに吉良常陸介、神原六郎左衛門、蘆雪と云ふ盲人三人許を本丸へ入れたり、大松山の兵ども反して手切の矢を射かけゝれば、元親も今は誰をか待つべきとて、三村與七郎、新山玄蕃、家住田中藤兵衛、梶谷織部、田中又十郎、上田嘉介等を從へ、相畑の城戸を破りて城を火く、毛利勢直に天神丸に入れり、かくて敵は追々に加はり、猿谷高陣傾城尾松岩院軸林まで雲霞の如く充滿せり、されど本丸堅固に控へければ藝州の兵、兒玉三郎左衛門尉、井上又右衛門、桂上總介、同忠三郎、備後の有地民部少輔、小田小次郎、南三河守、河内備後守、神村豊後守等密に軍議す、此城三口ゆり靜まらば軍兵多く損すべし、何となれば元

元親破れて城を落つ

親と枕を並べ死を一時に決せんと極めたる者のみ殘りたり、今此紛れに攻落さんとて手を盡すと雖も及ぶべくもあらずとて、異議なく控へたり。馬醉木は新山玄蕃家住ふまへ、籠が壇は田中長門守、同左近丞阿部市之介、田中藤兵衛、同左京進、芳賀杢之介野口等を初めとし、屈强の兵二百許扣へたれば容易に攻落すべき詮もなかりしに、兒玉井上が城樓の垣にある田中長門、同左近阿部市介、田中藤兵衞、同左京進、塀梨主馬、本丸へ矆を入れけれども更に同心さる故、二十一日早天、馬醉木勢籠ヶ壇へ先矢文を射て、其情を見んに加かじと、薄へらの矢に計策狀を付し射込めは、籠城の兵寄り集り、唯方便寄らん謀なるべし、只一所に腹を斬るべしと決すれども、終に其日の酉の刻に弦をはづし、甲を脫ひで城を出でたり、本丸に於ては毛利氏に降るものもあり、今又馬醉木も敵となると聞くより、諸卒大に騷動して一黨のもの落行きけるを見て、元親今は何をか期すべき、敵の近付かざる先にと已に自害せんとせしを久式一旦阿波の方へ落去り、重ねて時を待ち旗擧せられよ、後榮を待つは大將の所爲なりと、諫むれども今我死すべき時なり、御邊は立退いて吾なき跡を吊ひ給へかしと互に諫め爭ふ、諸士も殉死を恐れ一旦落行給へと手に手に元親を引立て、塀を越ゑ出で二十人計り一つになりて、後の山を傳ひ、峯より嶮々た

る數十丈の所を轉ぶが如く、麓迄落ちたりしが、其間に散々に逃去つて、只兒阿彌加介、同彌介、石田、內田の四人のみ附從へり、元親は崖より落ち右の肩を大に打ち損じ、息も絕え絕えに伏居たりけるを彼等四五人種々介抱して大河を渡り、阿部山に入れるに、元親の刀鞘より抜けて右の膝左の踵まで破られければ今は是までなりと思ひ定め、自害せんと從者共に形見の物を與へ、今迄附添ひたる忠勤貞實の禮辞を懇に述べて皆々落ちよ〳〵と進められし程に兎に角にも辞退する中に何時となく二人三人落行きて今は只彌介一人殘りたり、彌介いへるよう、某松山の切岸に上りて、元親と名乘り腹切らん、其間に中津井口を高田の方へ落行給へと勸めけり。元親曰く、神妙にも申しつるかな、されどか丶る躰にて落行かば、雜兵どもの手にか丶り、中々にうき目を見ん、汝松山に行き、檢使を請ひて來れと、彌介云ふ、さりながら主君を殺す敵を迎へんこと、思ひもよらずと否みければ、元親然らば七生まで勘當せんと怒りければ彌介是非もなく馳せ行きけるが、二十六日に敵に捕へられたるも更に言はず終に生害せられたり。元親彌介を待ちけるに更に歸らざれば、高橋川を渡り六月朔日夜半賴久寺に入り、亡父の塔頭にて自害せんとせしも、世人元親が最後の程も知らずと云はんも口惜しとて、松蓮寺の後に忍び行き、夜も明けて、

元親松蓮寺に入りて自害す

二日の巳の刻頃撫夫の通行せるを呼び、汝松山に行いて元親こゝにあり、撿死を賜はれ自害せんといへ、と遣したり。松山には粟屋與右衛門、同與平次、兒玉長門守、粟原三宅等居たりしが、急ぎ迎ひに來り、松蓮寺に伴ひ行き、沐浴飲食等丁寧に進めしが、元親坐敷に出で後介錯を賴入れしに快く承諾し、一筆書き給へと料紙硯箱を出せば、元親誠に斯くならん、後には筆跡に過ぎたる形見なしとて、隆景へ長文一通を認め、細川藤孝(幽齊)は和歌の師年來魚藻の親みあればとて一首を送りぬ。

一度は都の月と思ひしに吾が待つ空の雲隱れして

竹田法印は親類なれば末だ對面を得ずとも一首を送らん、

言の葉の傳のみきいていたづらに此世の夢よあはでさめけり

大庭加賀守兼賢は輝元の和歌の師として、人も知り吾も深き交情を通せし人なればとて、

殘し置く言の葉草のかげ迄も哀をかけて君ぞとふべき、

老母の方へも長く細に書しけり。次に位牌の上書に、

思ひくれば行歸るべき道もなし本の誠を其まゝにして、

と書して細川藤孝より給はりし八雲集の間に七八枚入置き給ひしが辭世は末期の一

句なれは今一首仕らんとて、

人と云ふ名を借る程や末の露消にてぞかへるもとの雫に

匠化源元親一瞬源樹居士と書納め、刀を抜きて合掌して、鑊湯爐炭清涼殿劍樹刀山遊戯城と唱へ脇差を抜き左の脇に突立て、右へ引回し又直して胸下に突込み横手綱まで推下げ、よしの聲と共に首を落し、隆景の本陣へ送りけり。かくて石川久式も落行き松山城全く落城しければ元親が子勝法師(八才)並に久式が子某とは伊賀久隆擒にして本陣に引かせたり。

勝法師は殊に勝れて發明なる由聞へ、終に二人ながら井山寶福寺にて殺されたり。

沼田氏曰く

毛利勢は天正二年十二月に笠岡に到着し、三十餘日の間此處に逗留して軍議を凝らしたりき。此時將士の多くは一擧に松山を屠りて其根本を抜き、枝葉の端城は自然に枯れ凋むを待つべしとの方略に同意の模樣なりしが、輝元、

「いや〳〵松山は堅城なりと聞く。夫れ固きを碎くに刃を以てするときは、刃却りて折れ、雨滴の微も能く檐下の石を穿つとかや。強き松山へ押掛け徒らに兵を傷けんよりは、弱き端城を取つて、後に松山に攻め向ふに如くべからず」

とて評議之に一決し、手初に三村兵部丞が籠りたる猿掛を攻め取れとて、三村孫兵衛親成案内者として押寄せけるに、城將防戰の術盡きて松山につぼみけり。それより齊田、有漢、竹莊、矢倉畦、野山、國吉など次第々々に落ち、天正三年正月には新見の三村元範討死し、荒平美袋相尋いで陷り、同二十三日には元親の弟孫二郎實親が山田の鬼身の城に討死せるを最後として、三村が屬城殘りなく落ちければ、さらばいよ〳〵松山包圍に移らんとて、毛利勢は諸道より潮の如く寄せ來る。

同年三月朔日には隆景本陣を成羽に進め、其先陣既に高梁川に達したるが三村の兵、河を隔てゝ廣瀨の壘を築き、藝兵を迎撃して之を破る。同月十六日拂曉、藝兵枚を含みて、玉の渡、四條原、魚梁庭の三個處より河を渡り鷄足山に陣取つてければ、廣瀨の三村勢は其退路を絶たるゝの虞あれば。戰はずして松山に退く。雞足山の藝軍は處々に兵を出し火を放ち、松山城を威嚇しければ、松山よりは一逞兵、八百ばかりを選りて城外に出し、初の程は互に矢戰を爲し居りしが、藝兵の手、愛宕山を越ゑ八幡社の背後より賴久寺上に出でたる者、不意に松原山方面よりり鐵砲を浴びせかけられ、散々になつて敗走するを、三村勢は勢に乘じて雞足山の麓まで追ひまくり、三村孫兵衛が部下を初め敵數多討取り、松山方にても神原六郎左衛門を首さして死傷頗る多く双方薄暮まで火花を散らして戰ひたるが相引に退きにけり。

四月四日には松山より竹庄方面に兵を出して、敵の地理不案内なるに乘じ、數度襲撃の功を奏しければ、籠城の常さて些細の勝利にも一同欣々たるに引替へ總大將の元親は少しも喜べる色なく、城中貯藏の酒は盡く出して軍士に頒ち、夜に入りても帶をも解かず、肅然さして軍慮の外に他事なかりき。

元親正月元日の夢に、

一々閏にて手をぞ打ちける

又三日の夢に

みかさのまして鳥も通はす

の句を得たりけるが、皆不思議に思ふのみなりけり。

是より双方數度の競合にいづれも名を惜む勇士のみなれば、手負討死數を知らず、實檢に供する首の數も十、十五を記さぬ日はなし。城中にては輕部治部、近藤掃部、布寄左衛門大夫、同内藏介、渡邊、神原、矢内以下宗徒の兵多く討たれ、寄手にては家近十郎、神津、原、梶屋、難波、大槻などゝいふ者共いづれも屍を戰場に曝してけり。

松山城は臥牛山上に築かれたる壁立千仭の堅壘なるに、家親以來數十度の戰場に面を曝らし三村武士こそ備中の花なれと、人も歌ひ自らも誇れる譜第宗徒の郎黨が、心を協せて立籠り、大將の元親自ら士卒と艱苦を共にして防禦の術を盡しつゝあれば、其守り甚だ堅固にして無理攻めに攻むる時には徒らに軍兵を損ずるの

みなれば、寄手の總參謀長小早川隆景きつと思案を廻らし、此上は兵糧攻めの外あるべからずとて、四月七日に松山の西北に當れる河西村（川西村の誤ならん）の寺山に本陣を移し、在々處々に兵を出して古瀨近鄕の麥を苅り取らしめぬ、松山城中より、さはさせじと人數をさし向けて戰を挑むときは、藝兵颯と引揚げて少しも抵抗せず、又隙を窺うては東に出で西に沒し、恰も飯の上の蠅を逐ふの有樣なれば、さすがの元親も呆れ果てゝ困じけり。既にして藝軍は再び陣を川上郡阿部村白地（又福地ともあり）に移し、又もや其地方の生麥を苅取りければ、近鄕の百姓共大に困み、只一日も松山落城の早からんことを望み、竊に藝兵を手引して、夜討などの道案内する者多かりき、城中にては之を安からず思ひ、穗田、中郡、野山、竹庄、古瀨、河面等を穿鑿し、此等不逞の者共を搦め取りては一々首を刎ね、見せしめのためにとて總門の外に懸けたるもの、落城前日まで都べて三百十八人と註されぬ。

同二十八日に至り藝軍は突然其本陣を成羽まで引揚げゝれば、城中にては事の餘りに案外なるに驚きつゝある時に、斥候の兵より、藝軍は成羽城の堀を凌へ石垣の崩れを繕ひ、如何樣長滯陣の支度と見ゆとの注進に、一戰に死生存亡を決せんと覺悟せる城中の士卒は、此の長圍の計に張りつめし氣も力も拔け、稍退屈の態の現はれにけり。

されども城には豫て蓄へたる兵糧は多し、大松山の水は汲めども盡きず、明春までの籠城には事を缺かじ、其内には上方の織田家より善き便りのあるべきぞとて、互に二心なきを誓ひ、持場々々を固め居れる間に、三村が寄寓人に竹井宗左衞門、直定、河原六郎左衞門といふ浪人あり、年久しく三村が扶助を受け居れるが、關西無雙の智者と呼ばれたる隆景、是ぞ善き鳥なれと、竊に間諜を入れて誘はせけるに、此の二人忽ち變心し、出世の手蔓を得たりと喜び、忍びやかに手筈を示し合はせたることそうたてけれ。

元親もとより此の二人の者に、心を許さず、怪しき擧動のあらばと睨みけるに、二人の者、天神丸の守將石川源左衞門久式（幸山の城主にして、元親が妹聟なり）は元祐實親戰死後、元親が腕とも賴める武士なれば、此人に賴りて身の明りを立つべしと、相伴うて天神丸に來り、二心なき由を本丸に達したまへと切りに嘆きけるに、久式深き企謀のあることゝは夢にも知らず、かゝる籠城の際には一士一卒も

惜しけれど、僅に從者三人を率ゐて小松山へと上りけるに、二人の者は仕濟ましたりと、少々の蕪菁を臺に盛りて、竹井が家來大槻源内、小林又三郎の兩人に持たせ、
「法印許にまゐらせんほどに、門をば開きたまへ」
と音なふ法印とは久式が一子なり。陣門警固の士、何條そこに計略ありと知るべき、快く門を開きて通しけるに、大槻、小林つと奥坐敷に馳せ入り、久式が妻子をむづと捉へて動かず。石川が家の子共すわ事こそ起りたれと、鍔元寛げ寄らんとすれど、主の妻子を人質に取られ居れば、手を下すに術もなく、只狼狽廻はるばかりなりき。
之を合圖として寄手より土居、工藤、田中、蜂屋、肥田、土師、神原以下數百人、怒濤の如く天神丸に亂入し、一度にどつと鬨をば揚げたりける。
松山城天神丸が敵の術策にかゝりむざ〳〵と奪ひ取られたるは、天正三年五月二十日の事なりき。元親久式齒嚙を爲して憤りけれども今は詮方なし、只速に逆寄して敵の足溜を拂ふべしとて、此旨陣々に觸られける折に、又して大椿事頼みきつたる大松山に起りけり。
大松山と三本松との間に、豫て五六百間の陣營を建てつらね、籠城士卒の家族を收容し置きたるが、天神丸陷落の報が傳はると共に、いづれも其の前途を悲觀し、此處彼處に群集して區々の評判を爲し居れる折しも、一個の老翁忽然として此の群集の中に現はれ、
「たとひ天神丸を首尾よく取返すとも、今日の生命を明日までも延べ難し。あれ見よ、早や數千の敵は冑の星を並べて岸際（城の麓）に押寄せたるぞ。魚梁庭の上下に三旒の旗を渡しつゝあるは隆景が麾下とぞ覺ゆる。かく大將の詰め寄する上は天神丸の敵はいよ〳〵勝に乘り味方の開運は萬に一も覺束なし今に猛火の中に包まれて、妻子從類、阿毘叫喚の苦を見て相果てんよりは。心を飜して天神丸に加擔し、數千人の生命拾ひをするは如何に」
生命拾ひの一言に殊更力を籠めて演說しければ、一同鳴りを靜めて耳を傾く。かゝる中にも心の剛き者共は、本丸の催促に從ひ、物具を堅めて天神丸逆襲の軍に馳せ加はらんとするを、子が出づれば親は引止め、親が出れば妻子が泣きまどひ、徒らに時刻を移すのみなれば、大松山の守將三村左京亮親重大に氣をいらち、人質を取つて驅り出さんとせば、騷動更に烈しく、婦人小兒は右往左往に狂奔して泣

き叫び、罪人が獄卒の手に渡る樣に宛も似たり。此騷動の眞中に、天神丸の敵は相畑の陣屋に火を懸け、一度に揚げたる鬨の聲の山に響きて凄しく、さらぬだに臆病神のつきたる腰拔樂々尾豊後守、杉三郎兵衛、諏訪藤助、南江備前守、竹原內匠介、佐藤左京亮、同右京亮、石田市左衛門、同備前守、神崎豊後守、同兵衛左衛門、山本左馬助等を始めとして士卒數百人首を並べて藝軍に降參し、僅に本丸に入りたるは吉良常陸介、神原六郎左衛門及び蘆雪といふ盲目の禪門只三人のみ、まことや勁草は疾風に顯はるゝとは是なめりと人皆感じ合へり。

大松山の守兵叛き去りて、本丸に向つて手切の矢を射かけゝれば、元親今は誰をか待つべきとて、三村與七郎、堀屋織部、田井又十郎、上田嘉介等を率ゐて相畑の城戶を破つて突出しければ、敵は一支へも支へず、天神丸をさして引退りぬ。千丈の堤を蟻の一穴より壞るといへり。さしもに難攻不落と聞こたる松山城も、天神丸の陷落より、大松山の返忠と爲り、兵氣いよ〳〵沮敗して、誰一人として身を捨てゝ敵を禦がんとするの擬勢をなし、藝軍にては此機を察して、處々に矢文を射かけ、城兵を誘ふほどに、其翌二十一日には馬醉木「アセビ」、勢籠壇「セイロウダン」の守兵も亦叛きて敵に降り、三村方は松山城中に於いて只牙城の一を餘すのみにて、かくなりては多年恩顧の郎從も俄に生命の惜まれて、一人去り二人逃げ、踏止まりて主が先途を見屆けんとするもの、吉良常陸守、同七郎左衛門、輕部布施、三村大藏、同右京亮、石川久式、雄西堂、梶屋織部、八田、木村、樂々尾、山口、內田、八木、上田、舞樂師彌助、同甚六、兒阿彌等總べて五十人ばかりに過ぎず。元親今は是までなり、敵の押入らざる前に自害を遂ぐべしとて、二十一日の夜に入り宗徒の者二十餘人を一處に集め、新しき席、新しき衣裳まで取寄せ、座敷を作りて盃を廻はし、

「如何に各辭世はなきか」

といふに、盲人蘆雪懷中より短冊を取出しけるを、元親之を一覽する折から、馬醉木の叛徒、鼻の丸に火をかけ、追手より障子が瀧に燒上り、火焰は西南の風に煽られて、一里四方は晝の如く明かに、此の決心の人々の顏を赤く照しぬ。

石川源左衛門久式霎時沈思して居たりしが、

「死は易く生は難し、如何にえても此塲を遁れたまひ、信長の兼約を御守りある

べし」
といひ出づるに、元親、
「遠き味方頼みは今の時節に無用なり。たとひ明日は天下の主となるとても、清和の姓を汚さんこと、かへす〳〵も口惜しかるべし。御邊は一先讃岐の方へ忍落ち、重ねて本懐を遂げ、吾が亡跡を吊ひたまへ」
と苦笑を漏らして動くべき氣色なし。久式聲を勵まして、
「死して名を末代に殘すとも、死せる屍が鬱憤を晴らしたる例なし。某御爲を存ずる故、居城をも捨てゝ一所に籠城もしたれ、八幡照覽あれ、誰がために命を惜むべき」
といふ。三村の家の子共も石川が諫言に同意し、口々に勸めて止まざれば、元親已れ一人の覺悟にて衆人の命を夫はんことも不便なり、所詮久式其他を落し置きて、後に思案もあるべきぞと、止むなく其議に同じければ、一同やがて切岸にぞ立ちたりける。
火の勢はます〳〵烈しく城樓物見の崩るゝ音の凄じく、火の粉の雨は主從が鎧の袖に、ぱら〳〵と降りかゝる。
久式塀に双手をかけ、一飛びに飛び越ゑけるを見て、元親今は心安しとて本丸へ取つて返す。こは賺されたりと、久式も亦引返して元親が跡を追ふ。家の子共かくてはてじと、兩將の綿嚙を取つて押出し、二十餘人後に續き、數百仭の岩壁を轉ぶとも倒るゝともなく、足も溜らず麓までずる〳〵落ち、元親右の肩を痛く撲ち、其まゝ絕息して伏し居たりしが、其間に家の子共は皆散々になり、兒阿彌、舞の彌助、石田、內田、仲間加介の五人を殘すのみ。
此の五人の者、やう〳〵介抱し、仲間加介は元親の手を執りて肩にかけ、高梁川を西に涉りて、阿部山に入りけるが、數奇の運命は飽までも附纒ひ、行くこと二町ばかりにして、佩刀鞘走りて右の膝口を深く傷つけ、又左の踵を一文字に踏切りければ、元親今は是までなりと思ひきめて、
「天道吾を棄つ、汝等四五人附從ひたりとて何かせん、是より各志す所に依りて一身の覺悟を爲すべし。石田が親は敵方に在れば賴る方もありぬべし。內田は妻子を打捨て是までの志は過分なり、降人に出でゝ妻子の行方を尋ねよ」
とて內田には兼光の刀、加介には國光の長刀を賜ひければ、三人淚に咽びて何方

ともなく別れ行く。

此時元親痛く疲勞してければ暫く兒阿彌が膝を枕にして昏々として人心地もなく眠りけるを、兒阿彌言葉を設けて逃れ去り、彌助只一人看護して夜を明かし、翌二十三日の辰の刻(今の午前八時)元親稍元氣を回復し、兒阿彌は如何にせしと問ふに、彌助、

「早や昨日に逐天仕りぬ」

と答へければ、元親、

「我れ世に在りし時、二世までと誓ひし者が、卑怯にも駈落するを、汝一人殘りたる覺悟の程こそ淺からず思ふなれ」

と、さすがに感慨の色を面に浮べて松山城の方を見渡すに、殘煙尙縷々と立上りて、落城の慘狀を訴ふるものゝ如し。彌介、

「二代の御厚恩を蒙り候某、殘命更に惜しからず、爰に存じつきたる事の候、某、君の御物具を拜借仕り、元親と名乘つて切腹致すべく、其間に中津井口より高田の方へ忍びたまへ」

といふ。元親頭を掉り、

「志の程は感悅せるも、吾身は深痍を負ひ、進退心に任せず、かくいふ間にも如何なる下輩の手にかゝり、死後の耻を曝さんも知り難し、汝只松山に赴きて檢使を乞ひ來れ、快く自害せんぞ」

といふ。彌助、

「主君を殺す敵の迎にまいらんこと思ひもよらず」

と否み、其日も暮れて、翌二十四日となりければ、元親更に、

「如何に彌助疾く松山に往け、消ゆかゝる露の身の置き處なきにつけても、益なき日を送るこそあだなれ」

と、片袖を切り之を印に檢視を求めよと理を分けて賴みけるに、彌助は今は否まんやうなく、大河を渡りて敵陣近くさまよふ處に、直ちに搦め捕られけれども、彌助既く覺悟を定め居れば、

「子細に及ばず、只疾く殺せ」

とのみにて何事も口外せざれば、二十六日の朝に遂に空しくなりにけり。

三村修理亮元親は、彌助を出し遣りて檢使の來るを今か〳〵と待つ內に、早や其

日も暮れ、翌日も翌々日も何の音沙汰もなければ、如何がはしつらんと、小高き處に登りて四方を望み見るに、臥牛山は眼前に横はり、敵の旗印が風に飜りて人馬の往來さへ絡繹として見ゆ。

居城にて腹切らざりしは今生の悔い後生の障り、今更ながら殘り惜く思はれて、いで松山に忍び返り、快く自害するこそ好けれと、六月朔日の夜闇に紛れ再び河邊川を打越し、頼久寺の墓所に尋ね入り、父家親の墓前にて自害せんとせしが、元親ほどの者が最後の心得もなしと笑はれんも口惜し、さりとて松山に上らんに、名もなき者に行き合うて犬死せんも詮なしと思ひ返し、自ら羽織の裾を切り、小篠に挿みて、敵の目に留らば、尋ね來れと、松蓮寺の傍なる古塚の邊に立て置き、少し隔りたる往來の畔に憩ふ程に、二日の巳の刻(今の午前十時)ばかりに一個の樵夫の通り過ぐるを、元親呼び止めて、城内の樣は如何にと問ふに今は藝州の兵共が充ちて候と答ふ。元親重ねて、

「吾こそ三村修理亮なれ、汝は松山に上り、元親痛手を負ふて山路に在り、檢使を賜はらば出でゝ腹切らんと申入れよ、定めて藝州より重き恩賞あるべきぞ」

といへば、樵夫一議にも及はず、小早川隆景が陣所に件の趣を告げゝれば、隆景下知して粟屋與右衛門、同與平次、兒玉長門守、粟原、三宅なんどの士共を遣はし、元親を松蓮寺に伴ひ入れ、湯浴飲食等を慇懃に進めまゐらせしに、元親談笑常の如く粟屋に向つて、

「今度城中にて切腹せざること慚愧の至りに存ずるなり、和殿は舊友の因あれば介錯を賴み申すべく、檢使の傍、愚意の程隆景に御物語り候へ、此度の事は宇喜多に向つて亡父家親が鬱憤を晴さんと存せし事聊か紛れなし、我も父のためなれば天道に背くにもあらず、偏に武運の薄きを恨むのみにて候」

粟屋を始め諸士一同皆其の態度に感嘆せぬはなく、料紙硯箱を差出して、

「御賴みは易き間の事に候、さあらば一筆書きて給はり候へ」

といふに、元親

「誠に斯ならん後に筆跡に過ぎたる記念なく候、書きてこそまゐらせめ」

と、先づ事の仔細を陳べて隆景に贈る書狀一通を認め、再び料紙を取揚げて、細川兵輔(藤孝)は年來魚藻の親みあり籠城の折に八雲集一部を贈られたる好あればとて、

一たびは都の月と思ひしに
　吾まつ夏の雲にかくるゝ
と一首の歌をものせらる。又竹田法印は一族なれども未だ對面を得ず、年來書狀の往來のみ懇にしたればとて、
　言の葉のつてのみ聞きて徒らに
　　この世の夢にあはで覺ぬる
大庭加賀守（兼賢）は輝元歌道の指南にして、元親も交情淺からざればとて、
　殘しおく言の葉草の影までも
　　あはれをかけて君ぞとふべき
老母へは形見とて細かに書狀を認め、さて
「去る二十一日の暮方に切腹の覺悟にて法名を書き、其の上に
　思ひ知れば行きかへるべき路もなし
　　本のまことをそのまゝにして
と書きて、藤孝より贈られたる八雲集の內に挿み置きしかど、人の勤めにて是非なく落行き、物憂き日數を送り候ひき。末期の一句、今一首仕らん」
とて、筆を染め、
　人といふ名をかるほどや末の露
　　きゑてぞかへる本のしづくに
　　　　　　　　　　　　　前匠作一瞬源樹居士
と書き終り。やがて自ら腰の物を拔きて粟屋に渡し、帷子の襟を押し寬げ、
「案內を申す時に首打ちたまへ」
といひながら居直れば、粟屋、
「西方に向つて坐りたまはずや」
といふに、元親、
「十方佛土、いづれの方角を擇び申すべきぞ」
とて、拔身の脇差を持ちつゝ合掌し、
　鑊湯爐炭淸涼殿
　劍樹刀山遊戲塲
と高らかに二句の偈を唱へ、左の脇に脇指をぐさと突き立て右の脇に引廻はし、

胸下に欄も拳も通れと突き込み、再び之を押し下げて、「好し」と一聲かくれば、やがて首は前に落ちてけり。元親が子勝法師と石川久式が子も共に捕へられて毛利の本陣に在りけるが、勝法師殊に聰明なれば生かし置きては禍の種を播くなりとて、二人共に生害に遇ひ三村の家は滅亡したりけり。只孫兵衛父子のみ久しく毛利家に仕へたるが、其後は如何になりしや知らず。

毛利氏代官天野元明在番す

是に於て毛利より代官として天野紀伊守中務少輔元明を城番せしむ。天正六年元明、毛利輝元の命により山中鹿之助を阿部渡にて殺す、其家僕河村新左衛門、福富彦左衛門、三上淡路守等及檢使のものと共に討取る、子五郎右衛門元信(元重)繼ぎ、桂民部少輔元延之に代る、慶長五年十月毛利輝元石田三成に黨せしを以て備中以下七州を除かる、依て代官所として小堀一政同政一父子在城し元和元年に至る。

小堀新助城番となる

沼田氏曰く、

三村氏沒落の後、松山城は毛利氏の手に歸し、代官天野中務少輔元明、其子五郎右衛門元信、桂民部少輔元延等之を守る。

一政は近江の人性は藤原氏字は新助勘解由左衛門と稱す、初め羽柴秀吉に屬し屢々戰功を樹つ、後秀吉邑五千石を賜ふ、慶長庚子の役欵を送りて德川氏に歸し、命を受けて備中松山を守り食邑一万石を賜ふ、子政一は遠州流茶式の元祖にて初字作助、秀吉に仕へ、後家康に仕へて遠江の田一万石を賜ひ、從五位の下に叙せられ遠

池田長幸領主となる

江守と稱す、禁裏若くは柳營の作事奉行を勤め、元和元年伏見奉行に補せらる在職十五年正保四年二月六日卒す、年六十九、政一点茶法を吉田重能に學び、其法を熟得し、擅紙釜敷を始む、兼ねて和歌書畫を能くし、且つ活花の法に通じ、築庭に巧なり、賴久寺の後庭其手に成る、又器物の鑒定に精しく常に松花堂と親交なりき、春屋國師に參禪し、剃髮して宗甫大有居士と稱す、孤篷庵を柴野に剏す、嘗て茶事を以て將軍家光の師範たり、其子、政之、政伊、政吉共に父の遺流を汲めり。

沼田氏曰く、
關原役後毛利氏削封せられ、德川氏の代官小堀新助一政之を守り、其子遠江守政一繼いで在城すること十六年。

元和三年池田輝政の弟長吉の男長幸因幡鳥取より移り六万五千石を食む、長幸初め治兵衞と云ひ、慶長元年家康に謁し、家を繼ぐ、大坂夏陣に從ひ、伯父武藏守利隆に屬し、天滿に戰つて首三十を獻ず、この歲備中守に叙せられ、寛永九年四月七日卒す、年四十六、法名を承國院蔭涼宗樹と號す。同年長幸の長子長常繼ぎ、寛永九年從五位下出雲守に叙せられ、同十六年九月六日卒す、年三十三法名曹溪院久守禪昌と號す、性勇敢にして士を勵まし、武を講じ、常に老臣を集め政事を論じ軍術を談ずること終日なりき、男子なくして國を除かる。弟修理長信後月郡井原に移り二千

石を食む。

沼田氏曰く、
元和三年池田備中守長幸因幡の鳥取より移封し、六萬五千石を食む。長幸は輝政の弟長吉の男なり。長幸卒して子長常繼ぐ、子なくして國除せらる。池田氏は二世二十三年。

水谷氏松山領主となる

同年十二月水谷伊勢守勝隆常陸國下舘より移り五万石を領す、内二千石は撿地して得る所とす、勝隆大坂前後の役將軍に從ひ首五級を奉る、依て松山城を賜はる、勝隆土木に注意し、萬治二年大森元直に命じ、玉島及阿加崎を開發して七百六十九石二斗三舛の增收ありたり。寛文四年五月三日六十八才にて卒す、法名大龍寺院殿勢州大守鉄山全性大居士と稱す、同年七月其子勝宗後を襲ぐ初め彌太郎と稱す。二千石を弟新左衛門勝能に與ふ、寛永十八年十二月晦日從五位下左京亮となり、延寶五年十二月私新田を併せて五万石を領す。天和元年正月より三年を經て現今の松山城成る、

現今の松山城成る

繩張畑角兵衛、作事奉行長島万九郎、小藥師万介、大工頭玉木喜右衛担當し、寢小屋に至る迄竣工せり、元祿二年十二月十九日六十一才を以て卒す、法名榮興院殿健峰全勇大居士と云ふ。同年男出羽守勝賢(初め勝明後勝美と云ふ)繼ぐ、勝賢初め大千代と稱し、寛文十二年二月八日始めて將軍に謁し、延寶四年十二月從五位下

大石良雄杉山猶方に利害を說く

出羽守となる。元祿六年精神病に罹り稻葉伯耆守に預けられしが、同年十月六日三十一才にて卒す、勝賢は數學者田島喜內を用ひ大に土木を起す、今尙高梁川辻卷へ常井池の築造、地久の切通寺其遺跡存せり。勝賢の一族等勝能の子信濃守勝皁の男彌十郎勝晴を養子とし、相繼がしめんとせしに、勝晴亦十一月二十七日痘瘡を病み十三才にて早世せしかば、其弟勝時祖先の勤勞によりて僅に三千石を賜はり、他は沒收せらる。翌七年二月二十二日姬路城主本多中務大輔、城代駒井內匠、赤穗淺野內匠頭長矩をして松山城を收めしむ、家老大石內藏介、目附石戶土佐守、大原河內守、堀小四郎、代官廣瀨左內、大久保外記、今井七郎兵衞、平岡吉左衞門等正月二十七日松山に來り翌廿八日城を請取る、水谷の家老杉山軍大夫猶方但馬以下數百人養子存續を訴ふれども叶はず、乃ち死を決し合戰に及ばんとす、大石良雄城內に入り杉山猶方以下に種々利害を述べければ遂に承服して翌廿八日事なく城を明渡したり。

左の高札を建て、士民に注意したり。

一、今度城召上げられ候に付、家中の輩引拂の儀、今日より三十日を限るべし。

　但給人松山領に有之度は心次第に可被差置事。

附 立退輩に先々にて無違吾可宿借旨証文可遣事、

一、喧嘩口論停止之訖違犯之事有之は双方可爲誅罰万一令荷擔は其科可重於本人事。

一、猥に竹木伐採之義並押賣狼藉之事。

一、種借之義藏より出し借財之義於無疑は當暮可爲収納事。

附、年貢未進寄指之事

一、家中の輩武具諸道具其身の外心に任可申事。

一、未進方に取遣男女之義主従相對次第に可致二十ヶ年過は可爲譜代事。

附、譜代に出置男女無其紛は譜代勿論之事。

一、借物は可爲証文次第事。

右之條々被仰出之旨堅く相守此旨若違背之族有之は可被處嚴科者也仍而如件。

元祿七年戌二月　　駒井内匠

堀小四郎

當時引渡物件左の如し。

前代より城附

弓二十張、　　征矢八百本、

鉄砲百挺、　玉藥箱五百荷、（但箱許）
胴乱百個、　口薬入百個、
旗竿五十本、　熊手三本、
鎌六本、

水谷家より城附、

弓五十張、　矢千本、
鉄砲五十挺、　玉藥三千五百、
藥五十箱、（但十貫入）　火縄千本、
口薬入五十個、　滑皮袋五十、
鑄型五個、　貸具足二十、
足輕具足百、

沼田氏曰、
寛永十六年水谷伊勢守勝隆、常陸の下舘より移封、其子左京亮勝宗繼ぎ、天和元年小松山の城を修築す、繩張畑角兵衛、作事奉行永島萬九郎、小藥師萬介、大工玉木喜右衛門なりといふ。勝隆勝宗父子心を民政に用ゐ、水を治め田を開き、後世其利に賴る。
勝宗の子勝賢狂疾あり、元祿六年國除かる。老臣杉山軍太夫、猶方但馬等數百人、養子相續を愬訴し、國内騒擾す。幕府赤穗の城主淺野内匠頭長矩をして水谷氏の

安藤氏松山城主となる

城地を収めしむ。長矩家老大石內藏介を遣はし、水谷氏の遺臣を説かしむるに利害を以てし、遂に事なきを得たり。水谷氏三世、五十六年。

元祿八年五月朔日安藤對馬守重博上野高崎より移り、五千石を加へられ、上房川上賀陽下道哲多阿賀淺口七郡の內て六万五千石を領す。引渡の爲め赤穗より目附井上多左衛門、菅沼藤十郎、代官平岡吉右衛門當城に出張したり。重博幼名主稅、初め重次、後、重治又重孝(重高)とも云へり、承應三年十二月從五位の下に叙し對馬守に任じ、明曆三年十一月祖父の遺領を繼ぎ、寛文四年二月奏者番となる。同七年五月上野國橫川木工兩所の關所を預り、延寶四年七月職を辭し、元祿十一年八月卒す。同十月男右京進重行繼ぐ、重行は幼名政藏信友と云ふ、貞享二年十二月從五位の下長門守に任じ、元祿十一年十一月雁の間に候し、後代々之に同じ、寶永元年十月奏者番となり、同三年十一月西丸奏者に轉じ、後又本丸の勤をなす、同六年十一月右京進と改め、寺社奉行を兼ぬ、正德元年二月美濃國加納城に轉ずることゝなり、當時上使として來城せしは宮崎七郞右衛門、安西彌十郎にて、五月十三日着十五日全く引渡を了したり。

沼田氏曰、
元祿八年安藤對馬守重博、上野高崎より移封、六萬五千石を食む。子右京進重行

繼ぎ、正德元年美濃加納に轉ず、安藤氏二世、十七年。

石川總慶領主となる

正德元年二月十五日石川總慶山城國淀より移り、同四月四日請取る。時に九歲、總慶は石川勝之の子にして石之助又は宗十郎と稱す、寶永元年十二月五日江戶に生る、同七年十月二十八日相續す、享保三年十二月十八日從五位下主殿頭に叙せらる。延享元年三月朔日、伊勢國亀山に移る、當時の上使は川藤左京、牧野靱負にて代官は川田玄蕃なり。明和元年六月二十六日、六十一才にて卒す。法名總慶院厚仁日有、江戶下谷大久寺に葬る。

沼田氏曰、
正德元年石川主殿頭總慶、山城淀より移封、延享元年六月伊勢龜山に移り、板倉周防守勝澄龜山より此城に移る。其後板倉氏世々相繼ぎ以て明治維新に至る。

板倉氏松山城主となる

延享元年三月板倉勝澄亀山より交替せり。勝澄は伊賀守勝重六代の孫近江の守重治の子、新平又は新十郎と云ひ、初め重規と稱す。享保九年閏四月十八日家を繼ぐ、同十七年八月二十六日初めて將軍に謁し、同十二月十六日從五位下相模守に任じ、元文三年三月廿一日周防守に改む寶曆元年九月二十三日致任し、同十月十一日剃髮し源承と號す。明和六年五月四日五十四歲にて卒す、圓乘院無山源承と號す。男勝武繼ぐ、勝武は左門又は新十郎と云ひ、初め勝久と稱す、寬文二年十二月朔日將軍

に謁し、同十八日從五位下美濃守に任じ、明和元年二月奏者番の列に入る、同五年七月病を以て職を辭し、明年五月晦日三十一歳にて卒す、大光院普照源海大居士と號す、同七月二十三日勝澄の三男勝從繼ぐ、勝從は利之丞又は隼人といひ、初め勝滿と稱す、明和六年七月廿八日將軍に謁し、十二月廿八日從五位下隱岐守に任じ、安永六年六月廿八日日向守に改め、同七年二月十四日二十九歳にて卒す、康長院英山源哲と號す、同廿七日勝澄五男勝政繼ぐ、幼名鉄次郎又左近とも云ひ、大炊頭とも稱す、安永七年四月二十八日將軍に謁し、同八年十二月廿八日左近將監從五位下に任し、後周防守となる、天明四年五月奏者番となり、同八年六月寺社奉行を兼ぬ、寛政十年五月職を辭す。亨和元年勝從次男勝晙繼ぐ、勝晙幼名新十郎初め勝賢と稱し、後に寛政と改む、周防守從五位下に任ぜらる、文化元年男勝職繼ぐ勝職幼名充進と云ふ、文政元年二月從五位下阿波守に任ず、嘉永二年松平勝靜繼ぎ周防守に任ぜらる。

沼田氏曰、

德川幕府の末板倉勝靜老中たり、勝靜は松平樂翁の孫、板倉氏に養はれ其家を繼ぐ。山田安五郎(方谷)等を擧げて國事を任じ、治績頗る擧がる。伏見の役、勝靜も亦東軍に在り、戰敗れて東に奔る。朝延池田備前守茂政に勅して兵を發して松山に臨み、其罪を問はしむ。備前の國老伊木若狹鎭撫總督たり。松山の藩士等之を

封境に迎へ、城郭府庫を封じ、質子を入れて罪を謝す、封疆因りて事なきを得たり。松山城、秋庭氏創始以來、主を代ふること十姓、四十三世凡そ六百三十二年にして廢す。

二、城の辻

津川村實相寺にあり遺跡と認め難し、糠狀石灰石の塔あれども証とするに足らず、口碑に松山城主秋庭重信の小砦ありし所なりと、位置の上より信ぜられず。

三、寺山城

川面村字寺山の頂にあり。應永嘉吉(二〇五四―二一〇一)の間、三好阿波守尊春の居城たりしが、落城後松山城の附屬たり。永祿年間難波六郎經俊據守せりと云ふ。天正三年四月七日小早川隆景此城により巨瀨東西の麥を刈り、松山城の糧道を絶ちたり、當時城主杉三郎兵衛尉松山城本丸に籠城したりしが、天正三年五月二十日毛利氏に降りたり。文錄の役、蔚山籠城の時明兵と戰ひ殊功をたつ。

三好阿波守の居住せし地は、屋敷と稱し、天仁元年より三十九世を經たる同地の舊家山川千壽氏の舍宅是れなり。其先山川右膳、同右內等世々其俸祿を受く、三好尊、春嘉吉元酉九月逝去するや、山川詑部大輔法時其菩提所吉祥寺に祭る。今同寺に安鎭せる大權尊像は、今を距る百十四年前山川安藝正の施主なること同寺の過去帳に

明なり。

四、粧田山城 一名少田山

巨瀬村字片岡にあり。地質砂山にして水蝕作用により崩壞の極りなり從て現時何等遺跡と認むべきものなし。俗に(コジキガ城)と稱す、舊史に依れば片岡八郎弘常(一太郎弘綱と云ふ大日本史に片岡經春とあり)源義經の麾下に屬し、義經西海に趣く時、弘常等二百騎從ふ、元暦二年三月廿五日壇浦の戰に神璽を拾ひ上げたるを以て義經より感狀を賜はる、かくの如く數度の戰功により此地を賜はりたり。義經奥州潛行の時弘常隨行を命ぜられ、子孫殘つて在城す。天正二年十二月三村元親に屬し居守せしが、毛利氏の壓迫により、松山城に引取る、同三年四月隆景巨瀬近郷の麥を刈り取るに當り、百姓毛利に同じたるにより松山より出で來り、城へ搦取り首を馘したり。

五、陣山

巨瀬村字宮瀬片見にあり。物見、小屋掛、水の手等の遺跡あり、尼子勢山中鹿之助數千騎を率ゐ、松山城を攻めんとて此に陣せしが、松山勢大に進み出で、雲州勢を敗りたり、出雲千人塚と云へるは當時の墳墓なるべし。後片山某居守せしが、天正三年四月隆景川面寺山城にありて巨瀬近郷の麥を刈取る時城兵出でて防戰しければ

隆景辟易して川上郡福地に移りたり、而して遂に松山城に引退く。

六、常山城

有漢村字土井にあり。荒墟今尙存す。元正年間新山玄蕃允家住居城せしが同三年松山城に入り侍大將となり大に奮戰せしも終に毛利氏に下りたり。

新山の留守は、肥田五兵衛居城す、肥田は三村氏譜代の郎等竹井直定宗徒のものにて竹井が毛利氏に翻り、松山城天神丸石川源左衞門久式が留守を僞り、久式の妻子を捕へし時、土屋士師以下の勇士と共に城中に入り、所々に火を放ち働きたり。

七、臺ヶ城

有漢村字貞守、臺ヶ鼻にあり。丘上平地ありて堀切をも存せり。承久三年相模國三浦氏の一族秋庭三郎重信北條義時に屬し戰功あり、備中有漢の鄕を城地とし賜ふ、重信松山に移りてより松山城主代々の御假臺所となり、永正六年松山城主元明死し、國除かれ、子三河守元重來りて居住す、其子孫相續いで居守せり。其子孫美濃守等相續で居住せり。韋莊なる人此の城を賦して、

江雨霏々江草齊　六朝如夢鳥空鳴
無情最是台城柳　依田煙籠十里堤

上有漢村川關にあり。伊山兵部尉の居城せしと傳ふ。史を按するに、源頼光の曾孫國直、美濃國山縣郡に住し、美濃三郎、又は山縣三郎とも云ひしが、安藝に配流せらる、其後裔山縣三郎兵衛國吉、毛利氏に屬し此城を賜はる、國吉粟屋與十郎と友とよし、御津郡虎倉合戰の時、敵に隔てられ福山に退く、此時友人粟屋が伏兵に逢ひ銃殺されしと聞き、共に討死せんと約せしものをとて直に引き返し、虎倉城の麓へ押寄せ、獨、坂の中頃まで攻め上り大音上げて山縣三郎兵衛と云へる大剛のものなり、故ありて討死せんと此處に來りたり、吾と思はんものは出合ひ玉へと呼はりければ、敵之を聞いて天晴大剛のもの哉、我こそ討取つて高名せんと、二三十人討出でけるを、山縣素より生を顧みず、奮闘遂に討たれけり。時に天正二年四月十七日なりき。

九、矢倉畦城　一名桝形城

上竹莊村有津井納地の二大字に跨れる桝形山上にあり建武年間田中藤九郎盛兼北朝の麾下となり城主たり、盛兼兄弟及頓宮父子各丈七尺、赤松勢に隨ひ髮は両方に生分て皆逆に裂け、鑷の上に鎧を重ねて、大立擧の臑當に膝鎧掛け龍頭の冑を猿頸に

着なし、五尺余の太刀を帶び、八尺余の鉄かなざい棒の八角なるを手元二尺計りを丸めて、いと輕げに提げたり。

數千騎の六波羅勢此四人の有樣を見て戰はずして三方に引退く、四人敵を招き大音聲にて名乘りけるは、備中住人(頓宮は淺口郡六條院龍王山にありしなり)頓宮又三郎入道、子息孫三郎、田中藤九郎盛兼、同舍弟孫九郎盛泰と云ふものなり、我等父子兄弟少年の時より勅勘武敵の身となりし間、山賊を業として一生を樂めり。然るに今幸に此乱出來て忝くも万乘の君の御方に參る、然るを前度の合戰さしたる戰もせで、味方の負けたりしこと我等の恥とする所、今日に於ては假令味方負けて退くとも、如何に敵强くとも、必ず六波羅殿に直對面せんと存ずるなりと廣言吐いて仁王立となる。島津安藝前司之を聞き父子三人騎馬にて近づく、藤九郎之を見て、其名は知らねども雄々しき志かな、同じくは御邊を生捕つて味方になし、軍させんと欺き笑ひながら彼の金棒を打振つて靜々と步み寄る、島津も同じく步み寄つて矢頃になりければ先安藝前司三人、田中が右の腴さきを冑の菱縫の板にかけて篦中まで射通しければ、急所の痛手に弱りて、さしもの大力も眼暗みて更に進み得ず、舍弟彌九郎走り寄り其矢を扳き捨て、君の御敵は六波羅なり、兄の敵は御邊なり、餘さ

しと尻の金捧おつ取り振つてかゝれは頓宮父子を各五尺三寸の大太刀を引そはめ小躍りして續いたり、西國名譽の打者と北國無双の馬上の達者、追いつ返しつ掛けちがひ互に必死と戰ひけるが、島津叶はじとや見たりけん、朱雀の地藏堂より北に扣へたる、小早川二百騎にて叫んで掛かれば田中が後なる勢退く、田中等四人各矢二三十筋射立てられ太刀を逆につき皆々立すくみて死にけり、人惜まぬはなかりけり。

其末孫に掃部介あり。相繼ぐ。永祿三年二月下旬三好筑前守義賢和泉國堺浦に六千騎にて陣取りたるを、田中掃部介は、畠山紀伊守高政に從ひ、和泉國の住人白井備後守、神保、神崎、田邊等と共に一歩も退かず、勇氣に募り虎の如く敵中にかけ入り、縱横無盡に揉立てしかば、三好の兵戰ひ負けて死者數を知らず、義賢をも討取りたり。

田中掃部介直重、相繼ぎ、三村氏に屬し、百余騎其他鄉民を從へ居守せり。天正二年十二月上原、杉原、有地、梨羽、以下の備後勢は當城に押寄る。直重、同官兵衛尉直久、大敵を見て少しも屈せず、精兵の手だれを揃へて射さす、寄手は是を事ともせず、塀際まで攻寄りて、塀に熊手を打かけ打かけ、既に乘入らんと押立つる城兵等爰を破られては叶はじと、鎗、長刀を持つて突落し切落す、寄手少し漂ふ所を

又城兵等さんざんに射かくれば寄手、今は攻めあぐみ、陣々を取りて攻むべしと、虎口を甘ろげ陣を取係る處に、城中反忠者ありしかば田中は城を維時する能はず、遂に城を棄て松山城に逃込み、更に奮闘して武功を立てたり。一族田中長門守、同右近同藤兵衛、同左京進等松山役に戰功あり、後毛利氏に降れり。三村氏敗亡の後毛利氏の部下難波傳兵衛尉親俊居守せり、今猶山頂四十歩余の方形土塀の遺墟を存せり。

一〇、大和山城 一名大和佐城

上竹莊村字納地にあり。壽永年間土肥實平當國の守護たり。其子孫相續いで居城せしが末裔なる賴母賴秀に至り毛利氏に屬し、天正二年五月松山城天神丸にて戰功を立てたり。

一一、離小屋城

上竹莊村字有津井にあり。佐與谷川に浴ひて、急勾配をなし、山つゞきの山頂にて、別に遺跡の認むべきものなけれども郡宅、水の手は便ありしものゝ如し。三村氏譜代の士竹井宗左衛門直定の被官大月(月一作槻)七郎左衛門尉信通の居城たり。松山城主庄爲資懇欵を入る、其子源內信繁繼ぐ、天正二年三村氏に屬し國吉城を援く、然る

に毛利氏謀を以て宍戸備前守を大將として、軍勢を催ふし、備中へ發向せしめば直に出向はるべしとの同文を遣はしたり、竹井直定之を大月に送る、信繁心早き勇士なれば觸狀を見るより用意しけるに宍戸來らず、乃ち一族相集りて曰へるは、兵拙とも速かなるを欲すと云はずや、かくて松山城防戰の用意せば勇ゝしき大事なり、中國に隱れなき名城なれば、いかでか容易に落つべき、いでや不意に向つて乘取るべしと、各具足を着す、鏁を着籠み或は疊具足の上に羽織を着て打立ち、一族郎從勇士八十人許外に雜兵どもゝ共に二里の松山に夜を冐して出立し、八十人を二手に分ち、一手は大手より、一手は二ヶ所に伏せしめ、相圖によりて乘り入るべしと待ち搆へたるに竹井直定の謀にて源內等、辰の刻、天神丸大手の門より颯と入つて番者を引捕へ一人も殘さず切殺し、夫れより玄關に入り鉄砲、長柄、弓、矢の類を奪ひ取りて向ふものをば突き伏せ、切伏せ、源內下知して逃る者をば逃すべし、刃向ふ者をば討捨て切殺せと、夫れより奥へ入り、人を遣はし、呼はるは元親公幷に女子共は命を助け參らすべし、早く退き給へと云ふ、元親裏より妻子同道して轉び轉び逃出で本丸に隱れ行き、石川久式が妻子のみ捕へたり、時に天正三年四月なり、其後數度の合戰を經て父子共に討死したり。

三、藤澤城

下竹莊村大字下田土仁熊にあり。頂上に稍平坦なる所三ヶ所あり、東方に水の手あり。永祿二年九月宇喜多直家當國を攻取らんと虎倉の伊賀左衛門尉久隆をして備中竹の莊吉川等の村々を犯し掠む、依て當城に砦を築き中島加賀守をして守らしめ、家臣中島世兵衛、同與介、野山淸右衛門以下百五十騎又藝州より加勢、井上源左衛門、兒玉與七郎、轉藤右衛門等百騎、總て千三百余人籠城す。伊賀左衛門尉は片山彌左衛門、河田又左衛門、守田帶刀、伊賀與次兵衛、河原源左衛門等鼓田の城に籠り、互に挑み合ひたり。三村元祐、石川左衛門尉、中島加賀守、野山宮内少輔等鼓田を攻むれども城兵能く防戰す、備中勢虎倉斥候として尾崎の木陰へ行きければ、虎倉勢山の嶮路森の木陰に埋伏して三百余騎峰谷より合圖の鬨を擧げて、鎗先を揃へて突掛る、眞先に進んだる中島世兵衛、小寺右衛門、兒玉七郎、討たれけるにぞ、中島加賀守、渡邊石見守、宍戸善左衛門等五百余人餘さじと討て出で火花を散し戰へば伊賀方百余人討死し殘兵山の尾崎へ引上る、伊賀左衛門會々川邊に出でゝ戰へば城内よりも突出でウス谷カハヤガ谷にて渡り合ひ、伊賀が家來片山與七郎、土井惣馬、河原四郎兵衛、矢繼早に射出し是が爲めに備中勢多く射落さる、かくて入乱

れく戰ひしに萩坂にて土井惣馬を中島彌兵衞討取る、中島加賀守の一手は西の尾崎より鼓田城を乘取り、城中へ火を放ちければ伊賀左衞門尉叶はずして虎倉城へぞ逃込みける。後永祿十年八月宇喜多氏に取られたり。天正二年春の末吉川小早川毛利輝元等竹之莊に陣取り、當城又福山城の宇喜多の番勢を追落し、人數を込め置き、虎倉附近迄燒討つ、四月十三日毛利家の馬廻しの士粟屋與十郞等を大將として大勢當城を立出で働くも近鄕には一人も敵するものなし。上加茂に出づるも敵見へず、夜明に虎倉城を攻めんとす、城中よりは城の嶺すじに弓鉄砲三百挺ばかり伏せ置き、十分粟屋を引寄せ城兵ともに打かゝり、粟屋を逃さじと戰ふ所に伊賀の家人片山與七郞川越に粟屋を射、川を越へて首を取りたり。肥田淡路守宗房居城す、毛利氏の麾下となり、松山城の役に軍功あり。後伊賀久隆の叔父惣右衞門久隆の弟太郞左衞門を輔翼して居城せしも漸次衰運に及び遂に民間に潜居するに至りしと云ふ。

三、大　原　城　一名土生山城

下竹莊村字土生にあり。山頂に大小七個の平地あり、所々に礎石の列べるあるを見る、南方に水の手あり、雲州尼子氏の麾下たる疋田右衞門元久城主たり、元久の父十郞左衞門は、天文元年隱岐合戰に從ひ軍功あり、永祿十二年六月二十三日尼子勝

久出雲國島根郡忠山に上り味方を集めし時、疋田右近、同右衛門尉以下倔強の兵七百余騎にて相加はる。天文二十一年尼子氏、左衛門大夫敬久を大將として備後國泉に討出でたる時、疋田右衛門尉以下五千余騎晴久の本陣に五十余町先達て萩の瀬表へ打出でたり。永祿六年白鹿城既に難儀に及ぶ由注進しきりなりしかば、亀井能登守先陣となり、後陣には近習の士立原備前守、疋田右衛門尉、遠藤甚九郎以下三千余騎総勢一万余騎にて同年九月廿三日白潟の加羅々々橋を打渡り、白鹿表へ打出でぬ、亀川以下七千余騎五段に備へ、先陣に進みたれば、二陣の近習三千余騎は一隊となりて、先陣負けなば入替らんと勇氣を勵まし、冑の星を輝し、弓鉄砲を聯ねて待かけたり、後尼子義久、毛利氏に降りし時、前途を見屆申すべき爲め安藝國へ下るべく望みける。兵共は立原源太兵衛久綱、山中鹿之助幸盛、疋田右衛門尉、同甚九郎等六十九人なり然れども一人も許し給はす、跡を慕ふて杵築まて引取りければ彼所にて饗應賜はり、夫れより悉く追拂ひ給ひけり。天正に至り神原宮内隆好城主たり、子六郎左衛門尉久清三村元親に屬し、松山城を援く、天正三年松山勢廣瀬の固屋へ馳せ出で、藝州安國寺の僧侶模首座其外數輩打果しければ、藝州の大將大に驚き、雌雄を決せずば、所々蜂起眼前たるべし、いでや、彼陣屋を打破らんと三月

十六日阿部川へ打ち望み、玉の渡、四條原、梁場、三口へ轡を列べ一度にさつと相渡し、所々に火を放ちければ、廣瀬の固屋叶はず、軍士松目を目さし退きける、松山よりは倔強の兵共を坂の麓へ百騎計馳下し、初めの程は遠矢少々射けるが、双方次第に押寄せ鑓屈にて相戰ふ、其間に八幡の上に陣取りたる藝州兵を見掛け、松山より高陣の後を忍び出で漸次押寄すれども藝州兵は夢にも知らず、賴久寺上へ寄向ふ所に後より鉄砲二百挺計不意に放ちければ、藝州兵肝を消し右往左往混乱し、四方にさつと引く、松山よりは、勝に乘じ追ひまくりて、鷄足山の麓まで攻寄り、火花を散して戰ひける間、三村親成が勢を初め諸卒負けて戰死す、松山勢は神原六郎左衛門其外士卒數多討死す、其弟七（七作市）郎左衛門（與三左衛門）松山落城の時妻子從類を具して本丸に入りたり。

一四、櫻迫城（迫一作坂）

下竹莊字宗兼にあり。山頂平坦なる所あれど別に遺跡と認めらるるものなし、城主下左衛門尉政勝茲に塞柵を設け居守せしと云ふ。政勝始北條氏の麾下となりしが後官軍に歸したり。然るに建武二年霜月後醍醐天皇山門より花山院に還幸の皇居を警固せるが、吉野に潜幸後重禍を取行すれば面白なしと、國に馳せ下りて宮方に屬し

りとあれば、再び北條氏に屬したるものゝ如し。附近に古墓あり、古龕塔一基と元文二年と記せる自然石碑あり。一說に津々加賀守の居城と云ふ信し難し。

一五、小　谷　城　（谷一に作屋 或曰古谷）

下竹莊村字下ヶ原にあり。往古虎倉城主の屬將森大藏居守せしを安藤伊賀守之を陷れしと云ふ、山頂塀の跡を存せり。

一六、丸　山　城　一名古城

吉川村字小茂田にあり。田野の中に小圓丘あり、北方は急傾斜にて西北麓を回りて堀の跡あり、東西に當り古井今尙存す、吉川彌左衞門居守せしと云ふ。

一七、菅　野　城

吉川村字正行にあり。平野中に立てる小山なり、城垣石塀及礎石等を存す。戰國の世土師兵部丞（一名作兵衞）なるもの居守せしと云ふ。永祿二年九月宇喜多直家虎倉城主伊賀久隆をして、竹之莊、吉川村、中津井村、惣じて近き村々を犯し掠め、乱取刈田なとしたりとあれば、當時其部下なりしなるべし。

一八、加　葉　山　城

中井村大字津々にあり。蒲冠者範賴西國に向ふ時、此山に滯留陣屋を開きたりと云

ふも附會の說の如し。津々加賀守範宗居守せり。天文二年松山落城當時赴き援く、依つて其一家庄資朝更に修築して居守せり。

一九、才　田　城　斉田、又、佐井田

中津井村字才田にあり。文治年中(一八四五―一八四九)山田氏の居守せし所なりと云ふ。後年植木美作守藤資(庄爲資弟)居城す。子下總守秀長繼く、秀長初め植木の城主たり。

永正十四年美作守藤資代官として三好長基が加勢となり、大內の軍と淀境にて戰ひし時、秀長十八歲にて一番鑓を入れ敵を退けしかば、長基感狀と持鑓とを添へ、水田庄を宛行はれ、佐井田城を與ふ。天文二年庄爲資大松山城主上野伊豆守を攻むる時、庄の一族なる秀長、庄に力を合せ、横合より攻めかゝり上野が勢を追崩し、伊豆守を討取り、大松山を乘取る、其一族若林次郎右衛門、小松山の右衛門尉を討取る。是より秀長全く才田城主となれり。天文廿一年作州高田城主三浦元兼が老臣三浦藏人主に反して弟の花莊寺(一名作華藏寺)般若坊といふ大剛の惡僧と共に高田の二の丸に引籠りければ、元兼の一族の中にも藏人に一味するもの多かりける、元兼が娘は庄爲資の妻高資が母なれば松山へ加勢を乞ふ、植木秀長かくと聞き、士卒を催ふ

し高田に押寄せ、一旦攻めに攢落さんと二の丸に押寄る、藏人門櫓に馳上り寄手の勢を見渡し、扇を上げて招きければ植木が郎等岸十郎兵衛城近く乘り寄す、藏人大音揚げて只今是へ向ひ給ふは誰人ぞ、旗の紋は中黑に橘を付けたるは必定備中の植木殿と見受けたれ、某願ふ所の相手なるぞや、互に多くの士卒を討せ罪作りて何かせん、一騎打の勝負して運を瞬目の中に定めん候はんと云ふ。十郎馳せ歸り、此旨を云へば秀長聞いて潔し、汝等は一人も出づべからず、扣へ居て我武勇の程を見物せよ、必ず矢を射るべからずと制し、閑々と乘り出せば舍弟三尾寺の宥善法師白糸緘の鎧に帽子形の甲を着し、大長刀を引そばめて相從ふ。藏人門を開かせ動るき出れば弟の般若坊脇に添ふて歩み出る、其時植木馬より下りて互に詞をかはし、火花を散らして戰ふは珍らしき見物なり、敵味方とも拳を握り汗を流し、片唾呑んで見物す、終に植木戰勝ち藏人を討取れば宥善も磐若坊を突伏せ、靜々と退きける。是れを見たる二の丸の軍勢共十方へ落行くを追かけ追かけ討取りたり。三村元兼大に感し、秀長の手を取つて本城に請し入れ、種々饗應し返しけり。かゝれば同國大庭の篠吹城主江原兵庫助とて大剛の譽ありけるが、秀長が武勇に感じ、無二の交をぞ結びける此外兼田六郎左衛門、荒木左馬介、同源之丞、福島立蕃、楠山新介等の勇

士皆秀長に懇抜せり。永祿三年尼子義久備中に押入る、石賀伊達等を先陣として佐井田城を攻む、大將義久三千余騎山の背より城を見下したり、舍弟倫久南口より、之れも三千騎にて押上る、時に秀長の子下総(一ッニ美作)守秀資楯籠る楢崎久之丞といふ精兵の手だれ只一人南口の木戸より忍び出で、一町許向の横合に大木を小楯に取て身をかくし、敵を窺ひ待居たり、尼子方より入江甚四郎、竹股平内、池島荒太郎、五十根彈正、河原五郎の五騎物見として打連れ馳來る、楢崎願ふ所其間遙に遠かりしが何かは仕損ずべしとて射れば、眞先に進んだる入江甚四郎が只中を射通したれば馬より落ちたり、其余のもの膽を消してこは何處より來る矢ぞ、敵あらば驅散らせと四方を見回はす所に、入江が次に扣へたる池島荒太郎を二の矢に射落しぬ。河合、五十根、竹股之を見て色を變じ身を震はし、馬を飛ばして逃げ行きけるを久之丞走り歸り、敵數多來る、早く山王山へ引入り給へと云へば、秀資之に同じ、山上に引上る所に孫四郎義久の勢に行合ひたり、時に植木が軍勢共次第に驅付けて三千余になりしかば、敵味方互に入り乱れ、此處を詮度と相戰ふ、隅野源藏、若林世左衛門一番に鑓を入れ、尼子勢の中へ突て掛り死生を知らず戰ひしかば、寄手敢て近づく者なし、植木秀資向ふ敵三騎を突伏せ猶も進んで戰ひしが、稲富玄蕃允に

渉合ひ稻富が只中を大身の鎗を以てグザと突く、玄蕃も隱れなき大剛の勇士、突れながらも鎗の柄を手繰つて、植木が綿がみのはづれを切付けたり、植木之を事ともせず、鎗一ふり振りしかば、玄蕃は、なかば倒れ死す、勝敗未だ決せざれども日既に暮れしかば兩陣勢を引上げたり、義久思慮を回らし翌日使を以て御邊は元來の幕下たりと雖、近年宇喜多に從隨せらるれば、一旦當家に敵せらるゝ事尤なり、此上は早く味方に屬せらるべし、本領は勿論備中一國は力に任せ切り取られよ、相違なく附與すべしと云ひ送りしかば、秀資も心を變じ、尼子方に飜り舍弟美作守を人質とし出しければ義久大賀駿河守が一千人を相添へ植木に加へ、齊田城を守らせける。是より秀資等先陣に加はり、三千五百余騎、備中諸城を下し、五千余騎にて多喜庄に打出でしに松山の庄高資三村家親に亡ぼされしと聞き、兵士多く逃亡せしかば已れは庄勝資と共に雲州に落行きたり。

永祿十年八月中旬宇喜多直家、毛利の九州陣に乘じ、舍弟忠家を大將とし五千三百余騎、備中に入る、竹之庄工藤の知らせに依つて植木秀長等士卒を率ゐて馳向ふ、浮田勢利を失ひ、直家自ら出でて戰ふ、終に詮なく宇喜多に降參したり、同十年大友宗麟の勢大內に合力し備中を攻取らんとす、植木等之を備中南にて討拂ひ、元就よ

り感状を賜はる、同十二年毛利元清三万騎に大將として三村元親弟穂田實親等相從ひ、

齊田城を攻む、城主秀長は老功の兵にて其子美濃守一族には植木孫左衛門尉、福井孫六左衛門等何れも、さる勇士どもを集めて云ひけるは、我れ武門に生れ先祖の業を續ぎ、武勇を立てんと思へり、されど秀長十八才の時より以來十六度の高名を顯し、今七十才に及べども敵に逢ふて一度も不覺をとらず、然れども我れ小身にして手の勢の少きこそ口惜けれ、以前は尼子の幕下に屬し、夫れより毛利家に攻められて又彼れが幕下に下りしに、又宇喜多直家當國へ乱入の時國中の諸士敵する事能はずして、又直家の麾下に屬す、然るに此度元就其子元淸を大將として三万余の大兵を向けらるゝ故、國中甲を脱ぎ弦をはづして恥を捨て、我れ先きにと降參しけり、小は大に敵せずとは云へ、手の裏を返すが如く我恥を忍ぶに堪ねず、當城に楯籠つて潔く討死せんはいかにと云へば、諸士之に同じ、義を金石に比して楯籠る、其勢百五十騎、雜兵一千三百余人、城兵等思ひ設けしことなれば此處を詮度と防ぎ戰ひ、塀の裏櫓の狹門を開きてさし詰引き詰散々に射る、寄手は之を事ともせず、持楯をつき立てエイエイ聲して切岸のもとまで攻寄せける所に、塀の上より大木大石を投けかけ／＼楯の板を打くだき漂ふ所を精兵の手だれとも、矢を射出しける事さなが

ら雨足の如く手負死人重り伏す、寄手は之に懲り遠巻にして兵糧攻めにす。此城かかる謀のあらざれば程なく兵糧につまり、士卒困窮すること甚し、城主秀長諸士を集め當城に楯籠りしこと元來勝利を得んとにはあらずとも今は早や兵糧盡きて僅に一兩日の食を殘せり、いかにもして備前岡山に急を告げて、宇喜多殿に後詰を乞はんと思ふなり、誰れか敵中を忍び拔けて此趣を告ぐべしと云へども互に顏見合せて、吾參らんと云ふものなし、時に嶺本與市(一ニ岸本作兵衛)進み出で某一命を抛ち、岡山に參らんと、秀長悅び、然れば汝は忍び出で浮田殿へ急を告ぐべし、若し直家後詰し給はば是より西の方十余町向ふなる眞窪山に二ヶ所の狼煙を上ぐべし、若又後詰なきに於ては一ヶ所の狼煙を上げ其趣を告げ知らせよ、直家後詰せずば城門を開き突き出でて討死すべきぞと云へば、御心易かれ岡山迄は是より僅に二十里明後日の申の刻には眞窪山に狼煙を上げ候はんと契約し、同十一月の十三日の夜風雨烈しきをたよりとして、城中を忍び出で難なく岡山に至り此由を告げければ、直家大に驚き、秀長を救はずんば武名の瑕瑾のみか、味方に屬せる諸士賴み少く思ふべし、急ぎ後詰を遣はすべしとて嶺本を返し、宇喜多入道安心、岡越前守、花房助兵衛等を大將として一万余騎を差向けらる。かくて嶺本與市は十五日未の刻許に眞窪山に

[illegible]向ふの山の煙の立つは一筋か二筋か

と見る所に只一ヶ所にのみ上れば、士卒等は、さては、後詰のなきこそ、我〳〵が一命これまでとて大息ついて居たりける。

福井孫六左衛門物なれたる勇士なれば、よく此烟を見て申しけるは、浮田殿の後詰は來るべし、某察す所、彼れは與市が堅に二筋並べ一筋に見ゆるなり、よく〳〵見給へ、消口に於て實證は顯はるゝと云ひければ果して消口二筋になりたり。城中どよみおごり上て悦ぶこと限なし、程なく備前勢一万余騎眞窪山に押上て鬨をつくる、

寄手之を見て浮田武者が後詰せんと覺ねたり、多くの敵に破れな、とて、上を下へと悶着する所に浮田勢一同に突掛り、火花を散らして相戰ふ、秀長敵の色めくを見て其子美作守と共に士卒を下知し、南の方の城戸を開き東に向ふて穗田實近が備に突掛れば福井孫六左衛門尉、植木孫左衛門と一手となりて三村元親が手へ面も振らず切掛り、內外より攻立つる、三村は散々に突立てられ、右往左往に敗走すれば色めきたちたる寄手の勢悉く崩れ立つ、實近眼を怒らし見苦敷も敵に逃足を見するもの哉、返せ返せと云ふまゝに二三度取つて返しけるが、戰疲れ數ヶ所の痛手を負ひぬれば、終に根來久德に討れけり、浮田入道花房助兵衛逃ぐるを追ふにも如かずと、

士卒を下知して上り道二里許り追討して敵數多討取る、夜も已に戌の刻に及びしかば勢をまとめて引返す今日寄せ手の者討たれたるもの八百余人、植木は枯木に花の咲く思をなし、宇喜多勢も備前に歸りたり。かくて國中の士追々馳加はる。其後齊田には植木美作守の嫡子與九郎資富とて大剛の勇士同房幸、同新左衛門尉以下一族十一人僅の勢を以て國中を敵に受け楯籠りてぞゐたりけり。元淸之を聞き彼を欺き討たんと思ひ、使を以て國中の諸士悉く味方に屬せり、然るに足下一人今に士の義理を守り給ふ事感じ入れり、味方に屬せば本領に於て相違なし、然れば明日是へ越さるべし、饗膳對面致さんと申し送りたり、資富今は勇氣も盡きしかば此上は仰に從ひ、明日參らんと答へたり、房幸は敵の謀なりと思ひしかば、病にて起居自由ならずとて使を返し、資富に向ひ、元淸は謀多きものなれば、明日の和睦は疑はしと、資富曰く某もしか思へど國中に味方なければ終に攻め落されん、何れにしても死すべき命なれば、明日は資富が首を渡すか、元淸が首を取るか二つの中に决せんと云ふ。房幸は資富の刀余り長ければとて國重の刀三尺三寸なるを與へ、此れなれば天井へつかへじ、天晴元淸の首を討たん事手の裏にありとぞ笑ひけり、かくて翌日資富始め一族十一人遠掛の城に至り資富まづ刀を捺え置て上坐に着けば同新左衛門以

下一族悉く刀を膝下に置て列坐せり、向ふの座には馳走の役人と號して十六人許何れも刀を膝元に置いて列坐すれば、究强の若者とも廿人許り討手と見ゐたるが給仕人と號して立出でたり、巳にして饗膳出て食に就きけるに、阪小六と云ふ配膳人脇差を拔いて新左衛門を切り伏す、資富すかさず小六を切倒したり、夫より敵味方入り亂れ火花を散らして切結びける、馳走配膳のもの過半討たれ、新手を入替戰ふ程に植木が一黨悉く討死す、資富は未だ痛手を負はず敵八人まで討取たる所へ元淸は世に普き大剛の兵者なれば何故ひまを取るぞ、卑怯なる擧動かなと小長刀を打振つて掛る、資富之を見て、御邊を討たんため是まで來りたり、手並の程を見給へと走り掛て切結ぶ、元淸剛なりと雖必死の植木に切立られ、退かんとする時圍爐裏につまづき倒るゝ處を資富すかさず切附けしかども着込を着たれば通らず、其間に小姓石川與九郞難なく資富を討取りけり、是れより三村兵部丞（兵部丞は其頃猿掛城主たれば兵衛尉ならんか）城主たり。天正二年直家隆景に申請備前美作の勢八千余騎を率ゐ松山を攻めんとし、先つ端城を屠るべしとて、三村親成を先陣として佐井田城に押寄せたり、元親も兼て思ひ儲けし謀と云へとも一門翻て魁し、かゝる大軍逆寄すべきことゝは思ひも寄らず諸方に手配して一防ぎ防ぎ戰ひ叶はずば松山城へ退

くべしと約束し、三村兵部丞に三百余騎を屬し置きしが十万余騎に相對すれば九牛が一毛にも比しがたく、遂に城を明けて松山城へ逃込たり。天正八年正月穗田元淸、兒島麥飯山に城を搆へ宇喜多を押へんとする時、植木庄が一黨は雲州に蟄居せるを兼ねて勇名の聞ゐあるものどもなれば、毛利呼迎へて元淸が先陣に加へられければ植木出雲守、同下総守秀資、同孫左衛門等浮田勢と戰ひ、一擧に挒潰さんと働きたり、秀資痛手を負ひて退き、孫左衛門は敵將明石源三郎が郎等田中源四郎を討取りたり、依て秀資二度佐井田城主となり、同孫左衛門相繼ぐ。

二〇、丸山城

呰部村字丸山にあり。東方に堀切あり、平地二三段となれり。福井孫六左衛門尉重之居城せり。永正四年十一月廿六日將軍義植周防より歸洛の時隨從す、永祿三年庄勝資、植木秀長、津々加賀守等と共に尼子氏に屬し、五千余騎にて國中の諸城を攻落さんと多喜庄に打出でけるに、松山の庄高資、三村家親に亡されしかば、諸軍雲州に落行きけり。同十二年佐井田城合戰の時三村政親と戰ひたり。天正四年兒島麥飯山合戰に毛利氏の先陣に加はり戰功あり、庄の一族といひ殊に累代の功臣なればとて二千石の所領を下さる、庄氏城主となるに及び丹治部の大山城に移れり。

天文年間松山城主庄爲資の築城にて子勝資永祿三年松山より移り居城せし所なり。
元亀元年正月尼子は直家と共に石賀伊達を先鋒として砦部の城を攻む、砦部久之丞と云ふ精兵の射手よく防ぎ、一矢に二三人を射殺しければ城終に陷り城兵と共に松山に落ち行きたり。天正三年輝元三家の人々を召して曰く、直家備前に在つて我に從はず、東は播磨、西は備中、備後、我領地の内にあるが故に是非大軍を以て攻躪すべし、兒島は備中より近ければ先攻取り繫城にせんと云ふ、皆々同す、中にも隆景曰く、某二万の兵を添へ給はば兒島も取申さん、按るに備中國庄植木が黨、數度の軍に勇敢を顯はし候此者共出雲に行き浪人の体なれば本國へ召返され、兒島の先手をさせてはいかにといふ、各尤とて輝元より使を馳せければ、則本國に歸る。天正四年隆景安國寺を大將として、備中、備後の守護を先手とし、其勢二万騎兒島麥飯山の城を攻む、城主明石源三郎に浮田より加勢三千余騎を籠置き、毎日鉄砲逼り合より、毛利方は向城を本城の如く拵へ、又兵糧も山の如く今や攻寄らんと扣へたり、然る所に都て敵に兵糧運送を塞がれ難澁の折から庄兵部大輔、同右京進堅を摧き强を破り働き續て、植木下総守、同孫左衛門、津々加賀守、福井孫六左衛門我劣らじと戰ひしが、余り嚴しさに下総守深手を負ひて本國へ歸る、城方大將明石源三郎一文

字に切つて出働く、隆景、安國寺此を見て麾を振て士卒を下知す、城方已に敗北す。庄勝資白星の兜を着、里糸緘の鎧に十文字の鎗を引さげ、士卒を勇ましめつゝ走り入て明石源三郎を突伏せ首を揚たる所を源三郎が手の者勝資を突き伏せたり、明石が家老田中源四郎を植木孫左衛門鎗付首を取る此度勝資の戰死を感じ、勝資の子息宮若丸信資（久資、後庄二郎）未二歳なるに父が名跡として二万石の采地（水田、呰部、中津井、津々、西方野々上、悪地、布瀬、戸田倉又美作國久米郡）を與へ當城を賜ふ。勝資が叔父庄右京進と植木孫左衛門尉を後見と定められ、両人共に五千石宛の采地を與へらる、かくて右京進資直代りて嗣ぎしも、病死せし故信資事を見る、文祿の後信資は資直の男直清と毛利氏に從ひ、蔚山外構に居る、漢南人と戰ひて討死す、嗣なくして直清つぐ、慶長五年關原の役、毛利氏封を削らるゝ時共に削られ浪落して津々に行きたり。

二、高釣部城

呰部村大字上呰部字高釣部にあり。山頂平地及堀切、水道等の跡あり、植木城と云へるは是乎。庄信資城主たりと云へるは否ならん、恐らくは其補佐たる庄右京進の居城たるべし。而して丸山城と共に掛持しものゝ如し、若し植木城とせば植木秀長

及植木孫左衛門等の居城なりしならん。右京進は小坂部圓通山城主とあれば信資の姉は植木孫左衛門の子五兵衛の妻なれば植木が補佐として居城せしなるべし。

二三、四ッ畝城

上水田字菅野にあり、高橋右馬允資高、雲州高尾城にて馬田入道慶篤を討取りし軍功により此城を賜ふ、資高は松山城主高橋宗康の末孫なるか、然らば藝州に入りし故毛利氏の麾下に屬し、尼子を攻めし時のことなるべし、松山城主三村元親の出城所とも云ふ。

二三、井尾野城

上水田村字井尾にあり。山の尾の小丘上にあり、北麓に小池あり、名の起る所乎、城主大月七郎左衛門尉通重、先祖は豫州河野家の支流、大月は地名なり、天正兵乱に備中毛利の幕下に屬せし時通重度々戰功を盡し、終に討死す、嫡孫島原一揆に功あり、後に土屋家に扶持せらる、城の北に當り刀工大月の邸趾あり、或は其一門のものなるか。

二四、小松城

上水田村字小松にあり。平重盛の采邑たりしを以て之が部下の居城たりと傳ふ。又

庄の一族室氏代々居城すと云ふ。小殿城、(字小殿山にあり)荒木城、(字荒木にあり)は其附屬たりしものならん。

二五、福尾城

上水田村字城の壇にあり。直徑四尺余之礎石四個、約四間方に現存し、平坦なる壇を作れり、城主不詳。

二六、飯山城

上水田村字追田にあり。突兀たる小山にて山頂遺跡と認むべき証跡なし秋庭右衛門尉信光居城と雖も信じがたし。

二七、山王城

水田村字五名にあり、山王山の峯つゞき先端にあり、後は堀切りをなし數壇の平地あり、前は嶮はしき傾斜をなし、要害の場所たり、南方に字大門といへるあり、蓋し城門の跡なるべし、元龜元年正月中旬直家兵を分つて山王山の城を乘取らんと下知すれば、呰部よりも人數を出して防戰し、植木道久(秀資の弟)等籠城しけるが終に叶はず降參しければ大和駿河守を籠め置きたりといふ。宇喜多秀家の一族浮田信濃守の居城なりと傳ふれども信濃守は岡剛介住之と共に忍山城に籠り、天正六年十

一月（或云七年正月）上何落城したりとあれど誤りならん。

二六、片山城

水田村字宮地にあり。片山壹岐守常政居し、尼子氏に屬す、其子助兵衛某、天正十年高松に籠城す、天正八年毛利の將乃美少輔元信の居城せしを、同十年四月浮田氏の爲めに攻められ降參したりけるが命を助けて追ひ拂はれたりと云へども、乃美は當時高松の西北なる宮地山にありたるものなれば地名の同じきより誤解したるものにて、前記を正しとす。

以上城趾史は、左記の書籍を參照し、事實正確と認むべきものにつき編纂し、成るべく原本の文辭を採りしを以て行文不統一の感あり讀者之を諒せよ。

陰德記、　中國太平記、　西國太平記、　備中兵亂記、　備前軍記、
備中府誌、　後太平記、　武家評林、　古稀集、　集成誌、
松山兵亂記、　武家高名記、　大日本史、　常山紀談、　人名辭書、
地名辭書、　年代表、　御巡見帳、　庄氏譜、　安藤氏譜、
板倉氏家譜、　原氏舊記、　備中誌、　其他上房郡に關する舊記、

尙讀者に便せんため、松山城主次第年表、古城一覽表、及領主・城番の重なるものゝ略系を次に示さん。

附　記（其一）　松山城主次第年表、

一、本表は、承久の亂に、三浦の一族軍功により秋庭三郞に備中有漢の鄕を賜ひ、延應二年（仁治元年、紀元、一九〇〇）秋庭始めて松山の城を築きしより筆を起せり。

二、松山城の開基の時は、大松山のみに城あり。其後大松山、小松山、天神丸ともに各築城せり、天正年中三村元親落城の後は三城共廢したるを天和元年水谷伊勢守勝宗の時に至て、小松山の城を築けり。是れ現存の城墟なり。大松山城址は大池の崖谷に辨天の祠ある地にして、小松山の北の方の峯に天神の社あり。是天神丸の跡なるべし。

三、表中松山城に關係なきも參考として各種の大なる歷史上の出來事を掲載せり。

四、表中●印は世紀を表示せるものなり。

天皇	年號	紀元年代	事蹟
四條天皇之御代也●	延應 仁治	一八九九 一九〇〇	秋庭三郎重信 是ヨリ先、承久三年後鳥羽上皇兵ヲ徴テ北條義時ヲ伐ツ、皇ノ師敗レテ、上皇叡山ニ幸ス、同七月義時三上皇ヲ佐渡、隱岐、土佐ノ三所ニ遷シ奉ル、此時相模三浦ノ族、秋庭三郎重信義時ニ屬シテ戰功アリ、備中有漢ノ郷ヲ城地ニ賜フ。茲歲（延應二年）大松山ニ城ヲ築ク松山城是ナリ。普請奉行有漢新左衛門、横見三郎兵衛、大匠頭上森新七ト云。有漢中村ノ內臺ノ城ト云古城アリ、案內記ニ出、松山城主代々御假臺所ト云傳ル由、秋庭三河守居城ト云此人重信ノ子孫ナルベシ。 延應二年仁治ト改元ス、大正元年迄六百七十三年也。 秋庭又四郎信村 信村寶治年中戰功アリ、 秋庭平六重連 秋庭小三郎義繼

秋庭三郎重知

仁治元年ヨリ元弘正慶ノ頃迄、年數九十二三年之間、秋庭氏五代松山城相續ケリ。

		後嵯峨				後深草				
二	三	寛元	二	三	四	寶治	二	建長	二	三
		一九〇二				一九〇六				
		賴嗣將軍。				執權　時賴。				

龜山

四	五	六	七	康元	正嘉	二	正元	文應	弘長	二	三	文永
							一九一九					
宗尊親王將軍。	日蓮法華宗を唱ふ。								執權　時宗。	僧親鸞寂す。	北條時頼卒す。	

天皇	年	紀元	事項
	二		續古今和歌集成る。
	三		惟康親王將軍。
	四		
	五		蒙古の國書鎌倉幕府に達す。
	六		
	七		
	八		蒙古國號を元と定む。
	九		
	十		
	十一		元軍來寇す。（文永の役）
後宇多	建治	一九三四	元使杜世忠等五人を相模龍の口に斬る。
	二		
	三		

天皇	年號	紀元	事項
	弘安		
	二		
	三		
	四		元軍を鏖にす。（弘安の役）
	五		日蓮寂す。
	六		
	七		
	八		執權 貞時。
	九		
	十		
伏見	正應	一九四七	
	二		久明親王將軍。
	三		

天皇	年號	皇紀	記事
	四		
	五		
	永仁		
	二		
	三		
	四		
	五		
	六		
後伏見	正安	一九五八	
	二		
	三		執權　師時。
後二條	乾元	一九六一	
	嘉元		

天皇	年號	皇紀	事項
	二		
	三		
	徳治		
	二		
花園	延慶	一九六八	守邦親王將軍。
	二		
	三		
	應長		
	正和		
	二		
	三		
	四		
	五		高時執權となる。

年号	天皇	紀元	事項
文保			
二			
元應	後醍醐（南朝）	一九七八	
二			
元亨			記録所を置き帝親政す。
二			
三			
正中			資朝俊基捕へらる。
二			
嘉曆			
二			
三			
元德			

光嚴（北朝）　元弘　二　一九九一

楠正成義兵を擧ぐ。

高橋九郎左衛門宗康
北條仲時ニ屬ス、

（後太平記ニ高橋氏ハ備後三好ノ一族也ト云フ。）

一書ニ元弘、正慶ノ頃居城ノ由、此頃迄ハ松山ヲ高橋ト云ヘリ、是ヨリ後松山ト云フ山ノ名ヲ取テ城下ノ名トス。

高橋又四郎範時
北條仲時ニ屬ス、

高橋大九郎
足利氏ニ屬ス、

正慶（北朝）　二

新田義貞北條氏を亡す。

後醍醐　建武　一九九四

護良親王弑せらる。

天皇	年號	紀元	事項
光明（北朝）	二		足利尊氏鎌倉によりて叛す。
	延元		正成湊川に戰死す。尊氏豊仁親王を擁立して天皇と稱す。
	二	一九九六	
	曆應（北朝）		義貞越前に戰死す。尊氏將軍となる。
	二		尊氏安國賴久寺を築營す。
後村上（南朝）	興國（南朝）	一九九九	北畠親房神皇正統記を著す。
	二	二〇〇〇	
	三		
	康永（北朝）		
	二		
	三		
	貞和（北朝）		
	正平（南朝）		

天皇	年號	皇紀	事項
崇光（北朝）	二		
	三	二〇〇八	正行四條畷に戰死す。
	四		足利基氏關東管領となる。
後光嚴（北朝）	觀應（北朝）		
	二		
	文和（北朝）	二〇一二	
	二		
	三		
	四	二〇一五	高越後守師秀 師秀ハ、師直ノ孫師泰ノ子二歲ノ時父祖誅セラレテ、後、其臣秋庭三郎信盛守立テ是ニ至テ、細川賴之ニ屬シ、文和四年松山ノ城主トナル。
	文延（北朝）		尊氏死す。
	二		

三	四	五	康安（北朝）	貞治

義詮將軍、細川頼之執權となる。

秋庭三郎信盛

始メ南朝ニ屬シ後足利ノ麾下トナル、

秋庭七郎重繼

秋庭三郎重明

秋庭八郎頼重

秋庭平之允頼次

以上山名氏ニ屬ス。

秋庭備中守元明

一書ニ師秀、重繼、重明、頼重、頼次、元明ヨリ上野氏トシテ信盛ト元重トヲ載セズ、

應安(北朝)	二	建德(南朝)	二	文中	二	三
長慶(北朝)			後圓融(北朝)		後龜山(南朝)	
二〇二八			二〇三一		二〇三三	

二	三	四	五	六

此上二世細川氏ニ屬ス。

義滿將軍となる。

秋庭備中守　元重

後小松（北朝）

天授（南朝）
永和（北朝）
二
三
四
康暦（北朝）
二
永徳（北朝）
弘和（南朝）
二
三
二〇四二
至徳（北朝）
元中（南朝）

年	紀元	事項
二		
三		
嘉慶（北朝）		
二		
康德（北朝）		
明德（北朝）		
二		
三	二〇五二	閏十月南北両朝統一す。後亀山帝神器を奉して京師に入る。
四		
應永		義持將軍となる。
二		
三		
四		義滿金閣寺を建つ。

五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七
	二〇五九											
幕府三管四職七頭をおく。	秋庭三郎信盛、大内義弘ヲ堺ノ浦ニ攻ム。			明主義滿を日本國王に封ず。								

稱光			
	一八		
	一九	二〇七二	南蠻鐵船來る。
	二〇		
	二一		
	二二		
	二三		
	二四		
	二五		
	二六		
	二七		
	二八		
	二九		
	三〇		義量將軍となる。

天皇	年號	皇紀	事項
	三一		
	三二		
	三三		
	三四		
後花園	正長	二〇八八	義教將軍となる。
	永亨		
	二		
	三		
	四		
	五		
	六		
	七		
	八		

年	皇紀	事項
九		
一〇		
一一		
一二	二一〇〇	赤松滿祐將軍義敎ヲ殺ス。依テ京兵白籏城ヲ攻テ滿祐誅ニ伏ス。秋庭備中守元明功アリ。
嘉吉	二一〇一	
二		義勝將軍となる。
三		義政將軍となる。
文安		細川勝元管領となる。
二		
三		
四		
五		
寶德		將軍義政、天龍寺參堂ニ依テ秋庭備中守元明供奉ス。

二	三	亨德	二	三	康正	二	長祿	二	三	寛正	二	三
淺間山噴火す。							太田道灌江戸に築く。					

後土御門

四

五　二一二四　畠山政長管領となる。

六

文正

應仁　秋庭元明細川勝元ニ黨シ、山名方ト屢戰テ功有、世ニ應仁ノ乱ト云フ。

二

文明

二

三

四　義尚將軍となる。

五　三月山名宗全死、六月細川勝元死、爰に至て七年戰ふ。二將死すといへども兩黨の兵猶京師にいごむ。

六

七

年	事項
八	畠山政長管領に任ず。
九	
一〇	
一一	
一二	
一三	
一四	
一五	銀閣寺成る。
一六	
一七	
一八	細川政元管領。
長享	八月将軍義尚、佐々木高頼ヲ征セント江州ヘ進發、秋庭備中守元重相從フ。
二	

年號	年	天皇	紀元	事項
延德				
	二			義植將軍となる。
	三			
明應				將軍義植再高頼ヲ征ス、秋庭元重又之ニ從フ。（伊太利人コロンブス亞米利加を發見す）
	二			
	三			北條早雲小田原城による。義澄將軍となる。
	四			
	五			
	六			
	七			（西洋より印度への航路開かる）
	八			
	九	後柏原	二一六〇	
文亀				
	二			

三　永正　二　三　四　五　六

義植公周防ヨリ歸洛、秋庭元重三條御所警衛ス。

義植將軍に復任。

此年秋庭備中守元明卒ス。

上野民部太輔　信孝

或云、永正六年上野刑部少輔氏之參河國小谷城ニアリ下道郡ニ采地有セリ、子信孝喜村山ニアリ、コノ歳コヽニ移ル。

上野兵部少輔　頼久

民部太輔ニ繼テ松山ノ城ヲ有チ、永正年中頼久寺ヲ建立ス。

上野伊豆守

大内氏旗下後毛利氏ニ屬ス、頼久ノ子ナリ、天文二年庄爲資カ爲ニ亡

七	八	九	一〇	一一	一二	一三

サル。

上野右衛門尉

中國太平記云、小松山ニハ同名吉右衛門尉ヲ居置ケルニ天文二年猿掛ノ庄爲資植木秀長ヲカタラヒ伊豆守ヲ討取大松山ヲ奪フ、右衛門尉モ植木カ一族若林次郎右衛門カ爲ニ亡サル。

永正六年信孝城主トナリシヨリ天文二年ニテ二十五年ナリ。以上四世足利氏ニ屬セリ。

（葡萄牙人印度のゴアを取る）

天皇	年	紀元	事項
	一四		
	一五		
	一六		
	一七		
	大永		義晴將軍となる。
	二		
	●三		
	四		
	五		
後奈良	六	二二八六	
	七		
	享祿		
	二		

二一九二

庄　備中守　爲資

始小田郡横谷村猿掛城主茲歳上野父子ヲ亡シテ此城ヲ保ツ、備中半國一万貫ノ地ヲ領セリ天文ノ未死ス。

庄　備中守高資 始名又六

爲資ノ子ナリ、母ハ作州高田城三浦元兼ノ女ナリ。

庄　兵部太輔勝資

高資ノ子三代ニシテ三村家親カ爲ニ亡サル、天文二年ヨリ永祿三年迄二十八年。

天文ノ頃備中ハ、尼子ニ屬シテ大内ニモ毛利ニモ從ハズ、三村家親成羽ニ居リ、毛利ニ屬シ、永祿三年加勢ヲ乞フテ松山ノ城ヲ攻ム、此時高資ハ子勝資ニ軍勢ヲ付テ竹ノ庄ヘ差向シ故城中小勢ナレハ防ク術

ナク城終ニ陷リ高資ハジメ悉ク討死ス勝資竹ノ庄ニ在テ聞之遂ニ雲州ニ逃奔ス、天正三年兒島ノ役毛利輝元ニ屬シ奮戰シテ死ス、輝元其功ヲ賞シテ英賀郡九村及作州久米郡ヲ其子宮若丸ニ賜ヒ高釣瓶城ニ居セシム。

三	四	五	六	七	八	●九	一〇	一一	一二
						二二〇〇			
									ポルトガル商船種子島に來り鐵砲を齎す。

年	事項
一三	
一四	
一五	義輝將軍となる。
一六	
一七	
一八	宣教師フランソア、ザビエー鹿兒島に來る。
一九	
二〇	
二一	
二二	
二三	
弘治	武田、上杉川中島に戰ふ。嚴島の戰(毛利元就晴賢を破る)
二	

正親町

三	永祿	二	三		四	五	六	七	八
二二一七									

織田信長入京す。

三村備中守家親

始、修理亮ト云、本國三河ヨリ來リ成羽鶴首ノ城ニ居シ後毛利ニ屬シ庄高資ヲ亡シ、松山城ヲ取テ此ニ移ル。是ヨリ當國ノ諸士三村ノ旗下ト成テ備中ヲ分食ス。

三村家親信州狹江ヨリ移住ト云說アリ。

桶狹間の戰（信長今川義元を殪す）

（西班牙人フィリピン群島を取る）

九

三村家親、備前ノ宇喜多直家ヲ討ント先美州ノ國ヘ討入、穗村興禪寺ニ陣ス。直家、遠藤又三郎ヲシテ窃カニ窺ハシメ、小筒ヲ以テ是ヲ討殺サシム。法號天忠源性墓ハ賴久寺ニアリ。

（家親討レシ年、陰德記ニハ永祿九年ト云、後太平記ニハ元亀元年ト云、今諸説ニ従テ永祿九年トス）

三村修理進元親

家親ノ次男ナリ。父ニ繼テ松山ノ城ニ居ス。

元就尼子氏を降す。

一〇

義榮將軍となる。

一一

義昭將軍となる。

一二

元龜

信長皇居を修理す。

二

毛利元就卒す。

三

三方が原の戰（信玄德川家康を破る）

年	皇紀	事項
天正	二二三三	義昭信長と確執に及ひ毛利を頼て備後鞆津に居し恢復を計りしが事ならずして足利氏亡ぶ。
二		元親信長ノ招ニ應シ、毛利ニ反ク、毛利大軍ヲ率キテ三浦カ備中諸城ヲ抜ク。
三		五月毛利ノ勢松山ヲ陥ル、元親松連寺ニ入テ自殺ス。時六月二日。法號一瞬源樹居士、墓ハ頼久寺ニ有リ。 永祿三年ヨリ天正三年マテ十六年。 天野中務少輔　元明 天野五郎右衛門　元信 桂　民部少輔　元延 元親落城ニ依テ毛利ヨリ代官トシテ城番トス。 元信ハ元明ノ男也。
四		信長安土城に移る。
五		信長羽柴秀吉を遣はして中國を經略せしむ。
六		
七		

後陽成

年	紀元	事項
八		
九		
一〇	二二四二	秀吉備中高松城を圍む。信長信忠光秀が爲に弑せらる。山崎の戰。
一一		秀吉柴田勝家を賤が岳に破る。
一二		秀吉大坂城にうつる。
一三		秀吉四國を平ぐ。秀吉關白に任ぜらる。
一四	二二四六	秀吉太政大臣となり、豐臣の姓を賜ふ。
一五		秀吉九州を平ぐ。
一六		天皇聚樂第に行幸し給ふ。
一七		秀吉檢地を始む。
一八		家康江戸城に入る。秀吉小田原城を拔く。
一九		秀吉朝鮮を征す、自ら太閤と稱す。
文祿		征韓軍出發す。(四月名古屋出帆)加藤清正、小西行長等京城に入る。

年	紀元	事項
二		小早川隆景等大に明兵を破る。
三		秀吉伏見城を築く。
四		
慶長		秀吉明使を伏見城に引見す。
二		秀吉再び朝鮮を征す。
三		秀吉薨ず。
四		
五		秀頼大坂城に移る。關が原の戰。毛利輝元西軍の盟主となる。
六	二二六一	石田三成、小西行長等秀頼ヲ擁シテ亂ヲ爲シ關ヶ原ノ役大敗シテ誅ニ伏ス。時ニ毛利輝元石田ニ黨シ、亂平テ後八州ヲ削ラレ防、長両國ヲ賜ハル。於是備中闕國トナリ、神君ヘ味方セシ諸將ヘ分領セシメ松山城ハ御代官所トシテ小堀氏守城ス。
		小堀新助一政
		小堀遠江守政一

天皇	年	皇紀	事項
			慶長六年ヨリ同二十年迄父子十五年在城。
	七		
	八		家康將軍となる。
	九		
	一〇		秀忠將軍となる。
	一一		
	一二		
	一三		名古屋城をきづく。
	一四		五百石以上の大船をつくるを禁ず。幕府和蘭人の通商を許す。
	一五		
後水尾	一六	二二七一	南蠻人の交易を許す。
	一七		和蘭船平戸に來る。
	一八		幕府英吉利人の通商を許す。

年	事項
一九	大阪冬の陣。
元和	大阪夏の陣。豊臣氏亡ぶ。
二	家康薨ず。
三	池田備中守長幸
	池田宰相輝政舍弟備中守長吉ノ男ナリ、因幡鳥取ヨリ移リ、六萬五千石ヲ賜フ承國院殿ト云。
四	
五	藤原惺窩卒す。
六	
七	山田長政暹羅より書を老中土井利勝に致す。
八	
九	家光将軍となる。
寛永	

明正 二二八九										
二	三	四	五	六	七	八	九		一〇	一一

濱田彌兵衛臺灣に往き蘭人を懲す。

洋書の舶載を禁ず。

池田出雲守長常

長幸ノ長子也、寛永十六年九月卒ス。男子ナクシテ家絶ユ、舍弟修理長信ニ千石ヲ賜フテ後月郡井原ノ地ヲ領セシム(元和三年ヨリ寛永十六年迄二十三年居城ス)

池田光政備前國主となる。

天皇	年	皇紀	事項
	一二		參覲交代制定まる。
	一三		寛永錢を鑄る。國民の海外に渡航するを禁ず。
	一四		
	一五		島原の亂平ぐ。切支丹宗を嚴禁す。
	一六		水谷伊勢守勝隆 十二月常陸國下舘ヨリ移リ居ス。 外國貿易を嚴禁す。
	一七	二三〇〇	
	一八		
	一九		
後光明	二〇	二三〇三	乳母春日局卒す。
	正保		
	二		日光廟に東照宮の號を賜ふ。
	三		

後西院

年	皇紀	事項
四		
慶安		中江藤樹歿す。
二		
三		
四		家綱將軍となる。由井正雪反して自殺す。
承應		
二		
三	二三一四	
明曆		
二		
三		林羅山歿す。德川光圀大日本史編纂の業を起す。
萬治		
二		水谷勝隆淺口郡玉島、阿加崎ヲ開發ス。

霊元

三

寛文

二　松平秀綱卒す。

三　二三二三

四　水谷左京亮勝宗
勝隆長子茲歳七月遺領ヲ繼キ舍弟勝能ニ二千石ヲ領ツ。

五

六

七

八

九

一〇

一一　仙臺騒動。

年	事項
一二	石川丈山歿す。
延寶	狩野探幽歿す。
二	
三	
四	
五	
六	
七	
八	綱吉將軍となる。
天和	今年正月小松山ノ城ヲ築セ玉フ、今ノ松山城是ナリ。繩張畑角兵衛、作事奉行長島万九郎、小藥師万介、大工玉木喜右衛門。
二	山崎闇齋歿す。
三	

東山

貞享二

三

四　二三四七　生類憐みの令を發す。川村瑞軒淀川を疏通す。

元祿

二　　水谷出羽守勝賢

初勝明、後勝美ト改ム、左京亮勝宗男也。

三

四　林信篤大學頭に敍す。熊澤蕃山及書家土佐光起歿す。

五　光圀嗚呼忠臣楠子之墓を湊川に建つ。

六　出羽守勝賢今年病ニ依テ一族信濃守勝阜カ男彌十郎勝晴ヲ養テ家督ノ事ヲ計リ自身亂心ヲ以テ稻葉伯耆守侯ニ預ケラレ十月六日三十一歳ニテ卒シ勝晴モ又十一月廿七日痘瘡ニテ早世セシカバ領地ヲ收公セラレテ御在番淺野内匠頭長矩、御城代駒井内匠、御目付堀小四郎、御

九		八	七

代官平岡吉右衛門翌元祿七年正月廿七日松山ニ至リ同廿八日城請取相濟ム。

義臣三原實錄ニ云、城請取ノ使姫路城主本多中務太輔、赤穗淺野内匠頭病氣代家老大石内藏介御目附石戸土佐守、大原河内守、御代官廣瀨左内、大久保外記ヲ松山ニ遣サル松山家老杉山軍太夫、猶方但馬以下數百人養子ノ義ヲ愁訴スレトモ叶ハサルニ依テ城ニ骸ヲ曝サント既ニ合戰ニ及ントスル處大石良雄城内ニ入テ杉山猶方以下ニサマ〲利害ヲ述ケレハ杉山モ遂ニ承伏シテ事故ナク城ヲ明渡シケリト云。

寛永十六年ヨリ今年迄五十六年居城ナリ。

今小坂部ト布賀ニ其跡旗下ニテ相續セリ。

芭蕉歿す。

安藤對馬守　重博

今年八月上野高崎ヨリ移住高六万石加封五千石。

年	事項
一〇	
一一	安藤右京進　重行 重博男始長門守 木下順庵歿す。
一二	
一三	光圀薨ず。
一四	僧契沖歿す。
一五	大石良雄等四十六士吉良義央を其邸に殺す。
一六	
寶永	
二	伊藤仁齋歿す。
三	
四	富士山噴火寶永山現る。

天皇	年號	年	皇紀	事項
中御門		五		
		六	二三六九	家宣將軍となる。生類憐の令を廢す。
		七		
	正德			今年二月安藤重行美濃國加納城ニ轉ス。元祿八年ヨリ父子十七年居城ス。 石川主殿頭總慶 今年二月十五日國替アリテ山城淀城ヨリ來ル、延享元年三月三日迄三十四年在城ニテ伊勢龜山ニ移リ板倉周防守勝澄ト入替リトナル。 新井白石朝鮮使を接對す。
		二		
		三		家繼將軍となる。
		四		貝原益軒歿す。
		五		大日本史成る。

年	事項
享保	吉宗將軍となる。
二	大岡忠相町奉行となる。
三	
四	
五	
六	
七	
八	
九	畫人英一蝶卒す。儉約を令す。近松門左ヱ門歿す。
一〇	新井白石卒す。
一一	
一二	
一三	荻生徂徠歿す。

櫻町

年	紀元	事項
一四		天一坊誅せらる。
一五		
一六		
一七		
一八		
一九		室鳩巣歿す。
二〇	二三九五	
元文		荷田春滿及伊藤東涯卒す。
二		
三		
四		青木昆陽を召す。
五	一四〇〇	
寛保		

桃園

二	三	延享	二	三	四	寛延	二	三	寶暦
					二四〇七				

板倉周防守　勝澄

板倉伊賀守勝重六代近江守重治男

甘藷を東國に植ゆ。砂糖を製す。

家重將軍となる。

始めて有終館を松山城下本丁に設く。

板倉義濃守　勝武

勝澄男、今年九月封ヲ襲フ。

天皇	年	皇紀	事項
	二		
	三		
	四		
	五		
	六		
	七		杉田玄白西洋外科術を唱ふ。
	八		竹内式部追放せらる。
	九		
	一〇		家治將軍となる。
	一一		
後櫻町	一二	二四二二	
	一三		
	明和		

年	天皇・皇紀	事項
二		
三		
四		山縣大貳を死刑に處す。
五		
六		板倉日向守勝従　勝武養子武實ハ勝澄三男始隱岐守 加茂眞淵沒す。
七	後桃園　二四三〇	田沼意次老中となる。
八		
安永二		吉益東洞沒す。
三		
四		

天皇	年號	皇紀	事項
	五		
	六		
	七		板倉左近將監勝政 勝從養子實ハ勝澄五男後周防守
光格	八	二四三九	
	九		
	天明		
	二		群書類從成る。
	三		淺間山噴火。
	四		
	五		
	六		
	七		家齊將軍となる。儉約の令を布く。

年	事項
八	柴野栗山幕府の儒臣となる。
寛政	
二	異學の禁。
三	
四	露艦根室に來る。
五	林子平を蟄居せしむ。
六	高山彦九郎久留米にて自殺す。
七	
八	
九	昌平校を開き幕府の官學とす。
一〇	
一一	近藤守重エトロフ島に大日本標を立つ。
一二	伊能忠敬に命じて蝦夷實測圖をつくらしむ。

享和
板倉周防守　勝晙
勝政養子實ハ勝從次男
本居宣長歿す。

二
蘭醫前野良澤歿す。

三

文化
板倉周防守　勝職
勝晙男

二

三
伴蒿溪歿す。

四
露人北海道に寇す。

五
松田傳三郎間宮倫宗カラフト探檢。

六
蘭醫桂川甫周歿す。

七
國學者上田秋成歿す。

天皇	年	紀元	事項
	八		村田春海歿す。
	九		高田屋嘉兵衛露船に捕へらる。
	一〇		蒲生君平歿す。
	一一		
	一二		
	一三		
仁孝	一四	二四七七	英船浦賀に來る。
	文政		
	二		
	三		
	四		塙検校保己一歿す。
	五		
	六		詩人菅茶山歿す。

年	事項
七	
八	外國船擊攘の令を發す。
九	
一〇	大槻玄澤歿す。
一一	
一二	松平樂翁卒す。
天保	
二	
三	賴山陽歿す。
四	
五	
六	
七	

天皇	年	紀元	事項
	八		大塩平八郎乱を起し自殺す。家慶將軍となる。
	九		
	一〇		渡邊登、高野長英捕へらる。
	一一	二五〇〇	天保の改革。
	一二		
	一三		二宮尊徳を引見す。外國船撃攘の令を弛む。
	一四		僧契沖寂す。香川景樹卒す。平田篤胤歿す。
	弘化		
	二		
孝明	三	二五〇六	米艦浦賀に來り互市を乞ふ。
	四		
	嘉永		瀧澤馬琴歿す。
	二		

板倉周防守勝靜

勝職養子實は松平

年	事項
三	佐藤信淵歿す。
四	
五	
六	米使節ペルリ浦賀に來る。家定將軍となる。
安政	米、英、露と和親條約を結ぶ。
二	堀田正篤老中となる。
三	二宮尊德歿す。
四	ハリスと條約を締結す。
五	井伊直弼大老となる。家茂將軍となる。安政大獄。
六	
萬延	直弼櫻田門外にて刺殺さる。
文久	攘夷の決行。
二	

明治天皇

年號	年	紀元	事項	人物
	三		三條實美等七人京都を出奔す。	
元治			長州征討。長州家老三人の首級を獻す。	
慶應			條約締結を勅許す。	
	二		長州再征討。慶喜將軍となる。	
	三	二五二七	大政奉還王政復古。三職を置く。	
明治		二五二八	伏見の戰。江戸を東京と改む。五箇條の御誓文を宣し給ふ。	
	二		箱館平ぐ。諸藩々籍奉還。	板倉勝弼　高粱藩知事となる。

附錄

年號	年	紀元	事項
	三	二五三〇	公使を英、佛、獨三國に駐劄せしむ。
	四		郵便電信を設く。穢多非人の稱を廢す。藩を廢し縣を置く。

年		事項
五		學制を改む。京濱鐵道成る。禮服の制を定む。
六		鎭臺をおく。地租を改正す。太陽暦を行ふ。征韓論。
七		巡査をおく。佐賀の亂。臺灣征伐。
八	二五三五	露國と千島樺太交換を約す。
九		能本、秋月、萩の亂。
一〇		西南の役。
一一		大久保利通殺さる。
一二		八月三十一日今上天皇陛下御降誕。
一三	二五四四	刑法治罪法頒布。
一四		國會開設の期を詔す。
一五		韓人我公使館を襲ふ。
一六		官報發行。
一七		兌換銀行券發行。公侯伯子男の五爵を設く。

一八	二五四五	天津條約を結ぶ。內閣を組織す。
一九		北海道廳をおく。
二〇		皇太子冊立。
二一		市町村制を布く。博士號授與。磐梯山破裂す。
二二		憲法發布。森有禮殺さる。板倉勝靜卒す。
二三	二五五〇	國會を開く。敎育勅語下る。
二四		露國皇太子大津にて傷けらる。美濃大地震。
二五		豫戒令執行。
二六		吾妻山噴火す。
二七		日淸戰爭始まる。
二八	二五五五	媾和條約成る。北白川宮能久親王薨ず。
二九		獨、淸、佛、蘭と條約調印。
三〇		京都大學開始。

三一	新民法實施せらる。
三二	皇太子殿下御結婚。內地雜居を實施す。
三三	淸國事變。
三四	淸國謝罪使來る。
三五	日英同盟締結。
三六	內國勸業博覽會を大阪に開く。
三七	日露戰爭始まる。
三八	アメリカ大統領日露戰爭の媾和を斡施す。統監府を韓國に置く。
三九	都督府を關東州に置く。
四〇	樺太廳を樺太に置く。日佛、日韓、日露、協約成る。
四一	戊申詔書下る。米國と外交文書を交換す。
四二	
四三	韓國併合條約成る。日露新協約成る。

今上			
四四	大正 四五	二五七二	明治天皇御崩御。今上天皇御踐祚。

附記

松山城墟碑

粤稽松山古城主。由來久矣」。承久中。秋庭三郎重信。以戰功食於備中。仁治元年。築城於大松山而居焉。子孫相傳。曰信村重連義繼重知。凡五世」。元弘中高橋宗康據此。屬足利氏。城下地原稱高橋。至此避城主姓。改稱松山」。文和四年高師秀爲備中守護居此。屬細川氏」。康安二年。重知遺族秋庭信盛。逐其主師秀代之。傳重繼重明賴重賴次。凡五世。屬山名氏。元明元重二世。屬細川氏」。永正六年上野信孝代之。傳賴久伊豆守右衛門尉。(二世名闕)凡四世。屬足利氏」。天文二年猿掛城主庄爲資攻取之。領備中之半。傳高資勝資。凡三世。屬尼子氏」。永祿三年成羽城主三村家親。請毛利氏援兵。襲取之。威振全國。遂入美作。圖浮田直家。直家大怖。使賊狙擊之。遂斃。子元親嗣。會將軍足利義昭與織田信長不和。奔依毛利氏。有東上之計。信長密使說元親。拒之中途。元親亦欲得强援滅直家復父讐。竊應之。毛利氏聞之。憤其叛己。大擧來圍。時有三城。曰小松山。元親居焉。曰大松山。

石川久式守焉。曰天神丸。族親重親當守焉。相援防戰。不支。元親致城自盡。實天正三年六月二日也。於是毛利氏使天野元明元信父子相繼守城。慶長中毛利氏削封。德川氏命小堀政次政一父子。相繼以代官來治。元和三年池田長幸封于此。傳子長成。國除。寬永十六年。水谷勝隆自下舘移封。闔玉島赤崎新田。又修封内水利。子勝宗新築小松山城。今殘壘是也。後人稱二世士功。至子勝賢。國除。元祿八年。安藤重傳自高崎移封。子重行轉封加納。正德元年。石川總慶自淀移封。延享元年我板倉勝重公七世孫伊勢龜山城主勝澄公。與總慶易封。傳勝武勝從勝政勝晙勝職五公。至勝靜公。崇文學。整武備。修民政。治績煥然。明治二年。有故族勝弼公襲封。改松山稱高梁。梁橋邦訓同。盖復舊也。四年朝制徹藩。公遷東京。封土屬縣。城遂廢。盖自秋庭氏至此。易十姓。歷四十二世。凡六百九十餘年。受武門分封異政之治。而遇今日四海一統之王政。豈非國民之大幸哉。雖然其間亦非無偏安小康。生此地者。不可不識其沿革。思舊恩。是有志之士所以有碑之舉也。及徵余文。紀其概略如此。明治三十一年。板倉氏舊臣。三嶋毅撰。

城名	所在地	城主	所屬	沿革
松山城	上房郡高梁町臥牛山			四條天皇仁治元年(紀元一九〇〇)、秋庭三郎重信築城、元弘の頃は、高橋宗康居城し、南北朝の頃は高師秀の居城となり、幾もなくして又秋庭氏の居城となり、其後上野氏の居城となり、天文中上野氏庄爲資に滅され、三代を經て三村氏の居城となり、遂に毛利氏に滅さる、是より毛利氏の在番、及小堀、水谷、池田、安藤、石川の五候を經て、板倉氏に至り、以て廢藩置縣に至る。
城の辻	津川村實相寺	—	—	松山城主秋庭重信の小砦ありし所な

りと口碑に傳ふ。

城平	川面村城平	難波經俊	始庄氏 後三村氏	永祿年間在城
寺山城	川面村字寺山	杉三郎兵衛	始三村氏 後毛利氏	應永、嘉吉の頃三好阿波守尊春の居城たりしが、天正三年毛利氏に攻められ、松山城に移る。
粧田山城（一名少田山）	巨瀬村字片岡	片岡八郎弘常	三村氏	天正二年三村氏に屬す。
陣山	巨瀬村字宮瀬片見	―	―	尼子の將山中鹿之助、松山城を攻めんとて本城に陣せしと云ふ。
常山城	有漢村字土井	新山玄蕃允家住	始三村氏 後毛利氏	元正三年毛利氏に降る。
臺ヶ城	有漢村字貞守臺ヶ鼻	秋庭三郎重信	―	
飯山城	上有漢村字川關	山縣三郎兵衛國吉	毛利氏	天正二年四月滅ぶ。

矢倉畦城（一名枡形城）	上竹莊村大字有津井及納地ノ界	田中掃部介重直	三村氏	天正、天中、細川氏に屬し、後三村氏に屬す。
大和佐山城	上竹莊村字納地	土肥賴母	毛利氏	
離小屋城	同村字有津井	大月七郎左衛門尉信通	三村氏	
藤澤城	下竹莊村大字田土	伊賀左衛門尉久隆	始宇喜多氏後毛利氏	
大原城（一名一生山城）	下竹莊村字土生	神原六郎左衛門尉	三村氏	
櫻迫城	下竹莊村字宗兼	—	不詳	建武年間城主下左衛門尉政勝茲に塞棚を設けたりと云へり。
小谷城	下竹莊村字下ヶ原	森大藏	宇喜多氏	
丸山城（一名古城）	吉川村字小茂田	吉川彌左衛門	不詳	
菅野城	吉川村字正行	土師兵部丞	宇喜多氏	永錄二年宇喜多氏に屬す。

加葉山城	中井村大字津々	津々加賀守範宗	三村氏	
才田城（一名齊田城又佐位田城）	中津井村字才田	植木美作守藤資 同下總守秀長 同美作守秀資	宇喜多氏 尼子氏 毛利氏	
丸山城	呰部村字丸山	福井孫六左衛門	毛利氏	永正、永錄、元龜の頃在城
高釣部城	呰部村大字下呰部字高釣部	庄二郎久資	毛利氏	
四ッ畝城	上水田村字菅野	高橋右馬允資高	毛利氏	
井尾野城	上水田村字井尾	大月七郎左衛門尉通重	毛利氏	
小松城	上水田村字小松	不詳	平重盛采邑	庄の一族室氏代々居城すとも云ふ。
福尾城	上水田村字城ノ壇	不詳	不詳	
飯山城	上水田村字追田	不詳	不詳	秋庭右衛門尉信光居城と雖も信じ難し。

山王城	水田村字五名	植木道久	宇喜多氏	天正中、能美七郎元信居城。（陰徳太平記）
片山城	水田村字宮地	片山壹岐守常政 同　助兵衛	尼子氏 毛利氏	

（其三）　領主城番略系

（一）　庄　氏

庄氏は、大職冠鎌足之後胤、庄権頭藤足廣高四代の孫、庄三郎家長に至り、其嫡子庄小太郎廣家文治年中備中半國を所領し、小田郡猿掛を城とせり、其八代の孫、庄爲資天文二年松山城主上野伊豆守、同右衛門尉を亡し、庄備中守爲資と改め、松山城主となり、其一族植木下總守秀長は中津井齊田山城に住し、尼子氏に屬せり。永祿三年其子高資に至り、三村家親成羽より起り毛利氏の加勢を得て松山城を攻む、此時高資は其子勝資に軍勢を付て竹ノ庄に差向し故城中小勢にて防戰の術なく城終に陷り高資始め悉く戰死す、勝資、竹ノ庄に在之を聞き雲州に逃れ尼子氏に依る、其後毛利輝元より本國歸入の招に隨ひ、歸國し呰部上合地に住せり、天正三年兒島の役、毛利輝元に屬し、奮戰して死す、輝元其功を賞して英賀郡九村及美州久米郡を其子宮若丸に賜ひ、高釣瓶城に居せしむ。

庄　氏　略　系

大職冠鎌足――庄權頭藤原廣高――庄三郞家長―

廣家――爲資 松山城主、庄備中守 號上合寺殿前備州大守花岩柳紅大居士

高資 庄備中守、松山城主 號禪應寺殿前備中大守高山道林大居士

藤資 植木美作守、齊田城主――秀長 植木下總守 齊田城主

資朝 津々加賀守

資時 植木美作守

勝資 庄兵部大輔 號活光院殿前兵部大輔節兵法忠大居士

(二) 三村氏

三村氏は備中の豪族なり、世々川上郡成羽に居る、文明、明應の際に、宗親といふものあり、其名漸く著はる。其子を家親といふ、豪勇にして智略あり、夙に毛利氏に屬す。此頃、備中には吉田義辰、松山に據り、穗井田爲資猿掛(吉備郡呉妹村)に據り、其一族植木、津々、福井の諸氏いづれも尼子氏に屬して勢威殆ど備中を壓せり、家親乃ち援を毛利氏に請ひ擊つてこれを降し、勢四隣を壓す、永祿九年三月偶々宇喜多直家の發する刺客遠藤河內の爲めに暗中より狙擊されて家親殺さる、其子を元親といふ、深く宇喜多氏を怨み、これより全力を傾注して宇喜多氏を破り、以て不倶戴天の讎を報せんとし殺氣氛々として兩備の野を蔽ふに至る。

家親の殺さるゝや、將士等竊に其の遺骸を護りて備中に歸り厚くこれを葬る、其墓今高梁町の賴久寺にあり、是に於て先づ宇喜多氏を破りて、其冥福を修せんとし、決死の士七八十人間行して突然上道郡に侵入せしも宇喜多氏の兵に要擊せられて、全軍悉く討死せり、ついで永祿九年復兵を出せしも敗績す。天正二年、將軍足利義昭、織田氏に破られて西走するや、毛利氏及び宇喜多氏に憑りて、回復を圖らんとす、元親、信長に通じ强援を得て直家を滅し父の讐を復せんとす。毛利氏怒り三村氏を滅さんとし、天正三年十二月直家と共に兵を率ゐて備中に入り、行々三村氏の屬城を攻略し、次いで松山に至り四面より包圍攻擊しければ城遂に陷り、元親逃れて松連寺に入つて自殺す、

時に天正二年六月二日なりき。其子勝法師丸時に年八歳、また捕へられ、吉備郡淺尾村井山寶福寺に斬らる。

三村氏略系

宗親──家親──元親修理進。法名一瞬源樹居士──勝法師丸松山落城後被生檎被斬于井山寶福寺

元親の子:
- 元祐戰死于齊田城
- 元範宮內少輔。新見杜城主
- 實親上田孫二郎。鬼身城主
- 女子幸山城主石川久式室
- 女子常山城主上月隆德室
- 女子美囊城主結城忠秀室

(三) 代官小堀氏

松山城は、三村氏滅亡以後毛利氏に屬し、天野元明其子元信桂元延相ついで城番となりしが、關原

役後毛利氏領土を削らるゝに及び、小堀一政こゝに封ぜらるゝことゝなれり、一政は初の名は新助、宗甫と號す、もと近江國の人、其父正次秀吉の弟大納言秀長に屬して戰功あり、其後秀吉の家人となる、關原の役東軍に屬して功あり、所領一萬石を給せられこの城を守る、其子政一、初の名は作助、人となり風流韻事を好む、書を能くし和歌を詠じ、古器物書畫の鑑定天下能くこれに比肩するものなし。是より先、足利將軍義政の頃、珠光といふものあり、頗る茶事を能くす、これに次いで、武野紹鷗あり、其門に千利休あり、其の高足に吉田重能あり、重能の高足を政一となす。後遠州流と稱する茶道、及び挿花の法は、實にこの小堀遠江守政一より出でしなり。政一の松山にあるや、楮の栽培を奬勵して檀紙の製造を改良し、阿哲郡なる法曾(ホウツ)に(石蟠郷村)陶窯を起し、謂ゆる法曾燒を製出したりき、元和元年伏見奉行となり、十五年間其職を奉じ、正保四年二月六日六十九歳にして、卒しぬ。其の子備中守政之、其の子和泉守政延に至るまで、其の家榮えしが、政延の曾孫和泉守政方の時に至りて其家斷絕せり。

小堀氏略系

藤原一政（新助　近江坂田郡小堀村人　法名道喜）
- 政一（作助　従五位下遠江守）
  - 政行（次左衛門）
  - 政之（大膳　従五位下備中守）
    - 政延（大膳　従五位下和泉守）
      - 政方（従五位下和泉守　天明八年五月斷絕）
- 女子

─政長
─正春

─政伊　権十郎
─政吉　十左衛門後政孝
─政貞　雲八従五位下總守

（四）池田氏

元和元年小堀氏轉封後、元和三年に至り、姫路城主池田輝政の弟備中守長吉の子長幸、因幡の鳥取より入部し、六萬五千石を領す、長幸は大阪の役、利隆に屬して功あり、寛永九年四月七日卒す、子長常嗣ぐ、慶長二十年七歳にして敍爵し、従五位下出雲守と稱す、寛永十六年九月六日卒す、年三十三歳、嗣なくして家絶つ、長常性勇敢にして武を好み、士を愛す、毎に老臣を集め政事を論じ、兵法を談ず、一日従容として高祖勝入齊の事蹟を語り、その勇敢を賞揚して曰はく、異日もし事あらば士卒をして希くはこれに傚はしめんと、時に家臣水野善左衛門坐にあり、これを諫めて曰く、これ猪突の勇なり、傚ふべきにあらずと堂々其不可を陳べしかば、長常はこれに酒と刀とを賜ひ、其直言を賞せしといふ。

池田氏略系

源信輝 池田紀伊守 勝入齋 ─ 輝政 羽柴三左衛門幼名古新 播摩宰相正三位 ─ 長吉 備中守治兵衛吉左衛門 従五位上 ─ 長幸 治兵衛 松山城主 ─ 長常 従五位下 出雲守

（五）水谷氏

寛永十六年松山城主池田長常の嗣無くして其の家絶ゆるに及び、常陸下舘の領主水谷勝隆轉じて松山を治するに至りぬ。勝隆民政に心を用ゐ、萬治中大森元直を擧げ、領内淺口郡の海岸菹菇の地を開拓して、堤塘を築き水田を開き、高梁川の支流を導き灌漑運輸に便せしむ、玉島町の今日ある全く二氏の功に賴る、寛文四年五月勝隆卒し、其の子左京亮勝宗繼ぎ、父が遺領四萬八千石を賜はりしが、內二千石を弟勝能に與へしが、延寶五年十二月私墾田を併せて五萬石を有するに至りぬ。元祿二年閏正月十四日致仕して、子勝美嗣ぐ、元祿六年病むに及び、支族勝晴を養ひ、家を嗣がせんとせしが、其年十月勝美卒し、ついで勝晴も亦早世せしかば所領を沒収せられたりき。元祿七年赤穗城主淺野長矩の重臣大石良雄が、水谷の家老杉山軍太夫、猶方但馬を說いて、城地の引渡を了せしもこの時の事なり、是に至り幕府は祖先の勳勞を思ひ勝美が弟勝時に二千石を給して、其祀を存せしむ、水谷氏是より、諸侯の列を脫するに至りぬ。

水谷氏略系

- 藤原勝隆（從五位下 伊勢守）
  - 勝宗（彌太郎 左京亮 從五位下）
    - 勝美（犬千代 初勝明 勝賢）
    - 勝時（虎之助 主水）
    - 女子
  - 女子（山石越前守 政俊室）
  - 勝能（彌四郎 新右衛門 寛文四年別家）
    - 勝阜（彌之助 從五位信濃守）
      - 勝晴（彌七郎 病痘歿）
      - 女子
      - 勝比（賴母 彌之助 從五位下信濃守）
      - 女子
      - 勝英（半助 半左衛門 左門）
      - 正庸
      - 賴勝

(六) 安藤氏

元祿六年、松山城主水谷勝晴卒去の後、同八年高崎城主安藤重博來りて、この城主となり六萬五千石を領せり。重博幼名は主稅、初名は重次、後重治、又重孝と改む。世々三河に居りて松平氏に仕ふ、高祖家重天文九年六月安祥の戰に死し、其子基能は元亀三年十二月三方原の戰に死す、基能二子あり、長を帶刀直次、二子を對馬守重信といふ、直次亦武名あり、姉川長湫の役共に功あり、重信亦長湫及び關原役に功あり、慶長五年四月九日敍爵して從五位下對馬守と稱す。大阪前後の二役從軍して功あり、上野高崎城を給はり、五萬五千石を領す、其養子を重長といふ、寛永十年一萬石加增あり六萬六千石を領し、十六年二月寺社奉行たり、其孫重博明曆三年敍爵して從五位下對馬守と稱す、元祿八年五月備中松山に轉じ、十一年八月卒す、長子重興封を襲ぎ、敍爵して從五位下長門守と稱し、奏者となり、正德元年二月美濃の加納に移り、石川總慶これに代る、重博より此に至る二代十七年とす。

安藤氏略系

藤原家重（太郎左衛門）
- 基能（木工助）
  - 直次（彥四郎彥兵衛從五位下帶刀 屬紀伊家世爲國老）
  - 重信（彥十郎五左衛門 從五位下對馬守）
    - 重長（勝藏式部從五位下伊勢守）
      - 重之（伊勢千代從五位下式部少輔）

重元四郎右衛門從五位下伊賀守
重好內藏助從五位下丹波守
重常勝藏彥九郎從五位下壹岐守
女子三人
重規九郎左衛門
信武九郎左衛門
重博伊勢千代主稅初名重貞從五位下對馬守
信友重興重行信賢從四位下侍從爲老中(以下略之)
女子
女子

(七) 石川氏

正德元年、松山城主安藤重行の美濃の加納城に轉封するに及び、石川總慶、山城淀城より來りて其後を受け六萬石を領す、石川氏は其の先鎭守府將軍源義家に出づ、義家の孫義基、河內國石川郡を食む、因つて氏とす、其の後裔に親康といふものあり、始めて德川氏に仕ふ、親康の孫を淸兼といふ、淸兼の子忠成、家成、忠成の子康通、家成の子數正いづれも、家康に仕へて戰功あり、關原役後、康通美濃大垣に封ぜられ五萬石を食む、慶長十二年康通卒し、外大久保忠隣の子忠總を養つて嗣となす、後事に坐して配せられ、大阪の役功を立て罪を赦され豐後日田に封せられ六萬石を食む、

其の孫を總慶となす、爾後松山城に治すること三十四年、延享元年三月、伊勢の亀山城に轉ず。

石川氏略系

源義時（義家五男 左兵衛尉）─義基（従五位下 下總權守）─親康（源三郎 左兵衛尉）─忠輔（傳太郎 右近太夫）─清兼（八郎 安藝守）

清兼─數正（内記 伯耆守）

清兼─家成（喜五郎従五位 下日向守）

家成─康通（従五位下左衛門太夫 長門守）─某（助十郎 従五位下安藝守）

家成─忠總（大久保忠隣子 千勝宗十郎實）─勝廉（千勝宗十郎従五位下彈正少弼）

忠總─昌勝（忠總之子 宗十郎後憲之 従五位主殿頭）

昌勝─昌能（宗十郎従五位下日向守）─勝之─總慶（石之介 宗十郎 従五位下主殿頭）

昌能─女子

昌勝─義孝（主税初昌信 従五位下越前守）

昌勝─勝明

昌勝─女子二人

（八）板倉氏

石川氏の轉封と同時に、板倉勝澄、伊勢亀山城より來りてこれに代れり。板倉氏は、其先、源義家に出づ、義家五世の孫を足利泰氏といふ、泰氏の第二子を義顯といふ。始めに板倉氏を稱す、其後裔に頼重といふものあり、初めて松平氏に仕ふ、其の孫を勝重といふ、德川家康に仕へて京都の所司代となり令名あり、德川時代に於ける、驛遞法は、實に勝重の創むる所に係る、明治四十三年十一月特旨を以て從三位に敍せらる、勝重子を重宗といふ、父に繼いで京都所司代となり、殊に訟獄の公平なるを以て稱せらる、五萬石を領し、敍爵して從四位左近權少將となり、下總の關宿に治す。重宗の弟を重昌といふ、寛永中島原の逆徒を征して戰死す、重宗より重鄉を經て、重常の時に至り、寛文九年伊勢亀山城に移り、是より重冬重治を經て勝澄に至り、延享元年三月松山城に移り、上房、川上、下道、賀陽、淺口、哲多、阿賀の七郡の內にて五萬石を領す、數世を經て勝靜に至る、勝靜人となり溫良恭儉、力を民政に用ゐ、山田方谷を民間より擧げ、有終舘を起し、川田剛、三島毅、進昌一郎、鎌田宗平等を用ゐて、文武の業を奬勵せしかば、一藩翕然として化に向ふ、嘉永安政以後勤王佐幕の論起り海內騷然たり、勝靜時に幕府の老中たり、一意幕府の刷新を圖り、劃策すること少なからず、時に幕府の有司兵を佛國に假り、凶亂を勘定せんとの議をなすものありしが、勝靜固く執つて聽かず、越前松平春嶽これを聞き、我が國體を辱めざるを得たりしは勝靜の功なりと稱せり、明治元年勝靜、將軍德川慶喜に從つて大阪にあり、既にして會桑二藩の兵官軍と伏見に戰ふ、

兵敗れて慶喜に從つて江戸に走り、退いて下野の日光に赴き、德川氏の宗廟を守る、既にして官軍の來り討ずるに及び、勝靜其の子勝全と共に、東山道の官軍に降る。是に於て宇都宮に幽せらる。會々、大島純彰宇都宮を攻めてこれを陷れ、勝靜父子を擁して日光山に入れ、後、會津に入る、會津陷るに及び、走りて榎本武揚の軍に投じ、函館陷るに及び東京に抵り、戸田忠久に就いて罪を謝す、朝議命じてこれを其の邸に幽し、從弟勝弼をして其後を承けしめ、封三萬石を削る、是より先、勝靜の東走するや、岡山藩兵朝命を受け來りて松山城を攻む、藩士等恭順を主として出で降る、明治二年松山を改めて高梁と稱し、勝弼藩知事に任じ、以て廢藩置縣に至る。

板倉氏略系

源義家（鎮守府將軍 八幡太郎）

義國（帶刀長）― 義康（足利陸奥判官）― 義兼（足利上總介）― 義氏（左馬頭）― 泰氏（右馬頭從五位下）

義顯（澁川次郎始板倉ト云 後澁川ト稱ス 少輔次郎）― 義春（二郎三郎 母北條爲時女）― 眞頼（兵部大輔 彦三郎丹波守 一ニ貞頼）― 義季（又三郎 刑部太輔 從五位下）

中務太郎澁川太郎
引附頭人

直頼
母平時房女

義行
從五位下
武藏守右衛門尉
母高師直女

滿頼
從五位下
左近將監
九州探題

義俊
左近將監
九州探題

次郎
義鏡

義堯
澁川左衛門佐

頼重
板倉八右衛門
法名淸崋
義堯三男也、此時板倉ニ復ス、三河國額田郡小美村ニ住シ松平大炊助忠定ニ屬ス。

好重
板倉八右衛門
松平大炊介好景ニ屬シ、永祿四年四月十四日三河國深溝ニ於テ吉良義昭ト戰ヒ好景ト共ニ戰死ス。四十四歳、

忠政
彌兵衛
板倉彌作勝尹祖

女子
井伊兵部少輔家臣
新美作右衛門妻

忠重
弖右衛門
松平大炊助好景ノ男主殿助伊忠ニ仕フ。天正十二年ニ卒ス、

勝重
甚平、四郎左衛門、伊賀守
從四位下侍從、剃髮して香舉宗哲と號す。

幼より僧となり、香舉宗哲と號す、玉庵和尚の弟子と成て中島村永安寺に住す。父好重討死し、

兄忠重は既に松平義景に屬し、弟定重遺領を繼て又高天神にて戰死せしかば、德川殿永井善右衛門某して仰事あり、還俗し初て澁川と名乘り、また板倉と改め、四郎右衛門尉と申ける。天正十四年德川殿駿河の國府に移り給ふに至て多くの御家人の中を撰て、勝重をして此所の奉行職に仰下されしに其任に堪へさる由を固く辭し申けれども更に御免なく、勝重さらは宿所に歸り、妻にて候者に計りてこそ御返事をば申上べけれと申す。德川殿笑はせ給ひ、左もありなん、急ぎ歸りて妻と相計れと仰下さる。妻は勝重が歸るを迎へて悦ぶべき事有と告知らする人あり、いかなる幸哉候といひけるに勝重ものをもいはず、ホヽ笑て衣裳を脱捨て座に直り妻に打向ひ、されば今日召されし事余の義に非ず、此度御座所を移されけるに依て彼所の奉行たるべき事を仰下さる、いかにも叶ふべからずと申せども御ゆるしなく、さらば宿所に歸り妻に計りて候はんと申て罷り歸りぬ。扨おことはいかにおもふぞやといふ、妻は大に驚きてあな淺間し、私の事などならば夫婦計るといふ事もあるべけれ、是は公よりして仰下さる處也、殊に其職に堪へず堪しは御心にこそ有べければ自がいかで知るべきといへば、勝重我此職に堪ず堪しは我が心一つにのみにあらず、御身が心に寄事にて侍るぞ、先其心を靜めて能聞給へ、古へより今に至り異國にも本朝にも奉行頭人などいはるゝ者の其身を失ひ家を亡ぼさぬは希なり。或は內緣につきて訴へをことわる事おほやけならず、或は賄賂に寄て理を分つ事私多し、是等の災ひ

多く婦人よりおこる處なり。我もし此職奉らん後は、した敷人のいひよらん事也とも訴訟の事執給ふまじきか、わつかの贈り物參らせ申共苞苴の物受給ふまじきか、是等の事を始としておことは勝重か身の上いか成ふしぎの事有とも差出て物見給ふまじきよし、かたく誓請ざらんには勝重此職に任する事はいかにも叶ふべからず、されば御身と計ふべしと申つれといふ。妻つく／＼打聞て、實に宜ふ所理りにこそ侍べれ、自分はいか成誓をも立なんといふ。勝重大に悦ひて此上は思ひ置事なし、さらば參らんとて、衣裳引つくろひて出る、袴のうしろ腰を抑もじり着たり、妻うしろより見て、袴のうしろ惡しう候といふて立寄て直さんとす、勝重聞もあへず、さればこそ我妻に計らんと申せしは誤たざりけり、勝重が身のうへいかなる不思議有ともさし出て物いはじと誓ひしは今の程ぞかし、早くも忘れ給へりな、此定ならんには、勝重職奉る事叶ふべからずとて又衣裳を脱捨んとす。妻大に驚き悔てさま／＼怠狀を參らす、さらば其事はいつ迄も忘れ給ふなといひて御前に參る、德川殿、いかに、汝が妻は、なごいひしと仰ければ、妻にて候者謹て承はれと申侍ると申す、左こそあらめとて大に笑わせ給ひしとなり。天正十八年關東に移り給ひても職もとのごとく、同八月武藏國新座、豐島二郡の内にて釆地千石を賜ふ。慶長六年京都所司代を置給ふべきとて勝重幷に加藤喜左衛門を撰んて上せらる。加藤は本願寺の事にて罪蒙りしかば、其後は勝重一人職に有、ことし三河國碧海、幡豆、額田三郡

の内にて六千六百石余を加へ給ふ。同き八年二月大御所將軍宣旨御拜賀の時從五位下に敍し、伊賀守に任ず、此頃は關が原戰ひの後天下草創の初にて士民ともに威にのみ服しいまだ直になつかず、まし〳〵て都鄙の內さすがに昔しを忍ぶ者猶少からず、人の心も定まらず、上は一人より三公九卿諸衛百司の事を執し、下は神職事務、農工商買の事に至る迄悉く皆此職に都て掌る事、いふ計りなる要訓の職なれば、事一つとして淹滯なく物一ッとして廢闕なく天下皆賢能を賞せずといふ事なく十四年九月山城國相樂、都築、久世、近江國伊香四郡の內にて九千八百六十石余を加へ給へり。都て一萬六千六百石余を領しぬ。大阪の兵再ひ迄起りしにも勝重かくて有ければ、王城の內動きなく叡慮も殊に安かりけり。元和五年從四位下侍從になさる。齡ひも既に傾きしかば、職頻りに辭し申けれ共、將軍家今暫く斯て候へ未だ汝に代り治むべき人なしと仰せられて御ゆるしあらず、猶請事止されば汝に代るべき人を撰みてすゝめよ、いまだ壹人を得ずと仰下さる、勝重都に侍りて多く御家人の中いかで知候べき、是程の人の中になどか其人なかるべき能人々に御尋有べきにて候、去ながら猶も勝重すゝめ申せとも侍らんには子にて候周防守重宗は密夫の頸切るべき者には候はず、もし彼を以て父か闕に補せらるべきにやと申ければ、將軍家大に悅ばせ給ひ、周防守重宗を召して京職に補せられ、勝重は御ゆるしを蒙り、重宗辭し申けれども子を知るは父にしかずといふ事あり、汝父かすゝ

めにてあれば辭する事なかれと仰せられしかば、力なく重宗なく〳〵父に向ひ、重宗いかで此職に堪へ候べき、なさけなふも御推擧に預り候者哉と恨みかこち勝重打笑ひて、おことは世話を知り給はぬか爆火を子にはらふといふ事は此父が事にて候と答しといふ。勝重に養老の料とて是迄領せし地を悉く賜はりぬ。寛永元年四月二十九日八十歲にて卒しぬ。此侯の事世に傳ふる事極めて多し、悉く擧るに暇あらず、當時の智ある人に勝重の事尋ねしに此侯の訴へをことわるに、訴へにまけし者おのが罪なるを悔て職を恨みずと答へし此一言にて才と德とを知るべしと、新井白石先生が稱嘆して記されたり。

―定重 喜藏 法名知伯
松平主殿助伊忠に仕へ天正九年三月高天神の城にて戰死す、年廿八歲。

―女子 伊藤若狹守長昌室
實は中島與五郎重次が女母は栗生筑前守永勝女

―女子 槇小太夫某室
實は中島重次女母も同じ

―重好 與五郎 初重光
實は中島與五郎重次男母は上に同じ栗生筑前守永勝が女はしめ中島與五郎重次に嫁し一男二女を產み重次討死せしかば勝重娶りて妻とし其子も養ふて子とす、天正十八年大御所の仰有て中島の家を繼ぐ。

重宗　十三郞、又右衞門、五郎八、周防守、始重統、從四位上右近衞權少將、後水尾帝の菊の紋を勅許し給はる、

母は栗生永勝が女重好異父同母の弟也、天正十四年駿府に生れ人と成て永井傳八郎尙政、井上半九郞、政就と同敷、台德院殿に奉仕し、是を近侍の三臣と稱しぬ。慶長十四年四月從五位下に敍し、周防守に任し、大阪の軍起りし時、御扈從組番小十人步行衆等の頭を兼一人して三つの職を掌れり、此年六千石を賜ふ。元和六年父がすゝめに依て京職に補せられんとす、重宗固へ辭したとへ父がすゝめなりとも不才にては中々勤め得候はず、さしも大切の義を其心得もなくては仕損し申さんには却て御爲宜しからず、此義はたつて御ゆるしを蒙り奉りなんと承引せず、其頃安藤帶刀江戶に在て周防守とむつましければ老職の人々帶刀を招きて御自らは周防守と相口なれば、御請致候樣進められ然るべきよし仰せられければ、頓て帶刀周防守へ參られ暫く物語有けるに、周防守も定て此間の事帶刀申されなんと思ひ、又帶刀も周防守いひ出さるゝやと互に其事も咄されずして帶刀暇乞して座を立ちければ、周防守こらへ兼、扨この間某が事聞給ひしや、帶刀成程聞申候いかにも其方は京の所司代成間敷覺へ候か、周防守扨は其方も左樣に候て珍重に候、帶刀いやとよ手前の才にて勤め得すと申ことにては無之腰か拔候ては勤め得まじといふ事に侍ると申され候へば、周防守驚き申され手前腰が拔るとはいか成儀にて候ぞ、

帶刀其時能合点して見給へ、親が見立て上にも仰られ候君父の御意といふ物にて、外に其人無之故に仰付られ候此上は辭退に及ざる事是非に及ばずと申物にて勤の中に若仕損じ候はば腹を切てのく計りに候夫に跡先を考へ候はでは腰拔と申者にて候、是程其方腰が拔候はんとは存せず候と申す、周防守是を聞て御請申上られ、頓て上京して所司代に補せられぬ。職に在事凡三十余年人敬ふ事神明のごとく、愛する事又父母のごとくに似たり、父も子も同し名臣にて君の寵恩尤厚く、同九年十一月從四位下に敍し侍從となる。寛永元年遺領を繼、一萬八百六十石余を賜ひ、六千七百石を舍弟重昌に分ち與へ、先の領地を合せ、三萬八千石を領す。同十年四月一萬二千石を加へ給ひ、攝津國嶋上、嶋下、山城國綴喜、久世、相良、近江國伊香、淺井、常陸國新治、筑波、武藏國新座、豐島十一郡の內にて都合五万石を領す。正保二年五月從四位上左近衛權少將にすゝむ。承應三年七月廿九日職御ゆるしを蒙り、牧野佐渡守親成に代る、明暦二年八月四日下總國葛餝猿島、相馬、豐田四郡の內に移され、關宿の城を給ふ。同年十二月朔日七十一歲にて卒しぬ。此人の職に有し時の名譽天下の稱する所の文擧て計ふべからず、重宗職に任して後毎日決斷所に至る所西向の廊下にして遙かに拜する事有て決斷に至る、此所には茶磨一ッをすへ置明り障子を引たてゝ其內に座し、手づから茶を挽きながら訴へを聞分つ、人皆其事どもを不審しあへり、されども問事も得ならず、はるかに年經て後に問人有しに答へて

いはく先決斷所に出る時に西向の廊下にて遥に拜する事は愛宕の神を拜する也、多くの神の中に愛宕は靈驗あらた成と聞し程に所存有てかくは拜しぬ。其所存と云は、今日重宗が訴へをことわらんに心に及ん程は私の事あらじ、若過ちて私の事あらんにはたち所に我命を召され候へと年頃深く願ひ參らするうへはもしも私心あらんには世に長らへさせ給ふなと日毎に祈誓するにて候、又訴へをわかつ事の明かならぬは我心の事にふれて動くが故也と思ひなしぬよき人は自ら動かざらんやうこそあらねと重宗それ迄の事はかりがたく唯我心の動くと靜かなるを試るには茶を挽て知る、心定りて靜なる時は手も夫に應じて臼のめくる事平かにして、きしられて落る處の挽茶きわめて細かに成て茶の細かに落る所に至りて我か心も動かぬと知り、其後やうやくに訴へを分つに明り障子を隔て訴へを聞事は凡人の顏を打見より、にくさげなる、あわれましきと有、誠しき有、かたましきあり、其品多くしていくらといふ數を知らず、見る人の實としきと思ふ人のいふ事は實と聞かれ、かたま敷と見る人のなす事は何事も皆僞と見ゆ、あわれましき人の訴へは曲れたる事有よと思はれ、憎げなる人のあらそひはひか事ならんと覺ゆ、是等の類は我目の見る通りに心の移されて夫と詞を出さぬ內に、はや我か心の內に邪まならん、しからん、よからん、直くならんとおもひきわむ、日毎に訴への詞を聞にいたりては我おもふ方に其事聞なす事多く、訴へのなるに及んでは憐ましきと、惡むへきあり、惡さけなるに

哀なる有、實躰に僞り有、かたましきに素直なる有、此類殊に多し、人の心の知かたき貌を以て定めん事叶ふべからず、古しへの訴へを聞には色を以て聞事有、それは掩はるゝ所なき人のことなるべし、重宗がごときは、見る處に付て掩はるゝ事多し。又左なきだに訴への庭に出んには恐ろしかるべき、殊に生殺掌る人を見てはいぶせくて自らいふべき事を得いはず、罪にも科にも逢ふ人あらんと思へば、所詮互に面を見も見られもせぬにはしかじと思ひて、斯くは座を隔つるにて候と答へしと也。抑日々に神明に祈りて私なからん事を誓ひ、先我か心の内外より養ふて正敷なりて其後訴へを聞、政をなす、是併ながら君に仕ふるに忠を盡せしか致す處なれば、古しへの良吏と云ともいかでか此人に過べき。

―重昌　内膳正

―女子　戸田半平光正室

―女子　河村善次郎重久室

―女子　安藤彦四郎重能室
重能死して後徳山五兵衛直政に嫁す。

―重太　權之介、十三郎、市正、
從五位下、

寛永十二年十二月大猷院殿御扈從と成、御膳番を務、同十三年廩米五百俵、同十五年十二月從五位下に敍し、市正と稱す、同十九年三月御徒頭に移り五百石を加賜ふ、更に攝津國河邊郡の內に於て千石を領す、万治元年正月御小姓組番頭と成、閏十月廩米千石を加賜ふ、寛文二年四月御書院番頭に轉じ、同六年二月大番頭に進み、同八年十二月廩米二千俵を加賜ひ、同九年二月御留守居に移り、延寶八年御側衆と成、天和元年七月下野國芳賀郡にて二千石を加賜ひ、同八年廩米三千俵を改て同郡之內にて采地を賜ひ、都て六千石を領す、元祿十三年七月致任、菊之間廣椽に候す。

―女子 池田豊前守政周室

―重冬 宗家重常爲子

―重浮 母ハ板倉阿波守重卿女 始重武、數馬、式部、下野守、從五位下、堀田豊前守正休二男

―勝丘 始重隆、安之助、內匠、修理

勝該 別勝正嗣とす

勝該 安之助、修理、實は重浮二男、延寶四年八月狂氣し、大廣間北の椽にて細川越中守宗孝を傷つけしかば依之所領の地沒收せられ家絶ぬ。

女子 本多因幡守利長室

女子 太田備中守資家室

女子 遠藤但馬守慶利室

女子 内藤百介正勝室

重卿 新十郎、長門守、阿波守 從五位下

寛永十三年十二月從五位下長門守に敍任し、同十四年七月阿波守と成、明曆三年三月遺領を繼、雁ノ間に候す。後代々側と成、万

女子 太田攝津守資直室 實は内藤志摩守忠次女也

女子 松平伊豫守綱政に婚を約し嫁せずして卒す、

重常 新十郎、隱岐守 從五位下

承應二年閏六月六日始て將軍家に謁し奉り万治元年十二月六日從五位下隱岐守に敘し、寛文二年二月十八日父に繼、同九年二月廿五日封地を轉し伊

治元年七月奏者番と成、寺社奉行を兼、寛文元年十一月職を辭し、同年十二月所領之內五千石及ひ新田四千石を舍弟重形に分つ、寛文元年十二月十八日四十三歲にて卒す。

—女子　森川伊賀守重政に嫁す、

—重形　主馬介、次郎右衛門伊豫守　從五位下、

正保元年六月台德院殿に奉仕して同廿三日下野國都賀郡にて采地千石を賜ふ、寛文元年十二月十三日兄重鄕封地攝津國島下郡にて五千石幷新田四千石を分給ひ都合一万石を領す、同二年三月山吹の間にて拜謁すべき由仰を蒙り、同三年十二月廿八日從五位下伊豫守に敍任し、延寶元年三月廿九日大番頭と成、天和元年五月廿一日五千石を加

勢國鈴鹿、河曲、三重、三郡之內にて五千石を賜ひ、都て五万石を領し、龜山の城に住し、石川主殿頭昌勝に代る、元祿元年二月十六日致仕し、剃髮して悠山と號し、同八月四日卒す、年四十三歲法名天悠院南寶悠山大居士と號す。

—女子　堀田豐前守正休室

—某　三十郎　早世

—女子　內藤志摩守忠次室　離別して後中山東市正信行に嫁す、實は松平駿河守典信女也、

—女子　酒井帶刀　忠親室

—重冬　岩之介、新十郎周防守　從五位下　實は板倉市正重太嫡男

延寶八年十月嗣とし、十二月十一日初て將軍に謁

紀て上野國碓氷郡の内に移され安中に

住す、此時職を免され詰衆に列す、同三年
二月二日寺社奉行と成、貞享元年七月病に
依て職を辭し、同三年七月廿六日六十四歳
にて卒す、法名大圓院機外源用と號す。

女子　戸田左衛門氏鉄養女

女子　內藤飛彈守忠政室

女子　松平甲斐守忠輝室

女子　市橋下總守政信室

女子　松平駿河守典信室

女子　姉卒して後松平忠輝が室と成

し、貞享三年十二月廿六日從五位下周防守に任し、

元祿元年二月父致仕の日讓りを受、同三年八月廿
三日奥詰と成、同四年七月廿六日奥詰免され、同
十一年三月武藏國豐島、新座二郡の地千石を伊勢
三重郡に移さる寶永五年閏正月十五日奏者番と
成、同六年三月廿一日卒す、法名德雲院則山源貞
と號す。

女子　松平越中守信通に嫁し離婚して堀田駿河守正朝室と成

女子 戸田越中守忠余に婚を約し嫁せずして卒す、

女子 板倉筑前守勝音室

重治 新十郎、近江守 從五位下

寶永六年五月遺領を繼、同廿八日初て將軍家に謁し、同七年正月二十六日志摩國一圓、及伊勢國度會、多喜、飯野、三河國渥美、寶飯、設樂、額田七郡の內に移され、松平和泉守乘益に代りて鳥羽城に住す。正德元年六月四日敍任して從五位下に成、享保二年十一月松平和泉守乘益に代りて又舊地に復され、龜山城に住す、同九年三月二十五日卒す、廿八歳。法名鐵心院悟雲源旨と號す。

女子

勝澄 新平、新十郎、初重規 相模守、周防守、從五位下

享保九年閏四月十八日家を繼、同十七年八月廿六日初て將軍家に謁し、同十二月十六日從五位下相模守に敍し、元文三年三月廿一日周防守に改、延享元年三月龜山を轉して、備中國上房、川上、下道、加陽、淺口、哲多、阿賀、七郡に移され、石川主殿頭總慶に代りて松山の城に住す。寶曆元年九月廿三日致仕し同十月十一日剃髮して源承と號す。明和六年五月四日五十四歳にて卒す。法名圓乘院無山源承と號す。

女子 太田攝津守資俊室實ハ同姓佐渡守勝淸女

勝元 初勝賛、[illegible]次郎 [illegible]三郎 兵部 [illegible]照

女子

女子

某 早世

女子 板倉佐渡守勝清室

女子 早世

勝武 左門、新十郎、初勝久 美濃守、從五位下

寛文二年十二月朔日將軍家に謁し、同十八日從五位下美濃守に叙し、寶暦元年九月封を襲ひ、明和元年二月十五日奏者番の列に入、同五年七月病に依て職を辭し、明年五月晦日三十一歳にて卒す。法名大光院普照

女子 早世

女子 板倉主水正勝志室

某 熊之介 寶暦十二年四月十九日卒す、

女子 山内攝津守豐泰室

源海大居士と號す。

女子

光邦 熊五郎、中務、玄蕃、初勝邦
戸田備中守種辰養子

女子 前田丹後守
利尙室

女子 堀田靱負
直泰室

女子

女子

勝從 兄勝武
嗣とす

女子 早世

勝行 安之丞、藏人、備中守
板倉兵庫頭勝任養子

某 吉之丞
早世

某 早世

勝從 利之丞、隼人、初勝滿
隱岐守、日向守、從五位下
實は勝澄三男、

明和六年七月廿三日家を繼、同廿八日將軍家に拜謁し、十二月廿八日從五位下隱岐守に敍任し、安永六年六月廿八日、日向守に改め、同七年二月十四日、廿九歲にて卒す。法名康長院英山源哲と謚す。

勝政 鐵次郞、左近、左近將監
周防守、從五位下
實は勝澄七男 武鑑大炊頭

安永七年二月廿七日遺領を繼、四月廿八日將軍家に謁し、同八年十二月廿八日左近將監從五位下に敍任し、後周防守と成、天明四年五月奏者番と成、同八年六月寺社奉行兼、寬永十年五月職を辭す。

某 粂之介 早世

勝政 鐵次郎 兄勝從嗣とす、

某 粂太郎 早世

勝峯 万三郎、兵部、監物

某 松之丞 早世

忠尊 初勝壽、忠郁、岩之丞、半十郎、半左衛門、伊奈半左衛門忠敬養子

勝房 織之丞 澁川左京

女子 巨勢求馬助利喬室

女子 菅沼新八郎定前室

女子 本多修理忠盈室

勝晙 新十郎、周防守、初勝慶 從五位下 實は勝從次男寛政

女子

勝晙 兄勝政嗣とす、初勝慶

勝尙 甚八郎、伊豫守 板倉伊豫守勝道養子

女子 岩越伊豫守隆喜室

某 五郎三郎

女子 柳澤信濃守里正室

勝昇 驥一郎、左近 板倉主稅助勝友養子

勝喬 勇之丞 右京

勝潔 與五郎 中島與五郎勝國養子

正寛 將監 芝山小兵衛正鑑養子

勝職 充之進、周防守、主膳 從五位下 文政元年二月從五位下周防守に叙任す

―女子

―某

―某

―某

―勝静 従四位、伊賀守
號松叟
實は奥洲白川の城主松平越中守樂翁公の嗣子越中守定永八男にして幼名を寧八郎又萬之進と云ふ

文政六年正月四日白川城に誕生天保十三年六月十日板倉周防守勝職の養嗣子と成、新十郎と改名、同十五年將軍家慶公に御目見、弘化二年十二月被任諸大夫左近將監と改名、嘉永二年閏四月勝職致仕御家督相續、周防守と改名、慶應元年五月十一日阿波守と改名、同年十月廿二日伊賀守と改名被仰付奏者番寺社奉行御老中等歷任、幕末迄御勤、號は庫山、御維新後松叟と改めらる。明治二十二年四月六日病で東京下谷七軒坊邸に卒す。

―女子

―女子

―勝弼 實從弟
明治二年藩知事となる

附記

足守藩主木下氏

木下家定は、豊臣太閤北の政所の兄たるを以て弱冠より太閤に仕へ豊臣姓及家號を賜り木下と稱す、播磨國姫路城に住し二万五千石を領す、慶長五年九月關ヶ原接戰の時退て北政所を守護し後に家康に屬し、備中國加陽上房二郡の内にて二万五千石を賜ふ、家定初め孫兵衛といひ肥後守と稱す、後從五位下入道淨英と改め從三位に進む、家康更に進めて二位法印に任す、遺領分與に付公平を失ひしを以て同十四年九月終に領地を沒收せられぬ、後元和元年に至り其子利房再び遺領を賜る、利房初め名を勝良といひ、大閤の時若狹國高濱城主となり、三万石を領す、慶長五年の秋大阪の催促に隨ひて北陸道に發向す、同十九年大阪の役起りし時大御所の御陣に從ふ、從五位下宮內少輔に任せらる、長子利當繼ぐ、幼名熊之助十五歲より關東に候し秀忠公に奉仕し、寬永三年八月從五位下に叙し、淡路守に任し、同十四年九月遺領を繼ぐ、寬文元年十二月二十九日五十九歲にて卒す、天性鎗術を嗜み、其業神に通し古今に絕す、長子利貞繼ぐ、幼名熊之助兵部と稱す、寬永十九年將軍に謁し、寬文二年二月廿四日遺領を繼ぐ、同三年十二月十八日從五位下に叙し、淡路守に任し延寶七年四月十六日卒す、五十三歲、法名慈光院乾德利貞と號す、長子公定繼ぐ、幼名熊之助宮內と

稱す、初め利春義利又は利康長定など云へり、寛文四年四月十一日始て將軍に謁し、延寶七年八月十四日遺領を繼ぐ、同十二月十八日從五位に叙し肥後守に任し、享保十四年五月二日致任、同十五年十一月廿四日七十八歳にて卒す、法名を敬巖院觀翁慧定と號す、一族金森內記藤榮三男利潔繼ぐ幼名文次郎兵部と稱す、初めの名公常又は種泰といふ、享保十二年六月嗣となる、同七月十八日將軍に謁し、同十四年五月封を襲ひ、九月十一日從五位下に叙し、兵部少輔に任し後美濃守に改む、元文五年閏七月二十二日三十歳にて卒す、法名を觀光院雅峯高潔と號す、長男利忠繼ぐ、幼名定太郎といひ、元文五年九月二十二日遺領を繼ぎ、寶曆四年十一月十八日從五位下に敍し宮內少輔に任し、九月肥後守に改む天明四年七月二十七日致仕す、年四十七、利彪繼ぐ幼名富五郎安永八年五月嗣となり、天明二年十二月朔日始めて將軍に謁し、同四年七月二十歳にて封を襲ひ、五年十二月十八日從五位下に叙し、淡路守に任す、一族藤堂和泉守高嶷五男利德文化二年九月入りて遺領を繼ぎ同十二月從五位下肥後守に叙任す、利彪の孫利愛文政四年十一月遺領を繼ぐ、幼名三之丞宮內少輔となり、從五位下備中守に叙任せられ、後肥後守に改む。

關長治は、森内記長次六男にて、初の名千菊、又、大藏と稱す、寛文九年五月嗣となる、同六月朔日將軍に謁し、元祿六年遺領を繼、同十年森家の所領除かれし時、同年八月領地を備中國阿賀、哲多、小田、淺口、後月五郡の内に移され、一万八千石を賜ひ、十一年二月阿賀郡新見に住す、寛永六年四月從五位下備前守となる、享保十年三月致仕し、元文三年八月卒す、年八十二歳、長廣繼ぐ、長廣は對馬守長俊の次男にて初、熊次郎といひ民部と稱す、寶永三年四月嗣と成る、同六月十三日將軍に謁し、享保十年三月五日封を襲ひ、從五位下但馬守に敍任し、同十七年五月五日四十二歳にて卒す、同月二十五日其弟政富遺領を繼ぐ、幼名を三次郎といひ、同十九年十一月始めて將軍に謁し、同十二月從五位下播磨守に任し、寶曆十年六月四日卒す、年四十三歳、同年七月二十七日子政辰繼ぐ、幼名小十郎安永元年將軍に謁し、同三年八月二十三日卒す、十八歳子なくして弟長誠嗣となり、同十一月廿六日遺領を繼ぐ幼名陽之助同十二月將軍に謁し、從五位下備前守に任せらる、寛政七年十一月致仕し、東鶴と號す、子長輝襲ぐ、幼名陽之助、同十二月從五位下備前守となる享和元年八月但馬守に改め、文化十四年又備前守に復し、文政二年十二月致仕し、右京亮と稱す、長子長基を襲ひ、從四位備中守となる、幼名陽之助と稱せり。

第十一章　舊蹟

其一、古蹟

一、ががら橋

松山村字段にあり。松山城主水谷氏の時、現今の如く、高梁川の附替あるまでは、四十八橋を架せしと云ふ。今は僅に、長さ數間の石橋となれり。

備中誌所載、

松山の城南高倉山(今下山)の麓に有、昔高橋川東の山根を通りたる時は長橋にて有しか、いつれの時にか此川、西手近似村の方へ流れかはりて、今は岸の上下谷より落る小谷に架したれば小橋となれとも昔の名を存して人皆知る處なり。

備中話に云、　川かへの事は古の事にて、秋庭三郎始めて、松山の城を築きたる時分の事なるや、松原山の伏見院の御製に、「軒近き松はら山の秋かせに夕暮淸み月出にけり、」とあれは松原山の西に山に近き家有てそこより月の出るを見たる處を御詠し被成たりと思はる、是を以てみれば伏見院の御時には、はや川替は有たる後の事とおもはるゝ也。伏見院御即位は正應元

には、秋庭三郎松山城を開基せし延應二年より四十九年後の事也。

二、廣瀨固屋

松山村字廣瀨にあり。天正三年三月、松山勢、廣瀨陣屋へ馳出で藝州安國寺の僧侶模首座、其外數輩打果しければ藝州勢大に驚き、陣屋を打破らんと、同十六日、阿部の川へ打望み、玉の渡り、四條原、梁場の三口へ轡を並べ、一度にさつと打渡り、鷄足山へ上り、所々に火を放ちければ、陣屋の者共、叶はず皆明け退いて、松山へ入りにけり。（兵乱記、陰德記）

三、三村元親の碑

松山村字奥萬田元親池畔にあり、天正三年六月二日、此附近の民家に潜伏せるを認められ、松連寺に引かれたり。傍に元親神社あり、碑文に曰く

元親公辭世

鑊湯爐炭清涼殿劍樹刀山遊戯城。

人といふ名をかるほどや末の露

消えてぞかへる元の雫に。

とあり。元親此池に溺れたりと云ふは、俗說なり。

四、埋人

津川村大字今津字幡見にあり。松山藩の處刑場にして、高梁町、頼久寺の僧某、一字一石の經文を埋めて堂宇を建て、其冥福を祈りしことあり、明治二十八年道路改修に際し他に移轉せしとき、經文石四斗入俵四十俵ありたりと云ふ。

五、番　所

津川村大字今津字辻巻にあり。松山藩番所を置きて行人を點檢せし所とす。

六、勝負谷

津川村大字八川字相瀬あり。地利より考ふるに、天正三年四月隆景川面より巨瀬に出で麥を刈取る處に、松山勢打出で、此處に激戰し、士卒七人の首を取る、隆景遂に福地に退きたるが如し。

七、しやうじやく屋敷

有漢村字士井にあり。現時畑地となれるも、一大邸宅の跡たるを知るべし。石垣の宏大なるも、余り舊きものとも認め難し。傳へ云ふ、秋庭元重子孫の邸宅たりと。近く一町余の地に供養碑あり。表に奉自讀法華妙典一千部子枝孫葉二世安樂元祿十六年癸未歲二月吉辰日順菴成如居士敬白とあり。裏には備之中州有漢住人俗名平姓秋庭入道重政と記せり。

八、飯　山

有漢村寶珍寺西北に當り、舊中津井街道の傍にある突兀たる峻山なり。中津井口の咽喉たり、天正

……阿彌陀堂の小壁に草書して其氏名を記せり。近時堂守倒れて、耕地となれり。同地の舊家戸田只一氏は其寫を保存せり。其記に云ふ。

備中國上房郡有漢保飯山在番藝州住人毛利輝元内次第不同。

桂　左工門太夫
粟屋備前守
坂　兵部丞　中村内藏介　藏田東市介　飯田與一右工門
羽二勝三郎　粟屋彌三郎　井上源左衛門　小川善兵衛
布施又右工門　鷲頭因幡守　田中與三兵衛　熊野平右衛門
伊藤又左衛門　小川與五郎　宮原杢之介　藤田杢介
古田左馬介　林　又四郎　兒玉彌五郎　神保雅樂頭
飯田左馬介　杉原次郎右工門　杉原彌六　宇多田新三郎
勝屋彦三郎　金子六郎　瀬戸兵庫頭　梶原藏之介
東内藏人　財滿内藏介　神保右京　天野右衛門
財滿平右衛門　宮原平之進　財滿四郎右衛門　石井内藏介
木村織部　池部雅樂頭　杉原民部　三戸玄蕃

河本與兵衛
白木五三郎
宮原彌四郎
嘉屋惣一郎
野村源左衛門
野村右門太夫
長谷川右京進
山縣三太夫
天野孫右衛門
内飛又左工門
長谷川右工門佐
井上與一左工門
武行和泉守
財滿與左衛門
林　傳兵衛

飯田與五郎
在馬彌五郎
嘉屋久兵衛
三宅又右工門
寺内八郎五郎
伊藤杢之介
作内源十郎
三戸又五郎
財滿又三郎
藤田源二郎
小川原縫殿介
内藤右衛門佐
天野惣右衛門
井尻左京進
三戸仁兵衛

光信源十郎
錦見右衛門
嘉屋内藏人
作文源右工門
寺内七郎兵衛
長　杢之助
寺内新五左衛門
野村彥三郎
天野次郎右工門
名井助右衛門
伊藤出雲介
宗傳新右工門
白谷又一郎
作間源兵衛
村瀨兵庫頭

山東源七郎
栗栖與三右衛門
嘉屋市之祐
林　掃部頭
熊野彌九郎
長　助左衛門
庄原嘉右工門
天野與二郎
寺内二郎右衛門
天野加賀守
林　石見守
寺澤淡路守
内藤伊賀守
庄原藤右衛門
林　兵部太輔

以上百四人

次に被官衆

入山隠岐守　三上太郎左ヱ門　寺内和泉守　長井次郎右ヱ門
長嶋内藏介　後藤但馬守　片山傳兵衛一作之丞　柏村與一右衛門
米原兵庫頭　栗原右衛門　柏村惣左衛門　嘉屋内藏人
入山杢之介　佐久間鹿之介　御手洗新介　三原新右衛門
潟田左馬佐　鹿原彌太郎　新井與三左衛門　荒木六兵衛
伊藤市藏　伊藤伊賀守　安元新三郎　松山彦九郎
山瀬新五右衛門　吉野又左衛門　荒木美濃守　馬場與一右衛門
世良左馬佐　入山四郎左衛門　柏村淡路守　片山伊賀守
井上三郎右衛門　立野助三郎　井尻與五郎　片山雅樂頭
成野源三郎　遠藤又左衛門　勝谷與介　五島美濃守
寺内小三郎　山瀬雅樂頭　世良與市　西村雅樂頭
山縣縫殿介　平野左馬佐　伊藤又左衛門

以上人數四十七人

右者藝州之住人徒然之餘り如是御坐候以上

天正九年巳五月吉日

とあり。上有漢村上水田村に、各同名の地あれども、時代及地理に依りて、此處を信とすべし。

九、茶煎ヶ市

上竹莊村大字有津井にあり。邸第茶園の遺跡あり、僧榮西の出生地と云ふは、虚ならん。雖知苦齋道三なるもの、多喜莊の人とあり、或は是ならんか、事歷詳ならす。(口碑、畧史)

一〇、かつね坂

上竹莊村大字有津井より、津川村大字八川に通する道に當る小坂なり。永祿十年八月、宇喜多直家九千騎を率ゐ、多喜莊より、松山に打入らんとす、松山勢爰に迎へ、奮闘激戰三晝夜にわたる、宇喜多勢遂に敗走す、殺傷相當る。是より西方、陣山あり、首塚(津川村)の跡あり、或は云ふ、永祿三年庄勝資、多喜莊に討出でたる時、陣山に陣し戰ひたりと云ふも、鴨方よりの歸りなりし故、地勢上より見るも、前說信に近し。

一一、地藏ヶ鼻

上竹莊村大字有津井の田圃の間にあり。永祿十年八月宇喜多と三村と戰ひたる處にて、(三村まさこ

陣山の方へ退きたるなるべし、近年開墾せるとき、刀劍、金鍛の類を發掘せしと云ふ、其塔石に梵形を仰き、左は大村寺小屋城に對し、小丘段々に下りて鼻をなし、有津井全般を望見すべければ、此一鼻を取得すると否とは、兩軍の決勝に、大關係ありしなるべし。三個の糖狀石灰石と、二臺の花崗石との塔の地藏尊を刻せるもの、畦の叢中に埋沒遺棄せらる、即ち地名の起る所以と、一は後世戰沒者の冥福を祈りしものなるかを知るべし。

一二、鍛冶屋邸（ヤシキ）

下竹莊村字土生（ハブ）大原城の麓にあり。刀鍛冶のありし所と云ふ。近年まで、金くら出でたり、城附の刀工居たりしものか。

一三、安藤屋敷

下竹莊村字神原にあり。小谷城の北麓神原を一望す、石垣宏壯なる邸宅なり、大原城主神原隆好の末孫安藤治左ヱ門是に居住せりと云ふ。

一四、唐人山

吉川村字藤田にあり。文祿年中、豐臣秀吉征韓の役、韓人を俘にし、足守の木下に附す、慶長元年代官難波某吉川に來る時、伴ひて更に之を御林山の番人となせしが、終に地人、唐人山と呼ぶに至れり。後木下の家臣、石原小左ヱ門なるもの來りて、之れが碑を建つ、碑は礎石を疊み、六角形の

臺石二個を重ね、上に方柱塔を置く、四方に記して云ふ、唐人宗吉墓(表)實高麗人(左)(右不明)弘化四年丁未三記(裏)と、尙傍らに豐島石及糖狀石灰石にて造れる高二尺余の龕塔七個あり、地は山間僻陬なれども、子孫繁榮して今に及べり。

一五、長　瀬　塾

中井村字長瀨にあり、山田方谷致仕の後、世塵を避けて寓居せしに、諸國の學徒來りて學塾を開くに至れり。後方谷は小坂部に移る。塾は現今取り毀たれて田圃となり、只一部殘存して、昔日の俤を見るべきのみ。

一六、建　旗　山（高旗又高機）

中津井村大字上中津井にあり。永祿十二年毛利元淸、才田城を遠巻するや、此山に陣したりと云ふ。其麓なる數(作四)万松は、當時激戰ありし地なりと、嘗て鎧及鏃等を掘り出せしことあり、陣畝山も亦同じきか。

一七、勝　陣　山

中津井村大字上中津井横山にあり、元亀元年毛利輝元才田城を攻め、大勝利を得て凱旋したる所と云ふ。山頂僅に平坦にして、有漢巨瀨の郷を眺望し得べし。

一八、丸　山（或者云）

て、西海に赴く時、假泊せし所と云ふ。

一九、陣　屋

中津井村字町の中央部にあり。現今は松の大木と、門前の石橋とを存せり、延享元年三月、石川宗十郎總慶、備中松山より、伊勢國亀山城に移りてより、陣屋を此所に置き、舊上中津井下中津井、上平田、下平田、上中下垣、長代、川關、黒土、岩、竹井、の十三ヶ村、高一万石を領有せり。宗十郎元和元年六月朔日六十一歳にて卒す。法名總慶院厚仁日有嫡子宗十郎総英、寶暦九年十二月十八日従五位下下野守に叙せられ、同九年閏七月五日二十歳にて早世しければ、次男吉六総堯寶暦九年十一月嗣となる。同十年三月將軍家に謁し、同七月従五位下左近將監となる。明和元年八月廿三日主殿頭に改め、遺領を繼ぎしが、幾程もなく十一月十四日廿一歳にて卒しければ、法名泰敬院大禮日定兄下野守総英が子、宗十郎総純を嗣として家を繼がせけり。是は祖父総慶が乞申せしによりてなり。総純明和元年六月嗣となり、同十二月遺領を襲ひ、安永二年十二月十六日従五位下に叙し、日向守に任せらる。同五年十月三日卒す。歳十九法名総純院圓月日櫂未だ子なかりしかば、一族阿波守総恒が二男内記総博を養ふて子とし、此年七月九日遺領を繼ぐ、同月廿八日始めて將軍に謁し、翌年十二月十八日従五位下日向守となる。寛政八年五月致仕す、嫡子宗十郎総師是より先、天明八年八月嗣と爲り、寛政

四年十二月叙爵し、從五位下主殿頭と爲り同八年五月遺領を繼ぐ、其子総佐文化六年四月嗣と爲り、同十二月從五位下主殿頭に叙し、文政三年三月致仕し、同年六月卒す。年廿六、子なかりしかば、舎弟宗十郎総章を養ふ。文政元年十六歳にて卒す。総章の弟総安繼ぐ、天保四年正月卒し、総和繼ぐ。

右日向守所領と云へども、何れなるや明かならず。されど陣屋を置きたるは、國替の時よりなるべし。

二〇、古戰場

上水田村字赤茂、中畝、赤田等に大石を累積したる所あり、何れも古戰場にて當時の戰死者を埋葬したる遺跡なりと云ふ。近時瓮、人骨、刀劍等を掘出したることあり、舊史此等の地に戰ありしは、永祿三年尼子勢の攻略と、同十二年毛利の打入り、及び元亀元年宇喜多の侵畧となり。

二一、大原

上水田村字小松荒木の北方平野を云ふ。昔中津井川は、字土居より字高下堂の下出合に流れて、砦部川と相狹めり、當時は人家稠密して小市街をなし、鑄物師、鍛冶等ありて繁華なりしが、松山城主水谷伊勢守勝隆（或曰出羽守勝賢）住民に退去を命じ南北の山麓に移らしめ、其地を耕地となさしむと、

地に任せしは、勿論なり。

二二、今津口、（字宮の馬場）

明治元年松山藩、朝敵の名を取り、岡山の兵封境に莅む、新見藩主關氏亦朝旨を受け、兵を今津口藩城の北一里に出す。丸川義三、隊に長たり。義三は丸川松隱の孫にして、茂亮の長子なり、汪水と號す、嘗て鹽谷世弘に從學す、家を承けて御側用人に至る、藩主關氏、舊と松山藩と盟親あり、今朝命により討伐に向ふ、義三、中心安せず、竊に死を決す、正月十三日、松山藩開城の翌曉遂に今津村字宮の馬場に自殺せり。後山田方谷追懷の國什あり。

斯く早く變り行く世と知らすして厭ひ去りにし君惜しそ思ふ。

二三、水練場

高梁市街の北、數町高梁川の將に高梁町に入らんとする津川村字辻巻にあり。清潭洋々として白砂遠く臥牛の倒影水心に入り、峯頭の月に金龍躍り、西山の夕輝に銀波漂ふ。河底常に壞殘の城址を映藏し、長へに當時を偲ばしむ。これ松山藩水練場なり。今其由來につき記さんに、藩主板倉氏安政年間津山藩士神傳流水泳師範上原六郎左衛門を聘し、藩主卒先して藩士をして水泳の術を稽古せしむ。後幕末世論沸騰の時に當り、雄心勃々他藩に先んじて海事に着目しスクーネルなる當時最新式

の軍艦を購入し、海軍を組織したり、水練の稽古や實に其準備たりき。且つ松山藩は玉島の一小地域を除く外は瀕海の領地を有せざれば水練場の設置は當時極めて必要なりしならん。後維新の政變により廢藩の事ありて神傳流の技はすたれたり。今や僅かに高梁中學校生徒水泳場たるのみ。

其二、古墳

一、首塚

津川村と上竹莊村と巨瀬村との境にあり。昔敗余の將士飢渴にせまりて自殺せし所といふ。方五間人頭大の石の小山を築けり、惟ふに永祿十年八月、宇喜多直家松山の三村氏を攻めんとて、竹の莊に打出で、激戰三晝夜に渡りしことありて、三村氏終に降りたり、此地の東數丁にして、飢坂と云へるあり、或は此の戰の戰死者を葬りし所ならん。

墓碑に戒名を記すことは慶長後に行はる。

寛永十六年頃より必ず戒名を附けしむ。

墓碑材を磨くことは享保、以後より行はる。

墓碑方材は安永以後なり。

二、七人御鋒塚

津川村大字八川字相瀬の巓にあり。方六尺の封土あり、昔七人の武士慘殺されし地なりと云ふ。天正三年四月、小早川隆景松山城の糧道を絕たんため、川面寺山城に陣し、古瀬近郷の麥を刈取る、松山よりは、之を防がんとて、打出で激戰したることあり、山の西谷を勝負谷と名く、思ふに、隆

畏の軍士の殺されしものならんか。

三、火の釜

津川村大字今津字本村にあり。其數三個巨大の石を以て疊めり、入口は南に向ひ、方一間奥行三間廣約十坪あり。

川面村字小松にもあり、四周大石を以て圍めり。

四、三村塚

巨瀬村字六名にあり、三村家親同元親の墳墓なりと云ふも、信ぜられず、糖狀石灰石にて造り高五尺完全せり。尙封土の狀より見るも由緒あるものゝ如し。天正三年松山城兵乱の砌三村一門郎等、悉く戰死或は離散し、元親も終に敵なき最後を遂げたり。當時忠臣彌介なるものあり、或は元親をして中津井口に逃れしめ、自ら代りて死せしものか、然れども、元親の死は確かなるものとすれば、其兄弟逃れ來り、此地に住めりと云ふは、然もあるべし。三村家系譜に依れば、元親弟成家此地に逃匿すとあり。

五、疣の神

有漢村字茶堂にあり。二重臺石の石塔なり、表面に玄心院一峯常歸居士秋庭三河守墓とあり、上部に丸に三つ引の紋あり、土俗疣を治すとて尊敬す。

郷坂に、古墳火の釜あり。

六、火　の　釜

上竹莊村字俵原及、聖防山にあり。俵原古墳よりは、陶棺の破片及び人骨等を掘出せり。

七、竹井次郎左工門墓

上竹莊村字室納にあり、竹井は矢藏畦の城主なり。

八、火　の　釜

豊野村字板屋下市、高下蜂屋にあり。入口南に面し、方三尺高さ四尺巾七尺奥行三間側面石は大ならざれども蓋石は一二個の大石を用ふ。下市二個及び蜂屋一個の分は近年壊ちて道路の改修に用ひたり、凡て花崗石なり。

九、土生の古墳

下竹莊村字土生の丘上にあり。方一間の封土なり、上に高五尺余の糖狀石灰の完全なる塔あり、附近にも數個の五輪石塔あり、大原城主神原六郎左工門尉の墳墓と云ふ。

一〇、森大藏の墓

下竹莊村字神原大藏鼻にあり、糖狀石灰石の五輪塔にして高三尺余四方に佛像を刻せり、小谷城主森大藏の戰死せし地なりと云ふ。小谷城の北麓に方るも、塔の外墳墓と認むべきものなし。

一一、田土の火釜

下竹莊村字下田土の畑中にあり。口は南に向ひ、高四尺巾六七尺奥行三間余全體露出せり。

一二、開　山　塚

吉川村字刈尾の北道路の傍にあり。礎石は花崗石にて三段に疊めり、蓋し近代の造なり、上に糖狀石灰石の五輪塔あり、上方は失ひたれども、全高一丈五尺に近し、昔吉川村を開きし人を祀れりさ云ふも、或は神護寺の開山ならんか、本地垂跡の結果、八幡宮と關係せるものならん。鑿と鎚とを奉りて祈願すと云ふは、或は大工なりしものか。

一三、火　の　釜

吉川村字丸山にあるものは、巾二尺、長一間計二個の大石を覆ふ、埋沒して僅に外形を認め得べし。字西庄田にあるものは、畑中に露出し巾三尺余奥行三間許大石三個を覆ふ。

一四、古　　塚

吉川村八幡宮境内北端にあり。東方にあるを鷹塚と呼ぶ、小丘上にあり、礫石を敷けり。西方路傍にあるを犬塚と云ふ、高さ八尺余の封土あり、由緖詳ならず、されども八幡宮の御愛ありし犬にて厚く葬りしものゝ如し。其宮を遠く距りて、不淨を祓はんとしたるものならん。

一五、五　輪　塔

吉川村字小茂田古城の南にあり。其數四基、礎石方一間を疊み、高さ三尺余の塔を建つ、寛永年間の造と記さる。同村字西庄田引地にあるものは、高さ四尺余にして、下部の方石は、一尺五寸余もある完全なるものなり。同村字布郡にあるものは、上方の棒を缺けり。由緒不詳、何れも考古の資料たり。殊に古城の南なる墳墓は、丸山城主代々のものたること、其規模の壯大なるを見て想察せらる。

一六、火之釜

中井村大字津々追田にあり。

一七、三皇林（みなふはやし）

中津井村字新殿にあり。新殿は二位殿なりと云ひて、由緒あるものゝ如きも明ならず。

一八、古塚

中津井村大字上中津井大谷奥及び下中津井塚が峠にあり。何れも四面大石を以て圍み、巾一間奥行二間余あり、大谷奥のものは、素燒の陶棺を存せり。

一九、御陵林

上水田村字小殿にあり。周圍五十間許の小丘なり、丘上に方二間の封土あり、總て森林を以て覆へり、吉備津彦命或は郡大明神（應神天皇の孫彥太尊）の墳墓なりと云ふも、信せられず按ずるに、吉

[illegible]の弟に稚武彦日子建吉備日子命あり、兄命と共に吉備を治められしとあり、又吉備
曆和銅養老年間、備中の按察使となるとあれば、是等の何れかを誤り傳へしものか、今は稚武彦に
信を置く。
又字立に周圍十間余の封土塚あり、郡大明神の刀劔を埋めし所なりと傳ふ。

二〇、主馬之墓

水田村大字山田大出のロウゲ畑の中にあり、方三間高三尺許砂礫を積み、礎石一尺三寸角高さ四尺、許の五輪塔を置く、大阪落城の時、秀頼の臣大野主馬此の處に逃れ來り、穢多の手にかゝりて殺さる、其遺物甲冑、兵器等彼の家にありたるも、火災の爲めに今は無しと傳ふるも誤ならん。按ずるに、赤松二郎則重なるもの、其叔父赤松滿祐に討れしより、西國に流浪せしが、嘉吉三年七月廿八日備中に蜂起し、舊故の家人を催し、備前に打入らんとし、山名相模守福岡の鴨大和守に下知して討たしむ、則重打負けて、備中の水田にて自害したりとある是ならんか、石塔は現今字湯川の湯神に移したり。

第二編

第一章

上房郡沿革

其一、總論

神代に於て那岐、那美の二神、吉備兒島(又名建日方別)を生むとあり、最も古くより開けしものなるべし。古吉備中縣あり、又吉備中國とも云ふ、國郡制置の時に阿賀、哲多の二郡となるなり、阿賀郡の名は上古備中五郡の時にもあれば、其古きを知るべし。後英加又は英賀(阿加)と書せり、正保中、文字の容易なるにより、阿賀と書し、寬文中英賀に攻め、元祿以後又阿賀に作る、銅を出すにより呼ぶと云ふも、郡中銅の產出なく、又川上郡吹屋村は、元英賀郡なりと云ふも、是亦地理上及古圖を見るも明かならず。「えか」と呼びしことはあり。三代實錄に「あな」と假名附く、穴の意より來れるものなるべし。延喜式神名帳に、水田村井戶鐘乳穴神呰部村比賣坂鐘乳穴神社あり。其他豐永村に牧の穴、草間村に羅生門、呰部村に諏訪穴等あり、是等より名付けしこと信なるべし。和名抄の鄕名に中井「奈加津(都)井」水田「美都多」、呰部「安多」『ワタベ」あり。

上房郡は元賀陽郡の中なり、賀陽郡は上古よりあり、初め香屋又蚊屋に作る、(日本書紀)後賀夜(舊

て上方の名あり、蓋し和名抄（紀元一五八六年作）に見えざれば、其以後分れたるものにて、川島川の上方と云ふより名けたるならん。元祿以後佳字房に作りしものなり、和名抄の鄕名に、多氣、巨勢、大石、有漢あり。

國縣村邑の名は大古よりありしものにて、文書に見えしは、神武帝のときなり。郡の名は成務帝四年の時に始まる、鄕の名は和銅六年の　詔にあり。又靈亀元年（出雲風土記）神亀二年（令義解）何れも里を改めて鄕となすとあり。村を名に呼ぶことは、天正年間、東大寺の古文書にあり、現に平家の末流といへる阿波岨谷にては之を稱せり。續きて保とも云へり。後、莊園の出來しより、莊（庄）の名起る。

莊（庄）、保、鄕、里の稱を廢するも、尙ほ地方にては之を稱へ來れり。其關係、保、村、名は鄕里の下に屬し、鄕里は莊（庄）の下に屬し、莊（庄）は郡縣の下に屬し郡縣は國の下に屬せり。

町村部落の配置及び併合分離の沿革を表記せは左の如し。

原　東＝億万田、岸の上、
大久保、玉坂、
廣瀨。

一、大石郷

- 松山
  - 原西＝辻巻、小高下、奥灘、山の上、檜井、岸の上、青木。
    - 松山村（明治二十三年四月）
      （面積一、四九方里）
  - 松山＝内山下（舊本丁）、川端町、本町（元和二年）、新町（元和二年）、片原町、中ノ町、頼久寺町、御前町、小高下、伊賀町、寺町、向町、間の町、甲賀町、八幡町、荒神町、柿木町、大工町、下町、南町、鍛冶町（元和四年）、
    - 高梁町（明治二年）
      （面積〇、一二方里）

中間町、弓ノ町、
鐵砲町、
紺屋町、

- 川面
  - 川面 ─ 川面村
  - 八石 ─ 川面村（面積〇、八一方里）
  - 今津＝今津、幡見、辻巻、出口。 ─ 津川村

二、巨勢郷

- 八川＝八川、實相寺、花田、木野山、中曾、渡瀬、駿河。 ─ 津川村（面積〇、九九方里）
- 柳＝尾原、柳。 ─ 巨瀬村
- 六名＝六名、國時、鴨木、中畦。 ─ 巨瀬村
- 宮瀬＝茶屋、川原地、 ─ 巨瀬村

（面積一、三八方里）

安元、古屋、横田、宮瀨。

片岡＝畑、袴掛、園尾、友末、片岡、墟坪、隱地、

長代＝神明、鴨谷、大谷、中組、西組、

川關＝飯山、邊り田、乢、井戸、前組、柿ケ迫、平ケ市、下組。

垣＝垣、小宗、鳥居ノ木、石寺、

上有漢村

（面積一、五一方里）

三、有漢保

金倉、加瀬尾、
大石、中尾、
奥谷、大宗、
有山。

上——土井、（舊名矢指）
郷、鈴尾、
茶堂、畦地、
市場、神子ヶ市。

中——貞守、稲ヶ市、
有井、羽場、
大谷。

下——安元、横見、
山縣、信清。

——有漢村（面積一、四九方里）

室納——上組（前、後）
下組（矢倉、原手）——納地

四、多氣莊

- 舞　地‖河東、河西。—（明治九年）
- 有　納
- 上　津
- 竹　井‖岩　村、
  - 有納・上津・竹井 → 有津井（明治九年）
  - 舞地・有津井 → 上竹莊村（明治廿一年）（面積一、四七方里）
- 稔（元、中津村と云ふ、貞治中貞村とす）
  - → 稔（明治九年）
- 岩
- 矢　野
  - 岩・矢野 → 豐野（明治八年十二月）
  - 稔・豐野 → 豐野村（明治三十二年六月）（面積一、一七方里）
- 黒　土‖横部、的場、小山、森屋、二重坂。
- 田　土‖西、中西、湯尻、森安、東組、吉長、池原、宗兼、
  - 黒土・田土 → 下竹莊村

土生、下田土、（面積一、二七方里）
仁熊。

湯山＝神原、大畑、
下ヶ原、大岩、
行盛、清水、
坂本、茶屋、
極樂寺。

吉川＝河内田、千木、
正行、藤田、
布郡、小茂田、
西庄田、宮尾、

東吉川
西吉川
黑山
吉川村（明治廿二年）
（面積一、四八方里）

西方＝左內、庄屋谷、
西本西組、上野、
花木、市塲、
鍛冶屋、井戸、

五、中井郷

- 中井村
  - 上中津井＝横山、蓬原、
  - 下中津井＝町、才田、

西迫、柴倉、
大草、大松、
入江、牛手。
津々＝追田、（中津井村內）
木村、葛(ツ)蘿(ヅラ)、
畑(ハタ)、（中津井村の內）
ヒビラ、鴫谷、
横(ヨコ)內(ーチ)、入(ニユー)野(ノ)、
山際、宮地、
（阿賀郡宇山村の內）
上中津井＝横山、蓬原、

―中井村（明治二十三年）
（面積二、〇二方里）

清常、藤田、
平田、定。
下中津井＝町、才田、
土井、野々上、

―中津井村（明治二十二年）
（面積一、一三方里）

樽見、蟠川、
下村。

六、呰部郷

下呰部＝新田、町、
植木、犬田（インダ）、
丸山、高塚、
岩木、空、
上合地、早佐、
安田。

上呰部＝三谷、高釣瓶、
双内、大畑。

阿口＝草谷、原茂、
杉境。

―呰部村（面積一、三六方里）

野々上＝赤馬、佐伏、
（明治五年）（元禄年中分）（仝）
平田＝上平田、下平田。

―上水田村（明治九年十一月二日）

七、水田郷

水田郷—
- 井尾＝井尾、井殿、又丸。（面積〇、九九方里）
- （五名山田）
  - 五名（元祿年中分地）＝八幡町、高下、大門、阿密陀地、興法寺、笹原。
  - 山田（仝）＝荒迫、山田、境。
- 宮地＝宮地、新町、湯川。

—水田村（明治二十二年）（面積一、一六方里）

今國初より源平時代に至るまで本郡に關する治者を擧ぐれば次の如し。

大古は、大山津見神の種族の居住せしものにて、現今の吉備郡經山の麓まで海面たりしは、古圖にて知らる。又湛井は、當時、川と海との湛へし處にて、宍粟までも、海水の入りしこと、舊記に殘れり。神功皇后三韓征伐（八六〇年）の頃、尚海面たりしこと、亦舊記に明かなり。されば其頃の陸路の要衝は、水田より中津井、巨瀬、高梁に出でしは、想察するに十分なりとす。中古に至るも、今の板倉、宮内の間は、海となりしこと、當時の古圖を見て知らるゝなり。

なり。

崇神天皇の時、(紀元五七〇)備中の國造に、神魂の命十世の孫、明石彦を定め給ふ。同十年九月(五七三)に、四道將軍を此國に派遣し給ふ。同六十年七月吉備津彦命、出雲の振根を討たることや、命等は今の高梁、巨勢、水田を通過し給へるを想察すべし。

垂仁天皇十八年(六四九)に、吉備津彦命、新山の賊を討ち給へり。新山の賊は百濟の皇子温羅と云ひ、多喜莊地方にも出でて劫掠したるものゝ如し。温羅の味方は、命と戰ひ創を被るものは、今の豊野村の湯場の湯にて、湯治し居りしことは口碑に殘れり。(當時吉備武彦命足守に居給ふと云ふ)

景行帝の時吉備津彦命の子、三井根子命、葺分國造となる。

應神天皇二十二年(九五一)中子仲彦を上道縣(後の賀陽)に封す。後備中の國造となし給ふ。其子孫此に蔓れり。(卽ち蚊屋の忌寸(持統紀)蚊屋未女(壬申大友乱)加陽臣(天平神護年間)加陽朝臣(弘仁年間)左太夫正六位上賀陽朝臣宗成(貞観年間)從六位下備中權博士賀陽朝臣眞宗等の名あり)其國造屋敷は今の足守の字河屋の地なり。

天武天皇の時、(一三三五)吉備國司當麻廣島あり、元年六月樟磐手帝の　詔を奉じ、吉備に行き兵を徵したるとき殺さる。

文武天皇大寶元年(一三六一)軍團の中に、賀夜の名あり、當時地方の壯丁の奉公せしや知るべきなり。

大寶三年穗積老(おきな)を山陽道に遣し、政績を巡省し、寃枉を申理せしむ。

養老三年(一三七九)秋七月播磨の國守從四位下鴨の朝臣、吉備麿を按察使となし、備中、美作、備前、淡路を管せしめ給ふ。水田地方をも按察せし形跡あり。

同五年八月備後の按察使正五位の下大伴宿禰宿奈麿をして、管せしめ給ふ。

神龜三年(一三八六)冬十一月從三位多治比の眞人縣守を山陽道の鎭撫使に任し給ふ。

天平十八年(一四〇六)夏四月參議從三位大伴の宿禰牛養を兼、山陽道の鎭撫使に任じ給ふ。

同二十年冬十月外從五位下大伴の宿禰三中を、山陽道の巡察使に任じ給ふ。

天平勝寶六年(一四一四)十一月の朔從五位下阿倍の朝臣毛人を山陽道の巡察使に任じ給ふ。

天平寶字元年從四位上道朝臣斐太都、吉備の國造となる。此の頃藤原魚名、粟田馬養等皆從五位上にて、本國の國司となる。

天平寶字二年(一四一八)春正月、正六位上藤原朝臣倉下麿を、山陽道巡察使に任じ給ふ。

三年茨田宿禰牧野、備中介に任せらる。

天平神護二年（一四二六）九月、正五位下藤原の朝臣雄田麿を、山陽道の巡察使に任じ給ふ。
神護景雲年間、（一四二七―一四三〇）藤原百川を、山陽道の巡察使に任じ給ふ。
寶龜六年（一四三五）三月、始めて備中に大小目の員を置く。
延曆十二年（一四五三）三月、備中國は備後國と共同にて、平安宮の達智門を造營す、當時地方人民の皇室に力を盡しゝこと知るべきなり。
大同元年（一四六六）五月、參議正四位下藤原の朝臣園人（右大臣弘化九年薨ず）を、山陽道の觀察使に任じ給ふ。同三年奏して曰く、「備中、播磨、備前、備後、安藝、周防は、去る延曆より二十四年間、庸並に雜穀等、未進其數少からず。良に頻年稔らず、人民凋弊するに由るなり、今追て本色を辨へんとす。國司或は死し、或は替り、相續いて、逃亡し百姓且病み、且飢ゆ。」云々と以て當時地方の狀况を察すべきなり。
大同年中阿部兄雄從四位下大膳太夫兼近江守となり、山陽觀察使となる、弘仁の初め巨瀨野足、參議兼備中守に拜せらる。承和中（一四九四―一五〇七）大江音人、備中介（目）に任ぜらる。父は備中介本主なり。同山田春城備中權少目を授けらる。承和齊衡中、豐前王備中の守となる。仝十年春澄善繩備中守を兼ぬ。嘉祥元年正五位となり備中守を兼ぬ。

貞觀八年、(一五二六)從五位下式部少丞藤原保則、備中權介となる。是より先き、歳旱し、民に菜色あり、群盜公行して邑里蕭條たり。英賀、哲多二郡は、山間にありて府と去る稍遠し、郡民或は劫掠し、相殺し、或は捕租逃散して境內丘墟單丁あるなし、前守朝野貞吉治を爲す、苛酷、郡司に罪あるも皆措て問はず、人民に過あれば、之を殺す、囚徒獄に充ち彊尸路に塞る。保則任に至る、初め、寬大を主とし、小過を宥め、徒隷を放散し、農業を勸め、遊費を禁ず。是に於て、百姓來附し、田園盡く闢け、人民殷富し賦稅倍入し、遂に租稅の返抄を受くる三十四年、調庸の返抄を受くる十一年、古來未だ嘗て此の類あらざるなり。

寬平元年、(一五四九)源光備中權守に任ぜらる。

三善淸行、延喜元年、上書十二條に曰へるあり、「(前畧)臣嘗て備中介となり、試に其鄕を閱するに、皇極の晚年二万の兵士あり、神護中二千丁に減じ、貞觀中七十余人、臣の時に及びて僅かに九人を得、今聞くに一人だもなし。」云々。

寬平昌泰年間(一五四九—一五五八)三統理平備中椽を兼任せらる。

昌泰中、藤原菅根文章博士備中權守を兼ぬ。

天慶三年、(一五九八)小野好古、山陽道の追捕使に任せられ、純友を討ち功あり、同四年備中を賜

白河天皇の頃、源政長、備中守たり、同時代、藤原兼房、備中の守となり、播、作、備前中後の總追捕使となり、續いで文治元年(一八四五)頼朝、土肥實平、梶原景時の二人を備中の守護となす。土肥は南部を治め、梶原は北部を治めたるものなるべし。現に土肥は上竹莊村大和山城に籠り、梶原は作州より水田に入りたるものなるべし、水田村の遍照寺の門を造營したりと云ひ、上水田村字赤茂には、梶原畯の字名あり、中津井村、下中津井丸山の小丘は、其居城たりしと傳へ、丸山の麓には、貝原と呼べる地名あり。是は梶原の轉呼にて、其遺跡たるものなるべし。建武二年、(一九九五)尊氏九州に下り、菊池武敏を破るとき、九州風を望んで降附し、美作、備中の土豪蜂起して、尊氏に應じたりと云へば、東上の軍に從ひしならん。

應永年中、(二〇四五)備中の目代、安富盛光あり、蒙古襲來のとき、從五位上備後權守宇都宮貞綱、北條氏の命を受け、中國の兵を率ゐて出陣す。是より關が原の役(慶長五年二二六〇年)に至るまでの沿革を記さん。

平氏敗亡後、凡六十年間、高粱、松山、津川、川面は源氏の家人、之を直轄したるものの如し。延應二年(一九〇〇年)秋庭重信、松山城主となるに及び、其支配の下に屬す。爾後、代々松山城主の所轄たり、其間、川面村は、應永、嘉吉の間、三好尊春、寺山城にあり、永祿年間、難波經俊城平に

ありて、支配せしも、尙松山城の幕下たりしなり。

巨瀨村片岡、柳は元曆二年(一八四五年)片岡弘常、粧田山城にありて、之を支配し、子孫相續げり。字宮瀨、六名は、片山某、陣山にありて治下とせり。後永正六年(二一六九年)上野信孝松山城主となる頃より、何れも其幕下に屬したり。

有漢鄉(有漢、上有漢)は、承久三年(一八八一年)秋庭重信、臺が鼻在城にて支配せり、子孫相續ぐ。後永正六年(二一六九年)松山城より秋庭元重歸りて居住し、支配するに至る、爾後、天正年間に至れり、亦松山城の附屬たり。多喜莊は、土肥實平の子孫大和山城に在りて支配せしが、衰微に至りて、室納、舞地を領するのみとなれり。建武年間、(一九九四年)より、田中盛兼、矢倉畦に在城し、上竹莊村大字有津井、豐野村全部、下竹莊村大字黑土を所領し、下政勝梅迫に在城して下竹莊、田土、湯山を支配し間もなく、疋田元久、土生山城にありて、之を領したりしが、永祿三年(二二二〇年)より上竹莊村大字有津井を離小屋城主、大月信通の治下となし、天正年間に至り、田土、湯山は土生山城主、神原隆好の治となす。是等は永祿三年三村家親、松山城主となれる年より、皆其幕下に屬したり。

吉川は丸山城主吉川彌左ェ門、菅野城主土師兵衛の治下たるは明かなれども、年代詳ならず。而し

間（一九〇〇年―一二六九年）飯山城主秋庭信光、五名、井尾を管せしものゝ如し。後永正十四年（二一七七年）植木秀長山田氏に代りて支配の任を受けたり。此間植木道久山王城にありて、水田村を管し、福井孫六左ェ門丸山城にありて、呰部村を管せしものゝ如し。永祿三年三村氏の爲めに、何れも雲州に逃れたれば三村氏の支配を受くること七八年間なりし。永祿十二年（一二二九年）三村兵部城主となり支配するに至る、此間上水田村は、四畦城の高橋資高の領分に屬せり。

永祿三年二月（一二二〇年）三村家親、松山城主となるや、以上の諸城を統一し、悉く其配下に屬したり、故を以て、天正三年（一二三五年）毛利氏之を攻むるに及び、其落城前に、是等派城を攻畧し、各城兵は悉く松山城に萃したるより、玆に最後の一大決戰を見るに至りしなり。六月落城の後、毛利氏は松山に代官を置き、他に城主を置かず、功により、僅に多氣莊、矢倉畦に難波親俊を城主とし、竹莊を管せしめ、呰部丸山に、庄勝資を城主となし、呰部、水田、中井の鄕を知行せしむ。庄氏は更に已の緣者、津々加賀守をして、中井の城のかけに居り、津々、西方を管せしめしも、關原の役後、全く廢止したり。

關原役後、徳川氏大小名を封しでより、廢藩に至るまでの沿革を記さんに、慶長五年（一二六〇年）小堀一政代官として、松山に來り、高粱、松山、津川、川面、巨瀨、有漢、上有漢、上竹莊の有津

井、室納、豊野の稔、下竹荘の字黒土、中井、中津井、呰部、上水田、水田、の各町村を領し、續いて松山藩主池田氏、水谷氏に傳ふ。元祿七年(二三五四年)に至り、呰部、上水田の井尾、水田を割きて、殘地を松山藩主安藤氏、石川氏に傳ふ。石川氏は延享元年(二四〇四年)伊勢亀山に移封し、中津井字町に陣屋を置き、有漢(下中及上の一部)上有漢、上竹荘の字竹井、豊野の字岩村、下竹荘の黒土、中津井、上水田の平田の各村を管し、他を松山藩主板倉氏に傳へて、明治維新に至る。

元祿七年呰部、水田、上水田の井尾は、徳川氏の直轄となり、笠岡陣屋の支配を受けしが、仝十年八月に至り、呰部の阿口、上呰部、水田の五名、山田は新見藩主、關氏の治下に屬したり、而して殘りの直轄、下呰部、宮地、井尾は仝十五年に至り、遠州濱松の松平豊後守の支配となり、後又笠岡上下(備後)吹屋の代官所に支配せられ、享保二十年(二三九五年)濱松太田氏の領地となり、延享元年再び直轄となり、鹿田久世の代官所に屬し、文化七年(二四七〇年)津山藩主松平三河守確堂の預りとなり、天保九年(二四九八年)直轄に復し、倉敷代官所に屬し以て明治維新に至る。

上竹荘の舞地、豊野、下竹荘の田土、湯山は慶長五年九月、足守の木下氏の治下たり。吉川村は其時虎倉の安藤氏の所屬たりしが、寛永年中、足守木下氏の領となる。享和元年(二四六一年)共に、徳川氏の直轄となり、倉敷代官所に支配せられ、文政十年(二四八七年)一橋家の領地となり、以て明治維新に至る。

今此等領主城代の氏名及年期を示せば左の如し。

○足守

木下家定〔自慶長五年九月　至仝十四年九月〕

木下利房〔自元和元年　至寛永十四年九月〕

木下利當〔自寛永十四年九月　至寛文元年十二月〕

木下利貞〔自寛文二年二月　至延寶七年八月〕

木下公定〔自延寶七年八月　至享保十四年五月〕

木下利潔〔自享保十四年五月　至元文五年閏七月〕

木下利忠〔自元文五年九月　至天明四年七月〕

木下利彪〔自天明四年七月　至文化二年九月〕

木下利德〔自文化二年九月　至文政四年十一月〕

木下利愛〔自文政四年十一月　至慶長五年〕

○松山

小堀一政〔自慶長六年　至不詳〕

小堀政一〔自不詳　至元和元年〕

池田長幸〔自元和三年　至寛永九年〕

池田長常〔自寛永九年　至仝十六年〕

水谷勝隆〔自寛永十六年十二月　至寛文四年七月〕

水谷勝宗〔自寛文四年七月十八日　至元祿二年閏正月十四日〕

水谷勝美〔自元祿二年閏正月十四日　至同六年十月〕

大石良雄〔自元祿七年正月廿七日　至仝八年五月〕

安藤重博〔自元祿八年五月　至仝十一年八月〕

安藤信友〔重行とも云ふ〕〔自元祿十一年十月　至正德元年二月〕

石川總慶〔自正德元年二月十五日　至延享元年三月〕

板倉勝澄〔自延享元年三月　至寶曆元年九月〕

板倉勝武〔自寶曆元年九月　至明和六年五月〕

板倉勝從〔自明和六年七月　至安永七年二月〕

板倉勝政〔自安永七年二月　至享和元年〕

板倉勝晙〔自享和元年　至文化元年〕

板倉勝職〔自文化元年　至嘉永二年〕

板倉勝静（自嘉永二年）

○新見

關　長治（自元祿十年八月　至享保十◎三月）

關　長廣（自享保十年三月　至仝十七年五月）

關　政富（享保十七年五月　至寶曆十年六月）

關　政辰（自寶曆十年七月　至安永三年八月）

關　長誠（自安永三年八月　至寬政七年十一月）

關　長輝（自寬政七年十一月　至文政二年十一月）

關　長基（自文政二年十一月）

○中津井

石川總慶（自延享元年三月　至明和元年六月）

石川總堯（自明和元年八月　至仝年十一月）

石川總純（自明和元年閏十二月　至安永五年五月）

石川總博（自安永五年七月　至寬政八年五月）

石川總師（自寬政八年五月　至享和三年六月）

石川總佐〔自享保三年八月　至文政三年三月〕
石川總安〔自文政三年三月　至天保四年正月〕
石川總和〔自天保四年正月〕

○倉敷

柘植又左ヱ門竹苞〔自寛政十一年　至不詳〕
三河口太忠輝昌〔自文化元年　至仝四年〕
大岡久之丞〔自仝四年〕
大原四郎右ヱ門〔自仝七年〕
大草太郎右馬〔自文政元年九月〕
但馬國幾野縣令川崎平左ヱ門預〔自文政十二年六月　至仝二十年八月〕
古橋新左ヱ門某〔自天保元年正月〕
築山茂左ヱ門
高山又藏
藤方彦市郎
佐々井半十郎〔自嘉永三年八月〕

早川八郎右工門〔自天明八年二月二日〕

○笠岡

鈴木九太夫〔自享保八年十四日〕

其二、郷、莊、保、

大石郷、（高梁）和名抄、賀夜郡大石郷。訓於保之。

松山村、高梁、今津、川面をいへり。

一名松山ともいへり。

府志云、元弘の合戰に鎌倉方の大將たりし、高橋九郎左衛門尉、同舍弟大五郎、両六波羅の下知に隨ひ軍功を顯す。大松山に高橋九郎左衛門、小松山に大五郎とて當國の守護職たり。觀應二年高橋中務丞英光、播州杉坂合戰の先陣として、勳功太平記にのする所なり。高橋やがて窪屋郡に移り、高越後守師秀、足利家より備中守護職を賜はり、松山城へ入部す。太平記曰、正平十年、宮方（山名方）多治目楢崎を侍大將にして、千餘騎備中の新見へ打ち出でたるに、秋庭三郎多年拵へすまして、水も兵糧も卓散なる松山の城へ、多治目楢崎を引き入れしかば、當國の守護高越後守師秀、可戰樣なくして、備前の德倉の城へ引きければ國人

一人も順ひ附かずといふ者なし。只陶山備前守ばかりぞ、南海の端に添ひて、僅なる城を拵へて、將軍方とては殘りける云々、かくて師秀敗死の後は、秋庭三郎重繼城主たり、其子備中守之重明之を相續す。重明は本三河國の產にして、秋庭妙鶴丸と號して、尊氏將軍の寵臣たり、其後上野律師義辨の苗裔上野刑部氏之、三河國小谷より當城に入部、同備前守賴久相續たり。其後猿掛の城主庄備中守爲資は上野と合戰、備前守敗北して爲資城主となる、萬貫の地を領地し給ふ。弘治年中、尼子の軍將吉田左京亮義辰、當國幕下の守護として、大松山に在城たり、永祿三年、爲資嫡備中守高資毛利家と合戰、終に討負、高資討死、天文二年、父備中守爲資、松山の城を持てより永祿三年まで二十八年なり、高資嫡男は兵部太輔勝資と申侍る、永祿三年より三村備中守家親城主たり、嫡男修理進元親天正三年六月毛利家の爲に切腹す、其後城の守護人を毛利家より置かれ、慶長六年收公、御料代官を置かる。

備中兵亂記云、作州月田山（ツキダ）には、三村元親妹聟、桝崎彈正忠元兼居城す、元親叛逆の由を聞き、元親所緣の者よと猶豫せられさる前にとて、松山へ與せぬ由を披露せり、莊の勝資は早山王に馳出て、佐井田山を責しかば、不叶とや思けん、天正二年十一月に、三村兵部丞を初として松山へ落けり、穗田猿懸の城は每度の合戰に勝利を得れば、暫く相障へしかども、比度加勢なかりしかば、果つゞき義なく、佐井田と同じく松山へぞ落ける、[illegible]

樓を組て櫓をあげ、屏をぬり矢間をきり、弩をはり動木をつり、石をたゝみ埒を結び、天羅をからみ亂橛を打、棚を掛け低をうめ、芝をつき長木をねりたて、帆筵をひき、惣て廿一九をば犬の潜るべき樣もなく、天は鳥も通はぬ體に拵。云々。

十かへりの花さきぬらし松山の
梢をたかみつもる白雪、〔新續古今集永和元年大嘗會主基方〕

元和三年、池田備中守長幸(輝政の弟長吉の子)因州鳥取より轉す。封高六万五千石、子長常寛永十六年除封、水谷伊勢守勝隆(常陸下館城より轉す)之に代り、其子勝宗天和元年より三年を經て現今の松山城を改築す其子勝美に至り、元祿六年除封、並に嗣子なかりしを以て也、元祿八年、安藤對馬守重博入部し、其子重行、正德元年美濃國加納へ轉し、石川主殿頭總慶之に代りしが、又伊勢の亀山へ轉す。延享元年、板倉相模守勝澄亀山より入部、五千石、世襲して明治維新に至る。明治二年、松山藩伊豫に同名あるを以て、改めて高梁と曰ふ、高梁は松山の別號なり。

巨勢(コセ)郷、和名抄、賀夜郡巨勢郷。

東鑑、寛喜三年の條にも巨勢莊見ゆ。

府志に松山高梁川面を、すべて巨勢莊なりと曰へり、或は古瀬に作る今に巨瀬村存す。

有漢(ウマ/ウカン)保、和名抄、賀夜郡有漢郷、訓字萬。

今有漢(ウカン)村、上有漢(カミウカン)村是也、

有漢は後世宇加牟と唱ふ、(高山寺本、已に宇賀邇と註するは、古訓を改竄したるもの歟)古訓漢を萬に假れるは、丹波國桑田郡漢部(アマルベ)郷、播磨國餝磨郡漢部(アマルベ)里などに相照らして之を知るを得、蓋古言漢河を阿萬乃加波とよみ、漢に阿萬の訓あれば也、(阿萬は二音韵なれば、母音を上畧して、萬に假る)狩谷掖齊、和名抄の天河に箋注して、「夏小正傳云、漢也者天漢也、毛詩小雅大東傳云、漢天河也」に曰へるも、此義を發明すべし、然るに漢河の語は、漢土の書に例證を得ずとて「源君舊本誤作漢河、或源君作河漢、後人轉寫倒誤、並未可知」と論せらる、今按するに漢を阿萬に假れるは、漢河の語に出つ、播磨風土記にも風部(アマルベ)里の假借あるを見れば、漢河を以て源君の誤作倒置と為し難し、倘所考あるべし。

村岡氏云、有漢、諸本訓云宇萬誤、高山寺本宇賀邇、蓋修宇漢米、米邇一聲通、宇漢米者夷姓也、弘仁三年紀、夷外従五位上宇漢米公色男、是宇漢米氏、所居因名、天平二年大税帳、賀夜郡有漢郷。

今上竹莊、下竹莊、豊野、吉川、菅谷の五村と爲る。

多氣莊は、東鑑、寛喜三年の條に、備中國多氣莊、巨勢莊と見え、康正二年造内段錢引付にも「拾參貫參百十九文、澁河右兵衛佐殿、備中國多氣庄、同國國安散在分」とあり、後世は竹莊のみ稱し、菅谷村は竹部とも云ふ、然らば多氣は建部の略稱にや。

正倉院文書、天平二年大税帳に「賀夜郡多氣郷、田次里、物部里」と見ゆ、田次は田土と訛り、下竹莊村の大字とす。

乙巳春三月、扈從世子君、巡部途中作、　方谷

大車巡部自揚威、出谷春禽亦駭飛、獨有山櫻無意緒、風花亂點侍臣衣、
恩重宦途未乞身、執鞭來過故園春、猿鶴相看應怨殺、騶騎隊裏舊山人、（西方村余舊里、亦在巡行中）

竹莊北去亂山多、疆埸相交悉犬牙、村吏自言諳地脈、東西指點向人誇、（自竹莊、至有漢、他封交錯最爲難辨）

吉川、此村は古事談に「八幡の樂人大神元正が備中國御領吉河保へ下向」とある地に當ることし、元正下向の事は十訓抄にも見ゆ。

中井郷、和名抄、英賀郡中井郷、訓奈加都井。

今中津井村及び中井村（舊名西方）是なり。

ちとせまで貢備る我君の
なか井の水の年經たるかな、〔夫木鈔、備中なかゐ〕

千年積む御代のためしにつきそむる
なかゐの稻の年經たるかな、〔大甞會歌集、治暦四年備中國〕

中井と云ふは、文字によりてナカヰとよめる也、又高岡社中津井村に在り、〔名勝考〕

はふり子が祈るもしるし高岡の
社の神も君をまもれる、〔大甞會歌集、長和五年備中國高岡社〕

齊田城址は中井郷にあり。府志云、戰國の比、中井郷佐井田城に、植木藤資同秀長と云ふ者居る、秀長は一年三好長基に加勢し、淀堤の合戰に、大内衆を破り、功を以て水田莊を賜はる、秀長の子秀資は浮田に屬し、又尼子に屬し、毛利氏に攻められ、雲州へ走る、其孫々左衛門再歸郷し、天文廿一年作州高田城主三浦元兼を斬る、元亀中より三村氏の有となる。

日本外史補云、永祿十二年、浮田直家、使弟忠家攻備中、松山、齊田、鴫輪諸城惧而降、已而毛利元就、使其子元清、入備中、諸城復叛、應毛利氏、獨齊田城主植木秀長不降、來告急、直家赴援、拒毛利氏、秀長自城中出、夾擊卻之、元亀元年、直家入備中、攻佐井田城、三村

元祐赴救、元祐松山城主元親兄也、直家擊斬元祐、城兵遁走松山城、後毛利氏剏松山城、滅三村氏。

皆部郷、和名抄、英賀郡皆部郷、訓安多、高山寺本、註安作邊。今皆部村存す、中井郷の北に並び、アザベと唱ふ、而も和名抄に安多とあるは怪むべし、安左の誤にや、郡郷考には論して曰ふ註文の多は濁音に呼ふべし、ザをダと訛るはキザハシをキダハシと云ふ類なり。

水田郷、和名抄、英賀郡水田郷、訓美都多。今水田村(宮地、五名、山田の三字あり)上水田村の二と爲る。本郡(阿賀郡)の東南隅にして、美作國眞島郡栗原郷に接し、溪澗は東流して美州の高田川に入る、備中川の名あり。康正二年造内段錢引付に「花藏院領、備中國水田庄、又水田郷」と見ゆ。南谿の西遊記には水田領の山中に俗にカヂチ山と稱する山あり。鐘乳をカヂチといふと曰へり。(以上大日本地名辭書拔抄)

其三、町村沿革

一、高梁町

往古大石郷に屬し、世々松山領主の治下たりき。承久中秋庭氏戰功によりて備中を食み、仁治元年大松山に築きて之に居る、爾後凡そ五世の城下たり、元弘中高橋宗康此に據り、城主の姓を避けて

松山と改稱せり、其後領主高橋氏、秋庭氏、上野氏、庄氏、三村氏、天野、桂、両氏(両氏は毛利よりの代官)小堀(徳川氏代官)池田氏、水谷氏、安藤氏、石川氏、板倉氏を經て維新に至る迄其城下たりき明治二年十一月松山を改めて高梁と稱し、高梁藩の管下たりしが明治四年七月廢藩置縣後同年十一月深津縣に屬し、次いで同五年六月小田縣と改稱同八年十二月岡山縣に屬す。

二、松山村

往古大石郷に屬し、現時の高梁町と合して高橋と稱せしが、城主高橋氏、秋氏と混ずるを以て松山と改稱せり、其後松山と分離して、松山城下松山原村と稱し、後又更に分れて、松山原東、西の両村となる、明治二年松山を改めて高梁と稱するや、両村も亦隨つて高梁東、西と改稱し明治五年合併して松山村と改む、明治五年六月小田縣管轄となり始めて戸長、副戸長を置く、明治二十二年町村制施行後村役場を設け以て今日に至る。

三、津川村

今津、八川の二大字(舊二ヶ村)より成る。往時今津は大石郷に、八川は巨瀬郷に屬せり。共に松山城主の領せし處にして庄屋小野氏累世里正たり、明治二年高梁藩、同四年高梁縣、同年深津縣、同五年北條縣の所轄を經て、同八年岡山縣に編入せられ、明治二十二年町村制施行以來、二村を合併して、津川村となし、從來の各村名は、大字の名稱に殘れり。

大石郷に屬し、代々松山城主の所轄たり、其間應永、嘉吉の頃三好尊春寺山城にあり、永祿年間難波經俊城平にありて支配せしも、尙松山城主の幕下たりき、明治維新後戸長役場を置き、明治二十二年町村制實施ありて、川面村と稱し現時に至る。

五、巨瀬村

巨瀬郷と稱し、代々松山城主の所領たり、字片岡、柳は元暦二年片岡弘常、粧田山城にありて之を支配し、子孫相續げり、字宮瀬、六名は片山某、陣山にありて治下せり、後永正六年上野信孝、松山城主となりてより何れも其幕下に屬せり、明治九年會議所を置き戸長事務を取扱ひ、次いで第二番會議所と改め、同十一年第十四區務所と改稱、同十五年戸長役場に同二十二年町村制實施後巨瀬村役場と改稱せり。

六、有漢村

有漢中、有漢上、有漢下、(舊三ヶ村)を合併して成れり。

往古の有漢郷にして、承久三年秋庭重信、臺が鼻在城にて支配せり、子孫相續ぐ、後永正六年松山城より秋庭元重歸りて居住するに至る爾後天正年間に至り亦松山城の附屬となれり。

有漢上村は松山藩(現在の土井、茶堂、黑木、畦地、宮畝、鈴尾、市場中組)に屬し、有漢中村(大谷、羽場、有井、貞守、稲ヶ市、市場上組、及茶堂黑木ノ一部)

及有漢下村（信清、山形、横見、安元、市場下及市場、羽場の一部）は伊勢亀山藩に屬せり、以上三村とも夫々庄屋を置きたりしが、明治維新後有漢村となし戸長を置けり、その後或は巨瀨村、上有漢村等と合せたりしが後獨立して有漢村の舊に復せり。明治二十二年町村制施行につき同年六月有漢村役場を現在の地に置き以來今日に至る。

七、上有漢村

長代、垣、川關、（舊三ケ村）より成る。

往昔有漢村と共に有漢鄕に屬し、秋庭重信臺が鼻在城にて支配し、天正年間に至り松山城附屬となれり。

明治四年深津縣の所轄となり、續で小田縣と變更し明治八年岡山縣に編入せられ、合併して上有漢村と改稱し、戸長役場を元垣村に設置し、次で明治二十二年八月町村制實施後村役場を置けり。

八、上竹莊村

有津井、納地、（舊二ケ村）の二大字より成る。

往古の多氣莊に屬し、土肥實平の子孫、大和山城に在りて支配せしが、衰微に至りて、室納、舞地を領するのみとなれり。建武年間より田中盛兼、矢倉畦に在城するや其所領となり、次で疋田元久土生城にありて之を領したりしが。永祿三年より大字有津井を離小屋城主大月信通の治下となす、

大字有津井は上津村、有納村、竹井村の三村なりしも、明治九年十一月合併して有津井村と稱し、大字納地は、室納村、舞地村の二ヶ村なりしが明治九年合して納地村と稱し、更に明治二十二年四月町村制實施と共に有津井、納地を併せて上竹莊村と改稱し、同二十三年村役場を現在の宮地へ新築して今日に至る。

九、豐野村

豐野。稔の二大字(舊二ヶ村)より成る。

大字豐野は往古多氣莊に屬し、慶長六年備中賀陽郡足守城主木下淡路守の所領たりしが、享和元年より、德川氏の直隷となり、窪屋郡倉敷代官所の支配たり、文政十年より一橋氏之れを領せしが、明治二年倉敷縣に屬し、同五年小田縣に屬し、同八年更に岡山縣の管轄となれり、同二十二年六月一日町村制實施に際し、稔村を合して豐野村となせり。

大字稔は往昔より多氣莊に屬し、元中津村と唱へしが、貞治中貞村と改め、爾後松山城主累世之れを領せしが、延享元年城主石川主殿頭總慶、伊勢國亀山に轉封するや、板倉氏之に代て所領す、而して岩村のみは其殘邑に屬するを以て依然石川氏の采地たりしに、明治五年小田縣に屬し、同八年十二月岡山縣所轄となり、同九年竹井村(現上竹莊村)の分地たる岩村と合し、更に稔村を置き、同

二十二年四月一日町村制實施と共に舊豊野村と合併して更に豊野村となし、村役場を大字豊野字蜂谷の現位置に置き以來變遷なく今日に至る。

一〇、下竹莊村

黑土、田土、湯山の三大字（舊三ヶ村）より成る。

大字黑土は往古多氣莊に屬し、建武年間より田中盛兼矢倉畦に在城し所領せしが、德川氏に至り、松山城主歷代之を領せり、延享元年城主石川總慶、勢州亀山に轉封せし後も其釆地たりしが、明治五年小田縣の所轄となり、尋て同八年岡山縣に屬し、同二十二年町村制實施と共に、田土、湯山と合して下竹莊村となれり。

大字田土は、往昔多氣莊に屬し、建武年間下政勝梅迫に在城して之を支配し、間もなく、疋田元久土生山城にありて之を領せり、天正年間に至り、土生山城主神原隆好の治となる、慶長六年より足守城主木下淡路守の所領に屬し、享和元年以後德川氏直轄となり、倉敷代官所に附屬せり、其後文政十年一橋氏に屬し、明治二年倉敷縣治下となり、同五年小田縣に屬し、次て同八年岡山縣管轄となり、同二十二年町村制實施に際し、黑土、湯山と合併して下竹莊村となる。

大字湯山は往昔、多氣莊に屬し、虎倉の城主陶山氏の所屬たりしが、神原氏代て之を領し、天正年間毛利氏に屬せり、慶長六年より足守領木主下淡路守の所領となり、享和元年より德川氏直轄し倉

敷代官所の支配たり、文政十年一橋家の領地となり、明治二年倉敷縣に、同五年小田縣に屬し、尋で同八年岡山縣所轄となり、同二十二年町村制實施と共に黑土、田土と合併して下竹莊村となれり。

一一、吉川村

吉川、黑山の二大字（舊二ヶ村）を合して成れり。

大字吉川は往昔多氣莊に屬し、元八ヶ村たりしが、天和年中千木村、正行村、河内田村、藤田村を合せて東吉川村とし、宮尾村、西莊田村、小茂田村、布郡村を合せて西吉川村とし、明治七年十月十五日之を合併して吉川村とし、更に同二十二年四月町村制實施と共に黑山を合せて現在の吉川村と成れり。

此地、慶長年間虎倉城主安藤氏の所屬たりしが、寛永年中、足守領主木下淡路守の領となる。享和元年徳川氏の直轄となり、倉敷代官所の支配たり、其後文政十年一橋家之を領す、明治二年倉敷縣に屬し、同五年更に小田縣所轄となり、次で同八年岡山縣に編入せらる。

大字黑山は、昔賀陽郡間倉村と共に一村たりしが、其後分離して獨立の村となり、往昔多氣莊に屬せりと云ふ。

慶長六年足守領主木下氏之を領せしが、故ありて食邑を變換せられ、享和元年より但馬國生野代官に支配せられ、其後文政十年一橋氏の采邑となり、明治二年倉敷縣に屬し、同八年十二月岡山縣の

所轄となり、同二十二年吉川村に合併し、大字黑山と改めらる。

一二、中井村

元阿賀郡西方、津々二ヶ村を合併して成れり。

往古の中井郷に屬し、文治元年(一八四五年)齊田城主山田重英の治下たり。子孫相續ぐ、後永正十四年(二一七七年)植木秀長、山田氏に代りて支配せり、其後三村氏の所領たりしが、天正三年松山城主三村氏、毛利氏に滅され、毛利の幕下庄勝資呰部丸山に在城し知行せり、庄氏は更に已の緣者津々加賀守をして中井の城のかけに居城して津々、西方を管せしも關原役後全く癈止し、松山城主小堀一政の治下となりし以來、池田、水谷、安藤、石川、板倉の各藩主を經て明治維新に至る。明治五年小田縣に屬し、次で同八年岡山縣管轄となり、同二十二年町村制實施後、津々、西方を合併して中井村と稱し、次で同三十三年四月上房郡に編入せり。

一三、中津井村

舊阿賀郡上中津井、下中津井(舊二ヶ村)の二大字より成る。

往古、中井郷に屬せり、文治元年才田城主山田重英の治下たり、後永正十四年植木秀長、山田氏に代りて支配せり、永祿三年松山城主三村氏の配下に屬せり、爾後松山藩の領地たりしが、藩主石川氏(延享元年)勢州龜山に移封後依然其釆邑として、中津井字町に陣屋を置けり、明治維新癈藩後小

田縣の管轄に屬し、更に明治八年岡山縣治下となり、同二十二年村制實施に依り上中津井、下中
津井を合して中津井村となせり。三十三年四月本郡に編入せらる。

一四、呰部村

舊阿賀郡上呰部、下呰部、阿口（舊三ケ村）の三大字より成れり。
往古の呰部郷に屬し、文治元年才田城主山田重英の治下たり。子孫相續ぐ、永正、永祿、元亀の頃毛利氏の幕下福井孫六左衛門丸山城にありて管せり、後毛利氏は庄勝資を在城、知行せしむ、元祿七年徳川氏の直轄となり、笠岡陣屋の支配となりしが、仝十八年阿口、上呰部は、新見藩主關氏の治下に屬し。下呰部は遠州濱松の松平豐後守の支配となれり、後又吹屋代官所に支配せられ、享保二十年濱松太田氏の領地となり、延享元年再び直轄となり、鹿田久世の代官所に屬し、文化七年津山藩主松平三河守の治下となり、天保九年直轄に復し倉敷代官所に屬する等幾多の變遷を經て、明治八年岡山縣所轄となり、同二十二年村制實施により下呰部、上呰部、阿口を大字とし、呰部村と稱す、次で三十三年四月上房郡に編入せらる。

一五、上水田村

往古水田郷に屬し、文治年間、才田城主山田重英の治下たり。後永正年間植木道久山王城にありて管し、次で毛利氏の幕下庄勝資知行せり、其後松山藩の所領となりしが元祿以後井尾は徳川氏の直

轄となり、笠岡陣屋の支配となり、次で遠州濱松の松平豐後守に支配せられ、後又吹屋代官所に屬し、延享元年、鹿田久世代官所に屬し文化年間津山藩の治下に歸し天保九年倉敷代官所に屬せり、明治維新後岡山縣治下となり、阿賀郡に屬せしが、明治三十三年四月上房郡に編入せられ上水田村と稱せり。

一六、水田村

元阿賀郡に屬し、宮地、山田、五名（舊三ヶ村）の三大字より成る。

昔の水田郷に屬し文治年間才田城主山田氏の治下たり、後永正六年間植木道久所領せり、後毛利氏其幕下庄勝資をして、知行せしむ。後德川氏に至り、松山城主の所領となり、元祿以後、德川氏の直轄となり、笠岡陣屋の支配を受けしが、同十年八月に至り、五名、山田は新見藩主關氏の治下に屬し、宮地は、遠州濱松の松平豐後守支配となり、後又吹屋の代官所に支配せられ、享保二十年濱松太田氏の領地となり、延享元年再び直轄となり、鹿田、久世の代官所に屬し、文化七年津山藩主松平三河守の領地となり、天保九年直轄に復し、倉敷代官所に屬し、明治八年岡山縣管轄となれり。同二十二年六月一日町村制實施と共に、宮地、山田、五名を合して水田村となし、次いで同三十三年四月上房郡に編入せり。

代の關係ありしを以て、新政の要職に任ぜられたるものはなかりき。明治二年正月薩長土肥四藩主版籍封土を朝廷に奉還するに至り、松山、新見藩も其領土を奉還し、其藩主は藩知事と稱して尙其舊領地の知事に任ぜられて、地方の政事を掌るに至りぬ。即ち明治二年十一月二日松山領は高梁藩となり、新見領は同二年六月二十二日新見藩となり、德川氏直轄は明治元年五月十六日倉敷縣となり、一橋領は之に屬せり。明治四年七月十四日列藩を廢して縣となすや、高梁藩を廢して高梁縣となし、新見藩を廢して新見縣とし、次いで、同十一月十五日以上の三縣を合して深津縣に併せ矢野光儀を權令となす、同五年六月五日小田縣と改稱し、笠岡に官廳を置く、同八年十二月十日岡山縣に合併せらる。

今治者氏名各年期を示さば左の如し。

高崎五六〔八年十月　十七年十二月〕

千阪高雅〔十七年十二月　二十七年七月〕

河野忠三〔二十七年九月十九日　三十年四月七日〕

高崎親章〔三十年四月七日　三十三年一月十九日〕

吉原三郎〔三十三年一月十九日　三十五年二月十日〕

檜垣直右（三十五年二月十日　三十九年七月二十八日）
寺田祐之（三十九年七月二十八日　四十一年七月二十日）
谷口留五郎（四十一年七月二十日　四十四年七月四日）
大山綱昌（四十四年七月四日　大正二年五月三十一日）
（現任）湯淺倉平（大正二年五月三十一日）

第二章　政治附官衙公署

甲、行政之部

一、上房郡役所

高梁町字本町にあり。岡山縣廳を距る拾壹里拾九町なり。本郡の地、維新の際、松山、（明治二年十一月高梁と改稱す）亀山、新見、及び一橋の所領なりしが、明治二年一橋の領地は倉敷縣に屬す。明治四年七月廢藩置縣（舊藩の區域）同年十一月深津縣に屬し、次いで同五年六月小田縣と改稱し、同八年十二月岡山縣に合併し、同十一年郡區町村編制法に依り、上房郡役所を高梁町に設置せり、同

法律第二十六號に依り郡制を施行し阿賀郡の一部（中井村、中津井村、水田村、上水田村、呰部村）を割いて上房郡に編入し、川上郡を分離し、更に上房郡役所を置く是れ現今の區域なり。明治十一年郡役所開廳以來、郡長の代を重ぬること六にして、時任義當、松井良哉、蜂谷熊男、高木幸文、石川良道及現任の妹尾經時之れなり。

明治三十八年五月岡山縣訓令第二十一號に因て、定められたる郡役所處務規程左の如し。

郡役所處務規程

第一條　郡役所ニ左ノ掛ヲ置ク。

庶務掛、學務掛、勸業掛、會計掛、

第二條　各掛ノ事務分掌左ノ如シ。

但郡長ハ事務ノ情況ニ依リ、知事ノ認可ヲ經、分掌ヲ變更スルコトヲ得。

庶務掛

一、文書ノ往復、及記錄、編纂ニ關スル事項。

一、官印及役所印ノ管守ニ關スル事項。

一、褒賞ニ關スル事項。

一、議員選擧ニ關スル事項。

一、町村其他公共團体ノ行政監督ニ關スル事項。
一、町村其他公共團体ノ經濟ノ監督ニ關スル事項。
一、賑恤救濟ニ關スル事項。
一、兵事ニ關スル事項。
一、社寺及宗敎ニ關スル事項。
一、名勝舊蹟ニ關スル事項。
一、民籍ニ關スル事項。
一、他ノ主掌ニ屬セサル事項。

學務掛

一、敎育、學藝ニ關スル事項。
一、學事ノ視察ニ關スル事項。

勸業掛

一、農工商ニ關スル事項。
一、森林、原野、及水產、漁獵ニ關スル事項。
一、度量衡ニ關スル事項。

一、地理ニ關スル事項。

會計掛

一、國庫費ノ會計ニ關スル事項。

一、縣經濟ニ屬スル収支出納ニ關スル事項。

一、雜部金ノ出納ニ關スル事項。

一、物品出納保管ニ關スル事項。

第三條　郡長ハ本規程ノ外、處務ノ細則ヲ設クルコトヲ得。

二、町村役場

本郡は、一町十五ヶ村より成れり。左に之を表示せん。

名稱	位置	郡役所ヘノ距離	設立ノ年月
高梁町	大字柿木町	里 丁	—
津川村	大字今津	一 〇三	明治三四、一
巨瀬村	字陰地	二 二五	仝 二二、七
松山村	字原	〇里 二三丁	明治二四、一二
川面村	字市場	二 一七	仝 二七、二
有漢村	字市場	三 二五	仝 四三、四

上有漢村	字垣	五〇六	仝	二二、八
豐野村	大字豐野	三二六	仝	二〇、一
吉川村	大字吉川	四二四	仝	二一、五
中津井村	大字下中津井	五一九	仝	二三、七
上水田村	字谷尻	六一八	仝	二三、
上竹莊村	大字有津井	二一七	仝	二三、
下竹莊村	大字田土	四三四	仝	三二、一二
中井村	大字西方	五〇〇	仝	四四、九
呰部村	大字下呰部	六三三	仝	三一、五
水田村	大字宮地	七一〇	仝	二二、六

其二、（大正元年十月一日現在）

村名	現在戸數	現住人口	面積	大字地名	字及小字地名
高梁町	一、五六一戸	六、九二六人	〇、三方里	内山下(ウチサンゲ)、川端町(カハバタチヨー)、本町(ホンマチ)、片原町(カタハラチヨー)、中ノ町(ナカチヨー)、頼久寺(ライキユジ)町(チヨー)、石火矢町(イシビヤチヨー)、御前町(オンザキチヨー)、小高下(コーゲ)、伊賀町(イガマチ)、寺町(テラマチ)、向町(ムコーチヨー)、間ノ町(アイマチ)、甲賀町(コーカチヨー)、八幡町(ヤワタチヨー)、荒神町(コウジンチヨー)、柿ノ木(カキノキ)	

村名				大字	小字
				町、大工町、下町、南町、鍛冶町、中間町、弓ノ町、鐵砲町、新町、	
松山村	六六一	三、二五九	一、四九		小高下、慶應、伊賀町、奥万田、小屋面、和田、東町、新間ノ町、上谷、下谷、楢林、原、横町、新丁、段、廣瀬、大久保、玉坂、楢井、山ノ上、（米山、道敷、中ノ敷）
津川村	三九八	二、一一六	〇、九九	今津	（本村）上組、中組、下組、（上組、下組）（枝郷）佐與谷、小才藤、出口、幡見、地久、辻巻、
				八川	駿河、木戸、金岡、渡瀬、清水、中曾、庄、花田、木ノ山、相瀬、實相寺、

村名					
川面村	四八五	二、五九二	〇、八一		鳴戸、鯉岩、津和谷、古川、田路迫、落合池、下市場、上市場、鴨谷、西組、押野、野瀬、廣瀬、六郎、辻組、中山、家地、大元、龍王、コ、路池、八幡池、廣ヶ池、屋敷、中田池、新池、八石、大倉、城山、城天神。
有漢村	五五五	二、七六四	一、四九		(上)土井、郷、鈴尾、茶堂、畦地、市場、黒木。(中)貞守、稻ヶ市、有井、羽場、大谷。(下)安元、横見、山縣、信清。(片岡)陰地、塩坪、片岡本村、上山、下山、袴掛、安元。

巨瀬村	四六五	二、五二一	一、三八		(宮瀬) 宮瀬、横田、古屋、園尾。 (柳分) 柳、尾原、大畑、鴨木、仲畝、國時。 (六名) 家近、野田、前田、仁神、茶屋、和那谷。
上有漢村	四二〇	二、〇八三	一、五一		(長代) 黒岩、淺尾、小原、日向、陰地。 六地藏、岡ノ奥、亥ノ頭、臍帯寺谷、石堂、和田、戸花、長田。 新井寺、西福寺、先ゲ市、上ゲ市、才ノ尾、金山、黒木。 鴨谷、入地、神明。 (川關) 飯ノ山、菅原、土井、脇田、瀬峠、萬藏坊、土地原。

	花田、平ケ市、馬場尻、柿迫、下仁子田、千木、青木、下ノ田。大宗、奥谷、大石、水谷、加瀬尾、中尾、垣市場、小宗、有井山、向山。
上竹莊村	
四三五	
二、一五八	
一、四七	
有津井 納地	
(宮後)宮地、袈裟掛、平田、俵原、久根板。 (日名)高惣、中日名、片山、加門、大村。 (正地)正力、陰地、金次。 (南區)水廻、猿目、佐與谷。 (田中)立、下田中、上田中。 (神原)山神、月原。 (室納)上組、下組。 (舞地)川東、川西。	

豐野村	五〇九	二、五九二	一、一七	豐野	下市、高下、蜂谷、則安、天田、赤仁尾、陰地、上椿、下椿、拵谷、兼信、千城、福万、中宮、吉倉、繪下、刎田、
				稔	新町、谷川、赤砂、峠、加黃田、大久保、板谷奥、板屋原、山根奥、戀田原、岡、戀田奥、
下竹莊村	三七一	一、八二五	一、二七	黑土	橫部、的場、空、森屋、二重坂。
				田土	西、湯之尻、川西、川東、吉長、土生、宗兼、下田土、仁熊。
				湯山	神原下、神原上、大岩、行森、清水、茶屋、極樂寺。

吉川村	三三二	一、四六四	一、四八	吉川	東苅尾、西苅尾、藤田、西庄田、小茂田、布郡、千木、北正行、南正行、河内田、唐人山。
				黒山	東黒山、西黒山。
中井村	五〇三	二、七九二	二、〇三	西方	佐内、庄屋谷、西本、西組、上野上、上野下、花木西、花木東、市場、鍛治屋、井戸、西迫、柴倉後、柴倉前、大草、丑手、入江、大松。
				津々	山際、横内、入野、畑、本村後、本村前、追田、蔦羅。
中津井村	四四二	二、三六八	一、一三	上中津井	横山、清常、藤田蓬原、平田、定。
				下中津井	上町、下町、土井、才田、樽見、

横内、蟹川、下村。

呰部村	五一八	二、七三四	一、三六	下呰部	町、植木、岩木、丸山、上合地、安田、早佐、空。
				上呰部	三谷、高釣部、双内、大畑。
				阿口	草谷、杉、原茂、境。
上水田村	四九六	二、七五二	一、一六		井尾、又丸、畑ケ中、長政、小殿、立、小松、宮ノ前、荒木、宮迫、高下堂、能樂、畝鼻、谷尻、西谷、野々倉、井殿、菅野、赤茂、寺平、爪。
水田村	四三九	二、三三五	〇、九九	宮地	新町、江川、金丸、宮地、湯川、原。
				五名	山ノ城、高下、興法地、阿彌田地、笹原、平、大門。

山田	山田、八幡町、荒迫、今井、野田、法崎、境。

三、高梁警察署

高梁町大字中之町二十一番地にあり。岡山縣廳を距ること、拾壹里拾九町なり。

沿革

明治九年六月十五日本縣甲第八十一號を以て、第四警察出張所を高梁町大字鍛治町に設置せらる、同時に其管下に左記四箇屯所を置く。

第一屯所上房郡高梁町、　第二屯所阿賀郡呰部村、
第三屯所哲多郡井村、　第四屯所川上郡下原村、

其後明治十年二月十四日本縣甲第十七號を以て、第四警察出張所を高梁警察署と改め、同時に、第一屯所を下町分署に、第二屯所を呰部分署に、第三屯所を井村分署に、第四屯所を下原分署に改稱せられ、續いで同年三月七日本縣甲第三十二號を以て、井村分署を廢し、高梁警察署新見分署と改む。

同十四年二月十五日本縣甲第三十三號にて高梁警察署の位置を高梁町大字本町(今の內山下)に變更し、越て同十六年十二月二十八日再ひ位置を現今の廳舍なる高梁町大字中之町に移轉す。
同十八年十二月二十五日告示第百五十三號を以て呰部分署を廢し、次で同十九年十月十五日本縣令第十八號を以て警察署位置及區劃を定め、新見分置を廢し、新見警察署とし、同二十六年十一月三十日本縣令第六十號にて下原分署を廢し、下原警察署(現今の成羽警察署)と改正し、各獨立して高梁警察署と分離せり。
右警察署設置以來、職を奉せし警察署長氏名、左の如し。

交迭年月	官位	姓名
不詳	警部	石川勝義
仝	仝	丹羽次郎
仝	仝	上村行業
仝	仝	市原藏之助
仝	仝	小林正敏
仝	仝	沼正直

仝	警部	橋爪退藏
明治三十三年十一月	仝	海江田盛文
仝　三十六年一月	仝	佐藤二郎
仝　三十七年一月	仝	關根嘉重
仝　三十九三月	仝	結城秀哉
仝　四十二年四月	仝	川島敬次郎
仝　四十三年六月	仝	奥山元三郎
仝　四十四年六月	仝	原四郎三郎
現任	仝	小島元一郎

服務規程、左の如し。

署長一名。高等警察事務、司法事務、行政事務、會計事務を監す。

部長、署内一名、署外一名あり。署内部長は外勤巡査を監督し、署長差支ある塲合に限り代理し、司法事務取扱をなす。

署外部長は、中津井巡査部長派出所にあり。外勤巡査の監督及び署長代理として、輕微なる司法事務の取扱をなす。内勤巡査中、庶務擔任巡査一名は、行政書類を担任し、特務巡査二名は、庶務の

[illegible]會計擔任巡査一名は、會計事務を擔任し、刑事巡査一名は、專ら探偵事務に從事す。

四、巡査駐在所

（明治四十五年四月調）

各町村巡査駐在所十五ヶ所の外、警察署所在地受持外勤巡査三名あり、高梁町に駐在す。

名稱	位置	高梁警察署へ距離（里、町）	建設年月
松山	松山村	二、二	明治二十一年
今津	津川村大字今津	一、〇三	不詳
川面	川面村	二、二一	同
巨瀬	巨瀬村	三、〇一	同
有漢	有漢村	三、二七	明治二十年十二月一日
上有漢	上有漢村	五、〇八	不詳
有津井	上竹莊村大字有津井	二、一七	明治二十一年
豐野	豐野村大字豐野	三、三一	同　二十八年十月二十一日
湯山	下竹莊村大字湯山	五、〇三	同　二十一年
吉川	吉川村大字吉川	六、〇三	同　二十一年

西方	中井村大字西方		五、〇四	明治二十年十月二十七日
下中津井	中津井村大字下中津井		五、二三	同　二十一年
下呰部	呰部村大字下呰部		六、一二	同　十年二月十四日
上水田	上水田村		六、二七	同　三十一年八月四日
宮地	水田村大字宮地		七、〇四	同　二十一年
中津井巡査部長派出所	中津井村大字上中津井		五、二三	同　三十九年四月一日

五、郵便局

運輸交通の章に於て、說明せるを以て茲に之を略す。

乙、司法之部

一、高梁區裁判

所高梁町大字片原町にあり。明治十一年十二月二日の開廳に係る。職員判事一名、檢事一名、書記五名、執達吏一名にして、其管轄左の如し。

民事に關しては、

上房郡及川上郡一圓、

吉備郡の內（日美村、富山村、大和村、水內村、下倉村の五ヶ村）

刑事に關しては、

上房郡及川上郡一圓、

吉備郡の內（日美村、富山村、大和村水內村、下倉村、の五ヶ村）

阿哲郡一圓（但し、刑事事件中、体刑に關するものゝみ本所にて取扱ふ。）

尙左記の登記所及出張所を設け、其管內の登記事務を行へり。

高梁區裁判所登記所、

管轄　上房郡（高梁町、松山村、川面村、津川村、巨瀨村、有漢村）

吉備郡（日美村、富山村、大和村、水內村、下倉村）

川上郡（玉川村、松原村大字神原、落合村大字阿部、近似）

高梁區裁判所豐野出張所、

管轄　上房郡（豐野村、上竹莊村、下竹莊村、吉川村、上有漢村）

高梁區裁判所中津井出張所、

管轄　上房郡（中津井村、中井村、上水田村、水田村、呰部村）

今明治四十四年度本區裁判所にて取扱し、民事刑事々件統計表を掲くれば左の如し。

民事總計表

（明治四十四年十二月末日調）

訴訟區別	舊受	新受	合計	既決	十二月二十一日未濟
和解事件	｜	二	二	二	｜
督促事件	｜	四九五	四九五	四九五	｜
通常訴訟	三四	二一二	二四六	二〇二	四四
證書訴訟	四	一九	二三	二二	一
爲替訴訟	｜	｜	｜	｜	｜
公示催告事件	｜	三	三	三	｜
假差押假處分	｜	一七三	一七三	一七三	｜
裁判所ニ繫屬シタル訴訟申立	｜	三	三	三	｜
計	三八	九〇七	九四五	九〇〇	四五

刑事總計表

（明治四十四年度調）

種別	舊受	新受	合計	既決	未決

警察犯罰金	|	六	六	六
特別法犯	二	七一	七三	七三
計	四	一六〇	一六四	一六四

二、岡山監獄高梁出張所

高梁町大字片原町にあり。明治三十六年八月の設置に係れり。監獄官、貳名にして、高梁區裁所管内の犯罪者の収容及び、他管へ押送を取扱へり。明治四十四年度中入監せしもの百十名ありき。

丙、立法之部

一、町村會議員

本郡各町村會議員は、其定員二百六名にして、明治四十四年末現議員數は百八十四名なり。定員の尤も多きは、高梁町の十八名とし、最も少きを津川、川面、巨瀬、有漢、上有漢、吉川、中井、中津井、呰部、上水田、水田の各村の十二名とす。

一級選擧者は、六〇六名にして二級選擧者は、四千四百三名、合計五千九名あり。明治四十四年末、本郡現住人口四万三千二百七十三人に對して、百分比十一人、五六の割合に當れり。尚詳しくは次

表に就て知るべし。

町村會議員調査表　（明治四十四年十二月卅一日現在）

町村名	定員	現員				欠員
		總數	華族	士族	平民	
高梁町	一八	一七	―	二	一五	一
松山村	一六	一三	―	一	一二	三
津川村	一二	六	―	―	六	六
川面村	一二	一二	―	―	一二	―
巨瀬村	一二	一〇	―	―	一〇	二
有漢村	一二	一二	―	―	一二	―
上有漢村	一二	一一	―	―	一一	一
上竹荘村	一四	一三	―	―	一三	一
豊野村	一四	一〇	―	―	一〇	四
下竹荘村	一二	一二	―	―	一二	―

町村名						
吉川村	三	二	—	—	二	一
中井村	三	一〇	—	—	一〇	二
中津井村	三	二	—	—	二	一
呰部村	三	三	—	—	三	—
上水田村	三	三	—	—	三	—
水田村	三	三	—	—	三	—
計	二〇六	一八四	—	三	一八一	三

町村會議員選擧被選擧有權者數調査表

（明治四十四年十二月卅一日現在）

町村名	級別	選擧有權者族籍別及法人					選擧被選擧權別		
		總數	華族	士族	平民	法人	公民ニシテ選擧權ヲ有スルモノ	公民ニシテ被選擧權ヲ有スルモノ	公民ニ非ラスシテ選擧權ヲ有スルモノ
高梁町	一級	三三	—	一	三二	—	三三	三三	—
	二級	三三六	—	四七	二八九	—	三三六	三三四	—
松山村	一級	四〇	—	三	三七	—	四〇	三八	—
	二級	二六六	—	六	二六〇	—	二六六	二六四	—
津川村	一級	一四	—	—	一四	—	一四	一三	—
	二級	二七二	—	—	二七二	—	二七二	二六一	—

村名	級	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
川面村	一級	四二	—	—	四二	—	四二	三七	—
	二級	二七九	—	二	二七七	—	二七九	二七四	—
巨瀬村	一級	五一	—	—	五一	—	五一	四七	—
	二級	二八〇	—	一	二七九	—	二八〇	二七八	—
有漢村	一級	三五	—	—	三五	—	三四	三四	—
	二級	三〇八	—	—	三〇八	—	三〇八	三〇二	一
上有漢村	一級	三二	—	—	三二	—	三二	三二	—
	二級	二四一	—	—	二四一	—	二四一	二三八	—
上竹莊村	一級	四五	—	—	四五	—	四五	四三	—
	二級	二五七	—	—	二五七	—	二五七	二五五	—
豐野村	一級	二八	—	—	二八	—	二八	二八	—
	二級	二七八	—	—	二七八	—	二七八	二七一	—
下竹莊村	一級	四六	—	—	四六	—	四六	四六	—
	二級	二〇二	—	—	二〇二	—	二〇二	二〇一	—
吉川村	一級	四〇	—	—	四〇	—	四〇	三九	—
	二級	一八八	—	—	一八八	—	一八八	一八五	—
中井村	一級	五一	—	—	五一	—	五一	五〇	—
	二級	三一八	—	—	三一八	—	三一八	三一三	—
中津井村	一級	三八	—	一	三七	—	三八	三六	—
	二級	三一〇	—	一	三〇九	—	三一〇	三〇五	—
呰部村	一級	三八	—	—	三八	—	三八	三六	—
	二級	三四三	—	一	三四二	—	三四三	三四一	—
上水田村	一級	五一	—	—	五一	—	五一	四八	—
	二級	三三二	—	—	三三二	—	三三二	三二七	—

水日村 二級	一九三	—	—	一九三	—	一九三	一八六	—
合計 一級	六〇六	—	五	六〇一	—	六〇五	五九一	一
合計 二級	四、四〇三	—	五八	四、三四五	—	四、四〇三	四、三三五	—

二、郡會議員

明治三十三年五月一日、郡制規則に從ひ、各選擧區に於て、選擧すべき郡會議員定員を十七名と定め、高梁町二名、其他の各村各一名を選擧する事となれり。現今議員は別表の如し。

毎年一、二月の頃を以て、議員を召集するを例とし、十四日を以て會議期日とすれども、本郡の議會は殊に平和圓滿にして、議論意見の衝突なく、從て議事の進行に澁滯なきを以て、會議期日を延期せしことなし。議員は何れも着實穩健にして郡治に貢献する所尠からず、其成績見るべきものあり。本會が現に議決實行せる事項は、別項列記せるものこれなり。

郡會議事堂は、未だ其建設を見ず、本郡役所樓上を假用するを例とせり。議員の旅費は、車馬賃一里拾五錢、日當金壹圓五拾錢とす。

明治四十四年末調査によれば、各町村に於て選擧權を有するものは、二千八百四十九人にして、其內被選擧權を有するもの、二千三百二十七人あり。選擧權を有せざるもの、七百八十八人なり。總計三千六百三十七人に對して、選擧權を有するもの、百分比例七八人三三の割合に當れり。

郡會議員選舉調

（四十四年十二月卅一日現在）

町村名	議員 定員	議員 現員 總數	華族	士族	平民	直接國稅參圓以上ヲ納ムル者 選舉權ヲ有スル者	選舉權ヲ有セサル者	計	直接國稅五圓以上ヲ納ムル者 被選舉權ヲ有スル者	被選舉權ヲ有セサル者	計
高梁町	二	二	—	—	二	二五三	一一一	三六四	二二一	一八	二三九
松山村	一	一	—	—	一	一三二	三五	一六七	九五	一四	一〇九
津川村	一	一	—	—	一	一二九	三六	一六五	一〇一	六	一〇七
川面村	一	一	—	—	一	二〇五	四四	二四九	一六六	二六	一九二
巨瀨村	一	一	—	—	一	二〇二	九二	二九四	一八三	六五	二四八
有漢村	一	一	—	—	一	一八一	四六	二二七	一六一	三五	一九六
上有漢村	一	一	—	—	一	一四八	三四	一八二	一三三	二七	一四九
上竹莊村	一	一	—	—	一	一九一	九一	二八二	一五二	七五	二二七
豐野村	一	一	—	—	一	一八九	一六	二〇五	一七二	一七	一八九
下竹莊村	一	一	—	—	一	一三六	八一	二一七	一〇九	四二	一五二

吉川村	一	一	｜	｜	一	一四六	三七	一八三	一三〇	二七	一四七
中井村	一	一	｜	｜	一	二〇三	二	二〇五	一四九	二	一五一
中津井村	一	一	｜	｜	一	一四九	｜	一四九	一三五	四	一三九
皆部村	一	一	｜	｜	一	一八四	｜	一八四	一五〇	一	一五一
上水田村	一	一	｜	｜	一	二一五	一〇五	三二〇	一九三	八六	二七九
水田村	一	一	｜	｜	一	一三六	五八	一九四	一一八	五一	一六九

本郡會が、決議實行せる事業を、列記せば次の如し。

上房郡令第一號

實業學校生徒學資補給規程ヲ定ムル左ノ如シ。

明治三十四年三月十三日　　上房郡長　高木幸文

實業學校生徒學資補助規程

第一條　本規程ニ依ル學資補給ハ毎町村各一人ヲ限リ選拔スルモノトス、但當該町村ニ於テ適當ノ志願者ナキトキハ他ノ町村ヨリ選拔補助ス。

前項ノ補給ハ既ニ入學修業中ノ者若クハ入學ノ許可ヲ得タル者ノ中ヨリ選拔ス。

第二條　每年ノ補給人員ハ告示ヲ以テ之ヲ定ム。

第三條　學資ノ補給ヲ受クルコトヲ得可キモノハ本郡內ニ本籍ヲ有シテ中等程度以上ノ學校ニ入學スルモノニ限ル。

第四條　補給金額ハ一人ニ付一ケ年金六拾圓トス。

第五條　學資ノ補給ヲ受ケントスルモノハ郡長ノ告示ニ依リ入學スヘキ學校名及學科ヲ記シ身元保證人(二名)連署シタル願書ニ履歷書ヲ添ヘ町村長ヲ經テ郡長ニ差出スヘシ。

第六條　學資ノ補給ヲ受ケタルモノハ卒業後滿三年間郡長ノ指揮ニ從ヒ本郡內ニ於テ服務スルノ義務アルモノトス。

第七條　半途退學者若クハ前條ノ義務ヲ全フセサルモノハ受ケタル補給金額ノ全部若クハ幾部ヲ返納セシムルモノトス。

願書式

學資補給願

某(志願者ノ名)義何學校何科ヘ入學志願ニ付學資補給相成度尤モ在學中及義務年間某ノ身上ニ關スル件ハ悉皆身元保證人ニ於テ其責ニ任シ可申候履歷書相添ヘ此段相願候也

志願者　何　某　印

住所族籍戸主（非戸主ハ戸主ノ續柄）

身元保証人　何　某　印

住所族籍戸主（非戸主ハ戸主ノ續柄）

身元保証人　何　某　印

上房郡長氏名殿

上房郡訓令第五號

町村役場

明治三十四年三月上房郡令第一號第五條ノ志願者アリタルトキハ町村長ハ左ノ各項ニ依リ取調證明書ヲ製シ願書ニ添付差出スベシ。

明治三十四年三月十三日

上房郡長　高木幸文

證明事項

一、志願者ノ氏名年齢。

二、志願者ノ資産、(非戸主ナルトキハ戸主ノ資産)

三、志願者ノ品行性質及志操ノ確否。

四、父兄ノ職業及將來ノ希望。

五、志願者ノ教育程度及成績並ニ所長ノ學科。

本項ハ志願者出身小學校長ノ意見書(若シ出身學校他町村ニ屬スルトキハ其學校ニ照會調査ヲ要ス)ヲ添付スベシ。

六、身元保証人ノ氏名年齢及資産。

上房郡告示第二號

罹災救助規程左ノ通相定ム

明治四十四年一月十二日

上房郡長　妹尾經時

罹災救助規程

第一條　不慮ノ災害ニ罹リタルモノニシテ窮迫ニ陷ルトキハ本規程ニ依リ之ヲ救助ス。

第二條　救助スヘキ種目左ノ如シ。

一食料、

第三條　前條ノ救助ハ左ノ制限ニ依ル。

食料　（家屋流亡燒失セシモノ、罹災當時ノ現住者ニ限リ日數二十日以內、仝二十五日以內、家屋流亡燒失倒潰セサルモ罹災ノ爲メ扶食、家財、物品等ヲ悉皆亡失シタルモノハ家屋倒潰ニ準シテ食料ヲ給與ス。

食料ノ給與ハ女及年齡十五年未滿ノ男ハ一日一人白米三合年齡十五年以上ノ男ハ一日一人白米五合ノ割ヲ以テ其地ノ下米相場ニ依リ計算シタル現金ヲ以テス。

小屋掛料		
家屋流亡燒失セシモノ	罹災當時ノ現住者四人以下	四圓以內
	仝上五人以上七人以下	六圓以內
	仝上八人以上十人以下	八圓以內
	仝上十一人以上	拾圓以內
家屋倒潰セシモノ	仝上四人以下	參圓以內
	仝上五人以上七人以下	五圓以內
	仝上八人以上十人以下	七圓以內

	仝上十一人以上	八圓以内

第四條　本規程ニ依リ救助ヲ受ケントスルモノハ町村長ヲ經テ願出ツヘシ。

附　則

第五條　本規程ハ罹災救助基金法ニ關スル規則ニ依リ救助ヲ受クヘキモノニハ之ヲ適用セス。

上房郡訓令第六號

町村役場

罹災救助取扱手續左ノ通相定ム。

明治三十四年五月十六日

上房郡長　高木幸文

罹災救助取扱手續

第一條　規程第四條ニ依リ救助ヲ請ハントスルモノアルトキハ町村長ハ實地ニ就キ精覈調査ヲ遂ケ救助ヲ受クベキモノト認ムルトキハ第一號書式ノ願書ヲ差出サシムベシ。

前項出願シ得ベキモノハ罹災ノ爲メ愈窮迫シタルモノニ限ル。

第二條　罹災者ヨリ願書ヲ差出シタルトキハ町村長ハ被害ノ輕重若クハ罹災者ノ狀況ニ依リ其救助ヲ受クベキ標準ノ範圍內ニ於テ適實ナル調査ヲ遂ゲ第二號書式ニ依リ救助取調書ヲ作リ本人

（第一號書式用紙罫半紙）

罹災救助願

本年何月何日何災ニテ私居住ノ家屋流（燒）失（倒潰）シ爲ニ扶食其他家財物品等悉皆亡失候處所有ノ財産毫モ無之（又ハ僅ニ土地其他何々ヲ所有スルモ何々ノ事故ニ依リ之ヲ使用スルコト能ハス）目下愈窮迫ニ及ヒ候ニ付罹災救助規程ニ依リ御救助相成度此段奉願候也

年　月　日

郡町（村）大字番地居住

何　某　印

上房郡長氏名殿

（第二號書式用紙同上）

罹災者救助上申

本町（村）何某（外何名）何災ニ罹リ救助出願ニ付實地取調候處事實相違無之別紙取調書相添本人願書致進達候條御聽許相成度此段上申候也

年　月　日

町（村）長氏名印

上房郡長氏名殿

罹災救助取調書

郡町(村)大字番地居住(借宅居住)

職業氏名

	氏名	生年月	財産及負債	
戸主	何某	年月	地價	
父	何某	年月	建物價格	
母	何某	年月	負担負債	
妻	何某	年月	戸數割	何等ニ區別ス
何	何某	年月	等級	何等
何	何某	年月	金	
何	何某	年月		

食料					
米	下米一石相場	金額	給別	五合人員 三合人員	日數

小屋掛料	現住人員	金額
		厘

備考

罹災當時他行又ハ失踪中ノモノハ其氏名ヲ朱書スヘシ所有地ノ内其荒廢ニ屬シタルモノアルトキハ其無害地ニ係ル地價ハ墨書シ荒地ニ係ルモノハ朱書スヘシ建物ノ亡失ニ歸シタルモノハ其罹災前ノ價格ヲ朱書免税ノモノハ「免税」ト記シ等級欄ニ「―」ヲ付スベシ負債ハ登記又ハ公證ヲ經タルモノニ限リ記スベシ。

岡山縣上房郡罹災救助資金設置及管理規程

第一條　岡山縣罹災救助ノ範圍ニ屬セサル罹災者ヲ救助スル爲メ明治三十六年度ヨリ明治四十五年度マテ十ケ年間ニ金四千圓ヲ郡費ヨリ支出シテ資金ニ充ツ其毎年度ノ支出額ハ豫算ヲ以テ之ヲ定ム但場合ニ依リ或年度ヲ限リ支出ヲ停止スルコトヲ得ルモ年限ヲ延長セス。

第二條　資金ハ之ヲ特別會計トス。

第三條　資金ハ國債証券ヲ買入ルヽモノトス但時宜ニ依リ確實ナル銀行ニ担保ヲ提供セシメ利附預ケト爲スコトアルベシ。

第四條　資金ヨリ生スル利子ハ救助費ニ充用シ尚殘餘アルトキハ資金ニ編入ス。

但第一條ノ金額ノ全部ヲ支出シ了ルマデハ其利子金ハ悉皆資金ニ編入ス。

第五條　本資金ニ對スル縣補助金ハ之ヲ資金ニ編入ス。

右明治三十六年六月二十五日定ム。

上房郡告示第七號

町村土木工費補助規程左ノ通リ定ム。

明治四十二年三月十五日

上房郡長　妹尾經時

土木工費補助規程

第一條　町村費支辨ニ屬スル第三類道路橋梁中町村內ノ某區ヨリ縣道又ハ一等里道ニ達スル路線及某區ヨリ某區ニ通スル樞要線路ノ改修工費並ニ町村事業トシテ施工スル溜池。用水路。堰ノ新設若クハ修繕工費ハ郡費ヲ以テ補助ス。

第三條　本規程ニ據リ補助ヲ受ケントスル町村ハ工事目論見書及圖面ヲ添ヘ前年十二月十五日迄ニ出願スベシ。明治四十二年度起工ノ工事ニ限リ出願期日ヲ明治四十二年四月三十日迄トス。

第四條　前條出願ノ工事ニシテ明治三十八年六月岡山縣令第五十二號土木事業取締規則第一條ニ該當スルモノナル時ハ出願ト同時ニ其手續ヲ爲スヘシ。

第五條　補助工事ニシテ認可ヲ經タル設計ヲ變更シ又ハ成工期限ヲ經過シタルモノニハ補助金ヲ與ヘズ。

但シ許可ヲ得テ設計ヲ變更シ又ハ延期ヲ許可シタルモノハ此限リニアラズ。

第六條　補助金ハ工事竣功ノ上交付スベシト雖モ補助額八拾圓以上ニシテ工事ノ出來形五分以上ニ至ル時ハ請求ニ依リ其出來形ノ工費ニ對スル補助金額十分ノ八迄ノ內渡ヲ爲スコトアルヘシ。

前項內渡ノ請求ヲ爲サントスルモノハ甲號書式ノ請求書及計算書ヲ作リ提出スヘシ。

第七條　工事完成シタル時ハ乙號書式ノ請求書ニ工事出來形書ヲ添ヘ差出スヘシ。

第八條　本規程ニ依リ補助ヲ受ケタル町村ハ工程簿ヲ作リ日々使役ノ人夫職工購入ノ物品及其賃金代價並ニ工事ノ竣成步合等ヲ詳記シ且ツ費金ハ支拂ノ時々領收証ヲ徵シテ之レヲ整理シ何時タリトモ掛員出張ノ際撿閱ニ供スベシ。

第九條　本規程ハ明治四十二年四月一日ヨリ施行ス。

（甲號書式）

土木補助金内渡請求書

補助高金何程

一金　何　程

是ハ何町村地内第三類道路橋梁改修（又ハ溜池用水路堰新設修繕）工費補助金

外

金　何　程　　何年何月何日受取濟

金　何　程　　何年何月何日受取濟

右ハ當町村土木費補助出願ニ係ル何年何月何日付御指令何第何號ヲ以テ御差示相成候工事今般何分方出來候ニ付前記金額御交付相成度計算書相添此段請求候也

何町村長　氏　名　印

上房郡長氏名殿

補助工事費金計算書

一金何　　程
但何年何月何日ヨリ何月何日迄ノ實費
內　譯
金何　　程
是ハ表石何程購入代
金何　　程
是ハ裏石何程購入代
金何　　程
是ハ石工何人賃金
金何　　程
是ハ人夫何人賃金
金何　　程
、、、、
右ノ通リ相違無之候也
年　月　日
何町村長氏名印

（乙號書式）

土木補助金決算下渡請求書

補助高金何程

一金　何　程

是ハ何町村地内第三類道路橋梁改修（又ハ溜池。用水路。堰。新設。修繕）工費補助金

外

金　何　程　何年何月何日受取濟

金　何　程　何年何月何日受取濟

右ハ當町村土木補助願ニ係ル何年何月何日付御指令何第何號ヲ以ヲ御差示相成候工事何年何月何日竣功候ニ付前記金額御交付相成度此段請求候也

年　月　日　何町村長氏名印

上房郡長氏名殿

上房郡告示第十二號

町村砂防工事補助規程左ノ通リ之レヲ定ム。

明治四十年三月九日　　上房郡長　妹尾經時

砂防工事補助規程

第一條　郡費ヨリ補助スル砂防工事費ハ縣費ノ補助ヲ受ケタル町村ノ新設砂防工事ニ限ル。

第二條　前條補助スヘキ金額ハ町村負担總額十分ノ一以內トス。

第三條　起工設計書ニ對シ出來形不足等ニテ改築增築ヲ命セラレ爲メニ要シタル費金ニ對シテハ補助セス。

第四條　實地出來形粗惡又ハ不足等ノ爲メ設計ノ變更或ハ取消ヲ命セラレタル時ハ既ニ與ヘタル郡費補助ノ指令モ從テ變更又ハ取消ノ處分ヲ行フモノトス。

第五條　本規程ニ據ル取扱手續ハ別ニ訓令ヲ以テ定ム。

第六條　本規程ハ明治四十年度起工ノ工事ニ適用ス。

上房郡令第三號

產業組合取締規程左ノ通リ定ム。

明治四十二年四月二十日　　上房郡長　妹尾經時

產業組合取締規程

第一條　產業組合法ニ依ル設立ノ各種組合ハ左ノ條項ヲ遵守スヘシ。

第二條　組合設立ノ許可ヲ受ケタルトキハ組合及役員ノ印章(印鑑添付)ヲ遲滯ナク屆出ツヘシ、之レヲ改刻シタルトキハ亦同シ。

第三條　組合設立ノ許可ヲ受ケタルトキハ直チニ定欵副本ヲ差出スヘシ、之レヲ改正變更シタルトキハ亦同シ。

第四條　定欵ノ規定ニヨリ會議ヲ開カントスルトキハ開會五日前其日時場所及會議ノ目的事項ヲ屆出ツヘシ。

會議ヲ終リタルトキハ閉會後五日以内ニ議決ノ要領又ハ執行セシ顚末ヲ屆ツベシ。

第五條　役員及事務員ノ職氏名ハ設立ノ許可ヲ受ケタル后五日以内ニ屆出ツヘシ。

改選退職死亡シタルトキ又ハ理事々務員ヲ任免シタルトキ亦前項ニ仝シ。

第六條　組合ヨリ差出ス書面ハ總テ其事務所々在地ノ町村役塲ヲ經由スベシ。

附　則

第七條　本規程施行前既設ノ組合ハ本令施行後十日以内ニ第二條第四條第五條ノ事項ヲ屆出ツベシ。

第八條　本令ハ明治四十二年五月一日ヨリ施行ス。

上房郡告示第六號

烟草作獎勵規程左ノ通リ定ム。

明治四十二年三月十五日

上房郡長　妹尾經時

烟草作獎勵規程

第一條　烟草作改良ノ目的ヲ以テ事業ヲ企劃シタル町村若クハ團体ニハ郡費ヨリ獎勵金ヲ交付ス。

第二條　前條ノ獎勵金ヲ受ケントスル町村若クハ團体ノ代表者ハ明治四十二年四月三十日迄ニ事業方法書及經費豫算書ヲ添ヘ願出ツヘシ。

第三條　獎勵金ヲ受ケタル町村若クハ團体ニシテ豫定ノ事業ヲ遂行セサル時ハ獎勵金ヲ減却シ若クハ取消スコトアルヘシ。

第四條　獎勵金ヲ受ケタル町村若クハ團体ハ事業竣了後直チニ其成績ヲ報告スヘシ。

第五條　本規程ハ明治四十二年四月一日ヨリ施行ス。

上房郡令第二號

蠶業獎勵規程ヲ定ムル事左ノ如シ。

明治四十一年二月三日

上房郡長　妹尾經時

蠶業獎勵規程

第一條　町村又ハ團体ニ於テ蠶業ニ關スル教師ヲ雇用シ若クハ蠶業上ノ施設ヲ爲シタルトキハ本規程ニ依リ獎勵金ヲ交付ス。

第二條　第一條ニ依リ獎勵金ノ交付ヲ請ハントスル時ハ左ノ事項ヲ詳記シ明治四十一年四月十五日迄ニ町村又ハ團体ノ代表者ヨリ郡長ニ願出ツヘシ。

一、施設事業ノ種類及方法、

二、經費豫算及負担方法、

三、事業着手ノ年月日、

第三條　出願者ニ交付スヘキ獎勵金ノ額ハ施設事業ノ大小効力ノ多寡等ヲ推定シテ郡長之レヲ定ム。

第四條　獎勵金ヲ受ケタル町村又ハ團体ニ於テ豫定ノ事業ヲ中止シ若クハ出願當時ノ計劃ニ反シタル事實アリタル時ハ獎勵金ノ額ヲ減少シ又ハ許可ヲ取消スコトアルヘシ。

第五條　獎勵金ヲ受ケタル町村又團体ハ事業終了後一週間以内ニ事業ノ實蹟ヲ報告スヘシ。

第六條　明治四十一年度ニ於テ交付スヘキ獎勵金ノ額ハ金百八拾圓ヲ以テ限リトス。

附　則

第七條　本令ハ明治四十一年四月一日ヨリ施行ス。

明治四十年三月十三日付上房郡令第一號家畜獎勵規程左ノ通リ改正ス。

明治四十一年二月三日

上房郡長　妹尾經時

家畜獎勵規程

第一條　岡山縣種牡牛取締規則及岡山縣有種牛委托規程ニ依ル種牛ニ自已所有ノ牝牛ヲ交尾セシメタルモノニハ出願ニ依リ獎勵金ヲ交付ス。

牛馬賣買商ニハ本規程ヲ適用セス。

第二條　獎勵金ハ交尾料金高ノ十分ノ七以內ニ於テ郡長之レヲ定ム。

第三條　左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニハ獎勵金ヲ交付セズ。

一、獎勵金ヲ受ケタル牝牛ニシテ賣買讓渡ノ爲メ買主若クハ讓受人ヨリ其年度內ニ再ビ獎勵金ノ交付ヲ請求シタルトキ、

二、自己所有ノ種牛又ハ委托種牛ニ自已所有ノ牝牛ヲ交尾セシメタルモノ、

三、一旦獎勵金ヲ受ケタル牛ニ對シ同一年度內ニ再ヒ其交付ヲ願出テタルトキ、

第四條　獎勵金ノ交付ヲ請ハントスルモノハ別紙樣式ノ願書ニ種牛所有者又ハ委托種牛飼養管理者ノ種付年月日ヲ記載シタル交尾料受領証書ヲ添ヘ郡長ニ差出スヘシ。

但シ種牛所有者又ハ委托飼養管理者ハ他郡市ニ住スルモノナルトキハ其種牛所在地町村長ニ於テ作製セル其町村内所有ノ種牛又ハ委托種牛及種類ヲ知ルニ足ルベキ證明書ヲ添付スヘシ。

第五條　奬勵金ヲ受ケタル牝牛ヲ滿一ヶ年内ニ賣却讓渡シタル畜主ハ受渡ヲ了シタル日ヨリ一週間以内ニ買受人(讓受人)連署ノ書面ヲ以テ其旨ヲ屆出ツヘシ。

第六條　本令ニ依リ差出スヘキ書類ハ總テ差出人居住ノ町村役塲ヲ經由スヘシ。

第七條　奬勵金交付後ニ於テ第三條各號ノ事實ヲ發見シタルトキ又ハ第五條ノ屆出ヲ怠リタルモノアルトキハ奬勵金返納ヲ命スルモノトス。

但前項後段ノ塲合ニ於テハ賣渡人若クハ讓渡人其責ヲ負フ。

附　則

第八條　本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス。

但第二條ノ規程ハ明治四十一年四月一日ヨリ實施ス、

別紙様式

家畜奬勵金交付願

住　所

畜主氏名

一牝牛

種類（名號共）　血統

年齡　毛色（特徵共）

体尺　產地

右ハ郡町村（大字）某所有ノ種牛（其飼養ノ委托種牛）ヨリ年月日種付ノ手續ヲ了シ受胎セシモノト認候ニ付テハ明治四十一年二月上房郡令第三號家畜奬勵規程ヲ遵守可致候條奬勵金御交付被下度（種牛）（委托種牛）所在地町村長ノ証明書及交尾料受領証ヲ添付相願候也

年　月　日　右

氏　名　印

郡　長　殿

町　村　役　場

上房郡訓令第一號

明治四十年（三月）郡訓令第三號ノ家畜奬勵規程取扱手續左ノ通リ改ム。

明治四十一年二月三日　上房郡長　妹尾經時

家畜奬勵規程取扱手續

第一條　規程第四條ニ據リ家畜奬勵金交付ノ出願アリタルトキハ同第三條各號ノ事實ニ就キ精密ノ調査ヲ遂ケ副申スヘシ。

第二條　規程第四條ノ証明書ハ出願アリタル毎ニ之レヲ交付スヘシ。

第三條　規程第五條ノ事項ハ町村長ニ於テ常ニ注意シ違脊者ナキ樣取扱フヘシ。

第四條　本令ニ於テ規程ト稱スルハ明治四十一年一月上房郡令第三號家畜奬勵規程ヲ云フ。

明治四十五年度岡山縣上房郡歳入歳出豫算書

歳入

經常部

第一款　各町村分賦額　金八千五百五拾七圓八拾錢

第一項　各町村分賦額　金八千五百五拾七圓八拾錢

經常部合計金八千五百五拾七圓八拾錢

臨時部

第一欵　繰越金　金五拾圓

第一項　前年度繰越金　金五拾圓

臨時部合計金五拾圓

歳入総計金八千六百七圓八拾銭

歳出

經常部

第一欵　會議費　金六百貳拾八圓六拾銭

第一項　郡會議費　金六百貳拾八圓六拾銭

第二項　郡參事會諸費　金百拾五圓貳拾銭

第二欵　郡吏員費　金八拾八圓

第一項　吏員費　金八拾八圓

第三欵　郡費取扱費　金貳拾八圓

第一項　郡金庫費　金貳拾圓

第二項　諸費　金八圓

第四欵　郡會議員選擧費　金六拾八圓七拾銭

第一項　選舉費　金六拾八圓七拾錢

第五款　教育費　金六百貳拾參圓

第一項　小學校教員講習費　金四百六拾參圓

第二項　學事奬勵費　金百六拾圓

第六款　救助費　金五拾圓

第一項　罹災救助費　金五拾圓

第七款　勸業費　金千百參拾壹圓八拾錢

第一項　勸業諸費　金千百參拾壹圓八拾錢

第八款　神社費　金參拾壹圓七拾錢

第一項　神社費　金參拾壹圓七拾錢

第九款　豫備費　金五拾圓

第一項　豫備費　金五拾圓

經常部合計金貳千六百九拾九圓八拾錢

臨時部

第一款　土木補助費　金貳千六百五拾參圓

第一項　土木補助費　金貳千六百五拾參圓

第二款　敎育補助費　金千參百圓

第一項　敎育補助費　金千參百圓

第三款　勸業補助費　金千四百拾五圓

第一項　勸業補助費　金千四百拾五圓

第四款　神職會補助費　金參拾圓

第一項　神職會補助費　金參拾圓

第五款　帝國在鄕軍人會聯合分會補助費　金百貳拾圓

第一項　帝國在鄕軍人會聯合分會補助費　金百貳拾圓

第六款　衛生補助費　金五拾圓

第一項　衛生補助費　金五拾圓

第七款　植林費本年度支出額　金四拾圓

第一項　植林費ノ內植樹費本年度支出額　金四拾圓

第八款　罹災救助資金編入金　金貳百圓

第一項　罹災救助資金編入金　金貳百圓

第九欵　財　産　費　金百圓

第一項　調　査　費　金百圓

明治四十五年度岡山縣上房郡歳入豫算説明

歳入經常ニ關スル部

本年度豫算ヲ以テ前年度豫算ニ比シ金千四百貳拾壹圓五拾錢ヲ增ス其ノ理由ハ歳出ノ增加ニ伴ヒ增額ノ收入ヲ要スルニ由ル

第一欵　各町村分賦額

本年度豫算ヲ以テ前年度豫算ニ比シ金千四百貳拾壹圓五拾錢ヲ增ス其理由ハ歳出ノ增加ニ伴ヒ增額ノ收入ヲ要スルニ由ル

歳入臨時ニ關スル部

本年度豫算ヲ以テ前年度豫算ニ比シ金百八拾圓ヲ減ス其理由ハ決算未濟概算殘金ノ少キニ由ル

歳入經常部					備考
科目	本年度豫算高	前年度豫算高	比較		
			增	減	

第一款 各町村分賦額		八、五五七円八〇〇	七、一三六円三〇〇	一、四二一円五〇〇		
第一項 各町村分賦額		八、五五七、八〇〇	七、一三六、三〇〇	一、四二一、五〇〇		前年度直接國税縣税徴收額 一六五、〇八五円一〇五
	第一目 高梁町	一、二八四、五三五	八九五、三五二	三八九、一八三		仝 二四、七七九、四五五
	第二目 松山村	五一三、七七八	四三六、〇三七	七七、七四一		仝 九、九二一、〇八〇
	第三目 津川村	二六八、六九二	三〇九、八三一	五八、八六一		仝 七、一一三、三〇〇
	第四目 川面村	四三八、五三四	三七六、〇〇六	六二、五二八		仝 八、四五九、五九〇
	第五目 巨瀬村	五二六、七九二	四四八、九九七	七七、七九五		仝 一〇、一六二、一三五
	第六目 有漢村	六六五、二一六	五七九、三三七	八五、八七九		仝 一三、八三二、四二〇
	第七目 上有漢村	三三八、一四七	二九〇、〇〇一	四八、一四六		仝 六、五二三、〇五五
	第八目 上竹莊村	五三九、八九三	四六八、六八一	七一、二一三		仝 一〇、四一四、八六五
	第九目 豐野村	六三三、八三二	五三七、七〇六	九六、一二六		仝 一三、三二六、九七〇
	第十目 下竹莊村	四二一、七〇一	三六九、八八四	五一、八一七		仝 八、一三四、八五五
	第十一目 吉川村	三七八、一四三	三二三、五八四	五四、五五九		仝 七、二九四、六〇〇

款項	目					
	第十二目 中井村	四二七、三四七	三六七、一八六	六〇、一六一		仝 八、二四三、七八五
	第十三目 中津井村	三九八、一三四	三四五、九八八	五二、一四六		仝 七、六八〇、二四五
	第十四目 呰部村	四七〇、四一二	三九六、五八〇	七三、八三二		仝 九、〇七四、五〇〇
	第十五目 上水田村	五九七、八九三	五一六、三八四	八一、五〇九		仝 一一、五三三、七一五
	第十六目 水田村	五五四、七五三	四七四、七四六	八〇、〇〇七		仝 一〇、七〇一、五三五
歲入經常部合計		八、五五七、八〇〇	七、一三六、三〇〇	一、四二一、五〇〇		
歲入臨時部						
第一款 繰越金		五〇、〇〇〇	二三〇、〇〇〇		一八〇円〇〇〇	
第一項 繰越金		五〇、〇〇〇	二三〇、〇〇〇		一八〇、〇〇〇	
	第一目 前年度繰越金	五〇、〇〇〇	二三〇、〇〇〇		一八〇、〇〇〇	前年度決算未濟概算殘金
歲入臨時部合計		五〇、〇〇〇	二三〇、〇〇〇		一八〇、〇〇〇	
歲入總計		八、六〇七、八〇〇	七、三六六、三〇〇	一、四二一、五〇〇	一八〇、〇〇〇	

本年度豫算ヲ以テ前年度豫算ニ比シ金七百拾八圓五拾錢ヲ增ス其ノ理由ハ會議費、郡吏員費、郡會議員選擧費、教育費、勸業費、神社費、ノ增ニ依ル

第一欵　會　議　費

本年度豫算ヲ以テ前年度豫算ニ比シ金六拾五圓四拾錢ヲ增ス其ノ理由ハ費用辨償額等ノ增加ニ由ル

第二欵　郡　吏　員　費

本年度豫算ヲ以テ前年度豫算ニ比シ金八拾壹圓五拾錢ヲ增ス其ノ理由ハ雜費ニ於テ減少シタルモ俸給及旅費ヲ置キタルニ由ル

第三欵　郡　費　取　扱　費

本年度豫算ヲ以テ前年度豫算ニ比シ增減ナシ

第四欵　郡會議員選擧費

本年度豫算ヲ以テ前年度豫算ニ比シ金六拾圓八拾錢ヲ增ス其ノ理由ハ定期改選アルヲ以テ費用辨償額及雜費ノ增加ニ依ル

第五欵　教　　育　　費

本年度豫算ヲ以テ前年度豫算ニ比シ金六拾參圓ヲ增ス其ノ理由ハ小學校教員講習費ノ增加ニ由ル

第六款　救　助　費

本年度豫算ヲ以テ前年度豫算ニ比シ增減ナシ

第七款　勸　業　費

本年度豫算ヲ以テ前年度豫算ニ比シ金四百參拾壹圓八拾錢ヲ增ス其ノ理由ハ巡回敎師費ヲ置キタルト奬勵費ノ增加シタルトニ由ル

第八款　神　社　費

本年度豫算ヲ以テ前年度豫算ニ比シ金拾六圓ヲ增ス其ノ理由ハ神饌幣帛料ノ增加ニ由ル

第九款　豫　備　費

本年度豫算ヲ以テ前年度豫算ニ比シ增減ナシ

歲出臨時ニ關スル部

本年度豫算ヲ以テ前年度豫算ニ比シ金五百貳拾參圓ヲ增ス其理由ハ補助費本年度支出額及寄附金ニ於テ減少シタルモ土木敎育勸業補助費ニ於テ增加シタルト罹災救助費金編入金ヲ置キタルトニ由ル

第一款　土木補助費

本年度豫算ヲ以テ前年度豫算ニ比シ金貳百四拾參圓ヲ增ス其ノ理由ハ溜池費ニ於テ減少シタルモ

道路橋梁費補助ノ增加ニ由ル

第二款　教育補助費

本年度豫算ヲ以テ前年度豫算ニ比シ金百圓ヲ增ス其ノ理由ハ私立教育會補助ニ於テ減少シタルモ私立學校及私立准教育養成所補助ノ增加ニ由ル

第三款　勸業補助費

本年度豫算ヲ以テ前年度豫算ニ比シ金百圓ヲ增ス其理由ハ農會補助ノ增加ニ由ル

第四款　神職會補助費

本年度豫算ヲ以テ前年度豫算ニ比シ增減ナシ

第五款　帝國在鄕軍人會聯合分會補助費

本年度豫算ヲ以テ前年度豫算ニ比シ增減ナシ

第六款　衛生補助費

本年度豫算ヲ以テ前年度豫算ニ比シ增減ナシ

第七款　植林費本年度支出額

本年度豫算ヲ以テ前年度豫算ニ比シ增減ナシ

第八款　罹災救助資金編入金

前年度豫算ナキヲ以テ比較スルニ由ナシ

第九款　財産費

本豫算ヲ設クル所以ノモノハ財産調査ノ必要アルニ由ル但前年度豫算ナキヲ以テ比較スルニ由ナシ

歳出經常部

科目		本年度豫算高	前年度豫算高	比較 増	比較 減	備考
第一款會議費		六二八円六〇〇	五六三円二〇〇	九六円四〇〇	三一円〇〇〇	
第一項郡會議費		五一三、四〇〇	四二七、〇〇〇	八六、四〇〇		
	第一目費用辨償額	四〇五、六〇〇	三三七、六〇〇	六八、二〇〇		金參百五拾八圓日當 金四拾七圓六拾錢車馬賃
	第二目雜給	二八、八〇〇	二三、〇〇〇	五、八〇〇		金貳拾圓書記日當 金八圓八拾錢小使日給
	第三目議場費	七九、〇〇〇	六六、四〇〇	一三、六〇〇		金參円通信運搬費 金貳円備品費 金拾円消耗品費 金四拾五円印刷費 金拾參円借家料 金六円雜費

款項	目					備考
第二項 郡參事會諸費		一一五、二〇〇	一三六、二〇〇	一〇、〇〇〇	三一、〇〇〇	
	第一目 費用辨償額	九九、二〇〇	一二八、二〇〇		二九、〇〇〇	金八拾圓日當 金拾九圓二拾錢車馬賃
	第二目 雜給	一、〇〇〇	三、〇〇〇		二、〇〇〇	金壹圓小使日當
	第三目 議場費	五、〇〇〇	五、〇〇〇			諸雜費
	第四目 惠與	一〇、〇〇〇		一〇、〇〇〇		郡參事會書記賞與
第二款 吏員費		八八、〇〇〇	六、五〇〇	八四、〇〇〇	二、五〇〇	
第一項 吏員費		八八、〇〇〇	六、五〇〇	八四、〇〇〇	二、五〇〇	
	第一目 俸給	二四、〇〇〇		二四、〇〇〇		郡吏員二人俸給
	第二目 旅費	六〇、〇〇〇		六〇、〇〇〇		仝上旅費

	第三目雜費	四、〇〇〇	六、五〇〇		二、五〇〇	金貳圓消耗品費 金貳圓通信運搬費
第三款郡費取扱費		二八、〇〇〇	二八、〇〇〇			
第一項郡金庫費		二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇			
	第一目手當	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇			郡金庫事務取扱手當
第二項諸費		八、〇〇〇	八、〇〇〇			
	第一目雜費	八、〇〇〇	八、〇〇〇			金參圓備品費 金貳圓消耗品費 金參圓通信運搬費
第四款郡會議員選擧費		六八、七〇〇	七、九〇〇	六〇、八〇〇		
第一項選擧費		六八、七〇〇	七、九〇〇	六〇、八〇〇		
	第一目費用辨償額	五七、二〇〇	六、四〇〇	五〇、八〇〇		金五拾圓四拾錢日當 金六圓八拾錢車馬賃

	第二目 雜費	一一、五〇〇	一、五〇〇	一〇、〇〇〇		諸用紙代
第五款 教育費		六二三、〇〇〇	五六〇、〇〇〇	六三、〇〇〇		
第一項 小學校教員講習費		四六三、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	六三、〇〇〇		
	第一目 雜給	四六三、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	六三、〇〇〇		講習手當
第二項 學事獎勵費		一六〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇			
	第一目 學事獎勵費	一六〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇			金七拾圓小學校並實業補習學校生徒賞與金 金九拾圓小學校並夜學獎勵費
第六款 救助費		五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇			
第一項 罹災救助費		五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇			
	第一目 罹災救助費	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇			罹災救助費

第七款 勸業費		一、一三一、八〇〇	七〇〇、〇〇〇	四三一、八〇〇		
第一項 勸業諸費		一、一三一、八〇〇	七〇〇、〇〇〇	四三一、八〇〇		
	第一目 巡廻教師費	二八一、八〇〇		二八一、八〇〇		金百八拾圓蠶業巡廻教師俸給 金百圓仝旅費 金壹圓八拾錢仝惠與
	第二目 奬勵費	八五〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇		金貳百圓牝牛奬勵費 金參百五拾圓蠶業奬勵費 金參百圓煙草作奬勵費
第八款 神社費		三一、七〇〇	一五、七〇〇	一六、〇〇〇		
第一項 神社費		三一、七〇〇	一五、七〇〇	一六、〇〇〇		
	第一目 神饌幣帛料	三〇、〇〇〇	一四、〇〇〇	一六、〇〇〇		金九圓神饌料 金貳拾壹圓幣帛料
	第二目 雜費	一、七〇〇	一、七〇〇			金六錢奉書紙代 金四錢水引代 金壹圓六拾錢辛櫃運搬人夫賃
第九款 豫備費		五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇			

第二項豫備費	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇			
第一目豫備費	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇			豫算外及豫算超過支出ニ充ツ
歳出經常部合計	二、六九九、八〇〇	一、九八一、三〇〇	七五二、〇〇〇	三三、五〇〇	
歳出臨時部					
第一款土木補助費	二、六五三、〇〇〇	二、四一〇、〇〇〇	三四三、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
第一項土木補助費	二、六五三、〇〇〇	二、四一〇、〇〇〇	三四三、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
第一目道路橋梁費補助	一、六五三、〇〇〇	一、三一〇、〇〇〇	三四三、〇〇〇		金六百五拾參圓第二類里道改修費補助金千圓第三類里道橋梁改修費補助
第二目溜池費補助	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇		一〇〇、〇〇〇	
第二款教育補助費	一、三〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	

第一項 教育補助費		一、三〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	
	第一目 公立學校補助	四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇			實業補習學校補助
	第二目 私立教育會補助	四五〇、〇〇〇	四八〇、〇〇〇		三〇、〇〇〇	私立上房郡教育會補助
	第三目 私立學校補助	三〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇		私立順正高等女學校補助
	第四目 私立准教員養成所補助	一五〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇		私立有漢准教員養成所補助
第三款 勸業補助費		一、四一五、〇〇〇	一、三一五、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇		
第一項 勸業補助費		一、四一五、〇〇〇	一、三一五、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇		
	第一目 農會補助	一、〇〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇		上房郡農會補助
	第二目 眞田紐同業會補助	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇			上房郡眞田紐同業會補助

第三目 商工會補助	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇			高梁商工會補助
第四目 獸醫會補助	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇			岡山縣獸醫會上房郡支部補助
第四款 神職會補助	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇			
第一項 神職會補助費	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇			
第一目 神職會補助	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇			岡山縣神職會上房郡支部補助
第五款 帝國在鄉軍人會聯合分會補助費	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇			
第一項 帝國在鄉軍人會聯合分會補助費					
第一目 帝國在鄉軍人會聯合分會補助費	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇			上房郡聯合分會補助
第六款 衛生補助費	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇			

第一項 衛生補助費	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇			
第一目 醫師會補助	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇			上房郡醫師會補助
第〇款 補助費本年度支出額		三〇、〇〇〇		三〇、〇〇〇	
第〇項 補助費ノ内教育補助費本年度支出額		三〇、〇〇〇		三〇、〇〇〇	
第〇目 學資補助費本年度支出額		三〇、〇〇〇		三〇、〇〇〇	
第七款 植林費本年度支出額	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇			
第一項 植林費ノ内植樹費本年度支出額	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇			
第一目 雜費本年度支出額	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇			金四拾圓保護費
第八款 罹災救助資金編入金	二〇、〇〇〇		二〇、〇〇〇		

第一項 罹災救助資金編入金		二〇、〇〇〇		二〇、〇〇〇		
	第一目 罹災救助資金編入金	二〇、〇〇〇		二〇、〇〇〇		
第九款 財産費		一〇〇、〇〇〇		一〇〇、〇〇〇		
第一項 調査費		一〇〇、〇〇〇		一〇〇、〇〇〇		
	第一目 調査費	一〇〇、〇〇〇		一〇〇、〇〇〇		調査費
第〇款 寄付金			一〇〇、〇〇〇		一〇〇、〇〇〇	
第〇項 書籍費寄付			一〇〇、〇〇〇		一〇〇、〇〇〇	
	第〇目 書籍費寄付		一〇〇、〇〇〇		一〇〇、〇〇〇	
歳出臨時部合計		五、九〇八、〇〇〇	五、三八五、〇〇〇	八七三、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	

歳出総計	八、六〇七、八〇〇	七、三六六、三〇〇	一、六三五、〇〇〇	三八三、五〇〇

明治四十五年度岡山縣上房郡罹災救助資金特別會計部歳入歳出豫算書

歳入

經常部

第一款 財産收入 金四拾五圓四拾貳錢壹厘

第一項 動産收入 金四拾五圓四拾貳錢壹厘

第二款 郡費ヨリ編入金 金貳百圓

第一項 郡費ヨリ編入金 金貳百圓

經常部合計金貳百四拾五圓四拾貳錢壹厘

臨時部

第一款 補助金 金百圓

第一項 罹災救助資金補助金 金百圓

臨時部合計金百圓

歳入総計金參百四拾五圓四拾貳錢壹厘

歳出

經常部

第一欵　罹災救助資金　金參百四拾五圓四拾貳錢壹厘

第一項　罹災救助資金　金參百四拾五圓四拾貳錢壹厘

經常部合計金參百四拾五圓四拾貳錢壹厘

歳出総計金參百四拾五圓四拾貳錢壹厘

明治四拾五年度岡山縣上房郡罹災救助資金特別會計部歳入豫算説明

歳入經常ニ關スル部

本年度豫算ヲ以テ前年度豫算ニ比シ金貳百壹圓五錢六厘ヲ増ス其ノ理由ハ財産ノ増加ト郡費ヨリ編入金ヲ設ケタルニ由ル

第一欵　財産收入

本年度豫算ヲ以テ前年度豫算ニ比シ金壹圓五錢六厘ヲ増ス其理由ハ資金ノ増加ニ由ル

第二欵　郡費ヨリ編入金

前年度豫算ナキヲ以テ比較スルニ由ナシ

歳入臨時ニ關スル部

前年度豫算ナキヲ以テ比較スルニ由ナシ

第一款　縣補助金

前年度豫算ナキヲ以テ比較スルニ由ナシ

科目	本年度豫算高	前年度豫算高	比較 増	比較 減	備考
歳入經常部					
第一款　財産収入	四五円四二一	四四円三六五	一円〇五六		
第一項動産収入	四五、四二一	四四、三六五	一、〇五六		
第一目利子	四五、四二一	四四、三六五	一、〇五六		債券六百圓ノ百分ノ五及預金參百拾參圓拾貳錢五厘ニ對スル利子
第二款　郡費ヨリ編入金	二〇〇、〇〇〇		二〇〇、〇〇〇		

科目						
第一項 郡費ヨリ編入金		二〇〇、〇〇〇		二〇〇、〇〇〇		
	第一目 郡費ヨリ編入金	二〇〇、〇〇〇		二〇〇、〇〇〇		
歳入経常部合計		二四五、四二一	四四、三六五	二〇一、〇五六		
歳入臨時部						
第一款 県補助金		一〇〇、〇〇〇		一〇〇、〇〇〇		
第一項 罹災救助資金補助金		一〇〇、〇〇〇		一〇〇、〇〇〇		
	第一目 罹災救助資金補助金	一〇〇、〇〇〇		一〇〇、〇〇〇		罹災救助資金補助金
歳入臨時部合計		一〇〇、〇〇〇		一〇〇、〇〇〇		
歳入総計		三四五、四二一	四四、三六五	三〇一、〇五六		

明治四十五年度岡山縣上房郡罹災救助資金特別會計部歳出豫算說明

歳出經常ニ關スル部

本年度豫算ヲ以テ前年度豫算ニ比シ金參百壹圓五錢六厘ヲ增ス其ノ理由ハ財產ノ增加ト郡費ヨリ編入金ヲ置キタルニ由ル

第一款　罹災救助資金

本年度豫算ヲ以テ前年度豫算ニ比シ金參百壹圓五錢六厘ヲ增ス其ノ理由ハ財產ノ增加ト郡費ヨリ編入金ヲ置キタルニ由ル

歳出經常部

科目	本年度豫算高	前年度豫算高	比較 增	比較 減	備考
第一款　罹災救助資金	三四五円四二一	四四円三六五	三〇一円〇五六		
第一項　罹災救助資金	三四五、四二一	四四、三六五	三〇一、〇五六		
第一目　罹災救助資金	三四五、四二一	四四、三六五	三〇一、〇五六		罹災救助資金

歳出經常部合計	三四五、四二二	四四、三六五	三〇一、〇五六	
歳出総計	三四五、四二二	四四、三六五	三〇一、〇五六	

三、縣會議員

明治四十四年十二月末の調査によれば、本郡各町村に於て、縣會議員の選擧權を有するもの、二千八百〇五名にして、内、被選擧權を有するものは、千六百十九名あり。選擧權を有せざるものは、七百八十名、総計三千五百八十名にして、選擧權を有するものは、百分比七十八人二四の割合に當れり。現在議員は、有漢村佐藤晋一にして、明治四十四年九月再選の結果議員となれり。

縣會議員選擧調　(四十四年十二月十五日現在)

町村名	族籍	直接國稅參圓以上ヲ納ムル者 選擧權ヲ有スル者	直接國稅參圓以上ヲ納ムル者 選擧權ヲ有セザル者	直接國稅參圓以上ヲ納ムル者 計	直接國稅拾圓以上ヲ納ムル者 被選擧ヲ有スル者	直接國稅拾圓以上ヲ納ムル者 被選擧權ヲ有セザル者	直接國稅拾圓以上ヲ納ムル者 計
高梁町	士族	一四	一〇	二三	二	一〇	一二
	平民	二三八	一〇一	三三九	一四八	四	一五二
松山村	士族	一三	五	一八	四	一	五
	平民	一一九	三〇	一四九	四七	一三	六〇

村名							
津川村	士族						
	平民	一二九	三六	一六五	六四	四	六八
川面村	士族						
	平民	二〇五	四二	二四六	一〇七	一七	一二四
巨瀬村	士族	一	—	一	一	—	一
	平民	二〇一	九二	二九三	一三五	三七	一七二
有漢村	士族						
	平民	一八一	四六	二二七	一〇八	一九	一二七
上有漢村	士族						
	平民	一四八	三四	一八二	六六	七	七三
上竹荘村	士族						
	平民	一九一	九一	二八二	九七	三三	一三三
豊野村	士族						
	平民	一八九	一六	二〇五	一三〇	八	一三八
下竹荘村	士族						
	平民	一三六	八一	二一七	八二	二	九三
吉川村	士族						
	平民	一四六	三七	一八三	一四二	四	一四六
中井村	士族						
	平民	二〇三	二	二〇五	八一	—	八一
中津井村	士族	二	—	二	一	—	一
	平民	一四七	—	一四七	七五	四	七九
[illegible]村	士族						
	平民	一八四	一	一八五	八九	—	八九

町村名	族別						
上水田村	士族						
	平民	二三二	九八	三三〇	一三六	一五	一五一
水田村	士族		一	一			
	平民	一三六	五七	一九三	八五	三	九七

四、衆議院議員

明治四十四年十二月末調査によれば、本郡に於て衆議員の選擧權を有するもの、千八百十四名、內被選擧權を有するもの、千六百四十八名、之を有せざるもの、百七十七名あり。而して選擧權を有するものは、本郡現住人口に對して、百分比四人四二の割合に當れり。本郡出身者にして衆議員に當選せしものは、明治二十七年に有漢村佐藤兵八あり、現任代議士高梁町西村丹治郎は明治四十五年五月再選せられたり。

衆議院議員選擧調

（四十四年十二月廿日現在）

町村名	直接國稅拾圓以上ヲ納ムル者	內譯	
		選擧權ヲ有スル者	選擧權ヲ有セサル者
高梁町	一八四	一五五	二九
松山村	五七	五一	六

津川村	七五	七三	三
川面村	一二四	一〇七	一七
巨瀬村	一七二	一四七	二五
有漢村	一二八	一一八	一〇
上有漢村	八六	七八	八
上竹莊村	一四九	一二三	二六
豐野村	一二九	一二一	八
下竹莊村	九三	八二	一一
吉川村	九六	九〇	六
中井村	九二	九二	—
中津井村	八〇	八〇	—
呰部村	九九	九九	—
上水田村	一六二	一四七	一五

丁、特別官衙

一、高梁專賣支局

明治三十年五月一日葉煙草專賣所官制々定せらるゝや、高梁町に高梁葉煙草專賣所を設置し、同三十一年八月八日原田親光所長たり、當時葉煙草專賣支所として草間、布賀、地頭の三ヶ所を置けり。同三十一年七月十五日中津井葉煙草專賣支所を新設す。同三十二年五月一日官制改正により高梁專賣支局となり、加茂、岡山の二出張所を加設す。同三十三年五月十九日專賣局事務官平野捨三支局長を命せらる。同三十五年十一月五日官制改正により久世專賣支局を廢止し管内に編入、更に久世、中福田、弓削三出張所を加へ、岡山縣一圓を管轄す。專賣局事務官郷原岩太郎支局長を命せらる。同三十七年四月十五日、專賣局事務官補秋山良三郎支局長心得に補せらる。同三十七年六月一日官制改正により高梁葉煙草収納所となり、專賣局事務官堀潜藏所長に補せらる。同三十八年二月十八日、岡山、弓削兩出張所廢止、同三十九年十二月一日官制改正高梁煙草収納所となり、米子葉煙草収納所廢止管内に編入、更に米子、江尾、三刀屋、郡家の四出張所を加へ、岡山、鳥取、島根三縣を管轄し、專賣局主事荒井寅治所長に補せらる。同四十年十月一日專賣局高梁收納所となり、塩、樟腦事

務編入、鳥取出張所を加へ更に專賣局境販賣所を管轄せり、同四十一年四月一日境販賣所廢止、境藏置所を置き、同時に鳥取出張所廢止となる。同四十一年九月十二日專賣局主事渡邊素直所長に補せらる。同四十二年四月一日官制改正により高梁專賣支局となり、府中收納所廢止管內に編入せり。同四十四年三月三十一日專賣局主事村岸和兵衛支局長に補せらる。同四十四年四月二十九日弓削臨時葉煙草取扱所設置し以て現時に至る。其現在管轄區域出張所名其他次の如し。

一、管轄區域

鳥取縣、島根縣、

岡山縣、岡山市、上道郡、都窪郡、和氣郡、御津郡(牧石村、御野村、伊島村、石井村、大野村、鹿田村、今村、芳田村、福濱村)邑久郡、兒島郡、淺口郡、小田郡(笠岡町、金浦町、城見村、陶山村、大江村、稻倉村、大井村、吉野村、新山村、今井村、神島內村、神島外村、北木島村、眞鍋島村、)を除きたる各郡。

廣島縣、蘆品郡、神石郡、甲奴郡、世羅郡、雙三郡、比婆郡、御調郡、(下川邊村、諸田村)

一、出張所、久世、米子、府中、

一、臨時葉煙草取扱所、加茂、井原、地頭、布賀、草間、中津井、弓削、湯原、中福田、江尾、油木、福永、稻庫、

右の内米子出張所は塩販賣官署なりし

備考、明治三十八年二月一日岡山刻煙草製造所高梁分工場を構内に置き、同四十二年四月一日岡山製造所高梁支所と改稱、同四十三年三月三十一日廢止。

上房郡煙草生產狀況

土性概ね砂質又は埴土、壤土にして、地味敢て豐沃ならずと雖も、氣候温暖にして隨所煙草作に適し、古來栽培されたるものゝ如く、其の耕作の起原に付ては記錄の徵すべきものなきも、高梁町中津井村の如き、距今百數十年前既に刻煙草製造業の營まれたるより觀れば、當時既に相當耕作されたるものたるを知るへく、爾來久しく地方重要物產の地步を占め、農家經濟を裨補すること尠からざりしは疑ふべからざる事實なり。明治三十一年創めて葉煙草專賣法を布かるゝの際、煙草耕作地は全部に涉り、耕作人員二千五百四十八、段別二百十八町步の多きを示せるに徵するも、其の根底の固きを想像するに足る。法施行後數年を經て政府は、明治三十五年以來每年耕作段別公示せられ以て今日に及へり、惟ふに當時尙ほ專賣の過渡期に在り、耕作者概ね舊態を改めす、段當收入金隨て多からざる爲、勢ひ他の對抗作若は蠶業の壓迫する所となり、三十九年より遞次耕作反別減少して四十一年に及ひ殆んど減退の極に達したりしが、斯る悲境は、偶々覺醒の動機となり、地方當局の勸奬と相俟て耕作改良の勃興を促し、數年後の今日舊時の面目を一新するに至りしは洵に長足の進

歩にして、今四十五年に於ける耕作人員は千九百九十一人にして郡農戸數六千三百〇七戸に對し、三割強に當り、而して其耕作反別は、百八十七町六段二畝一歩にして、郡畑段別に對し、僅に一割に過ぎざるより觀れば前途發展の餘地尚尠からず、左に煙草耕作表及各町村耕作事蹟表を掲げん。

上房郡煙草耕作表

年別	人員	段別	收穫量目	賠償金	一貫匁當賠償價格	一段歩當量目	一段歩當賠償金	備考
明治三十一年	二、五四一	二一八町五六二一	八九、〇〇八貫六四〇	四六、七〇五円七七三	円五二五	四〇貫七〇〇	二一円四〇〇	全郡耕作ス創メテ葉煙草專賣法ヲ布カル
仝三十二年	三、八〇〇	三〇六、六〇三三	八五、七三三、七三〇	三六、三六七、六七〇	、四二四	二八、〇〇〇	一一、九〇〇	仝上 煙草耕作申告制
仝三十三年	二、八七九	二三九、八二一七	八二、七四三、二三〇	三〇、二六九、七〇八	、三六六	三四、五〇〇	一二、六〇〇	仝上
仝三十四年	九八四	七一、二三二一	三三、九七七、二七〇	一五、八〇五、二三四	、四六五	四七、七〇〇	二二、二〇〇	水田村ハ耕作セス耕作地ノ區域ヲ定メラル煙草耕作申告制ヲ許可制ト改ム數量査定創設
仝三十五年	一、〇一八	九一、一一〇六	三三、〇四〇、二三〇	一六、六八〇、三三五	、五〇五	三六、三〇〇	一八、三〇〇	高梁町、上有漢村、上水田村、水田村ハ耕作セス本年以降豫メ耕作地區域種類反別ヲ定メラル

仝三十六年	一、四九八	一四三、九一二〇六九、一九九、〇五〇三一、七八〇、〇一三	、四五九四八、一〇〇三二、一〇〇	高梁町、上水田村、水田村ハ耕作セス
仝三十七年	一、五二五	一五三、二九一三七三、九四二、二〇〇三四、一二一、七〇〇	、四六一四八、二〇〇三三、三〇〇	有漢村、上有漢村、上水田村、水田村ハ耕作セス 巻煙草官營
仝三十八年	一、六二〇	一五七、八九三三四三、三四四、九三〇一九、三三六、八四三	、四四六二七、五〇〇一三、二〇〇	高梁町、有漢村、上有漢村、上水田村、水田村ハ耕作セス 刻煙草官營
仝三十九年	一、一〇七	一〇七、七四二八四八、四八九、〇〇〇二三、四八一、二六〇	、四八四四五、〇〇〇二二、八〇〇	仝上
仝四十年	七八〇	七九、三七三三三、八一八、二〇〇一七、九三二、三〇〇	、五三〇四二、六〇〇三三、六〇〇	高梁町、有漢村、上有漢村、上竹荘村、上水田村、水田村ハ耕作セス
仝四十一年	七〇二	六五、八二〇六二七、〇三七、八七〇一五、七一二、四〇〇	、五八一四一、一〇〇三三、九〇〇	高梁町、上竹荘村、上水田村、水田村ハ耕作セス
仝四十二年	八〇七	七八、〇九二五三三、三七〇、一五〇一八、〇〇五、九一八	、五四〇四二、七〇〇三三、一〇〇	仝上
仝四十三年	一、一二四	一〇四、二五〇七四五、四四五、三〇〇二七、二〇八、三八〇	、五九九四三、六〇〇二六、一〇〇	高梁町、水田村ハ耕作セス
仝四十四年	一、四二六	一三五、一九一九五三、〇〇八、一〇〇四〇、三六八、五〇〇	、七六一三九、二〇〇二九、九〇〇	仝上

仝四十五年	一、九九一	一八七、六二〇一					仝上

明治四十四年度各町村煙草耕作事蹟表

町村名	耕作人員 (人)	耕作反別 (反.歩)	收納量目 (貫.匁)	賠償金 (円.厘)	一貫匁當賠償金 (厘)	一反歩當 量目 (貫.匁)	一反歩當 賠償金 (円.厘)
松山村	四一	二九.三二四	一、二〇一.二〇〇	九四四.〇二〇	、七八六	四〇.九〇〇	三二.一六八
津川村	一〇七	一〇七.八〇〇	四、二三三.五〇〇	三、七六四.六一〇	、八九一	三九.二〇〇	三四.九二三
川面村	一一三	一一七.一〇七	四、四九八.八〇〇	三、四六〇.五二〇	、七六九	三八.四〇〇	二九.五四八
巨瀬村	一三五	九五.八二〇	三、八〇五.七〇〇	二、八二〇.一四〇	、七四一	三九.七〇〇	二九.四一七
有漢村	一一九	九五.一一三	三、九六六.六〇〇	三、二八四.九〇〇	、八二八	四一.七〇〇	三四.五二六
上有漢村	一一四	一一一.八一〇	五、三五三.三〇〇	三、九七〇.一四〇	、七四二	四七.九〇〇	三五.五〇二
豊野村	六四	四三.九一六	一、六二九.五〇〇	一、一九八.六〇〇	、七三六	三七.一〇〇	二七.二七〇
下竹荘村	三一	二〇.一一六	六九三.〇〇〇	五二〇.二五〇	、七五一	三四.四〇〇	二五.八一五
上竹荘村	六二	三八.六一〇	一、四一三.一〇〇	九五二.六一〇	、六七四	三六.六〇〇	二四.六五八

吉川村	六二	三六九二九	一、二六一三〇〇	九〇二一三〇	、七一五	三四一〇〇	二四三八四
中井村	三〇六	三八一一二九	一四、四六五〇〇〇	一〇、六九八三四〇	、七四〇	三七九〇〇	二八〇六五
中津井村	一一〇	一四九二一三	五、三三三八〇〇	三、八三四七二〇	、七一九	三五七〇〇	二五六九四
呰部村	一一九	一〇五三〇九	四、三三六九〇〇	三、三四二一八〇	、七七一	四一三〇〇	三一七三一
上水田村	二八	一九三一五	八二六四〇〇	六七五三四〇	、八一七	四二七〇〇	三四九〇一

二、高梁税務署

高梁町大字紺屋町にあり。明治二十九年十一月、府縣所管より分離し、大藏省所管廣島税務局所屬となり、上房、川上兩郡を管轄せしが、三十五年十一月税務局間税改正となり、神戸税務監督の所屬となり、尋て四十二年十一月税務監督局の官制變更の結果、再び廣島税務監督局所屬となる。四十三年現在の地に新築せり、現今の署長は松井藤吉にして署員十五名あり。今、本署に於ける、四十四年度、上房郡税目、税額及人員表を示せば次の如し。

四十四年度税目別税額及人員表

上房郡

税目	税額	造石數	人員

地租	七三、三八一円.〇〇〇	—	一三、五八五
所得税	一四、一三五.〇〇〇	—	一、一三〇
營業税	一〇、〇八二.〇〇〇	—	五一二
鑛業税	一、九一二.〇〇〇	—	一四
相續税	一、六七二.〇〇〇	—	四五
酒造税	八三、八一〇.〇〇〇	四、一四八石	三
醤油造石税	三、六七七.〇〇〇	二、五四五	三
自家用醤油税	六一三.〇〇〇	—	一、一八二
織物消費税	三七.〇〇〇	—	二
賣藥營業税	九〇.〇〇〇	—	一三
間接國税犯則者納金	罰金科料 一六五.〇〇〇	—	三
國税滞納人員	滞納金額 四七六.四三〇	—	二七

高梁町大字内山下にあり。明治三十年三月の創設に係り、上房郡、川上郡、阿哲郡、吉備郡の内(下倉村、水内村、池田村、菅谷村、日美村、富山村、大和村の七ヶ村)を管轄す。創立以來主任の交迭せしもの、縣屬丸川松五郎(明治三十年三月三十一日)縣屬難波庸五郎(三十年十二月十日)技手千北勇五郎(三十一年六月十七日)技手吉田矩夫(三十二年八月十一日)縣屬佐藤博審(三十四年二月八日)縣屬矢吹鷹太郎(三十五年四月十八日)技手定岡定美(三十六年一月三十一日)技手吉田矩夫(三十九年六月十五日)技手小笠原貞武(四十四年一月二十三日)技手矢吹鷹太郎(四十四年四月一日)にして現任者は技手有本庄藏(四十五年四月廿六日)なり。

第三章　戸口

明治四十四年十二月末に於ける、本郡の現住戸數は、八千五百八十戸あり。之を各町村に就きて比較するに、高梁町の一千五百六十一戸を最多とし、吉川村の三百二十二戸を最少とす。更に之を各町村の平均に見る時は、一町村五百三十八戸一三となるべし。

現住人口は、男二万一千七百三十七人、女二万一千五百三十六人、合計四万三千二百七十三人あり。之を本籍人口に比するに、二千三百四十三人の減少を見る。この差は他町村、若しくは他府縣、或

は海外に出しものと知るべし。

之を族籍に別てば、士族千八百十三人、平民四万三千八百〇三人となる。現住人口に就き、各町村の比較を見る時は、高梁町の六千九百二十八人を最多とし、吉川村の一千四百六十四人を最少とす。更に之を一町村の平均に見る時は、二千七百〇四人五六强の割合となり、現住一戸人口平均五人〇四强の割合となり、本郡面積一方里に於ける人口密度に就て見る時は二千百六十三人六五に當れり。

尙詳しくは、左の諸表に就きて之を見るべし。

戸數人口表

（明治四十四年十二月卅一日現在）

町村名	現住人口			本籍人口			現在戸數
	男	女	計	男	女	計	
高梁町	三、四三七	三、四九一	六、九二八	三、三三八	三、三四三	六、六八一	一、五六一
松山村	一、六一五	一、六四四	三、二五九	一、六九二	一、六六八	三、三六〇	六六一
津川村	一、〇六四	一、〇五二	二、一一六	一、一六六	一、一〇三	二、二六九	三九八
川面村	一、三二五	一、二六七	二、五九二	一、四三八	一、三一一	二、七四九	四八五
巨瀬村	一、二七三	一、二三八	二、五一一	一、三八八	一、二八八	二、六七六	四六五

有漢村	一、三八五	一、三七九	二、七六四	一、五三七	一、四三四	二、九七一	五五五
上有漢村	一、〇三九	一、〇四四	二、〇八三	一、一二七	一、〇八六	二、二〇三	四二〇
上竹莊村	一、一一三	一、〇三六	二、一五八	一、一七八	一、〇六七	二、二四五	四三五
豐野村	一、三一四	一、二七八	二、五九二	一、四四六	一、三四九	二、七九五	五〇九
下竹莊村	八九四	九三一	一、八二五	一、〇四六	九八四	二、〇三〇	三七一
吉川村	七三一	七三三	一、四六四	八一〇	七六二	一、五七二	三三三
中井村	一、三八八	一、四〇四	二、七九二	一、四九一	一、四六九	二、九六〇	五〇三
中津井村	一、一八四	一、一八四	二、三六八	一、三五六	一、二七〇	二、六二六	四四二
皆部村	一、三七四	一、三六〇	二、七三四	一、五五四	一、四一五	二、九六九	五一八
上水田村	一、四〇一	一、三五一	二、七五二	一、五七六	一、四三六	三、〇一二	四九六
水田村	一、一九一	一、一四四	二、三三五	一、二八二	一、二一六	二、四九八	四三九
計	二一、七三七	二一、五三六	四三、二七三	二三、四一五	二二、二〇一	四五、六一六	八、五八〇

本籍人口族籍別

（明治四十四年十二月卅一日現在）

町村名	族籍	戸主 男	戸主 女	戸主 計	家族 男	家族 女	家族 計	合計 男	合計 女	合計 計
高梁町	士族	二八七	二四	三一一	四九〇	六九八	一、一八八	七七七	七二二	一、四九九
	平民	九七〇	二二二	一、一九二	一、五九一	二、三九九	三、九九〇	二、五六一	二、六二一	五、一八二
松山村	士族	二八	五	三三	五一	一〇一	一五二	七九	一〇六	一八五
	平民	五〇〇	四九	五九九	一、〇六三	一、五一三	二、五七六	一、六一三	一、五六二	三、一七五
津川村	士族	四	二	六	六	一七	二三	一〇	一九	二九
	平民	四〇四	三〇	四三四	七五二	一、〇五四	一、八〇六	一、一五六	一、〇八四	二、二四〇
川面村	士族	四	—	四	一一	一七	二八	一五	一七	三二
	平民	四六四	四〇	五〇四	九五九	一、二五四	二、二一三	一、四二三	一、二九四	二、七一七
巨瀬村	士族	二	—	二	三	五	八	五	五	一〇
	平民	四六二	三四	四九六	九二一	一、二四九	二、一七〇	一、三八三	一、二八三	二、六六六
有漢村	士族	二	—	二	二	二	四	四	二	六
	平民	五五〇	五一	六〇一	九八三	一、三八一	二、三六四	一、五三三	一、四三二	二、九六五
上有漢村	士族	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	平民	四一七	三六	四五三	七〇〇	一、〇五〇	一、七五〇	一、一一七	一、〇八六	二、二〇三
上竹莊村	士族	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	平民	三八〇	三三	四一三	七九八	一、〇三五	一、八三三	一、一七八	一、〇六七	二、二四五
豐野村	士族	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	平民	五〇五	七二	五七七	九四一	一、二七七	二、二一八	一、四四六	一、三四九	二、七九五
下竹莊村	士族	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	平民	三八三	三四	四一七	六六三	九五〇	一、六一三	一、〇四六	九八四	二、〇三〇

町村名	族籍									
吉川村	士族	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	平民	三一〇	二三	三三三	五〇〇	七五〇	一、二五〇	八一〇	七六二	一、五七二
中井村	士族	二	—	二	六	四	一〇	八	四	一三
	平民	四八〇	三三	五一三	一、〇〇三	一、四三三	二、四三五	一、四八三	一、四六五	二、九四八
中津井村	士族	三	—	三	七	五	一二	一〇	五	一五
	平民	四九〇	二四	五一四	八五六	一、二四一	二、〇九七	一、三四六	一、二六五	二、六一一
呰部村	士族	二	—	二	四	五	九	六	五	一一
	平民	五三五	三九	五七四	一、〇一三	一、三七一	二、三八四	一、五四八	一、四一〇	二、九五八
上水田村	士族	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	平民	五六一	四三	六〇四	一、〇一五	一、三九三	二、四〇八	一、五七六	一、四三六	三、〇一二
水田村	士族	三	—	三	四	七	一一	七	七	一四
	平民	四七一	四五	五一六	八〇四	一、一六四	一、九六八	一、二七五	一、二〇九	八四
總計	士族	三三七	三一	三六八	五八四	八六一	一、四四五	九二一	八九二	一、八一三
	平民	七九三〇	七九八	八、七二八	一四、五六二	二〇、五一三	三五、〇七五	二三、四九四	二〇、三〇九	四三、八〇三

出入人口

（四十四年十二月三十一日現在）

町村名	男女別	出員 在外國	出員 在臺灣	出員 在樺太	出員 在朝鮮	出員 他府縣へ出寄留	出員 他郡市へ出寄留	出員 他町村へ出寄留	出員 陸海軍在艦營兵卒	出員 囚人及懲治人	出員 所在不明者	入員 臺灣ヨリ	入員 樺太ヨリ	入員 朝鮮ヨリ	入員 他府縣ヨリ入寄留	入員 他郡市ヨリ入寄留	入員 他町村ヨリ入寄留
高梁町	男	一三	六	三	一八	八三	一一七	五二	二六	三	二三	—	—	—	一三五	一二八	九九
	女	五	七	二	一三	六八	八七	四二	—	—	三	—	—	—	一三六	一三六	八七

松山村	男	一二	―	―	―	九六	八五	七六	二三	三	―	―	―	―	二〇	一〇二	九五
	女	一二	―	―	―	五九	七七	七六	―	一	―	―	―	―	二〇	八七	八二
津川村	男	一三	四	―	―	三三	三五	三三	一九	一	九	―	―	―	四	一八	二三
	女	一	二	―	―	二三	三四	三三	―	―	三	―	―	―	六	一七	二一
川面村	男	二	四	―	六	四八	四〇	四二	一七	二	一	―	―	―	一	二三	二六
	女	一	一	―	四	一九	二九	三九	―	一	―	―	―	―	三	二五	二三
巨瀨村	男	一二	―	―	二	三六	五二	三三	一六	四	二	―	―	―	二	一〇	二九
	女	三	―	―	一	二三	二六	三〇	―	―	―	―	―	―	二	八	二三
有漢村	男	六	二	―	二	七二	五四	二七	一四	五	二六	―	―	―	二	二六	二八
	女	一	一	―	三	四一	三三	二三	―	―	三	―	―	―	一	二三	二六
上有漢村	男	三	―	―	一	一八	三九	二六	一二	一	七	―	―	―	三	七	一八
	女	―	―	―	一	一六	三五	二九	―	―	一	―	―	―	三	二一	一六
上竹莊村	男	四	一	―	四	二八	二九	一六	五	三	五	―	―	―	五	二一	一三
	女	―	―	―	一	二五	二三	一四	―	―	一	―	―	―	三	一六	一三
豐野村	男	五	―	―	―	三五	六四	四一	九	三	二	―	―	―	五	二〇	一一
	女	―	―	―	―	二三	四五	三八	―	―	―	―	―	―	七	一四	一三
下竹莊村	男	二八	六	二	二	三三	五四	一八	一二	―	二〇	―	―	―		一四	七
	女	一	四	―	一	一七	四三	八	―	―	二	―	―	―		一三	一一
吉川村	男	二七	―	―	一	二〇	三〇	一三	六	一	六	一	―	―		一六	七
	女	二	―	―	―	七	二五	六	―	―	二	―	―	―		七	六
中井村	男	一	―	―	―	三一	五八	四四	一二	―	―	―	―	―	六	二三	一四
	女	一	―	―	―	二二	四六	四一	―	―	―	―	―	―	―	二〇	二四
中津井村	男	七	三	―	二三	九〇	六〇	二三	一三	一	二	―	―	―	五	二七	二六
	女	二	三	―	四	六一	四五	一九	―	―	七	―	―	―	二	二八	二五

呰部村 男	呰部村 女	上水田村 男	上水田村 女	水田村 男	水田村 女	合計 男	合計 女
三	—	六	—	七	一	一四九	一八
一	—	三	二	—	—	三〇	二〇
一	—	—	—	—	—	六	二
一	一	二	一	二	一	六四	三二
一〇六	四六	六七	三四	五〇	六五	八四四	五四七
八六	五五	四五	四四	一〇八	四一	九五六	六八七
三五	一八	四二	三二	一〇	四八	五二〇	四九四
一七	—	三一	—	三	—	二三九	—
—	—	一	—	四	—	四一	二
九	五	四	—	二	—	一四五	二七
—	—	—	—	—	—	一	一
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
七	一〇	五	四	四	六	一九四	一九三
三八	三三	七	二一	五二	五八	六三〇	五四一
三四	二七	一四	一三	四八	二〇	四九一	四二九

本籍人口生年別（四十四年十二月卅一日現在）

生年	男	女	計
明治四十四年生	六二九	六三九	一、二六八
仝　四十三年生	五八四	五六五	一、一四九
仝　四十二年生	五九二	五四一	一、一三三
仝　四十一年生	五四三	五二七	一、〇七〇
仝　四十年生	五四二	四九四	一、〇三六
仝　三十九年生	四六六	四二七	八九三

仝 三十八年生	四七七	四一五	八九二
仝 三十七年生	四五三	四三六	八八九
仝 三十六年生	四八〇	五〇〇	九八〇
仝 三十五年生	四九二	四九三	九八五
仝 三十四年生	四六四	四九三	九五七
仝 三十三年生	四四〇	四五二	八九二
仝 三十二年生	四五〇	四一四	八六四
仝 三十一年生	四七五	四四六	九二一
仝 三十年生	四八二	四五一	九三三
仝 二十九年生	四六二	四二二	八八四
仝 二十八年生	四四一	四一一	八五二
仝 二十七年生	三九〇	三五九	七四九
仝 二十六年生	三八三	三六七	七五〇

仝二十五年生	三六一	三六〇	七二一
仝二十四年生	三四四	三一一	六五五
仝二十三年生	三三八	三三〇	六六八
仝二十二年生	四一一	三七八	七八九
仝二十一年生	三八八	三四一	七二九
仝二十年生	三四三	二九三	六三六
仝十九年生	三五一	三一二	六六三
仝十八年生	三五四	三一二	六六六
仝十七年生	三五四	三一四	六六八
仝十六年生	三七〇	三八一	七五一
仝十五年生	三七五	三八〇	七五五
仝十四年生	三六六	三八二	七四八
仝十三年生	三二七	三二二	六四九

仝十二年生	三七三	三一〇	六八三
仝十一年生	三三九	三二四	六六三
仝十年生	三一六	二九四	六一〇
仝九年生	三七九	三七九	七五八
仝八年生	三一八	三二五	六四三
仝七年生	三六〇	三五二	七一二
仝六年生	三〇六	二七三	五七九
仝五年生	二四一	二四四	四八五
仝四年生	二六三	二二九	四九二
仝三年生	二三六	二二九	四六五
仝二年生	二六四	二六二	五二六
仝元年生	三四六	二八八	六三四
慶應三年生	二六六	二四〇	五〇六

仝二年生	二六二	二三八	五〇〇
仝元年生	二七六	二六〇	五三六
元治元年生	二四四	二一一	四五五
文久三年生	二五五	二三二	四八七
仝二年生	二三八	二二六	四六四
仝元年生	一八三	一八五	三六八
萬延元年生	二五六	二二四	四八〇
安政六年生	二一四	一九二	四〇六
仝五年生	二三五	一九六	四三一
仝四年生	二二六	一九八	四二四
仝三年生	二〇一	一八五	三八六
仝二年生	二〇一	一七八	三七九
仝元年生	二〇三	二一六	四一九

嘉永六年生	二一二	二〇八	四二〇
仝 五年生	一九二	一九六	三八八
仝 四年生	一五六	一五一	三〇七
仝 三年生	一七三	一五〇	三二三
仝 二年生	二〇五	二〇三	四〇八
仝 元年生	一四一	一一三	二五四
弘化四年生	一四四	一四四	二八八
仝 三年生	一二九	一一一	二四〇
仝 二年生	一五〇	一四五	二九五
仝 元年生	九二	一一六	二〇八
天保十四年生	一〇四	一〇九	二一三
仝 十三年生	八六	七六	一六二
仝 十二年生	八五	八七	一七二

仝十一年生	九九	七三	一七二
仝十年生	八五	六四	一四九
仝九年生	七四	七一	一四五
仝八年生	三六	五二	八八
仝七年生	三七	四五	八二
仝六年生	四九	五三	一〇二
仝五年生	四七	五五	一〇二
仝四年生	三五	二七	六二
仝三年生	三〇	三六	六六
仝二年生	二八	三六	六四
仝元年生	二四	一八	四二
文政十二年生	一〇	二四	三四
仝十一年生	一一	一五	二六

仝十年生	一三	一四	二七
仝九年生	一〇	九	一九
仝八年生	六	六	一二
仝七年生	三	六	九
仝六年生	六	四	一〇
仝五年生	三	一	四
仝四年生	一	二	三
仝三年生		四	四
仝二年生	一	二	三
仝元年生		三	三
文化十四年生			
仝十三年生	三	一	四
仝十二年生		一	一

仝十一年生	一	一	二
仝十年生		一	一
仝九年生		二	二
仝八年生		一	一
仝七年生	一		一
仝六年生			
仝五年生			
仝四年生		一	一
仝三年生			
仝二年生		一	一
仝元年生	一		一
享和三年生		一	一
生年不詳	四	四	八

合計	二三、四一五	・	二二、二〇一	・	四五、六一六

第四章 財政

由來本郡に於ては、富源開拓につとめ、資力の充實を計り以て社會進運に伴ひ、地方生産力を增進し、敎育の普及發達を圖り、交通運輸の便を開き衛生の狀態を改善する等、施設經營すべきものは、事の緩急を計り財政の狀況に鑑みて着々實施に力め、町村に在りても、土木、敎育、勸業を始め、諸般の公益事業を積極的に經營し其の蹟見るべきもの尠からず、費用は主として、關係自治團体の負擔に依り、只或種類に限り、郡費を以て補助するのみ。今各町村に於ける財政の一班を說かん。

本郡所納の國稅は、高梁稅務署の管轄に係り、縣稅は上房郡役所之を徵收し、町村稅は各町村役場之を處理す。

明治四十四年度に於ける、本郡負担租稅総額金貳拾六万八千五百八拾五圓拾貳錢にして、十六ヶ町村平均負擔金壹万六千七百八拾六圓五拾七錢、一戸平均負擔金參拾壹圓參拾錢六厘、一人平均負擔額金は六圓貳拾錢六厘なり。

之を內譯すれば、國稅總額金九万七千百貳拾參圓參拾九錢にして一町村平均負擔額金六千七拾圓貳拾壹錢壹厘、一戶平均負擔金拾壹圓參拾壹錢九厘、一人平均負擔金貳圓貳拾四錢四厘なり。縣稅總額金五万七千七百七拾貳圓五拾貳錢にして、一町村平均負擔額金參千九百八拾五圓八拾貳錢六厘、一戶平均負擔額金六圓七拾參錢參厘、一人平均負擔額金壹圓參拾參錢貳厘なり。町村稅總額金は拾壹万參千六百八拾九圓貳拾壹錢にして、一町村平均總額金七千拾圓五拾五錢七厘、一戶平均負擔額金拾參圓貳拾五錢、一人平均負擔額金貳圓參拾九錢六厘なり。

各町村に於ける、租稅負擔額の最多なるは、高梁町の參万八千參百壹圓九拾六錢五厘にして、最少額は上有漢村の壹万壹千百參拾貳圓七拾五錢なりとす。國稅に於ては、高梁町の壹万四千四百拾貳圓五拾五錢を最多とし、上有漢村の參千六百八拾九圓九拾八錢を最少なりとす。縣稅に於ては、高梁町の六千七百八拾六圓七拾六錢五厘を最多とし、上有漢村の貳千五百九拾參圓五拾貳錢を最少とす。町村稅に於ては、高梁町の壹万七千百貳圓六拾五錢を最多とし、下竹莊村の四千五百四拾四圓六拾五錢を最少なりとす。尙、各町村の納額につきては、左表に就て知るべし。

租稅負擔額調查表

（明治四十四年度分）

町村名	國稅	縣稅	町村稅	合計

高梁町	一四、四二二円五五〇	六、七八六円七六五	一七、一〇二円六五〇	三八、三〇一円九六五
松山村	五、六七五、一九五	三、七四四、八九五	七、八三八、八〇五	一七、二五八、八九五
津川村	三、八七〇、六六〇	二、五九三、五二〇	五、八七六、二七〇	一二、三四〇、四五〇
川面村	五、〇三八、五四〇	三、一九九、五五五	七、一九七、〇〇〇	一五、四三五、〇九五
巨瀨村	五、八九八、八二五	三、七二七、七九〇	五、五一四、七三五	一五、一四一、三五〇
有漢村	七、九五四、四四〇	四、三〇七、三九五	七、六八七、六三〇	一九、九四九、四六五
上有漢村	三、六八九、九八〇	二、五五一、七九〇	四、八九〇、九八〇	一一、一三二、七五〇
上竹莊村	六、三八〇、七一〇	三、七七八、七二〇	八、四四二、九〇〇	一八、六〇二、三三〇
豐野村	七、七〇三、九五〇	四、一三九、四七〇	五、七一三、一四〇	一七、五五六、五六〇
下竹莊村	四、八六四、九五五	三、〇一八、六六〇	四、五四四、六五〇	一二、四二八、二六五
吉川村	四、二三五、七一五	二、六三三、五八五	四、九一六、二三五	一一、七七五、五三五
中井村	四、五九七、六六五	三、一三二、八四〇	五、八八一、〇六〇	一三、六一一、五六五
中津井村	四、二六四、五六〇	二、八七五、六〇〇	五、八一七、三三〇	一二、九五七、四九〇

皆部村	五、一〇六、八三五	三、五四八、一四五	八、〇五七、二八五	一六、七一三、二六五
上水田村	六、七八六、四七〇	四、一二一、七一〇	八、六一三、二九五	一九、五二〇、四七五
水田村	六、六五二、三四〇	三、六一三、〇八〇	五、五九六、二四五	一五、八六〇、六六五
計	九七、一三三、三九〇	五七、七七二、五二〇	一一三、六八九、二一〇	二六八、五八五、一二〇

仝上附屬ノ一（國税）（明治四十四年度）

町村名	総額	内譯				
		地租	營業税	所得税	賣藥營業税	鑛業税
高梁町	一四、四一三円五五〇	二、八四九円七八〇	五、九九七円四四〇	五、五一四円三三〇	五一円〇〇〇	―
松山村	五、六七五、一九五	四、五二四、六八五	三三一、〇〇〇	八一九、五一〇	―	―
津川村	三、八七〇、六六〇	二、六六二、八六〇	五〇四、一六〇	七〇三、六四〇	―	―
川面村	五、〇三八、五四〇	四、一九四、二六〇	三〇五、九七〇	五二九、三一〇	九、〇〇〇	―
巨瀬村	五、八九八、八二五	五、二三八、九一五	一九一、三四〇	四六八、五七〇	―	―
有漢村	七、九五四、四四〇	六、一九七、八二〇	四六九、八八〇	一、二七七、七四〇	九、〇〇〇	―
上有漢村	三、六八九、九八〇	三、三二一、七九〇	八三、一七〇	二八五、〇二〇	―	―

上竹莊村	六、三八〇、七一〇	五、七二五、一五〇	一三七、六〇〇	五〇二、九六〇	一五、〇〇〇	—
豐野村	七、七〇三、九五〇	六、一二五、六七〇	三五四、五九〇	一、二二三、六九〇	—	—
下竹莊村	四、八六四、九五五	四、四三〇、六六五	一四九、四三〇	二八四、八六〇	—	—
吉川村	四、二二五、七一五	三、九三三、五二五	五七、二三〇	二三四、九六〇	—	—
中井村	四、五九七、六六五	四、一七七、八六五	一七二、〇九〇	二四七、七一〇	—	—
中津井村	四、二六四、五六〇	三、七三六、一六〇	二六八、四〇〇	二六〇、〇〇〇	—	—
呰部村	五、一〇六、八三五	四、三二一、八七五	四三〇、六一〇	三六一、三五〇	三、〇〇〇	—
上水田村	六、七八六、四七〇	六、二三六、九八〇	一七一、五〇〇	三八一、九九〇	六、〇〇〇	—
水田村	六、六五二、三四〇	五、二二五、六八〇	二四八、三一〇	一、一七八、三五〇	—	—
計	九七、一二三、三九〇	七二、八八三、六八〇	九、八七二、七二〇	一四、二七三、九九〇	九三、〇〇〇	—

仝上附屬ノ二（縣税）　明治四十四年度

町村名	總額	地租割	營業税	雜種税	營業税附加税	鑛業税附加税	所得税附加税	戸數割
高梁町	六、七八六円七六五	五九七円一三五	一、一五四円五九〇	一、六八九円二八〇	六五七円九七〇	—	三一二円五二〇	二、三七五円二七〇

松山村	三、七四四、八九五	二、一五〇、四〇〇	二一三、四九〇	三三二、九六〇	三六、〇六〇	—	三二、一九五	九七九、七九〇
津川村	二、五九三、五二〇	一、五〇五、三一〇	一六九、一五〇	二三六、四九〇	五五、二一〇	—	二七、九五〇	五九九、四一〇
川面村	三、一九九、五五五	二、〇三三、五一〇	二一三、七〇〇	一九六、六九〇	三三、三九〇	—	二〇、九一五	七一一、三五〇
巨瀬村	三、七二七、七九〇	二、五五二、七八〇	二〇五、一四〇	二三四、九三〇	二〇、八三〇	—	一八、三八〇	七〇五、七三〇
有漢村	四、三〇五、三九五	三、〇二〇、四八五	一〇五、四六〇	二三四、二九〇	五一、四九〇	—	五〇、八二〇	八四四、八五〇
上有漢村	二、五五一、七九〇	一、六二一、六五〇	一五六、三七〇	一二九、五五〇	八、八六〇	—	一一、二一〇	六二四、一五〇
上竹莊村	三、七七八、七二〇	二、八〇〇、六三五	一二〇、三五〇	一五四、九五〇	一五、〇二〇	—	一九、八一五	六六七、九五〇
豐野村	四、一三九、四七〇	三、〇〇七、五四〇	一九六、三三〇	八四、六三〇	三八、八五〇	—	四八、六五〇	七六三、四七〇
下竹莊村	三、〇一八、六六〇	二、一六〇、一五〇	一五五、〇五〇	一一四、七〇〇	一一、二一〇	—	一一、六六〇	五六五、八九〇
吉川村	二、六三三、五八五	一、九二五、五三〇	一〇六、三五〇	一〇四、四〇〇	六、五六〇	—	九、一八五	四八一、五六〇
中井村	三、一三二、八四〇	二、〇三二、五四〇	一九二、二三〇	一一六、九八〇	一八、七七〇	—	九、七六〇	七六二、五六〇
中津井村	二、八七五、六〇〇	一、七九一、〇〇〇	一九六、九一〇	一七五、七九〇	二九、三八〇	—	一〇、二三〇	六七二、三〇〇
呰部村	三、五四八、一四五	二、〇五六、一二五	二九四、七五〇	三四九、八二〇	四六、九七〇	—	一四、二一〇	七八六、二七〇

上水田村	四、一二一、七一〇	二、九九九、二九〇	二〇七、二七〇	一三三、五九〇	一八、六八〇	—	一四、八八〇	七五八、〇〇〇
水田村	三、六一二、〇八〇	二、四九三、〇一〇	一九二、三五〇	一九一、五五〇	二七、一五〇	—	三七、四五〇	六七〇、五七〇
計	五七、七七二、五二〇	三四、七三七、〇九〇	三、八七九、四九〇	四、四六〇、六〇〇	一、〇七六、八五〇	—	六四九、三七〇	一二、九六九、一二〇

五、各町村歳入、歳出

明治四十四年度に於ける、各町村歳入豫算總額は拾壹万八千八百九拾七圓八拾九錢九厘、歳出額は拾壹万八千八百九拾七圓八拾九錢九厘、にして、其差零なり。而して各町村の歳入最多額は高梁町の貳万壹千貳拾壹圓五拾九錢八厘、最少額は下竹莊村の四千百拾壹圓九拾壹錢貳厘なり。一町村平均額は七千四百參拾壹圓拾八錢壹厘、一戸平均額は拾參圓八拾五錢七厘、一人平均額は貳圓五拾壹錢六厘なりとす。尚各町村基本財產、町村有財產、共有財產、町村負債、町村費怠納處分等に關するものは、すべて表として次に掲ぐ。

仝上附屬ノ三（町村稅）　明治四十四年度

町村名	町村稅	納稅人員
高梁町	一七、一〇二円六五〇	七、〇三八

松山村	七、八三八、八〇五	一、九三〇
津川村	五、八七六、二七〇	一、〇三三
川面村	七、一九七、〇〇〇	一、五九八
巨瀬村	五、五一四、七三五	一、五九二
有漢村	七、六八七、六三〇	一、八七八
上有漢村	四、八九〇、九八〇	一、五〇二
上竹莊村	八、四四二、九〇〇	一、五五六
豐野村	五、七一三、一四〇	三、三一二
下竹莊村	四、五四四、六五〇	二、六七八
吉川村	四、九一大、二三五	一、三三五
中井村	五、八八一、〇六〇	二、二五一
中津井村	五、八一七、三三〇	一、七二三
呰部村	八、〇五七、二八五	二、一〇九

上水田村	八、六一二、二九五	一、四六五
水田村	五、五九六、二四五	一、三三二
計	一一三、六八九、二一〇	三四、三三二

町村別町村歳入豫算取調表

（明治四十五年分）　上房郡役所

町村名	財産ヨリ生スル収入	使用料及手数料	雑収入	前年度繰越金	補助金	寄附金	交付金	下渡金	町村税	夫役	計
高梁町	一八二円九四三	一三五円〇〇〇	一、一八〇円九〇〇	二四〇円〇〇〇	三六六円三〇〇		七五七円九三〇		一八、一五八円五二五		二一、〇二一円五九八
松山村	四三、〇六〇	三三、八〇〇	九三、〇八六	一六、四二八	五一七、六〇〇	二三〇、〇〇〇	一六二、七三〇		七、三八〇、五六〇		八、四七七、二六四
津川村	五九、四八五	三〇、〇〇〇	一〇七、〇〇〇	一八一、九三六	一九、九〇〇		一一九、二八〇		五、二三九、〇四〇		五、七五一、六四一
川面村	三七、八五〇	二六、〇〇〇	一三二、九〇〇	二四一、二九〇	一一、八〇〇		一三五、一一〇		五、一二九、八二〇		五、七〇四、七七〇
巨瀬村	七八、八〇〇	二五、三五〇	四、五二八	一〇、〇〇〇	二四、九六〇		一二九、五七九		五、四七五、三四五		五、八一〇、六八七
有漢村	三七、六〇八	四六、五〇〇	一三三、八〇〇	一〇、五八五	七二、五二六	五四〇、〇〇〇	一九八、五一〇		六、六九二、一二五		七、九一〇、六五四
上有漢村	三〇、五〇〇	一八、〇〇〇	一九、二〇〇	二、〇〇〇	一一、一三〇		七七、六七〇		五、〇三四、一七〇		五、一九二、六六〇
上竹荘村	六三、五五〇	三七、一〇〇	一七六、二二五		五七三、八三〇	三八四、〇〇〇	二二三、五九八		七、八一五、三九五		九、七二〇、六八八
豊野村	二四八、七七四	二三、〇〇〇	二四、七九三	一〇、〇〇〇	二四二、四〇〇	八四〇、〇〇〇	一五九、六五八		五、六六六、八二〇	二三五、〇〇〇	七、四二九、四四五
下竹荘村	四九、六〇一	四四、四九三	六一、七四八	一〇、〇〇〇	七九、四〇〇		八八、〇〇〇		三、七八〇、六七〇		四、一一一、九一二
吉川村	四三、〇〇〇	二九、〇〇〇	四九、五〇〇	二、六五五	二一九、四〇〇	四四〇、〇〇〇	八七、六〇〇		四、六五二、三二五		五、五三二、四七〇
中井村	四四、四九八	一〇〇、〇〇〇	九一、〇〇〇	三五〇、一三八	一〇八、三六〇		九一、七九〇		六、〇九五、七八五		六、六一三、〇三三
中津井村	一六三、二三五	一六、〇〇〇	三一、〇〇〇	一、六九三	一四四、二九〇	一三、〇〇〇	八六、七六八	一〇九、三三〇	五、八〇二、〇七〇		六、三六六、三八六
呰部村	二九七、七三三	三二、〇〇〇	六四、五〇〇	五〇、〇〇〇	三七、五五〇	二〇、〇〇〇	一〇九、七二五		六、五九四、〇二五		七、二〇五、五三二
上水田村	一五四、九一〇	二〇、一〇〇	一一七、七六〇	五、〇〇〇	三五、〇六〇	四一、八〇〇	一二三、五〇〇		五、一〇七、四八〇		五、六〇五、六一〇
水田村	七三、〇五〇	二一、〇〇〇	七二、四〇〇	二四、六五八	五、六〇〇		一五四、七三五		五、六六八、七五〇		六、〇二一、一九三
上水田村外二ヶ村學校組合				一四八、八六〇							一四八、八六〇
合計	二、三五六、五五六	六三七、三四三	二、四九九、三三〇	一、三〇九、二四一	二、四七〇、〇九六	二、五〇七、八〇〇	二、五八三、一八三	一〇九、三三〇	一〇四、二九五、〇二〇	二三五、〇〇〇	一二八、八九七、八九九

上水田村	八、六一二、二九五	一、四六五

水

直接國縣税附加税

町村名	地價割	地租壹圓當	町村税賦課地租總額	營業割	本税壹圓當	町村税賦課國縣税總額	戸別割	一戸當	町村税賦課戸數	所得割	本税壹圓當	町村税賦課所得税總額
高梁町	宅地二四七円七四五	円〇九〇	二、七五四円九六〇	國 九〇七円〇五〇	円一五〇	六、〇四七円〇〇〇	一四、三九四円七九五	九円二八六	一、五五〇	七〇七円八五〇	円一五〇	四、七一九円〇〇〇
	其他 一三、六八五	、二一〇	六〇、三八五	縣 一、八八八、二〇〇	、六〇〇	三、一四七、〇〇〇						
松山村	四一、九七五	、〇九〇	四六六、四四〇	四五、〇〇〇	、一五〇	三〇〇、〇〇〇	五、七九八、七一〇	八、九二一	六五〇	一六二、〇〇〇	、一五〇	一、〇八〇、〇〇〇
	八五二、八七五	、二一〇	四、〇六一、三一〇	四八〇、〇〇〇	、六〇〇	八〇〇、〇〇〇						
津川村	二六、一〇〇	、〇九〇	二九〇、〇〇〇	六七、五〇〇	、一五〇	四五〇、〇〇〇	四、二四九、四四〇	一〇、八九六	三九〇	九七、五〇〇	、一五〇	六五〇、〇〇〇
	五九八、五〇〇	、二一〇	二、八五〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	、五〇〇	四〇〇、〇〇〇						
川面村	三〇、六九〇	、〇九〇	三四一、〇〇〇	四八、〇〇〇	、一五〇	三二〇、〇〇〇	四、〇四八、九二〇	八、七八七	四六五	七八、〇〇〇	、一五〇	五二〇、〇〇〇
	八〇九、七六〇	、二一〇	三、八五六、〇〇〇	一一四、〇〇〇	、三〇〇	三八〇、〇〇〇						
巨瀬村	三〇、五四五	、〇九〇	三三九、三九〇	賣藥 、四五〇	、〇五〇	九、〇〇〇	四、一八九、八九〇	九、〇二九	四六四	二七、〇九〇	、一五〇	一八〇、六二〇
	一、〇三〇、二五五	、二一〇	四、九〇五、九六〇	一七〇、九九〇	、四〇〇	四二七、四九〇						
有漢村	三六、九九〇	、〇九〇	四一一、〇〇〇	七〇、五〇〇	、一五〇	四七〇、〇〇〇	四、九〇五、〇二〇	八、八五三	五五四	一九五、〇〇〇	、一五〇	一、三〇〇、〇〇〇
	一、二二四、六一五	、二一〇	五、七八三、八八〇	二七〇、〇〇〇	、六〇〇	四五〇、〇〇〇						
上有漢村	七一、五五〇	、〇九〇	一九五、〇〇〇	一〇、五〇〇	、一五〇	七〇、〇〇〇	四、二〇四、八二〇	一〇、二五五	四一〇	三六、〇〇〇	、一五〇	二四〇、〇〇〇
	六五七、三〇〇	、二一〇	三、一三〇、〇〇〇	一〇八、〇〇〇	、四〇〇	二七〇、〇〇〇						
上竹莊村	五九、〇九〇	、一七六六三	三三四、五六〇	三九、七五〇	、一五〇	二六五、〇〇〇	五、三三二、三三〇	一二、二五八	四三五	一一七、三五〇	、一五〇	七八二、五〇〇
	二、一一九、五二五	、四二二一九	五、一四三、〇〇〇	一四七、四五〇	、三五〇	四二一、三〇〇						
豐野村	三〇、一五〇	、〇九〇	三三五、〇〇〇	五二、五〇〇	、一五〇	三五〇、〇〇〇	四、一一〇、二七〇	八、一三九	五〇五	一八三、〇〇〇	、一五〇	一、二二〇、〇〇〇
	一、二二五、九〇〇	、二一〇	五、七九〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	、三〇〇	二五〇、〇〇〇						
下竹莊村	二五、二九〇	、〇九〇	二八一、〇〇〇	二三、五〇〇	、一五〇	一五〇、〇〇〇	二、六二九、三〇〇	七、一六四	三六七	八二、五〇〇	、一五〇	五五〇、〇〇〇
	八七一、〇八〇	、二一〇	四、一四八、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	、五〇〇	三〇〇、〇〇〇						
吉川村	二一、一六五	、一〇〇八	二一〇、〇〇〇	六、七二〇	、一六八	四〇、〇〇〇	三、六二一、〇一〇	一一、四九五	三一五	四二、〇〇〇	、一五〇	二五〇、〇〇〇
	八七一、四二〇	、二三五二	三、七〇五、〇〇〇	九〇、〇〇〇	、五〇〇	一八〇、〇〇〇						
中井村	二六、〇九〇	、〇九〇	二八九、八九〇	二五、八〇〇	、一五〇	一七二、〇〇〇	五、〇五九、五三〇	一〇、〇七八	五〇二	三七、〇五〇	、一五〇	二四七、〇〇〇
	八二三、三一五	、二一〇	三、九二〇、五四〇	一二四、〇〇〇	、四〇〇	三一〇、〇〇〇						
中津井村	三六、八〇〇	、一〇〇八	三六五、一二〇	四五、〇九〇	、一六八	二六八、四〇〇	四、七一九、三三〇	一〇、七二五	四四〇	四三、六八〇	、一六八	二六〇、〇〇〇
	七九三、五一〇	、二三五二	三、三七三、七八〇	一六三、六六〇	、四〇〇	四〇九、一七〇						
呰部村	四六、三〇五	、〇九〇	五一四、四六〇	五一、七六〇	、一五〇	三四五、〇七〇	五、四〇六、〇〇〇	一〇、四三六	五一八	六五、二五〇	、一五〇	四三五、〇〇〇
	八一八、二一〇	、二一〇	三、八九六、二四〇	二〇六、五〇〇	、三五〇	五九〇、〇〇〇						
上水田村	四六、一七〇	、〇九〇	五一三、〇〇〇	一六、九五〇	、一五〇	一一三、〇〇〇	三、六六八、八五〇	七、三八一	四九五	六〇、〇〇〇	、一五〇	四〇〇、〇〇〇
	一、二〇三、五一〇	、二一〇	五、七三一、〇〇〇	一一三、〇〇〇	、四〇〇	二八〇、〇〇〇						
水田村	四六、一七〇	、〇九〇	五一三、〇〇〇	三〇、二〇四	、一二〇	二五二、〇〇〇	四、五二八、三四〇	一〇、四三〇	四三八	—	—	—
	九八七、〇〇〇	、二一〇	四、七〇〇、〇〇〇	七七、〇〇〇	、二〇〇	三八五、〇〇〇						
合計	七六九、〇二〇	、〇九四三	八、一五三、八二〇	一、四六八、〇六〇	、一四九七	九、八〇三、八一〇	八〇、八六六、四五〇	九、五一三七	八、五〇〇	一、九三四、二七〇	、一五〇七	一三、八三四、一三〇
	一四、八七九、四六〇	、二三八七	六五、〇五五、〇九五	四、三七六、八〇〇	、四八六三	八、九九九、九六〇						

歳入附屬表乙

特別税

町村名	段別	段別割	段別一段歩當	町村税賦課総段別	夫役割	夫役一戸當	町村税賦課総戸數
豐野村					一二五円〇〇〇	円二五〇	五〇〇
合計					一二五、〇〇〇	、二五〇	五〇〇

歳入附屬表丙

財產ヨリ生スル收入、補助金、寄附金、交付金

町村名	財產ヨリ生スル收入 土地ノ收入	財產ヨリ生スル收入 家屋ノ收入	財產ヨリ生スル收入 現金及有價證券ノ收入	財產ヨリ生スル收入 副產物果實拂代	財產ヨリ生スル收入	補助金 縣費 土木費	補助金 縣費 衛生費	補助金 郡費 敎育費	補助金 郡費 土木費	補助金 郡費 敎育費	寄附金 土木費	寄附金 敎育費	寄附金 基本財產	交付金 國庫	交付金 縣税
高梁町			一八二円九四三			一二二円七一〇	二四三円五九〇							四八二円四五〇	二七五円四八〇
松山村	二六、七六〇	四、三〇〇					一七、六〇〇		五〇〇円〇〇〇		二三〇、〇〇〇			七五、六九〇	八七、〇四〇
津川村	五九、四八五						一九、九〇〇							六五、九八〇	五三、三〇〇
川面村		三、〇〇〇	二五、八五〇				一一、八〇〇							六四、五七九	六〇、五三一
巨瀬村	七、〇〇〇		七一、八〇〇				六、九六〇	一八、〇〇〇						六四、七九五	六四、七八四
有漢村	五、〇〇〇	五八、八〇〇	一六三、八〇八				三、五二六			六〇、〇〇〇		五四〇、〇〇〇		三一、八七〇	六六、六四〇
上有漢村	一四、〇〇〇		一六、五〇〇				一一、一二〇							三四、一二〇	三一、〇〇〇
上竹荘村	五、六〇〇		六〇八、九五〇	七、〇〇〇			一一、八三〇	四二、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	八四、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	六七、五九八	四五、〇〇〇
豐野村	六五、〇〇〇		一八三、七七四			五、〇〇〇	三、四〇〇		一五〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	八三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇		九七、〇八〇	六二、五七八
下竹荘村	一、〇〇〇	三、〇〇〇	三六、六〇一				四、四〇〇		七五、〇〇〇					四六、〇〇〇	四〇、〇〇〇
吉川村	五、二〇〇		三四、八〇〇	三、〇〇〇			一九、四〇〇		一二〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	三八〇、〇〇〇		六〇、〇〇〇	三九、三〇〇	四八、三〇〇
中井村	一六、五〇〇	三、〇〇〇	一五、九五八			一〇〇、〇〇〇	八、三六〇							四二、一三〇	四九、五六〇
中津井村	二三、四六五	一〇二、〇〇〇	三五、二七〇	一、〇〇〇	一、五〇〇	一二八、八九〇	一五、四〇〇				二、〇〇〇		一〇、〇〇〇	四七、三〇八	三九、四六〇
呰部村	三〇、八一八	二四、〇〇〇	二四二、九一四				三七、五五〇						二〇、〇〇〇	六三、〇七五	四七、六五〇
上水田村		三、〇〇〇	一四二、九一〇				三五、〇六〇						四一、八〇〇	六五、七五〇	五七、七五〇
水田村	三一、四五〇		四一、六〇〇				五、六〇〇							九〇、一〇五	六四、六三〇
合計	二九一、二七八	二四四、八〇〇	一、八〇七、九七八	一一、〇〇〇	一、五〇〇	三五六、六〇〇	四七三、四九六	六〇、〇〇〇	一、二四五、〇〇〇	三三五、〇〇〇	一、六四二、〇〇〇	六三四、〇〇〇	二三一、八〇〇	一、四六六、九三〇	一、一一六、二五三

諸稅及負擔明細表

町村名		國稅	縣稅	町村稅	郡費負擔額	計	負擔額	總計
高梁町	經	円〇三〇	円〇二〇		一、二八四円五三五	一、二八四円五八五		一、二八四円五八五
	臨							
	計	、〇三〇	、〇二〇		一、二八四、五三五	一、二八四、五八五		一、二八四、五八五
松山村	經	二、五六五	、八九〇		五一三、七七八	五一七、二三三		五一七、二三三
	臨							
	計	二、五六五	、八九〇		五一三、七七八	五一七、二三三		五一七、二三三
津川村	經	一四、七七〇	七、三三五	四、三五五	三六八、六九二	三九五、一五二		三九五、一五二
	臨							
	計	一四、七七〇	七、三三五	四、三五五	三六八、六九二	三九五、一五二		三九五、一五二
川面村	經				四三八、五三四	四三八、五三四		四三八、五三四
	臨							
	計				四三八、五三四	四三八、五三四		四三八、五三四
巨瀬村	經	、四四〇	、三〇〇		五二六、七九二	五二七、五三二		五二七、五三二
	臨							
	計	、四四〇	、三〇〇		五二六、七九二	五二七、五三二		五二七、五三二
有漢村	經	、三五〇	、一四〇		六六五、二一六	六六五、二一六		六六五、七〇六
	臨							
	計	、三五〇	、一四〇		六六五、二一六	六六五、二一六		六六五、七〇六
上有漢村	經	一、五〇〇	一、五〇〇		三三八、一五〇	三三八、一五〇		三四一、一五〇
	臨							
	計	一、五〇〇	一、五〇〇		三三八、一五〇	三三八、一五〇		三四一、一五〇

村名								
上竹莊村	經	八、九五〇	三、〇五〇		五三九、八九三	五三九、八九三		五五一、八九三
	臨							
	計	八、九五〇	三、〇五〇		五三九、八九三	五三九、八九三		五五一、八九三
豐野村	經	、六四〇	、四二〇		六三三、八三一	六三三、八三一		六三四、八九一
	臨							
	計	、六四〇	、四二〇		六三三、八三一	六三三、八三一		六三四、八九一
下竹莊村	經	一、九一五	、四三五		四二一、七〇一	四二一、七〇一		四二四、〇五一
	臨							
	計	一、九一五	、四三五		四二一、七〇一	四二一、七〇一		四二四、〇五一
吉川村	經	八、〇〇〇	七、〇〇〇		三七八、二〇〇	三七八、二〇〇		三九三、二〇〇
	臨							
	計	八、〇〇〇	七、〇〇〇		三七八、二〇〇	三七八、二〇〇		三九三、二〇〇
中井村	經	、二四五	、一三五	、二〇〇	四二七、三四七	四二七、九二七		四二七、九二七
	臨							
	計	、二四五	、一三五	、二〇〇	四二七、三四七	四二七、九二七		四二七、九二七
中津井村	經	八、二〇〇	四、一五〇		三九八、一三四	四一〇、四八四	三〇、〇〇〇	四四〇、四八四
	臨							
	計	八、二〇〇	四、一五〇		三九八、一三四	四一〇、四八四	三〇、〇〇〇	四四〇、四八四
呰部村	經	、二七五	、一四五	、〇二〇	四七〇、四一一	四七〇、八五一	三五、五二〇	五〇六、三七一
	臨							
	計	、二七五	、一四五	、〇二〇	四七〇、四一一	四七〇、八五一	三五、五二〇	五〇六、三七一
上水田村	經				五九七、八九三	五九七、八九三	五四、四八〇	六五二、三七三
	臨							
	計				五九七、八九三	五九七、八九三	五四、四八〇	六五二、三七三
水田村	經	一四、六一五	四、七六〇	二、五九五	五五四、七五三	五七六、七二三		五七六、七二三
	臨							
	計	一四、六一五	四、七六〇	二、五九五	五五四、七五三	五七六、七二三		五七六、七二三

合計		
經	臨	計
六二、四九五		六二、四九五
三〇、二八〇		三〇、二八〇
七、一七〇		七、一七〇
八、五五七、八六〇		八、五五七、八六〇
八、六五七、八〇五		八、六五七、八〇五
一三〇、〇〇〇		一三〇、〇〇〇
八、七七七、八〇五		八、七七七、八〇五

歳入歳出殘金取調表

町村名	歳入	歳出
高梁町	二一、〇二一円五九八	二一、〇二一円五九八
松山村	八、四七七、二六四	八、四七七、二六四
津川村	五、七五六、六四一	五、七五六、六四一
川面村	五、七〇四、七七〇	五、七〇四、七七〇
巨瀬村	五、八一〇、六八七	五、八一〇、六八七
有漢村	七、九一〇、六五四	七、九一〇、六五四
上有漢村	五、一九二、六六〇	五、一九二、六六〇
上竹莊村	九、七二〇、六八八	九、七二〇、六八八
豐野村	七、四二九、四四五	七、四二九、四四五

下竹莊村	四、一一一、九一二	四、一一一、九一二
吉川村	五、五三二、四七〇	五、五三二、四七〇
中井村	六、六一三、〇三三	六、六一三、〇三三
中津井村	六、三六六、三八六	六、三六六、三八六
皆部村	七、二〇五、五三二	七、二〇五、五三二
上水田村	五、六〇五、六一〇	五、六〇五、六一〇
水田村	六、〇二一、一九三	六、〇二一、一九三
上水田村外二ヶ村學校組合	一四八、八六〇	二六八、八六〇
合計	一一八、八九七、八九九	一一九、〇一七、八九九

町村基本財產調查表

（明治四十四年度末現在）

町村名	土地 地目	土地 反別	土地 價格	建物 建坪	建物 價格	區別	公債証書	株券	債券	貯金	現金	穀物	其他
高梁町						員數			五円000	五六九円〇三五			
						價格			五、000				
松山村	山林	八四五三	一、000円000			員數	五〇円000		一一〇、000		六、四七〇		
						價格	四五、000		九九、000				
津川村	山林	、一一三	二〇、000			員數							
						價格							
川面村						員數			三三五、000		三〇〇、一一〇		
						價格			三〇九、000				
巨瀬村						員數				八五二、六四〇			
						價格							
有漢村	畑 原野	、〇三八 五〇七	一八、000	三三、七五	四六〇、000	員數				七〇、七三一			
						價格							
上有漢村	宅地	一一七	六〇、000	三一、五	三五〇、000	員數				二〇八、三〇〇			
						價格							
上竹荘村						員數	五〇、000		一、三一五、000		六、一一五、七三四		
						價格	五〇、000		一、三一五、000				
豊野村	山林	一一、〇四〇〇	二五〇、000			員數		五〇〇、000			二、四三三、八五〇		
						價格		五〇〇、000					
下竹荘村						員數		四〇、000	四〇〇、000	一六〇、一八〇	二七、八七五		
						價格		四〇、000	四〇〇、000				
吉川村	畑 山林	二一八 、八三〇〇	一〇六、五〇〇			員數				五六六、四六〇			
						價格							
中井村	山林	一、四六一三	八七、000			員數				三一九、000			
						價格							
中津井村	畑 山林 保安林	、〇一一 一四三、三三〇六 三八、四八二三	一〇、五二八、000	八三、	一、三五〇、000	員數			四七〇、000	六八八、八七二			
						價格			四七〇、000				
呰部村	山林	一九、九四三	八九〇、000	六、	五〇、000	員數		六〇〇、000	四四〇、000	一、三五三、七〇五			
						價格		六二二、000	四三五、二〇〇				
上水田村						員數				二、〇八一、〇八七			
						價格							
水田村						員數					七六九、七二九		
						價格							
計	山林 一八五、一七一六 保安林 三八、四八二三 畑 、〇五〇六 原野 、〇五〇七 宅地 一一七		一三、九九九、五〇〇	一五四、二五	二、二一〇、000	員數	一〇〇、000	一、一四〇、000	三、〇七五、000	六、八六八、〇一〇	九六九三、七六八		
						價格	九五、000	一、一八二、000	三、〇三三、二〇〇				

町村學校基本財產調査表

（明治四十四年度末現在）

町村名	土地 地目	土地 反別	土地 價格	建物 建坪	建物 價格	區別	公債証書	株券	債券	貯金	現金	穀物	其他
高梁町						員數	二〇〇円〇〇〇			九、九三二円六三七	一円六九〇		
						價格	二〇〇、〇〇〇						
松山村						員數	一一〇、〇〇〇				七、七六〇		
						價格	九九、〇〇〇						
津川村	山林 植林	町二一三 六、五〇〇	三一〇円〇〇〇			員數							
						價格							
川面村						員數							
						價格							
巨瀬村	山林	三、一五一四	三、三〇〇、〇〇〇			員數				一六一、二七五			
						價格							
有漢村	山林	四、八二〇八	五二五、〇〇〇			員數				二、二四五、七〇八			
						價格							
上有漢村						員數							
						價格							
上竹荘村	田 畑 山林	、〇七二 、〇三〇 四、七〇一	一、二四九、八四〇			員數			二、一九〇、〇〇〇		四七七、六九五		
						價格			二、一九〇、〇〇〇				
豊野村						員數		二〇〇、〇〇〇			二三八、一三〇		
						價格		二〇〇、〇〇〇					
下竹荘村						員數			一五、〇〇〇	一〇四、七八〇	三、五一五		
						價格			一二、〇〇〇				
吉川村	畑 山林	、二〇〇三 二三三	五四、〇〇〇			員數				八一、〇八二			
						價格							
中井村						員數							
						價格							
中津井村	山林 保安林	、六八二四 三、四一〇七	六五二、〇〇〇			員數			一〇、〇〇〇	一六三、三六五			
						價格			一〇、〇〇〇				
呰部村						員數				六五七、六七〇			
						價格							
上水田村						員數		六〇〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	一五三、八四八			
						價格		六〇〇、〇〇〇	四四、〇〇〇				
水田村	畑 山林	三二一 八、九八二九	一、〇三〇、〇〇〇			員數		五二〇、〇〇〇					
						價格		五二〇、〇〇〇					
計	山林五一、五〇二七 保安林三、四一〇七 田、〇七二 畑、三五一三 植林六、五〇〇〇		七、三一一、八四〇			員數	三一〇、〇〇〇	一、三二〇、〇〇〇	二、二六〇、〇〇〇	四、四九〇、三六四	七一八、七八〇		
						價格	二九九、〇〇〇	一、三二〇、〇〇〇	二、二五六、〇〇〇				

町村特別基本財産調査表

（明治四十四年度末現在）

町村名	土地 地目	土地 反別	土地 價格	建物 建坪	建物 價格	區別	公債証書	株券	債券	貯金	現金	穀物	其他
高梁町						員數							
						價格							
松山村						員數							
						價格							
津川村						員數							
						價格							
川面村						員數							
						價格							
巨瀬村						員數							
						價格							
有漢村						員數				三二四、八〇〇			
						價格							
上有漢村						員數							
						價格							
上竹莊村						員數							
						價格							
豐野村						員數							
						價格							
下竹莊村						員數							
						價格							
吉川村						員數							
						價格							
中井村						員數							
						價格							
中津井村						員數							
						價格							
呰部村						員數							
						價格							
上水田村						員數							
						價格							
水田村						員數		五四〇、〇〇〇					
						價格		五八三、〇〇〇					
計						員數		五四〇、〇〇〇		三二四、八〇〇			
						價格		五三八、〇〇〇					

町村負債調査表　（明治四十四年度）

町村名	前年度末現在負債額	四十四年度 起債額	四十四年度 元金償還額	四十四年度 利子支払額	年度末現在償還未済額
高梁町	—	—	—	—	—
松山村	六、六八七円〇六九	五、三〇〇円〇〇〇	六、六八七円〇六九	六〇二円〇五五	五、三〇〇円〇〇〇
津川村	一、五〇〇、〇〇〇	—	五〇〇、〇〇〇	五三、六六〇	一、〇〇〇、〇〇〇
川面村	一、三〇〇、〇〇〇	—	四三〇、〇〇〇	五四、二五〇	八七〇、〇〇〇
巨瀬村	—	—	—	—	—
有漢村	—	—	—	—	—
上有漢村	一〇〇、〇〇〇	—	一〇〇、〇〇〇	二、五〇〇	—
上竹荘村	六、二三〇、〇〇〇	三、三〇〇、〇〇〇	六八〇、〇〇〇	三三〇、七七五	八、八五〇、〇〇〇
豊野村	—	—	—	—	—
下竹荘村	三〇〇、〇〇〇	—	三〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	—
吉川村	七〇〇、〇〇〇	—	四〇〇、〇〇〇	五二、二九〇	三〇〇、〇〇〇

中井村	—	—	—	—	—
中津井村	—	二、二〇〇、〇〇〇	—	二七、五〇〇	二、二〇〇、〇〇〇
皆部村	二、一〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇
上水田村	—	—	—	—	—
水田村	—	—	—	—	—
計	一八、九一七、〇六九	一〇、八〇〇、〇〇〇	一〇、〇九七、〇六九	一、一三三、〇三〇	一九、六三〇、〇〇〇

共有財産調査表

町村共有		數町村共有	
所有町村(部落)名	地所	所有町村名	地所
松山村持	山林 八町四二三三歩	巨瀬村柳本村組 上竹莊村大字有津井肥田組	山林 四町九三〇七歩
仝	原野 、〇三一九	上有漢村長代組 有漢村茶堂組	山林 二六、〇九二六
仝	郡村宅地 一四八坪	呰部村字町區 上水田村字平田區	同 八、三三〇八

仝	畑	、〇二七		
仝	學校敷地	九九四坪		
津川村大字八川東組	山林	四大町八一一六步		
仝西組		二九、七五〇九		
仝大字今津		三七、二三二五		
巨瀬村	役場病舍學校敷地	、五七一五		
柳本村組	山林	三八、二二一四		
片岡陰地組外三部落	仝	一四〇、〇五〇〇		
片岡本村組	仝	五二、一四三二		

片岡上山下山組	仝	五、六六二八		
片岡安元宮瀬組	仝	二八、三〇〇		
片岡安元組外四部落 一ケ村ノ内一部落	仝	四、一〇一七		
六名ノ薗田組外三部落 一ケ村ノ内一部落	仝	三、八八二〇		
六名家近組外二部落	仝	二八、四五一〇		
六名薗田組外十五部落	仝	二〇、二七〇〇		
巨瀬村	學校基本財産林	三一、一三〇九		
有漢村	宅地	、〇九二一		
仝	畑	、〇三一八		

有漢村	原野	、〇五〇七		
仝	山林	二四八、五四二〇		
上竹荘村大字有津井陰地組	仝	一七、七〇〇七		
上竹荘村大字有津井正力組、猿目組、粂次組、	田 山林	一、一四〇八 二七、八三二七		
仝上 粂次組、正力組、猿目組、山神組、月原組、	山林	六、五五〇〇		
仝上 中筋組、陰地組、日那肥田組	仝	二七、二七一〇		
仝上 山神組、	仝	一八、八九〇〇		
仝上 月原組、	仝	八、五二二〇		
仝上 中筋、日那、肥田組	仝	四一、九〇二三		

仝 上 正力、大村組、	仝	、一六二〇		
仝 上 陰地 、正力 、中筋組、	仝	三六、六七〇〇		
仝 上 水廻、 猿目組、	仝	五、〇九二八		
仝 上 水廻、 猿目、 佐與谷、 正力、 兼次、 陰地組、	仝	一九、六八〇〇		
仝 上 正力、 兼次、 陰地組、	仝	八〇八		
仝 上 水廻、猿目、兼次、正力、陰地組、	仝	、三三二六		
仝 上 日那、 肥田組、	仝	三七、〇三〇〇		
上竹莊村大字納地 室納組	山林	七八、五四一三		
仝 上 後口組、 前組、	仝	六、七三〇		

仝上 矢倉組、原牛組、	仝	一〇、五八一八		
仝　上 舞地組	仝	六八、四〇二三		
豐野村大字豐野總持	仝	六〇、二三〇七		
仝　村大字東組総持	仝	九、一二二二		
仝　村大字稔貞村持	仝	、〇〇〇九		
仝　村大字稔貞村中組惣持	仝	六、二八〇五		
仝村仝大字字山根岩目板屋新町組ノ內前島源次郎外一人	仝	一六、一一〇三		
仝村仝大字字山根岩目板屋組ノ內見尾與吉外三名新町組ノ內前島源次郎外一人	仝	二八、三八二三		
仝村仝大字字板屋組外五部落	仝	、〇三二四		

仝村仝大字字板屋新町中組ノ内上岡下岡鴈屋加黄田外西山平四郎	仝	二四、七三一〇		
仝村仝大字字板屋組ノ内新屋平山根組ノ内外十三人前島源次郎外一人	仝	一、三〇〇〇		
仝村仝大字字板屋組ノ内新屋平チ除ク外一圓新町組ノ内町組中組ノ内上岡下岡鴈屋加黄田外西山平四郎	仝	六、四七〇四		
仝村仝大字字板屋山根組ノ内小虎稲藏外十三人新町組ノ内前島源次郎外一人	仝	、三〇〇〇		
仝村仝大字字谷川紺屋平組持	仝	二、七五一六		
下竹荘村大字黒土	仝	八八、六七〇八		
仝　村大字田土	山林原野	一四三、〇三〇二		
仝　村大字湯山	山林	一八二、八六一四		
吉川村	田	、一三〇八		

吉川村	山林 原野	、八二一三 二〇三		
仝	畑	、一三三三		
吉川村大字吉川	田	七一九		
仝	山林	九四、三三〇二		
仝	畑	七〇七		
吉川村大字吉川 仝村大字黒山	田	、二四三三		
仝	山林	、四二一六		
中井村	仝	一、四六三		
中井村大字西方	仝	九一、六三一八		

中井村大字津々本村區	仝	六一、八三〇一		
呰部村	仝	一五、六四〇三		
呰部村大字下呰部	仝	一四、三一二七		
仝村大字上呰部大字下呰部	仝	一八、三四一三		
上水田村井尾組総持	宅地	六二坪		
仝	山林	、一六〇九		
仝村井尾又丸組総持	仝	六、九八三三		
仝	保安林	、一三一一		
仝村井尾外二部落組総持	山林	一〇、二四二九		

仝	保安林	、六九〇		
上水田村井尾組外三部落総持	山林	二九、六九二五		
仝	保安林	一〇、七二〇一		
仝村畑ヶ中組総持	宅地	二八坪		
仝	山林	、三二一		
仝村長政畑ヶ中総持	仝	、三六一六		
仝	保安林	二〇、五二一		
仝村宮前組総持	田	、一六〇三		
仝	宅地	一三坪		

中井村大字津々本村區	仝　六一、八三〇一		
呰部村	仝　一五、六四〇三		
呰部村大字下呰部	仝　一四、三一二七		
仝村大字上呰部 大字下呰部	仝　一八、三四一三		
上水田村井尾組總持	宅地　六三一坪		
仝	山林　、一六〇九		
仝村井尾 又丸組總持	仝　六、九八三三		
仝	保安林　、一三一一		
仝村井尾組 外二部落總持	山林　一〇、二四一九		

仝	保安林 、六九一〇			
上水田村井尾組外三部落総持	山林 二九、六九二五			
仝	保安林 一〇、七二〇一			
仝 村畑ケ中組総持	宅地 二八坪			
仝	山林 、二二一一			
仝 村長政畑ケ中総持	仝 、三六一六			
仝	保安林 二〇、五一一一			
仝 村宮前組総持	田 、一六〇三			
仝	宅地 一三坪			

仝		山林	、二一二六		
仝	村畝花西谷両組持	宅地	三一坪		
仝		山林	三一一		
仝	村井殿組総持	仝	三一、〇〇〇八		
仝		保安林	一、七四〇〇		
仝		池沼	一一〇		
仝	村菅野組持	仝	一〇		
仝	村赤茂組外四部落	宅地	一七坪		
仝		山林	三〇六		

仝　赤茂村寺平組持	仝	二〇四	
上水田村總持	仝	〇九	
仝　小殿村外十四部落組總持	仝	二二、一四二六	
仝	保安林	五四、三三二七	
水田村	山林	八、九三二九	

高梁町基本財産蓄積條例

第一條　本町ハ本條例ノ規定ニ依リ基本財産ヲ蓄積ス。

第二條　町村制第八十一條第二項ニ掲グルモノヽ外毎年町費ヨリ金百圓以上ヲ蓄積スルモノトス。

但シ町歳入出決算上剩餘金ヲ生シタル塲合ハ町會ノ決議ニ依リ其全額若クハ幾分ヲ蓄積スルコトアルヘシ。

第三條　非常災害ノ爲メ其ノ負擔ニ堪ヘストス認ムルトキハ町會ノ議決ヲ以テ其年度ニ限リ第二條ノ蓄

積ヲ停止スルコトヲ得。
第四條　基本財産ノ收支精算ハ其要領ヲ每翌年度ニ於テ町內ニ公告スルモノトス。
第五條　基本財産トシテ蓄積スヘキモノハ之ヲ豫算ニ編入ス。

附　則

第六條　本條例ハ明治四十三年度ヨリ施行ス。

松山村基本財産蓄積條例

第一條　本村ハ本條例ノ規定ニヨリ基本財産ヲ蓄積ス。
第二條　町村制第八十一條第二項ニ揭クルモノ、外左ノ收入ハ基本財産トシテ蓄積スルモノトス。
一、基本財産トシテ蓄積スルモノトス、
二、國稅徵收法縣稅徵收法ニ依リ收入スル交付金、
第三條　前條ノ收入金每年度金五拾圓ニ滿タサルトキハ村費ヨリ其不足ヲ補充シ每年度金五拾圓ヲ蓄積スルモノトス。
第四條　基本財産蓄積金ハ政府ニ於テ發行ノ債券又ハ確實ナル有價證券ニ買入ル、モノトス。
第五條　公債ヲ起ス塲合若クハ非常災害等ノ爲メ經費ノ負担ニ堪ヘズト認ムルトキハ村會ノ議決ヲ

以テ公債ハ其償還ヲ了スル迄ノ間非常災害ノ場合ハ其年度ニ限第二條第三條ノ蓄積ヲ停止スルコトヲ得。

第六條　基本財産ノ收支精算ノ要領ハ每翌年度ニ於テ之ヲ村會ニ報告シ併テ村內ニ公告スヘシ。

第七條　基本財產トシテ蓄積スルモノハ總テ豫算ニ編入スヘシ。

附　則

第八條　本條例ハ明治三十八年度ヨリ施行ス。

津川村基本財產蓄積條例

第一條　本村ハ本條例ノ規程ニ依リ基本財產ヲ蓄積ス。

第二條　町村制第八十一條第二項ニ揭クルモノ、外左ノ收入ハ基本財產トシテ蓄積スルモノトス。

一、財產ヨリ生スル收入、

二、使用料及手數料、

三、雜收入ノ內授業料ヲ除クノ外全部、

第三條　前條ノ收入金ニシテ每年度金五拾圓ニ滿タザルトキハ其不足額ハ村費ヨリ之ヲ補充シ每年度ノ蓄積金五拾圓ヲ最底度トス。

第四條　公債ヲ起ス塲合若クハ非常災害ノ爲メ經費ノ負担ニ堪ヘストス認ムルトキハ村會ノ決議ヲ以テ公債ハ其償還ヲ了スル迄ノ間非常災害ノ塲合ハ其年度限リ第二條ノ蓄積ヲ停止スルヿヲ得。

第五條　基本財産蓄積金ハ國債証劵又ハ確實ナル銀行會社ノ株式ヲ買入レ若クハ郵便貯金確實ナル貯蓄銀行貯蓄預ケトナスモノトス。

第六條　基本財産ノ收支精算ノ要領ハ毎年度之ヲ村會ニ報告シ併セテ村内ニ公告スヘシ。

第七條　基本財産トシテ蓄積スルモノハ総テ豫算ニ編入スヘシ。

附　則

第八條　本條例ハ明治四十四年度ヨリ施行ス。

川面村基本財産蓄積條例

第一條　本村ハ本條例ノ規定ニ依リ明治三十六年度ヨリ明治五十五年度ニ至ル二十ケ年間基本財産ヲ蓄積ス。

第二條　町村制第八十一條第二項ニ揭クルモノヽ外左ノ收入ハ基本財産トシテ蓄積スルモノトス。

一、基本財産ヨリ生スル收入、

二、歳計剩餘金全部若クハ其幾分、

三、國稅徵收法及府縣稅徵收法ニヨリ收入スル交付金、
四、戸籍法ニ依リ收入スル手數料、
五、不用品拂代價、
第三條　公債ヲ起ス場合ニ於テハ村會議決ヲ以テ其年度又ハ若干ヲ期シ第二條ノ蓄積ヲ停止ス。
其場合ニ於テハ其停止年數ニ應シ第一條ノ蓄積年數ヲ延長ス。
第四條　基本財産ノ收入支出精算ノ要領ハ毎翌年度ニ於テ之ヲ村內ニ公告スベシ。
第五條　基本財産トシテ蓄積スヘキモノハ總テ豫算ニ編入スヘシ。

附　則

第六條　明治三十六年度ニ於テハ第二條一號二號ノ收入ニ限リ蓄積スルモノトス。

巨瀨村基本財產蓄積條例

第一條　本村ハ本條例ノ定ムル所ニ依リ明治三十八年度ヨリ明治九十三年度迄五十六ヶ年間毎年基本財産ヲ蓄積スルモノトス。
第二條　町村制第八十一條第二項ニ揭グルモノ、外左ノ收入ハ基本財産トシテ蓄積ス。
一、村有財産及基本財産ヨリ生ズル收入、

二、戸籍法ニ依リ收入スル手數料、
三、村稅督促手數料、
四、不用品拂代、
五、國縣稅交付金、

第三條　前條第一項第一號村有財產及基本財產ヨリ生ズル收入ヲ除キ其ノ總額ガ貳百參拾圓ニ達セサルトキハ其不足額ハ村稅其他ノ收入ヨリ補充ス。

第四條　公債ヲ起ス塲合ニ於テハ村會ノ議決ヲ經テ其償還ヲ了スル迄第二條ノ蓄積ヲ停止ス。

此塲合ニ於テハ其停止年數ニ應シ第一條ノ蓄積年數ヲ延長ス。

第五條　基本財產ノ收支精算ノ要領ハ每翌年度ニ於テ村內ニ公告スベシ。

第六條　基本財產トシテ蓄積スベキモノハ總テ豫算ニ編入スベシ。

有漢村基本財產蓄積條例

第一條　本村ハ本條例ノ規定ニ依リ基本財產ヲ蓄積ス。

但シ本條例ニ依ル蓄積金ハ其蓄積金ヨリ生スル收入金ヲ以テ本村經常費（敎育費ヲ除ク）一ケ年分ヲ支ヘ得ル迄ヲ以テ限度トス。

第二條　町村制第八十一條第二項ニ揭クルモノヽ外左ノ收入ハ基本財產トシテ蓄積スルモノトス。

一、基本財產ヨリ生スル收入、

二、國稅徵收法及府縣稅徵收法ニ依リ収入スル交付金、

三、戶籍法ニ依リ收入スル手數料、

四、村稅督促手數料、

第三條　前條ノ外村費ヨリ每年度金百五拾圓以上ヲ基本財產トシテ蓄積スルモノトス。

第四條　公債ヲ起ス塲合若クハ非常災害ノ爲メ經費ノ負担ニ堪ヘストト認ムル片ハ村會ノ議決ヲ以テ公債ハ其償還ヲ了ル迄ノ間非常災害ノ塲合ハ其年度ニ限リ第二條第三條ノ蓄積ヲ停止スルコトヲ得。

第五條　基本財產ノ收支精算ノ要領ハ每翌年度ニ於テ之ヲ村內ニ公告ス。

上有漢村基本財產蓄積條例

第一條　本村ハ本條例ノ規程ニ依リ明治三十八年度ヨリ大正二十三年度迄三十ヶ年間每年度基本財產ヲ蓄積ス。

第二條　町村制第八十一條第二項ニ揭クルモノヽ外左ノ收入ハ基本財產トシテ蓄積スルモノトス。

一、基本財産ヨリ生スル收入、
二、國稅縣稅交付金、
第三條　前條ノ外村費ヨリ每年度金參拾圓以上ヲ基本財産トシテ蓄積スルモノトス。
第四條　公債ヲ起ス場合ニ於テハ其償還ヲ了スル迄ノ間村會ノ議決ヲ以テ第二條第三條ノ蓄積ヲ停止ス此場合ニ於テハ其停止ノ年數ニ應シ第一條ノ蓄積年數ヲ延長ス。
第五條　基本財産ノ收支精算ノ要領ハ每翌年度ニ於テ之レヲ村內ニ公告ス。
第六條　基本財産トシテ蓄積スベキモノハ之レヲ豫算ニ編入スベシ。

上竹莊村基本財産蓄積條例

第一條　本村ハ本條例ノ規定ニ依リ明治四十四年度ヨリ仝八十三年度ニ至ル四十年間基本財産ヲ蓄積ス。
第二條　町村制第八十一條第二項ニ揭グルモノ丶外左ノ収入ハ基本財産トシテ蓄積スルモノトス。
一、基本財産ヨリ生スル収入、
二、歲計剩余金全部若クハ其幾部、
三、國稅徵収法及府縣稅徵収法ニ依リ収入スル交付金、

四、戸籍法ニ依リ收入スル手數料、
五、公簿閲覽証明手數料、
六、不用品拂代、
七、溜池魚代拾分ノ貳、
八、保安林副產物揚リ代拾分ノ五、
九、公有林ヨリ收入スル拂下代金及採収料、
十、村有物件使用料。

第三條　前條基本財產ヨリ生スル收入以外ノ收入ニシテ一戸平均七拾錢ニ滿タザルトキハ其額ニ達スル迄ハ村費其他ノ收入ヨリ補充ス。

第四條　公債ヲ起ス場合ニ於テハ村會ノ議決ヲ以テ其年度又ハ若干年ヲ期シ第二條第三條ノ蓄積ヲ停止ス其場合ニ於テハ其停止年數ニ應シ第一條ノ蓄積年數ヲ延長ス。

第五條　基本財產ノ收支精算ノ要領ハ毎翌年度ニ於テ之ヲ村內ニ公示ス。

第六條　基本財產トシテ蓄積スルヲ得ベキモノハ總テ豫算ニ編入ス。

附　則

本條例ハ明治四十四年度ヨリ之ヲ施行ス。

豐野村基本財産蓄積條例

第一條　本村ハ本條例ノ規定ニ依リ明治三十五年度ヨリ明治五十四年度ニ至ル二十ケ年間基本財産ヲ蓄積ス。

第二條　町村制第八十一條第二項ニ掲クルモノ、外左ノ收入ハ基本財産トシテ蓄積スルモノトス。

一、基本財産ヨリ生ズル收入、

二、歲計剩餘金、

三、國稅徵收法及縣稅徵收法ニヨリ收入スル交付金、

四、戶籍法ニヨリ收入スル手數料、

第三條　前條ノ外村費ヨリ每年度金參拾圓以上ヲ基本財産トシテ蓄積スルモノトス。

第四條　非常ノ凶作及稀有ノ災害ニ罹リタル塲合幷ニ村公債ヲ起ス塲合ニ於テハ村會ノ議決ヲ以テ其償還ヲ了スルマデノ間第二條及第三條ノ蓄積ヲ停止スルコヲ得。

但此塲合ニ於テハ其停止年數ニ應ジ第一條ノ蓄積年數ヲ延長ス。

第五條　基本財産ノ收支精算ノ要領ハ每年度ニ於テ之ヲ村內ニ公告スベシ。

第六條　基本財産トシテ蓄積スヘキモノハ總テ豫算ニ編入スベシ。

下竹莊村基本財產蓄積條例

第一條　本村ハ村條例ノ規定ニ依リ明治四十年度ヨリ仝四十九年度ニ至ル十ケ年間基本財産ヲ蓄積ス。

第二條　町村制第八十一條第二項ニ揭クルモノ、外左ノ收入ハ基本財產トシテ蓄積スルモノトス。

一、基本財產ヨリ生スル收入、

二、歲計剩餘金、

三、國稅徵收法ニ依リ收入スル交付金、

四、縣稅徵收法ニ依リ收入スル交付金、

第三條　前條ノ外村稅ヨリ每年度金貳拾圓以上ヲ基本財產トシテ蓄積スルモノトス。

第四條　公債ヲ起ス塲合若クハ非常災害等ノ爲メ經費ノ負担ニ堪ストト認メタル片ハ村會ノ議決ヲ以テ公債ハ其償還ヲ了スル迄テノ間非常災害ノ塲合ハ其年度ニ限リ第二條第三條ノ蓄積ヲ停止スルコヲ得此塲合ニ於テ其停止年數ニ應シ第一條ノ蓄積年數ヲ延長ス。

第五條　基本財產ノ收支精算ノ要領ハ每翌年度ニ於テ村內ニ公示スヘシ。

第六條　基本財產トシテ蓄積スベキモノハ總テ豫算ニ編入スベシ。

附　則

第七條　本條例ハ明治四十年度ヨリ施行ス。

吉川村基本財産蓄積條例

第一條　本村ハ本條例ノ規定ニ依リ明治三十九年度ヨリ明治四十八年度迄十ヶ年間基本財産ヲ蓄積ス。

第二條　町村制第八十一條第二項ニ掲クルモノ、外左ノ收入ハ基本財産トシテ蓄積スルモノトス。

一、基本財産ヨリ生スル收入、

二、國稅徵收法及府縣稅徵收法ニ依リ收入スル交付金、

第三條　公債ヲ起ス場合若クハ非常災害等ノ爲メ經費ノ負擔ニ堪ヘストト認ムル時ハ村會ノ議決ヲ以テ公債ハ其償還ヲ了スルマテノ間非常災害等ノ場合ハ其年度ニ限リ第二條ノ蓄積ヲ停止スルヿヲ得。

但此場合ニ於テハ其停止年數ニ應シ第一條ノ蓄積年數ヲ延長ス。

第四條　基本財産ノ收支計算ノ要領ハ毎翌年度ニ於テ之レヲ村內ニ公告スヘシ。

第五條　基本財産トシテ蓄積スヘキモノハ總テ豫算ニ編入スヘシ。

附　則

第六條　本條例ハ明治三十九年度ヨリ施行ス。

呰部村基本財産蓄積條例

第一條　本村ハ本條例ノ規程ニ依リ明治三十六年度ヨリ明治五十五年度ニ至ル二十ケ年間毎年基本財産ヲ蓄積ス。

第二條　町村制第八十一條第二項ニ掲クルモノヽ外左ノ收入ハ基本財産トシテ蓄積スルモノトス。

一、基本財産ヨリ生スル收入、

二、歳計剩餘金、　但シ壹百圓以内トス、

三、國稅徵收法及府縣稅徵收法ニ依リ收入スル交付金、

四、戶籍法ニ依リ收入スル手數料、

五、雜收入ノ內不用品拂代、

第三條　公債ヲ起ス場合ニ於テハ村會ノ議決ヲ以テ其償還ヲ了スル迄ノ間前條ノ蓄積ヲ停止ス此場合ニ於テハ其停止ノ年數ニ應シ第一條ノ蓄積年數ヲ延長ス。

第四條　基本財産ノ收支精算ハ每翌年度之ヲ村內ニ公告スヘシ。

第五條　基本財産トシテ蓄積スヘキモノハ總テ豫算ニ編入スヘシ。

上水田村基本財産蓄積條例

第一條　本村ハ本條例ノ定ムル所ニ依リ明治四十四年度ヨリ明治九十四年度ニ至ル五十ケ年間基本財産ヲ蓄積スルモノトス。

第二條　町村制第八十一條第二項ニ揭クルモノ、外左ノ收入ハ基本財産トシテ蓄積ス。

一、村有財産及基本財産ヨリ生スル收入、

二、戸籍法ニ依リ收入スル手數料、

三、村稅督促手數料、

四、雜收入、不用品拂代豫知スヘカラサル收入、

五、國稅徵收法及府縣稅徵收法ニ依リ收入スル交付金、

第三條　前條第一項第一號村有財産及基本財産ヨリ生スル收入ヲ除キ其總額參百圓ニ滿タサルトキハ其不足額ハ村稅其他ノ收入ヨリ補充ス。

第四條　公債ヲ起ス場合ニ於テハ其償還ヲ了スル迄ノ間若クハ非常災害ノ爲メ經費ノ負擔ニ堪ヘストスト認ムル場合ハ村會ノ決議ヲ經テ第二條ノ蓄積ヲ停止スルコトヲ得。

此場合ニ於テ其停止年數ニ應シ第一條ノ蓄積年數ヲ延長ス。

第五條　基本財産ノ收支精算ノ要領ハ每翌年度ニ於テ村會ニ報告シ且ツ之ヲ村內ニ公告ス。

第六條　基本財產トシテ蓄積スヘキモノハ總テ豫算ニ編入ス。

附　則

第七條　本條例ハ明治四十四年度ヨリ施行ス。

第五章　兵　事

本郡の兵事は、第十七師團の管轄に係り、岡山聯隊區に屬せり。第十七師團岡山衛戍地を置かれしより、一般兵事思想の發達を促し、尙武の風漸次其厚きを加ふ。殊に各町村に於ては、小學校敎員及在鄕軍人の發唱に依り、每年陸海軍將校を聘して兵事講話會を開き兵事思想の皷吹に務め、壯丁に補習敎育を施し、猶壯丁帶患者に對しては、トラホームに關する縣令の規定を勵行するの外花柳病其他につき撲滅の策を講しつゝあり、殊に徵兵忌避の目的に依り、不正の手段を爲すものは殆んど稀なり。又陸海軍諸兵志願者は年一年に增加の傾向あるは慶すべき現象なりとす。

今、明治四十四年十二月の調査によれば、本郡陸海軍人在籍數は二千四百七十六人にして其一人に對して、本郡總人口五十七人〇四、男子總人口十一人七二に當れり。而して、各町村中、其數最も多きは、高粱町の三百六十二人にして、最も少なきは、吉川村の七十五人なりとす。陸軍は合計二千

四百十一人あり、其一人に對して、本郡総人口五十五人七一、男子総人口十一人〇九に當れり、各町村中最も多きは、高梁町の三百四十八人にして、最も少きは吉川村の七十四人なり。

海軍は合計六十五人にして其一人に對して、本郡総人口一人四九男子総人口二人九九の割合に當り、各町村中、其數最も多きは、高梁町の十五人にして、最も少きは、吉川村、有漢村中津井村、水田村の各一人なりとす。尚、詳細は左表に就きて知るべし。

各町村陸海軍人員取調表

（明治四十四年十二月現在）

町村名	陸軍					海軍			
	現役	豫備	後備	補充兵	計	現役	豫備	後備	計
高梁町	二六	三六	六〇	二二六	三四八	七	七	一	一五
松山村	一五	二三	三七	一一二	一八七	三	三	—	六
津川村	一八	一三	一六	六二	一〇九	二	一	二	五
川面村	一六	一四	二〇	九四	一四四	—	二	—	二
巨瀬村	一七	二〇	一九	九五	一五一	六	一	—	七
有漢村	一四	一八	二〇	九八	一五〇	一	—	—	一

上有漢村	一〇	二〇	二	六三	一〇三	三	—	—	三
上竹莊村	一〇	二〇	三	七七	一三〇	一	—	二	三
豊野村	一六	一七	一九	九六	一四八	二	—	—	二
下竹莊村	二	一七	三	六五	一一七	二	一	—	三
吉川村	六	二	一〇	四八	七四	—	一	—	一
中井村	二	一六	一八	八四	一二九	二	一	—	三
中津井村	三	二〇	一六	九三	一四二	一	—	—	一
呰部村	一七	二	二六	一〇八	一六二	五	—	—	五
上水田村	一六	二八	三三	一三〇	一九七	四	三	—	七
水田村	八	一八	三	八二	一二二	—	一	—	一
計	三四	三〇二	三六三	一、五三三	二、四二一	三九	二	五	六五

徴兵

明治四十四年度に於ける、本郡壯丁人員は、四百十七人にして、本郡総人口九八六三、男子総人口

十九人一六に當り、其內、陸軍現役八十七人、海軍現役〇人にして、壯丁數の二十八人八六の割合に當り、補充兵は合計百五十三人にして、同じく三十六人六九の割合に當れり。詳しくは左表に就て知るべし。

徵兵人員取調表　明治四十四年

町村名	壯丁人員	徵集人員				國民兵		免役
		陸軍現役	陸軍補充	海軍現役	海軍補充	編入	徵集猶豫及延期人員	
高梁町	五四	九	二四	—	—	七	一〇	四
松山村	三四	五	一七四	—	—	四	二四	六
津川村	二三	八	四	—	—	五	四	二
川面村	二一	八	九	—	—	三	—	一
巨瀨村	三〇	三	一三	—	—	八	六	—
有漢村	一七	四	四	—	—	四	五	—
上有漢村	一三	二	三	—	—	三	四	一
上竹莊村	二三	四	六	—	—	四	九	—

村名	数一	数二	数三	数四	数五	数六	数七	数八
豊野村	二九	七	三	—	—	五	四	一
下竹荘村	二六	七	一三	—	—	三	三	—
吉川村	一八	三	四	—	—	—	九	二
中井村	二五	五	一〇	—	—	六	四	—
中津井村	二七	六	九	—	—	四	八	—
呰部村	二六	五	八	—	—	八	四	—
上水田村	二八	八	八	—	—	四	五	三
水田村	二三	三	九	—	—	六	四	一
計	四一七	八七	一五三	—	—	七四	八一	一三

現役軍人

明治四十四年四月に於て、調査し得たる、本郡出身の陸海軍准士官以上の現役者、其數十八名にして、之れを各町村別に記すれば、高梁町一一、松山村一、巨瀬村一、上竹荘村二、上水田村二、水田村一なり、其氏名左の如し。

陸海軍現役准士官以上取調表

陸軍之部

町村名	官位勲等	姓名
高梁町大字弓ノ町	陸軍騎兵中尉勲六等	荒木瑛一郎
仝 町大字御前町	陸軍工兵中尉従七位	大井浩
仝 町大字荒神町	陸軍歩兵中尉従七位	石井正
仝 町大字御前町	陸軍砲兵中尉従七位	内藤晧一
仝 町大字本町	陸軍歩兵曹長	三宅亀太郎
巨瀬村	陸軍騎兵特務曹長	石井善四郎
上竹荘村大字有津井	陸軍歩兵中尉勲六等功五級	藤井精一
上水田村	陸軍工兵上等兵工長正七位勲六等	池田藤藏
仝	陸軍歩兵特務曹長勲七等	小田唯一
水田村大字山田	陸軍歩兵大佐従五位勲三等功三級	中島誠之

海軍之部

住所	官等	氏名
高梁町大字向町	海軍中佐正六位勳四等功四級	阪本則俊
仝	海軍機關少佐正六位勳五等功四級	杉政人
仝　町大字內山下	海軍大尉正七位勳六等	中島權吉
仝　町大字川端町	海軍大尉正七位勳六等	藤岡晴二
仝　町大字內山下	海軍少尉正八位	中島寅三郎
仝　町大字弓ノ町	海軍上等兵曹勳七等	大塚尙二
松山村	海軍上等兵曹功七級	笹田房太郎
上竹莊村大字納地	海軍機關少尉	難波豪平

在郷軍人

明治四十四年四月、調査したる本郡在郷の陸軍下士官以上のもの合計百三名あり。今、之を各町村別に區別すれば高梁町二十七名、松山村十一名、津川村八名、川面村五名、巨瀨村五名、有漢村一名、上有漢村一名、上竹莊村四名、豐野村八名、下竹莊村六名、吉川村二名、中井村三名、中津井

村八名、呰部村二名、上水田村九名、水田村四名にして其中最も多きは高梁町の二七名にして最も少なきは有漢村及上有漢村に於ける各一名なり。尚詳くは左表につきて知るべし。

在郷陸海軍下士官以上取調表

居住地	官等級	氏名
高梁町大字頼久寺町	陸軍工兵中尉従七位	牧野賢吾
仝　町大字柿木町	陸軍歩兵少尉正八位	栂尾綱一郎
仝　町大字鍛冶町	陸軍砲兵少尉正八位	梅野猶太郎
仝　町大字甲賀町	陸軍歩兵少尉正八位	櫻井武夫
仝　町大字本町	陸軍歩兵少尉正八位	壺井治平
仝　町大字鍛冶町	陸軍歩兵少尉正八位	水野寛
仝　町大字本町	陸軍三等藥劑官正八位勳六等	山村莞爾
仝　町大字石火矢町	陸軍三等軍醫正八位	種村渟造
仝　町大字柿木町	陸軍三等軍醫正八位勳六等	尾島智

仝	町大字御前町	陸軍二等主計正八位勳六等	森本延二郎
仝	町大字鍛冶町	陸軍歩兵曹長勳七等	冲忠治
仝	町大字下町	陸軍歩兵軍曹勳七等	荻野禮三郎
仝	町大字鍛冶町	陸軍歩兵軍曹勳七等	菊地金太郎
仝	町大字甲賀町	陸軍歩兵軍曹勳七等	伊田豊久
仝	町大字間ノ町	陸軍歩兵軍曹勳八等	山本松太郎
仝	町大字新町	陸軍歩兵軍曹勳八等	竹浪喜作
仝	町大字本町	陸軍砲兵特務曹長勳七等	杉山武章
仝	町大字下町	陸軍砲兵軍曹勳七等	森榮太郎
仝	町大字鍛冶町	陸軍工兵軍曹勳七等	官野豊治郎
仝	町大字南町	陸軍一等看護長勳七等	亀山熊太郎
仝	町大字甲賀町	陸軍一等看護長勳七等	小島德藏
仝	町大字南町	陸軍砲兵軍曹勳八等	小山常太郎

仝町大字本町	陸軍二等看護長	吉野積三
仝町大字新町	陸軍歩兵伍長	菊樂夷
仝町大字本町	陸軍歩兵伍長	淺田格太郎
仝町大字御前町	陸軍歩兵伍長	大井淳
仝町大字鍛冶町	陸軍工兵伍長	西川彥四郎
松山村	陸軍一等主計正七位勳五等功五級	藤村直太郎
仝	陸軍二等主計從七位勳六等	原田吉藏
仝	陸軍歩兵少尉正八位	横山平左衛門
仝	陸軍歩兵特務曹長勳七等	杉岡直枝
仝	陸軍歩兵特務曹長勳七等	守屋藏太郎
仝	陸軍歩兵曹長勳七等	濱田保太郎
仝	陸軍歩兵軍曹勳七等	笹田武左衛門
仝	陸軍輜重兵伍長勳七等	山中新之助

仝	陸軍二等計手勳七等	爲永善右衛門
仝	陸軍步兵軍曹勳七等	西折藏
仝	陸軍輕重兵軍曹勳七等	横山芳太郎
津川村大字八川	陸軍步兵中尉從七位勳五等功五級	日高錄三郎
仝村大字今津	陸軍步兵少尉正八位	小野謙治
仝	陸軍步兵曹長	藤森要助
仝	陸軍步兵軍曹	森野謙一
仝	陸軍步兵軍曹	小野新一郎
仝	陸軍砲兵軍曹勳七等功六級	小野倉太郎
仝村大字八川	陸軍工兵伍長勳七等	前田京一郎
川面村	陸軍步兵軍曹勳八等功七級	森川庄太郎
仝	陸軍步兵伍長	藤井多源治
仝	陸軍步兵伍長勳七等功七級	難波萬藏

仝	陸軍步兵伍長勳八等功七級	藤森峯治郎
仝	陸軍工兵伍長勳七等	村田鶴治郎
巨瀨村	陸軍一等看護長勳七等	阿部藤造
仝	陸軍步兵軍曹勳七等	難波格十郎
仝	陸軍步兵軍曹勳七等	難波健一郎
仝	陸軍砲兵曹長勳七等	片山善四郎
仝	陸軍步兵伍長勳八等	松森豊助
有漢村	陸軍工兵伍長	佐藤勘助
上有漢村	陸軍三等軍醫正八位	片山薫
上竹莊村	陸軍三等軍醫正八位勳六等	岡崎喜太郎
仝	陸軍步兵特務曹長勳六等功六級	難波京平
仝	陸軍騎兵曹長勳七等功七級	石井弓太郎
仝	海軍三等機關兵曹勳八等	石井和吉

豐野村	陸軍步兵軍曹勳七等功六級	文谷大三郞
仝	陸軍步兵軍曹勳七等	鴈尾佐太郞
仝	陸軍步兵軍曹勳七等	池上澄太郞
仝	陸軍步兵伍長勳七等	前島茂八郞
仝	陸軍砲兵伍長勳八等	小虎達治
仝	陸軍工兵特務曹長勳七等	近藤虎作
仝	陸軍工兵中尉從七位勳六等	尾嶋儀一郞
仝	陸軍輕重兵中尉從七位勳六等	尾嶋時太郞
下竹莊村	陸軍步兵中尉從七位勳六等	中空亮
仝	陸軍二等計手	杭田博
仝	陸軍步兵軍曹勳七等	中村角平
仝	陸軍步兵軍曹勳七等	宮井森治
仝	陸軍步兵軍曹勳八等	酒井類太郞

仝	陸軍步兵軍曹勳七等功六級	大木儀平
吉川村	陸軍二等獸醫從七位勳六等	長尾瀨市
仝	陸軍砲兵伍長勳八等	所司信夫
中井村	陸軍步兵曹長勳七等	西村秀五郎
仝	陸軍步兵軍曹勳七等功六級	鈴木伊太郎
仝	陸軍二等看護長勳八等	三谷太郎
中津井村	陸軍砲兵曹長勳七等	室壯次郎
仝	陸軍輜重兵軍曹勳七等功七級	津田德五郎
仝	陸軍步兵軍曹	上山謙二
仝	陸軍步兵伍長勳八等	中山十郎右衞門
仝	陸軍經理部三等主計正八位	難波又四郎
仝	陸軍步兵曹長	赤田吉次郎
仝	陸軍步兵伍長勳八等功七級	室文治

村名	官等勲等	氏名
中津井村	陸軍步兵伍長	室　黃
呰部村	陸軍步兵軍曹勳七等功七級	谷口金一郎
仝	陸軍步兵軍曹勳七等功六級	森下槌太郎
上水田村	陸軍步兵少尉正八位	坂本孝治
仝	陸軍步兵特務曹長勳七等	加戸紋三郎
仝	陸軍步兵曹長勳七等	小田繁太郎
仝	陸軍步兵曹長勳七等	葛上蓮生
仝	陸軍步兵曹長勳七等	中村要八
仝	陸軍步兵曹長勳七等	小林猪左衛門
仝	陸軍騎兵軍曹勳八等	花本儀三郎
仝	陸軍砲兵軍曹勳七等	坂本仲一郎
仝	陸軍步兵曹長勳七等	加戸一郎治
水田村	陸軍步兵特務曹長勳六等	金丸俊二

水田村	陸軍歩兵軍曹	豐田薫
仝	陸軍三等獸醫正八位	猶崎禎
仝	陸軍歩兵伍長	山下豐藏

在郷軍人會

本郡に於ける在郷軍人分會を設けたるは、十六ヶ町村にして、其総人員千三百七十七名、計費総額六百拾六圓參拾八錢内最多會員を有するは呰部村の百五十三名にして最少なるは吉川村の五十五名なり。其詳細は次表につきて知るべし。

名稱	會員數	主なる事業	經費	分會長氏名
上有漢村分會	九一人	總會、招魂祭、	一〇円〇〇〇	片山薫
水田村分會	五九	毎年一回總會開催、戰死者招魂祭、軍人豫習教育、	八〇、〇〇〇	平田亦
高梁町分會	二一〇	衛生展覽會開催貧窮兒童就學費補給ノ爲慈善會開催	八〇、〇〇〇	山村莞爾
巨瀨村分會	一二九	雜誌戰友廻覽、戰病死者展墓點呼豫習、射擊、廢兵遺族慰問、壯丁豫習、	八九、三〇〇	片山善四郎
吉川村分會	五五	入營前豫習敎育、戰病死者遺族慰問	五、一〇〇	所司信夫

上水田村分會	六九	招魂祭執行	三八、〇〇〇	坂本孝治
中井村分會	六一	—	一五、〇〇〇	田井兼吉
津川村分會	六三	三大節拜賀式、勅諭捧讀式、戰病死者招魂祭、在營者貧困救助、會員死亡會葬、豫習教育、慰問、	二一、五〇〇	藤森要助
上竹莊村分會	一〇三	壯丁豫習教育、戰病死者墓參、	三〇、四八〇	岡崎喜太郎
下竹莊村分會	一〇七	—	—	會長缺員中 副長 中村角平
呰部村分會	一五三	勤儉貯蓄	四〇、〇〇〇	谷口金一郎
有漢村分會	九六	消防組設置、日露紀念碑建設、戰病死者招魂社建築、新入營兵豫習教育、遺族救助、	一一〇、〇〇〇	尾嶋儀一郎
豐野村分會	六四	—	二〇、〇〇〇	尾嶋時太郎
川面村分會	六三	軍人家族ノ保護入營兵士ノ慰問	一三、〇〇〇	難波萬藏
松山村分會	七八	勅諭精神奉躰、軍人ノ品位ヲ進メ親睦ヲ醇フシ相互扶助シ体軀ヲ鍛錬シ軍事知識ノ增進ヲ計ル	三五、〇〇〇	橫山平左ェ門
中津井村分會	八八	遙拜式、勅諭捧讀式、紀念式、招魂祭、銃鎗擊劍、豫習教育、點呼豫習、軍事研究入營者及其家族慰問、消防演習、分會有山林作業	三〇、〇〇〇	室莊次郎
計	一三七七	—	六一六、三八〇	—

日本赤十字社岡山縣支部上房郡委員部

本郡に於ける、日本赤十字社事業の起源は、遠く明治二十三年にあり。當時赤十字社施設は、我國に於ては創始の事に屬し、一般縣民の注意を惹くに至らざると、社旨普及の法未た充分ならざりしが爲、當初の社員は僅に六名に過ぎざりしが、爾來趣旨の普及に努め、社業の發展を圖りたる結果社員の數、年を逐ふて倍蓰し、明治四十五年四月に於ては、特別社員十六名、終身正社員男四百六十二名、女十一名、合計四百七十三名となれり。之を本郡人口に比すれば、人口八十八人四九に對して、本社員一名の割合なり。尙委しくは左表に就きて見るべし。

右事業に盡力せる、本郡委員部委員長は、前郡長蜂谷熊男、高木幸文、石川良道の三名にして、現今の委員長は、本郡長妹尾經時なり、事務員は、近澤芳簡、田水芳太郎、秋井千代吉の三名なり。別に專務書記一名、河原性匡これに當れり。

各町村には、各町村分區を置き、町村長に委員を囑托し、以て事業の擴張に盡力しつゝあり、成績佳良にして忠愛旗を授與されたる町村は、一等旗巨瀬村、上竹莊村、水田村、二等旗川面村、上有漢村、豐野村、下竹莊村、吉川村、上水田村、三等旗津川村、有漢村、中井村、中津井村、呰部村にして、授與せられざるは高梁町、松山村なり。左に各町村社員表を示さん。

日本赤十字社上房郡委員部各社員現在表　（明治四十五年三月末調）

町村名	特別社員	修身正社員 男	修身正社員 女	正社員 男	正社員 女	修身贊助社員 男	修身贊助社員 女	社員總數 男	社員總數 女	人口	社員一人ニ對スル人口	忠愛旗 授與年月	忠愛旗 等位
高梁町	四	一三五	五	七四	三	二	二	二一五	一〇	六、八三九人	三〇人九四	—	—
松山村	三	二六	一	五三	四	—	—	八三	五	三、四八六	四〇、〇六	—	—
津川村	一	一七	—	五八	二	一	—	七七	二	二、一一〇	二七、〇五	明治四十二年三月八日	三等
川面村	二	三二	一	七五	—	二	—	一一一	一	二、六〇八	二三、七〇	明治四十二年三月八日	二等
巨瀨村	一	三九	—	八八	—	—	—	一二八	—	二、五〇二	一九、五四	明治四十一年三月二十日	一等
有漢村	—	一四	一	八四	二	三	—	一〇二	三	二、七六二	二七、三四	明治四十四年七月五日	三等
上有漢村	一	一五	—	六八	三	一	—	八五	三	二、〇九六	二四、〇九	明治四十二年三月八日	二等
上竹莊村	一	一九	—	九四	—	—	—	一一四	—	二、二四七	一九、七一	明治四十一年三月二十日	一等
豐野村	一	四二	—	六二	—	—	—	一〇五	—	二、五八〇	二四、五七	明治四十一年三月二十日	二等
下竹莊村	—	一八	—	六〇	—	—	—	七八	—	一、八三五	二三、五三	明治四十二年三月八日	二等

吉川村	一	一六	｜	四六	｜	一	｜	六四	｜	一、四五七	二三、一三	明治四十一年三月二十日	二等
中井村	｜	二〇	｜	七二	二	｜	｜	九二	二	二、七八五	二九、六二	明治四十二年三月八日	三等
中津井村	｜	二六	｜	五八	一	｜	｜	八四	一	二、四一六	二八、四二	明治四十二年三月八日	三等
呰部村	｜	一九	一	七二	一	｜	｜	九一	二	二、七一三	二九、一六	明治四十二年三月八日	三等
上水田村	｜	一八	｜	九四	｜	｜	｜	一一三	｜	二、七五九	二四、六三	明治四十一年三月二十日	二等
水田村	一	六	二	一一〇	五	｜	｜	一一七	七	二、三二〇	一八、七〇	明治四十一年三月二十日	一等
合計	一六	四六二	一二	二、一六八	一三	一〇	二	二、六五六	三六	四三、五一四	二五、九〇		

本郡特別社員人名次の如し。

高梁町

功勞	妹尾經時	
仝	三井次文	
篤志	池上長右衛門	
仝	西村元五郎	
功勞	莊直温	

松山村

篤志　柳井重宣

仝　原田伊之助

津川村

功勞　横見源藏

川面村

功勞　西村清馬

篤志　家近千代藏

巨瀬村

功勞　野口喜太郎

有漢村

篤志　佐藤誠一

上有漢村

功勞　河原杢治郎

上竹莊村

功勞　大月荘太郎　豊野村
篤志　小出作吾　吉川村
功勞　野山時太郎　水田村
功勞　太田鹿五郎

附記

本郡に於ける日本赤十字社救護員は、醫員一名、看護婦二名、看護人〇名にして、日露戰役に際し、救護班に參加し、極力戰時衛生の任に當り、斯くて博愛慈善の趣旨を擴充し、報國恤兵の實を擧げたる救護員は左の如し、

住所	職名	勳位	氏名
上有漢村	救護班 醫師	勳六等白色桐葉章	片山吉五郎
津川村	救護班 看護婦	勳八等寶冠章	小野ヨシノ

川面村	同上	同上	湯淺静
高梁町	同上	―	高松信

愛國婦人會岡山縣支部上房郡幹事部

本郡に於ける愛國婦人會は、明治三十六年六月同會岡山支部より、本郡幹事部長を依囑し、以て會員の募集其他の會務を掌らしむ。翌三十七年日露戰役に際し、各會員協力一致出征軍人の送迎、出征軍人に對する慰問袋寄送は勿論、戰病死者の葬儀に會葬し、或は吊慰金を贈り、或は傷病者に娯樂品を寄贈し、又は遺族を慰問する等犒軍恤兵慰籍救護に極力盡瘁せり。幹事部長は、石川雪子を經て、現任の妹尾松子に及べり。

本會顧問としては、本郡長を以て之に任じ、又別に、幹事部委員一名（現任者笹田總之助）を置き、會務に當らしむ。

各町村には、各町村長を以て、其町村の委員となす。現今、本會員數は、特別會員四十九名、通常會員七百五十七名、合計八百〇六名あり。本會員一名に對して、本郡女子人口二十六人七一の割合に當れり。

詳しくは、次の表に就て見るべし。

愛國婦人會上房郡幹事部各會員現在表（明治四十五年六月末現在）

町村名	終身會員			年賦會員			賛助員
	特別會員	通常會員	計	特別會員	通常會員	計	
高梁町	一七	六四	八一	七	一一五	一二二	五
松山村	五	二六	三一	二	三四	三六	—
津川村	一	二一	二二	—	二七	二七	一
川面村	一	一七	一八	一	二一	二二	—
巨瀬村	一	二一	二二	—	二〇	二〇	一
有漢村	四	二〇	二四	—	二	二	—
上有漢村	二	二〇	二二	—	三	三	—
上竹荘村	三	四五	四八	一	五	六	一
豐野村	—	一七	一七	—	三	三	—
下竹荘村	—	六	六	—	一六	一六	二
吉川村	二	三三	三五	—	五	五	—

中井村	一	六	七	―	五	五	―
中津井村	―	七	七	―	二六	二六	―
呰部村	―	一七	一七	―	一八	一八	―
上水田村	―	三	三	―	三四	三四	一
水田村	一	一〇	一一	―	五七	五七	一
合計	三八	三五四	三九二	二	四〇三	四一四	三

本郡に於ける日本海員掖濟會

本會は、明治十三年の創設に係り、本郡部委員長としては、本郡長を以て之に任じ、委員二名を置き、會務を執らしむ。目下本會員四百四十六名にして、本會員一名に對して、本郡現住人口九十七人の割合に當れり。

日本海員掖濟會員現在表（大正二年五月末現在）

町村名	會員數	町村名	會員數	町村名	會員數
高梁町	七三	有漢村	三	中井村	二

村名	數	村名	數	村名	數
松山村	三三	上有漢村	二〇	中津井村	三三
津川村	一九	上竹莊村	二九	呰部村	二六
川面村	二八	豐野村	二四	上水田村	三〇
巨瀨村	二四	吉川村	二〇	水田村	二八
下竹莊村	一六	計			四四六

附記

日露曠古の大役既に戢まり、甲辰乙巳の戰氛玆に銷す。顧れば交戰二十個月、皇師の嚮ふ所、海に陸に連戰捷を奏す。爲めに皇威八絃に輝き、國力新に寰宇に伸ぶ。其鴻業偉績、古今に通じて匹儔なく、東西に索めて比倫なし。宜しく當さに特筆して之を汗靑に留め、大書して之を不朽に傳ふべし。

抑も、我上房郡は其當時第五師團の管轄に屬し、其壯丁は我邦近世の三大外征たる、明治二十七八年日淸戰役、明治三十三年北淸團匪の變亂、及明治三十七八年日露役に於て常に參加せさることなく、就中日淸戰役に於ては急先鋒として仁川上陸以來滿韓両地に轉戰し、北淸團匪の亂には第五師團の力を以て北京を救助し、日露の戰役には滿州各地に苦戰し、多數の戰死者を出せり。

我上房郡人の邦家の爲めに盡す所多からずとなさず。我帝國々勢今日の發展隆運を見るに至りたるもの其力與て尠しとせざるなり。

今、本郡に於て、日露戰役に參加せるもの、一〇三七人の中、殊功により、金鵄勳章を下賜せられたるもの八八人、之を各町村に區別すれば、高梁町一二人、松山村八人、津川村五人、川面村一〇人、巨瀨村三人、有漢村三人、上有漢村四人、上竹莊七人、豐野村三人、下竹莊村一人、吉川村三人、中井村六人、中津井村三人、呰部村五人、上水田村八人、水田村七人、にして、中に就き最多なるは高梁町の一二人にして、最少なるは下竹莊村の一人なり。之を各町村に平均すれば五人五の割合となり、戰役參加者に比する時は、百分中八人四九に當れり、以て誇となすに足る。

之に反して、不幸なる戰病死者を擧ぐれば、陸軍七四人、海軍二人、之を各町村に區別すれば、松山村四人、高梁町一一人、津川村二人、川面村五人、巨瀨村三人、有漢村四人、上有漢村五人上竹莊二人、豐野村四人、下竹莊村二人、吉川村二人、中井村五人、中津井村六人、呰部村五人上水田村九人、水田村七人にして最も多きは高梁町の一一人、最も少きは津川、上竹莊、下竹莊吉川、四村の各二人にして一町村平均四人七五の割合に當り、戰役參加者の百分の七人一四の比を見る、悲慘之に過ぎず、哀悼何ぞ堪へん。さはれ、これら忠勇なる建勳者あり、愛國の犧牲者あり、以て臥薪十年の功を成し、會稽の恥を雪ぎ、皇國今日の隆昌を見るを得たり。また以て慰

むべく以て瞑すべし。吾等子孫、坐なから、其福を享くるもの、以て永くこの大戰を忘れざるべく、以て後世の鑑となすべく、以て尙武の志氣を鼓舞作興するを得て、その風敎に裨益すること蓋し尠少ならざるべし。因て玆に附記すと云ふ。

一、明治三十七八年日露戰役關係軍人數調

町村名	陸軍 現役	陸軍 歸休	陸軍 豫備	陸軍 後備	陸軍 補充	陸軍 國民兵	陸軍 計	海軍 現役	海軍 豫備	海軍 計	合計
高梁町	一九	五	三五	二	二六	三	一〇九	五	―	五	一一四
松山村	三〇	四	三	一	二八	二	八七	一	―	一	八八
津川村	二	―	七	一〇	二〇	三	五一	二	―	二	五三
川面村	一七	―	一五	七	三一	―	七〇	―	一	一	七一
巨瀨村	一六	―	四	一〇	三七	―	六七	二	―	二	六九
有漢村	二	―	―	一九	三五	四	六〇	―	―	―	六〇
上有漢村	三	―	一四	五	二六	二	五〇	―	―	―	五〇
上竹莊村	三	三	三	六	三三	―	六六	二	―	二	六八

町村名											
豊野村	九	二	一〇	八	三一	|	六〇	|	|	|	六〇
下竹荘村	|	|	|	二〇	一三	九	四二	|	|	|	四二
吉川村	四	|	八	一	九	|	二三	|	|	|	二三
中井村	|	|	|	一九	二一	五	四五	|	|	|	四五
中津井村	|	|	六	一六	一五	三	四〇	|	|	|	四〇
呰部村	八	一	一四	二三	三〇	一	七六	|	|	|	七六
上水田村	二〇	|	三三	一五	四三	|	一〇一	|	|	|	一〇一
水田村	一五	|	二八	一〇	二五	|	七八	|	|	|	七八
合計	一六六	一五	一九八	一九〇	四二三	三三	一、〇二四	三	一	三	一、〇三七

二、日清、北清、日露戰役從軍者

町村名	戰役	官職名	勳功種類	氏名
高梁町	日露	歩ノ上	|	阿部富太郎
仝	仝	歩ノ一	|	平野繁市

高梁町	日露	歩軍曹	勲八等	小山常太郎
仝	仝	二等主計	勲六等	森本延二郎
仝	仝	三等藥劑官	仝	山村莞爾
仝	仝	三等軍醫	―	種村淳造
仝	仝	仝	勲六等	尾島智
仝	仝	歩少尉	仝	栂尾綱一郎
仝	仝	歩曹長	勲七等	沖忠治
仝	仝	歩軍曹	仝	菊地金太郎
仝	仝	仝	仝	荻野禮三郎
仝	仝	仝	仝	伊田豊久
仝	仝	仝	勲八等	山本松太郎
仝	仝	仝	仝	竹浪喜作
仝	仝	歩伍長	勲七等	種村堅

仝	仝	仝	仝	古林平助
仝	仝	歩ノ上	仝	大月孫助
仝	仝	仝	—	吉岡又市
仝	仝	仝	勲八等	中山彦藏
仝	仝	歩ノ一	勲七等	大月豊二郎
仝	仝	仝	勲八等	赤木音三郎
仝	仝	歩ノ上	勲七等	西岡鏡二郎
仝	仝	歩ノ一	勲八等	難波壽男
仝	仝	仝	仝	渡邊勝三郎
仝	北清、日露	仝	勲七等	松浦嘉五郎
仝	仝	仝	勲八等	内田多二郎
仝	仝	仝	仝	藤井喜作
仝	仝	仝	勲七等	姫井鹿太郎

高梁町	北清	歩ノ一	勳八等	團藤品二郎
仝	仝	仝	仝	川上甚之助
仝	日露	歩ノ上	仝	山田嘉作
仝	仝	歩ノ一	仝	沼元與太郎
仝	仝	歩ノ上	仝	平松省吾
仝	仝	歩ノ一	｜	宍戸貞二郎
仝	仝	仝	｜	佐藤廣太郎
仝	仝	歩ノ上	｜	篠田英一
仝	仝	歩ノ一	｜	德田富太郎
仝	仝	仝	｜	中村秋二郎
仝	仝	仝	勳八等	平野彌一郎
仝	仝	歩ノ上	仝	平松彌五郎
仝	仝	歩ノ一	仝	高吉邦毅

仝	仝	特務曹長	勲七等	杉山武章
仝	仝	歩ノ軍曹	仝	森榮太郎
仝	仝	砲、助卒	｜	山本治郎八
仝	仝	砲、一	勲八等	渡邊兵藏
仝	仝	仝	仝	守内芳太郎
仝	仝	仝	仝	赤森金吉
仝	仝	仝	仝	林玉吉
仝	仝	工、中尉	｜	牧野賢吾
仝	北清、日露	工、軍曹	勲七等	官野豊治郎
仝	日露	工、上	勲八等	尾平虎太郎
仝	仝	輜、上	仝	海東喜七
仝	仝	輜、輸	仝	川原安太郎
仝	北清、日露	仝	勲七等	三宅財三郎

高梁町	日露	輜、輸	勳八等	森金藏
仝	仝	仝	仝	兒島杢之助
仝	北清、日露	一等看護長	勳七等	亀山熊太郎
仝	日露	仝	仝	小島德藏
仝	仝	二等看護卒	勳八等	大塚浪太郎
仝	仝	縫工卒	仝	八木亀
仝	仝	仝	仝	池上榮太郎
仝	仝	仝	仝	菊樂元三郎
仝	仝	歩ノ一	仝	神戸嘉一郎
仝	仝	仝	仝	中山松太郎
仝	仝	仝	仝	栗本亀一
仝	仝	歩ノ二	―	難波壽次郎
仝	仝	歩ノ一	勳八等功七級	樋口豊治郎

仝	仝	仝	勳八等	中村吉藏
仝	仝	歩ノ一	仝	岩田哲夫
仝	仝	仝	仝	多賀芳平
仝	仝	歩ノ二	―	横溝嘉吉
仝	仝	仝	―	窪田金治郎
仝	仝	歩ノ一	勳八等	亀山辰三郎
仝	仝	歩ノ二	―	田邊松三
仝	仝	仝	―	風早熊太郎
仝	仝	歩ノ一	―	土屋清治郎
仝	仝	歩ノ二	勳七等	福田新一
仝	仝	仝	―	藤井五右ヱ門
仝	仝	騎ノ二	―	柴田虎太郎
仝	仝	仝	―	光成濟洲

高梁町	仝	騎ノ一	｜	尾島晶三郎
仝	仝	砲ノ二	｜	小林豊治郎
仝	仝	砲ノ一	｜	川上博
仝	仝	砲、輸	勲八等	森脇皐樹郎
仝	仝	輜、輸	仝	喜多山亀太郎
仝	仝	仝	仝	森岡岸太郎
仝	仝	仝	仝	秋山乙五郎
仝	仝	仝	仝	須山千之助
仝	仝	仝	｜	伊達虎平
仝	仝	仝	勲八等	平野要三郎
仝	仝	仝	仝	森宗太造
仝	仝	仝	仝	伊達寛吉
仝	仝	仝	仝	横山芳太郎

仝	仝	仝	勳八等	小野秀太郎
仝	仝	仝	—	伊達久藏
仝	仝	仝	勳八等	貝原石太郎
仝	仝	仝	—	江草孫二郎
仝	仝	仝	勳八等	原元太郎
仝	仝	仝	—	武谷房吉
仝	仝	仝	勳八等	原槇藏
仝	仝	仝	仝	泉六助
松山村	日清、北清、日露	特務曹長	勳七等	杉岡直枝
仝	仝	仝	仝	守屋藏太郎
仝	北清、日露	曹長	仝	濱田保次郎
仝	日露	軍曹	仝	笹田武左ヱ門
仝	北清、日露	一等卒	仝	須山信二郎

松山村	北清、日露	上等兵	勲七等	笹田茂作
仝	仝	仝	仝功七級	笹田利太郎
仝	仝	仝	仝	福田竹三郎
仝	日露	上等兵	勲八等	辻辰太郎
仝	仝	一等卒	仝	川上松吉
仝	仝	上等兵	勲八等功七級	信平林三郎
仝	仝	仝	勲八等	小見山幸助
仝	仝	一等卒	仝	川上政五郎
仝	仝	一等卒	—	長谷川鐵一
仝	仝	仝	勲八等	平松安太郎
仝	仝	仝	仝	笹田五平
仝	仝	仝	仝	梅野茂左ヱ門
仝	仝	上等兵	仝	須山銀三郎

仝	仝	一等卒	仝	川上助三郎
仝	仝	上等兵	勳八等功七級	島本健三郎
仝	北清、日露	一等卒	勳七等功七級	西彌平
仝	仝	伍長	勳七等	山中新之助
仝	仝	輸卒	勳八等	梅野勘左工門
仝	日露	上等兵	—	笹田雅哉
仝	仝	一等卒	勳八等	小見山織造
仝	仝	上等兵	—	山根除平
仝	北清、日露	輸卒	勳七等	上野紋之助
仝	日露	仝	勳八等	小見山要市
仝	仝	仝	仝	玉岩市右衛門
仝	仝	仝	仝	須山三左衛門
仝	仝	仝	仝	坂森七太郎

松山村	日露	輜卒	―	長船誠治
仝	仝	二等主計	從七位 勲六等	原田吉藏
仝	北清、日露	二等計手	勲七等	爲長善右衛門
仝	仝	一等縫工卒	勲八等	江田吉三郎
仝	日露	二等卒	仝	藤村岩之助
仝	仝	仝	仝	米山甚之助
仝	仝	一等卒	仝	大西定太郎
仝	仝	仝	仝	渡邊美人
仝	仝	仝	仝	小見山良一郎
仝	仝	仝	仝	丸山浩治
仝	仝	仝	仝	川上萬治郎
仝	仝	二等卒	―	佐野茂平
仝	仝	一等卒	勲八等	工藤達三郎

仝	仝	二等卒	｜	江田平藏
仝	仝	一等卒	勳八等	藤村喜助
仝	仝	仝	仝	須山鶴太郎
仝	仝	仝	仝	百野萬太郎
仝	仝	二等卒	｜	中川千代松
仝	仝	一等卒	勳八等	須山又市
仝	仝	二等卒	｜	亀山及而
仝	仝	仝	勳八等	中川三平
仝	仝	仝	｜	三村愼平
仝	仝	仝	｜	梅野杢三郎
仝	仝	仝	｜	久崎慶二郎
仝	仝	輸卒	勳八等	亀山仙吉
仝	仝	仝	仝	上野磯右衛門

村	役	階級	勳等	氏名
松山村	日露	輜卒	勳八等	平木安太郎
仝	仝	仝	仝	岡本文吉
仝	仝	仝	仝	高松新太郎
仝	仝	仝	仝	加藤杢惠
仝	仝	仝	仝	坪井兼太郎
仝	仝	仝	仝	藤森利喜藏
仝	仝	仝	仝	赤木國太郎
仝	日清	軍曹	仝	西折藏
仝	仝	上等兵	仝	横山芳太郎
仝	仝	一等卒	仝	津野邊喜三郎
仝	仝	上等兵	仝	松井佐平
仝	仝	故上等兵	勳八等功七級	井田鹿之助
仝	仝	故一等卒	勳八等	中村兼三郎

仝	仝	故伍長	勳八等	東友太郎
仝	日露	故上等兵	功七級勳八等	村林嘉太郎
仝	仝	上等兵	勳八等	森田亀太郎
仝	日清、北清、日露	輸卒	勳七等	人見五藏
仝	北清、日露	一等卒	勳八等	酒井山三郎
仝	仝	輸卒	勳七等	須山長三郎
仝	仝	故上等兵	勳八等	有松榮太郎
津川村	日清、日露	中尉	功五級勳五等	日高鎌三郎
仝	日露	軍曹	—	森野謙一
仝	仝	少尉	—	小野謙次郎
仝	仝	曹長	功七級勳七等	藤森要助
仝	北清、日露	一等卒	勳七等	土岐藤太郎
仝	仝	仝	仝	高橋槇右ヱ門

津川村	日露	上等兵	勳八等	葛原文五郎
仝	仝	一等卒	勳八等功七級	新庄豊治郎
仝	仝	仝	勳八等	小川三太郎
仝	仝	仝	仝	平松吉太郎
仝	仝	仝	仝	青野豊助
仝	仝	上等兵	仝	矢田部京平
仝	仝	軍曹	勳七等功六級	小野倉太郎
仝	仝	一等卒	―	川建萬藏
仝	仝	仝	勳八等	森野勝治郎
仝	北清、日露	伍長	勳七等	前田京一郎
仝	日露	輸卒	勳八等	鷺森仙三郎
仝	仝	一等卒	仝	小野久太郎
仝	仝	二等卒	仝	黒瀬定一郎

仝	仝	仝	｜	小林力衛
仝	仝	仝	｜	田井寅藏
仝	仝	仝	｜	土岐常三郎
仝	仝	仝	｜	家親時太郎
仝	仝	一等卒	勳八等	坂本槇藏
仝	仝	仝	仝	平川竹治郎
仝	仝	輸卒	｜	山崎新太郎
仝	仝	仝	｜	長谷川幾五郎
仝	仝	仝	｜	藤森玉平
仝	仝	仝	勳八等	藤井健一郎
仝	仝	仝	仝	見尾浦次郎
仝	仝	仝	仝	野口岩治郎
仝	仝	仝	仝	新山財太郎

津川村	日露	輸卒	勳八等	平川滿太郎
仝	仝	仝	仝	藤森春太
仝	仝	仝	仝	川上五一
仝	北清	元、上等兵 現、國民兵	一	原田寅吉
仝	日清、日露	仝	勳八等	相山岩作
仝	日清、北清、日露	仝	勳七等	大森爲右ヱ門
仝	仝	元、一等卒 現、國民兵	勳八等	仲村慶藏
仝	仝	元、上等兵 現、國民兵	仝	家親鶴藏
仝	仝	元、一等卒 現、國民兵	勳七等	岡田鹿之助
仝	北清、日露	仝	仝	荒木芳太郎
仝	日清、北清、日露	仝	仝	上野幾右ヱ門
仝	日清、北清	元、二等卒 現、國民兵	一	下村謹太郎
仝	日清、日露	元、一等卒 現、國民兵	勳八等	原田六助

仝	日露	元、二等卒 現、國民兵	仝	新庄丈右ヱ門
仝	日清、北清	元、輸卒 現、國民兵	—	藤利太郎
仝	日清、北清、日露	仝	勳七等	島原常助
仝	仝	仝	勳八等	鳴瀧忠三郎
仝	日露	仝	—	石崎瀧三郎
仝	仝	一等水兵	勳八等	島田百治
仝	仝	仝	仝	島田鶴吉
川面村	日清	元陸歩一	勳八等	平常太郎
仝	日清、北清、日露	故陸歩上	勳七等	三村秀太郎
仝	北清、日露	故陸歩上	勳七等功七級	山本八右ヱ門
仝	日露	故陸歩上	勳八等功七級	上森群治
仝	仝	故陸歩一	勳八等	西井夘一
仝	仝	元陸砲軍曹	勳八等功七級	横見利右ヱ門

川面村	日露	陸步軍曹	勳八等功七級	森川庄太郎
仝	日清、北清、日露	元陸騎兵伍	勳七等	坂本泰治
仝	日露	陸步伍	勳七等功七級	難波萬藏
仝	仝	仝	勳八等功七級	藤森峯治郎
仝	北清、日露	陸工兵伍	勳七等	村田鶴治郎
仝	仝	陸步伍	仝	川西順太
仝	日清、北清、日露	陸步上	仝	田原壽次郎
仝	北清、日露	仝	勳八等	中村與平
仝	仝	仝	勳七等功七級	湯淺忠兵衛
仝	日露	仝	勳八等功七級	山本繁太郎
仝	仝	故仝	勳八等	平田藤太郎
仝	仝	陸步上	勳八等	久田見嘉作
仝	仝	陸上等看護卒	仝	藤井陽夫

仝	北清、日露	陸歩一	勳七等	川野金三郎
仝	仝	仝	仝	福本圓治郎
仝	仝	仝	仝	太田新藏
仝	仝	仝	勳八等	藤本豊藏
仝	仝	元仝	勳七等	三村杉太郎
仝	日露	陸歩一	勳八等	湯淺長太
仝	仝	仝	仝	川西福治
仝	仝	仝	仝	中森啓藏
仝	仝	仝	仝	平田喜三郎
仝	仝	仝	勳八等功七級	千草重藏
仝	仝	陸砲兵一	勳八等	宮田澤太郎
仝	仝	仝	仝	西村兼吉
仝	北清、日露	陸工兵一等卒	勳七等功七級	浦田德太郎

川面村	北清、日露	陸輜重輸卒	勳七等	小林善吉
仝	仝	仝	仝	小林末吉
仝	日露	仝	勳八等	藤井三代吉
仝	仝	仝	仝	大森讓吉
仝	仝	仝	仝	脇屋藤太郎
仝	仝	陸歩一	仝	平光太郎
仝	仝	仝	仝	宮田滿吉
仝	仝	仝	仝	平繁太郎
仝	仝	仝	仝	西山愛之助
仝	仝	仝	仝	井田久藏
仝	仝	仝	仝	小林實右ヱ門
仝	仝	陸輜重輸卒	仝	湯淺七十吉
仝	仝	仝	仝	村上六右ヱ門

仝	仝	仝	仝	猪元徳左衛門
仝	仝	仝	仝	湯淺宮太
仝	仝	仝	仝	藤井久平
仝	仝	仝	仝	柴倉茂作
仝	仝	仝	仝	杉本嘉右ヱ門
仝	仝	仝	仝	福本藤平
仝	仝	仝	仝	浦田庄平
巨瀬村	日清、北清	騎兵特務曹長	勳六等	石井善四郎
仝	日清、北清、日露	一等看護長	勳七等	阿部藤造
仝	日清、日露	一等計手	仝	前岡徳太郎
仝	仝	歩兵軍曹	仝	難波格十郎
仝	日露	仝	仝	難波健一郎
仝	仝	砲兵軍曹	仝	長谷川賀作

巨瀬村	日露	砲兵曹長	勳七等	片山善四郎
仝	仝	工兵軍曹	仝	仲元峯藏
仝	北清、日露	歩兵伍長	勳八等	松森豊助
仝	日露	歩兵上等兵	勳八等功七級	河原音右ヱ門
仝	日清、北清、日露	仝	勳七等	木村伊作
仝	日露	仝	—	阿部清次
仝	日清、日露	歩兵一等卒	勳七等	阿部房太郎
仝	仝	仝	勳八等	家親清八
仝	日露	歩兵上等兵	勳八等功七級	小坂庄助
仝	北清、日露	工兵一等卒	勳七等	福瀧吉三郎
仝	仝	歩兵一等卒	仝	尾崎光右ヱ門
仝	仝	仝	勳八等	横本角平
仝	仝	仝	勳七等	島田長一郎

仝	日露	仝	勲八等	藤森棒太郎
仝	仝	仝	仝	大久保光治郎
仝	北清、日露	仝	仝	福瀧猪太郎
仝	仝	仝	勲七等	岡崎瀧治
仝	仝	仝	仝	上森順次郎
仝	日清	工兵一等卒	—	片山麟
仝	仝	歩兵一等卒	勲八等功七級	福瀧淺右ヱ門
仝	仝	仝	勲八等	河原和吉
仝	仝	仝	仝	柴倉房右ヱ門
仝	仝	仝	仝	大森眞吉
仝	仝	仝	仝	小林惣吉
仝	仝	仝	仝	堀川音吉
仝	仝	仝	—	吉藤熊太郎

巨瀬村	日露	歩兵一等卒	勳八等	岡本仁助
仝	仝	仝	仝	上森榮藏
仝	日清	仝	仝	小野竹三郎
仝	北清	仝	仝	小林留吉
仝	仝	仝	仝	賀本權右ヱ門
仝	仝	仝	―	福瀧吾作
仝	仝	仝	―	横田財次郎
仝	仝	仝	―	稻垣神岳
仝	日清	歩兵二等卒	―	尾崎竹藏
仝	仝	仝	―	岡崎重平
仝	北清	工兵二等卒	―	工藤類太郎
仝	日露	歩兵二等卒	―	大森孫市
仝	仝	仝	―	藤森才治郎

仝	仝	仝	勳八等	松森要吉
仝	仝	騎兵二等卒	—	平野金右エ門
仝	仝	歩兵二等卒	—	野口正一
仝	仝	砲兵二等卒	—	小林豊治郎
仝	仝	歩兵二等卒	—	藤森岩原
仝	仝	仝	—	尾崎利吉
仝	仝	仝	—	森本久一
仝	仝	仝	—	柴倉榮吉
仝	仝	仝	—	小林百右エ門
仝	日清、北清	輜重輸卒	—	小谷仲右エ門
仝	北清、日露	仝	勳八等	前岡武吉
仝	日露	砲兵助卒	—	藤森平左エ門
仝	仝	輜重輸卒	勳八等	島田蔦太郎

巨瀬村	日露	輜重輸卒	一	大江壽吉
仝	仝	仝	勳八等	小林傳次郎
仝	仝	砲兵輸卒	仝	大久保角三郎
仝	仝	輜重輸卒	仝	三村百太郎
仝	仝	仝	仝	島田彥次郎
仝	仝	仝	仝	長谷川彥一
仝	仝	仝	仝	阿部富太郎
仝	仝	仝	一	福瀧千代藏
仝	仝	砲兵輸卒	勳八等	森下甚吉
仝	仝	輜重輸卒	仝	木村丈右ヱ門
仝	仝	仝	仝	阿部春治
仝	仝	仝	仝	吉藤助治郎
仝	仝	仝	仝	森上常吉

仝	仝	仝	仝	大内貞吉
仝	仝	仝	仝	藤森政一郎
仝	仝	仝	仝	家親千之助
仝	仝	仝	―	三村豊治郎
仝	仝	仝	―	紙谷幸吉
仝	仝	仝	―	森畝初藏
仝	仝	歩兵一等卒	勲八等	小田喜作
仝	仝	輜重輸卒	仝	長谷川淺太郎
仝	仝	騎兵軍曹	勲七等	松森千代吉
仝	日清、日露	歩兵一等卒	仝	竹野又市
仝	日露	仝	勲八等	藤森恒四郎
仝	仝	輜重輸卒	仝	大森壽太郎
仝	仝	陸軍々屬通信手	―	三村淺太

巨瀬村	日露	海軍一等主厨	―	黒田多治郎
仝	仝	仝　二等筆記	勳八等	家親正太郎
有漢村	日清、北清	陸軍歩兵一等卒	勳八等	福田彥三郎
仝	日清	仝　輜重輸卒	―	竹中五百造
仝	日清、日露	仝　歩兵一等卒	勳八等	宮田久作
仝	仝	仝	勳七等	片山文藏
仝	仝	仝	勳八等	山縣虎吉
仝	仝	仝	仝	石井定太郎
仝	日清、北清、日露	仝	勳七等	高藤信治郎
仝	仝	仝	仝	込山嘉助
仝	北清	仝　歩兵上等兵	勳八等	小原京平
仝	仝	仝　歩兵一等卒	仝	日笠淳一郎
仝	北清、日露	仝　歩兵伍長	勳七等功七級	蛭田治郎

仝	仝	仝 歩兵一等卒	勳七等	古森順二郎
仝	仝	仝 歩兵上等兵	勳八等	難波貞三郎
仝	仝	仝 歩兵一等卒	仝	飯田定吉
仝	北清	仝 騎兵一等卒	仝	吉田雄藏
仝	北清、日露	仝 歩兵上等兵	勳七等	邑久卯作
仝	仝	仝 歩兵一等卒	勳八等	高藤幸左衛門
仝	日露	仝	仝	畠木孫治右衛門
仝	北清、日露	仝	勳七等	植森唯治
仝	仝	仝 歩兵上等兵	勳七等功七級	河原大吉
仝	北清	仝 輜重輸卒	｜	小林禎藏
仝	日露	仝	勳八等	牧徳治郎
仝	仝	仝 歩兵伍長	｜	森岡淺太郎
仝	仝	仝 輜重輸卒	｜	高藤榮藏

有漢村	日露	陸軍歩兵曹長	勳七等功七級	戸田要助
仝	北清、日露	仝 看護長	勳七等	小林孫一郎
仝	日露	仝 歩兵伍長	勳八等	戸田十郎右衛門
仝	仝	仝 歩兵上等兵	仝	竹中音市
仝	仝	仝 歩兵一等卒	勳八等功七級	高上喜太郎
仝	仝	仝	勳八等	東石藏
仝	仝	仝	仝	福井浪藏
仝	仝	仝	仝	信清代助
仝	仝	仝	仝	戸田文太郎
仝	仝	仝	仝	富田寛三郎
仝	仝	仝	仝	細川關治
仝	仝	仝	仝	平加源八
仝	仝	仝	仝	古森藤吉

仝	仝	仝	仝	川上善造
仝	仝	仝	仝	高塚與六
仝	仝	仝	仝	山縣利右衛門
仝	仝	仝	仝	小原極
仝	仝	仝	仝	杉田與太郎
仝	仝	仝	仝	川上恒四郎
仝	仝	仝	仝	河原京市
仝	仝	歩兵二等卒	仝	植森政治
仝	仝	仝	仝	宮田彌作
仝	仝	仝	―	時國武市
仝	仝	仝	―	戸田万三郎
仝	仝	仝	―	平松杢太郎
仝	仝	仝	―	梶田正一

有漢村	日露	陸軍歩兵二等卒	―	富士田繁藏
仝	仝	仝	―	河原亀一
仝	仝	仝	―	戸田健治
仝	仝	仝	―	宮田慶造
仝	仝	仝	―	田邊忠一郎
仝	仝	仝	―	山口三治郎
仝	仝	仝	勳八等	田邊健太郎
仝	仝	仝砲兵上等兵	仝	辻善一
仝	仝	仝砲兵一等卒	仝	戸淸熊三
仝	仝	仝	仝	河原梅助
仝	仝	仝	仝	平松順治郎
仝	仝	仝	―	田中國造
仝	仝	仝砲兵二等卒	―	三村愼平

仝	仝	仝工兵一等卒	—	石原卓一
仝	仝	仝輜重兵二等卒	—	戸田文治郎
仝	仝	仝砲兵輸卒	勳八等	信清總三郎
仝	仝	仝	—	小林久三郎
仝	仝	仝輜重輸卒	勳八等	田中久馬吉
仝	仝	仝	仝	秋葉孫市
仝	仝	仝	仝	子原留之助
仝	仝	仝	仝	小林國五郎
仝	仝	仝	仝	土手嘉吉
仝	仝	仝	仝	佐倉與四郎
仝	仝	仝	仝	立藤千藏
仝	仝	仝	仝	東夘吉
仝	仝	仝	仝	神崎良甫

有漢村	日露	陸軍輜重輸卒	勳八等	森元音吉
仝	仝	仝	仝	植木市郎右ヱ門
仝	仝	仝	仝	藤井清三郎
仝	仝	仝	—	宮田良藏
仝	仝	仝	—	守安久藏
仝	仝	仝	—	保田利左衛門
仝	仝	仝	—	藤本清治郎
仝	仝	仝輜重兵曹長	勳七等	吉田政五郎
仝	仝	仝輜重輸卒	勳八等	富田武一
仝	仝	仝	仝	藤井鶴之丞
上有漢村	日清、北清、日露	陸軍輜重兵輸卒	勳七等	西本重之助
仝	北清、日露	仝	勳八等	皮立元治
仝	日清、北清、日露	仝砲兵上等兵	勳七等	秋庭長吉

仝	仝	仝	輜重兵上等兵	勳八等	湯井瀬作
仝	北清、日露	仝	輜重輸卒	勳七等	上岡徳治郎
仝	日露	仝	歩兵一等卒	仝	黒瀬和一郎
仝	北清、日露	仝	輜重輸卒	勳八等	大石石治郎
仝	仝	仝	歩兵一等卒	仝	湯淺萬四郎
仝	仝	仝	砲兵曹長	勳七等	近藤民蔵
仝	日露	仝	輜重輸卒	―	湯淺彌五郎
仝	仝	仝	歩兵一等卒	―	本城類太郎
仝	北清	仝	歩兵上等兵	―	本城文太郎
仝	北清、日露	仝	砲兵一等卒	勳七等	平山常藏
仝	日露	仝	輜重輸卒	勳八等	田村吾市
仝	仝	仝		仝	村上兵一郎
仝	仝	仝	歩兵二等卒	勳八等 功七級	松井鶴太郎

上有漢村	日露	陸軍輜重輸卒	勳八等	藤森初治
仝	仝	仝三等看護長	仝	平石金太郎
仝	仝	仝輜重輸卒	仝	高畑俊市
仝	仝	仝	仝	柚木角太郎
仝	仝	仝	仝	藤森八百藏
仝	仝	仝	仝	田村鎭太郎
仝	仝	仝歩兵	|	本城敬一
仝	仝	仝輜重輸卒	勳八等	岡田京治
仝	仝	仝砲兵一等卒	仝	藤井京治
仝	仝	仝歩兵一等卒	仝	田中杢次郎
仝	仝	仝輜重輸卒	仝	藤森善五郎
仝	仝	仝	|	米山初治
仝	仝	仝歩兵二等卒	|	光森忠治郎

仝	仝	仝	ー	島田千藏
仝	仝	仝	ー	大森繁一
仝	仝	仝	ー	難波利右ヱ門
仝	仝	仝輜重輸卒	勲八等	坂田末治郎
仝	仝	仝	仝	河原鶴太
仝	仝	仝	ー	皮立梅吉
仝	仝	仝	勲八等	石田善四郎
仝	仝	仝	ー	米山米藏
仝	仝	仝歩兵二等卒	ー	片山秀夫
仝	仝	仝	ー	本多才四郎
仝	仝	仝輜重輸卒	ー	皮立喜之丞
仝	仝	仝	勲八等	古林槇藏
仝	仝	仝歩兵一等卒	ー	綱島定一

上有漢村	日露	陸軍砲兵二等卒	―	河原深一
仝	仝	仝　歩兵二等卒	―	米澤武平
仝	仝	仝	―	後藤佐平治
仝	仝	仝　輜重輸卒	―	田井與一郎
仝	仝	仝　砲兵伍長	勳七等功七級	近藤喜一郎
仝	仝	仝　輜重輸卒	勳八等	米山浪治
仝	仝	仝　歩兵上等兵	勳八等功七級	早川安治郎
仝	仝	仝　砲兵上等兵	勳八等	坂本嘉三郎
仝	仝	仝　歩兵一等卒	仝	大森条三郎
仝	仝	仝　憲兵上等兵	仝	綱嶋茂市
仝	仝	仝　砲兵二等卒	―	森川吉太郎
仝	仝	仝　砲兵一等卒	勳八等	岩原豊藏
仝	仝	仝　砲兵上等兵	仝	森川久平

仝	仝	仝歩兵	―	藤田順治郎
仝	仝	仝歩兵上等兵	―	江田亀作
仝	北清	仝輜重輸卒	―	山崎甚治郎
仝	日露	仝歩兵二等卒	―	皮立丑
仝	北清	仝歩兵一等卒	―	田村染治郎
仝	仝	仝歩兵二等卒	―	村田喜代三郎
仝	日露	仝	―	湯淺謙吾
仝	仝	仝歩兵一等卒	勲八等功七級	森川誠一郎
仝	仝	仝	勲八等	香山平太郎
仝	仝	仝輜重輸卒	仝	谷川官一郎
仝	日清	仝二等計手	―	河原杢次郎
仝	日露	仝看病人	勲八等	岩原兵吉
上竹莊村	日露	陸軍歩兵中尉	従七位勲六等功五級	藤井精一

上竹莊村	日露	陸軍三等軍醫	正八位勳六等	岡崎喜太郎
仝	北清、日露	仝　步兵特務曹長	勳七等功六級	難波京平
仝	仝	仝　步兵曹長	勳七等功七級	田井勇藏
仝	仝	仝　騎兵曹長	仝	石井弓太郎
仝	仝	仝　一等計手	勳七等	荒木齊一
仝	日露	仝　步兵軍曹	勳七等功六級	大木儀平
仝	北清、日露	仝　三等看護長	勳七等	大月勝太郎
仝	仝	海軍三等機關兵曹	勳八等	石井和吉
仝	日清、日露	陸軍步兵上等兵	仝	石井槌藏
仝	北清、日露	仝	勳七等	見尾森太郎
仝	日露	仝	仝	富山元治郎
仝	仝	仝	勳八等功七級	村林粂吉
仝	仝	仝	勳八等	家本光太郎

仝	仝	仝	勳八等功七級	菅野浦太郎
仝	仝	仝	勳八等	荒木堅太郎
仝	北清	仝	仝	工藤猪三
仝	日露	仝	―	宮原權兵衛
仝	仝	騎兵上等兵	勳八等功七級	大月五平
仝	北清	砲兵上等兵	勳八等	川原豊次郎
仝	北清、日露	仝	仝	石非直平
仝	日露	仝	仝	石井圓平
仝	仝	仝	仝	西山龍輔
仝	仝	輜重兵上等兵	仝	松田民右衛門
仝	仝	仝	仝	大月淺太郎
仝	仝	海軍一等水兵	仝	早川幸八
仝	日清	陸軍步兵上等兵	―	平居元吉

上竹莊村	日清	陸軍步兵上等兵	―	工藤淺太郎
仝	日清、日露	仝步兵一等卒	勳七等	石井豊太郎
仝	北清	仝	勳八等	三尾安左衛門
仝	日清、日露	仝	仝	山下周藏
仝	北清、日露	仝	勳七等	野瀬金右衛門
仝	仝	仝	仝	大木忠次
仝	仝	仝	仝	有富兼藏
仝	日清	仝	―	川原伊左吉
仝	北清	仝	―	川立力松
仝	北清、日露	仝	勳七等功七級	石井太郎八
仝	仝	仝	勳七等	菅野仁左衛門
仝	仝	仝	仝	水本虎太郎
仝	仝	仝	仝	大木嘉平

仝	日清	仝	一	小野安太郎
仝	日露	仝	勲八等	原田芳吉
仝	仝	仝	仝	平上富兵衛
仝	仝	砲兵一等卒	仝	石井淺兵衛
仝	仝	仝	仝	吉岡峯吉
仝	北清、日露	工兵一等卒	仝	大塚莊策
仝	日露	歩兵二等卒	仝	菅野豊太郎
仝	仝	仝	一	富山常吉
仝	仝	仝	一	川立彦太郎
仝	仝	仝	一	仁子只市
仝	仝	仝	一	赤木亀太郎
仝	仝	仝	一	福崎與七
仝	仝	仝	一	小川常太郎

上竹莊村	日露	陸軍步兵二等卒	｜	菅野嶋太郎
仝	仝	仝	｜	村林捨次郎
仝	仝	仝	｜	川上八百吉
仝	仝	仝	｜	竹並宇平
仝	仝	仝工兵二等卒	｜	桑田善平
仝	北清、日露	仝砲兵輸卒	勲七等	大木勝平
仝	日露	仝	勲八等	水本重五郎
仝	日清	仝輜重輸卒	｜	川立兵右衛門
仝	日清、日露	仝	勲八等	川立幾之丞
仝	日露	仝	仝	小林信太郎
仝	仝	仝	仝	吉岡亀五郎
仝	仝	仝	仝	大木音太郎
仝	仝	仝	仝	村林音右衛門

仝	仝	仝	仝	川立音右衛門
仝	仝	仝	—	水上喜三郎
仝	仝	仝	勲八等	横道百太郎
仝	仝	仝	仝	竹並平太郎
仝	仝	仝	仝	大木武吉
仝	仝	仝	仝	松田福次
仝	仝	仝	仝	萱野杢太郎
仝	仝	仝	仝	石井新右衛門
仝	仝	二等看護卒	仝	寺田智弘
仝	仝	仝	仝	妹尾繁次郎
豊野村	日露	陸軍工兵中尉	従七位勲六等	尾島儀一郎
仝	仝	輜重兵中尉	仝	尾島時太郎
仝	仝	工兵特務曹長	勲七等	近藤虎作

豊野村	北清、日露	陸軍歩兵軍曹	勳七等功六級	文谷大三郎
仝	北清、日露	仝	勳七等	鴈尾佐太郎
仝	日清、北清、日露	仝	仝	池上澄太郎
仝	仝	歩兵伍長	仝	前島茂八郎
仝	仝	歩兵一等卒	仝	横田鶴治
仝	北清、日露	仝	仝	平井財次郎
仝	日露	仝	勳八等	高見松治郎
仝	日清、日露	仝	仝	前島兵太郎
仝	北清、日露	仝	仝	中山宮太郎
仝	日露	仝	仝	小虎鍋太郎
仝	仝	仝	仝	住井房太郎
仝	仝	仝	仝	佐山覺治
仝	仝	仝	仝	見尾德三郎

仝	仝	仝	仝	新田矩一
仝	日清、日露	仝 工兵上等兵	仝	仁熊藤次郎
仝	日露	仝 砲兵伍長	仝	小虎達治
仝	仝	仝 歩兵一等卒	仝	小村鹿造
仝	仝	仝	仝	有安嘉市
仝	仝	仝 歩兵二等卒	仝	小林良一
仝	仝	仝	—	富田嘉四郎
仝	仝	仝 砲兵二等卒	—	小室勘左ヱ門
仝	日清、北清、日露	仝 輜重輸卒	勳七等	平井峰三郎
仝	日露	仝	勳八等	土井定松
仝	仝	仝	仝	加登貞藏
仝	仝	仝	仝	溝口芳太郎
仝	仝	仝	仝	小林要藏

豐野村	日露	陸軍輜重輸卒	勳八等	下小岩三郎
仝	仝	砲兵輸卒	仝	難波百治
仝	仝	輜重輸卒	仝	葛野勘次郎
仝	仝	仝	仝	有安伴太郎
仝	仝	仝	—	石井定太郎
仝	仝	仝	勳八等	川立八十八
仝	仝	仝	仝	西山幸太郎
仝	仝	仝	仝	住井芳藏
仝	仝	仝	仝	新谷富太郎
仝	仝	砲兵一等卒	仝	三村治三太
仝	仝	一等靴工	仝	藤井惣太郎
仝	仝	步兵二等卒	—	西山六右衛門
仝	仝	輜重輸卒	勳八等	石井林治

仝	仝	仝		仝	富田邑助
仝	仝	仝		仝	石井豊二
仝	仝	仝		—	森安吉太郎
仝	仝	仝		勳八等	葛野才三郎
仝	仝	仝		—	小川清十良
仝	仝	仝	歩兵上等兵	勳八等	山下京平
仝	仝	仝	砲兵一等卒	—	小松政太郎
仝	仝	仝	輜重輸卒	勳八等	石井万太郎
仝	仝	仝	歩兵二等卒	—	平川武平
仝	仝	仝	輜重輸卒	勳八等	鈴木京治
仝	仝	仝		—	大月幾太郎
仝	仝	仝	歩兵上等兵	勳八等	横田安太郎
仝	仝	仝		勳八等功七級	三村慶一郎

村名	戦役	官等	勲功	氏名
豊野村	日露	陸軍歩兵上等兵	勲八等功七級	藤井銀太郎
仝	仝	仝歩兵二等卒	勲八等	石井万治郎
下竹莊村	日清、北清、日露	陸軍歩兵中尉	勲六等	中空亮
仝	北清、日露	仝歩兵軍曹	勲七等	中村角平
仝	仝	仝	仝	宮井森治
仝	日露	仝	勲八等	酒井類太郎
仝	仝	仝	勲七等功六級	大木儀平
仝	北清、日露	仝歩兵上等兵	勲七等	林仙右衛門
仝	仝	仝歩兵一等卒	勲八等	清山槌太郎
仝	仝	仝	勲七等	酒井恵介
仝	仝	仝歩兵上等兵	勲八等	河原義雄
仝	日露	仝	仝	高森勝平
仝	仝	仝歩兵一等卒	仝	安部慶治

仝	仝	仝　歩兵上等兵	―	遠藤米右衛門
仝	仝	仝　歩兵一等卒	勳八等	山本　寛
仝	日清	仝　騎兵一等卒	仝	小川雄藏
仝	日露	仝	仝	大森榮太郎
仝	仝	仝　砲兵一等卒	仝	田中德市
仝	仝	仝　輜重兵一等卒	仝	中空穐太
仝	北清、日露	仝　輜重輸卒	勳七等	河原金作
仝	日露	仝	―	前田平治
仝	仝	仝	勳八等	森川音吉
仝	北清、日露	仝　一等縫工	仝	山本貞一郎
仝	日露	仝　歩兵二等卒	―	武田與一
仝	仝	仝　歩兵一等卒	勳八等	伊達源治郎
仝	仝	仝　歩兵二等卒	―	石井清治

下竹莊村	日露	陸軍騎兵二等卒	—	三村鉄藏
仝	仝	仝砲兵二等卒	—	石井佐市
仝	仝	仝砲兵輸卒	勲八等	山本熊太郎
仝	仝	仝輜重輸卒	仝	神原淺吉
仝	仝	仝	仝	本田津市
仝	仝	仝	仝	難波政市
仝	仝	仝	仝	松森才一郎
仝	仝	仝	仝	池上源造
仝	仝	仝	仝	清瀬邑助
仝	北清、日露	元陸軍歩兵一等卒	勲七等	難波豊一
仝	仝	元仝	仝	赤木寅治
仝	仝	元仝歩兵上等兵	勲八等	原崎實太郎
仝	日清、北清、日露	元仝歩兵一等卒	—	三村伊太郎

仝	北清	元陸軍騎兵二等卒	―	酒井庄太郎
仝	日清、北清、日露	元仝砲兵一等卒	勳八等	鶴井九左衛門
仝	日露	元仝輜重輸卒	―	藤田角市
仝	仝	元仝	勳八等	片山斧藏
仝	仝	元仝	仝	藤田和嘉松
仝	日清、北清、日露	元仝	勳七等	田村源平
仝	北清	元仝歩兵一等卒	勳八等	遠藤佐四郎
仝	日露	元仝輜重輸卒	―	山本健太郎
仝	北清、日露	元仝歩兵一等卒	勳七等	葛原石右衛門
仝	仝	元仝歩兵軍曹	仝	大森政吉
仝	日清、北清、日露	元仝歩兵一等卒	勳八等	富田作松
仝	日露	元仝歩兵二等卒	仝	土井音太郎
仝	仝	元海軍一等看護卒	仝	平松甚作

下竹莊村	日露	元陸軍步兵軍曹		不詳	中空岩太郎
仝村	日清	故陸步二	不詳	明治廿七年十二月二日清國義州府ニテ病死	清山安太郎
仝	仝	故陸步上	仝	明治廿七年十月八日吳軍港ニ於テ病死	藤原賢俊
仝	仝	故陸騎二	仝	明治廿七年九月十五日戰死	三村幸太郎
仝	北清	故陸步一	仝	明治卅三年八月廿九日戰地ニ於テ病死	小川定市
仝	日清	故陸步上	仝	明治廿七年十月廿四日朝鮮國安州ニ於テ病死	神原石太郎
仝	日露	仝	勳七等	明治卅七年七月卅一日清國折木城附近西陽樹溝西北方高地戰死	山本惠助
仝	北清、日露	故陸步伍	仝	明治卅八年十月一日清國盛京省敖牛堡子療養所ニテ病死	文谷敬助
仝	日露	故陸輜輸	—	明治四十二年一月十五日本籍地ニ於テ病死	遠藤仙太郎

吉川村	日清	陸軍步兵伍長		—	香川兼太郎
仝	日清、日露	仝	騎兵上等兵	勳八等	河內力太郎
仝	北清、日露	仝	步兵上等兵	勳七等	佐々木巳二
仝	北清	仝	步兵一等卒	勳八等	藤原森太郎

仝	日露	步兵伍長	勳七等功七級	難波森治
仝	北清	輜重輸卒	—	長濱關造
仝	仝	步兵二等卒	—	古谷隼太
仝	日露	輜重輸卒	勳八等	岡田高吉
仝	仝	步兵上等兵	勳七等	難波理右衛門
仝	北清、日露	步兵伍長	勳七等功七級	難波周助
仝	仝	步兵上等兵	勳七等	伊賀慶治
仝	仝	步兵一等卒	仝	田中健治
仝	仝	步兵上等兵	勳七等功七級	古谷彌太郎
仝	日露	步兵一等卒	勳八等	大島近太
仝	仝	仝	仝	井上主計
仝	仝	砲兵伍長	仝	所司信夫
仝	仝	砲兵一等卒	仝	井上齋一郎

吉川村	日露	陸軍砲兵一等卒	勲八等	大島音治
仝	仝	仝工兵一等卒	仝	山本棟太郎
仝	北清、日露	仝靴工一等卒	仝	小柳勇三郎
仝	日露	仝二等獣醫	勲六等	長尾瀬市
仝	仝	仝歩兵二等卒	―	山本坂治
仝	仝	仝	―	小倉三重一
仝	仝	仝歩兵一等卒	勲八等	難波光太郎
仝	仝	仝砲兵二等卒	―	飯田徳太郎
仝	仝	仝輜重輸卒	―	小林萬三
仝	仝	仝	勲八等	古谷昔三
仝	仝	仝	仝	伊賀角太郎
仝	仝	仝	仝	河内兵助
中井村	日清、北清、日露	陸軍歩兵曹長	勲七等	西村秀五郎

仝	日露	二等看護長	勳八等	三谷太郎
仝	北清、日露	步兵軍曹	勳七等功六級	鈴木伊太郎
仝	日露	步兵上等兵	勳八等功七級	田井兼吉
仝	仝	仝	勳八等	山下新藏
仝	北清、日露	步兵一等卒	勳七等	安田伊三郎
仝	仝	仝	仝	柳井數人
仝	仝	仝	仝	古米茂作
仝	仝	仝	仝	小栗音松
仝	仝	仝	仝	中森與平
仝	仝	仝	仝	井平松五郎
仝	仝	仝	勳八等	小林定吉
仝	日露	仝	仝	畑品太郎
仝	仝	砲兵一等卒	仝	宮田伊作

中井村	日露	陸軍砲兵一等卒	勳八等	中村與之助
仝	仝	工兵一等卒	仝	惣田金次郎
仝	仝	歩兵一等卒	仝	赤木梅藏
仝	仝	仝	仝	吉田豊藏
仝	仝	仝	仝	西川久藏
仝	仝	仝	仝	川合幸作
仝	仝	歩兵二等卒	—	石塚彌作
仝	仝	仝	—	石川鹿藏
仝	仝	仝	—	松田作助
仝	仝	砲兵二等卒	—	西常太郎
仝	仝	工兵一等卒	勳八等	達野作太郎
仝	北清、日露	輜重輸卒	仝	古米孫八
仝	日露	仝	仝	丸山彌五郎

仝	仝	仝二等看護卒	仝	横田富太郎
仝	仝	仝輜重輸卒	仝	山本峯藏
仝	仝	仝	仝	坂本郷作
仝	仝	仝	仝	松田源吉
仝	仝	仝	｜	太田井茂三郎
仝	仝	仝	勲八等	小林茂作
仝	仝	仝	仝	小前安藏
仝	仝	仝	仝	三村實三郎
仝	仝	仝	仝	壚川純一
仝	仝	仝	仝	上山嘉三郎
仝	仝	仝	仝	中村茂平
仝	仝	仝	仝	古米近藏
仝	仝	仝	仝	長谷川作藏

中井村	日露	元陸軍歩兵一等卒	—	櫻五助
仝	日清、北清、日露	元仝	勳七等功七級	壚田健八
仝	北清、日露	元仝輜重輸卒	勳七等	井平伊平
仝	日清、北清、日露	仝	仝	小林安藏
仝	日露	仝	—	竹田淺吉
仝	仝	仝	勳八等	松森次太郎
仝	日清、北清、日露	元仝歩兵一等卒	勳七等	太田井藤市
中津井村	日清、日露	陸軍歩兵一等卒	—	生田新平
仝	仝	仝	—	則本仁右ヱ門
仝	仝	仝	勳八等	坂上三藏
仝	仝	仝	勳七等	三浦忠平
仝	日清、北清、日露	仝	仝	吉田源太郎
仝	仝	仝工兵一等卒	仝	藤坂芳太郎

仝	仝	仝　輜重兵輸卒	仝	原田作太郎
仝	仝	仝	仝	常浦末作
仝	仝	仝　憲兵軍曹	仝	築山開三郎
仝	日清、日露	故陸軍輜重輸卒	勳八等	塚畝興世
仝	日清	陸軍歩兵一等卒	—	高野彌太郎
仝	日清、日露	仝	—	九本末吉
仝	北清	仝　補充兵歩兵一等卒	—	生田清三郎
仝	北清、日露	陸軍歩兵一等卒	勳七等	頭山長次郎
仝	仝	仝	勳八等	秋山惣吉
仝	仝	故陸軍歩兵一等卒	仝	三村喜平
仝	仝	故仝	勳七等	大月繁太郎
仝	日露	陸軍歩兵曹長	—	赤田吉次郎
仝	仝	仝　歩兵伍長	勳八等	中山十郎右衛門

中津井村	北清、日露	陸軍歩兵一等卒	勳七等	平方健四郎
仝	仝	仝	仝	藤森喜太郎
仝	清、日露	仝經理部一等縫工卒	勳八等	菅野要二
仝	仝	仝輜重輸卒	勳七等	上山磯太郎
仝	日露	仝輜重兵一等卒	—	柳生澤三郎
仝	仝	仝輜重兵軍曹	勳七等功七級	津田德五郎
仝	仝	仝工兵一等卒	—	若林豊吉
仝	北清、日露	仝	勳七等	小田圓八
仝	日露	仝砲兵助卒	勳八等	森下鹿太郎
仝	仝	仝砲兵一等卒	仝	池上英治
仝	仝	仝砲兵上等兵	仝	池上專藏
仝	北清、日露	仝野砲兵曹長	勳七等	室壯次郎
仝	日露	仝歩兵一等卒	—	生田善助

仝	仝	仝歩兵伍長	勲八等功七級	室文治
仝	仝	仝補充兵歩兵二等卒	—	沼田美慈
仝	仝	仝補充兵歩兵一等卒	勲八等	佐藤仙藏
仝	仝	仝	仝	近政杢太郎
仝	仝	仝補充兵歩兵二等卒	—	中森浪藏
仝	仝	仝	—	吉田三平
仝	仝	仝補充兵歩兵一等卒	勲八等功七級	高野光太郎
仝	仝	仝	勲八等	生田傳藏
仝	仝	仝補充兵砲兵二等卒	—	荒木大三郎
仝	仝	仝輜重兵一等卒	勲八等	香山熊治郎
仝	仝	仝補充兵輜重輸卒	仝	佐藤福太郎
仝	仝	仝	仝	太田菊藏
仝	仝	仝	仝	中島杢次郎

中津井村	日露	陸軍補充兵輜重輸卒	勳八等	坂根銀四郎
仝	仝	仝	｜	大森繁太郎
仝	仝	仝	勳八等	難波盛次郎
仝	仝	仝	仝	原田淺吉
仝	仝	仝	仝	生田慶治
仝	仝	仝	仝	菊樂秀吉
仝	仝	仝	｜	藤井敏太郎
仝	仝	仝	勳八等	前田德太郎
仝	仝	故陸軍補充兵砲兵輸卒	仝	千崎辨作
仝	仝	故仝　歩兵一等卒	仝	太田嘉三郎
仝	仝	故仝	｜	西本勇作
仝	仝	陸軍輜重兵伍長	｜	岡本彌一
仝	仝	故陸軍歩兵上等兵	勳八等	橋本源太郎

仝	仝	故陸軍補充兵輜重輸卒	仝	生田嘉作
仝	仝	陸軍騎兵一等卒	仝	石原夘吉
仝	仝	近衛步兵一等卒	仝	小田萬平
仝	仝	步兵二等卒	—	小田與一
仝	仝	仝	勳八等	横田鶴吉
仝	仝	故陸軍輜重輸卒	—	坂上勘三郎
仝	仝	陸軍輜重輸卒	勳八等	藤井權四郎
呰部村	北清、日露	陸軍步兵軍曹	勳七等功六級	森下槌太郎
仝	日露	仝	勳七等功七級	谷口金一郎
仝	北清、日露	步兵一等卒	仝	小田淳一郎
仝	日清、北清、日露	仝	仝	村山登一郎
仝	仝	輜重輸卒	勳七等	杉源右衛門
仝	仝	步兵一等卒	仝	井原熊吉

呰部村	日清、北清	陸軍步兵一等卒	勳八等	田中鶴藏
仝	北清、日露	仝	勳七等	杉谷石藏
仝	仝	仝	仝	大月與太郎
仝	仝	工兵一等卒	仝	森近道太郎
仝	仝	工兵上等兵	仝	坂本庄平
仝	仝	步兵一等卒	仝	黑田傳藏
仝	日露	仝	勳八等	高野竹治郎
仝	日清、北清、日露	輜重輸卒	仝	田中伊平
仝	北清、日露	仝	勳七等	宗藤篤三
仝	仝	仝	仝	森下仲藏
仝	仝	步兵一等卒	仝	長船益太郎
仝	仝	砲兵輸卒	仝	南條忠之助
仝	仝	步兵一等卒	仝	田中惣五郎

仝	日露	仝 砲兵一等卒	勲八等	井原林藏
仝	仝	仝 輜重輸卒	仝	延吉善三郎
仝	仝	仝 步兵一等卒	仝	平新左衛門
仝	仝	仝 輜重輸卒	仝	瀧上要太郎
仝	仝	仝	仝	池田善左衛門
仝	仝	仝 砲兵一等卒	仝	田中長藏
仝	仝	仝 補充兵步兵一等卒	仝	岩崎福太郎
仝	仝	仝 補充兵步兵一等卒	仝	平田喜太郎
仝	仝	仝 補充兵輜重輸卒	仝	大森孫市
仝	仝	仝 補充兵步兵一等卒	仝	石井淺吉
仝	仝	仝 補充兵輜重輸卒	仝	宗藤兼太郎
仝	仝	仝 補充兵步兵一等卒	仝	大江喜太郎
仝	仝	仝 補充兵步兵一等卒	仝	川上惣五郎

呰部村	日露	仝 補充兵輜重輸卒	勲八等	池田辨太郎
仝	仝	仝 補充兵輜重輸卒	仝	秋井熊太郎
仝	仝	仝 補充兵輜重輸卒	仝	岩城良助
仝	仝	仝 補充兵輜重輸卒	仝	谷口末藏
仝	仝	陸軍看護長	仝	大月李治
仝	仝	仝 補充兵輜重輸卒	仝	山本與作
仝	仝	仝 補充兵步兵一等卒	仝	杉井福太郎
仝	仝	仝 補充兵輜重輸卒	仝	大橋彌太郎
仝	仝	仝 補充兵輜重輸卒	仝	植田房太郎
仝	仝	仝 補充兵輜重輸卒	仝	池田文三郎
仝	仝	仝 補充兵輜重輸卒	仝	吉田輝太郎
仝	仝	仝 補充兵步兵一等卒	仝	秋井作太郎
仝	仝	仝 補充兵步兵一等卒	仝	草野爲藏

仝	仝	仝 補充兵歩兵一等卒	仝	吉田艶太郎
仝	仝	仝 補充兵砲兵一等卒	仝	小野秋蔵
仝	仝	仝 補充兵輜重輸卒	仝	坂本槇治郎
仝	仝	仝 補充兵輜重輸卒	仝	池田庄作
仝	仝	仝 歩兵一等卒	仝	高杉庄平
仝	日清、北清	仝 輜重兵上等兵	仝	田中助左衛門
仝	日露	仝 歩兵一等卒	仝	中山徳太郎
仝	仝	仝	仝	小野繁太郎
仝	仝	仝 砲兵一等卒	仝	坂本唯一郎
仝	仝	仝 補充兵輜重輸卒	仝	山本與作
仝	仝	仝 看護手	仝	谷口喜一郎
仝	仝	仝 砲兵一等卒	仝	岩崎蔦治郎
仝	日露	仝 補充兵輜重輸卒	仝	井原音五郎

呰部村	日露	陸軍補充兵輜重輸卒	勳八等	岩崎石三
仝	仝	仝	仝	井元庄三郎
仝	仝	仝補充兵歩兵一等卒	仝	山本武
仝	仝	仝補充兵輜重輸卒	—	河野德治郎
仝	仝	陸軍輜重輸卒	仝	神本和太郎
仝	仝	陸軍補充兵輜重輸卒	—	雛田重藏
仝	仝	陸軍歩兵一等卒	—	長田勇藏
仝	仝	陸軍補充兵歩兵二等卒	—	南條琢藏
仝	仝	仝補充兵輜重輸卒	—	大森又五郎
仝	仝	仝補充兵歩兵一等卒	—	坂本唯三郎
仝	仝	仝補充兵輜重輸卒	—	菊地熊治郎
仝	北清、日露	仝	勳八等	大橋彌太郎
仝	日露	仝補充兵歩兵二等卒	—	瀬良勝治郎

仝	仝	仝補充兵輜重兵二等卒	—	長船俊治郎
仝	仝	仝 補充兵步兵二等卒	—	黒岩久吉
仝	仝	仝 補充兵輜重輸卒	勳八等	山口豐三郎
仝	仝	故陸軍步兵一等卒	仝	杉山金作
仝	仝	故陸軍步兵一等卒	仝	堀晋次郎
仝	仝	故仝 看護手	—	圓山德太郎
仝	仝	故仝 步兵一等卒	勳八等功七級	植田甚左衛門
仝	仝	故仝 砲兵一等卒	勳八等	山本賢一
仝	仝	元仝 步兵一等卒	仝	中山德太郎
仝	仝	故仝 補充兵輜重輸卒	—	大下福太郎
上水田村	日清、北清、日露	陸軍步兵特務曹長	勳六等	加戸紋三郎
仝	北清、日露	仝 步兵曹長	勳七等	加戸一郎治
仝	仝	仝	仝	小田繁太郎

上水田村	北清、日露	陸軍歩兵曹長	勳七等	葛上蓮生
仝	仝	仝	仝	中村要八
仝	日露	仝	仝	小林猪左衛門
仝	仝	騎兵軍曹	勳八等功七級	花本儀三郎
仝	仝	砲兵軍曹	勳七等	坂本仲一郎
仝	日清、北清、日露	歩兵上等兵	仝	森岡方藏
仝	北清、日露	仝	仝	塚崎市五郎
仝	仝	仝	勳七等功七級	宮田源三郎
仝	仝	仝	勳七等	大柳充太郎
仝	日露	仝	勳八等	武信喜一郎
仝	仝	仝	—	志田慶治
仝	仝	仝	勳八等	原辰治
仝	仝	騎兵上等兵	勳八等功七級	本所伊右衛門

仝	仝	仝　砲兵上等兵	勲八等功七級	城崎林吉
仝	北清、日露	仝　輜重兵上等兵	勲七等	志田長市
仝	日露	仝	勲八等	花田喜一郎
仝	仝	仝　工兵上等兵	仝	武村富三郎
仝	北清、日露	仝　歩兵一等卒	勲七等	清水久太郎
仝	仝	仝	仝	伊東嘉一郎
仝	仝	仝	仝	齋藤又治
仝	日露	仝	勲八等	堀尾文吉
仝	仝	仝	仝	坂本健二郎
仝	仝	仝	勲八等功七級	山本辨太郎
仝	仝	仝	勲八等	峠豊一
仝	仝	仝	仝	大原荒藏
仝	仝	仝　砲兵一等卒	仝	森岡順平

上水田村	日露	陸軍砲兵一等卒	勳八等	檜淺平
仝	仝	仝砲兵助卒	仝	三田丈太郎
仝	北清、日露	仝輜重輸卒	仝	柿本應市
仝	仝	仝	勳七等	山本治太郎
仝	日露	陸軍補充兵歩兵一等卒	勳八等	森谷竹藏
仝	仝	仝	仝	齋藤吉三郎
仝	仝	仝	仝	西寛治
仝	仝	仝	仝	金谷儀藏
仝	仝	仝	仝	加戸常治郎
仝	仝	仝補充兵歩兵二等卒	―	藤森榮三郎
仝	仝	仝	勳八等	志田文二
仝	仝	仝	―	池上茂市
仝	仝	仝	―	森岡關治

仝	仝	仝補充兵歩兵二等卒	｜	室代吉
仝	仝	仝	勳八等	池田新太郎
仝	仝	仝	｜	森田幸太郎
仝	仝	仝	｜	堀尾善一郎
仝	仝	仝	｜	西本慶治
仝	仝	仝	｜	北川善六
仝	仝	仝補充兵砲兵一等卒	勳八等	武村平三郎
仝	仝	仝補充兵砲兵輸卒	仝	加戸安治
仝	仝	仝補充兵輜重輸卒	｜	柿本仙助
仝	仝	仝	勳八等	今田福平
仝	仝	仝	｜	花岡李太郎
仝	仝	仝	勳八等	川上富藏
仝	仝	仝	｜	加戸岸藏

上水田村	日露	陸軍補充兵輜重輸卒	―	堀尾幸藏
仝	仝	仝	勳八等	西谷幾太郎
仝	仝	仝	仝	佐藤正孝
仝	仝	仝	仝	吉田富藏
仝	仝	仝	仝	上田石松
仝	仝	仝	―	宮本善六
仝	仝	仝補充兵看護卒	勳八等	坂本敏太郎
仝	日露	仝補充兵輜重輸卒	仝	畦崎辰藏
仝	仝	仝補充兵步兵二等卒	―	葛上謙吾
仝	北清、日露	陸軍騎兵軍曹	勳七等功七級	三田喜三郎
仝	日露	仝補充兵步兵二等卒	―	森岡健二
仝	仝	仝補充兵輜重輸卒	勳八等	藤堂官一郎
仝	日清、日露	陸軍步兵一等卒	―	宮田利三郎

仝	日露	仝 騎兵一等卒	勳八等	原 源治
仝	仝	仝 補充兵歩兵二等卒	—	秋山眞成
仝	日清、北清、日露	陸軍輜重輸卒	勳七等	本多芳五郎
仝	日露	仝 補充兵輜重輸卒	勳八等	西村伊左衛門
仝	北清、日露	陸軍輜重輸卒	勳七等	坂本榮藏
仝	仝	仝 歩兵一等卒	勳八等	池田清吉
仝	北清	仝	仝	多和大作
仝	北清、日露	仝	勳七等	中山岸藏
仝	仝	仝	仝	室 近治郎
仝	日清、日露	仝 歩兵上等兵	仝	中村權七
仝	日清	仝 輜重輸卒	勳八等	畦崎房吉
仝	日清、日露	仝 歩兵上等兵	勳七等	西谷茂平
仝	仝	仝 歩兵一等卒	仝	多和德太郎

上水田村	日清、北清、日露	陸軍歩兵一等卒	勳八等	上田竹次郎
仝	仝	仝	勳七等	堀尾嘉三郎
仝	北清、日露	仝補充兵歩兵一等卒	勳八等	梶田三一
仝	仝	仝歩兵一等卒	勳七等	藤森長太郎
仝	仝	陸軍砲兵一等卒	仝	森岡熊藏
仝	仝	仝輜重輸卒	仝	辻鹿平
仝	日露	仝補充兵輜重輸卒	｜	上田傳藏
仝	仝	仝輜重輸卒	｜	原田圓藏
仝	仝	仝補充兵歩兵二等卒	｜	小田忠左衛門
仝	北清、日露	仝輜重輸卒	勳七等	梶田與三右衛門
仝	仝	仝	勳八等	宮本鹿藏
仝	日露	陸軍歩兵一等卒	仝	西本多市
仝	仝	仝砲兵一等卒	仝	藤森林平

仝	仝	步兵上等兵	仝	三田儀八
仝	仝	步兵軍曹	勳七等功七級	城崎榮吉
仝	仝	補充兵輜重輸卒	勳八等	大原力佐
仝	仝	陸軍步兵上等兵	勳七等	原田幸次郎
仝	仝	仝	勳八等功七級	宮田森治
仝	仝	步兵特務曹長	勳七等功七級	宮本森太郎
水田村	北清	仝補充兵步兵二等卒	―	大月登一郎
仝	仝	仝	―	落政太郎
仝	仝	仝	―	大月長吉
仝	仝	仝	―	鈴木豐藏
仝	日清、北清	陸軍步兵一等卒	―	前田馬吉
仝	日清	仝砲兵一等卒	勳八等	稻田光右衛門
仝	北清	仝步兵軍曹	―	加藤且三郎

水田村	北清	陸軍歩兵上等兵	勳七等功七級	金丸敬市
仝	日清、北清	仝	勳八等	谷田伴藏
仝	北清	仝	仝	池田乙藏
仝	日露	仝	勳八等功七級	小林吉藏
仝	仝	仝輜重輸卒	勳八等	小田石藏
仝	仝	仝	仝	蜂谷武左衛門
仝	仝	仝砲兵伍長	仝	落胸二
仝	日清、日露	仝歩兵一等卒	―	豊田多久美
仝	日露	仝	勳八等	山岡百治郎
仝	仝	仝砲兵一等卒	―	古林政太郎
仝	日清、日露	仝歩兵軍曹	勳七等功七級	小林善治郎
仝	仝	仝歩兵一等卒	勳八等	太田藤造
仝	日露	仝	勳八等	竹原武平

仝		仝	仝　輜重輸卒	—	古林紋次郎
仝		仝	仝　歩兵二等卒	—	久松嘉太郎
仝		仝	仝	—	八藤仲藏
仝		仝	仝	—	鵜野高治郎
仝		日清、日露	仝　歩兵軍曹	勳七等	古林德平
仝		仝	仝　歩兵一等卒	勳八等	鈴木集造
仝		日露	仝　砲兵曹長	勳七等	增田良三
仝		北清	仝　砲兵一等卒	勳八等	落熊太郎
仝		日清、北清、日露	仝　輜重輸卒	勳七等	瀨尾鉄藏
仝		北清、日露	仝　歩兵特務曹長	勳六等	金丸俊二
仝		日露	仝　歩兵伍長	勳八等	山下豐藏
仝		北清、日露	仝　歩兵一等卒	勳七等	坂本榮藏
仝		日露	仝　歩兵上等兵	勳八等	岡德太郎

水田村	日露	陸軍歩兵一等卒	勳八等功七級	西行藏
仝	仝	仝	勳八等	西豊七
仝	仝	仝	仝	鈴木秀夫
仝	仝	仝	仝	殿谷敬太郎
仝	仝	騎兵一等卒	仝	豊田正隆
仝	北清、日露	砲兵一等卒	勳七等	池田仲次郎
仝	日露	砲兵上等兵	勳八等功七級	金丸勇助
仝	仝	砲兵輸卒	｜	紙谷文作
仝	仝	上等看護卒	勳八等	八藤潤
仝	仝	歩兵二等卒	｜	池田金治
仝	仝	歩兵一等卒	勳八等	池田吾郎
仝	仝	仝	仝	西幾太郎
仝	仝	仝	仝	江川熊吉

仝	仝	仝	―	古林嘉平
仝	仝	仝 砲兵一等卒	勳八等	大月伴四郎
仝	仝	仝 砲兵輸卒	仝	森岡辰五郎
仝	仝	仝 輜重兵	―	土井伴藏
仝	仝	仝 輜重輸卒	勳八等	木下光太郎
仝	仝	仝	仝	的塲萬助
仝	仝	仝	―	瀨戶久右衛門
仝	仝	仝	勳八等	前田豊藏
仝	仝	仝	仝	蜂谷清三郎
仝	仝	仝	仝	坂本熊七
仝	仝	仝	仝	平岡久平
仝	仝	仝	仝	落合確治
仝	仝	仝	仝	道仙伊左衛門

水田村	日露	陸軍輜重輸卒	仝	中島嘉左衛門
仝	仝	仝	—	堀部惣吉
仝	仝	仝	勳八等	上河和左次郎
仝	仝	仝	仝	山下兼作
仝	仝	仝	仝	古林學
仝	仝	仝		石井甚一
仝	仝	仝	仝	越智規治

三、金鵄勳章受領者取調

町村名	勳功種類	官職	姓名
高梁町	勳四等功四級	海軍中佐	坂本則俊
仝	勳五等功四級	海軍機關少佐	杉政人
仝	勳八等功七級	陸軍步兵一等卒	樋口豊次郎

仝	勳七等功七級	陸軍歩兵上等兵	小寺儀三郎
松山村	勳五等功五級	陸軍一等主計	藤村直太郎
仝	功七級	海軍上等兵曹	笹田房太郎
仝	勳八等功七級	陸軍歩兵上等兵	信平林三郎
仝	仝	仝	島本健三郎
仝	勳七等功七級	陸軍歩兵一等卒	西彌平
仝	仝	陸軍歩兵上等兵	笹田利太郎
仝	勳八等功七級	仝	笹田常次郎
津川村	勳五等功五級	陸軍歩兵中尉	日高錄三郎
仝	勳七等功六級	陸軍砲兵軍曹	小野倉太郎
仝	勳八等功七級	陸軍歩兵一等卒	新庄豐次郎
仝	勳七等功七級	陸軍歩兵曹長	藤森要助
川面村	仝	陸軍歩兵伍長	難波萬藏

川面村	勳八等功七級	陸軍步兵伍長	藤森峯治郎
仝	仝	陸軍步兵上等兵	山本繁太郎
仝	勳七等功七級	仝	湯淺忠兵衛
仝	仝	故陸軍步兵上等兵	山本八右ヱ門
仝	仝	陸軍工兵一等卒	浦田德太郎
仝	勳八等功七級	陸軍步兵伍長	森川庄太郎
仝	仝	陸軍步兵一等卒	千草重藏
仝	仝	陸軍砲兵伍長	横見利右ヱ門
仝	仝	故陸軍步兵上等兵	上森群治
巨瀨村	勳八等功七級	陸軍步兵上等兵	河原音右ヱ門
仝	仝	仝	小坂庄助
仝	仝	陸軍步兵一等卒	福瀧淺右ヱ門
有漢村	勳七等功七級	陸軍步兵上等兵	河原大吉

上有漢村	勳八等功七級	故陸軍步兵上等兵	早川安治郎
仝	勳七等功七級	故陸軍砲兵伍長	近藤喜一郎
仝	勳八等功七級	故陸軍步兵上等兵	松井鶴太郎
仝	仝	陸軍步兵一等卒	森川誠一郎
上竹莊村	勳六等功六級	陸軍步兵特務曹長	難波京平
仝	勳七等功七級	陸軍步兵一等卒	石川太郎八
仝	勳八等功七級	陸軍步兵上等兵	菅野浦太郎
仝	勳七等功七級	陸軍騎兵曹長	石井弓太郎
仝	勳八等功七級	陸軍騎兵上等兵	大月五平
仝	勳六等功五級	陸軍步兵中尉	藤井精一
豐野村	勳七等功六級	陸軍步兵軍曹	文谷大三郎
仝	勳八等功七級	故陸軍步兵上等兵	藤井銀太郎
仝	仝	故陸軍步兵上等兵	三村慶一郎

村	勳等功級	官等	氏名
下竹莊村	勳七等功六級	陸軍步兵軍曹	大木儀平
吉川村	勳七等功七級	陸軍步兵伍長	難波周助
仝	仝	陸軍步兵上等兵	古谷彌太郎
仝	仝	故陸軍步兵伍長	難波森治
中井村	勳七等功六級	陸軍步兵軍曹	鈴木伊太郎
仝	勳七等功七級	故陸軍步兵一等卒	壚田健八
仝	勳八等功七級	陸軍步兵上等兵	田井兼吉
仝	仝	故陸軍步兵伍長	村田音吉
仝	仝	故陸軍步兵上等兵	和田福太郎
仝	仝	故陸軍步兵一等卒	西角善吉
中津井村	仝	陸軍步兵伍長	室文治
仝	勳七等功七級	陸軍輜重兵軍曹	津田德五郎
仝	勳七等功七級	陸軍步兵一等卒	高野光太郎

呰部村	勲七等功六級	元陸軍歩兵軍曹	森下槌太郎
仝	勲七等功七級	陸軍歩兵軍曹	谷口金一郎
仝	仝	陸軍歩兵一等卒	村山登一郎
仝	仝	元陸軍歩兵一等卒	小田淳一郎
上水田村	勲八等功七級	陸軍騎兵軍曹	花本儀三郎
仝	勲七等功七級	仝	三田喜三郎
仝	仝	陸軍歩兵上等兵	宮田源三郎
仝	勲八等功七級	陸軍歩兵一等卒	山本辨太郎
仝	仝	陸軍砲兵上等兵	城崎林吉
水田村	勲三等功三級	陸軍歩兵大佐	中島誠之
仝	勲八等功七級	陸軍砲兵上等兵	金丸勇助
仝	仝	陸軍歩兵一等卒	西行藏
仝	勲七等功七級	元陸軍歩兵軍曹	小林善治郎

四、日露戰役戰病死軍人數

陸軍ノ部

本籍地	戰病死年月日	戰病死所	所屬及部隊	官職勳位	氏名
高梁町	明治三十七年十月十六日	万寶山	步兵四十一聯隊	步兵二等卒勳八等功七級	小見山夘太郎
仝	仝三十七年九月三日	仝	仝	步兵軍曹勳七等功七級	大月亀太郎
仝	仝三十七年十月十六日	仝	仝	步兵一等卒勳七等功七級	山田常太郎
仝	仝	仝	仝	步兵一等卒勳八等功七級	沖鋭郎
仝	仝三十七年十一月十二日	三里河堡	仝	步兵一等卒勳八等	山内定太郎
仝	仝	仝	仝	步兵一等卒勳八等功七級	森下定兵衛

仝	不詳	病死	仝	歩兵一等卒勳八等功七級	山本三平
仝	明治三十八年五月一日	仝	仝	歩兵二等卒	平田幸太郎
仝	仝三十八年二月十八日	沙河附近	仝	歩兵少佐正六位勳四等功四級	小島鎰三郎
松山村	仝三十七年八月三日	遼陽以南三里ノ所ニテ戰死	仝第七中隊	歩兵伍長勳八等	東友太郎
仝	仝三十七年九月三十日	廣島豫備病院ニテ病死ス	仝第四中隊	歩兵一等卒勳八等	中村兼三郎
仝	仝三十七年六月十五日	德利寺ニテ戰死	仝第九中隊	歩兵上等兵勳八等功七級	井田鹿之助
仝	仝三十七年三月七日	撫順ニ於テ戰死	後備歩兵十一聯隊第五中隊	歩兵上等兵勳八等	有松榮太郎
津川村	仝三十八年三月十日	清國奉天省毛家屯戰死	野戰砲兵第五聯隊	砲兵上等兵勳八等	荒木菊太郎
仝	仝三十七年七月三日	清國盛京省曲家店戰死	歩兵第四十一聯隊第六中隊	歩兵一等卒勳八等功七級	仁子信太郎

川面村	仝三十七年十月十六日	盛京省三道岡子附近戰死	仝第十一中隊	歩兵上等兵 勳七等功七級	山本八右ヱ門
仝	仝三十八年三月十八日	清國万寶山ニ於テ戰死	仝 第九中隊	歩兵一等卒 勳八等	西井卯一
仝	仝三十八年三月二日	清國奉天附近ニ於テ戰死	仝 第二中隊	歩兵上等兵 勳八等功七級	上森群治
仝	仝三十八年九月二十八日	盛京省南嶺舍營病院病死	第五師團第二野戰隊	輜重輸卒	福上熊太郎
仝	仝三十八年三月十六日	廣島豫備病院ニテ病死	歩兵第四十一聯隊補充大隊第六中隊	歩兵二等卒	小林寅吉
巨瀬村	仝三十七年七月六日	清國盛京省李家屯高地ニテ戰死	第五師團歩兵第四十一聯隊第二中隊	歩兵一等卒 勳八等	小田喜作
仝	仝三十七年十一月十六日	清國盛京省李家屯高地青泥窪兵站病院ニテ病死	第五師團第十補助輜卒隊	輜重輸卒 勳八等	長谷川淺太郎
仝	仝三十八年十一月五日	清國盛京省鉄嶺兵站病院ニテ病死	第一軍第十四野戰電信隊	陸軍々屬通信手	三村淺太
有漢村	仝三十七年八月二十四日	清國大平嶺附近ニ於テ戰死	第五師團歩兵第四十一聯隊第十一中隊	歩兵伍長 勳七等功七級	蛭田治郎

仝	仝三十七年六月十五日	清國得利寺ニ於テ戰死	仝 第七中隊	歩兵一等卒 勳八等功七級	高上喜太郎
仝	仝三十七年十月十六日	清國沙河万寶山ニ於テ戰死	仝 第三中隊	歩兵上等兵 勳七等	難波貞三郎
仝	仝三十七年十月二十日	清國遼陽兵站病院ニ於テ病死	騎兵第五聯隊第一中隊	輜重輸卒	牧徳治郎
上有漢村	仝三十七年十月六日	清國青泥窪兵站病院ニテ死亡	第五師團第十一補助輸卒隊	輜重輸卒 勳八等	柚木角太郎
仝	仝三十七年十月廿一日	仝	第五師團第九補助輸卒隊	輜重輸卒 勳八等	藤森八百藏
仝	仝三十八年一月三十一日	清國黑溝台附近戰死	歩兵第四十一聯隊第十一中隊	歩兵上等兵 勳八等	早川安治郎
仝	仝三十八年八月二十二日	周防灘姫島沖金城丸沈沒ノ際死亡	野戰砲兵第五聯隊	砲兵上等兵 勳八等	坂本嘉三郎
仝	仝三十七年十月十六日	清國盛京省沙河附近戰死	歩兵第四十一聯隊第七中隊	歩兵上等兵 勳八等	松井鶴太郎
上竹莊村	仝三十八年十月十九日	清國沙河万寶山戰死	歩兵第四十一聯隊	歩兵曹長 勳七等功七級	田井勇藏

仝	仝三十七年十月十六日	清國盛京省三道高址附近ニテ戰死	仝	歩兵上等兵 勲八等	村林粂吉
豊野村	仝三十七年九月三日	遼陽ニテ戰死	仝第十一中隊	歩兵上等兵 勲八等功七級	藤井銀太郎
仝	仝三十七年九月三日	仝	歩兵第四十一聯隊第六中隊	歩兵上等兵 勲八等	横田安太郎
仝	仝三十七年十月十六日	沙河万寶山ニテ戰死	仝 第七中隊	歩兵上等兵 勲八等功七級	三村慶一郎
仝	仝	仝	仝第十一中隊	歩兵二等卒 勲八等	石井萬治郎
下竹莊村	仝三十七年七月三十一日	清國盛京省析木城附近西揚樹溝西北方高地戰死	仝 第三中隊	歩兵上等兵 勲八等	山本恵助
仝	仝三十八年十月一日	清國盛京省敖牛堡子患者療養所病死	仝 第三中隊	歩兵伍長 勲七等	文谷敬助
吉川村	仝三十八年三月十七日	清國盛京省万寶山	仝 第七中隊	歩兵伍長 勲七等功七級	難波森治
仝	仝三十七年九月三日	清國盛京省遼陽三里庄	仝 第六中隊	歩兵上等兵 勲七等	難波理右衛門

村名	年月日	場所	所屬	官等	氏名
中井村	仝	清國盛京省遼陽附近戰死	仝 第八中隊	歩兵上等兵	齊藤善作
仝	仝三十八年一月二十七日	清國黑溝台附近ニテ戰死	仝 第四中隊	仝	和田福太郎
仝	仝三十八年十一月四日	清國盛京省玉牛堡兵站病院ニテ病死	第五師團第十補助輸卒隊	輜重輸卒	宮本慶作
仝	仝三十八年三月一日	清國奉天附近	歩兵第四十一聯隊第九中隊	歩兵伍長	村田音吉
仝	仝三十七年十月十六日	清國盛京省沙河附近	仝補充大隊第一中隊	歩兵一等卒	宮本嘉一郎
中津井村	仝三十八年三月二日	奉天附近戰死	仝第十一中隊	歩兵上等兵 勳八等	三村喜平
仝	仝三十八年五月十五日	廣島豫備病院病死	歩兵四十一聯隊補充大隊	歩兵上等兵 勳八等	橋本源太郎
仝	仝三十八年三月十一日	清國盛京省遼陽兵站病院病死	第五師團第三野戰病院	輜重輸卒 勳八等	塚畝與世
仝	仝三十七年十月十六日	沙河附近戰死	歩兵第四十一聯隊補充大隊	歩兵一等卒 勳八等	太田嘉三郎

仝	仝三十八年三月七日	清國盛京省遼陽兵站病院病死	砲兵彈藥縱列	砲兵輸卒勳八等	千崎辨作
仝	仝三十七年十月十六日	清國沙河附近戰死	步兵第四十一聯隊補充大隊	步兵一等卒勳八等	西本勇作
皆部村	仝三十七年九月二十二日	廣島豫備病院ニ於テ病死	第五師團第二野戰病院付	看護卒	圓山德太郎
仝	仝三十八年一月五日	遼陽兵站病院病死	步兵第十一聯隊第六中隊	步兵一等卒勳八等	堀音治郎
仝	仝三十八年三月四日	莫家堡附近戰死	步兵第四十一聯隊付	步兵一等卒勳八等功七級	植田甚左衛門
仝	仝三十八年八月十三日	盛京省通江口兵站病院病死		輜重輸卒勳八等	大下福太郎
仝	仝三十八年五月六日	遼陽兵站病院病死	野戰砲兵第五聯隊	砲兵一等卒勳八等	山本賢一
仝	仝三十八年十一月廿七日	大石橋兵站病院病死	步兵第五十四聯隊	步兵一等卒	杉山金作
上水田村	仝三十七年十月十二日	清國老君峪北方高地戰死	近衛步兵第三聯隊第六中隊	步兵特務曹長勳七等功七級	宮本森太郎

村	年月日	場所・事由	所屬	官等	氏名
仝	仝三十八年八月二十五日	清國茨林子患者療養所病死	步兵第四十一聯隊補充大隊第一中隊	步兵軍曹勳七等功七級	城崎榮吉
仝	仝三十七年九月三日	清國盛京省遼陽附近戰死	仝第八中隊	步兵上等兵勳八等功七級	宮田森治
仝	仝三十八年四月十六日	清國盛京省遼陽兵站病院傷死	步兵第十一聯隊第八中隊	步兵上等兵勳八等	原田幸次郎
仝	仝三十八年三月二十三日	清國盛京省五里衛ニ於テ羅病患者輸送船阿波丸ニテ后送中死亡	藝豫要塞砲兵大隊第二中隊	砲兵一等卒	藤森林平
仝	仝三十八年七月十四日	清國盛京省西四方台第五師團第二野戰病院ニ於テ病死	步兵第四十一聯隊補充大隊第二中隊	步兵上等兵	三田儀八
仝	仝三十八年三月九日	清國奉天附近戰死	步兵第四十一聯隊第三中隊	步兵一等卒	西本多市
仝	仝三十七年九月二十五日	清國盛京省大樂屯ニ於テ羅病リユジヤジウアン患者療養所死亡	仝補充大隊	輜重輸卒勳八等	宮本鹿藏
仝	仝三十八年十月二十四日	清國盛京省玉牛浦子兵站病院病死	第五師團第十補助輸卒隊	輜重輸卒	大原力佐
水田村	仝三十七年十一月廿三日	廣島豫備病院	第五師團第十六補助輸卒隊	故輜重輸卒	小田石藏

水田村	仝三十八年三月五日	遼陽兵站病院	第五師團第十一補助輸卒隊	仝	蜂谷武左衛門
仝	仝三十七年十月十六日	奉天省沙河附近	步兵第四十一聯隊	故步兵上等兵勳八等功七級	大植虎市
仝	仝三十八年一月二十七日	清國渾河左岸沈旦堡附近	步兵第四十一聯隊補充大隊	故步兵伍長勳八等功七級	小林吉藏
仝	仝三十八年三月十日	奉天毛家屯	獨立重砲兵旅團徒步砲兵第四聯隊	故砲兵一等卒勳八等	古林政太郎
仝	仝三十八年十一月廿七日	清國黑溝台附近	騎兵第五聯隊補充大隊	騎兵一等卒勳八等	落勇
仝	仝三十八年三月一日	清國奉天省附近	步兵第四十一聯隊	故步兵軍曹勳七等功七級	豊田正富

海軍ノ部

町村名	戰病死年月日	戰病死所	所屬部隊	官職勳位	姓名
高梁町	明治三十七年二月十四日	旅順沖戰死	富士艦	上等信号兵曹勳六等功七級	小野光長

仝	仝二十七年一月二十六日	不詳	天龍艦	二等水兵 従八位	伊藤敏郎

五、日露戰役記念及戰死者招魂碑

(一) 津川村紀念碑

（表書）

日露戰役記念

陸軍中將正四位勲一等功二級 木越安綱書

（裏書）

參加軍人之芳名

勲六等功五級	歩兵中尉	日高錄三郎
	見習士官	小野謙治郎
勲七等功六級	砲兵軍曹	小野倉太郎
同	一等主計	島田定一郎
同	工兵伍長	前田鶴一郎
勲八等	歩兵上等兵	仁子京藏
	同	森野謙一
勲八等功七級	歩兵一等卒	新庄豊治郎
勲八等功七級故	歩兵一等卒	仁子信太郎
勲七等	歩兵一等卒	荒木芳太郎
勲八等	同	小野久太郎
同	同	小川三太郎
同	同	平松吉太郎
同	同	青野豊助
同	砲兵二等卒	森野勝治郎
	同	家親時太郎

勳等	身分	氏名
	砲兵一等卒	川建萬藏
	同二等卒	土岐三郎
	同	宮田喜太郎
勳八等	工兵一等卒	坂本槇藏
同	同	新庄丈右ヱ門
同	步兵上等兵	矢田部京平
同	砲兵上等兵	平川竹治郎
同	故砲兵上等兵	荒木菊太郎
同	步兵一等卒	三村國藏
	同	青野源二郎
勳八等	同	相山兼藏
	同	相山岩作
勳七等	同	仲村慶藏
同	同	大森爲右ヱ門
同	同	岡田鹿之助
同	同	土岐藤太郎
同	同	高橋槇右ヱ門
勳八等	同	葛原文五郎
同	同	仲村昇一郎
勳七等	砲兵一等卒	上野幾右ヱ門
勳八等	同	原田六助
	同	下村謹太郎
勳八等	一等水兵	島田鶴吉
同	同	島田百治
同	步兵二等卒	黑瀬定一郎
	同	仲村政太郎
	同	田中寅藏
	同	小林力衛
勳八等	同	小野惣次郎

勳等	身分	氏名
	故步兵二等卒	矢田部千代藏
	故同	中山亀太郎
勳七等	輜重輸卒	鳴瀧忠三郎
同	同	島原常助
勳八等	同	藤森春太
同	同	小野萬太郎
同	同	野口岩治郎
同	同	川上五一
同	同	平川滿太郎
同	同	新山財太郎
同	同	見尾浦治郎
	同	藤井健一郎
	同	藤森玉平
	同	山崎新太郎
	同	長谷川幾五郎
	同	石崎瀧三郎
	砲兵輸卒	上野榮太郎
勳八等	步兵二等卒	大月淺太郎
同	日本赤十字社看護婦	小野ヨシノ

發起者

身分	氏名
津川村長	横見源藏
津川校長	金岡助九郎
八川校長	岡本新吉
津川村會議員	小野榮次郎
同	黑瀬縫次郎
同	矢田部孫太郎
同	小野一郎
同	葛原清太郎
同	吉岡市藏

同　福田和市
同　中山利平
同　藤田彌二郎
同　島田治郎平

明治四十年三月建之

（二）　川面村忠魂碑

（表書）

忠魂碑 東宮侍講正四位勳一等文學博士　三島毅書時年八十有一

（裏書）　明治四十四年三月建設
發起者　在郷軍人

（三）　上竹莊村記念碑

（表書）

日露戰役記念碑

元帥公爵　山縣有朋書

（裏書）

明治三十七八年戰役從軍者芳名

官等・勳等	氏名
陸軍步兵中尉從七位勳六等功五級	藤井精一
同三等軍醫正八位勳六等	岡崎喜太郎
故同步兵曹長勳七等功七級	田井勇藏
陸軍步兵曹長勳七等功六級	難波京平
同騎兵曹長勳七等功七級	石井弓太郎
同一等計手勳七等	荒木濟一
同步兵軍曹勳七等功六級	大木儀平
海軍三等機關兵曹勳八等	石井和吉
陸軍三等看護長同	大月勝太郎
陸軍步兵上等兵同	石井槌藏
同勳七等	見尾森太郎
同同	富山元治郎
故同步兵上等兵勳八等功七級	村林粂吉
陸軍步兵上等兵勳八等	家本光太郎
同勳八等功七級	菅野浦太郎
同	宮原權兵衞
同勳八等	荒木堅太郎
陸軍騎兵上等兵勳八等功七級	大月五平
陸軍砲兵上等兵勳八等	石井直平
同	石井圓平
同	西山龍輔
陸軍輜重兵上等兵勳八等	松田民右ヱ門
同	大月淺太郎
海軍一等水兵勳八等	早川幸八
陸軍步兵一等卒勳七等	石井豊太郎
同勳八等	山下周藏
同勳七等	野瀨金右ヱ門
同	大木友七
同	有富兼藏
同	菅野仁左ヱ門
陸軍步兵一等卒勳七等功七級	石井太郎八
同勳七等	水本虎太郎
同	大木嘉平

同　同　陸軍砲兵一等卒　同　同　陸軍工兵一等卒　元陸軍步兵二等卒　同　陸軍步兵二等卒　同　同　同　同　同　同　同　陸軍工兵二等卒　陸軍砲兵輸卒　同　元陸軍輜重輸卒　陸軍輜重輸卒　同　同　同　同　同

勳八等　勳八等　勳八等　勳八等　勳七等　勳八等　同　同　同

原田芳吉
平上富兵衛
石井淺兵衛
石井友八
吉岡峯吉
大塚莊策
富山常吉
菅野豐太郎
村林捨次郎
福崎與七
川立彦太郎
菅野島太郎
仁子只市
竹並宇平
川上八百吉
小川常太郎
赤木亀太郎
桑田善平
大木勝平
水本重五郎
川立幾之丞
吉岡亀五郎
大木音太郎
小林信太郎
村林音右ヱ門
水上喜三郎
川立音右ヱ門

陸軍輜重輸卒　同　同　同　同　同　陸軍二等看護卒　同

功勞者

村長　助役　收入役　書記　同　村會議員　同　同　同　同　同　同　同　同　同　同　同　同

同勳八等　勳八等　同　勳七等　勳八等

竹並平太郎
横道百太郎
大木武七
松田福治
石井新右ヱ門
菅野圣太郎
寺田智弘
妹尾繁次郎

大月莊太郎
岡崎彦一郎
大塚國太郎
河原信太郎
藤井俊吾
大塚政一郎
藤井實太郎
西山元太郎
宮原平治
福田淺吉
妹尾松太郎
菅野嘉市
宮原粂八
菅野倉藏
平居元吉
大木勇吉
早川慶作
妹尾孝太郎

明治四十四年十月十六日　　上竹莊村青年有爲團建之

（四）巨瀬村記念碑

（表書）

日露戰役記念碑

元帥公爵 山縣有朋

（裏書）

明治三十七八年戰役從軍者芳名

陸軍

一等看護長 勳七等 阿部藤造
一等計手 同 前岡德太郎
歩兵軍曹 同 難波格十郎
同 同 難波健一郎
砲兵軍曹 同 長谷川賀作
同 同 片山善四郎
工兵軍曹 同 仲元峯藏
歩兵伍長 勳八等 松森豊助
歩兵上等兵 勳八等 功七級 河原音右ヱ門
同 勳七等 木村伊作
同 勳八等 阿部清次
歩兵一等卒 同 家親清八
同 勳七等 阿部房太郎
工兵一等卒 同 福瀧吉三郎

歩兵一等卒 勳七等 尾崎光右ヱ門
同 勳八等 横本角平
同 勳七等 島田長一郎
同 勳八等 藤森棒太郎
同 同 大久保光治郎
同 同 福瀧猪太郎
同 勳七等 岡崎瀧治
同 同 上森順次郎
工兵一等卒 勳八等 片山麟
歩兵一等卒 勳八等 功七級 田島淺右ヱ門
同 勳八等 河原和吉
同 同 柴倉房右ヱ門
同 同 大森眞吉
同 同 小林惣吉

兵種・階級	勲等	氏名
同		堀川音吉
同		吉藤熊太郎
同	勲八等	上森榮藏
同	同	岡本仁助
歩兵二等卒		大森孫一
同		藤森才治郎
同	勲八等	松森要吉
騎兵二等卒		平野金右ヱ門
歩兵二等卒		野口正一
砲兵二等卒		小林豐治郎
歩兵二等卒		藤森岩原
同		尾崎利吉
同		柴倉榮吉
同		森本久一
同		小林百右ヱ門
砲兵助卒		藤森平左ヱ門
輜重輸卒	勲八等	島田蔦太郎
同		大江壽吉
輜重輸卒	勲八等	前岡武吉
同	同	小林傳次郎
砲兵輸卒	同	大久保角三郎
輜重輸卒	同	三村百太郎

兵種・階級	勲等	氏名
輜重輸卒	勲八等	島田彦次郎
同	同	長谷川彦一
同	同	阿部富太郎
同		福瀧千代藏
砲兵輸卒	勲八等	森下甚吉
輜重輸卒	同	木村丈右ヱ門
同	同	阿部春治
同	同	吉藤助治郎
同	同	森上常吉
同	同	大内貞吉
同	同	藤森政一郎
同	同	家親千之助
同		三村豐治郎
同		紙谷幸吉
同		森畝初藏

海軍

兵種・階級	勲等	氏名
一等主厨	勲八等	黑田多治郎
二等信號兵	同	家親儀右ヱ門

戰病死者

兵種・階級	勲等	氏名
歩兵一等卒		小田喜作
輜重輸卒	勲八等	長谷川淺太郎
通信手		三村淺太郎

巨瀬村及有志者寄附

明治四十年十月青年團建之

（四）巨瀬村記念碑

（表書）

日露戰役記念碑

元帥公爵 山縣有朋

（裏書）

明治三十七八年戰役從軍者芳名

陸軍

一等看護長 勳七等 阿部藤造
一等計手 同 前岡德太郎
步兵軍曹 同 難波格十郎
同 同 難波健一郎
砲兵軍曹 同 長谷川賀作
同 同 片山善四郎
工兵軍曹 同 仲元峯藏
步兵伍長 勳八等 松森豐助
步兵上等兵 勳八等 功七級 河原音右ヱ門
同 勳七等 木村伊作
同 勳八等 阿部淸次
步兵一等卒 同 家親淸八
同 勳七等 阿部房太郎
工兵一等卒 同 福瀧吉三郎

步兵一等卒 勳七等 尾崎光右ヱ門
同 勳八等 横本角平
同 勳七等 島田長一郎
同 勳八等 藤森棒太郎
同 同 大久保光治郎
同 勳七等 福瀧猪太郎
同 同 岡崎瀧治
同 勳八等 上森順次郎
工兵一等卒 勳八等 片山鱗
步兵一等卒 勳八等 功七級 田島淺右ヱ門
同 勳八等 河原和吉
同 同 柴倉房右ヱ門
同 同 大森眞吉
同 同 小林惣吉

同　同　堀川音吉
同　勲八等　吉藤熊太郎
同　同　上森榮藏
歩兵二等卒　岡本仁助
同　大森孫一
同　勲八等　藤森治郎
騎兵二等卒　松森要吉
歩兵二等卒　平野金右ヱ門
砲兵二等卒　野口正一
歩兵二等卒　小林豊治郎
同　藤森岩原
同　尾崎利吉
同　柴倉榮吉
同　森本久一
砲兵助卒　小林百右ヱ門
輜重輸卒　勲八等　藤森平左ヱ門
同　島田蔦太郎
輜重輸卒　勲八等　大江壽吉
同　同　前岡武吉
砲兵輸卒　同　小林傳次郎
輜重輸卒　同　大久保角三郎
三村百太郎

輜重輸卒　勲八等　島田彦次郎
同　同　長谷川彦一郎
同　同　阿部富太郎
同　福瀧千代藏
砲兵輸卒　勲八等　森下甚吉
輜重輸卒　同　木村丈右ヱ門
同　同　阿部春治
同　同　吉藤助治郎
同　同　森上常吉
同　同　大内貞吉
同　同　藤森政一郎
同　同　家親千之助
同　三村豊治郎
同　紙谷幸吉
同　森畝初藏

海軍
一等主厨　勲八等　黑田多治郎
二等信號兵　同　家親儀右ヱ門

戰病死者
歩兵一等卒　小田喜作
輜重輸卒　勲八等　長谷川淺太郎
通信手　三村淺太郎

巨瀨村及有志者寄附

明治四十年十月青年團建之

（五）有漢村記念碑

（表書）

日露戰役記念碑

陸軍中將正四位勳二等功二級　一戸兵衛書

（裏書）

此石本係村中茶堂道城谷架橋之材也蓋距今三百七十年有漢台籔城主秋庭三河守者遭毛利氏之乱城陷逃匿橋下爲一比丘尼所告斬於此因呼丘尼橋今有本村紀念碑建設之擧部民撤之寄以資其料

莊　三郎吉誌

從軍者氏名

陸軍工兵中尉從七位勳六等　尾島儀一郎
同　步兵曹長勳七等功七級　戸田要助
同　輜重兵曹長勳七等　吉田政五郎
陸軍一等看護長　同　小林孫一郎
故陸軍步兵伍長勳七等功七級　蛭田治郎
陸軍步兵伍長　森岡淺太郎
同　步兵伍長勳八等　戸田十郎右衛門
同　步兵上等兵勳七等功七級　河原大吉
同　步兵上等兵勳七等　邑久卯作
故陸軍步兵上等兵　同　難波貞三郎

陸軍步兵上等兵勳八等　竹中音市
同　步兵一等卒勳七等　込山嘉助
同　同　高藤信治郎
同　同　古森順二郎
同　同　植盛唯治
同　同　片山文藏
故同步兵一等卒勳八等功七級　高上喜太郎
陸軍步兵一等卒勳八等　山縣虎吉
同　同　立藤幸左衛門
同　同　畠木孫治右ヱ門

階級	勲等	氏名
陸軍歩兵一等卒	勲八等	飯田定吉
同	同	東石藏
同	同	福井浪藏
同	同	信清代助
同	同	戸田文太郎
同	同	宮田寛二郎
同	同	細川關治
同	同	平加源八
同	同	古森藤吉
同	同	川上善造
同	同	高塚與六
同	同	山縣利右衛門
同	同	小原極
同	同	杉田與太郎
同	同	川上恒四郎
同	同	宮田久作
同	同	石井定太郎
同	同	河原京市
陸軍歩兵二等卒	勲八等	植森政治
同	同	宮田彌作
同		時國武市
同		平松杢太郎
同		戸田万三郎
同		梶田正一
同		富士田繁藏
同		河原亀一
同		戸田健治
同		宮田慶造
同		田邊忠一郎

階級	勲等	氏名
陸軍歩兵二等卒		山口三治郎
同	勲八等	田邊健太郎
陸軍砲兵上等兵	同	辻善一
陸軍砲兵一等卒	同	戸清熊三
同	同	河原梅助
同	同	平松順治郎
陸軍砲兵一等卒		田中國造
同二等卒		三村愼平
陸軍工兵一等卒		石原卓一
陸軍輜重兵二等卒		戸田文治郎
陸軍砲兵輸卒	勲八等	信清樋三郎
同		小林久三郎
陸軍輜重輸卒	勲八等	田中久馬吉
故陸軍輜重輸卒	同	牧德治郎
陸軍輜重輸卒	同	秋葉孫一
同	同	子原留之助
同	同	小林國五郎
同	同	土手嘉吉
同	同	佐倉與四郎
同	同	立藤千藏
同	同	東夘吉
同	同	神崎良甫
同	同	森元音吉
同	同	植木市郎右ヱ門
同	同	藤井清二郎
陸軍輜重輸卒		宮田良藏
同		高藤榮藏
同		守安久藏
同		保田利左衛門

陸軍輜重輸卒　勲八等　莊　三郎吉
有漢村長　勲七等　川上清治郎
同　中山祇重
有漢村助役
同　村兵事主任　蛭田傳助

明治四十四年七月五日

帝國在郷軍人會有漢村分會
有漢青年報國團　建之

（六）中井村紀念碑

（表書）

念忠彰

今上登極ノ三十七年露國隣交ヲ蔑視シテ我ノ提議ヲ容レズ聖天子赫怒詔ヲ發シ戰ヲ宣シ給フ是ニ於テ皇師踴躍王愾ニ敵シ陸ニ海ニ攻戰二歳險トシテ拔カザルハナク堅トシテ摧カザルハナク百勝アリテ一敗ナシ露國君臣窮蹙ノ餘竟ニ幾多ノ利權ヲ抛チ地ヲ割キテ和ヲ講ズ是レヨリ皇威五州ニ震ヒ國光八紘ニ輝ク於戲亦盛ナル哉我ガ中井村ノ壯丁是役ニ從フ者六十二人奮戰健鬪皆能ク其任務ヲ盡シ特ニ金鵄勳章ヲ賜ハル者七人其他叙勳賜金ノ典ニ與カルコト各差アリ村人之レヲ榮トシ碑ヲ建テ其ノ忠勳ヲ表セント欲シ余ヲシテ其由ヲ記セシム嗚呼我ガ中井ノ村タル北備山中ニ僻在シ蕞爾タル一小部落ニ過ギズ今則チ六十二ノ勇士出デテ王事ニ勤ム建碑ノ擧豈已ムベケンヤ然レドモ後ノ人此碑ヲ觀テ諸勇士忠奮劇鬪ノ狀ヲ相見シ感奮興起以テ業ヲ勤メ行ヲ修メ進デハ國家ニ報効シ退テ

義

東宮侍講正四位勳三等文學博士三島毅

ハ村治ニ貢獻スル所以ヲ圖ラザレバ亦諸勇士ノ名ヲ不朽ニ傳フル所以ニ非ザルナリ乃チ其由ヲ併セ記ス

明治四十年一月建

第七高等學校教授正六位　山田準撰

島田和市刻

（裏書）

階級	勳等	氏名
步兵曹長	勳七等	西村秀五郎
同軍曹	勳七等功六級	鈴木伊太郎
二等看護長	勳八等	三谷太郎
步兵上等兵	勳八等功七級	田井兼吉
同		西本庄助
步兵一等卒	勳七等	太田井藤市
同	勳七等功七級	壚田健八
同	勳七等	古米茂作
同		西村庄作
同		安田伊三郎
同		柳井數人
同		小栗音松
同		中森與平
砲兵一等卒	勳八等	宮田伊作
步兵一等卒	勳七等	井平松五郎
同	勳八等	藤原五助

階級	勳等	氏名
步兵一等卒		古米定吉
騎兵一等卒	勳八等功七級	西角善吉
工兵一等卒	勳八等	惣田金次郎
步兵一等卒	同	山下新藏
同		畑品太郎
砲兵一等卒	勳八等	藤森與之助
步兵一等卒	同	赤木梅藏
同		吉田豊藏
工兵一等卒	勳八等	宮脇清藏
步兵一等卒	同	西川久藏
工兵一等卒	同	達野作太郎
砲兵二等卒		西常太郎
步兵二等卒		川上作助
同		桴山繁藏
同		石塚彌作
同		齊藤權四郎

步兵一等卒　松田武助
砲兵二等卒　勳七等　栗本財太郎
同　石川鹿藏
輜重輸卒　井平伊平
同　勳八等　小林安藏
同　古米孫八
同　勳八等　宮脇壽太郎
看護卒　同　横田富太郎
輜重輸卒　同　丸山彌五郎
同　同　難波榮太郎
同　同　長谷川國五郎
同　同　上山嘉三郎
同　壚川純一

輜重輸卒　勳八等　三村實三郎
同　同　松森治太郎
同　太田井茂三郎
同　勳八等　小前安藏
同　同　小林茂作
同　同　古米近藏
同　同　長谷川作藏
同　同　山本峰藏
同　同　松田源吉
同　同　坂本郷作
同　中村茂平
竹田淺吉

發起者　村長　岡村秀治郎

六、戰病死者略傳(下士以下)

故陸軍步兵上等兵井田鹿之助

松山村の人なり。明治三十五年第五師團步兵第四十一聯隊に入營し、翌年步兵一等卒に進み、三十七年四月を以て出征の途に上る。爾來具に戰苦を甞め、同年六月十五日得利寺附近の激戰に際し頗る奮鬪す。不幸遂に此役に於て敵彈に殪る、同月步兵上等兵に昇進し、勳八等に叙し、功七級金鵄勳章年金壹百圓を賜はる。

故陸軍歩兵二等卒石井萬治郎

豊野村の人なり。日露の役起るや、明治三十七年九月召されて、第五師團歩兵四十一聯隊第一中隊に加はり以て征途に上る。爾來各地の戰鬪に參加し功あり。三十八年三月十八日遂に沙河萬寶山の戰鬪に於て陣歿す。功により勳八等に叙せられ、白色桐葉章を賜はる。

故陸軍歩兵上等兵早川安治郎

上有漢村の人なり。明治三十四年歩兵第四十一聯隊に入營し、技術模範修業者として拔んてられて陸軍戸山學校敎導大隊に分遣の命を受く。三十七年四月征露の軍に從ひ以て鄕地を去る。三十八年一月三十一日柳條口附近の戰鬪に於て遂に名譽の戰死を遂く。功により歩兵上等兵に進められ、勳八等白色桐葉章功七級金鵄勳章及年金壹百圓を授けらる。

故陸軍歩兵上等兵原田幸次郎

上水田村の人なり。資性和順にして善く父母に孝事し、恒に勉めて家政を整理す。日露の役起るや、召されて後備歩兵第十一聯隊に編入せられ、以て出征の途に上り、爾來各處に轉戰して功あり。惜い哉不幸某所の戰鬪に於て傷痍を被り、明治三十八年四月十六日、淸國盛京省遼陽兵站病院第一分院に入りて療養中、傷癒ゑずして遂に同院に於て瞑歿す。

故陸軍歩兵上等兵橋本源太郎

中津井村の人なり。日露の役召されて軍に從ひ征途に上る。爾來南山、瓦房店、得利寺、大石橋、析木城、鞍山店、沙河等の戰鬪に參加し功あり。三十七年十一月急性氣管支加答兒に罹り、內地に後送せられ、三十八年四月廣島豫備病院に入り療養せしも、醫藥効を奏せず、同年五月十五日遂に同院に於て瞑歿す。

故陸軍輜重輸卒長谷川淺太郎

巨瀨村の人なり。明治三十七年二月日露の役起るや、召に應じて營に赴き、第五師團第九補助輸卒隊に屬して出征の途に上り、爾來各所に在りて能く其任務を盡せり。偶ま不幸此年十一月六日病を得て、遂に青泥窪兵站病院に逝く。

故陸軍步兵一等卒西井卯一

川面村の人なり。明治三十三年十二月現役として第五師團に入營し、後ち滿期歸鄕す。偶ま日露の役起るや、召されて征露の軍に從ひ、三十七年四月淸國に渡航す。爾來各地の戰鬪に參加して功あり。同年十月十六日萬寶山の激戰に於て敵彈の爲め遂に殪る。享年二十五歲。官其功を賞して勳八等に叙し、白色桐葉章を賜ふ。

故陸軍步兵一等卒仁子信太郎

津川村大字八川の人なり。爲人沈着寡言、家事に忠實なり。明治三十六年第五師團步兵第四十一聯

隊に入り、三十七年征露の軍に從つて得利寺附近、曲家店の戰鬪に參加し、同年六月三日遂に戰死を遂ぐ。功に依り一等卒に進み、勳八等白色桐葉章並に功七級金鵄勳章年金壹百圓を授けらる。

故陸軍步兵一等卒西本勇作

中津井村大字下中津井の人なり。日露の役起るや、君亦補充召集の令に應して營に赴き、步兵第四十一聯隊に編入せられ、以て出征の程に上り、各地に轉戰中、不幸明治三十七年十月十六日、秋風徐に征衣を吹いて人は坐ろに故山を偲ふの時、遂に清國沙河の役に逝けり。

故陸軍步兵一等卒西本多市

上水田村の人なり。日露の役起るや、補充召集の令に接して營に赴き、步兵第四十一聯隊に屬して出征の程に上り、爾來各所の戰鬪に參加して功あり。不幸明治三十八年三月九日清國奉天附近の會戰に於て遂に國難に殉す。

故陸軍步兵一等卒堀音次郎

呰部村大字下呰部の人なり。明治二十五年步兵第二十一聯隊に入營し、二十六年一等卒に進み、二十七八年戰役に從ひ、勳八等瑞寶章及賞金若干を賜はる。日露の役起るや、三十七年召されて後備步兵第十一聯隊韓國駐剳軍に編入せられ以て出征轉戰中、不幸病魔の爲め犯され、遂に遼陽兵站病院に於て易簀す。

故陸軍歩兵一等卒本城類太郎

上有漢村字長代の人なり。日露の役起るや、召されて營に赴き、歩兵第四十一聯隊補充大隊に編入せられ、爾來精勤以て軍務に盡瘁す、不幸偶ま病に罹り、明治三十八年二月八日廣島豫備病院に於て遂に病歿す。

故陸軍歩兵軍曹豊田正富

水田村大字宮地の人なり。天資淳朴にして風姿洒々、氣宇寛宏にして濶達、人皆な之を稱す。日露の役起るや、歩兵第四十一聯隊に屬して出征の程に上り、爾來激烈なる戰鬪の渦中に投じて善く其任務を盡し、勇往邁進恒に衆に先んす、上下之を賞せざるはなし。然れとも惜い哉。明治三十八年三月一日奉天附近の戰鬪に於て遂に滿州荒涼の野に逝て又歸らずなりぬ。功に依り勳七等に叙し、功七級金鵄勳章を賜はる。

故陸軍歩兵軍曹大月亀太郎

高梁町大字本町の人。明治三十四年第五師團歩兵第四十一聯隊に入營し、翌年上等兵に進み、新兵教育掛を命せらる。三十七年干戈一たび日露の間に動くや、即ち出征の命に接して其途に就き、擧けられて伍長となり、同年九月二日遼陽城攻撃の際、斥候任務中、不幸暴戻なる敵手に落ち、遂に壯烈なる戰死を遂ぐ。即日軍曹に進み、勳七等青色桐葉章及功七級金鵄勳章年金壹百圓を下賜せら

る。

故陸軍砲兵伍長落胸二

水田村大字宮地の人なり。資性温厚にして寡言、而も屹々として事に從ふの性能あり。日露の役起るや、出でゝ徒步砲兵第二獨立中隊に屬し、以て征途に上り、爾來各所に轉戰して奏功尠からず。惜い哉。中道にして病に罹り、明治三十八年三月十一日清國憩水站患者療養所に於て遂に病歿す。

故陸軍步上等兵大植虎市

水田村字宮地の人なり。天資温厚にして寡言、又能く父母に事ふ偶ま日露の役起るや、召されて步兵第四十一聯隊に屬し、以て出征の程に上り、爾來各地に轉戰し功あり。同年十月十六日清國沙河附近の戰鬪に於て踊躍奮戰遂に國難に殉ず。

故陸軍步兵一等卒小田喜作

巨瀨村の人なり。明治三十七八年の役召されて營に赴き、步兵第四十一聯隊に屬して征途に上る。爾來各所に轉戰し勇戰奮鬪す。此年七月六日清國盛京省蓋平縣李家屯北方山頸に於て遂に戰歿す。

故陸軍步兵一等卒太田嘉三郎

中津井村大字下中津井の人なり。明治三十七年二月日露の役起るや。召に應して營に趣き、步兵第四十一聯隊に屬して征途に上り、爾來各所に轉戰中、明治三十七年十月十六日、清國沙河附近の會

戰に於て、不幸敵彈に中り遂に此役に殉す。

故陸軍騎兵一等卒落勇

水田村の人なり。明治三十七年二月日露の役起るや、出てゝ騎兵第五聯隊に從ひ以て遙に征途に上り、爾來百難萬艱の中に處して能く戰爭の慘劇に堪へ、一意軍國の爲めに報す。然れとも亦數奇なり。明治三十八年一月二十七日遂に遼陽州三尖泡に於て名譽の最後を遂ぐ。

故陸軍輜重輸卒大下福太郎

皆部村大字上皆部の人。明治三十六年陸軍補充兵に撰はれ第五師團に入營し、三十八年五月動員の令に接し、第五師團第四補助輸卒隊として出征し、以て各地に勤務中、不幸病に罹り同年七月二十日、清國盛京省通江口兵站病院に於て易簀す。

故陸軍輜重輸卒大原力佐

上水田村の人なり。明治三十七八年の役、第五師團第十補助輸卒隊に編入せられ、以て戰地に趣き、爾來克く軍務に服せり。偶ま同年九月二十一日清國盛京省藍旗堡子に於て腸窒扶斯病に罹り、翌月二十四日遂に玉牛浦子兵站病院に於て遠逝す。

故陸軍輜重輸卒小田石藏

水田村大字五名の人なり。日露の役起るや、召に應して營に趣き、第五師團第十一補助輸卒隊に編

入せられ、以て征途に上り、爾來辛酸苦艱を甞み能く其任務を盡せり。惜い哉。中道病魔の襲ふ所となり、明治三十七年十一月二十日廣嶋豫備病院に於て遂に病歿す。

故陸軍歩兵上等兵和田福太郎

中井村大字津々の人なり。資性謹直にして温良、敢て人と爭はす、居常孜々として家業に勉む。偶々日露の役起るや、君亦出てゝ歩兵第四十一聯隊に從ひ、以て遠く征露の旅程に上り、爾來身を以て其職に從ふ。惜い哉。明治三十八年一月二十七日清國黑溝臺附近の激戰に於て遂に其命を殞す。功に依り勳八等に叙せられ、功七級金鵄勳章年金壹百圓を賜はる。

故陸軍歩兵上等兵上森群治

川面村の人なり。性資温順にして毫も虚飾なし。恒に勉めて家事に從ふ明治三十七年二月偶ま日露の役起るや、歩兵第四十一聯隊に屬して征途に上り、爾來辛酸苦艱を排して一意其職の爲に盡し、各所に轉戰して功績尠からず。惜い哉。明治三十八年三月二日清國奉天附近の激戰に於て、遂に敵彈に中つて殪る。功に依り勳八等に叙せられ、功七級金鵄勳章を賜はる。

故陸軍歩兵上等兵横田安太郎

豊野村大字稔の人、資性快活にして膽氣あり。明治三十三年第五師團歩兵第四十一聯隊補充大隊に入營し、三十五年七月臺灣守備を命せらる。三十七年四月動員下令に接し、相次て征途に上り金州、

南山、曲家店附近、得利寺、蓋平、小紅旗堡附近、大石橋、柝木城等の戰鬪に參加し、同年九月三日遼陽攻擊の際に戰死す。同日功を以て上等兵に進めらる。

故陸軍步兵曹長田井勇藏

上竹莊村大字有津井の人、天資快活にして剛毅、農の餘暇學に勵めり、明治二十九年第五師團步兵第四十一聯隊に入營し、翌年一等卒に進み、更に上等兵に昇る。三十二年步兵軍曹に任せられ、北淸の變に渡淸して功あり。勳八等瑞寶章及金若干を賜はる。三十七年二月日露の役起るや、年の四月出征を命せられ、第一軍司令官の指揮に屬し、第二軍兵站監部に轉屬し、以て淸國に渡航す。爾來李家屯、蓋平、南山、小紅旗堡、大石橋及大平嶺、柝木城、遼陽等に奮戰し、十月十六日沙河の大戰に莅み、桑蘭子高地に於て遂に戰死す。即日步兵曹長に昇進せしめられ、勳七等靑色桐葉章及功七級金鵄勳章年金壹百圓を賜はる。

故陸軍步兵一等卒高上喜太郎

有漢村高上作藏の長男なり。明治三十五年第五師團步兵第四十一聯隊に入營し、現役より召されて征途に就き、中隊の模範兵として上下の敬愛を受け、勤勉服務中、得利寺の戰、遂に西溝に於て戰死を遂ぐ。功により勳八等白色桐葉章並に功七級金鵄勳章年金壹百圓を賜はる。

故陸軍輜重輸卒塚畝興世

中津井村大字上中津井の人なり。日露の役起るや、召に應して營に趣き、第五師團第三野戰病院に屬して征途に上り、爾來專心能く忠貞の節を致せり。然れとも君亦不幸中道にして病に罹り、明治三十八年三月十一日遂に清國盛京省遼陽兵站病院に於て病歿す。

故陸軍步兵伍長難波森治

吉川村の人なり。明治十四年二月三日同村大字吉川に生る。資性堅忍不拔にして剛毅なり。又能く文筆を嗜む。明治三十四年十二月第五師團步兵第四十一聯隊に入營し、三十五年十二月一等卒に、翌年三十六年十二月上等兵に進む、三十七年日露の役起るや、同年五月征露の軍に從ひ以て清國に渡航す、爾來曲家店、得利寺を始め各地の戰鬪に參加し功あり。同年十月伍長に昇進す。沙河戰鬪の際支隊に屬し生死不明さなる。後三十八年三月十七日清國盛京省萬寶山に於て遂に戰死す。官其功を賞し勳七等に叙し、功七級金鵄勳章を賜はる。

故陸軍步兵上等兵難波貞三郎

有漢村の人なり。資性沈着剛膽にして頗る勇壯活潑なり。明治三十二年十二月召されて第五師團步兵第四十一聯隊に入り、三十五年十一月滿期歸鄉す。明治三十三年七月召されて、在清國日本公使館領事及居留民保護の爲め渡清し、各地の戰鬪に參加し功あり。勳八等白色桐葉章を賜はる。三十七八年の役起るや、步兵第四十一聯隊第三中隊に加はり以て戰地に臨み、大に殊功を奏す此の年十

月十六日、沙河附近の戰に於て生死不明となる。後死屍發見戰死と認められ、功により勳七等に叙し、青色桐葉章を賜はる。

故陸軍步兵上等兵難波理右衛門

吉川村大字吉川の人なり。天資快濶にして豪壯頗る敢爲の氣象に富む。日露の役起るや、召されて第五師團步兵第四十一聯隊に入り以て征途に上り、爾來各所に轉戰中、同年九月三日、清國盛京省遼陽州三里庄に於て遂に敵彈に殪る。

故陸軍步兵一等卒中村兼三郎

松山村の人なり。明治三十七年二月日露兵を交るや、出てゝ軍に從ひ、第五師團後備步兵第四十一聯隊に編入せられ、一意汲々として軍務に盡せり。偶ま不幸にして病魔の爲めに犯され、明治三十七年九月十八日遂に廣島豫備病院に遠逝す。

故陸軍步兵伍長村田音吉

中井村大字西方の人なり。天資朴訥にして豪壯、事に臨んで動かず。能く上官に事へて軍務に服す。偶ま日露の役起るや、出てゝ軍に從ひ、步兵第四十一聯隊に屬して征途に上り、爾來萬難を排して一意其職の爲めに勉む。氏は勇往邁進の質、常に陣頭に立て能く戰び、一隊の士氣氏ある爲めに揚るの概ありき。惜い哉。明治三十八年三月一日、清國奉天附近の地に於て遂に國難に其命を殞す。官

其功を賞し、勳八等に敍し、功七級金鵄勳章を賜ふ。

故陸軍步兵上等兵村林条吉

上竹莊村大字有津井の人、明治三十三年第五師團步兵第四十一聯隊補充大隊に入營し、三十五年臺灣守備隊に編入せられ、後ち滿期歸鄕す。偶ま日露の戰役起るや、三十七年四月再ひ召に應じ、爾來雲臺山、八張潦子、得利寺、蓋平、大石橋、析木城、鞍山店、遼陽附近等に轉戰し、十月十六日遂に沙河の會戰に於て戰死す。功を以て上等兵に進められ、勳八等白色桐葉章及功七級金鵄勳章年金壹百圓を賜はる。

故陸軍步兵上等兵植田甚右衛門

呰部村大字阿口の人、明治三十三年步兵第四十一聯隊補充大隊に入營し、三十四年四月臺灣派遣を命せられ、陸軍看護術を修め、步兵一等卒に進む。尋て三十七年四月日露の戰役に參加し、得利寺附近、蓋平、大石橋、析木城、遼陽、沙河、黑溝臺等に轉戰し、三十八年三月四日遂に奉天附近の會戰にて戰死す。同日步兵上等兵に進められ、勳八等に敍し、功七級金鵄勳章を賜はる。

故陸軍步兵軍曹山田常太郎

高梁町大字川端町の人、明治三十四年步兵第四十一聯隊に入營し、三十七年五月召に應して遠征の途に上る。爾來曲家屯、得利寺、蓋平、小紅旗堡、大石橋、析木城、鞍山店、遼陽等に轉戰して功

あり。次て沙河の會戰に際し、傳令任務中、其の行跡を失す。後軍曹に進めらる。越えて三十八年十月三日萬寶山に於て其の遺骸を發見す。功に依り勳七等に叙せられ、功七級金鵄勳章年金壹百圓を下賜せらる。

故陸軍步兵伍長山本三平

高粱町大字南町の人なり。明治三十四年步兵第四十一聯隊に入營し、累進して、伍長勤務を命せらる。偶ま日露の役起るや、三十七年四月同聯隊補充大隊に編入せられ以て征途に上り、爾來大石橋、柝木城、遼陽等の激戰に參加し功あり。不幸中途にして病魔の犯す所となり、遂に遼陽兵站病院に於て瞑歿す。時に同年十月十六日なりき。

故陸軍步兵山本八右衛門

川面村の人なり。資性謹直にして而も快活、能く父兄を扶けて農事を營み傍ら伯樂の業に從ふ。明治三十二年第五師團步兵第四十一聯隊に入營し、北清事變に從ひ功あり、勳八等白色桐葉章及賞金若干圓を賜はる。三十七年二月日露の役起るや、年の四月を以て征露の軍に從ひ、大平嶺、柝木城、遼陽等に會戰し、同年十月十六日遂に沙河會戰に於て戰歿す。功により上等兵に進められ、勳七等青色桐葉章並に功七級金鵄勳章年金壹百圓を授けらる。

故陸軍步兵上等兵山本惠助

下竹莊村大字田土の人なり。資性溫良にして寡言、能く軍務に勵む。明治三十七八年の役、召されて第五師團步兵第四十一聯隊に入り、以て征途に上り、爾來各地に轉戰中、此年七月三十一日遂に淸國盛京省析木城の西方楊樹溝に於て戰歿す。

故陸軍砲兵一等卒山本賢一

呰部村大字下呰部の人なり。明治三十三年藝豫要塞砲兵大隊に入營し、三十四年砲兵一等卒に進み、後ち任滿ちて退營す。幾許もなく日露の事起り、召されて獨立重砲兵旅團砲廠補充員として戰地に趣き、爾來軍務に服役中、不幸病の爲めに犯され、三十八年五月六日遂に遼陽兵站病院に歿す。

故陸軍輜重輸卒牧德治郎

有漢村の人なり。日露の役起るや、召に應して營に趣き、第五師團騎兵第五聯隊に屬して征途に上り、爾來身を以て盡忠の誠を致せり。然れども不幸中道にして病を得、明治三十七年十月二十日、遂に淸國遼陽第四軍遼陽兵站病院に於て病歿す。

故陸軍步兵伍長文谷敬助

下竹莊村大字黑土の人なり。明治二十九年十二月現役として步兵第四十一聯隊第一中隊に入營し、同三十年十月九日步兵一等卒に、同十二月一日上等兵に累進す。同三十二年十二月期滿ち豫備役に編入せらる。次て三十三年北淸事變に從ひ功あり、勳八等に叙せられ白色桐葉章を賜はる。同三十

七年日露の役起るや、年の六月を以て再び召されて後備歩兵第四十一聯隊第三中隊に入り、同年九月遼東守備軍戰鬪序列に加はり、宇品を發し清國大孤山に上陸す。爾來、高家坨子、開河城附近の戰鬪に參加し、次て遼陽等に守備たり、同三十八年二月二十八日歩兵伍長に進む。後ち第三軍後備歩兵第十五旅團に編入せられ從軍中、不幸病に罹り、遂に同年十月一日、敖牛堡子患者療養所に於て病歿す。

故陸軍歩兵上等兵藤井銀太郎

豊野村大字豊野の人、資性沈着、家に在りて能く父祖の業を助く。明治三十五年第五師團歩兵第四十一聯隊に入營し以て軍務に服す。偶ま日露の役起るや、三十七年四月を以て外征の途に上り、爾來南山、且家屯、惠家屯、雲臺山、八張寮子、得利寺附近の戰鬪に參加し、一等卒に進み、次て四方臺、臺子附近、蓋平、大石橋、析木城附近の戰鬪に參加す。同年九月三日遂に遼陽の激戰に於て陣歿す。同日上等兵に昇進し、後勳八等白色桐葉章並に功七級金鵄勳章年金壹百圓を授け賜はる。

故陸軍砲兵上等兵古林政太郎

水田村大字宮地の人なり。資性温和にして寡言、能く父母に孝事して常に家業に精勵せり。偶ま日露事を構ふるや、後備役より召に應して營に趣き、徒歩砲兵第四聯隊に屬して征途に上り、爾來各地に轉戰して奏功尠からず、惜い哉、明治三十八年三月十日清國盛京省毛家屯の戰鬪に於て遂に國難

に殉して殪る。

故陸軍砲兵一等卒藤森林平

上水田村の人なり。明治十三年二月一日を以て生る。明治三十三年召されて藝豫要塞砲兵大隊第二中隊に入營し、三十四年十二月一等卒に進む。日露の役起るや、攻城砲兵廠補充員として三十七年九月戰地に趣き旅順總攻擊に加はること二回、適ま脚氣病に罹り三十八年三月二十三日患者輸送船阿波丸に於て後送中、遂に船中に於て病歿す。功により勳八等に叙せられ、白色桐葉章を賜はる。

故陸軍輜重輸卒藤森八百藏

上有漢村の人なり。明治三十七年二月日露兵を交ゆるに至るや、召されて營に趣き、第五師團第九補助輸卒隊に編入せられて征途に上り、爾來一意其の任務に盡す。然れども不幸中道にして病を得、此年十月二十一日、遂に清國青泥窪兵站病院に於て病歿す。

故陸軍輜重輸卒福上熊太郎

川面村の人なり。明治三十七年二月、日露の役起るや、召されて第五師團補助輸卒隊補充員として、翌三十八年五月宇品を發して清國大連に上陸す。爾來、小紀堡兵站司令部に屬し、左大房身間糧秣輸送監視並に倉庫勤務に從事す。不幸中道にして病を得、同年九月二十七日清國南嶺舍營病院に於て遂に病歿す。

故陸軍步兵伍長小林吉藏

水田村字五名の人なり。天資溫順、父母に仕へて至孝の名あり。明治三十四年第五師團に入り、三十七年五月征露の軍に從ひ清國に航し、爾來蓋平、曹家屯、高家屯附近、大石橋及太平嶺析木城、鞍山店、遼陽、沙河等の戰鬪に參加し功あり。翌三十八年一月二十七日、黑溝臺附近の會戰に於て陣歿す。即日伍長に昇進し、功により勳八等白色桐葉章及ひ功七級金鵄勳章年金壹百圓を賜はる。

故陸軍步兵二等卒小林寅吉

川面村の人なり。明治三十七年二月日露の役起るや、召されて步兵第四十一聯隊補充大隊に入り、爾來身を以て軍務に盡瘁せり。偶ま不幸にして病に罹り、明治三十八年三月十一日遂に廣島豫備病院に於て病歿す。

故陸軍看護卒圓山德太郎

呰部村大字下呰部の人なり。明治三十四年步兵第四十一聯隊に入營し、三十五年三月歸休を命せらる。三十七年二月日露の役起るや、年の四月を以て充員召集に應じ、第五師團第二野戰病院付となり、以て渡清せしも偶ま病の襲ふ處となり、內地に後送せられて廣島豫備病院に入院加養中、藥石効なく同年九月二十日終に永眠せり。

故陸軍砲兵上等兵荒木菊太郎

津川村大字宮地の人なり。天資快活にして軀幹長大、精悍の氣常に眉宇の間に現はる。明治三十七年二月日露兵を交ゆるや、出てゝ徒歩砲兵第四聯隊に屬し、以て征途に上り、爾來萬難を排して專心其任務に盡瘁せり。而も不幸、三十八年三月十日遂に淸國盛京省毛家屯の役に於て戰歿す。

故陸軍步兵上等兵有松榮太郎

松山村の人なり。資性着實にして穩健能く汲々として其家業に勉む。偶ま日露の役あり、召されて後備步兵第十一聯隊に編入せられ、以て遙かに征途に上り、爾來各地に轉戰して功あり。然れども不幸、明治三十八年三月、遂に某所の戰鬪に負傷し越へて同月十六日、淸國盛京省大瓢屯定立病院に於て遂に異境の人となる。

故陸軍砲兵上等兵坂本嘉三郎

上有漢村の人なり。明治十四年十一月一日を以て生る。資性溫雅にして能く人と和す。明治三十四年十二月陸軍砲兵第五聯隊に入隊し、三十五年十二月上等兵に昇進し、三十六年臺灣に守備たり。偶ま三十七年日露の役起るや、第二師團後備野戰砲兵聯隊要員として歸還の命に接し、三十八年八月金城丸に乘して歸航中、同月二十二日周防灘姫島沖に於て英船と衝突し、艦と共に沈沒す。後官功を賞して勳八等に叙し、白色桐葉章を賜はる。

故陸軍步兵上等兵齊藤善作

中井村大字津々の人なり。資性濶達にして士氣あり明治三十七年二月日露の事あるや、出て、第五師團步兵第四十一聯隊に屬し、以て征途に上り、爾來各所に轉戰して功あり。而も此年九月三日、淸國盛京省遼陽門三里庄の會戰に於て遂に名譽の戰死を遂ぐ。

故陸軍輜重輸卒柚木角太郎

上有漢村の人なり。日露の役起るや、召されて第五師團第十一補助輸卒隊に編入せられ、明治三十七年征途に上り、爾來一身以て其職に努む。不幸中道にして病に罹り、明治三十七年十月六日淸國靑泥窪兵站病院に於て病歿す。

故陸軍步兵上等兵宮田森治

上水田村の人なり。資性溫順にして學を好み、又能く家事に勉めり、明治三十五年步兵第四十一聯隊に入營し、三十七年四月出征の命に接し躍然として征途に上る。爾來金州、南山、曲家店、得利寺附近の會戰に參加して功あり。次て蓋平、析木城、鞍山店等の各地に奮戰し、同年九月三日遂に遼陽附近に於て戰死す。即日上等兵に昇進し、勳八等白色桐葉章並に功七級金鵄勳章を賜はる。

故陸軍步兵上等兵三田儀八

上水田村の人なり。明治十五年四月二日を以て生る、日露の役起るや、一等卒として補充大隊第二中隊に從ひ征途に上り、爾來各地の戰鬪に參加して功あり。適ま中途膓窒扶斯に罹り三十八年七月

五日清國盛京省西岡臺第五師團第二野戰病院に於て易簀す。即日上等兵に進み、勳八等に叙せらる。

故陸軍步兵上等兵三村喜平

中津井村大字下中津井の人。資性勤勉篤學、明治三十一年步兵第四十一聯隊に入り、三十三年北清事變に從ひ功を以て勳八等白色桐葉章及金若干を賜はる。偶ま日露事を構ふるに當り、再ひ戟を揮つい軍に加はる、接戰すること無數、撰はれて栗坂少尉の從卒となり、李家窩棚南方砂山の戰に於て少尉を失ひ、翌曉周官堡西南方砂山に於て戰死す。功により上等兵に進められ、勳七等に叙し、功七級金鵄勳章を賜はる。

故陸軍步兵一等卒三村慶一郎

豐野村の人なり。明治三十五年十二月步兵第四十一聯隊に入隊し、三十七年四月一等卒に進む。此月動員下令あり。翌五月を以て征露の軍に從ひ、清國に渡航し、爾來曲家店、得利寺等の戰鬪を始め、大石橋、柝木城、遼陽等の各戰鬪に參加して功あり。三十八年三月十八日遂に沙河萬寶山の役に於て戰歿す。功により勳八等白色桐葉章及ひ功七級金鵄勳章を授け賜はる。

故陸軍輜重輸卒宮本慶作

中井村大字西方の人なり。資性温順、父母に仕へて能く其の孝養を盡せり。明治三十八年四月補充召集に應し廣島灣要塞砲兵大隊に入り、第五師團第十補助輸卒隊として出征し、同年十一月四日流

疫に罹り、遂に清國盛京省玉牛堡子兵站病院に於て病歿す。

故陸軍輜重輸卒宮本鹿藏

上水田村の人なり。明治三十二年召されて輜重輸卒となり、北清事變に參加し功あり。勳八等瑞寶章を賜はる。日露の役起るや、再ひ召されて戰地に赴き、克く其軍務に服す。適ま腸窒扶斯の冐す所となり、三十七年九月二十五日遂に清國「リュジャシウアン」患者療養所に於て病歿す。

故陸軍輜重輸卒蜂谷武右衛門

水田村大字五名の人なり。日露の役起るや、召されて第五師團第十一補助輸卒隊に編入せられ、以て出征の程に上り、爾來身を以て國家の爲めに盡瘁し、大に誠忠の節を致せり、然も中道にして病に罹り、明治三十八年三月五日遂に遼陽兵站病院第二分院に於て病逝す。

故陸軍步兵軍曹城崎榮吉

上水田村の人なり。明治十三年七月二十二日を以て生まる。家世々農を業とす。三十七年日露の役起るや、同年四月を以て充員召集に應し、步兵第四十一聯隊第一中隊に加はり、征途に上る。爾來各地の戰鬪に參加し功あり累進して同年九月伍長に進み、次て三十八年四月軍曹に昇進す。適ま病魔の冐す所となり、遂に同年八月二十五日清國茨林子患者療養所に於て易簀す。功により勳七等に叙せられ、功七級金鵄勳章年金壹百圓を賜はる。

故陸軍步兵伍長蛭田治郎

有漢村の人なり。明治三十年第五師團步兵第四十一聯隊に入營し、三十二年步兵上等兵に進み、北清の役に從ひ勳八等白色桐葉章及金若干を授けらる。三十七年五月再び召に應して征露の軍に加はり、南山に戰ひ、次て雲臺山、張滾子、得利寺、四方臺子、蓋平等の各所に轉戰して功あり。同年七月二十四日遂に大石橋附近の會戰に於て戰歿す。功に依り勳八等に叙し、功七級金鵄勳章を賜はる。

故陸軍步兵伍長東友太郎

松山村の人なり。明治三十二年第五師團步兵第四十一聯隊に入營し、三十年北清事變起るに及ひ往いて公使館保護の任に當り、一等卒に進む。翌年上等兵に昇進し、臺灣守備の命を受く。三十七年四月要員の召に應し、宇品を發す。爾來深く敵地に侵入し轉戰中、同年九月三日遂に遼陽の會戰に於て戰歿す。即日步兵伍長に進められ勳八等に叙し、功七級金鵄勳章年金壹百圓を賜はる。

故陸軍砲兵輸卒千崎辨作

中津井村大字下中津井の人なり。日露の役召されて後備砲兵彈藥縱列に加はり、三十八年一月宇品を發し淸國に渡航す。同年二月盛京省供家荒地に滯在中、流行病に罹り、遼陽兵站病院に入り加療中同年三月七日遂に同院に於て瞑歿す。

故陸軍步兵一等卒杉山金作

呰部村大字下呰部の人なり。明治二十年步兵第十一聯隊に入營し、二十二年一等卒に進み、二十七八年の役に從つて功あり。後三十七年十二月後備步兵第五十四聯隊に編入せられ以て征途に上り各地に轉戰す。偶ま不幸疾病に罹り、同年十一月二十七日、遂に淸國盛京省大石橋兵站病院に於て病歿す。

故陸軍步兵二等卒松井鶴太郎

上有漢村の人なり。資性着實剛膽にして頗る勇壯活潑なり。明治三十五年三月敎育召集として第五師團に入營し、同五月召集解除、同三十七年日露の役起るや、同年四月充員召集として步兵第四十一聯隊補充大隊に編入し、同年九月征露の役に從ひ、淸國營口上陸、同年十月十六日沙河附近の會戰に於て同夜背後より優勢なる敵の逆襲を受くるや中隊軍旗護衛隊として萬寶山に位置し數倍の敵と奮戰格鬪し生死不明となる。後戰死と確定し、官其功を賞し勳八等に叙し功七級金鵄勳章を賜はる。

故陸軍通信手三村淺太

巨瀨村の人なり。明治三十八年九月第一軍兵站監部付を命せられ、同八月十七日宇品出帆征露戰役に從軍し、第一軍第十四野戰郵便局勤務克く職務に精勵せしが、同年十一月五日淸國盛京省鐵嶺兵

站病院に於て病歿せり。

故海軍二等水兵從八位伊藤敏郎

高梁町大字内山下の人。幼にして父を喪ひ、母に鞠育せられ、長して孝悌深く近隣の賞讃する所たりき。資性温順にして寡言沈着尤も信義を重んず、明治二十六年海軍水兵を志願して海兵團に入り、同二十七年日清戰役に際し、天龍艦に乘込み、金州城攻擊の陸戰隊に加はりて大に功あり。同年十一月二十六日敵彈に中りて斃る。行年二十二。

故陸軍步兵一等卒沖銳郎

高梁町大字間ノ町の人、資性敏捷にして克く艱苦に堪ふるの氣槪あり。同三十六年步兵第四十一聯隊に入營し、同三十七年五月征露の役に從ひ、滿州各地に轉戰して大に功あり。萬寶山の役、行方不明となりしが戰役戰死と認められ功に依り勳等に叙せられ、功七級金鵄勳章年金百圓を下賜せらる。享年二十有三。

故陸軍步兵二等卒平田幸太郎

高梁町大字御前町に生る。天資温順にして寡言直行の人なり。明治三十七年十二月步兵第四十一聯隊に入營し、將に征露の途に上らんとするに際し、不幸病魔に襲はれ、廣島衛戍病院に於て歿す。行年二十二。

故陸軍步兵二等卒小見山夘太郎

高梁町大字川端町の人、天資温厚篤實にして克く勞苦に耐ふるの氣慨あり。日露交を絕つや、補充兵として步兵第四十一聯隊に入りて征途に上る明治三十七年十月十六日沙河附近萬寶山の役行跡不明となりしが、后戰死と認められ功に依り勳八等に叙せらる。

故陸軍步兵上等兵村林嘉太郎

松山村の人なり。天資篤實にして勇壯なりき。明治三十四年步兵第四十一聯隊に入營し、明治三十七年五月征露の役に從ひ、南山、沙河、黑溝臺、奉天等各所に轉戰し、萬寶山附近の戰鬪に負傷し入院、功を以て功七級金鵄勳章を授けられ、勳八等白色桐葉章を賜ふ。明治四十年四月負傷により病を發して歿す。

第六章　敎育

本郡は古來より、文敎隆昌の地と稱せられたり。戰國の時代は文敎地に墜ちて全く記すべきの事なし、享保の頃に於て宋學に室鳩巢(中津井村下中津井)を出したるは本郡の誇となすべし。殊に松山藩主板倉氏、歷代、夙に心を敎育に用ひ、有終館を起し、奧田樂山、山田方谷、川田甕江、進鴻溪、

三島中洲、鎌田玄溪、吉田藍關、莊田霜溪、等の博學の士を用ゐて、藩政を治めしめ、大に士人の敎育に力を盡し、一藩翕然として化に向ひ、文敎大に興り、以て世に知られたりと雖も、世間一般に於ては敎育の必要を感すること少く、未だ其方法も確立するに至らず、維新以前は、僅かに神官僧侶等少しく文字を解するものあれば、就て讀、書、算の初步を學ぶに過ぎざりしが、明治五年學制頒布以來、年を追ふて進步し、大に其の面目を改め、駸々乎として隆運に向ひ、以て今日の盛況を呈するに至れり。

明治四十五年四月末の調査によりて、本郡小學校を種別すれば、尋常高等小學校十六校、尋常小學校四校合計二十校、外に分敎場六、其他附設男女實業補習學校に屬すべきもの十八校、總計四十四校あり。其在籍兒童數五千九百十二人、內尋常科五千六十三人、高等科八百四十九人あり。出席兒童總數五千八百七十一人、內尋常科五千三十二人、高等科八百三十九人にして、尋常科出席步合九十五人三六、高等科同九十八人一五の割合なり。學級數は百三十二學級にして、一學級兒童平均數四十四人七九の割合なり。

敎員總數百五十三人、內男敎員百八人、女敎員四十五人、月俸總額貳千參百七圓、月俸平均額高等本科正敎員男貳拾參圓拾參錢六厘、女拾六圓尋常本科正敎員男拾六圓、女拾貳圓なり。全敎員を通じて男敎員一人平均月額拾五圓九錢、女拾圓七拾壹錢に當れり。

教育費總額四万七千九百拾六圓、各町村平均一戸負担額金五圓六拾壹錢六厘、平均一人負担額壹圓八錢五厘、在籍兒童一人に對する分頭額は八圓五拾九錢六厘に當れり。小學校基本財産は四万貳千六百九圓七拾八錢六厘にして、一校平均貳千壹百參拾圓四拾八錢九厘强に當れり。

小學校在籍及出席兒童幷ニ出席歩合調査表　（明治四十五年四月三十日調）

校名		在籍兒童數		出席兒童數		出席歩合		
		男	女	男	女	男	女	計
高梁男子	尋常	三九一	—	三九〇	—	九六、七四	—	九六、七四
	高等	八六	—	八六	—	九六、九三	—	九六、九三
高梁女子	尋常	—	四二一	—	四〇七	—	九六、一二	九六、一二
	高等	—	六四	—	六四	—	九八、九四	九八、九四
松山	尋常	一九八	一八九	一九七	一八九	九六、七一	九五、六〇	九六、一七
津川	尋常	一八〇	一一七	一七七	一一三	九二、五六	八九、三三	九一、二九
	高等	三三	一六	三三	一六	九七、八二	九九、五〇	九八、五〇
川面	尋常	一七一	一六六	一七一	一六六	九七、八五	九六、四六	九七、一六
	高等	二八	一三	二八	一三	九七、四二	九九、六七	九八、一〇
巨瀬	尋常	一四六	一六一	一四六	一六一	九五、七〇	九五、〇三	九五、三五
	高等	二二	二二	二一	二二	九七、五二	九九、二七	九八、四二

學校								
有漢	尋常	一七七	一七七	一七五	一七六	九五、六八	九四、一三	九四、九〇
	高等	三六	一三	三六	一三	九九、六七	九六、九二	九八、九四
上有漢	尋常	一二二	一二五	一二二	一二五	九五、九七	九五、六八	九五、八二
	高等	一六	一二	一六	一二	九八、二五	九二、六七	九五、八六
崇道	尋常	一〇〇	一九五	一〇〇	一九五	九九、〇〇	九七、五六	九八、三〇
	高等	二三	一九	二三	一九	九九、八三	九九、五八	九九、七一
終南	尋常	二七	三〇	二七	三〇	九八、九六	九九、四七	九九、二三
稔	尋常	八六	八七	八六	八七	九六、七九	九五、二六	九六、〇二
豊	尋常	八三	六九	八一	六四	九一、一三	八三、五四	八七、六八
	高等	三一	二四	三一	二四	九七、五五	九九、三三	九八、三三
下竹荘	尋常	一二五	一二三	一二四	一〇九	九二、八三	八七、五七	九〇、二四
	高等	一七	一四	一七	一四	九九、五三	九六、八六	九八、三三
吉	尋常	一〇一	八五	一〇一	八五	九六、四四	九七、〇八	九六、七三
	高等	一〇	一六	一〇	一六	九九、二〇	一〇〇、〇〇	九九、六二
中井	尋常	一三九	一四七	一三九	一四七	九六、五八	九五、八一	九六、一八
	高等	二九	二一	二九	二一	九七、七九	九四、六七	九六、四八
中津井	尋常	一五八	一四〇	一五八	一四〇	九六、一五	九四、一六	九五、二九
	高等	二七	一四	二七	一四	九六、五九	九九、七一	九七、六六
呰部	尋常	一三四	一一九	一三四	一一九	九二、五八	九三、三四	九二、九八
	高等	三四	二〇	三四	二〇	九四、四七	九八、二〇	九五、八五

阿口	尋常	四四	三七	四四	三七	九八、八二	九九、六八	九九、二一
上水田	尋常	一六六	一八五	一六六	一八五	九七、一六	九五、〇五	九六、〇五
	高等	三五	一三	三五	一三	九九、四三	九九、三九	九九、四〇
水田	尋常	一一五	一四八	一一五	一四七	九九、〇三	九六、一四	九八、一六
	高等	三三	二五	三三	二五	九八、一八	九九、六八	九八、九〇
計	尋常	二六五五	二四〇八	二六四三	二三八九	九六、一四	九四、五七	九五、三六
	高等	四四八	四〇一	四四八	三九一	九八、〇〇	九八、二九	九八、一五

就學不就學調査表

（明治四十五年四月三十日調）

町村名	就學 卒業セシモノ 男	就學 卒業セシモノ 女	就學 現在就學セルモノ 男	就學 現在就學セルモノ 女	不就學 男	不就學 女	計 男	計 女	就學歩合 男	就學歩合 女
高梁町	一七六	一八一	三九一	四一一	三	二	五七〇	五九四	九九、四七	九九、六六
松山村	四六	四三	二〇一	一九一	—	一	二四七	二三五	一〇〇、〇〇	九九、五七
津川村	一九	二五	一八七	一二六	—	—	二〇六	一五一	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇
川面村	六〇	三六	一七一	一六六	—	—	二三一	二〇三	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇
巨瀬村	三六	二九	一四六	一六二	—	—	一八二	一九〇	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇

村名										
有漢村		四二	三九	一七七	一七七	―	―	二一九	二一六	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇
上有漢村		三二	三四	一三七	一七〇	一	―	一七〇	一七〇	九九、四一	一〇〇、〇〇
上竹莊村	(崇道)	三三	二四	九九	一〇五	―	―	一三三	一三〇	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇
	(終南)	九	五	二七	三〇	一	―	三七	三五	九七、三〇	一〇〇、〇〇
豐野村	(稔)	一四	一七	八六	八七	―	―	一〇〇	一〇四	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇
	(豐野)	一六	一八	八五	六九	―	―	一〇一	八七	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇
下竹莊村		三八	三七	一三一	一三七	―	―	一六九	一六四	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇
吉川村		一九	二〇	一〇一	八五	―	―	一二二	一〇五	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇
中井村		四二	五四	一三九	一四七	一	四	一八二	二〇五	九九、四五	九八、〇五
中津井村		五二	四四	一五八	一四〇	―	―	二一〇	一八四	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇
呰部村	(呰部)	二七	二三	一三四	一三一	―	―	一六一	一四三	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇
	(阿口)	一四	一四	四四	三七	―	―	五八	五一	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇
上水田村		四五	三四	一六六	二一九	―	一	二一一	二二〇	一〇〇、〇〇	九九、五五
水田村		四三	四〇	一一五	一四八	―	―	一五八	一八八	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇
計		七五四	七二一	二、六九五	二、七二七	六	八	三、四五五	三、四五六	九九、七七	九九、八三

小學校敎員資格人員俸給表　(明治四十五年四月三十日調)

資格			人員 男	人員 女	月俸最多額 男	月俸最多額 女	月俸最寡額 男	月俸最寡額 女	平均月俸額 男	平均月俸額 女	月俸額總計 男	月俸額總計 女
尋常小學校ノ教授ニ從事スルモノ	本科正教員	小學校本科正教員ノ資格ヲ有スル者	三	五	三五円〇〇〇	一八、〇〇〇	一四、〇〇〇	一五、〇〇〇	二三、一三六	一六、〇〇〇	五〇九、〇〇〇	八〇、〇〇〇
		尋常小學校本科正教員ノ資格ヲ有スルモノ	三五	七	二四円〇〇〇	一六、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一六、〇〇〇	一三、〇〇〇	五八一、〇〇〇	九七、〇〇〇
	專科正教員		二	六	一二円〇〇〇	一一、〇〇〇	一四、〇〇〇	八、〇〇〇	一三、〇〇〇	九、三三三	二六、〇〇〇	五六、〇〇〇
	准教員		一六	一〇	一三円〇〇〇	一三、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	一〇、一八八	九、五〇〇	一六三、〇〇〇	九五、〇〇〇
	代用教員		一五	一六	一四円〇〇〇	一三、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	一〇、二〇〇	九、〇六三	一五三、〇〇〇	一四五、〇〇〇
高等小學校ノ教授ニ從事スルモノ	本科正教員		一七	—	三五円〇〇〇	—	一八、〇〇〇	—	二二、四七一	—	三八二、〇〇〇	—
	專科正教員		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	准教員		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	代用教員		一	一	一一円〇〇〇	九、〇〇〇	一一、〇〇〇	九、〇〇〇	一一、〇〇〇	九、〇〇〇	一一、〇〇〇	九、〇〇〇

小學校教育費負担額調査表

（明治四十五年三月三十日調）

町村名	小學校費	市町村費ニ對スル小學校費百分數	小學校費一戸負担額	小學校費人口一人分担額	在籍兒童一人ニ對スル小學校費分頭額	参照 町村費	参照 戸數	参照 人口	参照 在籍兒童數
高梁町	七、四三五円六三〇	四四円二三〇	四円七八八	一円〇七三	七円八一一	二〇、八七五円一五五	一、五五〇	六、九二八	八〇二
松山村	二、六四七、一九〇	三一、〇〇〇	四、〇五〇	〇、七八二	五、九九五	八、四七七、二六四	六六一	三、二五九	三八七
津川村	二、三〇八、三一四	六八、〇〇〇	五、九三二	一、〇一七	七、七七二	五、六九〇、〇五一	三八九	二、二六九	二九七
川面村	二、七一三、七二〇	五二、八九〇	五、七七四	〇、九八七	七、一九八	五、一三〇、七二〇	四七〇	二、七四九	三三七
巨瀬村	二、六四四、四二〇	五五、五六〇	五、六八七	一、〇五三	七、五五六	四、七五九、五四五	四六五	二、五一一	三〇七
有漢村	三、〇九四、七一〇	二五、四〇九	五、六一七	一、一三〇	七、六七九	三、七〇一、四〇〇	五五一	二、七六四	四〇三
上有漢村	二、六一二、七一〇	五〇、三三〇	六、二五一	一、二五九	九、四六六	五、一九二、六六〇	四一八	二、〇七五	二七五
上竹莊村	二、七二一、七九〇	二八、〇〇〇	六、二七一	一、二六〇	八、七四二	九、七二〇、六八八	四三四	二、一五八	二九四
豐野村	三、一九五、五四〇	四一、三五三	六、〇七一	一、一七五	九、七二三	五、七一三、一四〇	五〇六	二、五九二	三八三
下竹莊村	一、八六三、八四〇	六四、一八〇	五、八六〇	一、〇一六	七、二三〇	三、〇八三、八四〇	三七六	一、八三五	二五八
吉川村	三、九一八、五六〇	五二、七二〇	六、一二九	二、六七六	九、二六六	七、四三三、四七〇	三一八	一、四六四	二一三

町村名									
中井村	二、八六四、四九〇	四〇、九四〇	五、六九五	一、〇二五	八、五二五	六、〇九五、七八五	五〇三	二、七九二	二八六
中津井村	二、三九五、四二三	三七、一六〇	五、四一三	〇、九二三	八、三九八	六、三六六、三八六	四三七	二、六四三	三八二
呰部村	二、九九八、五八四	四二、〇四七	五、七九九	一、〇〇九	九、六七一	七、九九九、八九五	五一七	二、九六九	三三六
上水田村	二、二七八、二八〇	四〇、六五〇	四、五八四	〇、八二七	五、七二四	五、六〇五、六一〇	四九七	二、七五二	三五一
水田村	二、二二三、八〇〇	四〇、九六〇	五、〇六三	〇、九五一	六、九二四	六、五一六、一四五	四三九	二、三三五	二六三
計	四七、九一六、〇〇〇	四二、六四四	五、六一六	一、〇八五	八、五九六	一二、三六一、七五四	八、五二一	四四、〇九五	五、五七四

市町村立小學校基本財産調査表

（明治四十五年四月三十日調）

町村名	土地價格	建物價格	諸公債証書價格	諸株券價格	現金	其他諸品價格	價格合計
高梁町	—	—	二〇〇円〇〇〇	—	二四一円九三四	—	四四一円九三四
松山村	一、〇七〇円〇〇〇	七、七八六円二五〇	一一〇、〇〇〇	—	七、七六〇	—	八、九七四、〇一〇
津川村	三〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	三〇、〇〇〇
川面村	—	—	—	—	五〇、〇〇〇	二、〇〇〇	五二、〇〇〇
巨瀬村	三、五〇〇、〇〇〇	—	—	—	一六一、二七五		三、六六一、二七五

一、學校一覽表（其二）

（大正二年四月一日調）

有漢村	五二五、〇〇〇	—	—	—	二、二四五、七〇八	—	二、七七〇、七〇八
上有漢村	—	—	—	—	二三一、〇〇〇	—	二三一、〇〇〇
上竹莊村	二、七六五、八〇〇	二、九一三、七五〇	二、一九〇、〇〇〇	—	四四七、六九五	一、五七六、一九六	九、八九三、四四一
豐野村	—	—	—	二〇〇、〇〇〇	一二八、一三〇	—	三二八、一三〇
下竹莊村	—	—	一五、〇〇〇	—	一〇八、二九五	六、八五〇、〇〇〇	六、九七三、二九五
吉川村	二八六、四六〇	—	—	—	八一、〇八一	—	三六七、五四一
中井村	—	—	—	—	一五、〇〇〇	—	一五、〇〇〇
中津井村	二、一三六、〇〇〇	六五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	一三七、二三九	二八八、〇〇〇	三、二二一、二三九
呰部村	五〇〇、〇〇〇	—	—	—	六五七、六七〇	—	一、一五七、六七〇
上水田村	六四八、〇〇〇	—	六四五、〇〇〇	—	一五三、八四八	—	一、四四六、八四八
水田村	一、五六七、〇〇〇	—	五二〇、〇〇〇	—	九六八、七一五	—	三、〇五五、七一五
計	一三、〇一八、二六〇	一一、三五〇、〇〇〇	三、六九〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	五、六三五、三三〇	八、七一六、一九六	四二、六〇九、七八六

名稱	位置	設立年月	學級數	兒童數	敎員數	一ヶ年ノ經費	校長名
高梁男子尋常高等	高梁町大字柿木町	明治三十五年四月	一二	四五二	一四	共通七、四三五円六三〇	笠原近市
高梁女子尋常高等	高梁町大字中之町	明治五年四月	一二	四七五	一三		桂泰治郎
松山尋常	松山村字上谷	明治六年四月	八	三九二	一〇	二、六四七、一九〇	安達又二
津川尋常高等	津川村大字今津	明治六年三月	八	四〇六	一〇	二、三〇八、三一四	中村藤平
川面尋常高等	川面村字市黑竹	明治五年四月	八	四一二	一〇	二、七一三、七二〇	荒木要一
巨瀨尋常高等	巨瀨村字藤才	明治六年四月	八	三五〇	一一	二、六四四、四二〇	横見吉太郎
有漢尋常高等	有漢村字井ノ上	明治七年九月	八	四〇三	一三	三、〇九四、七一〇	金岡助九郎
上有漢尋常高等	上有漢村字佛田	明治八年二月	六	二七五	八	二、六二三、七一〇	戸田只一
崇道尋常高等	上竹莊村大字有津井	明治五年四月	六	二三七	七	三、〇六三、〇三五	仁熊助右ヱ門
終南尋常	同村大字納地	明治七年一月	二	五七	三	六五八、七六〇	達野作太郎
稔尋常	豐野村大字稔	明治六年三月	三	一七三	四	一、〇六〇、〇一〇	難波忠右ヱ門
豐野尋常高等	同村大字豐野	明治五年四月	五	二〇九	七	二、〇一三、四三〇	豐田正憲
下竹莊尋常高等	下竹莊村大字田土	明治六年三月	六	二五八	六	一、八六三、八四〇	大木隆四郎

吉川尋常高等	吉川村大字吉川	明治五年四月	五	二〇三	六	一、九七三、五六〇	室貞一
中井尋常高等	中井村大字西方	明治六年三月	七	三三六	九	二、八六四、四九〇	西菊藏
中津井尋常高等	中津井村大字下中津井	明治六年三月	七	三三九	九	二、二九五、五六二	增田喜助
呰部尋常高等	呰部村大字下呰部	明治八年一月	七	三〇九	八	共通二、九九八、五八四	中西英一
阿口尋常	呰部村大字阿口	明治八年十二月	二	八一	三		穴田良次郎
上水田尋常高等	上水田村字四反田	明治六年三月	七	三九八	八	二、二七八、二八〇	兒子慶次郎
水田尋常高等	水田村大字宮地	明治六年三月	七	三三一	八	二、二三三、八〇〇	落武雄
計	—	—	一三二	六〇八六	一六六	四六、七四八、〇四五	

附記　本誌編纂以前廢校トナリシモノニシテ著名ナルモノ

竹莊高等小學校	上竹莊村豐野村下竹莊村組合立	明治四十年三月廢校
斯道高等小學校	上水田村中津井村呰部村組合立	明治四十五年三月廢校
川面高等小學校	津川村川面村高倉村組合立	明治三十八年十月廢校

學校一覽表（其二）

（大正元年九月一日調）

名稱	位置	設立年月	學級數	兒童數	教員數	一ヶ年ノ經費	校長名
高梁實業補習學校	高梁町大字柿木町	明治三十七年四月	二	三九	五	六二八円二一〇	笠原近市
高梁幼稚園	高梁町大字寺町	明治三十二年四月	三組	一一三	園長一 保姆三	六八四、三九〇	園長 桂泰治郎
松山實業補習學校	松山村字上谷	明治四十四年五月	一	七〇	三	一四八、〇〇〇	安達又二
津川實業補習學校	津川村大字今津	明治卅八年十一月	一	四四	四	二六九、三〇〇	中村藤平
川面女子實業補習學校	川面村字市黒竹	明治三十八年十月	一	四五	四	一八八、一三〇	荒木要一
巨瀬實業補習學校	巨瀬村字藤才	明治三十九年八月	一	二〇	二	共通 一三一、四八〇	横見吉太郎
横田實業補習學校	同村字槇ガハナ	明治四十三年五月	一	一七	一		兼任、同上
有漢女學校	有漢村字井ノ上	明治三十九年四月	一	三四	三	二四八、九〇〇	金岡助九郎
私立有漢准教員養成所	同上	明治四十二年四月	一	八〇	六	一、三〇五、〇〇〇	金岡助九郎
私立有漢女子准教員養成所	同上	大正二年四月	一	三〇	五	六六五、〇〇〇	金岡助九郎
私立有漢專科正教員養成所	同上	明治三十九年四月	一	三〇	四	七八〇、〇〇〇	金岡助九郎

上有漢實業補習學校	上漢有村字佛田	明治三十九年四月	一	四三	三	一一〇、八六〇	戸田只一
崇道實業補習學校	上竹莊村大字有津井	明治三十九年四月	一	一八	三	共通 二六四、〇〇〇	仁熊助右ヱ門
終南實業補習學校	同 村大字納地	明治三十九年四月	一	一六	二		達野作太郎
下竹莊實業補習學校	下竹莊村大字田土	明治二十九年五月	一	三四	三	二〇一、四八〇	大木隆四郎
吉川實業補習學校	吉川村大字吉川	明治三十九年四月	一	一三	三	二五三、〇〇〇	荒木要一
中井實業補習學校	中井村大字西方	明治三十九年四月	一	四三	五	九二、二四〇	西菊藏
中津井實業補習學校	中津井村大字下中津井	明治三十九年四月	一	四三	四	六九、八六〇	増田喜助
呰部女子實業補習學校	呰部村大字下呰部	明治三十五年三月	一	三五	二	共通 三三五、九四四	中西英一
阿口實業補習學校	呰部村大字阿口	明治三十五年九月	一	二一	二		穴口良次郎
上水田女子實業補習學校	上水田村字四反田	明治三十九年四月	一	五七	三	八二、三〇〇	兒子慶次郎
水田實業補習學校	水田村大字宮地	明治三十二年五月	一	四四	二	一九七、六六〇	落武雄
常盤幼稚園	高梁町大字向町		一	七五	二		伊吹岩五郎
附記							
私立順正高等女學校	高梁町大字伊賀町	明治十四年十二月		本科二〇〇 實科二〇	校長一 教師一三 舍監一 書記一 校醫一	七、〇〇〇、〇〇〇	伊吹岩五郎

縣立高梁中學校	高梁町大字内山下	明治二十八年八月	一三	五一〇	一九、八三二、〇〇〇	柳井道民

小學校沿革

高梁男子尋常高等小學校

位置、高梁町大字柿木町八番地乃至三十二番地、

沿革、明治三十五年三月、高梁男子尋常高等小學校創設、仝三十七年四月、商業補習學校を附設し、仝年十一月現在の位置に校舍を新築し之に移る。仝四十年十二月、二階造敎室一棟を增築す。

高梁女子尋常高等小學校

位置、高梁町大字中之町七番地、

沿革、明治十五年七月、小學校舍建築、仝二十年四月尋常、高等兩科に區分せらるゝや、從來の校舍を尋常科校舍に充て、高等科校舍は、新築成功に至る迄其一部を假用せり、仝二十四年三月高等科校舍新築成り、直に之に移る。仝三十五年三月、男女、兩尋常高等小學校に分離し、仝三十七年十一月柿木町八番地乃至三十二番地新築の校舍成り、男子尋常高等小學校之に移り、從來の建物は、凡て女子尋常高等小學校に充用し今日に至る。

松山尋常小學校

位置、松山村四八四八、四三四三、四三四二、四三四四、四三四九、四三四一ノ三、四三五〇ノ一、四三五〇ノ二、四三五一、四三六二ノ二、四三四〇ノ三、四三六〇ノ二番地、

沿革、明治六年の創立にして、當時村內、西明寺を校舍に假用せり、仝八年に至り、智道寺に移轉す、仝十五年字大久保に分敎場を設置し、一部の兒童を収容せり。仝二十二年に至り、字上谷に校舍を新築し、同時に、分敎場を廢止す。仝二十六年に至り、敎室一棟を增築す、仝四十二年更に敷地を擴張すると共に校舍全部を改築せり。仝四十四年五月十六日、女子實業補習學校を附設す。

津川尋常高等小學校

位置、本校、津川村大字今津字幾ルビ半田四九〇〇番地、

分敎場、仝村大字八川字ナル、八九四番地、

沿革、明治六年三月、元今津村字宮の馬場に創立し、日新小學校と稱す。仝十九年仝村大字今津字前の地に改築し、校名を尋常津川小學校と改稱し、八川簡易小學校を支校とす。仝二十六年四月各々獨立して、今津、八川兩尋常小學校と改め、更に仝三十八年十月現今の地に改築し、同時に高等科を併置し、津川尋常高等小學校と改稱す、仝三十八年十一月六日津川實業補習

學校を附設し、仝四十一年四月一日八川尋常小學校を廢し分敎塲となし、仝時に實業補習學校分敎塲を設置し現今に及べり。

川面尋常高等小學校

位置、本校、川面村字市黑竹八九〇番地、

分敎塲、字奥廻七〇〇五、字向迫七〇〇六番地、

沿革、明治五年、字法曾寺の民屋を以て校舍に充て、古溪小學校と稱せしが、同二十年尋常古溪小學校と改稱し、同二十七年四月津川村大字今津にありし、津川、川面二ヶ村組合なる立々高等小學校を移して、尋常古溪小學校に合併し、川面尋常高等小學校と稱せしが、同三十四年四月一日分離して、尋常科を川面尋常小學校とし、三十五年校舍新築成ると同時に之に移し、高等科は更に組合組織を變更し、川上郡高倉村を加入し三ヶ村組合立川面高等小學校とせしが、同三十八年十月三十一日組合を解除し、川面尋常小學校に、高等科を併置し、再び、川面尋常高等小學校と改稱し、同年十一月川面女子實業補習學校を附設す、同四十年一月八日法曾寺の高等科校舍を廢し、現今の地に校舍を增築し、之に移る。同四十一年四月一日字辻なる培根小學校を合併して分敎塲となす。同分敎敎塲は、兒童增加の爲め、校舍の狹隘を告ぐるに至りしを以て、仝四十四年五月十日、現今の地に校舍を新築し之に移る。次で仝四十

五年四月敎員住宅を附設す。

巨瀨尋常高等小學校

位置、本校、巨瀨村字藤才

分敎場、仝村字槇ガハナ

沿革、明治六年創立以來幾多の變遷を經て、仝三十三年、三溪尋常高等小學校とし、仝三十五年現在の地に校舍を改築し、仝三十九年八月、巨瀨實業補習學校を附設す。仝四十二年四月、横田尋常小學校を併せ、巨瀨尋常高等小學校と改め、横田校を分敎場とす。仝年十一月分敎場を改築す、仝四十三年五月實業補習學校横田分敎場を置く、仝年八月本校々舍狹隘なるを以て增築して現時に及べり。

有漢尋常高等小學校

位置、本校、有漢村字井ノ上二四一八ノ一及二四三七番地、

分敎場、仝村字田入堂五七五八番地、

沿革、明治七年九月創立、仝十一年八月校舍を新築す。仝三十三年九月、高等科を併置す。仝三十四年六月女子專修學校を附設せり。仝三十四年九月校舍改築の工を起し、仝三十六年竣工す。仝三十九年四月女子專修學校及高等科三四學年を廢し、新に實業補習學校を設置し、又別に

村立有漢女學校を設く。仝四十年五月再び高等科三四學年を置き、同時に實業補習學校を廢止せり。精華尋常小學校は、明治三十四年四月の創立にして、仝四十一年三月廢校、仝四月より、本校に合併して、精華分敎場とし、尋常科第四學年までを収容す。

上有漢尋常高等小學校

位置、上有漢村字佛田八二六七乃至八二六九番地、

沿革、明治八年二月博智校を創立し、民屋を假用せしが、翌九年一月字高原に校舎を新築す、爾來幾多の變遷を經て、二十三年四月尋常上有漢小學校と改稱し、字長代、川關に各支校を置く、二十六年四月上有漢尋常小學校と改め、支校を分敎場とす。三十三年九月、両分敎場を廢し、同時に、修業年限二ヶ年の高等科を併置し、次で、三十四年四月高等科修業年限を三ヶ年とす。三十五年一月現在の地に改築移轉し、仝四月更に高等科を四ヶ年の修業年限とす。三十九年四月上有漢實業補習學校を附設す。四十一年四月義務敎育延長の結果、尋常科修業年限を六ヶ年とし、高等科を二ヶ年となす。

崇道尋常高等小學校

位置、上竹莊村大字有津井字宮地二〇九九、及二〇五一番地、

沿革、元、本村字總道に設置せしが、明治十九年字宮地に新築移轉し、仝三十六年十一月一日、更

に東隣なる現在の校地に移轉せり。而して仝三十四年四月女子專修學校を附設し、仝三十九年三月崇道實業補習學校と改稱し、男子部は、夜間敎授をなせり。仝四十年四月崇道尋常小學校に高等科を併置し、崇道尋常高等小學校と改稱し、今日に至る。

終南尋常小學校

位置、上竹莊村大字納地一二六五番地、

沿革、明治七年一月の創設なり。始め字有廣に於て、民家を校舍に假用せしが、仝十四年四月更に、字瀨戶に、校舍を建設せしも、就學兒童漸く增加し、校舍狹隘となりしを以て、仝二十六年六月、現在の地に改築し、同月裁縫專修科を附設せり。

稔尋常小學校

位置、豐野村大字稔字小出九八一番地、

沿革、明治六年三月十八日創立、開明小學校と稱す。仝十年四月十五日校舍を改築す、仝二十四年五月、豐野尋常小學校支校となる。仝二十六年六月學制の改正に伴ひ、獨立して、稔尋常小學校と稱す、仝三十二年十一月二十三日校舍を改築し、次で仝四十二年六月一日校舍を增築す。

豐野尋常高等小學校

位置、豐野村字石佛四一五四番地、

沿革、明治五年創立、民屋を以て校舍に假用す。仝七年十月字行定に校舍を新築し、行定小學校と稱す。仝二十二年十二月字則安に改築す。仝二十四年五月尋常豐野小學校と改稱し、次て、二十六年六月豐野尋常小學校と改む。三十七年現校舍成る。仝四十五年四月高等科を併置す。

下竹莊尋常高等小學校

位置、下竹莊村大字田土字長重三一〇八番ノ第貳地、

沿革、明治六年三月、行進小學校創設、仝十五年三月黑土小學校と改稱す。同時に更に別に校舍を新築して明智小學校を設け、仝二十一年十一月該校舍を改築す。仝二十三年四月、簡易黑土小學校を廢し、明智小學校に合併し、校名を改めて、下竹莊尋常小學校とす。仝三十四年十二月校舍を增築し、仝三十四年九月一日、女子專修校を附設す。仝三十九年五月三日附設女子專修學校を下竹莊實業補習學校と改稱す。仝四十年十二月更に校舍を增築し、高等科を併置して、下竹莊尋常高等小學校と改稱せり。

吉川尋常高等小學校

位置、吉川村大字吉川字苅尾八四八乃至八五一及八九〇、八九一番地、

沿革、明治五年、學制、發布さるゝや、本村大字吉川字苅尾椎木に校舍を設け、啓蒙所と稱せり、

之れ本校に於ける開校の始めなり。翌六年四月神護寺に移し、齊之小學校と改稱す。降て十五年四月、字西庄田に校舍を新築移轉す。仝二十二年校名を尋常吉川小學校と改め、次て、二十六年更に吉川尋常小學校と改稱す。三十四年七月女子專修學校を附設す、仝三十五年校舍狹隘と位置の偏在とにより現今の地に新築移轉せり、仝三十九年四月附設校を實業補習學校と改名す。仝四十年三月高等科を併置し、校名を改めて、吉川尋常高等小學校とす、仝四十年九月學校園を設置し。四十四年四月校舍を增築す。

中井尋常高等小學校

位置、本校、中井村大字西方字中河原三〇〇番地、

津々分敎塲、仝村

柴倉分敎塲、仝村

沿革、明治六年創立、仝二十年四月簡易小學校となり、仝二十三年四月尋常小學校と改め、仝三十一年九月高等科を併置し、仝三十六年現今の地に校舍を新築し移轉す。

津々分敎塲は、創立以來、明治二十六年七月まで支校たりしが、仝年八月獨立して、津々尋常小學校となり、仝四十一年四月再び分敎塲に改めらる。

柴倉分敎塲は、明治三十五年二月まで分敎塲たりしが、仝年三月獨立して柴倉尋常小學校と

稱せしが、仝四十一年四月再び分教場に復す。

中津井尋常高等小學校

位置、中津井村大字下中津井、字瀧ノ前五〇五番乃至五〇一三番地及五二三ノ二、四一六二、四一六三番地、

沿革、明治六年三月下中津井字町伊勢國鈴鹿郡亀山藩主石川日向守の陣屋に創立し、習之小學校と改稱し、仝二十年四月尋常習之小學校と改稱す。次いで仝二十三年四月尋常中津井小學校と改め、仝年六月裁縫所を附設す、仝二十六年中津井尋常小學校と改稱、仝三十五年三月附設裁縫所を附設專修學校と改む。仝三十六年四月現今の地に校舍を新築し移轉す。仝三十九年四月附設專修學校を廢し、更に中津井實業補習學校を附設す。仝四十五年四月高等小學科を併置し、中津井尋常高等小學校と改稱す。

呰部尋常高等小學校

位置、呰部村大字下呰部字女郎見堂一六二一番乃至一六二三番地、

沿革、明治八年本村大字下呰部字丸山に創設し、飛鸞小學校と稱し、上等下等の小學科を置けり、仝十三年高等中等初等の小學科を置き、六ケ月進級、八ケ年卒業の制なりしが、仝二十三年十月學制改革により尋常呰部小學校と改稱し、尋常科と高等科とを區分し、高等科は別に組

合立とせり、當時の雲洞小學校、即ち明治四十五年三月廢止せられし斯道高等小學校是なり。
二十六年呰部尋常小學校と改稱す。後通學の便を圖り、大字下呰部字町に校舍を移轉し、別に大字上呰部双内に分敎場を置く。仝三十年五月二日元の丸山に校舍を新築し、分敎場を廢して、更に裁縫専修學校を附設す。仝四十三年三月裁縫専修學校を廢して更に實業補習學校を附設す、仝四十五年三月校舍を現今の地に改築し、仝年仝月三十一日組合立斯道高等小學校を分離し、高等科を併置して、呰部尋常高等小學校と改稱す。

阿口尋常小學校

位置、呰部村大字阿口字寺屋敷二三九〇番地、

沿革、明治八年十二月十日創立、仝二十三年八月現在の地に新築す。仝三十五年九月補習科を設置し、仝三十九年四月補習科を廢して、更に實業補習學校を附設せり。

上水田尋常高等小學校

位置、上水田村字四反田、

沿革、明治六年三月創立、雲洞小學校と稱す。仝二十三年四月尋常上水田小學校と改稱し、次で、仝二十六年四月上水田尋常小學校と改め、仝二十八年五月校舍を新築す、更に仝四十五年三月改築し、仝年四月一日より高等科を併置し上水田尋常高等小學校と改む。

水田尋常高等小學校

位置、水田村大字宮地字体歌畑一四六〇番地、

沿革、明治六年、本村大字山田に秉彝小學校、大字宮地に、貫誠小學校を創設す。仝二十三年兩校を合併して、水田尋常小學校を設立す。仝三十二年五月二日高等科を併置し、水田尋常高等小學校と改稱し、次で仝三十四年八月二十六日女子專修學校を附設す。仝三十九年四月十二日女子專修學校學則を變更し、校名を水田實業補習學校と改む。

私立上房郡敎育會

明治十四年五月、敎育に關係を有するもの相集り、相會して、敎授其他一般敎育上の調査、研究をなせり。是れ即ち本郡敎育會の濫觴にして、尋いて敎育會と改稱し、社會の進運と共に漸時發展せり。

明治三十三年四月郡制施行され、阿賀郡の一部、中井、中津井、呰部、上水田、水田、の五ヶ村、上房郡に編入せらるゝや、區域の擴張に伴ひ、新に敎育會組織の必要を認め、左記の有志、發起して同志を募り、明治三十三年六月十七日、高梁高等小學校に於て、私立上房郡敎育會、組織會及發會式を擧行せり。

石川主一、片山泰治郎、林泰治郎、中村薫平、山根楊次郎、柳田静一、森川通男、金岡助九郎、日高球治郎、岡嘉藤太、杉木孝太郎、脇田厚、上野爲吉、鈴木柳三郎、土井南平、樋口安一郎、樋口材二郎、兒島亀尾、大須賀慶太郎、菱川文作、小林森市、窪田馬太郎、片山嘉次郎、岡鶴、畦田與三郎、吉岡熊雄、宍田良次郎、宇上和平、

當時協定せし本會則及役員を記さば、次の如し。

私立上房郡教育會規則

第一條　本會は、上房郡教育の普及上進を計るを以て目的とす。

第二條　本會を、私立上房郡教育會と稱す。

第三條　本會の會場は、高梁高等小學校内とす。

但し、時宜によりては、他に移轉することあるべし。

第四條　本會員は、教育實務者及有志者とす。

第五條　集會を分て、總集會及常集會とす。總集會は五月、常集會は九月、二月とし、第四土曜日より二日間開會す。

但必要の場合には、臨時會を開くことあるべし。

第六條　總集會に於て擧行すべき事項左の如し。

一、庶務會計の報告、　二、役員の改選、　三、演說及議事、
第七條　常集會に於て擧行すべき事項左の如し。
一、議事演說、　二、學術研究、　三、參觀報告、
第八條　本郡長を推薦して総理とし、其統攝を受くるものとす。
第九條　本會に左の役員を置く。
會長壹名、　副會長壹名、　理事五名、　書記貳名、　敎育調查委員五名、
第十條　本會役員の職制を定むること左の如し。
一、會長は、本會一般の事務を整理し、議事あるときには、議長たるべし。
一、副會長は、會長を輔佐し、會長事故あるときは、代理たるべし。
一、理事は、庶務、會計等の事務を處辨す。
一、書記は、本會の記錄を掌る。
一、調查委員は、敎育上の調查に從事し、其結果を報告するものとす。
第十一條　凡て役員には報酬なしと雖も、書記には、特に之を給することあるべし。
第十二條　役員の任期は、一ヶ年とす。
但し、前任者を再撰するも妨なし。

第十三條　入會又は退會せんとするものは、本會の理事に申込むべし。
第十四條　會費は、一ヶ年參拾錢とし、毎會金拾錢宛納付すべし。
第十五條　本會規則は、出席會員四分の三以上の同意あるにあらざれば變更することを得ず。

當時の役員左の如し。

總理、高木幸文、　會長、宇上和平、　副會長、石川圭一、
理事、柳田靜一、片山泰治郎、桂泰治郎、山根楊次郎、中村藤平、
書記、佐々井齡輔、
調査委員、柳田靜一、山根楊次郎、金岡助九郎、桂泰治郎、片山泰次郎、

本會の基礎既に成り、機關は完備せり、爾來、教育の發展に伴ひ、本會が斯道に貢献せる事業の概要と役員更迭の有樣を略記せん。

三十三年度、

本縣師範學校訓導進藤貞範を聘し、教授法を研究す。●學事視察として奈良縣へ、上野爲吉、柳田靜一、兵庫縣へ新谷高右ェ門、田邊英彥、を派遣す。●家事及裁縫教授法、夏季講習會を開催せり。●上房郡長諮問の實業補習學校給費生徒撰抜意見を答申せり。●郡誌及郡圖、調査委員として山根楊次郎、樋口安一郎、片山泰次郎、石川圭一、を選定せり。

三十四年度、

岸岡山縣農會技師、重信同上技師及熊澤岡山縣屬を聘し。一週間、害虫益虫、園藝作物、普通作物、土壤肥料及學校建築法の夏季講習會を開催せり。●同三十四年九月會長宇上和平轉任につき改選の結果、大森明雄當選す。●同三十五年一月四日より向四日間、岡山縣師範學校訓導進藤貞範及同校訓導平田春野を聘して、作法及裁縫敎授法講習會を開く。

三十五年度、

關西府縣共進會へ永井尙方、桂泰治郎、山根楊治郎、三名を派遣す。●備中一圓敎育會へ柳田靜一、深井義之、二名を派遣せり、●三十五年六月役員の改選を行ふ、其結果、會長大森明雄、副會長深井義之、理事桂泰治郎、山根楊治郎、片山泰治郎、岡鎬、石川主一、書記佐々井齡輔、杉貞次、調査委員桂泰治郎、金岡助九郎、山根楊治郎、樋口安一郎、兒玉彰、當選せり。●豊田高梁中學校長を批評者とし、實地敎授法研究會を郡内四ヶ所、開催せり。●國語敎授の參考に資するため金岡助九郎、上野善市、池田義三名をして郡内方言を調査せしむ。●單級學校實地敎授法研究會を開き岡山縣師範學校訓導進藤貞範を聘し、批評講話を受く。●通俗講談會用として幻燈器械を購入す。●三十五年十二月廿四日より向一週間、冬季講習會を開く學科及講師は次の如し、社會的敎育學矢掛中學校長泉英七、敎育行政師範學校

敎諭岡野代忠、理科高梁中學校敎諭心得上田武夫、同校嘱山田忠治。●三十五年九月高木總理轉任につき、上房郡長石川良道を本會總理に推選す。

三十六年度、

三十六年六月六日役員改選の結果會長大森明雄、副會長深井義之、調査委員桂泰治郎、金岡助九郎、山根楊治郎、樋口安一郎、兒玉彰、理事桂泰治郎、山根楊治郎、岡鷂、兒玉彰、片山泰治郎、當選せり。●備中一圓敎育會へ小堀錚二郎、室猪作、兼信學、窪田馬五郎、上野善市、兒島郡展覽會へ片山要一、全國敎育大會へ萱原熊一郎、石川惟正、中西英一、片山泰治郎、石川主一を派遣す。●三十六年十月二十五日會長大森明雄轉任につき補缺選擧の結果、眞野猪惣太當選せり。●岡山縣師範學校松里敎諭矢島助敎諭を招聘して塗板畫、及普通體操講習會を開催せり。●新案校具懸賞規程を設け、審査の結果二等作法用具山根猪作、三等歷史用地圖新谷高右ヱ門、國語科敎授用具原辰治に授賞せり。

三十七年度、

役員改選の結果、會長眞野猪惣太、副會長深井義之、理事桂泰治郎、山根楊治郎、岡鷂、兒玉彰、片山泰治郎當選せり。●各郡市聯合敎育會へ深井義之、眞野猪惣太を派出す。●會則を改正して、九月の常集會を十月に改め、會費は一ヶ年壹圓貳拾錢とし毎月金拾錢宛納付す

ることに決せり。●調査委員を廢止す。●備中一圓聯合教育會へ山根楊治郎、樋口安一郎を派出。●新案校具懸賞應募者審査の結果、二等賞、アーク燈用木炭ノ裝置、中西英一、兼信學、三等賞樂譜用數字模型小野康治、兼信學に授賞せり。●戸田只一、上野爲吉を岡山市及兒島郡學事視察として派遣。●郡市聯合教育會代表者として片山泰治郎、金岡助九郎を出席せしむ。●三十七年十二月二十四日より向一週間割烹科(岡山高等女學校渡邊敎諭)裁縫作法(進藤貞範)の講習會を開く。

三十八年度、

三十八年三月十二日會長眞野猪惣太轉任につき補缺選擧の結果、深井義之會長に、片山泰治郎副會長に、當選せり。●五月一日より向一週間農業科講習會を開く。●九月六日より向四日間盲唖敎育講習會を開く。

三十九年度、

役員改選の結果、會長深井義之、副會長太田繁太郎、理事山根楊治郎、桂泰治郎、岡鷂、金岡助九郎、三村高右ヱ門當選せり。●一週間手工講習會を開く(師範學校訓導吉良甚太郎)。

四十年度、

石川總理轉任につき、上房郡長妹尾經時を總理に推選す。●深井會長辭職につき、塩見東八、

會長に當選。●四月上房郡學藝品展覽會を開設す。●三重縣津市開催の帝國敎育大會へ三村高右ヱ門、金岡助九郎を派出す。●八月、敎育、（女子高等師範學校敎授利田利英）理科、（高梁中學校敎諭西原一之助）音樂、（岡山縣師範學校敎諭早川喜左ヱ門）の講習會を開く。

四十一年度、

四月十八日役員改選、會長壚見東八、副會長太田繁太郎、理事山根楊治郎、三村高右ヱ門、中村藤平、桂泰治郎、金岡助九郎當選。●郡市聯合敎育會へ、三村高右ヱ門、金岡助九郎を派出す。●本郡敎育功績者表彰規程を設く。方谷園設置を可決す。●八月十二日より向一週間、音樂、（新潟縣師範學校敎諭與田甚二郎）博物科（高梁中學校敎諭西原一之助）手工（中西英一）裁縫敎授法（私立實科女學校主幹山上峯次）裁縫（同校敎師竹内クニ）の講習會を開く。●敎育音樂大會を開催す。●方谷園寄附金募集委員を、壚見東八、山根楊治郎、太田繁太郎、三村高右ヱ門、中村藤平、金岡助九郎の六名に委囑す。●四十二年一月四日より向四日間、動物剝製法、（三木常藏）鑛物學、（私立順正高等女學校敎諭樋口清二）講習會を開く。

四十二年度、

四月十日役員改選、會長壚見東八、副會長水田勇、理事三村高右ヱ門、山根楊治郎、金岡助九郎、中村藤平、桂泰治郎當選せり。●郡市聯合敎育會へ、水田勇、山根楊治郎を派出す。

●七月二十六日より向十日間、眞田紐組方、(中桐淸三郎)刺繡、(山田ケイ)の講習會、及八月一日より向一週間、新刑法、(岡山地方裁判所檢事吉田久)体操、(岡山縣師範學校敎諭矢嶋鐘二)の講習會を開く。●八月五日臨時總會開催、本敎育會を社團法人となすことを決す。法人定欵を議決す。(定欵は終りに掲く)、●定欵改正につき、當然役員失格依て選擧の結果、會長壚見東八、副會長山根楊治郎、理事水田勇、三村高右ェ門、金岡助九郎、中村藤平、西菊藏、書記佐々井齡輔、小野康治當選就任せり。●回送文庫を設置す。●各町村に通俗講談會を開催せり。●新案校具懸賞とし(數學敎具)て野口春吉に授賞せり。

四十三年度、

三月二十八日、文部大臣小松原英太郎氏より社團法人私立上房郡敎育會設立許可せられ、次いて、七月二十八日、高梁區裁判所に於て法人登記を了せり。●四月二十三日敎育功績者として、大月莊太郎、莊直温、野山時太郎、野口喜太郎、太田鹿五郎、桂泰治郎、山根楊治郎、森川通男、中村藤平、金岡助九郞室猪作の十一名を表彰す。●五月十六日、井上圓了博士、森山玄永を聘し、通俗講談會を開催す。●方谷園紀念印刷物發行として委員長壚見東八、委員三村高右ェ門、金岡助九郎、中村藤平、西菊藏當選す。●六月五日、六日の兩日方谷園開園式を擧行す。●八月三日より向一週間、圖畫、(師範學校敎諭吉富朝治郎)手工、(同校訓導

羽場林三郎)の講習會を開く。●郡市聯合教育會へ三村高右ヱ門、金岡助九郎を、名古屋共進會へ塩見東八を派遣す。●十一月二十六日体育會を開催す。●十一月二十七日、上房郡誌編纂委員を妹尾總理より選任せり、委員長塩見東八、委員三村高右ヱ門、山根楊治郎、金岡助九郎、中村藤平、荒木要一、

四十四年度、

四月六日方谷山田先生贈位奉告祭を執行す。●四月九日役員改選、會長塩見東八、副會長笠原近市、理事金岡助九郎、西菊藏、安東壽夫、荒木要一、中村藤平當選せり。●教育功績者として、蓑内鑛一郎、西村清馬、中空亮、佐々井齡輔、三村高右ヱ門、上野爲吉、永井尙方、大須賀慶太郎、日高球治郎、仲岡佐之助、竹中大多を表彰す。●六月四日塩見會長轉任につき補缺選擧の結果、大守勇會長に當選。●七月三十日より向十日間、修身(中村藤平)教育、(大守勇)國語、(金岡助九郎)算術、(小林敬太郎)法制(笠原近市)の准代敎員講習會を開く。●八月十五日より向五日間、國語科綴方敎授法(廣島高等師範學校敎諭藤井慮逸)の講習會を開く。●十月十七日妹尾總理頌德式を擧く。●福岡縣學事視察として中村藤平、荒木要一を派出す。●會報を發行す。●郡圖を編成す本會基本財産蓄積規程を設く。●本會名譽會員として、蓑内鑛一郎、大月莊太郎、山田忠治郎、近澤芳簡を推選す。●郡誌編纂委員を、更に

委員長大守勇、委員笠原近市、金岡助九郎、中村藤平、西菊藏、安東壽夫、荒木要一の七名とす。特別會員三百九十七名を募集す。●十二月二十四日より向ふ一週間、英語(高梁中學校敎諭内田旻、釜田喜信)四十五年一月四日より向四日間、家事(順正高等女學校敎師神田安代)の講習會を開設す。●各町村に通俗講談會を開き、講演者として、大守勇、笠原近市、金岡助九郎、安東壽夫、中村藤平、西菊藏荒木要一を撰定したり。校具新案工夫出品授賞者、寫生用透視機中西英一、電槽、熊木健治郎の二名なり。

四十五年度、

一月十八日、郡誌編纂委員を改め、更に、金岡助九郎をして編纂を專任せしむ。●郡市聯合敎育會へ笠原近市、荒木要一を、鳥取縣學事視察として、妹尾經時、笠原近市、荒木要一を派出す。●四月二十一日、敎育功績者として、近澤芳簡、佐藤辰藏、川合良男、田中宇之助、中山祇重、横山貞賓、西菊藏、横見吉太郎、室壯次郎、難波忠右ヱ門、の十名、忠實なる校僕として、小田鶴治、川上永吉、森岡また、の三名を表彰せり。●四月三十日會報第二號を發行す。大正元年八月廿七日より一週間、敎授法、(岡山縣女子師範學校訓導妻井一郎)圖畫、音樂、(岡山縣師範學校訓導豐田正輝)の准代敎員講習會を開く。●大正元年九月一日桂泰治郎、金岡助九郎をして編纂せしめし上房郡學事關係者必携書を刊行す。●敎育學術研究部を

設置す。●地勢上の區域により郡を南中東北の四部に分ち、各支部會を開催し、教育に關する諸調査及研究をなし、且決議事項の實行を期することゝせり。●上房郡圖を編纂す。●同年十月金岡助九郎をして編纂せしめし上房郡誌を發行す。

以上は、本郡敎育會が創立以來、三十餘年間沿革の概要にして、創立當時は會員僅に五十人に充たず、隨て經費も低少なりしが、時勢の進運に伴ひ、漸次發展の域に進み、今や名譽會員五人、普通會員百八十五人、特別會員四百〇九人を有し、經費倍々增加し、明治四十四年度に於ては壹千二百四拾六圓參拾壹錢九厘を要するに至り、事業益々擴張し、毎年功績者の表彰、敎育上の調査研究、敎育に關する討議諮問の答申、名士の講演、敎育上の視察、會誌の發刊、敎員の講習、巡廻文庫の設置、通俗講談會開設、敎育品展覽會開催、其他全國聯合敎育會及各郡市聯合敎育會へ代表者を派遣する等日進の大勢に伴ひ、斯界に貢献するところ尠からず、殊に本會が、先人の事蹟を追念し、後進をして矜式する所あらしめんとし、明治四十三年金千八百餘圓を醵し、山田方谷先生の墓側に方谷園を設置し、奇草、珍木を栽ゑ、泉石を布置し、亭榭を築き以て參拜者の遊憩の所となせしは、社會後昆を裨益する所蓋し鮮少ならざるべし。

今、本敎育會、定欵、登記、財産管理方法及役員、名譽、特別會員氏名を掲けん。

明治四十二年八月四日臨時總會を有漢尋常高等小學校に開き本會を社團法人となすの件に付定欵を

議決せしもの次の如し。

私立上房郡教育會定款

第一款　総　則

第一條　本會ハ民法ノ規定ニ從ヒ、主務官廳ノ許可ヲ得テ社團法人トス。
第二條　本會ハ、私立上房郡教育會ト稱ス。
第三條　本會ハ、事務所ヲ上房郡高梁町大字柿木町八乃至參拾番地ニ設置ス。
第四條　本會ノ定款ハ、総會ニ於テ総員二分ノ一以上出席シ、四分ノ三以上ノ同意ヲ得テ議決シ、主務官廳ノ認可ヲ受クルニアラザレバ、之ヲ變更スルコトヲ得ズ。
第五條　本會ハ、名譽會員中ヨリ総理一名ヲ推撰シ、其ノ統攝ヲ受ク。

第二款　目的及事業

第六條　本會ハ、教育ノ普及上進ヲ圖ルヲ以テ目的トス。
第七條　本會ノ會塲ハ、上房郡高梁町高梁男子尋常高等小學校ヲ以テ之ニ充ツ。
但シ事宜ニ依リ之ヲ變更スルコトアルベシ。
第八條　本會ハ、前條ノ目的ヲ達センガ爲メ、左ノ事業ヲ行フ。

一、演說、討論、
二、講習會ヲ開設スルコト、
三、教育ニ關スル調査及研究ヲナスコト、
四、學事取調委員ヲ派遣スルコト、
五、他ノ教育團ト共同研究ヲナスコト、
六、教育上功績者ヲ表彰スルコト、
七、會員中ノ罹災者ヲ吊慰スルコト、
八、其他教育上必要ト認メタル事項、

第三款　會員及會費

第九條　本會ノ會員ヲ分チテ、通常會員、特別會員、名譽會員ノ三種トス。
一、通常會員ハ、本會ノ目的ニ同意シテ入會シ、會費年額金壹圓貳拾錢ヲ四月及九月ノ二期ニ前納スルモノトス。
二、特別會員ハ本會ノ目的ニ同意シテ入會シ、一時金壹圓以上ヲ醵出シタルモノトス。
三、名譽會員ハ本會ニ對シ、特別功勞アリシモノ、又ハ郡内ニ於テ學識德望アルモノニシテ役員會ニ於テ相當ト認メタルモノトス。

第十條　通常會員タラントスルモノハ、評議員ヲ經テ、本會ニ申込ムベシ。退會セントスル亦同ジ。
第十一條　會員ニシテ体面ヲ汚辱シ、又ハ義務ヲ缺キタルモノハ除名スルコトアルベシ。

第四款　資産

第十二條　本會資産、及會計年度ヲ定ムルコト左ノ如シ。
一、本會ノ所有ニ屬スル各種ノ動産、及不動産。
二、基本財産。
三、會員ノ會費、有志者ノ寄附ニ係ル金穀物件。
四、本會ノ事業、又ハ所有財産ヨリ生スル收入。
五、本會ノ會計年度ハ、毎年四月一日ニ始リ、翌年三月三十一日ニ終ル。
第十三條　資産ノ管理、及處分ニ關スル手續ハ、役員會ノ議決ヲ經テ會長之レヲ定ム。

第五款　役員

第十四條　本會ハ、左ノ役員ヲ置ク。
一、會長一名、　二、副會長一名、　三、幹事五名、　四、評議員若干名
五、書記二名、
前項、役員外必要ニ應シ、臨時委員ヲ置クコトヲ得。

第十五條　會長、副會長及幹事ヲ以テ、法定ノ理事ト定ム。
第十六條　會長、及副會長ハ、法人事務ニ就キ、總テ本會ヲ代表ス。
第十七條　會長、及副會長、幹事、評議員ハ、總會ニ於テ、會員中ヨリ選擧シ、其任期ヲ二ケ年トス。
第十八條　臨時委員、書記ハ會長ノ特選トス。
第十九條　補缺役員ノ任期ハ、前役員ノ殘任期間トス。
第二十條　役員ノ職務章程ヲ定ムルコト左ノ如シ。
一、會長ハ、一切ノ會務ヲ管理シ、會議ノ時、議長タルモノトス。
二、副會長ハ、會長ヲ補佐シ、會長差支アルトキハ、其代理タルモノトス。
三、幹事ハ、庶務、會計等ノ會務ヲ處辨スルモノトス。
四、評議員ハ、會員ニ代リテ意見ヲ發表シ、且ツ、會費ノ徵收ニ任スルモノトス。
五、書記ハ、會長ノ命ヲ受ケ、又ハ、幹事ノ指揮ニヨリ本會諸般ノ事務ニ從フ。
前項幹事ノ事務分掌ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム。

第六欵　役員會

第廿一條　役員會ヲ分ツテ、幹事會、及評議員會ノ二トシ、必要ニ應シ、會長之ヲ召集ス。
第廿二條　役員會ニ於テ、議決スベキ事項、概ネ左ノ如シ。

一、經費ノ豫算及決算。
二、第八條中ノ施設ニ關スル件。
三、資產ノ管理、及處分ニ關スル件。
四、名譽會員ノ推選、特別會員、通常會員ノ入退會、及除名處分ニ關スル件。
第廿三條　會長、副會長ハ當然役員會ニ出席シテ意見ヲ述べ、且ツ其決議ニ加ハルモノトス。
第廿四條　役員會ハ、定員半數以上出席スルニアラザレバ議決ヲナスコトヲ得ズ。
第廿五條　臨時急施ヲ要スル事件ノ爲メ、役員會ヲ召集スル遑ナキトキハ、會長之レヲ專行シ、事後承諾ヲ求ムルコトアルベシ。

第七款　總　會

第廿六條　總會ハ、通常會員ノ三分ノ一以上出席スルニアラザレバ開會スルコトヲ得ズ。
第廿七條　總會ハ、每年四月及十月ノ兩期ニ於テ、之ヲ開キ、演說、討論、議事、役員選擧、及諸般ノ報告ヲナスモノトス。
但シ時日等ハ、其都度便宜方法ニ依リ、五日以前ニ通知スルモノトス。
第廿八條　會長ハ、必要ニ應シ、臨時總會ヲ召集スルコトアルベシ。
第廿九條　本定款施行ニ關スル細則ハ、別ニ之レヲ定ム。

かくて、役員改選の結果、左の如く定まりぬ。

總　理、妹尾經時、　會長、墟見東八、　副會長、山根楊治郎、

幹　事、水田勇、三村高右衛門、金岡助九郎、中村藤平、西菊藏、

評議員、桂泰治郎、森川通男、中村藤平、金岡助九郎、横見吉太郎、山根楊治郎、中西英一、

　仁熊助右ヱ門、豊田正憲、戸田只一、荒木要一、西菊藏、増田喜助、日高球治郎、三村

　高右衛門、平井喜多次、

定款、役員既に決定したり、續て文部大臣より左の許可を得たり。

　　　　　　　　　　私立上房郡敎育會代表者　墟　見　東　八

明治四十二年十二月十一日申請社團法人私立上房郡敎育會設立ノ件民法第三十四條ニ依リ許可ス

明治四十三年三月二十八日文部大臣小松原英太郎

夫れより、高梁區裁判所に於て左記、法人登記を了し、同年八月五日附にて官報及縣下新聞紙にて

公告せらる。

登記ノ種類、　法人登記簿、　　登記番號、　第貳號、　　登記ノ件名、

　私立上房郡敎育會社團法人登記

申請人ノ氏名住所

上道郡雄神村大字西隆寺千參拾九番地
當時上房郡高梁町大字石火矢町貳拾七番地寄留
塩見東八
上房郡中井村大字西方五千五拾參番地
山根楊治郎
上房郡巨瀨村四千七百貳拾九番地
三村高右衞門
川上郡成羽町大字下原參百八番地
當時上房郡高梁町大字柿木町貳拾參番地寄留
中村藤平
上房郡津川村大字今津千九百八拾七番地
金岡助九郎
上房郡中井村大字西方八千參拾參番地
西菊藏
上房郡上竹莊村大字有津井四百拾六番地

登記ノ年月日、　明治四十三年七月二十八日、

次いで、高梁區裁判所中津井出張所に於て、本會所有の不動産登記を了したり。

一、不動産ノ表示

上房郡中井村大字西方字向參千參百六拾番地

一、田、壹段貳畝拾五歩、　外壹畝拾四歩畦畔

地價四拾七圓拾七錢

仝上字向參千參百六拾壹番地

一、田、七畝拾貳歩、　外貳拾貳歩畦畔

地價貳拾六圓參拾壹錢

一、登記權利者、　私立上房郡教育會

一、申請書受付　明治四十四年二月三日登記濟、　第六七四號

明治四十三年八月四日、財産管理規定を制定せり。

財産管理規定

第一條　定欵第十三條ニ依リ、本會財産ノ管理規程ヲ定ム。

第二條　本會社團法人ノ理事ハ、左ノ事項ヲ管理處辨スルモノトス。
一、資產ノ管理。
二、豫算、及決算ニ關スルコト。
三、其他、本會財產ニ關スル總テノ事項。
第三條　本會ハ、社團法人ノ理事中ヨリ、會計掛一名ヲ選定シ、會計事務ヲ處辨セシム。
但會計掛ハ、理事ノ互選ニ依ルモノトス。
第四條　本會ハ、理事中ヨリ會計監查役一名ヲ置キ、隨時會計ノ監查ヲ行ハシム。
但監查役ハ、會長之ニ當ルモノトス。
第五條　本會ハ、會費、寄附金、及補助金等ヲ基礎トシ、之ガ維持、及增殖ヲ計ルモノトス。
第六條　方谷園地ニ關スル財產ハ、如何ナル場合ニモ之ヲ消費スルコトヲ得ズ。
第七條　本會ニ對シ、特別ノ費途ヲ定メテ寄附シタル金錢、物件ハ、之ヲ他ニ流用スルコトヲ得ズ。
但方谷園地管理規程細則ハ、別ニ之ヲ定ム。
第八條　本會ガ得ベキ、各年度ノ收入、及第六條ニ依ラザル通常寄附ハ、當該年度ノ經費ニ充テ、剩餘アル時ハ、次年度ニ繰越シ、若シクハ幹事會ノ評決ニ依リ之ヲ資產ニ編入スルモノトス。

第一條　定款第十三條ニ依リ、本會財産ノ方谷園地管理細則ヲ定ム。
第二條　方谷園ハ、公園地トシ、一般衆庶ノ遊覽ニ供シ、且教育ノ目的ニ使用スルモノトス。
第三條　本會ハ、園地管理者一名、園丁一名ヲ置ク。
第四條　管理者ハ、總理之ヲ任命シ、園丁ハ、管理者之ヲ選定シ、本會ノ認可ヲ受クルモノトス。
第五條　園地管理者ハ、左ノ項目ニ依リ本公園ヲ管理ス。
一、園内全般ノ取締ヲナスコト。
二、園内ノ整理ヲナスコト。
三、園丁ヲ監督スルコト。
四、園地ニ關スル會計ヲ掌リ、會計簿ヲ整理スルコト。
五、其他公園管理上必要ナル事項ヲ處分スルコト。
第六條　園丁ハ、管理者ノ指揮ニ從ヒ、園内整理ノ責ニ任スルモノトス。

基本財産蓄積規程　（明治四十五年十月十七日制定）

第一條　本會ノ目的ヲ達シ、基礎ヲ强固ニシ、將來益々發展ヲ圖ル爲メ本規程ヲ設ク。
第二條　左ノ各項ニ該當スルモノヲ以テ、本財産トス。
一、特別會員寄附金、

二、本會經常費剩餘金、
三、通常會員ノ醵金、
イ、年功加俸ノ辭令ニ接シタル塲合ハ、該年額ノ壹割ヲ醵出スルコト。
ロ、增俸辭令ニ接シタル塲合ハ、該月額ノ貳割ヲ醵出スルコト。
ハ、縣以上ヨリ教育上ニ關シ、賞與ヲ受ケタル塲合ハ、其全額ノ壹割ヲ醵出スルコト。
四、其他、一般有志者寄附金、

第三條　本財產ハ、本會總理ノ名義ヲ以テ郵便局、又ハ確實ナル銀行ニ貯金ヲナスモノトス。
但シ總會ノ決議ヲ經テ、不動產、債劵等ヲ購入スルコトアルベシ。

第四條　本財產ハ、金貳千圓ニ達スル迄、蓄積シ決シテ如何ナル塲合ト雖モ他ニ流用スルコトヲ得ス。

第五條　本則ハ、決議ノ日ヨリ施行ス。

本會現時の役員及會員氏名左の如し。

一、本會現時の役員　（大正元年十月一日現在）

總理、妹尾經時、　會長、大守勇、　副會長、笠原近市、
理事、金岡助九郎、西菊藏、仁熊助右ヱ門、安東壽夫、荒木要一、中村藤平、

書記、佐々井齡輔、小野康治、　會計監査役、大守勇、　會計掛、金岡助九郎、
方谷園管理者、山根楊治郎、
評議員、桂泰治郎、安達又二、中村藤平、金岡助九郎、横見吉太郎、安東壽夫、戸田只一、仁熊助右ヱ門、豊田正憲、大木隆四郎、荒木要一、西菊藏、落武雄、増田喜助、中西英一、兒子慶次郎、

二、名譽會員、

妹尾經時、大守勇、蓑内鑛一郎、近澤芳簡、大月莊太郎、山根楊治郎、

三、普通會員、

百八十五名（氏名ヲ略ス）

四、特別會員、

高梁町、

野中益太郎、亀山新助、前田武槌、岡村秀治郎、細川繁三郎、山田忠治、湯淺清平、樋池勇治郎、小林尚一郎、難波平五郎、東幹士、陶山嘉四郎、金澤長藏、池上長右ヱ門、吉田市太郎、藤井千代太郎、東照平、高木清三郎、伊吹岩五郎、杉山武章、大西辰藏、

松山村、

柳井重宣、横山傳之丞、莊直温、原田伊之助、杉岡直枝、有松傳、柳井辰二、横山平右ヱ門、柳本省三、中島直治郎、爲永善右ヱ門、藤村悦太郎、長谷川耕子、長船誠治、竹浪儀右ヱ門、大島久之助、山崎善治郎、須山忠治郎、笹田雅哉、福田要一郎、笹田槌之助、小見山一夫、大久保猪太郎、横山耕一郎、横山春平、宇喜多智本、壚田幸右ヱ門、藤森猶人、川上熊三郎、笹田磯治郎、

津川村、

藤熊太郎、藤利太郎、松本善一、丸山元重、葛原勇太郎、藤森要助、森本延二郎、小野大一郎、小野貞治、平川滿太郎、森野芳太郎、森脇嘉太郎、藤和右ヱ門、黒瀬定一郎、福田和市、吉岡市藏、矢田部榮太郎、小野榮太郎、福田峰藏、

川面村、

西村清馬、東三省、青野近太郎、山川千壽、家近千代藏、藤井要吉、坂本彌助、西村増治、岡本治太郎、岡本要三、森脇忠三郎、仲岡利右ヱ門、森川幾藏、浦田榮藏、藤森鹿藏、大月要之助、福本萬右ヱ門、田原壽治郎、藤森峰次郎、森脇重太郎、藤井和五郎、浦田德太郎、湯淺磯太郎、小林喜代太郎、山川鐵彌、

巨瀬村、

宇喜多隆道、上森眞吉、松森豊助、島田安五郎、横田德之助、大内勝彥、難波健一郎、加藤鶴太郎、脇田厚、椋本厚治、横見清藏、片山善四郎、野口喜太郎、横本勘一郎、福瀧猪太郎、阿部伊兵衛、森本久一、良田順助、家近藤治郎、岡崎榮一郎、石川藤吉、綱島幸之助、上村武右ヱ門、小林德三郎、片山幸右ヱ門、松森代兵衛、阿部辰治郎、吉藤多一郎、河原音右ヱ門、難波格十郎、吉森千代藏、島田和市、仲元龜三郎、

有漢村、

佐藤誠一、莊三郎吉、吉田代造、吉田良作、河原大三郎、河原喜代八、戸田十次郎、中山祇重、蛭田傳助、高塚與六、神崎秀甫、尾嶋儀一郎、上森政治、森岡淺太郎、宮田茂左ヱ門、平松龜藏、佐野眞勝、吉田謹、河原信一、吉田代吉、河原董良、竹中智燈、小林番藏、戸田近太郎、田口淺右ヱ門、戸田嘉藏、森本和市、吉田信太郎、鳴竹造、平松類太郎、笹田良策、小原祇忠、

上有漢村、

綱島武平、藤井光太郎、森川久平、澤祐泰、田中宇之助、片山豊太、加藤孫太郎、河原金四郎、米山六治、片山善一郎、北條壽堂、江川助治、片山薫、江川常治、河原李治郎、片山只二、新山安太郎、岡島權一郎、坂本信次郎、岩原豊藏、森川金治郎、清原藤太郎、清原治之吉、飯山八百吉、湯淺要一、田村咲治、村田實太郎、森川豊太郎、

上竹莊村、

大月莊太郎、藤井俊吉、神崎助一郎、菅野嘉市、荒木鹿右ヱ門、大塚國太郎、工藤定一、松田林左ヱ門、岡崎喜太郎、大塚政一郎、見尾武平、西山嘉平、菅野倉藏、菅野多平、西山元太郎、込山平三郎、石井志平、大木勇吉、石井甚平、宮原粂八、石井豐太郎、大木仁平、松田民右ヱ門、大塚健男、妹尾孝太郎、石井寛一郎、菅野豐太郎、石井太平、横田林太郎、石井但一、大木彌一郎、難波京平、小出善次郎、菅野甚右ヱ門、大月五平、大木寛一、石井伴藏、松田勘吉、藤井熊太、家本增藏、花房善吉、福崎長平、妹尾茂一、妹尾市三郎、菅野進、野瀨伊平、平野幸五郎、

下竹莊村、

中空亮、神原隆鄉、川西勝三郎、藤森一二三、安藤政次郎、小林森市、安藤恭一、武田儀平、小川雄藏、宮井紋藏、酒井坂治、宮井嘉十、平松甚作、大木儀平、武田佐平、鄙山雛太郎、赤木百治郎、杭田松五郎、石井亀三郎、神原助治、

豐野村、

尾島岩次郎、池上慶治郎、石井澤藏、新谷新吉、河原周太郎、有安安太郎、杭田格二、小虎多一郎、新田治作、下山光治郎、小出謹一郎、仁熊藤太郎、前島茂八郎、藤井岩之助、水本春造、

吉田周平、薬山慈仙、横山三郎、小林佐平次、田村甚作、

吉川村、

野山時太郎、難波禮治、吉好辰三郎、香川兼太郎、難波伊三郎、辻田庄太郎、沼本辰三郎、田中安太郎、石原儀平、伊賀金太郎、森俊吉、佐々木恭一、大島喜三次、佐々木卂二、難波林太郎、藤原浦一、

中井村、

三谷多聞、山根蔦太郎、酒井駒吉、山根冬三郎、大橋榮市、山本喜三郎、田井忠一郎、西亀吉、柴倉槇治郎、宮脇仙平、西元太郎、壚田条吉、壚田建八、壚井德太郎、柴倉峰太郎、山根熊五郎、横山吾作、西潤一、津々俊一郎、西村淺治郎、西平藏、片岡杉松、長谷川豊吉、

中津井村、

竹中大多、大島英學、杉圭三九、生田平吉、淺田竹次、難波數吉、小野照治、小田改治、室猪作、天野德壽、淺田正治、小田灘一、中島源太郎、高岡筆三郎、坂本樫衛、上山吉三郎、石原彥一郎、畝惣平、高野音四郎、貝原柳太郎、林源治郎、中山文治、

呰部村、

大橋源太郎、谷惣太郎、平野政太郎、高杉傳八郎、南條德太郎、坂本只三郎、山本武、高杉宇作、

秋山眞龍、畦田鐵太郎、瀨良唯一、淺野虎治郎、上杉礒吉、杉谷嘉三郎、榾原勘左ヱ門、植田平左ヱ門、黑田平之丞、山田要之介、信藤忠左ヱ門、谷口德左ヱ門、山田虎五郞、延平義雄、八木專章、奥山拙十、植田樫治、山田万藏、杉原伴藏、杉井福太郎、

上水田村、

佐藤辰藏、羽田大底、淸水槌三郎、大橋忠太、原嘉十郞、西谷竹次郎、竹中彥市、畦田與三郎、堀尾善一郞、齊藤正平、柿本茂三郎、宮本嘉平、西本常四郎、淸水和平、森谷定五郎、森谷寅治郎、秋山鐵禪、

水田村、

平田繁太郎、太田鹿五郎、宮宗智孝、戶田基治、豐田泰介、岡本佝、小林喜五郎、難波又四郎、落熊太郎、太田藤造、神谷覺一、赤松大曉、八藤愼一郎、杉俊平、河原勝三郎、加藤壽一、杉徐平、猶崎大藏、坂本久平、久保延治、加藤瀧野、大塚常次、山岡朴、八藤太郎衛、戶田巍、竹原武平、堀部隆昌、岡文雄、

計四百〇九名。

壮丁に關する調査

明治四十五年度に於ける、本郡壮丁三百〇二人にして、其体格學力に關する調査の結果によれば、体格に於ては、甲種百十九人、乙種百〇七人、丙種五十三人、丁種二十一人、戊種二人、身長平均五尺一寸七分、体重平均十三貫四百四十匁あり、之を職業別になす時は、農業百八十七人、勞働者二十八人、工業十八人、商業三十五人、庶業十八人、無職業者十七人なり。

學歴試驗に於ては、其成績中學卒業以上六人、高等小學卒業以上八十人、同第二學年修了以上六十四人、尋常小學卒業以上百〇四人、稍々讀書、算術を解する者三十一人、自已の姓名を書し得るもの四人、得ざる者十三人あり。尚詳しくは左表につきて知るべし。

壮丁身長及体量取調表

（明治四十五年調）

体格別	壮丁人員	身長			体量			再掲身長ノ内					
		最長	最短	平均	最重	最輕	平均	四尺八寸未満	四尺八寸以上	五尺以上	五尺二寸以上	五尺四寸以上	五尺六寸以上
甲種	一一九	五、八四	五、〇三	五、二七〇	一八、二〇〇	一二、〇〇〇	一四、三七〇	—	—	四二	四九	二三	五
乙種	一〇七	五、九六	五、〇〇	五、二五〇	一七、八四〇	一一、七四〇	一三、四八〇	—	—	三九	四三	二〇	五
丙種	五三	五、五三	四、八〇	五、〇七〇	一五、三八〇	一〇、二〇〇	一三、五三〇	二	二六	三	七	六	—
丁種	二一	五、五九	四、七〇	五、一二五	一七、〇〇〇	一〇、六〇〇	一三、六四七	三	四	五	六	三	—

体格別													
戊種	二	五、二七	五、一三	五、一四五	三、三〇〇	三、〇〇〇	三、一五〇	|	|	一	一	|	|
計	三〇二	五、九六	五、〇〇	五、一七〇	一八、二〇〇	一〇、六〇〇	一三、四四〇	五	三〇	九九	一〇六	五二	一〇

壯丁職業別

体格別	農業	商業	工業	庶業	勞力	無職業	計
甲種	八〇	一〇	八	二	三	七	一一九
乙種	六六	一四	六	八	六	七	一〇七
丙種	二九	七	二	四	九	二	五三
丁種	三	三	一	四	|	一	一二
戊種	|	一	|	|	一	|	二
計	一八七	三五	一七	一八	二八	一七	三〇二

壯丁敎育學歷

体格別	中學校以上ノモノ	高等小學校卒業以上ノモノ	高等小學校第二學年修了以上ノモノ	尋常小學校卒業以上ノモノ	尋常小學校ヲ卒業セサルモノ 半途退學者	尋常小學校ヲ卒業セサルモノ 未就學者	計
甲種	二	四七	一四	四一	六	九	一一九
乙種	三	四二	一三	三九	六	四	一〇七
丙種	三	八	七	二三	四	八	五三

丁種	一	八	|	八	二	二	二二
戊種	|	二	|	|	|	|	二
計	九	一〇七	三四	二二	一八	三三	三〇二

壯丁學力試驗ノ一

(体格別)

体格別	中學校卒業以上ノモノ	高等小學校卒業以上ノモノ	高等小學校第二學年修了以上ノモノ	尋常小學校卒業以上ノモノ	尋常小學校ヲ卒業セサルモノ 稍讀書算術ヲ解スルモノ	尋常小學校ヲ卒業セサルモノ 讀書算術ヲ解セサルモノ 自己ノ姓名ヲ書シ得ルモノ	尋常小學校ヲ卒業セサルモノ 讀書算術ヲ解セサルモノ 仝上得サルモノ	計
甲種	一	三三	二七	四〇	三	一	五	一一九
乙種	三	二六	二七	三九	八	一	三	一〇七
丙種	一	一五	九	一七	五	一	五	五三
丁種	一	五	一	八	五	一	|	二二
戊種	|	二	|	|	|	|	|	二
計	六	八〇	六四	一〇四	二一	四	一三	三〇二

壯丁學力試驗ノ二

科目別 / 成績區分	學歷別 中學校卒業以上ノモノ	學歷別 高等小學校卒業以上ノモノ	學歷別 高等小學校第二學年修了以上ノモノ	學歷別 尋常小學校卒業以上ノモノ	學歷別 尋常小學校ヲ卒業セサルモノ 半途退學者	學歷別 尋常小學校ヲ卒業セサルモノ 未就校者	計

學歷ト實力ノ對照

職業別	讀書 甲	讀書 乙	讀書 丙	算術 甲	算術 乙	算術 丙	合計 甲	合計 乙	合計 丙	中學卒業以上ノモノ 進步	相當	退步	計	高等小學校卒業以上ノモノ 進步	相當	退步	計	高等小學校第二學年修了以上ノモノ 進步	相當	退步	計
農業	五	四	—	四	四	一	四	四	一	—	—	一	一	一	三一	三〇	六二	三	九	九	二一
商業	六六	四一	二	三	六〇	二七	三	五六	三一	—	一	—	一	—	三	五	一七	一	三	二	六
工業	一七	一四	一	七	一五	一〇	七	一三	三	—	—	—	—	—	二	二	四	一	一	一	三
庶業	六一	四一	一四	二四	四八	四四	二四	六八	二四	—	二	二	四	一	八	三	一二	—	—	—	—
勞力	六	七	七	五	六	九	四	一二	三	—	—	—	—	一	二	二	五	一	三	—	四
無職業	—	五	二	四	—	三	四	二	一	—	—	三	三	—	三	四	七	—	—	—	—
計	一五五	一一一	三五	六六	一三三	一〇三	六五	一七四	六三	—	三	六	九	三	五八	四六	一〇七	六	一六	一二	三四
進步及退步ノ極程度 進步										—	—	—	—	—	—	—	—	高卒三	—	—	—
進步及退步ノ極程度 退步										—	—	高卒一	—	—	—	尋卒七	—	—	—	—	—

尋常小學校卒業以上ノモノ	進步	二〇	一	|	|	四	|	二五	高卒二	|
	相當	三三	三	六	|	四	六	五二	|	|
	退步	一九	六	三	一	五	|	三四	|	四
	計	七二	一〇	九	一	一三	六	一一一	|	|
半途退學者	進步	七	|	|	|	三	一	一二	|	|
	相當	五	|	|	|	一	|	六	|	|
	退步	一	|	|	|	|	|	一	|	|
	計	一三	|	|	|	四	一	一九	|	|
未就學者	進步	六	一	|	一	|	|	八	|	|
	相當	一二	|	一	|	二	|	一五	|	|
	退步	|	|	|	|	|	|	|	|	|
	計	一八	一	一	一	二	|	二三	|	|
合計	進步	三七	三	一	二	二	一	五三	|	|
	相當	九〇	一九	一〇	一〇	九	九	一五〇	|	|
	退步	六〇	一三	六	六	一三	七	九九	|	|
	計	一八七	三五	一七	一八	二八	一七	三〇二	|	|

社會敎化事業

社會敎化事業は、猶未だ著しきもの少しと雖、輓近各町村概ね青年團を組織し、以て舊來の弊風を矯正し、知德を涵養し、勤儉貯蓄の美風を作興し、協同自治の實を擧けんことを期するに至れり。現在團体數十六、團員數三千三百五十七人あり。其他婦人會五、會員數千七百九十八人、戶主會三、會員數千三百九十五人あり。尚私立上房郡敎育會は每年各町村につき春秋二回、主婦及戶主を集め

て、役員を出張せしめ、若しくは、知名の士を聘して通俗教育講談會を開催し、社會教化に盡瘁し、其効果を収めつゝあり。其他町村の經營せるものあり。今左に其概況を示さん。

青年團一覽表

（明治四十四年十二月末調）

團名	設置年月	團員數	團長又は支部長氏名	一ヶ年經費	基本財產	實行事業概要
松山村青年團	明治四十三年一月	三四二人	柳井辰二	五〇円〇〇〇	一七〇円〇〇〇	風俗矯正、勤儉貯蓄奬勵、農事改良、夜學及講話會開催、圖書館設置、消防隊組織、
上竹莊村青年有爲團	明治三十八年十一月三日	二六五	西山龍輔	二六五、五〇〇	三〇、〇〇〇	日用品共同購入、講談會、擊劍會開設、日露戰役紀念碑建設、學校園改築援助、
豐野村青年團	明治四十一年二月	二四六	横山三郎	四〇、〇〇〇	二一五、〇〇〇	蔬菜試作、農具肥料共同購入、軍人遺族慰問、學校園及道路改修寄附、荒蕪地開墾、水火災救濟法設定、學校運動器具寄附、

吉川村 青年團	明治三十九年二月	一三一	室貞一	三、八六〇	一〇、八五〇	品評會、体育會、講談會、補習教育、老人優待、基本財産蓄積、團員表彰、時間勵行、道路修繕、里程表建設、共同貯金、言語風俗改良、納稅奬勵、
川面村 青年團	明治四十二年十一月	一八〇	荒木要一	一五、〇〇〇	—	校舍建築工事補助、忠魂碑建設、通俗講談會及夜學會開催、
中井村 青年團	明治三十八年十一月十九日	三四三	西菊藏	五、〇〇〇	三六、〇〇〇	壯丁補習教育、夜學會、道路常時修繕、手藝品評會、道敎標木建設、勤勞貯蓄、蔬菜品評會、簡易圖書館設置、
呰部村 呰部青年團	明治三十六年十二月	二六一	中西英一	八、〇〇〇	四〇、〇〇〇	基本財産造成の爲め植林、桑園地開墾及增殖、
呰部村 阿口青年團	明治三十六年十二月	六〇	延平義雄	三、〇〇〇	三〇、〇〇〇	植林地手入、及造林、

中津井村 青年團	明治三十八年十二月廿六日	一〇四	杉 圭三九	一〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	壯丁豫習敎育、道路橋梁修繕、水火防、風紀取締、山林保護、貯金勵行、蔬菜藁細工品評會開催、植林、
上水田村 青年團	明治三十八年十二月	一五〇	兒子慶次郎	一〇、〇〇〇	五二、九四〇	共同耕作、基本財産蓄積、團員体育會開催、風俗改良、
水田村 青年團	明治三十九年二月	一六一	落 武雄	一〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	見學旅行、學校雨傘寄附、補習敎育實施、共同小作、藁細工、採薪により基本財産蓄積、通俗講談會開催、新聞雜誌回覽、風俗矯正、
有漢村 青年報國團	明治三十九年八月	三一五	金岡助九郎	四一、五〇〇	八五、〇〇〇	紀念碑建設、流水養魚池設置、共同試作、通俗講談會開催、夜學會開催、基本財産蓄積、勤勞貯金、桑園地開墾、圖書館設置、敬老會開催、
巨瀬村 青年團	明治三十九年一月	二七〇	難波健一郎	一〇、〇〇〇	—	紀念碑建設、道路修繕、道しるべ建設、新聞雜誌縱覽所、稻試作田、夜學會開催、

津川村青年團今津支部	明治四十三年八月	一四一	宮岡南平	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	講話會、軍隊送迎、基本財産蓄積、勤勞貯金、軍隊補習教育、
津川村青年團八川支部	明治三十七年十二月	一五八	矢田部榮太郎	一七、八〇〇	—	夜學會、軍隊豫習教育、勤勞貯金、軍人送迎、農事改良、
上有漢村青年團	明治三十九年八月	二五〇	戸田只一	二〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	農具肥料共同購入、貯金勵行、風紀改善、時間勵行、不就學兒童獎勵、通俗講談會、團員表彰、視察、防火法設定、
下竹莊村青年團	明治三十八年十二月十七日	一三四	大木隆四郎	八、〇〇〇	五八、〇〇〇	講談會、風俗改善、夜學會開催、道路改修、
計	—	三、三五七	—	五三六、六六〇	一、〇〇七、七九〇	—

婦人會

（明治四十四年十二月末日調）

會名	設置年月	役員數	會員數	會長氏名	一ケ年經費並に其出處	事業概要
高梁婦人會	明治三十六年五月	三人	四三人	(長)妹尾松子 (副)柳井繁子	三円〇〇〇 會員會費及寄附	講話會を開催、婦徳養成、風俗改良勤儉の美風涵養、
中津井村主婦會	明治四十三年九月	―	四四〇	杉圭三九	五、〇〇〇 村補助	學校家庭の連絡、衛生、主婦心得、講話、
上竹莊村主婦會	明治四十年六月	三	四三七	大月莊太郎	―	兒童教養上の打合、學校と家庭の連絡、慈善事業、
上有漢村主婦會	明治四十四年二月	―	三五八	片山善一郎	―	風紀改善及主婦の心得、
有漢村主婦會	明治四十三年四月	四	五二〇	(長)中山祇重 (副)金岡助九郎	―	學校家庭の連絡、通俗講話、家事衛生講習、慈善事業
計	―	二〇	一、七九八	―	一七、〇〇〇	―

戶主會調

（明治四十四年十二月末調）

會名	設置年月	會長氏名	役員數	會員數	一ヶ年經費並に其出處	事業の大要
中津井村戸主會	明治四十三年七月	杉圭三九	—	四三三	五円〇〇〇 村の補助	戊申詔書の趣旨普及、衛生、教育、勸業の上達、
上竹荘村戸主會	明治四十年三月	大月荘太郎	三	四三七	—	公課金の完納、養蠶獎勵、時間勵行、植林事業、
有漢村戸主會	明治四十二年五月	(長)中山祇重 (副)金岡助九郎	四	五二五	五、〇〇〇	勅語、詔書の趣旨徹底、衛生、教育勸業の向上發展、
計	—	—	一七	一、三九五	一〇、〇〇〇	—

通俗教育講談會調

（明治四十四年度施設）

開設者	開會度數	聽講人員	一ヶ年經費並に其出處	講演者氏名	講話要領
私立上房郡教育會	一七	七、二三二人	九九円五〇〇 内 (私立上房郡教育會支出) 五〇、〇〇〇 (郡内十一ヶ町村支出) 四九、五〇〇	私立上房郡教育會役員、高梁警察署員、地方醫師其他名士招聘	教育勅語、戊申詔書御趣旨普及、教育、衛生、勸業等通俗講談、

中津井村風紀組合	三	六五四		小學校敎員、村役塲吏員、	勅語、詔書御趣旨、國民的精神陶冶、村自治内容、學校及家庭敎育、風紀上に關する事項、
上竹莊村	一六	八〇〇	[illegible]	村役員吏員、小學校敎員、駐在巡査、神職、	勤儉、三大節の由來、敎育、時間勵行、神佛崇敬、衛生に關する事項、
吉川村	五	五二〇	青年團支出 五、〇〇〇	小學校敎員、講談師招聘、	勤儉、人道、家庭敎育、青年の覺悟に關する事項、
有漢村	三	八三六	―	村吏員、學校職員、駐在巡査、神職、	勅語、詔書御趣旨、村治の圓滿、學校家庭連絡、風紀、衛生の改善、

圖書館

社會敎育の機關として、圖書館は最も必要なる設備なるを以て、郡敎育會は、廻送文庫を設け、郡内各小學校を廻送せり、其他各小學校にも書籍閲覽室を設置せしが漸次擴張して通俗圖書館に改むべき趨勢を呈せり、現在公立の圖書館二、私立のもの一あり、左に之を示さん。

公立私立圖書館表

（大正元年八月調）

名稱	位置	創立年月	圖書冊數 和漢書	圖書冊數 洋書	開館日數	閲覽人員	本年度經費總額	館長又ハ主任者
崇道圖書館	上竹莊村	明治四十一年二月	四七八	一二	二七〇	一四三	三〇円〇〇〇	仁熊助右ヱ門
川面圖書館	川面村	明治四十二年四月	四三九	四五	二六五	一三八	三〇、〇〇〇	荒木要一
私立上房郡敎育會廻送文庫	高梁町	明治四十三年四月			三五〇	一、三三五	五〇、〇〇〇	大守勇

小學校兒童貯金

本郡小學校に於ては、兒童勤儉貯蓄の美風を涵養せしめんが爲め、節約幷に勤勞によりて獲たる零碎の貲金を蓄積せしむるの方法を講し之を奬勵するもの尠からず、今最近に於ける兒童貯金の成績を示せは即ち次の如し。

小學校兒童貯金成績調

（明治四十五年七月一日調）

校名	全兒童數	貯金兒童數	貯金総額	兒童一人貯金最多數	兒童一人貯金最寡額	兒童貯金平均額
松山	三九二	一六九	二一四円〇〇五	一一円一四五	〇円〇二〇	一円二六六

高梁男子	四五二	一四二	一、五五六、〇九二	二四二、〇〇〇	〇、二〇〇	一〇、九五八
高梁女子	四八二	一三三	一、九八二、六一八	一六三、一四〇	〇、二〇〇	一六、一一八
津川	二五六	一一四	三五一、〇九九	一五、六八三	〇、〇六〇	三、七九八
津川分教場	六八	一五	三九、五〇〇	六、七〇〇	一、五〇〇	二、六三三
川面	三九九	一八九	三四三、五八〇	二四、〇〇〇	〇、一〇〇	一、八一八
巨瀬	三三六	一三三	五六六、二二八	三一、一〇〇	〇、〇三〇	四、二八九
有漢	三九二	九〇	六五〇、四九七	一四〇、〇〇〇	〇、〇五〇	七、二三八
上有漢	二八二	一〇七	二七九、六七三	二三、七五〇	〇、〇五〇	二、六一三
崇道	二四三	一八一	五五二、七七九	二〇、一〇〇	〇、一〇〇	三、〇五〇
終南	七一	四六	九六、三九〇	一一、四二〇	〇、一〇〇	二、〇九五
豐野	二〇九	八七	一七八、一一五	二三、五八一	〇、一〇〇	二、八二五
稔	一七三	三一	一三二、四五〇	三三、〇四五	〇、一六〇	三、九四九
下竹莊	二五一	一一〇	二〇六、〇二〇	一七、五九五	〇、三三〇	一、八五四

吉川	二〇七	九一	一三三、四六四	八、九七四	〇、一〇〇	一、四六六
呰部	二六四	一一	一九〇、七五七	一六、一〇〇	〇、〇三〇	一、七一三
阿口	八二	三九	三三、三二五	四、三〇〇	〇、〇一〇	〇、五九八
中津井	二九二	六四	三三五、〇四六	二六、二〇〇	〇、五五〇	五、〇七九
上水田	三四四	一四四	五八九、三五〇	三〇、一〇〇	〇、一〇〇	四、〇九三
水田	三一六	二五七	四三九、三七〇	二五、七四〇	〇、〇二〇	一、六〇一
中井	三六八	二五六	五二〇、三〇五	三六、三三九	〇、一〇五	二、〇三三
計	五、八七六	二、四九八	九、三六〇、六三二	二四二、〇〇〇	〇、〇一〇	三、七四七

學校林調

學校林を設けたる町村名	樹栽地反別	樹種	樹數	一箇年經費
高梁町	—	—	—	—
松山村	五反〇〇〇	杉、	二、五〇〇本	

津川村		六七、〇〇〇	杉、檜、	六一、三〇〇	五、〇〇〇
川面村		〇、一〇〇	杉、	一三〇	〇、五〇〇
巨瀬村		三〇五、三〇九	松、櫟、	三、五三三	—
有漢村		四八、二〇八	松、杉、	五、七六〇	—
上有漢村		〇、三三七	杉、	五二四	—
上竹莊村	(崇道)	七五、九二七	杉、檜、松、	三、九〇〇	五、〇〇〇
	(終南)	三九、六二七	杉、扁柏、松、	三、九〇〇	
豐野村		四、九〇〇	松、	八、四七〇	一四、〇〇〇
下竹莊村		二〇〇、〇〇〇	杉、雜木、	七、五〇〇	—
吉川村		一〇、三三三	黑松、赤松、	二〇、〇〇〇	一、〇〇〇
中井村		—	—	—	—
中津井村		一三一、〇〇一	松、檜、杉、	三、九六〇	三、〇〇〇
呰部村	(呰部)	一、二〇〇	杉、	一、四四〇	一五、〇〇〇
	(阿口)	一〇三、〇〇〇	杉、	一、八〇〇	—
上水田村		二〇六、八一〇	杉、檜、松、櫟、柏、小檜、黑柴、	四、二〇〇	一、〇〇〇

水田村	八九、三二九	松、雜木、	一、四七〇	—
計	一、二〇一、四一〇	—	二二六、〇五四	五四、五〇〇

育英事業

本郡の育英事業として見るべきものは、高梁育英會の設置あるのみ、本會は、舊松山藩人士の施設にして、舊藩主板倉氏の出金と有志の寄附金とに依り之を經營し、舊藩領內の青年にして中等學校の卒業生中俊秀にして學資に乏しく進んで高等專門の學を修むる能はざるものゝ爲に月額五圓乃至拾圓の學資金を貸與し育英を目的とせり。設置以來右修學の費用を補給したる額尠からず、養成せし子弟既に十有五名の多きに達し今や同會が養成せし學士、技師、得業士及其他多數の高等なる專門教育を受けたる者各適應の業務に從ひ、社會に貢献せり、尙現に六名の貸費生あり。左に本會の趣旨及規則等を示さん。

高梁育英會設立主旨

人ニ三患アリ。曰ク昏愚、曰ク癈疾、曰ク貧困、昏愚以テ爲スニ足ラス、癈疾以テ起ツ能ハス、獨貧困ニ至リテハ天與ノ美質ヲ享ケ有爲ノ英才ヲ懷クモ無資ノ爲メニ前途ヲ遮ラレ恨ヲ呑テ昏愚癈疾

ノ徒ト同シク朽チサルヲ得ズ、人生ノ不幸之ニ過クルモノナシ。我舊高梁藩領ハ幸ニ藩政ノ文武ヲ奬勵シタル餘澤ニ因リ人々學才ニ敏ク曾テ諸學校ニ於テ修學セシモノニ徵スルモ其成績優ニ他地方人士駕シテ餘アリ、獨家ニ餘資ナク志ヲ齎ラシテ草野ニ朽ツルモノ少シトナサス、是豈志士ノ痛嘆スル所ニ非スヤ。然ラハ則貧ヲ資ケ、材ヲ達シ、有爲ノ少年ヲシテ朽廢ノ嘆ナカラシムルモノハ實ニ先進者ノ本務ト謂ハサル可カラス。

且、夫レ、吾人若クハ吾人ノ父祖ハ曾テ板倉公ノ粟ヲ食ミ、板倉氏ノ化ニ浴セリ、今ヤ時局一變復舊時君臣ノ誼ナシト雖從來ノ恩誼ヲ懷ヒ永ク之ヲ板倉氏ニ報スルハ吾人及ヒ吾人カ子孫ノ任務ナラズヤ、然レﾄﾓ年久シケレハ情疎ナリ易シ、宜シク今ニ及テ舊誼ヲ温ムル所以ノ道ヲ講スヘキナリ、幸ニ故正四位公及ヒ勝全公、夙ニ育英ノ志アリ、四位公ハ未タ實行ニ及バズシテ館舍ヲ捐テラレシモ尙勝全公ノ在ルアリ、因テ茲ニ板倉両家ヲ戴テ本會ヲ設ケ聊舊誼ヲ温ムル所以ノ道ニ資セント欲ス。

然レﾄﾓ前述ノ主旨タル决シテ吾輩ノ私見ニ非ズ、惟フニ十數年來籍ヲ高梁藩領ニ置クモノ誰カ之ヲ懷ハザラン、曾テ之ヲ冀圖計畫セシモノ亦少カラズ。但機未タ熟セズ不幸ニシテ成立ヲ見ルニ至ラザリシノミ、今ヤ世運ノ進歩ト共ニ其必要ヲ感スルコト益深ク、且ツ各舊藩ニハ其法夙ニ備ハリ、多士濟々ノ美ヲ致セルモノ年一年ヨリ落寞ナリ。是豈一日ヲ猶豫スル時ナランヤ、因テ其方法規則

ヲ制スルヿ左ノ如シ。

明治三十年二月

創立委員長　三島毅

創立委員（イロハ順）

板倉信古、石川主一、井上公二、板倉敬信、橋爪源太郎、
西村豐、西村丹次郎、堀周平、堀潜藏、堀貞成、
近澤芳簡、大石如雲、大塚立男、尾崎嘉太郎、奥忠彥、
亀山新助、神谷壯吾、川田鷹、桂泰治郎、吉田安治、
横屋幸完、丹藤友太郎、田畑大藏、永井尙方、熊木直包、
熊田鉄次郎、柳井重宣、山瀬熊太郎、柳井貴三、山本半兵衛、
柳井錄太郎、山田準、松田鋼一郎、前田武槌、藤井千代太郎、
國分胤之、小谷正雄、國分三亥、足立克讓、櫻井熊太郎、
三島桂、蓑内鑛一郎、塩田虎尾、進修太郎、平木政次、
東讓三郎、森岡榮儀、

高梁育英會規則

第一條　本會ハ高梁育英會ト稱ス。
第二條　本會ハ貸費ヲ以テ舊高梁藩領有爲ノ青年ヲ養成スルヲ目的トス。
第三條　本會ハ板倉両家出金及有志者ノ寄附金ヲ以テ成立ス寄附金ハ一時若クハ五ヶ年以内ノ年月賦ニテ前納ス可シ。
第四條　本會ハ金六圓以上ノ寄附者ヲ以テ會員トス會員ハ本會ニ意見ヲ提出スルコトヲ得。
但金壹圓以上ヲ一時ニ寄附スルモノハ本會ノ賛成員トス。
第五條　本會ノ資金ハ板倉本家ニ於テ保管スルモノトス。
第六條　本會ハ本部ヲ東京ニ支部ヲ高梁ニ置ク。
第七條　本會ハ板倉本家ヲ總理ニ分家ヲ副總理ニ推戴シ尙左ノ職員ヲ置ク。
顧　問、　一名、
評議員、　本部、十一名、　支部、十一名、
幹　事、　本部、　七名、　支部、　三名、
會　計、　一名、
第八條　總理ハ本會ヲ統督ス總理事故アルトキハ副總理之ヲ代理ス。

第九條　顧問ハ總理副總理ノ諮詢ニ應ヘ意見ヲ具スルモノトス。

第十條　各部評議員ハ評議員會ヲ開キ本會一切ノ事項ヲ議決スルモノトス。

各部評議員會ノ議決ハ其過半數ノ意見ニ因ル。

各部評議員會ノ決議抵觸スルトキハ總理之ヲ決ス、決議ノ事項ハ總理ノ承認ヲ經ベシ。

第十一條　幹事ハ前條ノ決議ヲ執行シ併セテ本會ノ庶務ニ從事スルモノトス。

第十二條　會計ハ金錢ノ出納ヲ掌ルモノトス、但支部ニ於テノ會計事務ハ幹事之ヲ行フ。

第十三條　評議員及幹事ハ貸費ヲ監督スヘキモノトス。

第十四條　顧問ハ總理ノ選定ニ因ル。

第十五條　評議員ハ總理先ツ本支部ニ於テ各二十名ヲ豫選シ更ニ其互選ヲ以テ之ヲ定ム。

第十六條　幹事ハ評議員會ニ於テ之ヲ選定シ會計ハ總理ノ指定ニ因ル、但本部幹事ノ内二名ハ大阪ノ會員中ニ就テ之ヲ選定スヘキモノトス。

會計ハ幹事ヲ兼ヌルコトヲ得。

會計ノ信任ニ付決議ヲ要スル場合ニハ會計ヲ兼ヌル評議員ハ評議員會ニ列席スルコトヲ得ス。

第十七條　本會ノ職員當選者ハ正當ノ理由アルニ非サレハ之ヲ辞スルコトヲ得ス。

各部ニ於テ評議員闕員ヲ生シタルトキハ現任評議員其補充員ヲ選定ス。

第十八條　本會職員ノ任期ハ滿三ケ年トス、但重任スルコトヲ得。

第十九條　幹事及會計ニハ相當ノ報酬ヲ爲スコトヲ得。

第二十條　本會ニ於テハ毎年三月幹事及會計ノ報告ニ基キ本會ノ狀況及決算ノ報告書ヲ作リ評議員會ノ決議ヲ經テ之ヲ會員ニ配布スルモノトス。

第廿一條　貸費生ハ身体健全品行方正志操堅固ニシテ既ニ官立學校(別表)ニ入リタルモノニ限ル。

第廿二條　貸費ヲ受ケント欲スル者ハ第一號書式ニ依リ學業履歴書ヲ添ヘ申請スヘシ。

第廿三條　貸費ノ承諾ヲ得タル者ハ第二號書式ニ依リ誓書ヲ差出スヘシ。

第廿四條　貸費生ハ會員二名以上連帶ノ保證アルヲ要ス。

第廿五條　貸費ノ諾否貸費生ニ關スル事項ヲ議決スル場合評議員ニシテ當人ノ親族又ハ保證人タル者ハ評議員會ニ列席スルコトヲ得ス。

第廿六條　貸費ハ學資ノ全額又ハ其幾分トシ承諾ノ月ヨリ卒業ノ翌月マテトス。

旅費其他ニ要スル費用ハ特ニ之ヲ貸與スルコトヲ得。

第廿七條　貸費生若シ疾病其他ノ事故ニ因リ已ムヲ得サル費用ヲ要スルコトアルトキハ保證人連署ノ申請ニ因リ事實審査ノ上其貸費金三ケ月以内ヲ貸與スルコトヲ得。

第廿八條　貸費ヲ許可シタル後ト雖許可申請ノ際事實ヲ隱蔽セルトキ又ハ許可當時ノ情況ニ異動ヲ

生シタルトキハ之ヲ改廢スルコトアルヘシ。

第廿九條　貸費生ハ學年又ハ學期試業ヲ終ル每ニ其成績ヲ幹事ニ報告スヘシ。

第三十條　貸費生ニシテ學資ニ減少ヲ來タシタルトキ又他ヨリ學資ヲ得ルニ至リタルトキハ直チニ之ヲ幹事ニ報告スヘシ。

第卅一條　貸費生ハ成業ノ後チ每月ノ收入高十分ノ一以上ヲ返濟スルコトヲ要ス。

但其總額ノ返濟期限ハ五ケ年ヲ超ユルコトヲ得ス。

前項年限ニ時宜ニ因リ之ヲ伸縮スルコトアル可シ。

第卅二條　貸費生疾病死亡其他已ムヲ得サル事故ニ因リ修業スルコト能ハザルトキハ返金ヲ免除又ハ減額スルコトアル可シ。

第卅三條　貸費生若シ成業ノ目的ナシト認ムルトキハ貸費ヲ停止シ從來ノ貸費金額ヲ辨償セシム可シ。

中途ニシテ自ラ廢學スル者モ亦同シ。

第卅四條　貸費生ハ貸費ノ辨償ヲ終リタル後ト雖モ本會ニ對シ充分ノ助力ヲナス義務ヲ負フヘキモノトス。

第卅五條　本規則ハ評議員會ノ決議ニ因リ總理ノ承認ヲ經テ之ヲ改正スルコトヲ得。

第卅六條　本規則ノ施行細則ハ評議員會ニ於テ別ニ之ヲ定ム。

第一號書式

申　請　書

舊高梁藩領
原族籍（戶主ナラザレバ何某何男或ハ弟等）
（亡）父兄氏名
宿　所
（現今、、、學校何生）　何　　某
何年月日生

右之者、、學校ニテ修業致居候處本人ハ勿論父兄親族等ニ次テ學資難支候ニ付貸費相仰度聞屆相成候上ハ御規則堅ク遵守可致又板食兩家御厚誼永ク感佩可仕候仍テ本人學術履歷書相添ヘ此段申請候也

右

年　月　日　本　人　何　　某　印

原族籍宿所　保證人　何　某印

同上　同　何　某印

高梁育英會總理何　某殿

第二號書式

收入印紙
三　錢

誓　書

拙者今般貸費御聞濟相成候ニ付御規則堅ク遵守可致ハ勿論若シ本人ニ於テ不始末有之候節之レヨリ生スル義務ハ保證人連帯シテ引受可申候仍テ爲後日誓書如件

原族籍宿所

年　月　日　本人　何　某印

同上　保證人　何　某印

同上

高梁育英會總理何　某殿

保證人　何　　某　印

別表

東京帝國大學法科大學
仝　醫科大學
仝　工科大學
仝　文科大學
仝　理科大學
仝　農科大學
京都帝國大學法科大學
仝　京都醫科大學
仝　福岡醫科大學
仝　文科大學
仝　理工科大學
東京高等師範學校
廣島高等師範學校

女子高等師範學校
札幌農學校
盛岡高等農林學校
東京高等商業學校
神戸高等商業學校
長崎高等商業學校
山口高等商業學校
第一高等學校
第二高等學校
第三高等學校
第四高等學校
第五高等學校
第六高等學校

第七高等學校造士館
第八高等學校
千葉醫學專門學校
仙臺仝
岡山仝
金澤仝
長崎仝
東京高等工業學校
大阪高等工業學校
名古屋高等工業學校
熊本高等工業學校
仙臺高等工業學校
京都高等工藝學校

東京外國語學校
東京美術學校
東京盲啞學校
臨時敎員養成所
水產學校
商船學校
士官學校
中央幼年學校
各地方幼年學校
海軍兵學校
海軍機關學校

一、現在役員、

會長、子爵板倉勝貞、　副會長、欽員(元板倉勝全)

本部評議員、井上公二、西村豐、奥忠彦、尾崎嘉太郎、川田鷹、高田銀司、柳井貴三、佐木熊四郎、壚田虎尾、莊田要二郎、平野猷太郎、

支部評議員、石川主一、池上長右ェ門、堀潜藏、細川繁三郎、近澤芳簡、桂泰治郎、神谷壯吾、柳井重宣、山田忠治、前田武槌、蓑内鑛一郎、

本部幹事、奥忠彦、尾崎嘉太郎、高田銀司、田畑大藏、佐木熊四郎、岡本秀哉、佐木秀敏(大阪)

支部幹事、堀潜藏、細川繁三郎、蓑内鑛一郎、

會　計、壚田虎尾、

二、從來貸費卒業セシモノ左ノ如シ。

東京帝國大學工科、　一人、　東京帝國大學法科、　一人、
仝　高等師範學校、　一人、　仝　高等工業學校、　三人、
大阪高等工業學校、　一人、　京都帝國大學工科、　一人、
神戸高等商業學校、　一人、　盛岡高等農林學校、　一人、
札幌農學校、　一人、　京都帝國大學法科、　一人、

京都帝國大學工科、　一人、　岡山醫學專門學校、　一人、
東京農科大學實科、　一人、
合計十五名、
三、現在貸費生左ノ如シ。
東京商船學校、　一人、　東京法科大學、　二人、
仙臺高等工業學校、　一人、　第三高等學校、　一人、
水産講習所、　一人、
合計六名、

高梁中學校

設置由來
本校は、明治二十八年度の岡山縣々會に於て設置を決議し、同年八月創立せしものなり。從來、本縣々立中學校は唯岡山市に一校を設置せるのみにて、縣下子弟の中等敎育を受けんとせば、皆此校に於てせざるべからず、故に就學の志望を抱く者も、道途の遠隔山河の阻礙等の爲、其志を達すること能はず、空しく憾を呑んで時期を過す者往々之れ有り、實に本縣下敎育上の一大遺憾とせしと

ころなりき。殊に明治二十七年九月文部省令第二十四號を以て中學校入學者資格の範圍を擴めらるゝに至り、中等敎育を受けんとする者益々增加し、到底一中學校の之を收容する能はざるのみならず、縣下平等に中等敎育の利便を得んとする希望の聲は漸く高く、遂に明治二十八年度の本縣々會に於て有志の議員相謀り、中學校增設の議を建て、當局者も亦深く民意の在る所を了し、直に之を容れ、之が設置の案を發し、山川の形勢道途の遠近により、從來の岡山中學校の外、更に、美作國津山、備中國高梁兩處に各一中學校を增設することを可決せり、時恰も縣下頻年の水害惡疫流行の後に際し、人民の負担甚だ輕からざるに拘はらず、斯く速に官民の一致を得て之を確定せしものは、蓋し其必要は之をして此に至らしめ、其創立を見るに至りしものなり。

位　置

高梁は備中の中位を占め、山高く、水淸く、境閑にして人心を澄まし、氣爽にして、人身を健かにし、洵に心身を養ひ、學業を攻むるに適するの地なり。往時藩學の盛なるや、四方の學徒笈を負ふて、此地に雲集せし所以のもの、固より碩學鴻儒の德風を望んで、景仰せしに外ならざるべしと雖、山川風土の佳趣亦之が媒を爲したるもの豈少なしとせんや。

縣立高梁中學校は、實に、此の山紫水明の仙鄕、而も古來幾多の偉人傑士を生じたる好歷史を有する高梁町大字內山下に創設せられ、設置以來校運日に月に隆々として、校舍假令輪奐の美に乏しき

も、堅牢宏大、優に四百五十八人の定員に對し、明治四十五年度に於ては、五百十八人の生徒を收容せり。明治二十八年八月光岡金雄校長となりし以來、藤井豁爾（自三十二年八月至三十五年四月）、豊田恒雄（自三十三年九月至卅五年十一月）、を經て、明治三十六年二月現任校長柳井道民就職し、以て今日に至る。今、同校施設の概要を記さん。

（一）家族的寄宿舍

臥牛山麓、喬林天籟を奏し、高梁川の流れいと淸きあたり、夙に家族的寄宿舍制度を施行して、育英の美を收めつゝあるものは、高梁中學校なりとす。言ふまでもなく敎育の目的は、單に智を研き、蒙を啓くに止まらず、優婉温雅なる紳士的品格を修養し、併せて剛毅着實なる資質を練成し、且つ社會活動の主因たる團体的精神を發揮し、以て協同和親の實を擧けしむるに在れば、迚ても僅少なる授業時間に於てのみ之を期し得べきに非らず、必ずや家族的生活の方法により、能く其の暖き愛情の空氣中に純潔なる德性の涵養を圖らざるべからず、猶單に秋霜烈日の徒らに花木を凋落せしむるが如くならずして和煦たる春風のよく嫩芽を萌生せしむるが如くならんことを期す、各寄宿舍の構内に舍監住宅を設け、其家族をして舍生と寢食を共にして居常其坐作進退に注意を拂はしむ、「父は照る、母は淚の雨となり、同じ惠みに育つなでし子」とは、方に是れ高梁中學校寄宿舍訓育上の理想なり、生徒心得の條下に寄宿舍に關する規程あり、本寄宿舍の精神こゝに見る

を得べし。曰く。

第三十九條　寄宿舍生徒は、特に左の各項を心得べし。

一、寄宿舍は同一の目的を有するもの相集りて、共同の生活をなす一個の團体にして、恰も一大家族たるに異る所なし、されは團下の各生徒は圓滿にして、且規律ある家族を形成するに必すべき日常諸種の私德を修むると同時に、全團に對する公德を重んし、各自の一言一行は忽ち全家族の毀譽利害に關することを忘るべからず。

一、各舍團は既に家族たり、されは各舍內に住居し、生徒と起居を共にする舍監は、即家長として生徒に對し、其父兄に代り薫陶の任に當るものなれば、生徒も亦家長として之を仰ぐべし。

一、各舍團とも時限に關する規定の外は、何等成文上の規定あることなし、これ、畢竟、家長たる舍監の訓誨命令の下に各生徒を委すると同時に、生徒をして常に各自の常識判斷に訴へて行動せしめ、不明複雜なる事物に遭遇しては、家長の指揮を仰かしめむとするの意に外ならず、生徒は宜しく此意を躰すべし。

一、各舍團は、其舍監々督の下に、其舍團に關する細大の事項を悉く自ら處理し、斯くの如くにして眞に獨立なる一家族たるの實を擧くべし。

(二) 師弟談話室

校內に師弟談話室の設けあり、其目的とする所は專ら師弟の意志の疏通を謀り、談笑の、間に、無意的感化を與へ、以て訓育の功を全からしめんことを期するものなり。方今教育上最も遺憾の感あるは、師弟情誼の深厚ならさることなりとす、師は能く弟子を知り、弟子は能く師を知り、互に相親み、互に相信し、而して常に慈愛と恭敬との念を存し、心を以て心に授受する的の精神は、斯道に從事する者の欠くべからざる要素なれば、本中學校が爰に注意して本室を設け、特に之れが素を養ふ所以なり。其方法としては、毎日二名乃至三名の職員と五學年生、四學年生(漸次各學年に及ぼす)各二名づゝと順番に本室に臨み休憩時間及び授業後一時間共に卓を擁し、爐を圍み、互に胸襟を開きて諸種の有益なる談話を試み、而して本室には、教員日誌、生徒日誌を供へ置き、其日の著しき出來事及所感を記すことゝせり。

(三) 有終會

有終會は本校職員及ひ生徒を以て組識したるものにして、端を明治二十八年本校創立の際に發し、其後漸次改進して今日に至れり。本會の目的は、本校教養の趣旨を體し、其足らざる所を裨補するに在り。學術部、談話部、運動部、庶務會計部の四部に分ち、學術部にては雜誌を發刊し、圖書を購入して會員の縱覽に供し、談話部にては辯論朗讀の術を錬磨し、時に知名の士を聘して其

の講話演說を請ふことあり、運動部にては、擊劍、柔術、角觝、漕艇、野球、庭球等をなさしめ、併せて庶務文書の往復、物品金錢の出納を掌るものとし、各部には職員を以て任せらるゝ部長と、生徒より撰出せられたる委員とありて其事務を執り、校長は本會長として之を統轄せり。

（四）概　況

明治四十五年四月の調査によれば、生徒人員五百十名にして、學級は十三、明治三十二年三月始めて卒業生を出してより、六百五名に達し、四十五年度の經費総額は壹万九千八百參拾壹圓なり。

私立順正高等女學校

本校は、高梁町大字伊賀町八番地にあり、明治十四年十二月の創立にして當時順正女學校と稱せり、明治三十一年十一月財團法人組織とし同時に校名を私立高梁順正女學校と改稱せしが、時勢の進運に伴ひ、大に規模を擴張し、明治四十一年三月より私立順正高等女學校とし、私立順正女學校を併置せしが、明治四十五年三月私立順正女學校を廢止せり。創立以來卒業生を出すこと六百三十七名の多きに達し、校長を替ふること六、即ち、柴原宗助、柳井重宣、古木虎三郎、寺澤精一、蓑内鑛一郎、及現任の伊吹岩五郎なり。

現今の生徒定員本科二百名、實科百二十名にして、敎員數、校長一、敎師十二、舍監一、書記一、校醫一、而して一ヶ年の經費七千圓なり。

抑、本校は、女子教育の機關未だ普及發達せざる明治十四年、福西志計子、木村靜子両女史一朝奮然として此校を創立し、他の私立の顰に倣はず、專ら女子教育の眞髓に則り、克く修身齊家の道を講し一身を献げて鋭意熱心百折撓まず、千挫屈せず、孜々汲々夙夜其職に從事し、着々其步を進め、成績大に見るべきものあり。両女史逝きて後、現任伊吹校長能く創立者の遺志を繼紹し、堅忍不拔、百方經營の功を積み、能く當初の目的を遂行し、漸時擴張の域に進み、明治四十一年三月高等女學校に改め、明治四十四年十一月二日校舍を新築し、設備亦整ひ、教師其人を得て教授訓練共に其宜きに適ひ、幾多の賢母良妻を輩出し、或は現に教育の職に從事し、良師の名を博するもの亦多々あるに至り其名聲嘖々遠邇に轟き笈を負ふて集るもの年と共に其數を加へ、我備北に於ける女子教育の重鎭たり。

沿革

(一)本校の設立

一樹一草乃微も其時を得、其地を選ばされば成長せしめんこと難し、一學校を起す、決して容易の事にあらず、教育令は發布せられて數年を閲し、都鄙教育の要を知りしと雖も、總ての男女をして教育あるものとなさんは期すべきにあらず、況んや、此時に當りて女子教育につき一指を染めんは難中の至難なる時に於てをや、若し此時代に於て所謂女性なるものをして天賦の性能を全

ふせしめんと企つるものありとせば、一個天來の鼓吹に遭遇したるものならざるべからず、時勢は常に其時勢を看破し得る性情ある人を求む。福西志計子、木村靜子二女史は此時代に處して女子教育なるものゝ曙光を見ざるを得ざる運命を有したるものに似たり。二女史は當時高梁小學校附屬裁縫所の敎師たりしが、一度泰西的思想の片々に接するや、頗る東洋的女性の風習に慨なき能はず、進んで女性の爲めに開拓すべき曠野あるを見ては、單に一小學校附屬裁縫所の敎師たるを以て足滿せず、更に女性をして高尙なる地位に達せしめんとするの働きを取らざるを得ず、既に之を取れり、世人は漸く其信操と動機とを議するに至れり其議するや、陰に陽に消へんとして燃へ、燃へて未た光焰を擧るに至らず、然れども一朝時勢の逆風に立ちて棹しかけたる二女史は公立の裁縫所に奉職して其思想上の自由を遂行し能はざらんとす。是に至りて選ふべきものは只二途のみ、勃々たる胸中の信念を擲つか、將た其職を辭して自家自ら自家の爲すべき地位に退く歟、天來の鼓吹なるものは人をして畏縮せしむべきものに非らず、二女史は決心せり、斷然其職を辭し、自由の境地に立ちて自已獨得の意見に從ひ、以て女性を訓化するに如かずと、則ち二女史は新なる信念を以て其職を換へたり、當時の人々は二女史が敎師としての可否を議せり、されど活動は直正なる信操を有するものゝ常なり、人爲の迫害に逢ふて挫折起つ能はざるが如きにあらず、其胸中にあるものは高尙なる道念を以て自由なる敎育を施さんとするにあり、二女史辭職後

生徒を集めて裁縫を敎授せり、之れ私立順正女學校の卵子なり、二女史が職を辭したるは明治十四年七月にして其十二月に至り、向町黑野宅を賃し、私立裁縫所を開設せり、其始や生徒僅に三十名に足らず、月謝の如き金拾錢より貳拾錢迄とし、或時は其收むる所只貳圓許なることありしと云ふ。此創立の當初にあたり助力を與へしは蓑內鑛一郎と淸水質にして其設立委員として署名せしものは福西志計、柳井重宣、柴原宗助なり、嗚呼此順正女學校の創立は實に明治十四年十二月十日なり、此日こそ福西、木村二女史が公然世に向つて信操の戰を挑みたる記念日と謂つ可き歟。

(二)文學科の設立

世人が女子敎育を解せざる時に私立裁縫所を設立するや、世人は皆其發達すべきや否やを疑へり、設立者は裁縫所としての基礎漸く成るや、其志望を大にせざるを得ず、裁縫科のみ敎授する時既に聖書を講ずるを每朝授業前の例とせり、世人が或は目するに傳道學校を以てせしは之が爲めなり、然れども其實は敎育主義に對する一の所見とするこそ適當なるべし、福西女史が彼女傑メリーライヲン傳を讀むや、感奮淺からざるものあり、思へらく彼れ女性の身として一大學を設立し、以て女子敎育に寄與すること大なり、彼も人なり身餘財あるにあらずして一心大能者に依賴し其大志を成就せり、吾人又何ぞ完全なる女學校を成し能はざるの理あらんやと、今や一歩を進むべき時期に際し、文學科併置を實行せんとするの志念は高まり來りぬ。之れ實に明治十六年の事な

り。翌十七年に至り地方人は新宗教の信操に向つて反動を起し一大迫害は來れり、教內教外彼此共に活氣を生じ人心は高潮を呈せり、進步は此時に來らざるべからず、日夜に女子敎育を念頭に置けるもの此好期を徒過せんや、夏期京都より藤田愛爾の來高するや、一日福西氏は文學科設置の必要を牧師森本(今の松村)介石に談ず、藤田、坐にあり、大に之を賛す測らざりき藤田は基督敎傳道の應援に來りしも今は則ち順正女學校文學科設置の助けを爲さんとは遂に之を在岡山牧師金森通倫に謀る、而して一方には相談委員を會して其得失を議す、論辯は費されたるも一致賛助の意を表す。是を以て金森は文學科敎師招聘の爲め神戶英和女學校(今の女學院)に至り、百方周旋せられしも其人を得ること能はず、當時文學科敎師たるべき女性を得るの困難なりしは親しく其局に當りし人々の實驗せし所、一人の敎師を得る爲には熱涙滴々頰邊を濡したることありしと云ふ。其十一月に至り敎師招聘の結約成り、其十二月下旬に來高し、翌十八年一月七日を以て文學科を設置したり。福西女史積年の希望は幾多同感者の賛助によりて事實となりぬ。其維持法として壹錢講は設けられ、明治三十九年に至迄繼續せり。

(三)校舍新築

前に記するが如く其設立の始めにあたりてや、僅に一民屋を賃し、假りに校舍にあてたるのみ、設立の翌年則明治十五年七月に至り、福西女史は黑野宅を購ひ、更に裁縫所に供する爲めに一家

を建築し自已の所有として之を順正女學校の敎場となせり、如此して向町に其位置を占め以て時の至るを待てり、年所を經過すると共に生徒の出入するもの漸く增し來れり、設立者は一歩進めて新築を企てざるを得ず、明治二十三年下半期頃よりして之れが爲に特別なる木曜日會は出で來れり、此會は、本會が人に知られざる苦心經營を靜默の間に達せんとする高潔至誠の發露たりしなり、此高潔至誠なる熱心の凝結は明治二十六年十月六日の相談會なり爰に新築の計畫は議せり、過去三年間の木曜日會は此一日を來さん爲の準備なりし、世人の同情を女學の上に引き起し、其振興の冥々の中に祈求せし衷心は永く本校が記憶すべき一箇貴重なる心碑たるなり。議は熟し、新築趣意書を發して大に地方有志內外特志者に訴ふることゝなりぬ。其趣意書と新築委員の姓名は左の如し。

女子敎育ノ必要ナルハ勿論而已今日ニ及ンデ之ヲ言フ或ハ言フ日ノ已ニ亭午ヲ過グルニ方ッテ遽カニ起テ曉鐘ヲ撞クノ笑ヲ免レザランカ、然ルニ過去七八年間ニ於ケル我邦女學ノ形跡ハ大ニ吾人ノ心ヲシテ惑ハシメタリキ。顧フニ當時ニアッテ邦人多クハ歐米人ノ言フ所ハ皆是ニシテ善ナリト爲シ、其男女ノ際ニ於ケルモ亦歐米人ノ云爲スル所ハ此ノ如シト云ヒ、其男女ノ學ニ於ケルモ亦歐米人云爲スル所ハ此ノ如シト云ヒ、東洋西洋自ラ國風ノ一ナラズ人情ノ同ジカラサルモノアルヲ忘レ、一ニ皆歐米人ニ之レ模倣シ以テ其計ヲ得タリトスル傾向アリキ、是ニ

於テ乎、女子教育婦人ノ養成頗ル社會ノ用ニ適セズ室家ノ務ニ應セザルモノアルニ至レリ、學ハ妄リニ高遠ニ馳セテ却テ卑近ノ事ヲ遺シ、藝ハ徒ニ浮華ニ流レテ寧ロ實地ノ用ニ適セズ、且ツ其德育ノ如キハ古來日本婦女ガ特有ノ優美ナル貞淑ノ風俗ヲ消滅セントスルノ現象ヲ呈セリ、事實既ニ如此、遂ニ世人ヲシテ婦人ノ養成ナルモノハ絕テ世道ニ益ナキカヲ疑ハシメタリ、啻ニ世道ニ益ナキノミナラズ、寧ロ人心ニ害アランカヲ疑ハシメタリ、是前ニ三年來女學ノ大ニ衰微セル所以ナリ、然レトモ女子教育ノ事決シテ忽ニスベカラザルモノアリ、學ハ以テ智ヲ研キ、德ヲ修メ、藝ハ以テ身ヲ立テ家ヲ齊フルヲ目的トスルモノ、妻トシテハ必ス良妻タリ、母トシテハ必ラズ賢母タルヲ得ン、此ノ如キノ教育ハ國家ニ於テ一日モ缺ク可カラザルノ急務ニアラズヤ、我順正女學校夙ニ見ルアリ、確ク此主義ヲ取ツテ惑ハス變セズ深ク浮華ニ流ルヽコトヲ慎ミ切ニ高遠ニ馳スルヲ戒メ、十年一日ヲ以テ事ニ此ニ從ヘリ、回顧スルニ明治十四年七月始メテ此基業ヲ置キシヨリ、今明治二十七年ニ至ツテ既ニ十有三星霜ヲ閲セリ、其間全國至ル所ニ女學校ノ建設セラルヽモノ枚擧ニ暇アラズ、而シテ多クハ其修養ノ目的ヲ誤リ、日又一日廢滅相次ギ、其今日ニ存スルモノ盖シ幾クモアルナシ、嗚呼我ガ順正女學校ハ實ニ幾多女學校ノ興廢常ナキノ間ニ卓立シテ曾テ變轉衰頽ヲ見ズ、愈々昌ヘ益々盛ナル所以ノモノハ其教育主義養成ノ方法亦少シク社會ノ用ニ適シ、室家ノ務メニ應スルモノアルニヨラズンバアラズ、現ニ我校ノ卒業生ニシテ出テ、

八人ノ師トナリ、嫁シテハ人ノ妻トナリ、皆其任務ニ適セザルハナシ、今ヤ我校百數十人ノ生徒ヲ有シ、教場狹隘塾舍塡塞復一人ヲ容ル、餘席ナシ、是レ實ニ今回校舍新築ヲ企圖スルノ已ム可ラザル所以ナリ、願クハ大方有志ノ諸君我校ガ主義トスル所ノ本來素アルヲ察シ、我校ガ經歷セル所ノ終始常アルヲ鑒ミ、來ツテ此計畫ヲ贊助シ給ハンコトヲ敢テ懇請ス。

板倉信古、　石川豐次郎、　石川直助、　石井瀧造、　家本平左衛門、
岩佐槌之丞、　林善助、　堀周平、　留岡金助、　桂泰治郎、
龜山富太郎、　横屋幸完、　横田實五郎、　丹藤友太郎、　高田富太郎、
太田源助、　田村利之介、　中島直次郎、　大西勝之助、　岡本善助、
大月岩吉、　大島嘉三郎、　大西龍三郎、　小野龍平、　大西庸右衛門、
大西英次郎、　山本半兵衛、　熊木直包、　山村久兵衛、　山邊成功、
柳井重宣、　矢吹鎭德、　安原藤吉、　安原兵吉、　小林侚一郎、
福西志計、　足立克讓、　赤木蘇平、　安藤伊兵衛、　赤木松吉、
相原源三郎、　木村靜、　湯淺清平、　東三省、　蓑内鑛一郎、
樋池勇次郎、　森熊吉、　須藤英江、　杉山彦太郎、　杉山弘三、
福田源吉、　小川伍吉、　水川市三郎、　彌屋修平、　難波平五郎、

堀貞成、難波健次郎、八木百太郎、八木源太郎、

各委員の周旋と福西氏の奔走により有志の賛助を得ること厚く、明治二十八年三月工を起し、裁縫科敎塲と文學科敎塲とに充つべき一棟の建築に從ふに至れり、同十一月に至りて、向町の假校舍より、伊賀町新築校舍に引き移りて授業を爲すことゝなり、爾來附屬家屋の建築を急ぎ二十九年二月に至りて寄宿生徒をも新築校舍に移らしめたり、依て移轉式を明治二十九年三月二十八日に擧行したり、是れ順正女學校第二の記念日たり、此新築事業に關し、有志の義捐金額総計凡三千圓にして學校の所有として敷地約五百坪を購入し建築し得たるものは其棟數六箇、此建坪百二十坪なり、多くの人々に其發達を危まれたる順正校は斯く熱誠なる有志の賛成により私立女學校として恥しからぬ位置に達せり。

四）伊賀町に引き移りたる後の順正校

新築落成と移轉とは校運の一段落を劃するものありしとするも此以後に於て頗る困難なる事は起り來れり、創立者福西女史が病魔に犯されたること之れなり、依て舍監事務は當時神戸女學院敎師にして順正女學校第一回卒業生たる河合久子をして當らしめ、專ら靜養せしも病勢は一進又一進、明治三十一年八月二十一日福西女史は遂に永眠しぬ、女史の永眠は、實に順正女學校の代償たりしと云はざるべからず何となれば女史の身體は肥大容易に病ひに犯さるべくも思はれざりし

に辛勞其度を過したること惜かに其病因を爲したるものなるべし、嗚呼女史は自ら經營しゐる事業の爲に其身を献したるは寧ろ大なる本懷なるべし、女史永眠後孤影寂然として校務に從ひし木村靜子女史も日一日に老衰を加へ其同功一躰とも云ふべき福西女史に離れ何となく心に淋しさを感ぜしめたるに似たり、女史も又三十二年二月十一日を以て永眠せり。實に悼ましさに堪へざるものあり。

福西女史永眠後に於ては順正校は如何にすべきやは大なる問題たりしなり、何となれば誰人か學校全般を管理經營するものなかるべからず、之れと同時に民法發布の結果として法人組織に改めざるべからざるものあり、維持員會は開かれて、熟議に熟議を重ね、財團法人となし、理事として小林尙一郎、伊吹岩五郎二人を選出したり、此時に於て新に維持員として加はりしものは、長尾佐助、山田忠治、河合久子、及伊吹岩五郎四名なり、之れと同時に蓑内鑛一郎は維持員會長となり、伊吹は校長として蓑内と交代したり、是に於て世人が危みたる順正女學校は繼續すべき機關を具備しぬ、之れ實に明治三十一年十一月なりき。爾來校運を傷くることなく寸前尺進、三十二年に於て縣費五百圓を補助せられ、三十四年より上房郡費を以て、三十五年より縣費を以て補助せらるゝに至り、漸く社會の認識を盛ならしむるを得たり、三十九年以來引き續き高梁町費の補助も加はるに至り、生徒數の增すに從ひ校舍の狹隘を感ずること甚しく三十六年に於て事務室

茶室物置を建築したり、而して校舎の建築に意を致さゞるべからず、而も敷地の適當のものなし、
敷地問題は發展に取りて第一期の問題たらざるべからず、世間の同情漸く增す學校の名譽又從て擧る進步の策は此間になかるべからず、幸に多くの手續きと交涉と日月を重ねて舊監獄敷地（現在の校地）を學校の有となすを得たり、爰に第一期の業は成りぬ。而して第二期に入るべき建築は來りぬ。されど容易に此問題は來りたるにはあらざりし、敷地問題に日月を費す間に於て建築を策し居りしに俄然として三十七八年の役あり、總ての事業は頓挫しぬ。況んや私立經營の事業に於てをや、而も三十九年に於て將に造り出されんとして同年七月縣有問題は縣當局者により學校に向つて提起せられたり、既に一旦決するに垂んとして縣營問題は私立經營の問題と變じ來り、此間に處する校長伊吹の焦心、苦慮、經營の慘憺實に言語に絕するものあり、一面維持員と私立經營の方針を議し、一面縣當局者に稟議する等日夜東奔西走遂に四十年六月に至りて四千五百圓の縣費補助を得るに至り、愈寄附金募集に從事し、工事は四十年八月を以て着手せり、四十一年三月二十七日高等女學校設置の認可を得、四十二年四月に至りて生徒入學試驗を爲し、又編入試驗を了し、遂に高等女學校の開校を見るに至れり、而して建築工事は四十二年十一月に至りて工を竣へ、同年十一月十四日新築落成式を擧ぐるに至れり。

學制

學事上ノ諸制度、板倉伊賀守勝靜以前ノ諭達等不詳、勝靜代ニ至リ、文武ヲ奬勵ス。枚擧ニ暇アラス、但戊辰紛擾ノ際書類多ク紛失ス。今其一二ヲ掲グ。

文學ハ士ノ可嗜第一ニ候得ハ是迄文事ニ志無之壯年ノ輩ハ猶更ノ儀以來ハ勤テ學問可被致候、追年文事ノ盛ニ被行候樣被遊度思召候間重役幷其以下或ハ繁勤ノ面々タリ共餘力ノ砌リ有終館ヘ出席被致共々被心懸候ハヽ一統ノ勵且ツハ自然國風トモ可相成候武藝是亦專要ニ候條猶此上無怠慢出精可被致候、古語ニモ文武ハ車ノ兩輪鳥ノ兩翼トモ有之乍去文ナキ武ハ誠ノ武ニ非ス只血氣ノ勇ニシテ眞ノ武道ニ非ス是等ノ處能々被心得修業可被致候事。

嘉永四年二月十四日　　家老年寄連名

御家中衆

昨年被仰出候文學ノ儀講釋聽聞ノ出席有之候得ハ壯年ノ向ハ輪講返講可被致候厚以思召文事御引立ノ爲メ有終館御普請出來且句讀師中ニモ終日詰切リ相成候得ハ猶又弱年衆中此上一段出精可被致候事。

右之趣御家中衆ヘ各ヨリ可被相達候以上、

亥三月廿九日　　月番　桑野龜

御目付中

伊賀守勝靜親筆寫　　家來共ヘ

國勢ノ盛ナルハ士ノ正シキヨリ起ル士風ヲ正フスルハ文武ヲ勵スニアリ去ル戌年改革ノ儀申付候以來諸士ノ風儀追々行直リ文武心懸宜敷者モ數多相見ヘ賴母敷ナルヿニ候然ル處年來困窮ヨリ心掛ノ儀モ思フニ任セサル者有之心痛ノ儀ニ付今般借上ケ米ノ内現取五歩方年々指戻シ遣シ候改革以來何ノ間モ無之且臨時入用モ大敷有之別ケテ勝手向有餘有之テノヿニハ非ス只文武ヲ勵ムノ一助ニ致シ遣シ益士風ヲ正シ國勢ヲ盛ニセント計ルノミニテ猶委細ハ難去譯柄有之候間家老年寄共ヨリ可申聞具ニ承之心得違致間敷モノ也

正月十五日　　周防 伊賀守事

伊賀守勝靜親筆寫　　家來共ヘ

文武ノ儀近來一統致精勤候段大慶存候猶留主中ノ所別テ出精有之樣致度就テテハ各ニモ用閑キ

ニハ馬術諸藝何成共一流ハ出席有之樣存候是迄文武共年弱ノモノ共致候儀而已ニ相成役付候ト自然用繁キ故哉多分廢業致候向往々有之候繁勤ニテモ一藝位ハ心掛次第ニテハ稽古出來可申候以來ハ番頭始メ諸役々何レモ諸藝一流ツヽハ銘々得手ニ應シ出席可致候五十歳ヨリハ身ノ强弱ニヨリ武藝出來兼候ハヽ有終館ヘ出席講釋聽聞可致候六十歳ヨリ勝手次第ノ事是迄文武出席帳六月十二月兩度ニ差出候得共以來ハ每月改前月分翌月十五日師範ヨリ近習頭迄差出候樣可相定候事

五月六日　周防

每々被仰出候文武ノ道一統出精致候段ハ委細達御聽候得共中ニハ武藩稽古ニテ骨ノ折サル流義心掛ケ申譯ケニ出席有之輩モ相聞ヘ文學モ同樣有終館出席モ五十歳以上身弱ハ武藝出來兼候衆中計リニテハ御趣旨難叶候間老弱ニ拘ハラス出席可被致候且當時ノ御模樣尙更ノ儀奉報恩候時節到來ニ付十分油斷ナク實用ノ文武此上出精可有之事

右之趣御家中衆ヘ各ヨリ可被相達候以上

十二月廿二日　月番　金子外記

御目付中

文學ノ儀ハ國家第一ノ儀ニテ高祿ノ者ハ別テ心掛無之テハ之不相成義ニ候是迄トテモ段々御世話モ被爲在候得共猶又今般一際御引立被成候尊慮ニ候得ハ以來有終館會日百石以上ニテ三十歳以上ノ者ハ不殘是非共出席可致候高以上モ（五十石以上ヲ高以上ト唱フ）準之成丈ケ出席致シ高以下ノ者幷三十歳以上ハ勝手タルヘク候得共心掛ケ出席致スニ於テハ一段ノ事ニ候

右館內ニ學寮取立句讀師ノ內人撰一ケ年入寮被仰付朝五ツ時ヨリ夕七ツ時迄夜六ツ時ヨリ四ツ時迄相詰メ內一人宛泊リ番相勤メ詰中一人扶持幷炭油等被下候事

句讀師外ノ者モ入察相願候者ハ人物取調ノ上同樣被仰付候事

右ノ趣御家中衆ヘ各ヨリ可被相達候以上

十月朔日　　月番　金子外記

藩主親筆寫　　師範ノ者ヘ

一、文武兩道ハ兼備申スヘキ勿論ニ候得共藝術ニ至リテハ生付ノ得手不得手モ有之兩道共難揃モノニ候得ハ心入レハ片落ニ不相成樣心掛ケ可申候師範タル者ハ一方ニ勝レタルヨリシテ引立方モ中付候事故別ケテ片落ニ成易キ者ニ候得ハ能々相心得文學ノ師ハ門人ノ內武藝ニ怠ラサル樣申諭シ武ニ器用ナルモノヘハ別ケテ勸メ可申候武藝ノ師モ門人ノ內文學ヲ棄サル樣申諭シ文ニ得

手ナル者ヘハ別ケテ勸メ候樣心掛候得ハ自然片落ニ相成間敷ク候天生不得手ニテ我身ニ出來難キハセメテ門人子供ニナリ𪜈勸メサセ候得ハ藝術ハ一方而已ニテモ心計リハ両全ニテ文武兩道ノ師トモ可申候却テ我身ニ致候ヨリモ廣ク國家ノ爲メニ相ナルヘク候然ルニ一家中ノ人ヲ我得手ノ道ヘノミ引入度ナトヽ存候樣ニテハ畢竟一已ノ私ニテ其末ハ國家ノ害ニ成候事モ有之候間師範申付置者能々可心得事ニ候

一、學問所ハ人倫ヲ明カニシ風俗ヲ正シク人材ヲ生育スルノ塲所ニ候人材多ク相成候得ハ其役々備ハリ候則其處國家安泰ノ基ニテ候兎角子供ヨリ弱キ内善キ習ハシ成候樣ニ導キ候カ第一ニテ候幼ヨリ素讀致シ禮讓進退ニモ能ク習ヒ追々經史諸史軍法書ニ至ル迄廣ク講究致シ躬行ノ處ヨリシテ和漢治亂盛衰ノ際飽迄通達シ實事ニ我物トスル樣深ク心ヲ潜メ研究致シ國家ノ用ニ立候樣教導肝要ニ候詩文等モ心掛ケ候事則一助ニ候我邦ノ人ハ詩文ニ疎クシテ文辭ノ本義モ解シ兼狹陋偏固ノ弊モ有之候然リト雖モ文人詩人ノ風流ニナラヒ武士ノ質實素朴ノ風ヲ失ヒ申間シク我程ヲ心得武士タルヲ躰シ義氣ヲ盛ンニシ氣丈ニ手堅ク可有之候

一、先我國ノ事御當家ノ御事　御宮ノ御事ヲ奉存聖人ノ道ヲ奉尙候テ修業可有之候唐土ノ風ヲ好ミ仕來リニ違ヒ或ハ今ノ制度ヲソシリ又ハ學力未タ至ラスシテ妄ニ論說ヲナシ自已ノ見識ヲ以テ擅ニ人ヲ誹謗シ放蕩ニ至リ世事ヲ勉メス理屈高遠ニ至リ政教ニ害アルヿアリ右等ノ類堅ク相

愼ミ流弊無之樣心掛ケ可申候一躰ヲ通シテ言ヘハ篤實ニシテ力付キ聞見博クシテ事務ニ渉リ有餘有之樣ニ相成候義專要ニ候

一、文武師範ノ義一藩中子供弱キ者ノ守護ニモ當リ候得ハ銘々身上ヲ愼ミ申サステハ子弟ノ教導モ屆キ兼可申候國家ノ爲ト存シ互ニ師範共親ミ申合互ニ子弟ノ内若シ惰弱又ハ不行跡ノ者ハ其師範ヨリ親切ニ意見教訓モ致シ夫ニテモ用ヰサル者ハ文武目付迄內意可申出候夫々師範ノ出精ニテ弱キ者風儀モ能ク見ヘ候程ニ致シ候得ハ此上師範ノ功ニテ候此段モ心得ニ申聞置候急度違背有之間シク事

周防

士族卒之子弟教育方法、　士族ノ子弟ハ必ス藩立學校有終館附屬教諭所ニテ本館會頭句讀師輪番ニテ出勤シ教授ス、家塾ニ入學スルハ各自ノ意向ニ任ス、子弟學業優等ノ者ヲ拔擢シテ他國ヘ遊學セシムル中ハ常祿ノ外ニ修業扶持ト唱ヘ別ニ二人扶持ヲ給ス、本人志願ニテ游學スルモ修業扶持ヲ給スルヿモアリ扶持ヲ給セスシテ成業ノ者ヘハ格祿或ハ紋服等ヲ與ヘテ賞スルヿ尤厚シ、武術修業モ大概前ニ準ス、每月五日廿日ニ藩主屋形ニ於テ學頭經史ノ類ヲ講ス士族ハ必出席聽聞ス所勞等ニテ不參ノ向ハ目付ヘ斷ル卒ハ聽聞勝手次第藩主亦出席ス。

平民子弟教育方法、　平民ノ子弟ハ放任ニシテ父兄ノ見込ヲ以テ家族寺子屋ニ就テ修學スルノミ、

有終館會頭ノ中敎諭掛リヲ命シ毎月兩日（日限不定）町役人立會老弱ニ拘ハラス平民ヲ敎諭所ニ會シ小學論語等ヲ題トシ字句ニ不拘人倫ヲ本トシ孝悌忠信ヲ敎諭ス子弟學術優等ノ者ヘハ修業扶持ヲ給シ或ハ家臣並ニ取立或ハ苗字帯刀ヲ免シ又ハ合印ヲ許スヿアリ

家塾寺小屋開設之制度　家塾寺小屋ヲ開ク藩ノ許可ヲ受ルコトナシ自由ニ開設スルヿヲ得ル。

學校

一、有終館、

舊松山中之町ニアリ、延享年中伊勢ノ亀山ヨリ移封後舊松山本町ニ設立ス、天保年中今ノ地ニ移ス即チ現今ノ高梁女子尋常高等小學校ノ地。

沿革、延享三年創立、伊勢亀山ニテ隱岐守重常代石川半助（號鹿山）祿二百石廣間番ニテ藩士ニ文學ヲ敎授スト云フ。其制度不詳。半助ハ丈山ノ姪丈山子ナシ、故ニ半助相續ス、藩祖勝宗重宗二代丈山ト交誼ノ厚キニヨリ遺言シテ板倉氏ニ仕ヘシム。石火矢町石川主一ハ其遠裔ニシテ今ニ存ス。舊松山ヘ移封後、寛政年中、周防守勝晙大ニ文學ヲ奬勵シ、藩主芦戸利兵衛（號默翁）ヲ學頭トシ、且學校ノ名稱ヲ撰ハシム、乃チ有終、日知ノ二名ヲ書シ採擇ニ供ス、勝晙有終ノ字ヲ採リ之ヲ命ス、後野村治右衛門（號必明）繼テ學頭タリ、後（年寄役ニ抜擢）又周防守勝職代奥田蕉藏（號樂山）學頭タリ、文政十二年十二月二十八日山田安五郎（方谷）會頭ヲ命セラル、天保二年二月十日本館火ヲ失シ烏有ニ歸ス、蕉藏請テ地形

ヲ相シ城下中央ニ移シ子弟往來ニ習便ス前揭ノ地規模頗ル舊ニ加フ、廟堂整然當時文運未タ太タ旺セス而テ此盛擧アル蓋蕉藏贊成ノ力居多ト云フ、天保十年春城下火ヲ失シ、延テ本館ニ及フ勝職深ク之ヲ憂ヒ再造ニ志アレモ一時燒殘ノ餘此ニ及ニ暇アラズ子弟大ニ沮ム、既ニシテ弘化中伊賀守勝靜家督ニ際シ、山田安五郎學頭タリ勝靜父祖ノ志ヲ繼カントス、首トシテ安五郎ヲ要路ニ擢用シ學職ヲ兼ネシメ大ニ文武ヲ奬勵ス、安五郎因リテ學館ノ釋奠及諸雜費ヲ合算シ、其ノ五箇年ニ要スル全額ノ支出ヲ請ヒ學館ヲ再築ス、子弟愁眉ヲ開キ絃誦ノ聲再ヒ興リ、釋奠釋菜ノ禮典ノ如キハ粲然可見禮樂ノ大略次ニ出ツ勝職代藩士ヲ學職ニ用ユルハ松本專之助、西川其人、民間ヨリ擢用スルハ安五郎、勝靜代藩士ヲ擢用スルハ神戸謙二郎、服部陽輔、神戸一郎、民間ヨリ登用スルハ進昌一郎、川田剛、三島貞一郎、鎌田宗平、林富太郎而シテ其他要路ニ役付ク者大概館中ヨリ出ツ、安政三年進昌一郎(鴻溪)學願トナリ、次テ神戸一郎(景顏)學頭タリ、安政六年三島毅(中洲)會頭トナリ文政元年學頭ニ進ム、明治四年廢藩置縣ノ令下ル。此年ヲ以テ閉鎖ス。

敎則、　四書、五經、十八史略、日本外史、大日本史、十三經、二十二史、資治通鑑、宋元通鑑、諸子文集等素讀ヨリ初メテ返講、輪講等總テ易キヨリ難キニ及ホスニアリ。

素讀ハ朝五ツ時ヨリ九ツ時迄讀師三四名ニテ一人每ニ敎授シ、晝八ツ時ヨリ七ツ時迄、復習講義生ハ朝五ツ時ヨリ始ルアリ、或ハ四ツ時ヨリ始ルアリ、又ハ晝九ツ時、或ハ八ツ時ヨリ何レモ敎

員ノ都合ニ依リ取極ムルモノニテ凡ソ一組ノ講義月六回又ハ十二回トス。三八ノ日ハ朝五ツ時ヨリ會頭句讀師等學頭ヲ會幹トシ、經史類ヲ講究ス、但シ文武目付時々立會ヒ其勤惰ヲ督ス。

學科學規試驗法及諸則、　漢學ヲ主トシ、傍ラ國書ヲ讀マシメ兼テ指南出席ニテ劍槍ノ術ヲ授ク。醫學ハ毎月會日ヲ定メ藩ノ醫師相會シ、學頭立會ニテ醫書ヲ講究ス。生徒ニハ必ス文武兩道ヲ兼修セシム。

文學ト武術トノ程度比例左ノ如シ。

文學、　四書、五經ノ素讀、（下級）論孟講義、（中級）學庸及五經ノ内一經講義或ハ文章轉倒ナキモノ、（上級）

武術、　切紙、（下級）　目錄、（中級）　免許、（上級）

修業ノ程度ナシ、六七歳ヨリ終身ノ業トス。

素讀生ハ毎月々旦評ト唱ヘ、讀ミ了リシ書ノ内一冊ニ四五ケ所ツ・句讀師ヨリ指出シテ之ヲ讀マシメ、優等ノ者ヘハ年末ニ書籍或ハ筆紙墨ヲ賞與ス。春秋兩度昇級試驗ヲ設ケ諸役員立會ニテ之ヲ施行シ其及落ヲ定ム。

但シ武術ハ十一月十日或ハ十五日頃ヨリ三十日間寒稽古ト唱ヘ曉八ツ時ヨリ稽古シ、其終リノ日上達ノ者ヘ昇級ヲ命ス。春秋兩度藩主屋形ニ於テ文武ノ士ヲ撰ミ諸役人立會ニテ之ヲ試シ優等ノ

モノハ藩主親ラ書ノ篇章ヲ撰ミ別ニ講讀セシメ、武術ハ藩主親ラ敵手ヲ擇ヒ別ニ試合セシムルヿアリ、之ヲ特試ト稱シ、皆其選ニ預ルヲ榮譽トス。

士族ノ嫡子十五歳ニ至レバ、目見ヘヲ許ス、爾後年始、佳節出仕ス、三ケ年ニシテ初メテ二人扶持ヲ宛行ヒ、又二十五歳ニシテ切符銀三枚ヲ加増ス、此舊例也、勝靜代ニ至リ文武奬勵ノ爲メ文武共下級ニ至ラサレハ目見ヘヲ許サス、中級ニ至ラサレバ扶持ヲ宛行ハス、去レモ天性文事ニ不得手ナル者ハ二流ノ武術兩道ニ充テ又身体虚弱ニシテ武術不得手ナル者ハ文事中級ニ至ルヲ以テ文武兩道ニ充テ初メテ目見ヘヲ許ス、而シテ文武共上等卒業又ハ別ケテ優等ノ者ヘハ紋服或ハ紫ノ下緒或ハ金紋引肌ヲ下賜セラルヽヿモアリ、句讀師又ハ學術優等者ヲ拔擢シ、寄宿申付修業扶持一人口外ニ薪炭油費ヲ給ス。

維新後ハ十五歳以上十七歳迄ノ者ニハ書籍料トシテ金五兩ツヽ年々下賜ス。

職名及俸祿、　文武總督、　文武目付、　學頭、　會頭、　句讀師、以上ハ維新前ナルヲ以テ、定祿ノ外、役扶持ナシ。但年末ニ敎授精勤ヲ賞シ、目錄ヲ與フ、坐席ハ各役席有之、維新後ハ左ノ如シ。

督學、　大參事ヨリ兼務ナルヲ以テ別ニ給料ナシ。

文敎官、年給米十二俵、　仝副、仝十俵、　文助敎、仝十俵、　句讀師、仝八俵、　文武監察、

仝八俵、

職員概數、

維新前、　教員十八人、事務員四人、門衛二人、小使一人、

維新後、　教員十六人、事務員四人、門衛一人、小使二人、

生徒概數、

維新前、　素讀生百五十人、講義生百人、

維新後、　素讀生百二十人、講義生八十人内四十名ハ寄宿ニテ、十名ハ藩費、餘ハ自費、

束修謝儀、　無之、

學校經費、　經費ハ盡ク藩費ノ内ヲ以テ仕拂ヒシ故學校經費區別シ難シ。學費ヲ藩士ニ賦課スル等ノコ無之。

藩主臨校、　藩主臨校講義聽聞等ノコ有之、或ハ他藩人文武遊歷等ノ節モ亦臨塲ス。

學校構造、　地坪七百八十一坪八合六勺、建坪百七十七坪、

學校ニテ出版セシ書籍目次及藏書ノ種類部數、

出版翻刻ノ書籍無シ。

藏書種目ハ、有終館ノ分、經費百十五部、史類百四十二部、子類二百四十三部、集類六十六部、

館中用書二十九部、野山學問所用書十九部、

江戸邸内學校

校名、　單ニ學問所ト唱ヘ或ハ有終館トモ稱セリ。

校舍所在地、　江戸外櫻田邸内、

沿革要路、　藩主伊賀守勝靜以前已ニ學校ノ設ケアリト雖モ舊記ノ存セサルヲ以テ記スルニ由ナシ、勝靜代藩士脇田金藏、狩野東吾等ヲ擢ンテ或ハ赤川二郎等ヲ聘用シテ前後會頭トナシ、大ニ學事ヲ奬勵ス。安政元年江戸大震シ、校舍敗壞ス。依テ其明年新ニ校舍ヲ外櫻田邸内ニ建設ス。尋テ川田剛等學頭タリ、後藩主幕政ニ參與シテヨリ其邸第屢移轉セシヲ以テ校舍亦定所ナシ。

教則、　概ネ藩學有終館ノ例ニ同シ。

學科、學規、試驗及諸則、　前仝斷。

職名及俸祿、　文武總督、　文武目付、　學頭、　會頭、　句讀師、　該調ハ總テ維新前ニ係ルヲ以テ役扶持ナシ、但シ年末ニ精勤ヲ賞スルノミ、

職員概數、　教員六人、小使一人、

生徒概數、　素續生二十八人、講義生十五人、但シ自費ヲ以テ寄宿スルハ隨意。

束修謝儀、　無之。

學校經費、　總テ藩費ナルヲ以テ不詳、學費ヲ藩士ニ賦課スル等ノヿ無之。

藩主臨校、　藩主臨校講義聽聞等ノヿ有之。

祭儀、　行ハズ。

學校構造、　地坪凡六十二坪半、建坪凡十九坪半。

出版飜刻ノ書籍無シ、戊辰ノ亂藏書目錄等紛失シ、且藏書モ亦一モ存スルモノナシ。

野山學問所

舊松山領内賀陽郡西村ニ在リ。

沿革、　藩主伊賀守勝靜代安政年中藩士ノ貧シキ者ヲ此地ニ移住セシメ、田ヲ墾シ兵ヲ練ラシム。依テ安政四年初メテ學校ヲ設立シ文武ノ道ヲ講セシム。

敎則專ラ藩學有終館ノ則ニ依ル。

學科、學規、試驗法及諸則、前仝斷。

職名及俸祿、　文武總督、　文武目付、　學頭、　會頭、　句讀師、該調ハ總テ維新前ニ係ルヲ以テ役扶持ナシ。但年末ニ精勤ヲ賞セラルヽノミ。

職員概數、　敎員五人、但内一名ハ藩學有終館會頭ノ内順次交番ニテ十日ツヽ詰、此詰中ハ一人扶持ツヽ給與セラル。小使一人。

生徒概數、　三十名內日數寄宿生十名　但油炭代等ハ藩費

束修謝儀、　無之。

學校經費ハ總テ藩費ナルヲ以テ不詳。學費ヲ藩士ニ賦課スル等ハ無之。

藩主臨校奬勵ノ義有之。祭儀ヲ設ケス。

學校構造、　地坪凡九十二坪、建坪八十二坪。

藏書ハ別ニ無之總テ藩學有終館ノ書籍ヲ使用ス。

教諭所

舊松山鍛冶町ニ在リ。

沿革、　本校ハ舊藩卒ノ子弟及平民ノ子弟ヲ教授スルカ爲ニ設クルモノニシテ舊藩主板倉伊賀守代安政二年ニ創立シ、慶應三年ニ至テ廢セリ。

教則、　本館ハ藩學有終館ノ附屬ナルヲ以テ教科用書及授業ノ方法等總テ有終館ノ則ニ仝シ。時間ハ朝五ツ時ヨリ九ツ時マテ舊藩卒ノ子弟ヲ教授シ教授方最初ハ有終館句讀師ノ内ヨリ輪番ニテ出席教授セシカ後藩卒ノ内ヲ以テ教授方ヲ命ス九ツ時ヨリ八ツ時マテハ市中ノ子弟ヲ教授ス教授方ハ市中ノ平民ヲ以テス又一ケ月兩日有終館會頭教諭掛リ進祥山、林富太郎ノ兩名輪番ニテ出席老弱ニ拘ハラス平民ヲ會シ、小學論孟等ヲ題トシ字句ニ拘ハラス人倫ヲ本トシ孝悌忠信ヲ教諭ス。

學科ハ漢學トス、學習年限ナシ、春秋兩度ノ試驗及月且評等ハ有終館則ニ仝シ。
職員及俸祿、　敎授給料二人扶持、助敎無給、
敎員八人、事務員四人、小使一人、通學生八拾人、寄宿生ナシ、
束修謝儀、　無之、
一箇年ノ經費凡金五拾兩内外トス。但町村内有志者ノ出金ニ係ル
藩主封土巡視ノ際臨校シ、或ハ臨時重臣ヲ以テ臨校セシメラルヽコアリ。
校舍地坪數五十五坪二合五勺、建坪二十三坪二合五勺、
藏書ハ、四書、五經、小學孝經日記故事等若干部アルノミ。但町村内有志ノ寄附ニ係ル

成章村校

初メ敎諭所ト稱シ、後成章村校ト稱ス、
舊松山藩領内賀陽郡八田村ニアリ、即チ現今總社町小學ノ地。
沿革、　藩主板倉伊賀守時代嘉永年間仝村神官池上多門ヲ以テ敎授トシ、仝人居宅ニ於テ假リニ學校ヲ開設シ、安政ニ至リテ初メテ新築ス。
敎則、　孝經、四書五經、日記故事小學國史略、日本外史、十八史略等、
素讀ハ毎朝五ツ時ヨリ九ツ時マテトシ、講義ハ總テ午后トス、又夜學ノ課ヲ設ケ農民ノ便ヲ以テ

敎授ス。

學科ハ漢學ヲ主トシテ傍ラ算術筆道ヲ授ク、學習ノ年限ナシ、試驗ハ每年一度藩學有終館ニ於テ素讀講義等ノ試驗アリ、又臨時藩學會頭巡回試驗シ優等ノ者ヘハ袴着用ヲ許サレ、或ハ書籍等ヲ賞與セラル。

職員及俸給、監督村内ノ用達ヲ以テ之ニ充ツ無給、敎授、助敎、士族ハ固ヨリ定祿ノ外役扶持等無ク平民ニ於テモ無給ナリ、只年末ニ賞與アルノミ。

職員概數、敎員拾貳名、小使一名、

生徒、卒ノ子弟ハ三十五名内十名ハ講義生、餘ハ素讀生、平民ノ子弟ハ三十名盡ク素讀生。

束修謝儀共ニ無之。

學校經費總テ藩費ナルヲ以テ不詳、學費ヲ賦課スル等ノ𪜈無之。

藩主臨校、奬勵ノ爲メ臨校セシ𪜈アリ、

校舍地坪八十三坪三合、建坪二十五坪。

書籍ハ有終館藏書ノ内ヲ使用ス。

舊藩祭儀

每年春秋仲月下丁日祭儀ヲ行フ、下丁日故障アレハ丙日トス、前日目付役ヨリ一藩ヘ觸達シ、本日

曉七ツ時揃ニテ家老年寄役始メ、表役ノ面々禮服着用有終館ヘ出頭藩主朝六ツ時入館ス、休息所ニ就キ手洗ヒ口漱キ樂生着座シ、亂聲中ニ藩主始メ諸役人敎官銘々坐ニ着ク。

祭儀役員、　典禮會頭一人、祭酒學頭一人、有司會頭句讀師助敎、

亂聲畢テ典儀有司開戸捲簾ト令ス、（奏樂）開戸捲簾ス、有司、典儀祭酒迎神再拜ト令ス、迎神再拜ス、（讀迎神文）、祭酒、典儀祭酒焚香再拜ト令ス（奏樂）焚香再拜ス、祭酒、典儀有司獻魚菓ト令ス、（奏樂）獻魚菓（魚ハ鯛、菓ハ饅頭）有司、典儀祭酒獻酒ト令ス、（奏樂）獻酒（土器ニ盛ル）、祭酒、典儀祭酒讀祝俯伏ト令ス、讀祝俯伏祭酒典儀參神再拜ト令ス、藩主廟内ニ、入リ焚香再拜ス（在江戸ナレバ家老代拜）出席ノ家老始メ諸役人廟外ニテ再拜ス、各役席差等アリ、典儀有司送神再拜ト令ス、送神再拜（讀送神文）、有司典儀徹酒魚菓ト令ス、（奏樂）徹酒魚菓、有司、典儀垂簾闔戸ト令ス、（奏樂）垂簾闔戸、有司、典儀禮畢ルト令ス、藩主席ヲ去リ休息所ニ就キ諸役人モ休息ス、近習頭ヨリ藩主歸館ヲ令ス、諸役人幷敎官玄關迄送ル、但入館ノ節モ玄關迄出迎フ、典儀諸役人ヘ福酒頂戴ト案内ス、前ニ徹スル土器ノ酒ヲ樽ニ澆キ再ヒ瓶子ニ盛リ、土器ヲ添ヘ、句讀師助敎酌ヲ取ル此時奏樂、諸役人一統退散ス、目付役一人徒目付役一人出張藩士一統午九ツ時迄拜禮ス、福酒ヲ與フ。獻魚菓徹スル後藩主ヘ差出ス、魚ハ剖割シテ家老年寄ヘ分賜ス（在江戸ナレバ家老ヘ出シ同樣年寄ヘ分配ス）菓子ハ館中掛リヘ下賜ス。

名稱	學科	所在地	開業	廢業	教師數	生徒數	隆盛年代	調査年代	身分	塾主氏名
―	漢學筆道	高梁柿木町	慶應二年	明治四年	一	五〇	―	明治三年	士	鎌田宗平
牛麓舍	仝	仝 御前町	天保十年	仝 十年	一	二〇〇	明治三年	仝	士	山田安五郎
―	仝	仝 柿木町	慶應元年	仝 四年	一	三三	仝 四年	仝 四年	士	莊田賤夫
不如學舍	仝	仝	明治元年	仝 五年	一	男五三 女一五	仝 三年	仝 三年	士	柳井眞澄
莫過詩屋	仝	仝 間之町	安政三年	仝 二年	一	五〇	仝 二年	仝 二年	士	奥田樂淡
―	仝 算術	仝 新町	嘉永六年	仝 四年	一	二八	仝 元年	仝 元年	士	原嘉平治
―	漢學	仝 中間町	嘉永五年	仝	一	三三	仝 二年	仝 二年	士	田淵藏六
虎口溪舍	仝	仝 小高下	文久二年	仝 五年	一	七〇	仝 三年	仝 四年	士	三嶋毅
靜修舍	仝	仝 甲賀町	嘉永六年	文久元年	二	五〇	―	安政元年	士	進祥山
靜觀自得舍	仝	仝 間之町	明治元年	明治五年	一	四五	明治四年	明治四年	士	吉田寛治
愛日書屋	漢學筆道	仝 鐵砲町	慶應二年	仝 五年	一	二八	仝 三年	仝 三年	士	金田駒太郎

有終館

板倉藩伊勢亀山在封中、石川丈山の姪半助（鹿山）諸士の敎授を掌る。松山移封後、延享三年城下本丁に學校創立、大に文敎を奬勵し諸士の敎養に努む寛政中蘆田利兵衛（默翁）學頭たり。始めて有終館の名あり。文政中西川其人松本專之介會頭、奥田蕉藏（樂山）學頭たり。文政十二年十二月二十八日山田安五郎（方谷）會頭を命せらる。天保二年二月十日火を失し烏有に歸す、奥田蕉藏請ふて城下中之町（今の高粱女子尋常高等小學校所在地）に移し、規模舊に加ふ。天保八年山田方谷學頭となる。天保十年春城下火を失し、有終館亦災に罹る然れども藩士數百戸、營築急を告げ、勢ひ學館に及ばず、子弟大に沮む、山田方谷因りて學館の釋奠及諸雜費を合算し、其五箇年に要する全額の支出を請ひ、假りに學館を再築す、子弟愁眉を開き、絃誦の聲再び興る。安政三年進昌一郎（鴻溪）學頭となり。安政五年林富太郎（抑齊）會頭となる。次で神戸一郎（景顏）學頭となれり。安政六年三島毅（中洲）會頭となり、文政元年學頭に進む。明治四年廢藩置縣の令下る、此年を以て閉鎖せり。（詳細は舊高梁藩學制の條を參照すべし）

牛麓塾

天保九年山田方谷、藩學敎授の傍ら、家塾を臥牛山麓に開く、名けて牛麓塾と稱す。遠近來學する

虎口溪舍

文久元年三島毅、藩學教授の傍、家塾を松山々麓小高下に開く、名けて虎口溪舍と稱す。蓋し小高下を雅にしたるもの也明治五年まで拾有貳年間開塾せり、明治の初め最も隆盛を極め一時從遊の士十二藩より來學し、塾舍常に六七十人を超へ、前後通ずれば數百人の子弟を養へり、今日顯要の地位を得たる地方出身者多く此の門に出づ。

川面塾

明治十四年進鴻溪、川面村に私塾を開き川面塾と稱す。遠近來學するもの數十人に上れり。

長瀬塾

安政六年五月山田方谷（時に年五十五）藩廳に請うて、家を西方、長瀬の里（藩城の北三里、高梁川の左岸にあり、西方村の舊宅を距る南一里）に移す此地靑山を背にし清流に臨み、長松數十株前に林立し、頗幽趣あり、城下には官舍を賜ひ、公暇あれば歸宅し僮奴を督して荒蕪を闢く、邸隅に草菴を營み無量壽菴と稱す、方谷多く此

に起臥す、水を隔て山あり、水山（後、瑞山に改む）と云ふ、山上に陸田を闢き、中に一茅廬を結び、自ら瑞山棲叟と號し、往來讀書す、歸田雜咏及水山雜吟數十首あり。

歸田雜咏之一

天設斯區未屬人。一朝領得定前因。問他廬畔老松樹。亦待吾來幾百年。昨歳九月始探得此地

瑞山雜吟之一

吾廬住在碧溪隈。尙厭扁舟載客來。咫尺登山即佳境。曾無人跡印靑苔。

年頃願奉りて村里に移り住事の御免しを蒙りけれど、未だ仕の道の離れ難ければ、

まだ殘る浮世の塵や秋の風

長岡藩士河合繼之助（名秋義、號蒼龍窟）松山藩に來遊し、方谷に就いて從學を請ふ、方谷煩劇敎授の暇なきを以て辭す。繼之助曰く、吾れ先生の作用を學ばんと欲するのみと、方谷其言を異とし之を諾す、官暇每に方谷倶に談論す、几そ一年にして去る。方谷由來風雅に富み、雪花風月往々同人を招き、吟酌曉に徹す、尤も梅花を愛し、居を長瀨に卜するや、廬を環らして之を培植す。文久元年再寺社奉行に任せられ、月公に扈して東行し、江戸に趣き、顧問に備はり、爾來內外多端の國事に參輔する八年、方谷老いて益々世事を聞くを厭ひ、專ら後進を敎育し、國家他日の用に供せんと欲し、明治二年（時年六十五）塾舍數棟（增築六棟に至り、東舍、西舍、中舍等の稱あり、）を宅傍に造り、子弟を敎ふ。從遊の士、五畿東海北

一、朔望及初五念五日並休會講。童子課業。亦隨意放休。若夫晨興夜臥之限。不許違平日。童子淸書作詩。以是日檢正焉。

一、除歸省及往遠外。不許他宿。途上疾作。或有故不得還。則專使報告焉。

一、每朝遙拜祖先父母之儀。爲遊學中第一之禮矣。童子遺忘者。典儀戒告焉。或不能從儀者。無論冠童。速退塾歸家。各拜禮於其祠堂。定省於其膝下爲可。其勿滯在他方而闕爲子之禮也。

一、新凉方至。燈火可親。三冬亦非遠。爲夜學好時節矣。各寮相警。不許假寢怠業。須炷線香以量刻。定就寢之時焉。

一、灑掃雖童子所當務。而朝夕定節之外。冠者亦須加意合力。使寮內外常淸潔焉。傘笠履屐諸品。最要整頓。若夫猥用他屐。失禮之甚。童子或有之。則典儀戒焉。

方谷諸生の爲に論語を講ず、畢りて賦示の作あり。

不慍知命是君子。一部圓珠成始終。反覆讀來誰會得。孔顏之樂在其中。

明治二年十月松山を更めて高梁と稱し、朝廷黍山公を高梁藩知事に任じ、二萬石の地を管轄せしめ、廩米二千石を賜ふ。公政務の暇、屢方谷の草廬を叩き、經義及び政務を問ひ、弟子の禮を取れり。

明治三年方谷六十六歲、正月元旦例歲の韻を步す。

翌田築室事皆新。更種梅花作主人。田熟完梅亦老。歲星是一周春。

此年秋、小坂部(阿哲郡刑部村)に移寓す。安政六己未歲長瀨に隱捿せしより此に至る十有二年從遊の士皆小坂部に移る。

辛巳十二月十一日訪長瀨草堂　進　溪　鴻

艸廬人又逝。陳迹不堪悲。冷雨幽泉咽。殘雲亂石欹。簷牙破含月。山骨瘦穿帷。唯物依然在。寒光舊日姿。

長瀨草堂次韻方谷翁遺篇引　進　鴻　溪

壬午三月四日訪艸堂。三未亡人二孤。出接酒欵待。至夜分而寢焉。此夕雨雪寒甚。枕上擁以翁嘗創意所製中凸八曲屏風。屏間首貼秋月公子(右京亮君時尚爲世子)賜衣禦寒之手東。及小笠原閣老圖書頭君林祭酒(學齋君)次韻翁七律之作。詩書意俱懇到。並冀止其歸隱以救時艱。拜讀數回不勝今昔之感。朝起乃亦恭倣顰。以供牌前而去。

草廬人逝與誰言。長水春寒綠映門。公子賜衣詞極厚。貴權和韻句空存。臥龍君已夙辭世。孤鶩吾猶未脱樊。舞雩會遊來入夢。蘧遽一夜泣遺恩。

呰部村大字下呰部字町裏に其遺跡を現存せり。此地箕作麟祥菊池大麓墳墓の地にして、其祖作州津山藩士にして藩主の命により此地に學問所を開き、教諭所と稱し專ら同藩士を教授し之れが學資は藩主より仰けり同地方人の京井所と唱ふるは此の學問所のことなり。（人物傳參照）

私立有漢准教員養成所並に私立有漢專科正教員養成所

本所は、小學校准教員及專科正教員養成の目的にて、有漢村佐藤晋一、明治三十七年七月十一日有漢村に設立せり。當時定員五十名、修學期間八ヶ月にして無試驗檢定の特典あり。明治四十年四月より縣令改正のため修學期を一ヶ年に改め、女子生徒は女學校別科に收容せり、明治四十三年、四月より大に擴張して定員を百名とす。明治四十年より學力補充幷に教員檢定試驗準備として夏季二週間乃至三週間の普通學講習會を常設せり。開所當時の所長は片山泰治郎にして明治三十七年十二月新谷高右衛門、同三十九年一月山根楊治郎、明治四十三年六月東壽夫交替し次いで現任金岡助九郎大正二年四月就職以來今日に至る。現在生徒男子八十名、女子三十名あり。私立有漢專科正教員養成所は大正二年四月の設置に係り現在生徒數二十名あり。今開所以來の經營狀態及卒業生狀況を掲くれば次の如し。

開所以來經費一覽表

年度	一ヶ年經費総額	内補助金		
		補助総額	補助金額	補助金出所
明治三十七年度	八一円〇〇〇	一〇円	一〇円	有漢村費
明治三十八年度	一六九、〇〇〇	—	—	—
明治三十九年度	二三一、三〇八	—	—	—
明治四十年度	四五六、五〇七	一〇〇	一〇〇	有漢村費
明治四十一年度	四九七、三六五	一〇〇	一〇〇	有漢村費
明治四十二年度	七七三、〇〇〇	二〇〇	一〇〇 一〇〇	上房郡費 有漢村費
明治四十三年度	一、〇一九、八六二	二三〇	一三〇 一〇〇	上房郡費 有漢村費
明治四十四年度	一、〇三〇、九〇〇	二三〇	一三〇 一〇〇	上房郡費 有漢村費
明治四十五年度	一、一〇三、〇〇〇	三〇〇	一五〇 一五〇	上房郡費 有漢村費

開始以來卒業生狀況一覽表

年度	卒業者人員	無試驗檢定合格者人員	卒業生職業別	
			職業別	人員
明治三十七年度	四三人	三一人	教員就職者	一一五人
明治三十八年度	三五	二三	師範學校在學中ノモノ	三〇
明治三十九年度	三八	三三	他ノ學校ニ在學中ノモノ	六
明治四十年度	四四	四〇	教員以外ノ職ニ就キタルモノ	二二
明治四十一年度	三〇	二七	家事ニ從事セルモノ	一四五
明治四十二年度	四〇	三六	死亡セルモノ	九
明治四十三年度	四五	三九	合計	三二七
明治四十四年度	五二	三九		
計	三二七	二六八		

高梁新聞社

高梁町大字下町にあり。明治四十五年三月の創立に係り、社長兼發行人は井上杢治郎にして、毎月三回五の日を以て定期刊行し、機急を要する場合は臨時增刊することあり。每號數千部を上房川上

阿哲及吉備郡各方面に配布することゝせり。而して本紙は言論凡て正義中道を旨とし、獨立不羈なり。記事は實業、政治、敎育、文藝及社會百方面の報道に努め、實益と趣味とを併容せり。

第七章　衛生

昔時に於ける、本郡の醫事衛生狀態を顧みるに、一般人民に、個人及び公衆衛生思想乏しかりしため、傳染性惡疫の蔓延を見ること少からず、これと共に未開國に見る禁厭、祈禱、符呪易筮等の流行あり、殊に其、甚しきに至りては、醫療を防害し、或は自然に一任し、不幸の夭折を招きしもの夥しかりき。然るに、近時文運の進步に伴ひ、郡內開業醫も其數を增加し、一般の衛生思想また發達し來り、醫師會の設けあり、各町村に衛生會、衛生組合等の設ありて、各規約を定め、惡疫豫防及攝生の方法を講ずるあり。加ふるに避病舍の建設も完備して、其効果著しく、其後惡疫の發生は、年々其數を減するに至れり。されど、腸窒扶斯、赤痢、實扶垤里亞等の二三傳染病は、なほ未だ其跡を絕たず、尙精神的に事業的に衛生改善を要すべきもの尠からず、今後の發達進步に俟つこと多し。

保護衛生事業にありては、飮食物其他の物件に對する取締を勵行せる結果、近時不良品の製造、販

潔方法を春秋二季勵行し、汚物の處分に注意を拂ひ之か改善を督勵するに至り漸次好良の成蹟を見るは慶すべきなり。

最近五ヶ年間傳染病患者幷死亡者表

種別	明治四十年度		明治四十一年度		明治四十二年度		明治四十三年度		明治四十四年度		計	
	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者
赤痢	三	一	六四	二	四	三	二一	九	三二	八	一二四	二三
腸窒扶斯	九	三	三	二	八	三	一二	四	四二	六	七四	一八
虎列刺	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
窒扶的利亞	二	二	八	一	五	三	一五	七	七	三	三七	一六
痘瘡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	一四	六	七五	四	一七	九	四九	二〇	八〇	一七	二三五	六六

避病舍傳染病隔離病者及患者收容所表

（明治四十五年調）

町村名	位置	建設年月	建築費額	補助金額

高梁町	大字内山下一三〇番地	明治二十九年二月	二、二七六円五七四	七五八円八五九
松山村	一、二九五番地	明治二十二年四月	三二三、〇九五	—
津川村	大字八川	明治三十三年	一、九五二、〇〇五	六七一、六一七
川面村	字上市塲	明治四十五年五月廿五日	一、五三一、〇〇〇	五一〇、〇〇〇
巨瀬村	字宮ノ迫	明治三十二年八月	九六〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇
有漢村	字高山一〇一〇三番ノ二地	明治二十九年十月三十日	一七一、四一七	—
上竹荘村	大字有津井四三五三番地ノ二	明治三十四年五月	三、六五八、八二一	一、二一九、六〇〇
豊野村	大字豊野字縄カラゲ	明治三十四年六月十八日	三、三六一、八五五	一、一九八、二一七
下竹荘村	大字田土字高下田	明治三十六年五月	三〇〇、〇〇〇	—
吉川村	大字吉川字ニゴ一一二二番地	明治四十四年二月	八九九、二六一	二九九、七五三
中井村	大字西方四八五〇四八五一番地	明治三十四年	三、二〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇
中津井村	大字上中津井一九九番地	明治廿九年十月三十一日	一三九、六〇〇	—
上水田村	字竹籔二七〇三番地	明治二十九年	—	—
水田村	大字宮地字鵜ノ戸	明治三十七年三月	三、四一一、〇九四	一、三七〇、〇〇〇

醫師藥劑師人員取調

（大正元年八月調）

町村名	資格人員					合計	藥劑師
	試驗及第	府縣立醫學校卒業	高等學校卒業	醫學專門學校卒業	從來開業		

村名							
川面村	|	|	|	|	一	一	|
巨瀬村	|	|	|	|	一	一	|
有漢村	|	|	|	|	一	一	|
上有漢村	|	|	|	一	|	一	|
上竹莊村	一	|	|	一	|	二	|
豊野村	|	|	一	|	一	二	|
下竹莊村	|	一	|	|	|	一	|
中井村	|	|	|	|	一	一	|
中津井村	一	|	|	|	|	一	|
呰部村	一	|	|	|	二	三	|
上水田村	|	一	|	|	|	一	|
水田村	二	|	|	|	一	三	|
計	八	四	一	三	一〇	二六	二

本郡醫師及藥劑師調

（大正元年八月調）

免狀下附年月	醫法	資格	姓名	開業地
明治十九年七月	洋法	府縣立醫學校卒業	山田忠治	高梁町

明治二十九年十二月	洋法	試驗及第	兒玉賴平	高梁町
明治十七年四月	漢法	從來開業	吉野宗七	開業セズ
明治十七年四月	洋法	從來開業	椋本厚治	巨瀬村
明治十七年四月	洋法	從來開業	神崎秀甫	有漢村
明治十七年四月	漢法	從來開業	小谷三銳	呰部村
明治二十五年十二月	洋法	高等學校卒業	小出謹一郎	豐野村
明治十七年四月	漢法	從業來開	仁熊立齊	豐野村稔
明治二十七年八月	洋法	府縣立醫學校卒業	神原隆鄉	下竹莊村
明治十七年四月	漢洋折衷	從來開業	三谷多聞	中井村
明治十七年四月	漢法	從來開業	小谷耕雲	呰部村
明治三十一年一月	洋法	府縣立醫學校卒業	清水䅈三郎	上水田村
明治十七年五月	洋法	試驗及第	豐田泰介	水田村
明治十七年四月	漢洋折衷	從來開業醫子弟	古林俊二	水田村
明治十七年五月	洋法	試驗及第	須藤英江	高梁町
	洋法	試驗及第	小野照治	中津井村
明治十七年五月	洋法	試驗及第	鈴木恭平	水田村
	洋法	從來開業	東三省	川面村
明治三十九年七月	洋法	試驗及第	尾島智	高梁町
明治三十七年十二月	洋法	官立醫學專門學校卒業	岡崎喜太郎	上竹莊村

明治三十一年九月	洋法	試驗及第	坂田二郎	呰部村
	洋法	岡山醫學專門學校卒業	片山薫	上有漢村
明治四十年十一月	洋法	岡山醫學專門學校卒業	東照平	高梁町
明治三十六年一月	洋法	府縣立醫學校卒業	東幹士	高梁町
明治十七年四月	漢法	從來開業	東謙造	高梁町
明治十七年四月	洋法	試驗及第	池上豊	上竹莊村
明治三十四年七月	齒科醫	試驗及第	川上迅雄	高梁町
明治四十三年十月	齒科醫	試驗及第	柏村潔	高梁町
明治十八年七月	口中科醫	從來開業	大西吉三郎	高梁町
明治二十四年七月	藥劑師	試驗及第	小林愿	高梁町
明治三十七年二月	藥劑師	試驗及第	山村莞爾	高梁町

上房郡醫師會

明治三十九年五月一日醫師法發布、同年九月三日醫師法施行規則發布、同四十年三月一日岡山縣令を以て醫師會規則施行細則公布され、同四十一年三月十六日本縣知事より上房郡醫師會設立申請の件認可されたり。會長は山田忠治なり。

上房郡醫師會々則

第一條　本會ハ明治三十九年内務省令第三十三號醫師會規則ニ據リ設立シ上房郡醫師會ト稱ス。
第二條　本會ハ上房郡内在住ノ醫師自已又ハ他人ノ診察所、治療所若クハ其出張所ニ於テ醫業ニ從事スル醫師ヲ以テ組識ス。
但シ前項以外ノ醫師ト雖モ加入スルコトヲ得。
第三條　本郡内ニ新ニ開業シ若クハ診察所、治療所、出張所等ヲ設クルモノハ住所氏名年齡ヲ詳記シ醫師免許証寫ヲ添ヘ十日以内ニ本會ニ届出ヅベシ、其住所ト開業地トヲ異ニスルモノハ開業地ヲモ記入スベシ。
第四條　會員中廢業シ又ハ轉居シタルモノハ十日以内ニ本會ニ届出ヅベシ、區域外ヨリハ轉住地ヲ記入スベシ死亡ナルトキハ相續人ヨリ前項ノ届出ヲナスベシ。
第五條　本會ハ業務ノ秩序ト風紀ヲ保維シ及醫事衛生ノ進歩ヲ企圖スルモノトス。
官廳ニ對シ醫事衛生ニ關スル事項ヲ建議スルノ權利ヲ有シ又ハ諮問ニ應スルコトアルベシ。
第六條　本會事務所ハ本部ヲ高梁町ニ置ク。
第七條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク。
會長、一名、　副會長、一名、　評議員、六名、　理事、二名、
第八條　會長ハ會務ヲ總理シ會議ノ議長トナリ兼テ本會ノ代表者トナル。

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス。

評議員ハ本會樞要ノ事件ヲ審議ス。

理事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ庶務會計ヲ分掌ス。

第九條　役員ハ都テ名譽職トス、但シ會務又ハ第十六條役員會ノ爲メ要スル費用ハ本會ヨリ實費支辨トス。

第十條　役員ハ総會員ノ互選トシ其任期ハ各滿二ケ年トス、但シ滿期再選スルヲ妨ケス。

投票同數ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ決スベシ。

會員ニシテ醫業ニ關シ醫師法ニ依リ處分セラレタルモノハ一期間本會役員タルノ資格ヲ失フモノトス。

第十一條　役員當選者ハ正當ノ事故ナクシテ辭任スルヿヲ得ス。

第十二條　役員中欠員アルトキハ総會ニ於テ補缺選擧ヲ行フ、其任期ハ前任者ノ殘任期間トス。

第十三條　會議ヲ別テ定期総會、臨時総會及役員會ノ三トス。

第十四條　定期総會ハ毎年一回之ヲ開キ左ノ事項ヲ行フ。

前年度會務及會計ノ報告及議事トス。

第十五條　臨時総會ハ會長ニ於テ必要ト認メタル場合又ハ役員ノ決議若クハ會員十名以上ノ請求ア

リタルトキ之ヲ開會ス。

第十六條　役員會ハ會長ニ於テ必要ト認メタル場合又ハ役員三名以上ノ請求ニヨリ會長之ヲ召集ス。

第十七條　定期総會及臨時総會ハ會員半數以上出席スルニ非ラサレバ開會スルコトヲ得ズ。

但シ不成立ニシテ同一事項ニ付再召集ヲ行フタル場合ニ於テハ三分ノ一以上ノ出席ヲ以テ開會スルコトヲ得、其議決ハ出席員半數以上ノ同意アルニ於テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス。

第十八條　定期総會及臨時総會ノ召集ヲ受ケタルトキハ病氣又ハ不得已事故ヲ除クノ外缺席スルコトヲ得ズ。

但シ缺席スルモノハ事由ヲ具シ屆出ベシ。

第十九條　本會ハ會員ノ納付スル會費ヲ以テ維持スルモノトス。

第二十條　會員ハ本會々費ヲ負擔スル義務アルモノトス。

第廿一條　會計年度ハ四月ヨリ翌年三月迄トス。

第廿二條　會費ハ每年総會ノ時之ヲ徴集ス。

第廿三條　本會々則及ビ規定決議ニ違背スルモノハ五拾圓以下ノ過怠金ニ處ス。

第廿四條　前條ノ處分ハ役員會ノ決議ニ依リ之ヲ行フ。

第廿五條　本會々則ハ認可ノ當日ヨリ施行ス。

飲食物其他の物品取締

飲食物、飲食器具、有害性著色料、飲食物防腐劑等の取締に關しては、主として指導啓發の方針を以て取締を爲し、時に或は戒飭を加ふる等、之が改善に努めたる結果、該營業及物品の製造、販賣、授與を禁止、若くは停止し、又は物品等の廢棄處分を爲すもの殆んど之なきに至れり。

畜牛結核病豫防

畜牛結核病檢査施行の際、講話其他の方法に依り、畜産の奬勵、病牛の淘汰等に關し、夫々督勵を加へたるを以て、畜産家に於ては、病牛の淘汰を斷行し、豫防警戒を嚴にする等益々畜産業の發展に努めつゝあり、而して「ツベルクリン」の注射を行ひ、其健否を判定したる後にあらざれば、畜牛を購入せさる傾向あるを以て豫防上著しき好果を呈せり。

「トラホーム」豫防施設

「トラホーム」は傳染性の眼病にして其初期に於ては、著しく痛苦を感せざるのみならず、殆んご之

を自覺せざるもの多く、爲めに荏苒其の歲月を經過する間に於て、不知不識視力の减退を來し、遂には其の治療の時機を逸して失明するに至るものあり。

近時其の流行趨勢は、年一年に其度を高め、益々蔓延の兆を示せり、最近の調査に依るに郡內の壯丁三百二人中九十六人、各小學校生徒兒童五千九百十二人中一千八百二十人の患者を算し、殆んと底止する所を知らざるものゝ如し。若し此儘に放任せんか、軍隊は、所要の兵員を充し難く、學生兒童は修學を中絕するの不幸に陷り、勞働者は業務に從事すること能はざるに至るべく誠に寒心に堪へざるものあり。憶ふに各個人の强弱は、國力の消長に關係する所頗る大なるを以て、一般に衞生思想を喚起して、人民の健康を保全するは實に目下の急務なり、當局玆に大に見るあり、本病豫防方法を訓諭し、「トラホーム」講習會、若くは硏究會等の開設を促かし、學校、會社、工塲、宿屋、料理店、飲食店、貸座敷、理髮店等多數集合する塲所に於ては、檢診、治療を督勵し、郡役所、警察署、町村役塲、各學校及幼稚園に於ては、醫師會と聯絡を圖り、本病豫防の趣旨を普く徹底せしむるに努め、其豫防撲滅に努めつゝあるを以て漸次好果を奏するなるべし。

第八章　勸　業

國家富强の根源は、殖産興業にあり。勸業は、片時も之を忽緒に附すべからず。殊に近來國民繁殖の進度、日常生活の上進及海外貿易の狀勢は、其振起改良を促することに日に益々急要に赴けり。從て産業振起改良すべきもの、殆んご數ふべからず。今本郡役所が定むる所の各種産業の獎勵指導法につきて其大体の方針を左に掲げん。

其一、本郡勸業の方針

（一）短期講習及講話會

本縣各專門技師、及郡吏員、郡農會技手、蠶業巡回敎師、葉煙草耕作指導員等を以て講師に充て、每年必ず各町村に於て、一ヶ所以上開催せり。其他農閑の時期を選び、每年各町村に於て、數回講話會を開催し以て獎勵誘導に努めり。

（二）實地指導

各種事業の施設改良上につき實地施行の時期に於て郡吏員及農會技手等を派遣して、實地指導に努めしむ。

（三）品評會及共進會

郡及村農會、商工會、青年團、小學校生徒、其他各種團体の事業として、各種産業の品評會、及共

進會を開催せしめ以て其改良向上を謀れり。麥稈經木眞田紐共進會、小學校兒童一坪農園生產物品評會等の如し。

（四）模範的施設

各種の產業に對し、常に模範的施設をなし、以て他を啓發奬勵せり。例へは模範農場及模範造林の如し。

（五）共同的施設

共同苗代、共同採種、稚蚕共同飼育、蚕種共同貯藏等の如く常に共同の施設を奬勵し實地に大なる効顯を收めしむるに力を盡せり。

（六）產業視察員の派遣

抑も勸業の事たるや、時と處を異にするに從ひ、長短相同じからず。他山の石を取りて、自已の玉を磨くを要す。古人言へるあり百聞一見に如かずと、事業の改良發展は常に他を視察研究せざるべからず。依て每年篤志家を各地に派遣し各種の事業を視察調査せしむる方法を設けり。

（七）實業篤志家の表彰

各種實業家にして、熱心斯業に努め、一鄕の信用厚く、他の模範となりて其功績特に顯著なるものには、郡は常に之を表彰するの方針をとれり。

頽廢せる當今の民風を矯正し、產業發達の動機を與へて、厚生利用の途を開き、兼て今日最も緊要なる貯蓄の便を計り、一致共同の實を擧ぐるは、實に產業組合の活動にありとす。然れども之が設立に就てに適當なる理事者を得ん事頗る緊要の事に屬し、漫然其數を增加するが如きは、大に戒めざるべからず。今日既に成立せる組合を擧ぐれ左の如し。

產業組合調

組合名稱	事業種別	資本金	創立年月日	組合人員	組合長氏名
有限責任上竹莊信用購買組合	貯金貸附金物品購入	一、四二〇円	明治四十年八月一日	一〇五人	大月莊太郎
上水田信用販賣購買組合	信用販賣購買	九一〇	明治四十五年四月二十一日	一七二	佐藤辰藏
有限責任中津井信用購買販賣生產組合	貯金奬勵金融ノ圓滿日用品肥料等供給	二、六五〇	明治四十一年五月二十三日	三五七	杉圭三九
有限責任呰部信用購買組合	產業及日用品購入賣却貯金及產業資金貸付取扱	七二五	明治四十四年一月二十二日	一四一	森下槌太郎
有限責任有漢信用組合	貯金貸付金購買	一八、九六一	明治四十二年十月五日	四一五	神崎秀甫
吉川黑山信用購買組合	貯金貸付金購買	三、六九〇	明治四十一年三月二十日	一六〇	野山時太郎

有限責任下竹莊信用購買組合	貯金貸付金諸物品ヲ購買シ組合員ニ賣却ス	二、九九〇	明治四十三年四月十一日	二七〇	川西勝三郎
有限責任信用生産販賣組合廿樂社上房組	蠶糸業ノ資金ヲ貸付シ貯金ノ便宜ヲ得シメ製絲機械ヲ備ヘ繭ニ加工シ生絲トナシ販賣ス	八、五〇〇	大正二年三月十三日	七二	組長佐藤誠一 專務理事吉田信太郎

（九）養魚の奬勵

農家の副業として養魚の緊切なる論を俟たず、殊に山地新鮮なる魚肉の供給は躰力增進上、衛生上、經濟上有利なるを以て郡は此施設の奬勵怠るなし。今日養魚地として名あるは有漢村なり、此地の流水養魚池は岡山縣水產試驗塲の委托に係り、有漢青年報國團、帝國在鄉軍人會有漢村分會員の聯合經營に成り工事費三千餘金を投じ、大正二年三月完成し水面積六百坪、七個の養魚池に區劃し鰻、鯉、鼈の種苗千餘貫を放養し年々數千金を擧げ、地方に鮮魚を供給し、鼈は遠く京阪地方に輸出し地方の名產として其名顯はれ成績殊に良好にして縣下の模範たり。

其二、本郡勸業の各種奬勵施設

（一）物產共進會品評會賞與規程

第一條　本規程ハ一町村以上ノ區域ヲ以テ開設スル共進會品評會ヨリ褒賞ノ授與ヲ請求スルモノニ

第二條　褒賞ヲ授與スベキ種類ハ左ノ如シ。

農産物、　林産物、　工産物、

第三條　前條ノ種類ヲ以テ共進會又ハ品評會ヲ開設セントスルモノハ毎年一月三十一日迄ニ規則書ヲ添ヘテ請求スベシ。

第四條　褒賞ハ左ノ等位ニ依リ授與ス。

一等、金員又ハ物品　二等、仝、　三等、仝、　四等、褒狀、

第五條　一人ニシテ仝一品種ニ付二点以上ノ褒賞ヲ受クベキモノアリタル時ハ最高ノ一点ニ限リ賞品ヲ授與ス。

附　則

第六條　本規程ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス。

但シ明治四十年度事業ニ係ハルモノハ本規程第三條ノ請求書ヲ明治三十九年度内差出シタルモノニ適用ス。

（二）堆肥改良奬勵規程

第一條　本郡内ニ於テ改良堆積肥料場ヲ設置シタル者ニハ本規程ニ依リ奬勵金ヲ交付ス。

第二條　本規程ニ於テ改良堆肥場ト稱スルハ左記堆肥舍搆造法ヲ標準トシ底部及椽ハ漆喰トシ酵汁ノ流出ヲ受ケ入ルベキ溜ヲ設ケ雨露及日光ヲ防遏スベキ屋根並ニ圍ヒヲ成シタルモノヲ云フ。

第三條　本規程ニ依リ奬勵金ヲ受ケントスル者ハ第一號書式ノ申請書ニ第一號雛形ノ堆肥場設計書及其建築平面圖ヲ添付シ村農會經由郡農會長ニ差出スベシ。

第四條　奬勵金ハ前條ノ申請アリタルトキ主務員ヲシテ實地ヲ調査セシメタル上左ノ標準ニ依リ交付ス。

一、堆肥場一ケ所ニ付内法四坪以上トシ一坪ニ付金貳圓以内トス。

奬勵金ハ一人一ケ所トシ明治四十一年四月一日以后ニ設置シタルモノニ限リ交付ス。

奬勵金ハ堆肥場竣工ノ報告アリタル后交付ス。

第五條　堆肥場竣工シタルトキハ其旨報告スベシ。

第六條　本規程ハ明治四十一年四月一日ヨリ施行ス。

第一號書式

堆肥改良奬勵金下付申請

一　堆肥場壹ケ所

右ハ上房郡何村大字何何番地拙者居宅地内（居宅地内ニアラサル者ハ其場所ヲ示スベシ）ニ別紙設計書及圖面ノ通リ新設（又ハ改築）致度候條相當奬勵金御下付相成度此段申請候也

年　月　日

上房郡何村大字何何番地

氏　　名　印

上房郡農會長宛

第一號雛形

堆肥場設計書

項目	說明
建築、	普通建築（又ハ堀立若クハ在來ノ堆肥場改繕等）
屋根、	瓦葺（又ハ草葺）
周圍ノ構造、	土塀（又ハ板圍ヒ若クハ煉瓦及石積等）
廣サ、	巾何間長何間計何坪
高サ、	何尺（底地面ヨリ梁木迄ノ高サ）
底及椽ノ構造、	三和土（又ハセメント漆喰等）

底ノ深サ、　何　寸（普通地面ヨリノ深サ）
仝傾斜度、　何　寸（一間ニ付）
酵汁受ケノ溜、　甕　（又ハ桶）口徑何尺何寸深サ何尺何寸

堆肥舍の搆造

一、屋根。屋根は雨さへ漏らねば何でも宜しい瓦葺、藁葺勝手次第です。

一、壁。壁は風の垣ですから菰や蓆位でもよい樣なものゝ底から四五尺の間は堆肥を壁に寄せ掛けて積みますから此間の處は厚い丈夫な土壁にし內側に土を塗り付け醱酵熱の爲めに壁の損せぬ樣にして置くか或は板の安い處では內側に屑板を打附けて置き板の腐る每に取換へる事にするも宜し、併し尙進んで頗る丈夫な仕掛に行はんとすれば底から四五尺の間を煉瓦積石積となし其上に土臺を据へて建物を造るならば之れは此上もなき結搆です尤も傾斜地石垣等自然の他物を壁に利用する事の出來る處は是亦入費を減する上から非常に都合がよいです。

周圍の壁には土臺から五六尺上がりたる處に巾二三尺長さ適宜の窓を附け置平日は閉ぢて舍內に風を通さぬ樣にし切返し等の際には開いて鬱蒸を散し作業に困らない樣にするは必要です。

一、底部。底部は一尺位地平面から堀下げて設けて置けば都合が宜しい如此すると建物が其れ丈け

仕組したる譯って砥して底部及其縁は壁に續いて石灰を混ぜたる土を塗り固め一間に一寸位の勾配を付けて堆積肥から漏れ出た液汁が地下に浸み失せすして悉く一方の溜壺に流れ込む裝置にするのです。

一、舍。舍は掘建土臺造何れにしても一向差支はない且つ柱等は丸太の皮を剝ひだ丈けで充分です舍の大さは堆積材料の多少によるですが普通の塲合六坪前后の大さが適當です六坪の堆肥舍で年中間斷なく舍に滿つる程に堆肥を製造すれば凡そ一ヶ年に一萬四五千貫匁の堆肥を製する事が出來る譯ですが實際に於ては原料の不同があり又腐熟堆肥を貯へ置く塲合がある爲め通常七八千貫乃至一萬貫位より多くはつくり難いものです又底から梁迄の高さは四五尺も積んだ材料の上に人が上がりて頭の閊へぬ程になくてはならぬから七八尺以上でなくてはなりません而して出入口は堆積肥料の切返しを終りたる即ち充分腐熟したのを取り出すに便利の良い方に巾一間位の廣さに設け溜壺は其横の方に左圖の如く半ば舍內に入り半ば舍外に出つる樣取付け置くと極便利です而して左圖に於ける(甲)と(丁)との間なる(イロ)線な土壁又は板を以て境界をつくり置き肥料を積むには先つ(甲)に積み次に(乙)に次に(丙)に順次に切返して積換ふるのです然れば常に堆積するのに一二方を壁に寄せ掛けるので積み易く且つ(丁)の稍や廣き空所を出入口の前に得るので出來上りたる堆肥の切崩し持出し等に便利です。

又原料の置場と畜舍と堆肥舍とは同棟の下にあるが便利です其間は壁を以て仕切り(ハ)及(ニ)の

第一例

原料置場　畜舍　(ニ)　(ハ)　(ロ)　出入口　出入口　出入口
(甲)　(乙)　(イ)　(丁)　(丙)　溜壺　出入口

第二例

原料置場　畜舍　(ニ)　(ハ)　出入口　出入口　出入口
(乙)　(丙)　(イ)　(甲)　(丁)　溜壺　出入口　(ロ)

開戸を以て互に通行する樣にするが最も便利です若し然らさるものにしても堆肥舍は畜舍に接近せしめ常に廐肥の引出しに便利の良い樣にするが肝要です。

堆肥舍の内に日光の射込むの悪い事は申迄もない事ですが殊に夏季著しく舍内の温度の上昇するが如きは大に忌む所であれば舍の向は可成北向とし其附近樹木等の日蔭物がある方か宜しい

(三) 種牛種付規程

第一條　本會ニ受託シタル縣有種牛ノ種付ハ本規程ニ依リテ之レヲ行フ。

第二條　種牛ノ種類、名號、種付期間及飼養管理者住所氏名ハ別ニ之レヲ公示ス。

第三條　種付ハ種牛飼養者ノ自宅ニ於テ之レヲ行フ。

第四條　洋種ノ種付ヲ受ケントスル者ハ明治四十三年一月縣令第九號縣有種牡牛種付規程ニ準據シ仝樣ノ出願ニ依リ種畜場長ノ承認ヲ受クベシ。

雜種及和種ノ種付ヲ受ケントスル者ハ種付豫想期ヨリ一ケ月以前迄ニ第一號書式ニ依リ郡農會長ニ出願シテ其認諾ヲ受クベシ。

但シ牝牛ノ發情ニ瀕シ種付豫想期迄ノ餘裕ナキ場合ハ前項ノ願書ヲシテ村農會ヲ經由スルノミニシテ直ニ種牛飼養者ニ提出シ第五條ノ認諾書ヲ受クルヲ省クコト得。

第五條　第四條第二項ノ出願アリタルトキハ郡農會長ハ認諾書ヲ交付ス。

但シ認諾書ヲ交付シタルモノト否トニ不拘種付ノ際牽付ケタル牝牛ニシテ種付ヲ行フベカラサル事項ヲ種牛飼養者ニ於テ認ムルトキハ之レヲ謝絶スルコトアルベシ。

種付ヲ行フベカラサル事項ハ郡農會長ヨリ別ニ之レヲ種牛飼養者ニ指示ス。

第六條　承認若クハ認諾ヲ受ケタル牝牛ニシテ種付ヲ受クル場合ニハ牝牛牽付ト共ニ其承認証若クハ認諾書ヲ携帶シ種牛飼養者ニ差出スベシ。

種付ノ場合ニハ前項ノ承認証若クハ認諾書又ハ第四條但書ノ場合ニ於ケル願書ヲ差出ト同時ニ本規程ニ定ムル種付料ヲ納付スベシ。

前項ノ手續ヲ履行セサルトキハ種付ヲ行ハス。

種付ヲ了シタルトキハ交尾証ヲ種牛飼養者ニ求ムベシ。

第七條　種付料ノ額ハ別ニ之レヲ公示ス。

第八條　種付ハ一受胎ニ對シ日ヲ隔テ、三回ヲ限リトス。

但シ一受胎ニ對シ種付三回ニ及フモ尙受胎セサルコトアリト雖既納ノ種付料ハ還附セズ。

第九條　種付ヲ了シタル牝牛ニハ其牝牛所有者ニシテ種付ヲ了シタル日ヨリ三ケ月以後ニ第二號書式ニ依リ請求スルトキハ種付証ヲ交付ス。

但シ洋種ノ種付ニハ岡山縣種畜場長ニ雜種及和種ノ種付ニハ郡農會長ニ請求スルモノトス。

第十條　種付ヲ受ケタル牝牛ノ賣渡、讓與、若クハ斃死シタルトキハ第三號書式ニ依リ遲滯ナク郡農會長ニ屆出ツベシ。

第十一條　種付ヲ受ケタル牝牛分娩シタルトキハ第四號書式ニ依リ遲滯ナク郡農會長ニ屆出ヅベシ。

第十二條　產犢ニハ其請求ニ依リ撿查ノ上血統証ヲ交付ス。

但シ洋種ノ種付ヲ受ケタルモノハ岡山縣種畜塲長ニ雜種及和種ノ種付ヲ受ケタルモノハ郡農會長ニ請求スルモノトス。

犢牛ノ賣渡讓與若クハ斃死シタルトキハ第五號書式ニ依リ遲滯ナク郡農會長ニ屆出ズベシ。

第十三條　左ノ塲合ニハ種付ヲ停止シ又ハ取消スコトアルベシ。

一、獸畜傳染病ノ發生又ハ流行スルトキ、

二、種牛又ハ種付牝牛ノ疾病其他ノ事由ニ依リ種付ヲ行フ能ハス又ハ種付ニ害アリト認ムルトキ、

三、種付施行上ニ付當該種牛飼養者ノ指揮ニ從ハサルトキ、

四、疾病又ハ其他ノ事故ニ依リ牝牛ヲ牽付クルコト能ハサルトキ、

第十四條　種付出願者ハ種付ニ依リ生シタル損害ニ對シ賠償ヲ請求スルコトヲ得ス。

第十五條　本規程ニ關スル書類ノ提出ハ村農會ヲ經由スルモノトス。

（第一號書式）

縣有種牡牛種付願

一種　類、　和（雜）種、
一年　齡　何年何ヶ月
一体　尺　何尺寸
一毛色及特徴　何々
一產　地　何郡村
一種付豫想期　明治何年月上中下旬頃
右貴會御飼養ノ種牡牛何種何號ノ種付相受度候條御認諾相成度奉願候也
年　月　日　郡　村
氏　名㊞
郡農會長宛

（第二號書式）
種付証請求書
何種牝牛ニ對シ別紙交尾証ノ通リ明治何年何月何日上房郡農會御飼養ノ種牡牛何種何號ノ種付相受ケ候條種付証御交付相成度此段請求候也
年　月　日　郡　村

氏　名㊞

郡農會長（種畜場長）宛

（第三號書式）

牝牛賣渡（讓與又ハ斃死）屆

明治何年何月何日稱付相受ケ候何種牝牛何月何日何郡村某ヘ賣渡（又ハ讓與）（何月何日斃死）候條御屆申候也

年　月　日　　郡　村

氏　名㊞

郡農會長宛

（第四號書式）

分娩屆

明治何年何月何日種付相受候何種牝牛左記ノ通リ分娩致候條御屆候也

記

一産　地　　郡村大字

一分娩年月日　　明治何年何月何日

一牝牡ノ別　何々
一毛色及特徴　何々
　年　月　日　郡　村
　　　　　　　氏　名㊞
郡農會長宛

（第五號書式）
犢牛賣渡（讓與又ハ斃死）屆
明治何年何月何日分娩屆出候何種牝（牡）犢何年何月何日何郡村某ヘ賣渡（讓與）（何月何日斃死）候條御屆申候也
　年　月　日　郡　村
　　　　　　　氏　名㊞
郡農會長宛

（四）濕田排水奬勵金交付規程

第一條　本郡内ノ濕田ヲ有スルモノニシテ排水ヲ行フモノニハ本規程ニ依リ奬勵金ヲ交付ス。

第二條　本規程ニ於テ濕田排水ト稱スルハ暗渠排水溝ヲ布設スルヲ云フ。

但シ明治三十二年法律第八十二號耕地整理法ニ依リ耕地ヲ整理スル爲メニ布設シタル暗渠排水溝ニハ之ヲ適用セズ。

第三條　奬勵金ノ交付額ハ面積ノ廣狹工事ノ難易ニ依リ一ケ所ニ付金五圓以內トス。

但シ著シキ大面積ニシテ且ツ頗ル大工事ヲ施シタルモノニハ規程額以上交付スルコトアルベシ。

第四條　奬勵金ヲ受ケントスルモノハ第一號書式ノ請求書ニ排水溝布設設計書及設計實測圖ヲ添付シ工事着手前村農會經由郡農會長ニ請求スヘシ。

前項請求書ノ提出ハ每年十二月三十一日限リトス。

第五條　奬勵金ヲ受ケントスルモノニシテ實地設計ヲ請求スルトキハ一ケ村一ケ年(歷年ニ依ル)間ニ拾名以內ヲ限リ主務員ヲシテ之レニ應セシム。

但シ連續セル濕田ニシテ反別五段步以上人員五名以上聯合シテ請求スルトキハ本項ノ定限外ト雖モ之レニ應ズルコトアルヘシ。

實地設計ノ請求ハ一名ニ付一ケ年一ケ所ヲ限リトス。

前項ノ請求ヲナサントスルモノハ第二號書式ニ依リ十一月三十日迄ニ差出スベシ。

第六條　第四條ノ請求アリタルトキハ主務員ヲシテ實地ヲ踏査セシメ適當ト認メタルモノニハ奬勵金交求ノ旨ヲ通知スヘシ。

但シ第五條ノ請求ニ依リ本會主務員ノ設計シタルモノニ對シテハ此踏査ヲナサス。

第七條　工事竣成シタルトキハ竣成ノ日ヨリ十日以内ニ第三號書式ニ依リ竣成ノ旨報告スヘシ。

但シ大工事ニシテ翌年度ニ亘ルモノハ五月三十一日迄ニ其成工シタル部分ニ對シ報告スベシ。

第八條　奬勵金ハ工事竣成ノ上交付ス。

但シ大工事ニシテ翌年度ニ亘ルモノハ五月三十一日迄ノ成工部分ニ對シテ交付ス。

奬勵金ノ交付ハ第四條第二項ノ期限內ニ請求書ヲ差出シタル工事ニシテ五月三十一日迄ニ第七條ノ報告ヲ受理シタルモノヲ以テ前年度ニ屬スル事業トシテ取扱フ若シ第七條ノ報告ナキトキハ工事中止ノモノト見做シテ處分ス工事全ク竣成ニ至ラスシテ工事ヲ中止シタルトキハ奬勵金ヲ交付セス。

但シ工事ノ都合ニ依リ變更シタル場合又ハ工事中天災ヲ受ケタル場合ハ會長ノ認ムル範圍ヲ以テ交付スルコトアルヘシ此場合ハ其際直ニ其旨屆出ツヘキモノトス若シ此ノ屆出ナキトキハ中止ノモノト見做ス。

第九條　本規程發布ノ日迄ノ出願ニ係ルモノハ前規程ヲ襲用ス。

（第一號書式）

濕田排水奬勵金交付請求書

一排水地ノ位置　　村大字字地番

一排水地ノ反別　　反畝歩

（但シ一筆中ノ一部分ヲ行フ場合ハ總反別及排水施行見込反別ヲ記スヘシ）

一排水溝ニ布クヘキ豫定材料　　粗朶細竹又ハ丸太材或ハ礫ノ類

一排水工事着手豫定期　　年月日

一排水工事竣成豫定期　　年月日

右ハ別紙設計書及設計實測圖ノ通リ排水溝布設可致ニ付奬勵金御交付相成度濕田排水奬勵金交付規程ニ依リ此段請求候也

年　月　日　　郡　　村

氏　　名　㊞

郡農會長宛

（第二號書式）

排水溝布設設計請求書

村大字字地番

一田何反何畝步

右地所本年度ニ於テ排水溝布設致度ニ付テハ何月何日頃着手ノ豫定ニ候條實地御蹈査ノ上適當ト御認相成候ハヾ設計書御調製相成度濕田排水獎勵金交付規程ニ依リ此段請求候也

年　月　日　　郡　村

氏　　名　㊞

郡農會長宛

（第三號書式）

濕田排水工事竣成報告

一場　所　　字地番

一反　別　　何反何畝步

一工事着手月日　　何月何日

一工事竣成月日　　何月何日

一排水溝ノ總數　　何　間

吸集溝ノ延長　何　間
内
　排吐溝ノ延長　何　間
一設布シタル材料ノ量　何何程　何何程　何何程
　　　　　　　　　　　何何程　何何程　何何程
一人夫總數　何人夫
右報告候也
　年　月　日
　　　　　　　　　　　　郡　村
　　　　　　　　　　　　氏　名　㊞
郡農會長宛

（五）農事試驗場參觀獎勵規程

第一條　本郡内ノ者ニシテ本縣立農事試驗場ヲ參觀シタルトキハ本規程ニ依リ獎勵金ヲ交付ス。

第二條　獎勵金ヲ受クヘキ參觀者ハ左ノ資格ヲ有スル者ニシテ村農會長ノ選定シタル者ニ限ル。

一、明治三十二年以來ノ縣設短期農事講習生ニシテ現在農業ニ從事スル者、

二、村農會現在役員又ハ農業ニ關係アル公共團体現在役員、

三、村役場勸業主任者、

第三條　奬勵金ハ一人一回ニ付金壹圓五拾錢トス。

奬勵金ノ交付ハ一人ニ付一回ヲ限リトス。

參觀人員ノ定限ハ毎年三月三十一日迄ニ之レヲ公示スヘシ。

第四條　奬勵金ヲ受ケントスル者ハ第一號書式ノ申請書ニ第二條ノ資格ヲ有スル旨ヲ記載シタル村農會長ノ選定証明書ヲ添ヘ郡農會長ニ差出スヘシ。

第五條　參觀者ハ前條ノ申請書ヲ差出シタル后郡農會ニ於テ農事試驗場參觀券ノ交付ヲ受クヘシ。

參觀者ハ參觀券ヲ携帶シテ農事試驗場ニ提出シ退場ノ際該券ニ定ムル各欄ニ參觀事項ノ記入方ヲ其說明者ニ乞ヒ其証印ヲ求ムヘシ。

參觀ハ五時間以上タルヲ要ス。

參觀券ハ別ニ之ヲ定ム。

第六條　參觀者ハ參觀ノ証印ヲ受ケタル參觀券ヲ歸村ノ際村農會經由郡農會ニ差出シ第二號書式ニ依リ奬勵金ヲ請求スヘシ。

（第一號書式）

申　請　書

貴會御設定ノ農事試驗場參觀奬勵規程ニ依リ來ル何月何日出立ニテ何日一日間本縣農事試驗場參觀

致度候條參觀劵御交付相成度仝規程第四條ニ依リ村農會長ノ証明書ヲ相添ヘ此段申請候也

年　月　日　　　　郡　村

　　　　　　　　　　氏　名㊞

郡農會長宛

（第二號書式）

獎勵金請求書

別紙參觀劵ノ通リ本縣農事試驗塲ヲ參觀致候條獎勵金御交付相成度此段請求候也

年　月　日　　　　郡　村

　　　　　　　　　　氏　名㊞

郡農會長宛

（六）　共同苗代獎勵規程

第一條　本郡內ニ於ケル水稻耕作者ニシテ苗代組合ヲ設ケ共同苗代ヲ設置シタルトキハ本規程ニ依リ獎勵金ヲ交付ス。

第二條　本規程ニ於テ共同苗代組合ト稱スルハ凡テノ經費及作業等悉ク共同スヘキ組織ノ下ニ設置シタルモノニシテ其跡作ニ至ル迄共同經營ヲ行フモノヲ云フ。

第三條　奬勵金ハ苗代床地面積壹段歩以上員數五人以上ノ組合ニシテ三ヶ年以上繼續スヘキ規約ヲ結ヘルモノニ對シ交付ス。

奬勵金ハ左ノ各項ニ據リ調査ノ上床地面積一段歩ニ付金八圓以內トス但シ反別壹畝歩未滿ノ端數ハ計算セス。

一、苗代組合ノ組織方法並ニ其組合人員、
二、跡作ノ經營方法、
三、採種方法並ニ種籾ノ種類、
四、諸帳簿ノ整理狀況、
五、苗代設計及管理方法並ニ苗生育ノ狀况、
六、苗代ノ位置並ニ苗代總反別ニ對スル箇所數、
七、組合規約書履行上ニ於ケル實際狀況、

本條第一項ノ資格ヲ有スル組合ニシテ年々共同苗代ヲ繼續シタルトキハ繼續加年奬勵金トシテ前項奬勵金ノ外更ニ年數一ヶ年ニ付金壹圓ヲ加ヘ交付ス。

但シ此計算ハ始メテ共同苗代ヲ設置シタル翌年ヨリ年數ヲ算スルモノトス。

奬勵金ハ第六條第二項ニ依リ定メタル期日ニ交付式ヲ擧ケテ交付ス。

第四條　奬勵金ヲ受ケントスル組合其組合長ヨリ左記事項ヲ詳記シ第一號様式ニ依ル種籾播種設計書及苗代組合規約書ヲ添付シ四月十五日迄ニ郡農會長ニ申請スヘシ。

一、苗代ノ位置箇所數並ニ總反別及床地總坪數、

二、苗代組合ノ本田作付總反別、

三、苗代組合員總代又ハ組合長ノ氏名、

四、組合員ノ本田各作付總反別ヲ記入シタル組合員人名簿、

前項ノ申請アリタルトキハ主務員ヲシテ苗代期間及ノ挿秧后ノ二期ニ分チ實地ヲ調査スヘシ。

第五條　第四條第三項ノ通知ヲ受ケタル組合ハ其苗代成績ヲ第二號様式ニ依リ七月廿日迄ニ及其跡作栽培成績ヲ第三號様式ニ依リ調製シ經費決算書ヲ添ヘ十二月末日迄ニ郡農會長ニ報告スヘシ。

前項ノ報告ナキトキハ第四條第三項ノ通知ヲ取消スハ勿論第六條第二項ノ期日ニ於テ已ニ奬勵金ヲ交付シタル後ト雖モ其幾分若クハ全部ヲ返納セシムルコトアルヘシ。

第六條　第五條ニ於ケル苗代成績ノ報告アリタルトキハ其報告書及當該苗代地ノ跡作栽培方法トヲ實査シ九月十日迄ニ奬勵金交付期日ヲ定メテ其受領方ヲ通知ス。

奬勵金ノ交付期日ハ九月下旬ニ於テ日ヲ定ム。

第七條　奬勵金ヲ受ケタル組合ニシテ其組合ノ規約ヲ無視シ其他相當ノ理由ナクシテ中途解散シタルトキハ已ニ毎年交付シタル奬勵金全額ノ半額若クハ其幾分ヲ返納セシムルコトアルヘシ。

相當ノ理由ナク一部ノ脱退アルトキ亦同シ。

第八條　本規程ニ關スル提出書類ハ凡テ村農會ヲ經由スルモノトス。

（第一號樣式）

種籾播種設計書

稻品種名	作付者氏名	各作付反別	所要種籾量	苗代床地坪數	反當播種量	苗床一坪ノ播種量	床坪延長間數
何々		反畝歩	斗升合	坪	升合	合勺	間合
	合計						
何々							
	合計						
総	計						

（第二號樣式）

共同苗代成績報告書

稻品種名	作付者氏名	各作付反別	分配苗床坪數	所要苗床坪數	剩餘苗床坪數	不足苗床坪數
何々		反畝歩	坪	坪	坪	坪
	合計					
何々						
	合計					
總計						

備考　剩餘苗床總計何百何十坪　不足苗床總計何十何坪差引何十何坪ノ剩餘又ハ不足

苗代跡作稲栽培成績報告書

（第三號様式）

跡作植付ノ稲品種名	苗代反別	施肥 肥料名	施肥 數量	除草回數	収穫量 玄米	収穫量 小米	収穫量 粃	収穫量 藁
	反歩		貫		石合	斗升合	斗升合	束
合計								

備考

一、跡作ノ作業夫役

全部（又ハ一部）共同出夫トス其人夫合計何十人夫

（若シ除草、施肥、及刈取、調製等ノ内一部若クハ全部ノ作業ヲ委托シタルトキハ其委托料何圓何十錢ト記スヲ要ス）

二、収穫物ノ處分方法

玄米総量ノ内小作料ニ何石何斗殘余米何、、、、ヲ賣却其代金何圓何錢別紙決算書ノ通リ處分ス（又ハ分配若クハ蓄積シタルトキハ其處分法ヲ記スヘシ）

小米何斗何升ヲ何々ヲ、、、、シテ處分ス

粃何斗何升ヲ何々、、、、シテ處分ス

（七）村農會事業奬勵規程

第一條　本會ハ左ノ事業ノ一若クハ二以上ヲ施設スル村農會ニ對シ本規程ニ依リ奬勵金ヲ交付ス。

一、水稻採種田ノ設置、

二、技術員若クハ專務吏員ノ設置、

三、桑園增設改良ニ關スル奬勵ノ施設事業、

四、其他本會ニ於テ緊要適切ト認ムル事業、

第二條　奬勵金ヲ受クヘキ村農會ノ水稻採種田ハ左ノ要件ヲ具備スルヲ要ス。

一、壹ケ所ノ田反別壹反步以上ナルヿ、

二、箇所數一ケ村五ケ所以內ナルヿ、

三、水稻種子配付規程ヲ定メテ種付ノ配付ヲ行フヿ、

第三條　奬勵金ヲ受クヘキ村農會ノ技術員若クハ事務吏員ハ左ノ要件ヲ具備スルヲ要ス。

一、農業ニ關スル學術ヲ修得シタル者タルヿ、

但シ此要件ニ該當セサル者ト雖モ郡農會長ニ於テ事業執行上適任ト認メタル者ハ本條ニ依

ラサルヿヲ得此場合ニアリテハ豫メ郡農會長ノ承認ヲ受クヘシ、

二、俸給月俸八圓以上ノ支給アルモノタルヿ、

第四條　奬勵金ヲ受クヘキ桑園増設改良ニ關スル施設事業ハ左ノ一ニ該當スルモノニ限ル。

一、一ヶ所五畝歩以上ノ摸範桑園設置ニ對スル村農會ノ施設、

但シ此場合ハ同一ヶ所ニ對シ三ヶ年以上繼續スルヲ要ス、

二、村農會ノ施設ニ係ル桑園改造ニ對スル奬勵法、

第五條　奬勵金ヲ受ケントスル村農會ハ毎年三月末日限リ第一號書式ノ申請書ヲ提出スルモノトス。

第六條　奬勵金ハ施設事業調査ノ上毎年十二月末日迄ニ交付ス。

第七條　奬勵金ヲ交付シ若クハ交付スヘキ水稻採種田ノ位置、土質及稻ノ品種並ニ桑園増設改良ニ關スル奬勵施設ノ方法ニシテ不適當ト認メタルトキハ之レガ變更ヲ命スルヿアルヘシ。

第八條　奬勵金ヲ受ケタル村農會ハ翌年四月末日迄ニ左記書類ヲ提出スルモノトス。

水稻採種田生産種子配付成績、（郡農會水稻種子配付規程第三號樣式ニ依ル）模範桑園ニ植付タル桑苗種類及本數並ニ栽培法、

但シ第二年目以後ハ仕立法及栽培法並ニ收葉量桑園改造奬勵ニ對スル成績、

第九條　豫定ノ事業ヲ停止シ若クハ縮少セシトキ其他不都合ノ行爲アリタルトキハ交付金額ヲ減少スルカ又ハ全部ヲ返納セシムルヿアルヘシ。

ルカ又ハ全部ヲ返納セシムルコトアルベシ。

附　則

第十條　第五條ノ申請書提出期限ハ明治四十四年度ニ限リ四月末日トス。

（第一號書式）

事業奬勵金下付申請書

明治何年度本會事業トシテ左記ノ通リ施設致候條相當奬勵金御下付相成度此段申請候也

年　月　日　　村農會長名

郡農會長宛

記

一、水稻採種田設置

位置	管理者氏名	反別	採種豫定量

採種田ノ爲メ支出スル豫算総金額、、、、、、、、

（備考水稻種子配付規程添付ノヿ）

二、技術員若クハ專務吏員ノ設置

技術員若クハ專務吏員ノ氏名、年齡、學歷ノ大要、

仝上ノ俸給、、、、、、、

仝上ノ旅費、、、、、、、

三、桑園增設改良ニ關スル奬勵法ノ施設

模範桑園何反何畝歩　　擔當者　何　　某

仝上交付金、、、、、、

桑園改造ニ關スル奬勵方法

、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、

、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、

仝上支出經費金、、、、、、

四、事業科目別ニ記載シタル事業費ノ豫算金額

（八）水稻種子配付規程

第一條　本會ニ於テ採種シタル水稻種子ハ本規程ニ依リテ配付ス。

第二條　本規程ニヨリ種子ノ配付ヲ受クベキ者ハ左ノ者ニ限ル。

一、水稻採種田ヲ設置セル村農會、

二、共同苗代組合、

但シ本會ニ於テ特ニ必要ト認ムル場合ハ此限リニアラズ、

第三條　配付スベキ種子ノ種類及見込數量ハ毎年九月末日迄ニ別ニ之レヲ公示ス。

第四條　種子ノ配付ヲ受ケントスル者ハ毎年十月末日迄ニ第一號樣式ニ依リテ本會ニ申込ムベシ。

但シ採種田設置ノ爲メ種子ノ配付ヲ受ケントスル村農會ハ種子配付規程ヲ定メ本會ノ承認ヲ受クベシ之レヲ變更シタルトキ亦同シ。

第五條　配付スベキ種子ハ其實費ノ一部トシテ壹石ニ付金參圓ヲ徵收ス。

配付スベキ種子ヲ第七條第二項但書ニ依リ送付シタル場合ハ其荷造費及採種地ヨリ申込者迄ノ運賃ハ其配付ヲ受ケタル者ノ負擔トス。

第六條　申込ノ種類數量ニシテ配付シ得ベキ種類數量ニ超過スルトキハ左ノ順序ニ依リテ配付ス。

一、採種田ヲ設置セル村農會、

二、共同苗代組合、

第七條　種子ノ配付決定シタルトキハ其種類、數量、配付期日及配付スベキ場所ヲ指定シ申込者ニ通知スベシ。

前項ノ通知アリタルトキハ申込者ハ全期日ニ種子ノ引取リヲ爲スモノトス。

但シ引取リ方比較的不便ト認ムル者ニ對シテハ本會ヨリ別便ヲ以テ送付ス此場合ハ特ニ此事項ヲ通知ス。

第八條　種子ノ配付ヲ受ケ採種田ヲ設置シタル村農會ハ第二號樣式ニ依リ其栽培成績ヲ翌年一月末日限リ及第三號樣式ニ依リ其分配成績ヲ全四月末日限リ本會ニ報告スベシ。

種子ノ配付ヲ受ケタル共同苗代組合ハ第二號樣式ニ依リ其栽培成績ヲ翌年一月末日限リ本會ニ報告スベシ。

第九條　前條ノ報告ヲ爲サザルトキ及配付シタル種子ヲ栽培セザリシコヲ認メタルトキハ採種實費ノ全部ヲ徵收スルコトアルベシ。

第十條　配付セシ種子ニ付異議ヲ唱フルコトヲ得ス。

第十一條　本會ハ配付セシ種子ニ付之レガ栽培法及採種田ニアリテハ採種法等ニ付之レヲ指揮監督スルコトアルベシ。

第十二條　本規程ニ依リ提出スベキ書類ハ凡テ村農會ヲ經由スルモノトス。

附則

第十三條　舊規程ニ依リ已ニ申込ミタル種子ニ對シテハ本規程第五條第一項ヲ適用セズ。

第十四條　採種田設置ノ爲メ已ニ申込ミタル村農會ハ第四條但書ノ手續ヲ四月末日迄ニ履行スベシ。

（第一號樣式）　水稻種子配付申込書

一稻種類　何々　何斗何升何合
一仝　何々　何斗何升何合
一仝　何々　何斗何升何合
合計　何斗何升何合

右ハ左記ノ通リ明治何年採種田設置（栽培）ノ爲メ所要候條御配付相成度此段申込候也

年　月　日　何々村農會長　氏　名　㊞
（又ハ何村大字何何々組共同苗代組合長　氏　名　㊞）

郡農會長宛

記

品種名	耕作者氏名（採種田ハ擔當者）	栽培地位置			作付反別	所要種籾量
		村	大字	字		

何々				何々				合計
			計				計	

（第二號樣式）　水稻種子栽培成績報告

品種名	耕作者氏名 採種田擔當者氏名	作付地位置 村　大字　字	作付反別	籾總收量共 同苗代ハ玄米	全上反當量	備考

生育中ノ

何々			何々			合計
		計			計	

……状況病虫害ノ有無等

右明治何年度栽培シタル成績報告候也

年　月　日

何々村農會長　氏　名㊞

（又ハ何村大字何何々組共同苗代組合長　名　氏㊞）

郡農會長宛

（第三號樣式）　水稻種子配付成績報告

稻品種名	共同苗代組合ヘ配付	個人ヘ配付	配付籾總量	種子配付交換方法
合計				代金又ハ玄米交換等 代金何程玄米何程

右明治何年度生産水稻種子配付成績報告候也

年　月　日　　　何々村農會長　氏　　名　㊞

郡農會長宛

（九）小學校一坪農業生産物品評會賞與規程

第一條　町村立小學校主催ノ農産物品評會ニシテ其會長ヨリ請求アルトキハ本規程ニ依リテ褒賞ヲ授與ス。

第二條　褒賞ヲ授與スベキモノハ一坪農園ノ生産物ニ限ル。

但シ實習農地ヲ設置セル小學校ニアリテハ其實習地生産物ノ出品ニ對シテモ褒賞ヲ授與スルコトアルベシ。農業補習學校モ亦同シ。

第三條　本規程ニ依リテ褒賞ヲ受ケントスルモノハ毎年十月末日迄ニ第一號書式ノ申請書ニ品評會規則書並ニ第二號書式ノ一坪農園狀況調査書ヲ添ヘ提出スベシ。

前項ノ期間ヲ經過シタルモノハ之レヲ受理セズ本條第一項ノ申請ヲ認諾シタル時ハ審査長ヲ派遣シテ審査事務ヲ監督セシム。

第四條　褒賞ハ左ノ等位ニ別チテ授與ス。

一等賞、金員若クハ物品、　二等賞、仝、　三等賞、仝、　四等賞、仝、

一人ニシテ二点以上ノ褒賞ヲ受クベキモノアルトキハ最高ノ一点ニ限リ授賞シ他ハ褒賞狀ノミヲ授與ス。

第五條　左ノ塲合ニ在リテハ褒賞ヲ授與セズ。

一、審査ノ結果兒童ノ手ニ成レル生産物ニアラザルヿヲ認メタルトキ。

二、農園調査書ニ虚僞ノ登載アルヿヲ發見シタルトキ。

三、一町村内ニ在ル各小學校ニシテ個々各別ニ開設スルトキ。

四、一町村内ノ小學校農産物品評會ニシテ一ケ年度間ニ二回以上ノ開設アルトキ。

第六條　本規程ニ依リ提出スル書類ハ凡テ村農會ヲ經由スルモノトス。

（第一號書式）

授賞申請

何町村立何小學校何品評會

右

右ハ別紙規則書ノ通リ開設候條褒賞御授與相成度一坪農園狀況調査書相添へ此段申請候也

年　月　日　何々品評會長　氏　名　㊞

上房郡農會長殿

（第二號書式）

一坪農園狀況調査書

何科何學年巡視教員　何　某

兒童名	農園位置		植付作物	農園ノ廣サ	播種月日	調査狀況		
	部落名	所在地				擔任教員巡視	耕作狀況	生育良否
何某	何々	何々居宅前又ハ何々東	何々	約何坪又ハ何間畦何條	何月何日	何月何日第一回何月何日第二回	施肥除害中耕除草	最モ良好又ハ中等ノ生育或ハ生育極メテ不良

其三、本郡々農會及村農會

（一）岡山縣上房郡農會々則

第一條　本會ハ岡山縣上房郡農會ト稱ス。

第二條　本會ハ左記村農會ヲ以テ之レヲ組識ス。

松山村農會、　津川村農會、　川面村農會、　巨瀬村農會、　有漢村農會、　上有漢村農會、
上竹莊村農會、　豐野村農會、　下竹莊村農會、　吉川村農會、　中井村農會、　中津井村農會、
呰部村農會、　上水田村農會、　水田村農會、

第三條　本會ニ名譽會員ヲ置キ農事ニ功勞アル者又ハ農事ニ關シ學識經驗アル者ヨリ総會ノ決議ヲ以テ之ヲ推薦ス。

第四條　本會ニ於テ施行スル事業ノ概目左ノ如シ。

一、農事ニ關スル講話會、共進會、品評會、又ハ種苗交換會等ヲ開催スルコト。

二、農事ノ講習、試驗、又ハ調査、統計ニ關スルコト。

三、種苗、飼畜、肥料、農具等ノ共同購入及農産物ノ共同販賣ニ關スルコト。

四、産業組合ニ關スルコト。

五、動植物ノ病蟲害驅除豫防ニ關スルコト。

六、耕地ノ整理及灌漑排水ニ關スルコト。

七、蠶糸業其他農家ノ副業ニ關スルコト。

八、耕耘肥培ノ改良及農産物ノ調製ニ關スルコト。

九、農家ノ風紀及勤儉貯蓄ニ關スルコト。

十、他ノ農事團体ト氣脈ヲ通シ農事ノ振興ヲ圖ルコト。

十一、其他農事上必要ナル事項。

第五條　本會ハ農事ノ改良發達ニ關スル事項ニ付行政廳ニ建議スルコトアルベシ。

本會ハ行政廳ノ諮問ニ對シ答申スルモノトス。

第六條　本會ノ事務所ハ岡山縣上房郡役所構內ニ設置ス。

第七條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク。

會長　一名、　副會長　一名、　評議員　五名、　幹事　二名、

第八條　會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス。

副會長ハ會長ノ事務ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス。

評議員ハ評議員會ノ議員トナリ總會ノ委任ヲ受ケタル事項及評議員會ノ權限ニ屬スル事項ヲ議決シ又ハ會長ノ諮問ニ應シ及會務執行ノ狀況ヲ監査スルモノトス。

幹事ハ會長ノ命ヲ承ケ會務ヲ掌ル。

第九條　會長副會長及評議員ハ總會ニ於テ議員中ヨリ之ヲ選擧ス但シ會長副會長ハ名譽會員中ヨリ選擧スルコトヲ妨ケス。

幹事ハ會長之レヲ命免ス。

第十條　會長副會長評議員ノ任期ハ事業年度ニ從ヒ三ケ年トス但シ議員ニシテ役員タルモノハ其議員タルノ任期ニ依ル。

補欠ノ爲メ選擧セラレタル評議員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス。

第十一條　本會ニ左ノ職員ヲ置ク。
技術員　若干名、　書記　若干名、
第十二條　技術員ハ技術ニ關スル事務ニ從事ス。
書記ハ庶務會計ニ屬スル事務ニ從事ス。
第十三條　職員ハ會長之ヲ任免ス。
第十四條　本會ニ顧問相談役及農藝委員ヲ置クコトヲ得。
顧問相談役及農藝委員ハ會長之ヲ囑託ス。
第十五條　役員ハ無給トス但シ報酬ヲ給スルコトヲ得。
職員ハ有給トス。
第十六條　會長副會長ニ欠員ヲ生シタルトキハ次キノ總會ニ於テ之ヲ選擧ス。
評議員ニ欠員ヲ生シタルトキハ次キノ總會ニ於テ補欠選擧ヲ行フ。
第十七條　會長、副會長又ハ評議員事故アルトキハ總會ニ於テ議員總數ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ得テ解任スルコトヲ得。
總會カ前項ノ決議ヲナシタルトキハ同時ニ新任者ヲ選擧スルコトヲ要ス但シ評議員中一部ノ解任アリタル場合ハ其補欠選擧ヲ行フコトヲ要ス。

第十八條　本會ハ農會令第十條ニ據リ議員及豫備議員各一名ヲ置キ總會ニ於テ役員中ヨリ之ヲ選擧ス但シ役員中ヨリ選擧スルコト能ハサル場合ニ於テハ總會ヲ組織スル議員中ヨリ選擧スルコトヲ得。

第十九條　本會ノ會議ヲ分チテ總會、評議員會ノ二種トス。

第二十條　總會ハ村農會ヨリ選出シタル議員ヲ以テ之レヲ組識ス。

前項ノ議員中故障アル者アリタルトキハ其豫備議員ヲ以テ之レニ代フ。

第廿一條　總會ヲ分チテ通常、臨時ノ二種トシ通常總會ハ毎年十二月之ヲ開キ臨時總會ハ會長ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ議員三分ノ一以上ノ同意ヲ以テ開會ヲ請求シタルトキ之ヲ開ク。

第廿二條　總會ニ於テ議決スヘキ事項左ノ如シ。

一、事業ノ經營。

二、會長、副會長及評議員ノ選擧及解任。

三、經費豫算及分賦收入方法。

四、會則ノ變更。

五、行政廳ノ諮問ニ對スル答申又ハ建議ニ關スル事項。

六、其他重要ト認ムル事項。

第廿三條　評議員會ニ於テ議決スヘキ事項左ノ如シ。
一、事業ノ經營及經費豫算ニ關スル事項ニシテ總會ニ提出スヘキ議案。
二、經費ノ決算。
三、既定事業施行方法。
四、總會ノ委託ヲ受ケタル事項。
五、臨時急施ヲ要スル事項。
六、其他會長ニ於テ必要ト認ムル事項。
第廿四條　會議ヲ召集セントスルトキハ會長ハ其目的及日時場所ヲ指定シ少クモ五日以前ニ各議員ニ通知スヘシ但至急ヲ要スル場合ハ其期間ヲ短縮スルコトヲ得。
第廿五條　會議ノ議長ハ會長ヲ以テ之レヲ充ツ會長事故アルトキハ副會長之レニ代リ會長副會長共ニ事故アルトキハ議員中ヨリ選擧ス。
第廿六條　會議ノ議案ハ會長之ヲ發ス但總會ニ於テ議員五名以上ノ同意ヲ以テ建議案ヲ提出スルヿヲ得。
第廿七條　會議ハ議員三分ノ二以上出席スルニアラザレバ開會スルコトヲ得ス但召集再回ニ亘リ尚ホ定員ニ滿タサルトキハ此限ニアラズ。

第廿八條　議案ノ議決ハ出席員過半數ノ同意ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス。

第廿九條　總會ノ議決ヲ經ヘキ事件ニシテ會長ニ於テ重要ナラストス認ムル事項ハ書面ニ依リテ議員ノ意見ヲ徵シ總會ノ召集ニ代フルコトヲ得。

第三十條　本會ハ必要ニ應シ各村農會長ヲ召集シ協議會ヲ開クコトヲ得。

第卅一條　本會ノ經費ハ本會ヲ組識スル各村農會ノ負担金及補助金寄附金等ヲ以テ之ニ充ツ。

第卅二條　本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル。

第卅三條　本會ノ經費ハ總會ニ於テ其豫算及分賦收入ノ方法ヲ議決シ縣知事ノ認可ヲ受クルモノトス其變更ヲ議決シタルトキ亦同シ。

第卅四條　前年度ノ經費決算財產目錄及會務ノ狀況ハ毎年六月三十日迄ニ評議員會ノ認定ヲ經テ之レヲ各村農會ニ通報シ且ツ縣知事ニ報告スルモノトス。

第卅五條　庶務及會計ニ關スル規定ハ會長之レヲ定ム。

第卅六條　會則變更ノ議決ハ議員總數ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ要ス。

第卅七條　本會ヲ解散セントスルトキハ總會ニ於テ議員總數ノ五分ノ四以上ノ同意ヲ以テ之ヲ議決シ縣知事ノ許可ヲ受クルモノトス。

前項ノ許可ヲ受ケタルトキハ之レヲ各村農會ニ通シ且ツ清算人ヲ選擧シ清算其他一切ノ殘務ヲ

處理セシムルモノトス。

第卅八條　農會令第十四條ニ依リ會長ニ於テ專決處分シタル事項ハ次ノ總會ニ承認ヲ求ムベシ。

第卅九條　役員任期ノ計算ハ補欠員ヲ除クノ外新ニ選任セラレタル事業年度ノ終了期ヲ以テ第一年ノ終リトス。

(二)　岡山縣上房郡農會明治四十四年度經費收入支出決算總額

一金四千六百六拾八圓拾錢九厘　　收入總額

一金四千參百參拾貳圓七錢九厘　　支出總額

此差引殘高金參百參拾六圓參錢

但シ是ハ大正元年度ヘ繰越

岡山縣上房郡農會明治四十四年度經費收入決算書

科目	本年度決算高	本年度豫算高	比較増減		附記
			増	減	
第一款　會費	二、五九一、七八〇	二、五九一、七八〇			
第一項　會費	二、五九一、七八〇	二、五九一、七八〇			

第二款 補助費	一、一九七、五四〇	一、一〇〇、〇〇〇	九七、五四〇		
第一項 縣農會補助	二九七、五四〇	二〇〇、〇〇〇	九七、五四〇		
第二項 郡費補助	九〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇			
第三款 繰越金	一八二、七四九	一八二、七四九			
第一項 前年度繰越金	一八二、七四九	一八二、七四九			
第四款 預金利子	八、五六〇	七、〇〇〇	一、五六〇		
第一項 預金利子	八、五六〇	七、〇〇〇	一、五六〇		
第五款 奬勵金	二四八、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	三八、〇〇〇		
第一項 烟草作奬勵金	一五〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇		
第二項 共同苗代奬勵金	八八、〇〇〇	八〇、〇〇〇	八、〇〇〇		
第三項 農事調査奬勵金	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇			
第六款 寄附金	三三四、〇〇〇	三三四、〇〇〇			
第一項 指定寄附金	三三四、〇〇〇	三三四、〇〇〇			

第七款 雜收入	一〇五、四八〇	一五〇、〇〇〇		四四、五二〇	
第一項 雜收入	一〇五、四八〇	一五〇、〇〇〇		四四、五二〇	
合計	四、六六八、一〇九	四、五七五、五二九	九二、五八〇		

岡山縣上房郡農會明治四十四年度經費支出決算書

科目	本年度決算高	本年度豫算高	比較増減 増	比較増減 減	附記
第一款 事務所費	二三〇、五四九	二四〇、〇〇〇		九、四五一	
第一項 幹事報酬	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇			
第二項 備品消耗品費	四六、一七七	六〇、〇〇〇		一三、八二三	
第三項 通信運搬費	三九、〇六二	四〇、〇〇〇		、九三八	
第四項 役員旅費	六五、三一〇	六〇、〇〇〇	五、三一〇		金五圓豫備費ヨリ流用
第五項 役員職員賞與費	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇			
第六項 雜費	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇			

第七項 農事統計調査費	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇			
第二款 會議費	七一、三八〇	一四九、三〇〇		七七、九二〇	
第一項 総會及評議員會費	七一、三八〇	一四九、三〇〇		七七、九二〇	
第三款 事業費	三、八四七、一三〇	三、八五五、一〇〇		七、九七〇	
第一項 技術員俸給	四〇九、〇五〇	四一一、〇〇〇		一、九五〇	
第二項 仝旅費	二二五、九五〇	二二八、〇〇〇		二、〇五〇	
第三項 技術員兼書記給料	二三二、六九〇	二三四、〇〇〇		一、三一〇	
第四項 仝旅費	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇			
第五項 烟草作指導員給料	三三〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇			
第六項 仝旅費	一二四、〇〇〇	一二四、〇〇〇			
第七項 摸範農場費	一二〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇			五ヶ所
第八項 蠶業講習生養成費	三〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇		三〇、〇〇〇	金貳拾參圓貳拾七錢稻採種費へ流用
第九項 奬勵費	一、七六八、五八〇	一、七九七、五〇〇		二八、九二〇	

第一目　濕田排水溝獎勵費	五四七、〇五〇	五五〇、〇〇〇		二、九五〇	
第二目　町村共進會品評會賞與費	一二四、〇二五	一〇〇、〇〇〇		一四、〇二五	金貳拾四圓貳錢五厘豫備費ヨリ流用
第三目　共同苗代獎勵費	三九四、五〇五	四〇〇、〇〇〇		五、四九五	
第四目　農事試驗場參觀獎勵費	四三、五〇〇	六七、五〇〇		二四、〇〇〇	二十九人ニ交付
第五目　堆肥場改良獎勵費	一三三、九〇〇	一三〇、〇〇〇	三、九〇〇		金參圓九拾錢豫備費ヨリ流用
第六目　種牛獎勵費	二三四、〇〇〇	二五〇、〇〇〇		一六、〇〇〇	洋種一頭和種三頭
第七目　村農會事業獎勵費	二九一、六〇〇	三〇〇、〇〇〇		八、四〇〇	十ケ村交付
第十項　稻採種田費	四八二、二六〇	四二五、〇〇〇	五七、二六〇		金貳拾參円貳拾七錢蠶業講習養成費ヨリ流用金參拾參円九拾九錢豫備費ヨリ流用
第十一項　三郡聯合農會費	二四、六〇〇	二五、六〇〇		一、〇〇〇	
第四款　補助費	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇			
第一項　地主會補助	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇			
第五款　負担費	一四三、一八〇	一四三、一八〇			
第一項　縣農會費負担費	一四三、一八〇	一四三、一八〇			

科目					備考
第六款 借入金利子	一四、八四〇	二五、二〇〇		一〇、三六〇	
第一項 一時借入金利子	一四、八四〇	二五、二〇〇		一〇、三六〇	元金貳百圓ニ對スル延二百十二日分百圓ニ付一日參錢五厘
第七款 豫備費		一三七、七四九		一三七、七四九	
第一項 豫備費		一三七、七四九		一三七、七四九	
合計	四、三三二、〇七九	四、五七五、五二九		二四三、四五〇	

(三) 村農會々則

第一條　本會ハ何村農會ト稱ス。

第二條　本會ノ區域ハ何村ノ區域ニ依ル。

第三條　本會ハ本會ノ區域內ニ於テ國及公共團体ヲ除クノ外耕地、牧場又ハ原野ヲ所有スル者及農業ヲ營ム者ヲ以テ組識ス。

第四條　本會ニ名譽會員ヲ置キ農事ニ功勞アル者又ハ農事ニ關シ學識經驗アル者ヲ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ推薦ス。

第五條　本會ハ農事ノ改良發達ヲ計ルヲ以テ目的トス。

第六條　本會ニ於テ施行スル事業ノ概目左ノ如シ。

一、農事ニ關スル講話會、共進會、品評會、種苗交換會等ニ關スルコト。

二、農事ノ講習試驗調査又ハ報告統計ニ關スルコト。

三、種苗、飼畜、肥料、農具等ノ交換分配及購入幷ニ販賣ニ關スルコト。

四、産業組合ニ關スルコト。

五、動植物ノ病蟲害驅除豫防ニ關スルコト。

六、耕地ノ整理及灌漑並ニ排水ニ關スルコト。

七、蠶糸業其他農家ノ副業ニ關スルコト。

八、耕耘肥培ノ改良及農産物ノ調製ニ關スルコト。

九、農家ノ風紀及勤儉及勤儉貯蓄ニ關スルコト。

十、他ノ農事團体ト氣脈ヲ通シ農事ノ振興ヲ圖ルコト。

十一、其他農事上必要ナル事項。

第七條　本會ハ農事改良發達ニ關スル事項ニ付行政廳ニ建議スルコトアルヘシ。

本會ハ行政廳ノ諮問ニ對シ答申スルモノトス。

第八條　本會ノ事務所ハ何々トス。

第九條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク。

會長　一名、　副會長　一名、　評議員　七名、　幹事　二名、

第十條　會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス。

副會長ハ會長ヲ補佐シ、會長事故アルトキハ之ヲ代理ス。

評議員ハ評議員會ノ議員トナリ總會ノ委任ヲ受ケタル事項及評議員會ノ權限ニ屬スル事項ヲ議決ス。

幹事ハ會長ノ命ヲ承ケ會務ヲ掌ル。

第十一條　會長副會長評議員ハ總會ニ於テ會員中ヨリ之ヲ選擧ス、但會長副會長ハ名譽會員中ヨリ選擧スルコトヲ得。

幹事ハ會長之ヲ命免ス。

第十二條　役員ノ任期ハ事業年度ニ從ヒ三ケ年トス。

補欠ノ爲メ選擧セラレタル評議員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス。

第十三條　本會ニ技術員一名ヲ置クコトヲ得。

第十四條　技術員ハ技術ニ關スル事務ニ從事ス。

第十五條　技術員ハ會長之ヲ任免ス。

第十六條　本會ニ顧問及農藝委員ヲ置クコトヲ得。

第十八條　役員ハ無給トス、但報酬ヲ給スルコトヲ得。

技術員ハ有給トス。

第十九條　會長副會長ニ欠員ヲ生シタルトキハ次ノ總會ニ於テ之ヲ選擧ス。

評議員ニ欠員ヲ生シタルトキハ次キノ總會ニ於テ補欠選擧ヲ行フ。

第二十條　會長、副會長又ハ評議員事故アルトキハ總會ニ於テ出席會員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ解任スルコトヲ得。

總會カ前項ノ決議ヲナシタルトキハ同時ニ新任者ヲ選擧スルコトヲ要ス、但評議員中一部ノ解任アリタル場合ハ其補欠選擧ヲ行フコトヲ要ス。

第廿一條　本會ハ農會令第十條ニ據リ議員及豫備議員各一名ヲ置キ總會ニ於テ會員タル役員中ヨリ之ヲ選擧ス、但役員中ヨリ選擧スルコト能ハサル場合ニ於テハ會員中ヨリ選擧スルコトヲ得。

第廿二條　本會ノ會議ヲ分チテ總會、評議員會ノ二種トス。

第廿三條　總會ヲ分チテ通常、臨時ノ二種トシ通常總會ハ毎年二月之ヲ開キ臨時總會ハ會長ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ評議員半數以上ノ同意ヲ以テ開會ノ請求アリタルトキ之ヲ開ク。

會員ハ自己ノ支障ノ爲メ出席スルコト能ハザル時ハ他ノ會員ヲ以テ代理セシムル事ヲ得、此場合ニ於テハ代理者ハ正當ノ委任狀ヲ議長ニ提出シ其議決權ヲ行フ評議員會ハ會長ニ於テ必

要ト認ムル塲合又ハ評議員半數以上ノ合意ヲ以テ開會ヲ請求シタルトキ之ヲ開ク。

第廿四條　総會ニ於テ議決スヘキ事項左ノ如シ。

一、事業ノ經營。
二、會長副會長及評議員ノ選擧及解任。
三、經費豫算及分賦收入方法。
四、會則ノ變更。
五、行政廳ノ諮問ニ對スル答申又ハ建議ニ關スル事項。
其他重要ト認ムル事項。

第廿五條　評議員會ニ於テ決議スヘキ事項左ノ如シ。

一、事業ノ施行方法。
二、総會ノ委托ヲ受ケタル事項。
三、臨時急施ヲ要スル事項。
四、經費壹百圓以內ノ豫算及分賦收入方法。
其他必要ト認ムル事項。

第廿六條　會長ニ於テ其必要ト認ムルトキハ評議員會ノ決議ヲ以テ総會ノ決議ニ代ルヿヲ得ルモノト

第廿七條　會議ハ會長之ヲ召集ス。

第廿八條　會議ノ議長ハ會長ヲ以テ之ニ充ツ、會長事故アルトキハ副會長之ニ代リ會長副會長共ニ事故アルトキハ総會ニ於テハ出席會員中評議員會ニ於テハ出席評議員中ヨリ之ヲ選擧ス。

第廿九條　會議ノ議案ハ會長之ヲ發ス、但総會ニ於テ會員十名以上ノ同意ヲ以テ建議案ヲ提出スルヿヲ得。

第三十條　會議ノ議決ハ出席員過半數ノ同意ヲ以テ之ヲナス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス。

第卅一條　総會ノ議決ヲ經ヘキ事件ニシテ會長ニ於テ重要ナラスト認ムル事項ハ書面ニ依リテ會員ノ意見ヲ徴シ総會ノ召集ニ代フルコトヲ得。

第卅二條　本會ノ經費ハ各會員ノ負担金及補助若クハ寄付金ヲ以テ之ニ充ツ。

第卅三條　前條經費ノ賦課徴収ハ物件ヲ以テ金錢ニ代フルヿヲ得。

第卅四條　本會ノ事業年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル。

第卅五條　本會ノ經費ハ総會ニ於テ豫算及分賦収入ノ方法ヲ議決シ郡長ノ認可ヲ受クルモノトス、其變更ヲナサントスル時亦同シ。

第卅六條　前條認可ヲ得タルトキハ直チニ郡農會ニ報告スルモノトス。

第卅七條　前年度ノ經費ノ決算、財産目錄及會務ノ狀況ハ毎年六月三十日迄ニ會員ニ公示シ、且郡長並ニ郡農會長ニ報告スルモノトス。

第卅八條　會長ハ處務會計ニ關スル規程ヲ設クルコトヲ得。

第卅九條　會則ノ變更ハ總會ニ於テ出席會員三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ之ヲ決シ郡長ノ認可ヲ受クルモノトス。

第四十條　本會ヲ解散セントスルトキハ總會ニ於テ會員四分ノ三以上ノ同意ヲ以テ議決シ、郡長ノ許可ヲ受クルモノトス。

第四十一條　農會令第十四條ニ依リ會長ニ於テ專決處分シタル事項ハ次ノ總會ニ承認ヲ求ムルモノトス。

第四十二條　本會ニ於テ決議又ハ施設シタル事項幷ニ役員ノ異動ハ其都度郡農會長ニ報告スルモノトス。

第四十三條　新ニ選任セラレタル役員任期ノ計算ハ補欠員ヲ除クノ外其事業年度ノ終了期ヲ以テ第一年ノ終リトス。

現任會長、副會長ハ本會則ノ議決ト同時ニ本會則ニ依リ之ヲ改選ス。

（四） 村農會經費收支豫算及決算

明治四十四年各村農會經費收入豫算一覽表

町村名	分賦金	町村費補助金	郡費又ハ郡農會補助金又ハ奬勵金	其他	計	會費分賦收入ノ方法
高梁町	—	—	—	—	—	
松山村	六円〇〇〇	二三円〇〇〇		四円〇〇〇	二三七円九〇〇	會員一人ニ付壹錢六百人分
津川村	八四、七〇〇	一五〇、〇〇〇		三、二〇〇	三五七、六〇〇	會員負担 一人ニ付拾錢 地價割 地價百圓ニ付九錢
川面村	三五二、六〇〇			五、〇〇〇	三七三、七八〇	會員割 一人ニ付貳錢 地價割 地價百圓ニ付貳錢 反別割 一反歩ニ付壹錢九毛余
巨瀬村	三三二、七八〇		二〇、〇〇〇	三一、〇〇〇	五一〇、三三〇	會員割 一人ニ付拾錢 地價割 地價百圓ニ付廿七錢參厘五毛
有漢村	三九四、四〇〇	七〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一五、九三〇	三八七、〇〇〇	地價割 地價百圓ニ付貳拾六錢 會員割 一人ニ付六錢

上有漢村	一九六、三八〇	一四〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二〇、六二〇	四一七、八四〇	會員割 地價割	一人ニ付六錢 地價百圓ニ付廿五錢七厘五毛
上竹莊村	三九五、八四〇		二〇、〇〇〇	二、〇〇〇	三六六、六八〇	會員割 地價割	一人ニ付拾錢 地價百圓ニ付卅壹錢八厘六毛
豐野村	二七八、八三〇	三七、〇〇〇	二〇、〇〇〇	三〇、八五〇	四三三、五七〇	會員割 地價割	一人ニ付拾錢 地租壹圓ニ付參錢九厘參毛五
下竹莊村	二八〇、五七〇		五〇、〇〇〇	一〇三、〇〇〇	二二四、三〇〇	會員割 地價割	一人ニ付拾九錢 地價百圓ニ付廿四錢參毛六七
吉川村	一三九、三〇〇	八〇、〇〇〇		五、〇〇〇	三二五、四二〇	會員割 地價割	總額ノ十分ノ三 總額ノ十分ノ七
中井村	八七、〇〇〇	一六七、四二〇	五、〇〇〇	六六、〇〇〇	三二五、四二〇	會員割 地租割	一人ニ付貳錢 壹圓ニ付壹錢八厘參毛五一
中津井村	二三〇、四五〇	二三五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	四、〇〇〇	四七九、四五〇	會員割 地價割	一人ニ付五錢 地價百圓ニ付拾貳錢
呰部村	二一七、八七〇	五〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一、〇〇〇	二八八、八七〇	地價割	地價壹圓ニ付貳厘六毛七
上水田村	二四九、二七〇	四〇、〇〇〇	三三、〇〇〇	三四、〇〇〇	三五六、二七〇	會員割 地租割	一人ニ付參錢 地租壹圓ニ付四錢壹厘七毛

水田村	一〇、〇〇〇	二〇〇、四八〇	二〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	二五二、四八〇	會員割 總額十分ノ三 地價割 總額十分ノ七
計	三、二三五、九九〇	一、三九二、九〇〇	六八、〇〇〇	三四七、六〇〇	五、二四四、四九〇	

明治四十四年度町村農會經費支出豫算一覽表

町村名	事務所費	會議費	事業費	負担金	其他	計	事業
高梁町	—	—	—	—	—	—	
松山村	六円〇〇〇	一円〇〇〇	五五円〇〇〇	一六四円八八〇	六円一三〇	二三三円〇〇〇	樹苗買入費、農事試驗場參觀奬勵費、有害鳥獸驅除奬勵費、
津川村	二六、五〇〇	七、八〇〇	三一、〇〇〇	一七六、六〇〇	五、〇〇〇	二三七、九〇〇	改良實行委員手當、種苗買入費、特農者奬勵費、
川面村	九七、〇〇〇	二、〇〇〇	六六、〇〇〇	一九二、六〇〇	—	三五七、六〇〇	種苗買入費、稻麥塩水撰奬勵費、蠶業奬勵費、
巨瀬村	八〇、〇〇〇	—	八五、〇〇〇	一八三、七八〇	二五、〇〇〇	三七三、七八〇	試作奬勵費、共同苗代奬勵費、採種田費、共進會費、講習費、
有漢村	一四四、〇〇〇	一、〇〇〇	一三二、〇〇〇	二〇二、三三〇	三一、〇〇〇	五一〇、三三〇	種苗費奬勵費品評會費、
上有漢村	四八、一〇〇	五、〇〇〇	九〇、〇〇〇	一四八、八七〇	九五、〇三〇	三八七、〇〇〇	種苗買入費、桑苗園費奬勵費、(篤農者)蠶業奬勵費採種田費、

上竹莊村	二一、〇〇〇	三、〇〇〇	七〇、〇〇〇	二〇三、八四〇	三〇、〇〇〇	四一七、八四〇	煙草指導員給料、講話費、塩水撰奬勵費、米製改良費、
豐野村	七六、〇〇〇	二、〇〇〇	五八、〇〇〇	二三〇、六八〇	—	三六六、六八〇	採種田費、種苗買入費、講習講話費、濕田排水奬勵費、
下竹莊村	三一、一〇〇	一、〇〇〇	二一、九五〇	一六九、五二〇	二〇、〇〇〇	四三三、五七〇	講習費、樹苗園費、蠶業奬勵費、塩水撰費、種苗買入費、
吉川村	四〇、〇〇〇	—	五一、三〇〇	一二八、〇〇〇	五、〇〇〇	二二四、三〇〇	實行委員手當、害鳥捕獲奬勵費、精農者表彰費、緑費栽培奬勵費、
中井村	六三、〇〇〇	五、〇〇〇	六五、〇〇〇	一六二、四二〇	三〇、〇〇〇	三二五、四二〇	摸範桑園設置費、採種田費蠶繭屑物整理講習費奬勵費、
中津井村	六六、〇〇〇	二、〇〇〇	二四、七〇〇	一五三、四三〇	三、三二〇	四七九、四五〇	米穀煙草蠶業改良費奬勵費
呰部村	二七、五〇〇	一、〇〇〇	三六、〇〇〇	一六三、八七〇	六〇、五〇〇	二八八、八七〇	技術員給料、米穀改良費、
上水田村	一三、七〇〇	、五〇〇	五五、〇〇〇	二〇〇、八七〇	八七、二〇〇	三五六、二七〇	塩水撰奬勵費、採種田費、煙草作指導補助員手當
水田村	、五〇〇	、五〇〇	六一、〇〇〇	一八〇、四八〇	一〇、〇〇〇	二五二、四八〇	技術員俸給、共同苗代、米製改良奬勵費、
合計	八二九、四〇〇	三一、八〇〇	一、三三二、九五〇	二、六六二、一七〇	四〇八、一七〇	五、二四四、四九〇	

町村名	農會長	副會長	專務職員
松山村	莊直温	大久保猪太郎	藤村芳太郎
津川村	森本延二郎	宮田安太郎	—
川面村	西村清馬	森脇忠三郎	—

巨瀬村	野口喜太郎	横本勘一郎	池田輝次
有漢村	中山祇重	戸田十治郎	上森政治
上有漢村	加藤孫太郎	河原金四郎	飯山八百吉
上竹荘村	大月荘太郎	大塚荘策	―
豊野村	池上慶治郎	河原周太郎	大須賀慶太郎
下竹荘村	中空亮	宮井紋藏	―
吉川村	野山時太郎	難波禮治	―
中井村	山根冬三郎	西平藏	津々俊一郎 安達雄一郎
中津井村	杉圭三九	生田平吉	―
呰部村	畦田鉄太郎	植田安左衛門	―
上水田村	佐藤辰藏	西谷竹次郎	―
水田村	太田鹿五郎	神谷覺一	―

其四、米穀檢査

米は、本郡の主要產物にして民力の休戚に至大の關係を有す。故を以て本郡に於ては、明治三十六年五月、岡山縣令第四十六號を以て、米穀檢査規則を發布せられ、一般に檢査を施行せらるゝ事となりし以來、之が勵行に努め、鋭意米製改良を圖り、適當なる指導、督勵により、歲月と共に長足の進歩をなせり。現今の狀況を改良前に比すれは、實に雲泥の差にして市塲の價格に於ても明治三

十六年以前に米穀檢査を實施せるは全國中唯一の防長米あるのみ、而して此の防長米神戸市に於ける價格より備中米は一石に付常に貳圓の廉價なりしに、本檢査實施後逐年向上して、大正元年に至りては神戸市塲に於ける價格防長米より一石壹圓八拾錢を高めたるに徵するも、以て之れを證するに足るべし。今明治四十四年度の產米に就きて檢査の成績を擧ぐれば左の如し。

町村名	檢査總數	合格米	不合格米	檢査總數に對する合格步合
高梁町	六一	六	五五	、九八
松山村	三、一八七	二、四六三	七二四	七、七八
津川村	一、九三五	一、二八五	六五〇	一、一二
川面村	二、七四三	一、二六〇	一、四八三	四、五九
巨瀨村	五、三三一	三、九二五	一、四〇六	六、七六
有漢村	七、〇〇一	五、四六七	一、五三四	九、〇〇
上有漢村	三、三三一	二、〇四〇	一、二九一	六、一〇
上竹莊村	八、一一三	六、〇八七	二、〇三六	八、〇〇
豐野村	八、二〇〇	五、六七二	二、五二八	四、〇三
下竹莊村	四、九六五	三、六八二	一、二八三	九、七二
吉川村	三、八一四	三、〇六二	、七五八	八、五七
中井村	二、一〇一	一、二〇四	、八九七	五、七〇

中津井村	二、五九八	一、六七三	、九二五	四、二八
呰部村	三、二七三	二、二三二	一、〇四一	八、六六
上水田村	五、七九二	四、九六八	、八二四	九、五三
水田村	六、〇二四	五、一三〇	、八九四	七、〇〇
計	六九、一三〇	五〇、五五二	一八、五七八	七、三〇

其五、農業

本縣の地は、上世吉備と稱せし地方にして、（高橋龍雄氏の說に從ふ）吉備の地名は「黍を產する國」なる事を意味す、蓋し、阿波、安房の粟に於けるが如き、紀伊の木に於けるが如く產物を以て、其國名とするは敢へて少からずと云ふ。されば夙に農業の發達せし事も想像し得らるべし。從て本郡の如きも農業の發達著しく、生產の大なる他種の生業に冠絕せり。即ち、本郡の農業戶數は、實に全戶數の約六割六を占む。從て農業の振否は、本郡經濟に至大の關係を有するは、固より論を俟たざるなり。之を以て斯業の改良發展に就ては本郡夙に意を注ぎ、着々諸般の施設經營を爲すに努めたり。殊に近來人口の急速なる增加は、多種多量の食物を需用するを以て、土地の利用及生產の增殖は極めて緊要の事に屬す。此に於て種子の選擇、肥料の改善、農法の改良、耕地の整理等孜々として奬勵を怠ることなし。而して農家をして多大の利益を收得せしめ、延いて農村を繁榮ならしめんには、農業

家其の人の奮勵に待つこと頗る大なるを以て、本郡の方針としては先づ守舊の觀念を打破し、嶄新の思想を涵養せしめ、以て根本的に改良の實を擧けんことを期し、實業補習學校を各町村に奬勵し、各高等小學校に實業科目として農業科を必須の正科とし、須要の敎育を施し、實習地を設けて一般農事を研究せしめ、郡農會を設置し、農業技術者をして農民の誘掖指導に當らしめ、且つ町村農會等と協力し、講習會、農事會、農産物品評會、等を開催して、智識の開發普及を圖り、以て農村の建全なる發達に留意し、勤勉力行の風を興し着實質素の習を作ることに力を盡せしが、戰後の經營として國本の培養は一層急且切なるものあり、是を以て從來經營せる諸般の施設を擴張し、農會、品評會等に依りて、農民の自覺心を皷舞し、併せて進取的活動を促し、更に近來に及ては、地方靑年會に向て、農事改良を皷吹すると同時に其實行を慫慂し、小學校生徒に一坪農園を奬勵する等、常に斯界の改良發達に努めつゝあり。

本郡にて農産物を栽植する耕地の面積は、全郡を通して、四千八百五拾七町三反歩にして、内田地、二千九百八拾七町七反、畑地千八百六拾九町六反歩なり、而して田地の一半に一毛作地にして、他の一半は二毛作を營む。

農産の主要なるものは、米にして之に次ぐを麥とす。其他穀類には大豆、小豆、粟、黍、蜀黍、稗、玉蜀黍、蕎麥等あり。蔬菜には甘藷、馬鈴薯、芋、蘿蔔、百合根等あり。工藝用としては、實綿苧

麻、藍、蕓薹、藺、楮等あり。其他煙草あり、果實あり、何れも日常必須のものとす。而して其産額は、年次の豊凶により、増減一ならず、今主要農産物種別、産出額を示さん。

一、米

米は、本郡の重要物産中第一位を占め、其産額最近（明治四十四年度）平均收量四万四千百七十二石に達せり、之を五ヶ年前即ち明治四十年の平均收量四万二千百九十一石に比すれば千九百八十二石の増收となれり。これ郡農會が改良要項を定め、極力之れが奬勵をなし、又よく町村農會を指導督勵し、且つ一面には近年米價騰貴に伴ひ、農民が奮勵せる結果、増收を見るに至りしならん。今後尙品種の改良、苗代の改善、肥料の適合、病害虫の豫防驅除、耕作農具の改良、耕地整理、排水の實施、二毛作の普及等直接間接に稻作に關する事項を學理的に研究し之を實際に應用するの曉に至らば、本郡産米は著しく増培するに至るべし。本郡中米の最多産額を有するは、豊野村、上竹荘村、有漢村、下竹荘村にして其最少なるは、高梁町、津川村なり。明治四十四年度に於ける産額を本郡人口に割當つれば一人一石〇二升〇七勺となれり。尙詳しくは左表につきて知るべし。

各町村米の産額表　（明治四十四年度）

町村名	粳米	糯米	陸米	町村名	粳米	糯米	陸米

高梁町	〇石六	四石〇	一石五
松山村	二、一〇五、〇	二六六、〇	八〇、〇
津川村	一、四五三、〇	九一、〇	三、〇
川面村	二、〇七四、〇	二四五、〇	三一、〇
巨瀬村	二、九七六、〇	二八〇、〇	二三、〇
有漢村	三、六八四、〇	三一七、〇	一四、〇
上有漢村	一、六七九、〇	八二、〇	二、〇
上竹荘村	三、七四七、〇	五八六、〇	三、〇
合計	三九、六〇一、〇	四、三八一、〇	一九〇、五
豊野村	四、六二一、石〇	三三七、〇	二、〇
下竹荘村	三、二二一、〇	二五八、〇	二、〇
吉川村	二、三七八、〇	二八八、〇	一〇、〇
中井村	二、〇〇九、〇	三三〇、〇	六、〇
中津井村	一、八二三、〇	一九二、〇	―
呰部村	二、二四三、〇	四二〇、〇	―
上水田村	二、七六三、〇	二一三、〇	三、〇
水田村	二、八四六、〇	四七一、〇	―

二、麥

麥は、米に次ぐ處の重要物産にして、其産額最近收量三万七千二百九十六石にして之を既往五ヶ年前の産額に比較するに僅かに三百五十三石の増加にして更に甚しき發展を認めず。麥作の豊凶が、農家に經濟上多大なる影響あるに係らず、殆んど之を輕視するの傾向あるは畢竟近年日常生活の程度向上するに從ひ、米食の風一般に行はるゝ傾きあると、勞働賃の騰貴に伴ひ、余力を他の事業に注ぐに依り、耕作に注意せさる結果ならん。本郡に於て最多額を有するは、川面村、水田村、上水田村、津川村、中井村、松山村にして、最少額は、高梁町、豊野村、下竹荘村なり。詳しくは次表

につきて知るべし。

麥種子の塩水選表

（明治四十四年度）

町村名	種子總量	塩水選實行量	實行步合	麥作農家總戶數	塩水選實行戶數	實行步合
高梁町	一、六〇〇合	一、六〇〇合	全部	三四	三四	全部
松山村	六一、〇〇〇	三〇、五〇〇	五步	五〇〇	二一五	四步三厘
津川村	七三、二〇〇	五一、二〇〇	七步	三一八	二二三	七步
川面村	一〇二、〇〇〇	五五、〇〇〇	五步	四三五	三七〇	八步
巨瀬村	九〇、九〇〇	一八、〇〇〇	二步	三八五	一一四	二步
有漢村	七〇、〇〇〇	四九、〇〇〇	七步	四六〇	三三二	七步
上有漢村	九八、〇〇〇	九八、〇〇〇	全部	三三〇	三三〇	全部
上竹莊村	八五、〇〇〇	八〇、〇〇〇	九步四厘	三九八	三七〇	九步三厘
豐野村	四六、四〇〇	四六、四〇〇	全部	四五七	四五七	全部
下竹莊村	五六、九〇〇	五六、〇〇〇	全部	三五六	三五六	全部
吉川村	三四、〇〇〇	三四、〇〇〇	全部	三〇二	三〇二	全部
中井村	一三四、〇〇〇	一三四、〇〇〇	全部	四七〇	四七〇	全部
中津井村	一〇七、〇〇〇	五三、〇〇〇	五步	三二三	二〇一	六步二厘
呰部村	一三〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	七步	三三〇	二九五	八步九厘

上水田村	一二一、〇〇〇	九六、八〇〇	八歩	四七五	三八〇	九歩
水田村	八一、〇〇〇	八一、〇〇〇	仝部	三五九	三五九	仝部
計	一、二九二、〇〇〇	九七五、五〇〇	七歩五厘七毛	五、九二七	四、八〇九	八歩一厘强

各町村麦産額表（明治四十四年度）

町村名	大麦	裸麦	小麦	合計
高梁町	一三七石	｜石	一〇石	一四七石
松山村	二、五五七	二五七	三五三	三、一六七
津川村	二、九二七	九一	二、〇〇〇	三、二一五
川面村	三、一四〇	三七二	三七八	三、八九〇
巨瀬村	二、四九九	一七九	二一九	二、八九七
有漢村	一、九四七	一八八	一五一	二、二八六
上有漢村	一、五一五	一五	四〇	一、五七〇
上竹莊村	一、八〇四	一六六	一二五	二、〇九五
計	三〇、五五五	三、三一九	三、四二三	三七、二九六
豊野村	五九〇	三〇七	一六四	一、〇六一
下竹莊村	五九九	六四九	七二	一、三二〇
吉川村	二七四	三二四	二六	六二四
中井村	二、九三七	六三	一七二	三、一七二
中津井村	二、二〇八	八四	四四一	二、七三三
呰部村	一、九二三	三一五	一二〇	二、三五七
上水田村	二、七一三	二九九	三〇一	三、三一三
水田村	二、八一三	｜	六四五	三、五〇〇

三、雑穀類

雑穀の著しきものを掲ぐれは左の如し。

各町村雑穀類産額表 （明治四十四年度調）

町村名	大豆	小豆	粟	黍	蕎麥
高梁町	—	—	—	—	—
松山村	一五〇	三七	一八二	八三	九〇
津川村	一四〇	一七	三〇	一四	七二
川面村	三四五	一〇	六六	六五	二七〇
巨瀬村	六六〇	三〇	八〇	六〇	一五四
有漢村	四三四	三	九一	五八	一三六
上有漢村	三六〇	二七	七〇	五五	七二
上竹莊村	三八〇	三三	一三一	一四〇	八二
豐野村	一九八	六四	一八〇	四五	一〇三
下竹莊村	一三六	六〇	一一〇	四五	七五
吉川村	四〇	四二	四〇	三〇	一五〇
中井村	一六五	一六	二〇四	一四五	二五二
中津井村	二七七	九	五三	六九	一二五
呰部村	一八〇	三	七二	七五	二八
上水田村	一七六	一〇	二五	三〇	四四
水田村	四一	一五	一一	一〇	四
計	三六八二	四〇四	一三四五	九二四	一六四七

四、蔬菜類

蔬菜中最も主要なるものを列擧すれば左の如し。

各町村蔬菜類産額表 （明治四十四年度調）

町村名	甘藷	馬鈴薯	蘿蔔	漬菜
高梁町	—貫	—貫	一、八〇〇貫	一、三〇〇貫
松山村	二七、〇〇〇	五、七五〇	六〇、六〇〇	二八、五〇〇
津川村	一、八〇〇	一、六〇〇	三一、〇〇〇	七、〇〇〇
川面村	二八、〇〇〇	六、〇〇〇	七〇、五〇〇	一〇、〇〇〇
巨瀬村	三三、八〇〇	六、〇〇〇	三八、〇〇〇	一四、〇〇〇
有漢村	一五、九〇〇	七三五	一一五、五〇〇	七、七〇〇
上有漢村	一、五〇〇	八〇〇	三五、〇〇〇	一、二〇〇
上竹荘村	一三、二〇〇	七五〇	四三、八〇〇	二、一五〇
豊野村	三、五〇〇	一、五〇〇	九〇、〇〇〇	八、〇〇〇
下竹荘村	一〇、〇〇〇貫	一、二〇〇貫	六〇、〇〇〇貫	四、〇〇〇貫
吉川村	一三、〇〇〇	七五〇	二〇、〇〇〇	二四、〇〇〇
中井村	五二、四〇〇	四、八〇〇	一九、三〇〇	五、二〇〇
中津井村	四〇、四〇〇	二、二〇〇	二八、〇〇〇	二〇、〇〇〇
呰部村	一〇、五〇〇	二四〇	一三、〇〇〇	二五、〇〇〇
上水田村	一六、〇〇〇	一、八〇〇	二九、四〇〇	四、〇〇〇
水田村	一一、〇〇〇	四、五〇〇	二三、〇〇〇	一三、〇〇〇
計	二六七、〇〇〇	四〇、七八五	五〇八、九〇〇	一七四、〇五〇

五、工藝作物

工藝作物の主要なるもの、產額を示せは次の如し。

工藝作物產額表 (明治四十四年度調)

町村名	蕓薹	葉藍	藺	煙草	煎茶	町村名	蕓薹	葉藍	藺	煙草	煎茶

	石	貫	貫	貫	貫
高梁町	—	—	—	—	一五
松山村	四二	—	—	一、二〇一	—
津川村	五	—	—	四、二二三	四二
川面村	三	八、二〇〇	—	四、四九八	五〇
巨瀬村	七四	三、〇〇〇	—	三、八〇五	—
有漢村	三	二四〇	—	三、九六六	—
上有漢村	二	一五〇	—	五、三五三	—
上竹荘村	四一〇	三七〇	—	一、四一三	—
豊野村	二六七	—	二八〇	一、六二九	四〇
下竹荘村	四〇	—	二〇〇	六九三	三〇〇
吉川村	三一	—	—	一、二六一	五〇
中井村	二五	六、〇〇〇	一〇〇	一四、四六二	二五
中津井村	六〇	二、八〇〇	—	五、三三三	二八〇
呰部村	一九	七五〇	—	四、三三六	四〇
上水田村	四	四八〇	—	八二六	—
水田村	—	一三五	—	—	—
計	一、〇三三	二八、八六五	五八〇	五二、九九九	八四二

六、果物

果樹の栽培は、一般日常生活の向上に伴ひ、近年に至り試むるもの多く、産額漸次増大し、將來有望の好況を呈しつゝあり。殊に川面村川西孝右ヱ門が葡萄の栽培に從事し、幾多の苦心經營の結果其産額増大にして名聲を博せるは本郡果樹栽培界に特筆すべきなり。今左に其主要なるものにつき産額を示さん。

各町村果實産額表　（明治四十四年度調）

町村名	桃（貫）	葡萄（貫）	梨（貫）	柹（貫）
高梁町	—	五〇〇	—	一、一四〇
松山村	一、二〇〇	一三〇	二〇〇	三、二六〇
津川村	—	二六	—	一、〇一〇
川面村	—	二、五〇四	三〇	七、九〇五
巨瀬村	—	—	四五〇	二八〇
有漢村	五五	六	二八〇	七二〇
上有漢村	—	—	—	三〇〇
上竹荘村	—	—	—	八五八
豊野村	三二	—	八〇	三、〇〇〇
下竹荘村	四〇	—	六、〇〇〇	六、〇〇〇
吉川村	三〇〇	一〇	一三〇	四、四八〇
中井村	—	—	二〇	九〇〇
中津井村	三〇	—	七〇〇	八五〇
呰部村	一、八〇〇	—	一〇〇	一、九五〇
上水田村	一三〇	一〇	—	二、〇〇〇
水田村	—	三〇	二三〇	一、五〇〇
計	三、五七七	三、二〇六	八、二一〇	三六、一五三

其六、蠶業

養蠶業は、本邦輸出貿易品中主要の位置を占むる生糸、絹布の原料を供給するにあるを以て、我國の一大富源たるは更に喋々を要せず、本業の發達せる、兩毛、信越等の地が、其地味の瘠貧にして天惠の薄きに拘はらず如何に富力の發達せるかを見て、本業の發達を熱望せざるを得ざるなり、本郡の如きは之を本業とするに至らざるも農家の副業として、山野を開拓し、瘦畑下田を化して桑園となすに至らん事の得失果して如何ぞや。

本郡の蠶業は、舊藩時代に萌芽せしものなるも、元來女子の餘技に止まり、僅々自家用料に供するに過ぎざりき。明治十四年頃より、廿五年頃に延り、屢々養蠶傳習生を上州等に派遣し、桑園を設け、蠶室を建築せる等、一時勃興の氣運に向ひしも、未だ飼育方法の幼稚なると、且つ經營宜しきを得ざりし爲、失敗するもの多く、遂に衰頽の悲況に陷れり。是に於て當局、斯業を發展せんには、須らく根本的改善の必要を認め、蠶業巡回教師を設け、一面桑園を奬勵し、桑苗を配布し、稚蠶共同飼育、蠶病消毒、生繭の乾燥等共同經營を奬勵し、或は補助金を交付する等鋭意振興を促したる結果漸く桑園の増殖と産額の増加を見るに至る。今其統計を示せは、左の如し。

各町村桑園調　（明治四十四年度）

町村名	桑園反別	町村名	桑園反別	町村名	桑園反別
高梁町	八反〇	上竹荘村	一〇反〇	上水田村	二六、七反〇
松山村	四、二	豊野村	九、〇	水田村	七六、〇
津川村	一町三、〇	下竹荘村	一八、〇	合計	九〇、〇、二
川面村	三、三、〇	吉川村	四五、〇		
巨瀬村	三四、〇	中井村	三〇、〇		
有漢村	五五、〇	中津井村	一五、五、〇		
上有漢村	二三、〇	呰部村	一三〇、〇		

各町村養蠶表

（明治四十四年度調）

町村名	飼育戸数 春	飼育戸数 夏	飼育戸数 秋	飼育戸数 計	収繭額 春	収繭額 夏	収繭額 秋	収繭額 計
高梁町	一五	六	—	二一	八、四（石斗）	三、五（石斗）	—（石斗）	一一、九（石斗）
松山村	二〇	二〇	一三	五三	九、〇	一、九	一、九	一二、八
津川村	三三	三三	三三	九九	四、〇	五、〇	四、二	一三、二
川面村	五〇	六八	三八	一五六	二二、三	五三、二	一四、一	八九、六
巨瀬村	四〇	三四	二五	九九	九、八	二、五	一、七	一四、〇
有漢村	六五	七八	四五	一八八	二四、一	九、六	四、六	三八、三
上有漢村	六四	三〇	二〇	一一四	二〇、〇	三、〇	五、〇	三七、〇
上竹荘村	三八	三七	二〇	九五	四、八	一、四	一、一	七、三
豊野村	三〇	三〇	二〇	八〇	四、〇	二、五	一、九	八、四
下竹荘村	四〇	六〇	四〇	一四〇	一〇、三	六、〇	四、〇	二〇、三
吉川村	一三	二九	一九	六〇	、九	二、五	、七	四、一
中井村	三五	八〇	六〇	一七五	三一、四	三、五	九、三	四四、二
中津井村	七〇	一〇	六〇	一四〇	八二、二	八、〇	四一、〇	一三一、二
呰部村	八〇	一六五	五〇	二九五	八一、〇	三五、八	一八、一	一三四、九
上水田村	一七五	四〇	一四〇	三五五	二〇三、〇	七、九	四六、〇	二五六、九

水田村	二九	一〇	二〇	五九	二八、二	三、一	三、六	三四、九
計	七九六	七三〇	六〇三	二、一二九	五三四、四	一六七、四	五七、二	八五九、〇

其七、林業

本郡の地形、山岳丘陵に富み、自然に林業の發達に適せるを以て、古來より行はれたるなる可し然れ共其方法たる自然に成育せる樹木を伐採するに止まり、勞役を盡して之を培養せしにあらず。而して經濟思想の幼稚なる頗る濫伐の弊を逞ふせしが如し。此の如くして更に植林に留意するなく、荏苒歳月を經ば、遂に山野を兀赭ならしめ、富源を耗盡して彼の泰西イラン諸邦が貧弱を招きしが如きに至るも計り知るべからざるなり。民間林業思想の開發は刻下の急務たり。

森林は、其所有者によりて、國有林、民有林の二種に分つ。民有林は更に之を公有林、社寺林、私有林の三に分つ。又使用の目的により之を分つときは、保安林、供用林、部分林の三となすべし。今、本郡の山林反別を左に示さん。

各町村山林表　（明治四十四年度調）

町村名	國有林	民有林			
		公有林	私有林	社寺林	合計

高梁町	一五八八反四二三	―	一〇反五一二	―	一五九反九一三
松山村	二三九五、八〇七	三三九四反〇〇〇	七二三、一〇〇	一四九反〇〇〇	六五六一、九〇七
津川村	一三二八、七一四	一一一〇、〇〇〇	五一五六、〇〇〇	九五、〇〇〇	七六八九、七一四
川面村	―	二三九、〇〇〇	三三五三、〇〇〇	七〇、〇〇〇	三六五二、〇〇〇
巨瀬村	―	四二九九、〇〇〇	四一〇五、〇〇〇	二九三、〇〇〇	八六九七、〇〇〇
有漢村	三八、一一八	一六四〇、〇〇〇	三八八、七〇〇	六一、〇〇〇	二一二七、八一八
上有漢村	八、一〇〇	一六七五、〇〇〇	四、〇〇〇	八五三四、〇〇〇	一〇二二一、一〇〇
上竹荘村	、〇一八	二一七八、〇〇〇	三六九六、〇〇〇	二一三、〇〇〇	六〇八七、〇一八
豊野村	七三、一一六	一三〇七、〇〇〇	三二四四、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	四六八四、一一六
下竹荘村	―	一六一九、〇〇〇	八八三、〇〇〇	四五、〇〇〇	二五四七、〇〇〇
吉川村	六、一三三	二一九九、〇〇〇	四一一三、〇〇〇	五、〇〇〇	六三三三、一三三
中井村	一九四八、七一三	二七〇三、〇〇〇	一八九八、〇〇〇	四八、〇〇〇	六五九七、七四三
中津井村	―	九二七、〇〇〇	七一三八、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	八二九五、〇〇〇
呰部村	―	三、一八三、〇〇〇	六六六二、〇〇〇	五一六、〇〇〇	一〇三六一、〇〇〇
上水田村	六五五、六〇三	一五〇六、〇〇〇	四二八九、〇〇〇	五九、〇〇〇四	六五〇九、六〇三
水田村	一三七七、七二四	一三九一、〇〇〇	二三五一、〇〇〇	四九一、〇〇〇	五五一〇、七二四
計	九三二〇、八〇八	二、九一六〇、〇〇〇	六、六五四〇、六二一	二四七三、〇〇〇	一〇七四九三、八〇八

是等の山林より産出する利益は大凡四千五百二拾七圓餘に達す。

又森林生産物としては、木材には、松、杉、檜、樫、樅欅栗等あり。薪炭用としては、椚、櫟ノブ、ハコヤナギ等あり。副産物には、松茸、栗實、五倍子等あり。其他竹類あり。然れども、本郡の森林たる多くは天然の繁殖に任じて、人工の勞役を施す事少なく、爲めに收益の如きも、甚だ饒多ならずと雖も、今後良樹種の移植をなし、保護を周密にするあらば、一大財源たらしむる難きにあらざるべし。

夫れ、古語に曰はずや、水を治むるの要は、山を治むるに在りと。殖林の必要、今更に喋々を要せずと雖も、本郡の如く山地其大部分を占め、大小河流多くは、荒川の性質を帶び、一朝の風雨、尙、氾濫の憂ある地方多き所に在りては、殊に土砂扞止、水源涵養、風致保存のため、殖樹造林のこと等閑に附すべからざるものあり。百年の長計、殖産の一法として、一日も忽にすべからず。本郡當局、夙に玆に見るあり。年々奬勵盡力の結果、今や月と共に、殖林反別增加しつゝあるに至れるは、本郡のため慶すべきなり。今郡内殖林の狀況を左に畧記せん。

明治四十四年度各町村殖樹取調表

町村名	樹種	反別	苗數	植栽費
松山村	杉、	九反	二八〇〇本	一四円

巨瀬村	扁柏、杉、松、櫟、	四〇、	四万一、〇〇〇	七五
有漢村	扁柏、杉、松、櫟、	一一、	五、七〇〇	二五
上竹荘村	扁柏、杉、松、	一三、	九、二〇〇	五〇
豊野村	櫟、	二、	三、〇〇〇	一五
吉川村	杉、松、	四五、	一七、〇〇〇	六八
中津井村	扁柏、杉、松、櫟、	五三、	二六、四〇〇	一四〇
呰部村	杉、松、	七、	四、九〇〇	四二
上水田村	扁柏、杉、	四、	四、二〇〇	三四
計		一八四、	一一四、二〇〇	四六三

公有社寺私有林伐採表ノ一

（明治四十四年度）

樹名	用材 材積	用材 價格	薪炭材 材積	薪炭材 價額
扁柏（ヒノキ）	尺〆 一六八	円 七七五	棚 八	円 一一
杉	六一四	二、〇〇五	二九	三八
松	四、三三〇	八、八六〇	七、四六〇	一二、八二三
樫（カシ）	一〇五	四九五	二	三
栗	一六二	二八五	三一四	六八七

欅(ケヤキ)	三二	一六〇	一	二
櫟(クヌギ)	—	—	三、三六六	九、九四六
其他	—	—	四、三二九	九、一八七
計	五、四一一	一二、五八〇	一五、五五九	三二、六九七

公有社寺私有林伐採ノ二(竹)

(明治四十四年度)

竹名	數量	價格
苦竹	三、六五二束	一、〇三四円
淡竹	八〇	三二
計	二、七三三	一、〇六六

林産物雜類ノ一

(明治四十四年度)

町村名	丸及角材	價格	挽材	價格	下駄材	價格	經木	價格	竹材	價格
高梁町	三、五〇〇尺メ	二八、〇〇〇円	三九、五〇〇坪	三六、三五〇円	三二、〇〇〇駄	三一、〇〇〇円	七五、〇〇〇メ	一五、〇〇〇円	—束	—円
松山村	二〇	四〇	八〇	六四	五〇	五〇	一〇〇	五	三〇〇	二八四
津川村	—	—	—	—	—	—	—	—	八〇	三六

林産物雜類ノ二 (明治四十四年度)

町村名	杉皮	價格	竹皮	價格	苗木	價格	樹實	價格	五倍子	價格
川面村	一〇〇	二五〇	一〇	二五	五〇	四五〇	―	―	五〇	三三
巨瀬村	一、五七〇	四、八五〇	二〇〇	一三〇	―	―	―	―	一五	七
有漢村	一六一	八〇五	五〇〇	四〇〇	―	―	三〇〇	四五〇	一六〇	八〇
上有漢村	三〇〇	一、二〇〇	三〇	六〇	二〇	六〇	四〇〇	一六	五〇	三三
上竹莊村	四二五	八九三	四三〇	九〇三	一一	二五	―	―	五二三	一七三
豐野村	五〇〇	一、七五〇	二〇〇	八三〇	一三	三六	―	―	二五〇	一〇〇
下竹莊村	四二	一一五	一〇〇	八〇	五〇	一〇〇	五、〇〇〇	二五	一〇〇	五〇
吉川村	四〇〇	六〇〇	―	―	二〇	六〇	五〇〇	一五	一五〇	六八
中井村	一三〇	五四〇	三、七〇〇	二、五九〇	―	―	―	―	二三〇	六九
中津井村	七〇	三五〇	八〇〇	五六〇	―	―	一、五〇〇	九〇	八〇	三三
呰部村	―	―	一、一〇〇	七七〇	三、五〇〇	二、六二五	九五〇	五七	八〇	三三
上水田村	六〇	二一〇	五二〇	八六六	六五	二六〇	二〇〇	一六	二三〇	八八
水田村	一〇	四〇	三〇	二四	三一	九〇	九、七九八	一四、五八三	一五〇	六〇
計	七、二七八	三九、六四三	四七、一八〇	四三、六二六	三五、八〇九	三四、八七一	九三、七四八	三〇、二五七	二、四三八	一、一二三

町村				円	本	円	石	円	斤	円
高梁町	—	—	二五	一三五	—	—	—	—	—	—
松山村	—	—	三〇〇	四五	四〇、〇〇〇	一四八	二〇	一六	二〇五	一六
津川村	—	—	四〇	八〇	—	—	—	一五	三七五	三〇
川面村	—	—	七〇	四〇	—	—	—	—	三〇〇	一三
巨瀬村	—	—	三〇	三	—	—	脂樹 七、五〇〇	一、五〇〇	五九〇	一一
有漢村	—	—	二〇〇	一三	—	—	二〇	二五	八〇〇	五六
上有漢村	—	—	八	一	—	—	—	—	九〇	四〇
上竹荘村	四五	七	六三	五	—	—	四	三	八〇	二〇
豊野村	—	—	五〇	二〇	五、五〇〇	一六	脂樹 六、〇〇〇	八〇〇	—	—
下竹荘村	—	—	–	—	—	—	四	三	六、〇〇〇	二四〇
吉川村	—	—	五〇	二	三、〇〇〇	六	—	—	二五〇	一三
中井村	一〇〇	六	一七〇	一七	—	—	—	—	二、五〇〇	七五
中津井村	—	—	六〇	一三	三〇、〇〇〇	一三〇	八〇	四八	一、五〇〇	一八〇
呰部村	—	—	一〇〇	三〇	—	—	四	三	三〇〇	三〇
上水田村	一〇	一	二五〇	三八	一五〇、〇〇〇	一五〇	—	—	五〇	六
水田村	—	—	一四	六	—	—	—	—	一〇、〇〇〇	五五〇
計	一五五	一四	一、四三〇	四三六	二二八、五〇〇	四四〇	六二	三〇五	二三、〇四〇	一、二七八

町村名	木炭	價格	松茸	價格	諸菌類	價格	薪	價格	石類	價格
		円	斤	円		円			個	円
高梁町	—	—	三〇	四	五〇	一五	—	〇	—	—
松山村	—	〇	—	—	—	—	四〇九	二	三、〇〇〇	二四〇
津川村	三、一〇〇	一七六	—	—	—	—	三一、二〇〇	一、四五四	—	—
川面村	—	〇	四〇〇	六四	一〇〇	二〇	四〇、〇〇〇	七〇〇	—	—
巨瀬村	二、〇〇〇	一〇〇	一、二〇〇	一八	—	—	五〇、〇〇〇	四〇〇	一、〇〇〇	七〇
有漢村	二〇、〇〇〇	一、四〇〇	—	—	—	—	五〇、〇〇〇	五〇〇	—	—
上有漢村	三、〇〇〇	七六〇	—	—	—	—	八、〇〇〇	一六〇	—	—
上竹荘村	三、二六五	一、九六九	一、三八〇	一九三	四一五	一六六	二七七、九四〇	二、七七九	一、六八五	五九
豊野村	四、〇〇〇	三六〇	四〇〇	八五	—	—	—	—	—	—
下竹荘村	五、五〇〇	五五〇	八〇〇	一三〇	—	—	一〇、五〇〇	一、〇五〇	一、〇〇〇	二〇
吉川村	一、〇〇〇	二〇〇	二〇、〇〇〇	二、二〇〇	一〇〇	四	二、〇〇〇	一三〇	—	—
中井村	二五、〇〇〇	一、七五〇	一、五〇〇	二七〇	—	—	四四、〇〇〇	二六四	—	—
中津井村	一一、〇〇〇	八八〇	四〇〇	六〇	—	—	三二、〇〇〇	三八四	—	—
呰部村	一六、〇〇〇	九六〇	六〇	一三	一〇〇	四〇	二〇、〇〇〇	一、四〇〇	—	—
上水田村	五、〇〇〇	四〇〇	—	—	—	—	二五、〇〇〇	二、〇〇〇	五、三〇〇	一〇〇
水田村	五、二〇〇	四、一六〇	—	—	—	—	二〇九、五〇〇	三五〇	—	—
計	一三二、〇六五	九、八七一	二六、一七〇	三、〇二六	七六五	二四五	一一一五、五四九	一一、五八二	一一、九八五	四八九

林産物雑類ノ四（明治四十四年度）

町村名	土類	価格	自然蔬菜	価格	下草	価格
高梁町	—	—	—	—	—	—
松山村	—	—	六〇	六	—	—
津川村	—	—	—	—	—	—
川面村	—	—	—	—	—	—
巨瀬村	五坪	一五円	—	—	—	—
有漢村	—	—	—	—	—	—
上有漢村	三〇	—	—	—	—	—
上竹荘村	—	六六	四三三	一九	三一、一二〇	二一七
豊野村	—	—	—	—	—	—
下竹荘村	—	五	三	—	二九〇、〇〇〇	二、九〇〇
吉川村	—	—	—	—	四、〇〇〇	四〇
中井村	—	—	—	—	五、〇〇〇	五〇
中津井村	—	—	—	—	六、〇〇〇	三六
呰部村	—	—	—	—	三〇、〇〇〇	一三〇
上水田村	一五	三〇	—	—	—	—

水田村計	一四五	二四	四八三	二五	三七一、一三〇	三、三八八

其八、畜産業

本郡の如く、自然の牧場に富む地方にありては、畜産業は大に發達せさるへからさるに、其發達遲々として振はず、是れ舊來の頑迷によりて、肉食を厭ふの風あると、其利益の一般に明知せられさるとにより、家畜類は、牛馬の二種を農耕の勞役目的として飼用するに過きさりしき。然に近來生活程度の向進は、肉食の流行を來し、勞銀の騰貴は運搬器具の改良を促したると、松山村柳井重宣氏卒先して牛馬の良種蕃殖に多年貢獻したるとにより漸く畜産業の等閑に附すへからさるを認むるに至れり。されと今後一層畜産を奬勵して、牧場の整理擴張を期すると同時に、良種の蕃殖、牧草の改良、等を圖り、以て時勢の進歩に應し、社會の需用を充すに足るへき畜産の供給に努、將來其聲價を高め、益々斯業の發展を熱望して止まさるなり。

今、左に定期牛馬の家畜市場を掲けん。

高梁家畜市場（松山村所在） 牛馬

月	日
一月	八、九、十八、十九、廿八、廿九日
二月 三月 四月 五月	仝上
六月	八、九日
七月	十八、十九日

（六十七日）

〔八月　仝上
九月　八、九、十八、十九、廿八、廿九日
十月　十一月　十二月　仝上〕

明治四十四年度の調査によれは、總數牛、三千五百九十一頭、馬三百六十三頭を有せり。詳細は次表によりて知るへし。

家畜表　（明治四十四年分）

名目	種類	頭數 牝	牡	計
牛	内種	一、一五八	二、三五一	三、五〇九
	雜種	七五	七	八二
	洋種	—	二	二
	計	一、二三三	二、三六〇	三、五九三
馬	内種	一〇三	二五三	三五八
	雜種	—	七	七
	洋種	—	—	—
	計	一〇三	二六〇	三六三

畜牛表　（明治四十四年度分）

町村名	内種 牝	内種 牡	内種 計	雑種 牝	雑種 牡	雑種 計	洋種 牝	洋種 牡	洋種 計	計
高梁町	一四	八	二二	一三	三	一六	—	—	—	三八
松山村	四五	二〇五	二五〇	四六	四	五〇	—	二	二	三〇二
津川村	二四	一〇四	一二八	—	—	—	—	—	—	一二八
川面村	二〇二	八七	二八九	—	—	—	—	—	—	二八九
巨瀬村	三一	二三四	二六五	—	—	—	—	—	—	二六五
有漢村	一四六	二〇三	三四九	六	—	六	—	—	—	三五五
上有漢村	三八	一九二	二三〇	—	—	—	—	—	—	二三〇
上竹荘村	四	三〇六	三一〇	—	—	—	—	—	—	三一〇
豊野村	一四	一八〇	一九四	—	—	—	—	—	—	一九四
下竹荘村	六	一三九	一三五	三	—	三	—	—	—	一三八
吉川村	八五	九七	一八二	—	—	—	—	—	—	一八二
中井村	二三〇	四〇	二七〇	—	—	—	—	—	—	二七〇
中津井村	五二	一七〇	二二二	—	—	—	—	—	—	二二二
呰部村	一三〇	六五	一九五	—	—	—	—	—	—	一九五
上水田村	九八	二〇九	三〇七	一	—	一	—	—	—	三〇八
水田村	三九	一三二	一六一	六	—	六	—	—	—	一六七
計	二一五八	二三五一	三五〇九	七五	七	八二	—	二	二	三、五九一

畜馬表　（明治四十四年度分）

町村名	內種 牝	內種 牡	內種 計	雜種 牝	雜種 牡	雜種 計	洋種 牝	洋種 牡	洋種 計	計
高梁町	―	六	六	―	―	―	―	―	―	六
松山村	―	六	六	―	―	―	―	―	―	六
津川村	四	三	七	―	―	―	―	―	―	七
川面村	―	一	一	―	―	―	―	―	―	一
巨瀬村	―	一〇	一〇	―	―	―	―	―	―	一〇
有漢村	六	二一	二七	―	―	―	―	―	―	二七
上有漢村	二	一二	一四	―	―	―	―	―	―	一四
上竹莊村	三	四八	五一	―	二	二	―	―	―	五三
豐野村	五	一八	二三	―	―	―	―	―	―	二三
下竹莊村	三	一六	一九	―	―	―	―	―	―	一九
吉川村	三	二七	三〇	―	五	五	―	―	―	三五
中井村	五	一三	一八	―	―	―	―	―	―	一八
中津井村	一九	一〇	二九	―	―	―	―	―	―	二九
呰部村	二五	一一	三六	―	―	―	―	―	―	三六
上水田村	二三	二〇	四三	―	―	―	―	―	―	四三

町村名										
水田村	五	三一	三六	―	―	―	―	―	―	三六
計	一〇三	二五三	三五六	―	七	七	―	―	―	三六三

搾乳表（明治四十四年度分）

町村名	乳牛頭数 内種	乳牛頭数 外種	乳牛頭数 雑種	乳牛頭数 計	搾乳 数量	搾乳 價格	搾乳場數
高梁町	―	―	六	六	二四石〇八五合	一、〇八三円八二〇	一
松山村	―	―	三三	三三	四〇、五七〇	一、八二五、六五〇	二
有漢村	―	―	六	六	六、一八四	二九〇、六四〇	一
下竹莊村	―	―	三	三	一五、二四〇	七六二、〇〇〇	一
水田村	―	―	六	六	一五、九八七	六三九、四八〇	一
計	―	―	五四	五四	一〇三、〇六六	四、六〇一、五九〇	六

屠殺表（明治四十四年度分）

町村名	種類	頭數 牝	頭數 牡	頭數 計	斤量 牝	斤量 牡	斤量 計	價格 牝	價格 牡	價格 計
松山村	成牛	七六	七一	一四七	一七、七一二斤	二二、〇六九斤	三九、七八一斤	三、五四二円	四、一九三円	七、七三五円
松山村	馬	一六	一四	三〇	二、七五九	二、三六九	五、一二八	三〇三	二六一	五六四

其九、家禽

家禽飼養が農家の副業として最も輕易にして、有利なるは、一般の是認する所たり。本郡の家禽は、飼養者多からず、特に之れが改良方法として施設計營するものなきは、頗る遺憾とする所なり。殊に養蜂の如きは全く之無しとす。

種類	飼養戸數	飼養數	產卵數	價格
雞	一、四〇九	六、六六三	三一三、五六三個	六、四七〇円
鶩	一六	一〇五	一、三四三	四三
計	一、四二五	六、七六八	二一、四、九〇六	六、五一三

其一〇、獵業

本郡は、至る所、山岳に富むを以て、禽鳥野獸の棲息するに適し、至る所、獵利の存せざるなし。然れ共多くは農家の副業或は娯樂のためになすもの多く、未だ盛なるの域に達せず、明治四十四年に於ける獵業者の數は僅かに七十五名なり。

其一一、水產業

本郡は、陸內に介在する山地にして、沿海を有せざるを以て水產業の見るべきものなし。唯高梁川

の鮎魚は頗る有名にして、漁人の數毎年三百六十人を下らず。殊に近時簗を架し、漁獲するを以て、収益の額四千圓餘(明治四十四年)乃至五千圓に上ると云ふ。其他、高梁川の鯉、鰻等及各地、の池沼に飼養せる鯉、鮒、鰻、鯰等多少の産なきにあらず。詳細は次表によりて知るべし。

漁獲物表

(明治四十年度)

町村名	鮎	鰻	鯉	鮒	鯰	鮹	蟹	鼈	其他
高梁町	價格四一〇貫 數量四一〇〇円	一九〇貫 三四二円	八貫 二四円	一六貫 一二円	三〇貫 一五円	貫 円	一八貫 四円	三貫 一四円	三六〇貫 二八〇〇円
松山村	五〇〇 七五〇	二五 六〇	一五 三						四〇〇 二四〇
津川村	三五〇 四九〇	四〇 六〇							四二〇 五七〇
川面村	五〇 六〇	一〇 二〇	二〇 二〇	一〇 四	一四 一〇	五 三			一〇 七
巨瀬村		一八 三六	三 一四						八〇 六四
有漢村		二五 五〇	一五 二						一〇 五
上有漢村		四 八					三 二		四 三
上竹莊村		三三 六四	四八 五八						一〇三 五二

町村名									
豊野村									
下竹莊村		一〇 / 二五	二五 / 二〇						三 / 一〇
吉川村									
中井村	一五 / 二七	三〇 / 五一							二〇 / 一六
中津井村									
皆部村		一五 / 三八	三 / 四	二〇 / 一〇					一〇〇 / 七〇
上水田村			五〇 / 五〇						一〇〇 / 五二
水田村									
計	一、三三五 / 一、七三七	三九九 / 七五四	一九六 / 二三三	四六 / 二六	四四 / 二五	五 / 三	二一 / 六	三 / 二四	一、六一九 / 一、三四六

総計價格　四、七七一円　（四、二六四貫）

水産養殖　（明治四十四年度）

町村名	公有水面鯉				私有水面稲田鯉				私有池沼其他鯉			
	養殖場数	養殖場面積	収獲数量	價格	養殖場数	養殖場面積	收獲数量	價格	養殖場数	養殖場面積	収獲数量	價格

高梁町												
松山村	一	五四二坪	七〇貫	七〇円	一八	一、八〇〇坪	四〇貫	四〇円	二	三〇坪	四貫	四円
津川村												
川面村												
巨瀬村												
有漢村												
上有漢村												
上竹荘村	七	七、四〇〇	一九	二	一六	一、四二〇	一八	二〇	一〇	一〇、〇〇〇	一八〇	一八〇
豊野村												
下竹荘村					一〇	九〇〇	二〇	二〇				
吉川村												
中井村	五	三、〇〇〇	三	三	六	一、八〇〇	一〇	二〇				
中津井村												
呰部村												
上水田村	一	九、九五三	五〇	五〇								
水田村	一〇	九、五〇〇	一三〇	九一	一三	一、四一五	一七	二	五	九〇	八	五
計	二四	三一、三九五	二八一	二四四	六三	七、三三五	一〇五	一二一	一七	一〇、一二〇	一九二	一八九

元來、本郡は、天產の章に於て述べしが如く、鑛物の產出無きにあらずと雖も、開掘採鑛せるもの少く、廢鑛或は休鑛に屬せるもの多しとす。其產額の見るべきものなきは、頗る遺憾とする所なりとす。

其一三、工業

工業は、各種產業中最も貴重なるものなり。現下、日進の大勢に伴ひ、工業の盛衰は、國家富强の消長に關する大なるを見るべし。現に世界各國の趨勢に徵するに、工業の隆盛なる國は、國力の最も充實せる國なる事を知るべし。英國の如き、今日の隆盛を見るは、殊に工業の發達によること多しとす。又獨米の如き何れも孜々として工業の奬勵を興し、製品の販路を擴張することを以て主要の政策となせるもの之に依らずんばあらず。本邦の如き、人口多く、勞力の供給、無盡なる土地に於ては、最も適當の事業といふべし。然るに、翻つて本郡の狀況を察すれは、實に概歎に堪へさるものあり。諸般の製造工業一として、舊觀を改めしものなし、僅々日常の需要を充すに止まりて、產物として他地方に出すもの殆んと無しと云ふ可し。唯麥稈經木眞田紐は、其產額最も多く、旺盛なるが如しと雖も、文明の機械を應用するにあらすして、專ら手工によるを以て、利益を與ふることも、他の大機械製作工業に比して遜色あるを免かれすと云ふを得へし。

左に各種工業につきて其大要を說述すへし。

一、麥稈經木眞田紐、（本業の沿革、趨勢は、物産の章末の附記を參照すへし。）

本業は、主として、郡の南西部に行はる、近時漸く盛大となり、全郡各町村到る處として本業に從事せさるなく、將來發達の機運を有する頗る有望なる事業とす。其最も盛なるは、高梁、松山、津川、川面等にして從業者二千人に達せり。現時米價暴騰し、到る處、窮民の慘狀見るに忍ひさるものあるに獨り本郡が、大なる影響を感せさるものあるは本業の恩惠によると云ふを得へし。（第十一章産物眞田紐製造業沿革の條を參照すへし。）

二、疊表、

其産額次表の如し。

種別	從業者	總産額	價格
疊表	一〇戸	六六五枚	一九二円
莫蓙		一八〇	三一
合計	一〇	八四五	二二三

其他製糸業は、曾て高梁町に株式組織の製糸場を有せしか不幸にして解散の悲運に會ひ、復見る可きものなし。手繰機械を用ひて、少額の製糸をなすもの無きに非らさるも産額少量にして記するに足る可きものなきは、遺憾の至りなりとす。

三、酒類

本郡に於ける釀造業は、米穀を原料とする、清酒、燒酎、味淋、白酒等を釀造する所の舊式の法によるものにして、「ビール」葡萄酒の如き、新式の釀造業は未だ發達の運に至らす。今之れか産額を示さは次の如し。

各町村酒類生產額表　（明治四十四年度分）

町村名	清酒	燒酎	味淋	白酒
高梁町	一、二九三石	一三	｜	｜
川面村	三〇六	一五	八	五
津川村	一〇八	｜	｜	｜
有漢村	七六三	三	｜	｜
上竹莊村	一二八	三	｜	｜
豐野村	五〇六	三	｜	｜
下竹莊村	二三六	一	｜	｜
中津井村	四三〇	八	｜	｜
呰部村	二一九	一五	｜	｜

水田村	一五六	二	一	一
合計	四、一四九	六七	八	五

四、醬油

近時需要の增加に伴ひ、其產額も漸時增大せり。今左に其產額を揭けん。（明治四十四年度）

町村名	醬油釀造高	町村名	醬油釀造高	町村名	醬油釀造高
高梁町	一、〇六二石	有漢村	三三五石	中津井村	九二石
松山村	二六	上竹荘村	一三四	呰部村	五〇
津川村	二三	豐野村	九一	水田村	一四七
川面村	一五	下竹荘村	六二	合計	三〇一、二七二
巨瀬村	三五	吉川村	一五		

其一四、商業

商業は、生業中最も有力なるものゝ一にして、漸次發達の趨勢にあるものゝ如し。之一は、交通機關の開くると、商品の增加改良と、從業者の進步し、商業智識の發達によるを多しとす。されと、將來に於て益々商業道德を重んし、或は勸工塲、物產商品陳列塲を設くる等、商品の增加改良を計り、以て本業の發展せんことを希望して止まさるなり。

由來本郡の商業中心地は、高梁町にして、北部、中部、南部の產物集散地の市場たるこ共に備中北牛に向つての物貨供給地なり。時に牛馬市の如きは、中國無二の盛況を極め、每年の賣買頭數牛一万二三千頭、馬百頭を超へ、價格二十五六万圓に上るこ云ふ。

其他、東部の下市、新町、(豐野村)神原、(下竹莊村)中部に於ける塩坪、(巨瀨村)有漢市場、(有漢村)北部に於ける、中津井市場、(中津井村)呰部村市場、(呰部村)新町、(水田村)西方市場、(中井村)及南部に於ける、川面市場、(川面村)幡見、(津川村)等は何れも各部需給の中心たり。其取引額の如きは、統計の徵すへき無を以て知り難しと雖、漸時進步發展の運にあるものゝ如し。次表によりて本郡輸出入貨物の概要を知るへし。以上の外、銀行、會社は第十三章に詳述しあれは就て見るへし。

輸出入表　(明治四十四年分)

品目	輸出 數量	輸出 價格	輸入 數量	輸入 價格
米	二、五〇〇石	四二、五〇〇円		
麥	一、二〇〇	九、〇〇〇		
其他穀物	二、〇〇〇	一四、〇〇〇		
果實		一、五〇〇		四〇〇円
生魚				三、〇〇〇

鹽干魚				五、〇〇〇円
貝類				二五〇
海草				八五〇
清酒	三〇〇〇石	三、〇〇〇	一三〇	四、八〇〇
洋酒		一、五〇〇		四、五〇〇
醤油			一〇〇	二、〇〇〇
茶			六〇〇斤	九〇〇
罐詰			八〇〇個	一六〇
絹布及同製品				二五、〇〇〇
綿布及同製品				二〇、〇〇〇
其他布類及同製品				一〇、〇〇〇
生糸	五〇貫	三、五〇〇	四五	二、二五〇
綿糸	八〇〇	二、八〇〇	五、五〇〇	一六、五〇〇
其他		三、五〇〇		
鐵		二、〇〇〇	四、〇〇〇貫	一、〇〇〇
金屬製機器具及器械		四、五〇〇		一八、〇〇〇
其他		二、五〇〇		一五、〇〇〇
眞田紐（麥稈眞田經木眞田麥稈經木眞田）	一二七、七五〇貫	一二四、一八七		
石油	一、五〇〇	三、〇〇〇	五、〇〇〇	九、〇〇〇

木炭	一、五五〇、〇〇〇	一五五、〇〇〇		
其他		四、五〇〇		
種粕干粕			一、五〇〇	三、七五〇
大豆粕	一、八〇〇貫	一、八〇〇	一五、〇〇〇	一二、二五〇
人造肥料	三、五〇〇貫	三、六七五	四〇、〇〇〇	三五、〇〇〇
和洋小間物		一、〇〇〇		五、五〇〇
摺附木				五〇〇
陶器				一、〇〇〇
漆器				一、八〇〇
和紙			一、五〇〇	三、〇〇〇
洋紙				七、〇〇〇
藥種				三〇、〇〇〇
材木		一一〇、二〇〇		三五、〇〇〇
其他		四五、〇〇〇		三〇、〇〇〇
計		五七八、三六二		三一一、四一〇

社會の進歩、未だ幼稚なる世にありては、人民生活の資は、多く是れを自然に仰ぎ、其稍々進歩するに至ても、土地の生産力の如きは主要なる原素をなし、産業、即ち農業たるか如きは、各國皆其轍を同うす。是れ往時農を以て國の基なりと唱導せし所以なる可し。然れとも人智漸く發達し、天然力の有限にして到底人力を以て自然の利用を講ぜざるべからざるを知るに至り、今や各國民競て科學を應用し、實業の改良を圖るの時に當り、農業のみを偏重して、其他の産業を顧みず、自然の恩惠を重視して、人工の妙を輕んじ、殖産工業の道を講せざるが如きあらば、假令一時の安きを偷み得ると雖も、富强發達の得て望む可からざるは明なる所ならん。凡そ一地方の隆盛を望まば、其要素の調和せる發達を必要とす。德義、愛郷、進取、忍耐等の精神的要素の振起を圖ると共に、大に殖産興業の道を講じて、民力の發展を圖らざるべからず。されば、本郡生業の狀態を探り、盛否を究むるも亦奬勵の一助たるを得べけん。

明治四十四年十二月の調査によれは、本郡戸數八千五百八十戸、人口四万三千三百七十三人あり。而して此等住民の生業を通觀するに、其重なるものは、農業、商業工業、漁業にして、其數四万八百九十八人あり。其餘の二千四百八十三人は、他の諸業に從事するものと知るへし。

今、生業中尤も多きものは、農業にして、其百分比例戸數は、六十六戸七四、人口は七十八人五二、に當り、一町村平均戸數は三百五十七戸九三、人口は千九百十二人、に當れり。最も少きは漁業に

して、百分比例戸數は〇、八六、人口は〇、八三、に當り、一町村平均戸數は四戸六三、人口は二十二人五の割合なり。是に因て之を觀れば、本郡は農業を以て基本とし、商工漁業之が次をなすと謂ふを得べし、

更に各町村の生業に就きて、其土地の狀況、即ち土地の高低、乾濕、山川、森林原野等の位置形勢、地味の肥瘠、氣候、の變化如何により、其他生産物の種類により、運輸交通の便否によりて支配せられ、適者年々進歩し、不適者歳々退歩し、各特殊の發達を促しつゝあり。今試みに、各町村生業戸口の多寡に從ひ、其差の最も顯著なるもの、數ヶ町村をとり、順次に之を羅列せり、就て之を通觀すれば、其生業の盛衰進退の因て起る所以を知るべく、以て各町村生業の消長する理由を略ゝ結論するを得へし。

農業 {松山村、中井村、有漢村、上水田村、
呰部村、川面村、上竹莊村、

商業 {高梁町、呰部村、水田村、
豐野村、巨瀨村、有漢村、

工業 {高梁町、豐野村、巨瀨村、
吉川村、水田村、

漁業 {高梁町、松山村、
津川村、川面村、

生業戸口比較表

（明治四十四年度）

生業種類	戸數	人口 男	人口 女	人口 計	本郡に對する百分比 戸數	本郡に對する百分比 人口	一ヶ町村平均戸口數 戸數	一ヶ町村平均戸口數 人口
農業	五、七二七	一五、三三五	一五、二六七	三〇、五九二	六六、七四	七〇、五五	三五七、九三	一九一二、〇〇
商業	一、六五五	三、七六〇	三、七九四	七、五五四	一九、〇五	一七、四五	一〇三、四三	四七二、一八
工業	五九二	一、二四二	一、一四二	二、三八四	六、八九	五、五一	三七、〇〇	一四九、〇〇
漁業	七四	一六八	一九二	三六〇	〇、八六	〇、八三	四、六三	二二、五〇
計	八、〇四八	二〇、四九五	二〇、三九五	四〇、八九〇	九二、〇八	九四、四九	五〇三、〇〇	二五五五、〇〇

農業

（明治四十四年度）

町村名	戸數 専業	戸數 兼業	戸數 計	人口 專業 男	人口 專業 女	人口 專業 計	人口 兼業 男	人口 兼業 女	人口 兼業 計	人口 計 女	人口 計 男	人口 計 計
高梁町	二八	三二	六〇	五二	一五三	一〇四	六五	七五	一四〇	一一六	一二八	二四四
松山村	四四三	一一〇	五五三	一、〇六五	一、〇五七	二、一二二	二八四	二九二	五七六	一、三四九	一、三四九	二、六九八
津川村	二一九	一〇〇	三一九	六〇二	六一〇	一、二一二	二八八	二八四	五七二	八九〇	八九四	一、七八四
川面村	二三二	一三八	三七〇	六四九	六二四	一、二七三	三八六	三六〇	七四六	一、〇二五	九八四	二、〇一九
巨瀬村	二三五	一一九	三四四	六七五	六四四	一、三一九	三一八	三一一	六二九	九九三	九五五	一、九四八

町村名	戸數 專業	戸數 兼業	戸數 計	專業 男	專業 女	專業 計	兼業 男	兼業 女	兼業 計	計 男	計 女	計 計
有漢村	三八一	九二	四七三	九一八	九一二	一、八二九	二二〇	二二三	四四三	一、一三八	一、一三三	二、二七一
上有漢村	三三五	二五	三六〇	八六二	八九一	一、七五三	九一	八〇	一七一	九五三	九七一	一、九二四
上竹莊村	三七三	―	三七三	九九八	九二七	一、九二五	―	―	―	九九八	九二七	一、九二五
豐野村	三〇三	五五	三五八	七九〇	八二八	一、六一八	一五〇	一二〇	二七〇	九四〇	九四八	一、八八八
下竹莊村	二三一	九五	三二六	五六四	五八九	一、一五三	二三三	二四二	四七五	七九七	八三一	一、六二八
吉川村	一六一	三一	一九二	二四五	二四四	四八九	二四六	二三三	四七九	四九一	四七七	九六八
中井村	三四三	一三四	四八六	九六四	九六八	一、九三二	三八六	四〇一	七八七	一、三五〇	一、三六九	二、七一九
中津井村	二二四	一二九	三五三	六二七	六一七	一、二四四	三四八	三四九	六九七	九七五	九六六	一、九四一
呰部村	三五九	二三	三八二	一、〇九六	一、一九三	二、二八九	三五	二六	六一	一、一三一	一、二一九	二、三五〇
上水田村	三九〇	八〇	四七〇	一、一〇一	一、〇六三	二、一六四	二二四	二一七	四四一	一、三二五	一、二八〇	二、六〇五
水田村	三〇八	―	三〇八	八五四	八二六	一、六八〇	―	―	―	八五四	八二六	一、六八〇
計	四、五五五	一、一七二	五七二七	一二、〇五一	一二、〇五五	二四、一〇六	三、二七四	三、二一三	六、四八六	一五、三二五	一五、二六七	三〇、五九二

工業

町村名	戸數 專業	戸數 兼業	戸數 計	人口 專業 男	人口 專業 女	人口 專業 計	人口 兼業 男	人口 兼業 女	人口 兼業 計	人口 計 男	人口 計 女	人口 計 計
高梁町	一一五	八〇	一九五	一八九	一八七	三七五	一六三	一五〇	三一三	三五二	三三六	六七八
松山村	四	一四	一八	一〇	一二	二二	三四	三五	六九	四四	四六	九〇

町村名	商業 戸數 專業	商業 戸數 兼業	商業 戸數 計	人口 專業 男	人口 專業 女	人口 專業 計	人口 兼業 男	人口 兼業 女	人口 兼業 計	人口 計 男	人口 計 女	人口 計 計
津川村	五	二〇	二五	一二	八	二〇	三九	三七	七六	五一	四五	九六
川面村	一六	—	一六	四四	四二	八六	—	—	—	四四	四二	八六
巨瀨村	二四	三一	五五	六〇	五四	一一四	六六	七六	一四二	一二六	一三〇	二五六
有漢村	七	五	一二	一八	一七	三五	一二	一二	二四	三〇	二九	五九
上有漢村	七	六	一三	一四	一〇	二四	八	一〇	一八	二二	二〇	四二
上竹莊村	一二	二四	三六	二六	二二	四八	四九	三六	八五	七五	五八	一三三
豐野村	一七	四一	五八	二四	二〇	四四	一二二	八七	二〇九	一四六	一〇七	二五三
下竹莊村	二	一〇	一二	六	四	一〇	二三	二七	五〇	二九	三一	六〇
吉川村	五	五〇	五五	八	二	一〇	七七	八一	一五八	八五	八三	一六八
中井村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中津井村	一〇	一五	二五	二七	二八	五五	三九	四一	八〇	六六	六九	一三五
呰部村	一三	二一	二四	二〇	九	二九	一八	一〇	二八	三八	一九	五七
上水田村	二	五	七	六	五	一一	一五	一四	二九	二一	一九	四〇
水田村	一三	三一	四四	三五	三〇	六五	七八	七七	一五五	一一三	一〇七	二二〇
計	二五二	三四三	五九五	四九九	四四九	九四八	七四三	六九三	一、四三六	一、二四二	一、一四二	二、三八四

漁業

	高梁町	松山村	津川村	川面村	巨瀬村	有漢村	上有漢村	上竹荘村	豊野村	下竹荘村	吉川村	中井村	中津井村	呰部村	上水田村	水田村	計
	七一八	二三	一五	三七	三七	二六	二九	九	二五	八	二	八	一	九二	三	二七	一、〇七四
	二六七	四	二一	―	二八	二八	六	八	四八	一八	五一	五	―	一〇	一〇	四三	五八一
	九八五	二七	三六	三七	六五	五四	三五	一七	七三	二六	五三	一三	一	一〇二	一三	七〇	一、六五五
	一、五八〇	五六	三三	九九	八八	九〇	四〇	一〇	七〇	一三	三	一七	二	一五三	八	七〇	二、三六七
	一、六五一	五八	三〇	九八	八一	九五	三五	二〇	五八	一二	四	一四	一	七八	八	六五	二、三四六
	三、二三一	一一四	六二	一九七	一六九	一八五	七五	三〇	一三八	二三	七	三一	三	二三一	一六	一三五	五四、七一三
	六一四	九	四七	―	六三	九一	一〇	二一	一一八	五一	一一九	一一	―	一七	三〇	一一〇	一、三九三
	六四〇	一二	四三	―	七〇	九三	七	一六	一一五	五五	一五一	九	―	一九	二八	一〇五	一、四四八
	一、二五四	二〇	九〇	―	一三三	一八四	一七	三七	二三三	一〇六	二七〇	二〇	―	三六	五八	二一五	二、八四一
	二、一九四	六五	七九	九九	一五一	一八一	五〇	三一	一八八	六三	一三三	二八	二	一七〇	三八	一八〇	三、七六〇
	二、二九一	六九	七五	九八	一五一	一八八	四二	三六	一七三	六六	一五五	二三	一	九七	三六	一七〇	三、七九四
	四、四八五	一三四	一五四	一九七	三〇二	三六九	九二	六七	三六一	一二九	二七七	五一	三	二六七	七四	三五〇	七、五五四

町村名	戸数 專業	戸数 兼業	戸数 計	人口 專業 男	人口 專業 女	人口 專業 計	人口 兼業 男	人口 兼業 女	人口 兼業 計	人口 計 男	人口 計 女	人口 計 計
高梁町	一	三二	三三	一	三	四	六八	八三	一五一	六九	八六	一五五
松山村	五	一八	二三	一三	一三	二五	四五	五七	一〇二	五七	七〇	一二七
津川村		八	八				一七	一五	三二	一七	一五	三二
川面村	七		七	一九	一八	三七				一九	一八	三七
巨瀬村		一	一				三	二	五	三	二	五
有漢村												
上有漢村												
上竹莊村												
豐野村												
下竹莊村												
吉川村		一	一				一		一	一		一
中井村	一		一	二	一	三				二	一	三
中津井村												
呰部村												
上水田村												
水田村												
計	一四	六〇	七四	三五	三五	七〇	一三三	一五七	二九〇	一六八	一九二	三六〇

海外及都市出稼者員數調一（四十四年末現在）

町村名	區分	北米合衆國	布哇	加奈陀	浦潮	馬尼剌	比律賓	ニユーカレドニヤ	墨西哥	南米	樺太	北海道
高梁町	男	四	三									
	女											
松山村	男	一三										
	女											
津川村	男	一〇		四				一				
	女											
川面村	男	二			一							
	女											
巨瀨村	男	四		一								
	女											
有漢村	男	六										
	女	一										
上有漢村	男	三										
	女											
上竹莊村	男	一四										
	女											
豐野村	男	五		一		一	一			四		
	女	一								一		
下竹莊村	男	二八									二	五
	女	一										四
吉川村	男	二六	二									三
	女	四	一									二

町村名	區分											
中井村	男	一										
	女	一										
中津井村	男	七										二
	女	一										三
呰部村	男	一		一					一		一	八
	女											一
上水田村	男	三	一									
	女											
水田村	男			七								
	女			三								
計	男	一三六	六	一四		一	一	一	一	四	二	一八
	女	九	一	三	一					一		一〇

備考　樺太北海道ハ參考ノ爲メ特ニ揭記ス

海外及都市出稼者員數調二

(四十四年末現在)

町村名	區分	東京	京都	大阪	横濱	名古屋	宇都宮	神戸	姫路	岡山	水戸	靜岡	奈良
高梁町	男	五		四〇				二〇		一三			
	女	三		二八				三		一五			
松山村	男	九	二	三四				一七	二	二八			一
	女	一	二	一六				一〇		一四			
津川村	男												
	女												
川面村	男	二		一〇	三			四		四			
	女	一		四	一			二		三			

村名													
巨瀬村	男	三		一四		一		五		八			
	女	一		七				一		四			
有漢村	男	八	九	二一	三	三		九		一九			
	女	五	六	二五	三			一二		一三			
上有漢村	男	一		五						一		一	
	女	二	一	一						一			
上竹莊村	男												
	女												
豊野村	男	一	五	四				一	二	一七			
	女	一	一	二				三	二	四			
下竹莊村	男	一	三	八				三		二三			
	女	一	二	二						四			
吉川村	男	二		二						四			
	女			四						三			
中井村	男	五		三						八		三	
	女	六								六		二	
中津井村	男	八	三	二九				六		九			
	女	六	三	二三				七		九			
呰部村	男	二		一三			二	八					
	女	一	一	三			一	三					
上水田村	男	一〇	三	一三	一		九	一	一〇	四			
	女		二	七			二		一四	一			
水田村	男	一七	一三	五六		四		二一					
	女	九	二一	二三				二七					
計	男	七四	三八	二五二	八	八	二	九三	五	一六四	四	四	一
	女	三七	三九	一四三	四		一	八八	二	一〇〇	一	二	

海外及都市出稼者員數調三　（四十四年末調査）

町村名	區分	廣島	呉	佐世保	長崎	鹿兒島	熊本	鳥取	久留米	門司	高松
高梁町	男		一〇								
	女		六								
松山村	男	一六	三				一	一			
	女	一〇	二		一			二			
津川村	男										
	女										
川面村	男	一	二								
	女		二								
巨瀬村	男	一									
	女										
有漢村	男	四	一三	四							
	女	四	八	一							
上有漢村	男		一	一							
	女			一							
上竹莊村	男										
	女										
豐野村	男	三									
	女	三									
下竹莊村	男	四	九								
	女	二	二								
吉川村	男		七	一							
	女	三	二								

町村名	區分										
中井村	男						四				
	女						四				
中津井村	男		五								
	女		二								
皆部村	男		七							二	
	女		三							一	一
上水田村	男	一	一					一			
	女	二							一		
水田村	男	八									
	女	二									
計	男	三八	五七	六		四	一	二		二	
	女	二六	二七	二	一	四		二	一	一	一

海外及都市出稼者員數調四　（四十四年末現在）

町村名	區分	堺	臺灣	朝鮮	中華民國	下關
高梁町	男					
	女					
松山村	男					
	女					
津川村	男			一		
	女					
川面村	男					
	女					

村名	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
巨瀬村					二	一	七	三		
有漢村							二	二	五	二
上有漢村										
上竹莊村										
豐野村			一	二						
下竹莊村			六	四	四	一				
吉川村										
中井村	一			四			一			
中津井村			三		七	六				
呰部村				一						
上水田村					一		一			
水田村					五	二				
計	一		一〇	一一	一九	一〇	一三	五	五	二

農家負担及農産收入總額

（明治四十四年分）

町村名	地租	縣税地租割	町村税地價割	計	收入總額
高梁町	五七円八七五	二九円三二五	一二円一五五	九九円三五五	七三〇円
松山村	三、八九二、七一〇	一、七二五、七五五	八一七、四六五	六、四三五、九三〇	五七、一三〇
津川村	二、七三三、九九五	一、三八四、八一五	五七三、七二〇	四、六九二、五三〇	八八、三六八
川面村	四、一三九、五八〇	一、九一三、三五〇	八三九、九三五	六、八九一、八六五	八一、二〇八
巨瀬村	四、八二八、二八五	二、五五二、七八〇	一、〇五八、五六五	八、四三九、六三〇	九四、六六三
有漢村	五、七一七、二七〇	二、九九五、三四五	一、二四二、七三〇	九、九五五、三四五	九九、八七七
上有漢村	三、〇八四、九四〇	一、六〇一、五〇〇	六五二、九一〇	五、三三九、三五〇	五六、七八三
上竹荘村	五、三九七、四七五	三、六九七、四二三	二、一七〇、三八九	一一、二六五、二八六	一一一、九〇三
豊野村	五、九五一、五一五	二、八九〇、二六五	一、三八三、六〇〇	一〇、二二五、三八〇	九八、九九四
下竹荘村	四、一一四、〇三五	二、一六〇、一五〇	八九七、八八五	七、一七二、〇七〇	七三、〇一五
吉川村	三、六六九、三一〇	一、七八四、七二〇	一、五四一、三二〇	六、九九五、三五〇	五〇、一〇二
中井村	三、七八三、二四〇	一、八六七、九一五	七八九、〇五五	六、四四〇、二一〇	七四、八四九
中津井村	三、二九四、九二七	一、六六九、五二五	七七五、九五五	五、七四〇、四〇七	八四、六二二
呰部村	三、八三四、二二五	二、〇五六、一二五	九五六、八三五	六、八四七、一八五	五九、一三〇
上水田村	五、六四五、〇七五	二、八一六、六〇五	一、一八六、五二五	九、六四八、二〇五	七八、二一三

水田村	四、六四一、八五〇	二、三四八、七七五	九七四、七八五	七、九六五、四一〇	一三〇、〇四五
計	六四、七八六、三〇七	三三、四九三、三七二	一五、八七三、八二九	二四、一五三、五〇八	一、二三九、六二二

第十章

産物

本郡は、一般に山地なれとも、地味肥沃にして農産物に富む。從て産物の如きも、農産物を主とし、製造品には、麥稈經木眞田紐を其最たるものとし、水産物の如きは、僅に河川の淡水漁獲物あるのみ。

山地よりは、用材薪炭等を出し、平地よりは重に農産物を出す、其主なるものは、米、麥、最も多く、之れに繼きて、煙草、大豆、小豆、菜種、蕎麥、粟黍、甘藷、綿、藍、薄荷茶等あり。副業として養蠶を事とするものあり。每年産する所の繭、蠶糸の額また少しとせす。又、戸々牛馬を牧養せるあり。製造品には、麥稈經木眞田紐は、有名にして、年々輸出盛なり。各町村の産額は左表につきて知るへし。

米作付反別産額表（明治四十四年度）

町村名	作付反別 粳米	作付反別 糯米	作付反別 陸米	作付反別 計	収獲高 粳米	収獲高 糯米	収獲高 陸米	収獲高 計	一反歩ニ付収獲高 粳米	一反歩ニ付収獲高 糯米	一反歩ニ付収獲高 陸米
高梁町	三	二〇	一〇	三三	六斗	四〇斗	一五斗	六一斗	二〇〇〇合	二〇〇〇合	一五〇〇合
松山村	一三一六	一九〇	五〇	一五五六	二一〇五	二六六	八〇	二四五一	一六〇〇	一四〇〇	一六〇〇
津川村	八〇七	五五	六	八六八	一四五三	九一	三	一五四七	一八〇〇	一六五〇	四九〇
川面村	一一三三	一四三	二三	一二九八	二〇七四	二四五	三三	二三五一	一八三三	一七一四	一四〇五
巨瀬村	一八六〇	一九三	五〇	二一〇三	二九七六	二八〇	二三	三二七九	一六〇〇	一四五〇	四六〇
有漢村	二四五六	二五四	一九	二七二九	三六八四	三一七	一四	四〇一五	一五〇〇	一二五〇	七五〇
上有漢村	一六七九	九六	一〇	一七八五	一六七九	八二	二	一七六三	一〇〇〇	八六〇	二〇〇
上竹荘村	二六二四	四四五	六	三〇七五	三七四七	五八六	三	四三三六	一四二八	一三一七	四八〇
豊野村	三〇八一	二六〇	五	三三四六	四六二一	三三八	二	四九六一	一五〇〇	一三〇〇	五〇〇
下竹荘村	二三四九	二一五	五	二五一四	三三二一	二五八	二	三四七一	一四〇〇	一二〇〇	五〇〇
吉川村	一九九〇	二五六	一八	二三六四	二三七八	二八八	一〇	二六七六	一一九五	一一三五	五六五
中井村	一二五〇	二二〇	八	一四七八	二〇〇九	三三〇	六	二三四五	一大〇七	一五〇〇	八〇〇
中津井村	一〇二九	一二八	—	一一五七	一八一二	一九二	—	二〇〇四	一七六一	一五〇〇	—
呰部村	一五四七	三〇〇	—	一八四七	二二四三	四二〇	—	二六六三	一四五〇	一四〇〇	—
上水田村	一七九五	一五〇	三	一九五七	二七六三	二一三	三	二九八八	一五三九	一四二〇	一〇〇〇

水田村	一六九四	三六二	―	二〇五六	二八四六	四七一	―	三三一七	一六八〇	一三〇〇	―
合計	二六五五四	三二六九	二一三	三〇〇三六	三九六〇二	四三八一	一九〇	四四一七三	一四九一	一三四〇	八八九

麥作付反別及產額

（明治四十四年度）

町村名		作付反別 大麥	作付反別 裸麥	作付反別 小麥	作付反別 計	收獲高 大麥	收獲高 裸麥	收獲高 小麥	收獲高 計	一反歩ニ付收獲高 大麥	一反歩ニ付收獲高 裸麥	一反歩ニ付收獲高 小麥
		反	反	反	反	石	石	石	石	合	合	合
高梁町	田	四			四	一〇			一〇	二、五〇〇		
	畑	五一		六	五七	一、二七五		一〇八	一、三八三	二、五〇〇		一、八〇〇
松山村	田	一七〇	二〇	八八	二八八	三五七	三六	八八	四八一	二、一〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇
	畑	一、〇〇〇	一七〇	二四二	一、四一二	三、二〇〇	二二一	二六六	二、六八六	三、二〇〇	一、三〇〇	一、一〇〇
津川村	田	五四一	一五	八五	六四一	一、三二五	二三	一二七	一、四七四	二、四五〇	一、四八〇	一、五〇〇
	畑	七二一	五九	七五	八四五	一、五九九	六九	七三	一、七四一	二、二五〇	一、一七〇	九八〇
川面村	田	二五〇	一〇	一九五	五五五	五〇〇	一三三	一九五	八二七	二、〇〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇
	畑	一、一〇〇	一五〇	一三一	一、三八一	二、六四〇	二四〇	一八三、四	三〇、六三、四	二、四〇〇	一、六〇〇	一、四〇〇
巨瀬村	田	六〇七	三一	八五	七二三	八二〇	二五	七一	九一六	一、三五〇	八一〇	八四〇
	畑	一、〇六三	一六〇	一五四	一、三七七	一、六七九	一五四	一四八	一、九八一	一、五七〇	九六〇	九六〇
有漢村	田	五二二	三九	五四	六〇五	七二七	四六	五〇	八二三	一、四二〇	一、一八〇	九二〇
	畑	八五九	一二八	一一四	一、一〇一	一、二二〇	一四二	一〇一	一、四六三	一、四一〇	一、一一〇	八九〇
上有漢村	田	一〇〇		一〇	一一〇	一三〇		六	一三六	一、三〇〇		六六〇
	畑	一、二五九	二三	六〇	一、三四一	一、三八五	一五	三四	一、四三四	一、一〇〇	六六〇	五六〇
上竹莊村	田	三〇	二五	三六	九一	四四	二三	三六	一〇二	一、四七二	八七一	九九〇
	畑	九一〇	一三〇	八五	一、一二五	一、七六〇	一四四	八九	一、九九三	一、九三三	一、一一〇	一、〇五〇
豐野村	田		一〇	八〇	一九〇		五五	四四	九九		五〇〇	五五〇
	畑	六五五	四二〇	二〇〇	一、二七五	五九〇	二五二	一二〇	九六二	九〇〇	六〇〇	六〇〇

下竹荘村	二四一	四八七	五三	七八一	二四一	三二二	三一	五八四	一、〇〇〇	六四〇	五九〇
	二四五	三六六	四九	六六〇	三五八	三三七	四一	七三六	一、四六〇	九二〇	八四〇
吉川村	五四	五	五	六四	四〇	三	二	四五	七四八	六四五	四二〇
	二四四	四六二	五〇	七五六	二三四	三二一	二四	五七九	九六〇	六九五	四八〇
中井村	二七七	二三	二〇	三二〇	三〇五	一八	一〇	三三三	一、一〇〇	八〇〇	五〇〇
	一、八八〇	五〇	二七〇	二、二〇〇	二、六三三	四五	一六二	二、八三九	一、四〇〇	九〇〇	六〇〇
中津井村	六二〇	二一	一七五	八一六	九九二	二六	二二〇	一、二二八	一、六〇〇	一、二五〇	一、二〇〇
	七六〇	四六	二〇一	一、〇〇七	一、二一六	五八	二三一	一、五〇五	一、六〇〇	一、二五〇	一、二〇〇
呰部村	八九〇	二一三	八八	一、一九一	一、〇六八	一七〇	六二	一、三〇〇	一、二〇〇	七九八	七〇五
	六二五	一五五	六五	八四五	八四四	一五五	五八	一、〇五七	一、三五〇	一、〇〇〇	八八五
上水田村	一、〇四五	一四〇	二四五	一、四三〇	一、六七二	一八二	二四五	二、〇九九	一、六〇〇	一、三〇〇	一、〇〇〇
	六五〇	九〇	五一	七九一	一、〇四〇	一一七	五六	一、二一三	一、六〇〇	一、三〇〇	一、一〇〇
水田村	一、二三一		三二八	一、五五九	一、九七〇		四二六	二、三九六	一、六〇〇		一、三〇〇
	四四三		一四六	五八九	八四二		二一九	一、〇六一	一、九〇〇		一、五〇〇
合計	七、四七二	一、二四九	一、五四七	一〇、二六八	一〇、二〇一	一、〇四九	一、六〇七	一三、八五七	一、三六五	八、三九〇	一、三八〇
	一二、四五五	二、四〇八	一、八九九	一六、七六二	二〇、三五四	二、二七〇	一、八一五	二四、四三九	一、六三四	九、四二〇	九五五
総計	一九、九二七	三、六五七	三、四四六	二七、〇三〇	三〇、五五五	三、三一九	三、四二二	三七、二九六			

大豆小豆菜種蕎麥粟段別及産額

（明治四十四年度）

町村名	大豆		小豆		菜種				蕎麥		粟	
	反別	産額	反別	産額	畑反別	産額	田反別	産額	反別	産額	反別	産額
高梁町	五反	八五石	｜反	｜石	｜反	｜石	｜反	｜石	｜反	｜石	｜反	｜石
松山村	一五〇	一五〇	九〇	三七	三	三	四〇	二〇	一五〇	九〇	一四〇	一八二

黍甘藷實綿葉藍段別及産額表

（明治四十四年度）

町村名	黍 反別	黍 産額	黍	甘藷 反別	甘藷 産額	甘藷	實綿 反別	實綿 産額	實綿	葉藍 反別	葉藍 産額	葉藍
津川村	一七五	一四〇	三〇	一七	三	三	二	二	九〇	七二	三〇	三〇
川面村	二三	三四五	一〇	一〇	｜	｜	二五	三	二三〇	二七〇	五五	六六
巨瀬村	五五〇	六六〇	五〇	三〇	二〇	一四	一〇〇	六〇	一九〇	一五四	一〇〇	八〇
有漢村	三一〇	四三四	三三	二三	八	四	三三	一八	一八〇	一二六	五七	九一
上有漢村	三五〇	三六〇	四四	二七	八	六	一〇	五	一五八	七二	九〇	七〇
上竹荘村	三二〇	三八〇	四〇	三三	一三	一〇	四五一	四〇〇	一六五	八二	九四	一三一
豊野村	一八〇	一九八	一〇七	六四	一五	一七	二五〇	二五〇	一七〇	一〇三	二〇〇	一八〇
下竹荘村	一七〇	一三六	一〇〇	六〇	｜	｜	一〇〇	四〇	一五〇	七五	一一〇	一一〇
吉川村	八〇	四〇	六〇	四二	二	一	一五〇	三〇	一五〇	一五〇	四〇	四〇
中井村	二〇〇	一六五	二〇	一六	二五	二〇	八	五	四二〇	二五二	一七〇	二〇四
中津井村	一八五	二七七	一〇	九	二三	三〇	二〇	三〇	一七五	一三五	四一	五三
呰部村	一八〇	一八〇	四〇	一三	七	七	三〇	一三	三五	二八	九〇	七二
上水田村	一五五	一七六	二五	一〇	二	二	二	二	五五	四四	二五	二五
水田村	四八	四一	二五	一五	｜	｜	｜	｜	八	四	七	一一
計	三、二八四	三、六八三	六八三	四〇四	一四八	一三六	一、二三〇	八八六	二、三三六	一、六四七	一、二四九	一、三四五

茶

高梁町	松山村	津川村	川面村	巨瀬村	有漢村	上有漢村	上竹荘村	豊野村	下竹荘村	吉川村	中井村	中津井村	呰部村	上水田村	水田村	計
—	五二反	一〇	五〇	八〇	四八	五五	九九	七	三〇	三〇	一四五	四六	五〇	三〇	八	七八九
—	八三石	一四	六五	六〇	五八	五五	一四〇	一〇	四五	三〇	一四五	六九	七五	三〇	一〇	九二四
—	九〇反	六〇	一四〇	一一五	五三	七〇	四四	七〇	三〇	四五	一三一	一〇一	三五	四〇	二二	一〇四六
—	二七、〇〇〇貫	一、八〇〇	二八、〇〇〇	二三、八〇〇	一五、九〇〇	一五〇〇	一三、二〇〇	三、五〇〇	一〇、〇〇〇	一三、〇〇〇	五二、四〇〇	四〇、四〇〇	一〇、五〇〇	一六、〇〇〇	一一、〇〇〇	二六七、〇〇〇
—	八	一	—	五	三七	五	五〇	九	三〇	二	—	一三	一	四	二	一六六
—	一六〇貫	三五	—	一三	九二五	一三〇	八三五	三六〇	一、二〇〇	八〇	—	三六〇	一五	一六〇	七〇	四、四三二
—	—	—	二〇五	一〇〇	八	五	一三	三〇	—	—	二〇〇	八〇	三〇	一二	五	六八八
—	—貫	—	八二〇〇	三、〇〇〇	二四〇	一五〇	三七〇	一、二〇〇	—	—	六、〇〇〇	二、八〇〇	七五〇	四八〇	一二五	二三、三一五

町村名	製造戸數	煎茶 數量	煎茶 一貫目ノ價	番茶 數量	番茶 一貫目ノ價	合計 數量	合計 價格
高梁町	三	一五貫	八〇〇厘	六〇〇貫	四〇〇厘	六一五貫	二五八、〇〇〇厘
松山村	—	—	—	一七〇	四〇〇	一七〇	六八、〇〇〇
津川村	一	四二	二、五〇〇	七五	二〇〇	一一七	一三〇、〇〇〇
川面村	—	—	一、〇〇〇	四一六	一六〇	四六六	一一六、五六
巨瀬村	—	—	—	三五八	三三〇	三五八	一一八、一四〇
有漢村	—	—	—	—	—	—	—
上有漢村	—	—	—	四〇〇	〇六〇	四〇〇	二四、〇〇〇
上竹荘村	—	—	—	五七〇	一五〇	五七〇	八五、五〇〇
豊野村	一	四〇	一、六〇〇	四四〇	四〇〇	四八〇	二四〇、〇〇〇
下竹荘村	三	三〇〇	三、五〇〇	—	—	三〇〇	一〇五、〇〇〇
吉川村	一	五〇	三、五〇〇	三〇〇	一五〇	三五〇	二三〇、〇〇〇
中井村	—	二五	二、〇〇〇	一〇	五〇〇	三五	五五、〇〇〇
中津井村	七	二八〇	三、〇〇〇	一四〇	二〇〇	四二〇	八六八、〇〇〇
呰部村	—	四〇	二、〇〇〇	二〇〇	二〇〇	二四〇	一二〇、〇〇〇
上水田村	—	—	—	一五〇	二五〇	一五〇	三七、五〇〇
水田村	—	—	—	七五	五〇〇	七五	三七、五〇〇
合計	一六	八四二	二、二二一	三、九〇四	二七八	四、七四六	二、九四六、九七三

春蠶（明治四十四年度）

町村名	飼養戸數	掃立枚數	収繭數量					價格
			上繭	玉繭	出殻繭	屑繭	計	
高梁町	一五戸	一三枚	六〇斗	一〇斗		一四斗	斗	
松山村	二〇	三	二〇	三〇		四〇		
津川村	三三	四	四〇	—		—	四〇	一六〇円〇〇〇
川面村	五〇	七六	一九〇	二、三		一〇		
巨瀬村	四〇	一三	八〇	八		一〇		
有漢村	六五	九〇	一九五	一二		二五		
上有漢村	六四	八〇	一八〇	一〇		一〇		
上竹荘村	三八	二	一八	一〇		二〇		
豊野村	三〇	四	三〇	—		一〇		
下竹荘村	四〇	五	三三	四		三〇		
吉川村	一三	一	九	—		—	九	二七、〇〇〇
中井村	三五	六五	一六七	三五		一三		
中津井村	七〇	八〇	六五五	一四六		一二		
呰部村	八〇	八五	六七五	三五		一〇〇		
上水田村	一七五	二四	一六三〇	二六〇		一四〇		

町村名							
水田村	二九	二五	二三	二〇		四〇	
合計	七九六	七五九	四二〇四	六四八		四九二	五三四四

夏蠶（明治四十四年度）

町村名	飼養戸數	掃立枚數	收繭數量 上繭	收繭數量 玉繭	收繭數量 屑繭	收繭數量 計	價格
高梁町	六	五	二五斗	六斗	四斗		
松山村	二〇	三	一四	二	三		
津川村	三三	五	四六	二	二		
川面村	六八	五三	五二一	五	六		
巨瀬村	三四	二五	二一	二	二		
有漢村	七八	九	九〇	二	四		
上有漢村	三〇	一四	一〇	一〇	一〇		
上竹荘村	三七	二	三	一	一		
豊野村	三〇	三	三三	二	―		
下竹荘村	六〇	九	六〇	―	―		
吉川村	二九	三五	二	―	四		
中井村	八〇	一四	一一〇	一〇	五		
中津井村	一〇	一〇	五八	三	一〇		

町村名	呰部村	上水田村	水田村	合計
	一六五	四〇	一〇	
	一七五	一三	三六	
	三〇五	六六	二六	
	四八	一三	三	
	五	一	二	

秋蠶　(明治四十四年度)

町村名	飼養戸數	掃立枚數	收繭數量 上繭(斗)	收繭數量 玉繭(斗)	收繭數量 屑繭(斗)	收繭數量 計	價格
高梁町	―	―	―	―	―		
松山村	一三	二	一五	二	二		
津川村	三三	四	三九	二	一		
川面村	三八	一五	一三三	六	二		
巨瀬村	二五	一五	一五	―	二		
有漢村	四五	四	四〇	一	五		
上有漢村	二〇	六	四〇	―	一〇		
上竹莊村	二〇	一	九	一	一		
豊野村	二〇	二	一六	三	―		
下竹莊村	四〇	六	四〇	―	―		
吉川村	一九	一	六	―	一		

町村名					
中井村	六〇	一〇	八三	七	三
中津井村	六〇	四八	三一二	六五	三三
呰部村	五〇	三〇	一七五	三〇	三〇
上水田村	一四〇	六五	三九〇	四〇	三〇
水田村	二〇	四	三一	三	二
合計	六〇三	一九九五	一三九八	一六〇	一三

疊表莫蓙類

町村名	製造戸數	職工男	職工女	普通	價格	並莫蓙	價格
上竹荘村	二	—	二	一六〇枚	四五円	五〇枚	一〇円
豊野村	四	—	四	二〇〇	五〇	一五〇	二六
下竹荘村	二	—	二	琉球 九五	三三	三〇	五
呰部村	一	—	一	五〇	一七	—	—
上水田村	一	—	一	一〇〇	三八	—	—
計	一〇	—	一〇	六五五	一九二	一八〇	三一

漁獲物（明治四十四年度）

町村名	鮎 數量	鮎 價格	鰻 數量	鰻 價格	鯉 數量	鯉 價格	其他 數量	其他 價格
高梁町	五〇〇	六〇〇円	二〇〇貫	三〇〇円	二〇貫	三〇円	一、〇〇〇貫	一、五三〇円
松山村	四〇〇	六〇〇	一〇	二〇	五二	七九	三〇〇	一八〇
津川村	三三〇	四六二	四〇	六〇	一五	一八	四〇	三
川面村	二五〇	二二五	五〇	九〇	三〇	三〇	二〇	一四
巨瀬村	—	—	二	四二	一五	一八	九〇	七二
有漢村	—	—	二七	五四	三	九	二二	一六
上有漢村	—	—	四	四	—	—	—	—
上竹荘村	—	—	三四	六八	五一	五一	一三	五六
豊野村	—	—	五〇	一〇〇	一八〇	一八〇	一〇〇	五〇
下竹荘村	—	—	一〇	二〇	二〇	一六	一五	一〇
吉川村	—	—	—	—	九七	六八	—	—
中井村	二〇	三四	二八	五〇	一五	一五	二二	一八
中津井村	—	—	八	一三	一〇	一三	一八	二五
呰部村	—	—	一七	四二	七	一二	一二〇	八四
上水田村	—	—	一〇	一〇	五〇	五〇	三〇	一五

水田村	—	—	五	一〇	一六七	一五八	四〇	三五
合計								

薪炭産額（明治四十四年度）

町村名	薪		炭		價格計
	量數	價格	數量	價格	
松山村	二五〇、〇〇〇貫	二、八四五円	—貫	—円	二、八四五円
津川村	三〇七、八〇〇	一、八六〇	一〇、五〇〇	五二〇	二、三八〇
川面村	一六八、一三〇	一、五三三	九〇〇	四五	一、五七八
巨瀬村	五〇、〇〇〇	四〇〇	二、〇〇〇	二〇〇	六〇〇
有漢村	一、八〇〇	一八〇	一六五、〇〇〇	二、五五〇	二、七三〇
上有漢村	七、五〇〇	一五二	一三、八三〇	八三〇	九八二
上竹荘村	二八八、一五〇	二、八八一	四、七七〇	二、八六二	五、七四三
豊野村	二〇、〇〇〇	二五〇	四、〇〇〇	二四〇	四九〇
下竹荘村	九、三五〇	二四三	四、九〇〇	一二八	三七一
吉川村	二〇、〇〇〇	四〇〇	二、〇〇〇	五〇〇	九〇〇
中井村	五二、〇〇〇	三一二	二一、〇〇〇	一、六八〇	一、九九二
中津井村	三二一、〇〇〇	二、四三一	九、五〇〇	七六〇	三、一九一
呰部村	二三、五〇〇	一、五七五	一五、三〇〇	九一八	二、四九三

上水田村	六五〇、〇〇〇	四、五五〇	一四、五〇〇	一、一六〇	五、七一〇
水田村	二三三、八四〇	一、一一九	五、七一〇	四五八	一、五七五
合計	三九、二〇六〇	二〇、七三一	二七三、九三〇	二一、八四九	四二、五八〇

陶器製造（明治四十四年度）

製造地	戶數	職工數 男	職工數 女	窯數 登窯	窯數 登窯	窯數 其他	價格
高梁町	一	三	—	—	—間	三	四六五円
巨瀨村	一	二	—	一	四	—	四二〇
上竹莊村	一	一	—	一	五	—	三〇〇
計	三	六	—	二	九	三	一、一八五

耐火煉瓦製造（明治四十四年度）

製造地	戶數	職工數 男	職工數 女	數量	價格
耐火煉瓦	—	—	—	—個	—円
普通煉瓦	二	四	—	八、三〇〇	一三四
計	二	四	—	八、三〇〇	一三四

瓦製造（明治四十四年度）

製造地	戸數	職工數 男	職工數 女	數量	價格
高梁町	二	五	｜	二七、〇〇〇個	四〇五円
川面村	一	二	一	三三、〇一〇	四八六
巨瀬村	二	六	｜	六〇、〇〇〇	一、二六〇
上有漢村	一	一	｜	一三、〇〇〇	一三〇
上竹荘村	一	八	｜	一六〇、〇〇〇	三、四二〇
下竹荘村	一	二	｜	三四、八〇〇	五三三
吉川村	一	二	｜	一五、〇〇〇	二、七〇〇
上水田村	二	六	｜	八〇、〇〇〇	一、四一〇
水田村	二	三	｜	二八、二〇〇	五六四
計	一三	三五	一	四三九、〇一〇	一〇、八八七

工産物雜類表（明治四十四年分）

町村名	菜種油 價格

町村名		價格
高梁町	五石	二五〇円
津川村	二〇	八〇〇
川面村	六、四	二五六
巨瀬村	一〇、〇	五〇〇
有漢村	二、二	一〇〇
上竹莊村	一八、八	八四六
豐野村	四、〇	六三〇
下竹莊村	一六、二	八一〇
中津井村	五、五	三〇二
呰部村	一八、五	八七〇
計	一一六、六	五、三六四

町村名	菜種油粕	價格
高梁町	五〇〇貫	一三五円
津川村	六六〇	一六二
川面村	一、二〇〇	二三〇
巨瀬村	八七二	二三四
有漢村	二二三	五九
上竹莊村	一、四一六	三四八

町村名		價格
豐野村	一二六	三一
下竹莊村	一、五九三	二六五
中津井村	五五〇	一四六
呰部村	二、二二三	五五四
計	九、三五二	二、一四四

町村名	紙製品	價格
高梁町		四〇〇円
中津井村		三八〇
計		七八〇

町村名	麥稈眞田	價格
高梁町	八二、七五〇反	四七、五一三円
川面村	三、〇〇〇	二四〇
計	八五、七五〇	四七、七五三

町村名	經木眞田紐	價格
高梁町	六三五、〇〇〇反	六六、七五〇円
津川村	三、〇二〇	二、〇〇一

川面村	六、五七〇	五六五
有漢村	二五、〇〇〇	二、〇〇〇
下竹荘村	二一、〇〇〇	二、五二〇
中井村	二五、〇〇〇	一、〇〇〇
中津井村	二五、六〇〇	二、三〇四
呰部村	六一、〇〇〇	四、八八〇
上水田村	四〇、〇〇〇	三、六〇〇
水田村	一八、五〇〇	一、八五〇
計	八七九、六九〇	八七、四七〇

町村名	扇子及團扇	價格
高梁町	二、六〇〇	一〇四
有漢村	二、二〇〇	八八
計	四、八〇〇	一九二

町村名	車輛荷車	價格
高梁町	臺 六〇	七八〇
計	六〇	七八〇

町村名	指物類	價格

高梁町		三、二〇〇
中津井村		三八〇
計		三、五八〇

町村名	挽物類	價格
高梁町		一七、〇〇〇
計		一七、〇〇〇

町村名	樽桶類	價格
高梁町		六〇〇
計		六〇〇

町村名	下駄	價格
高梁町	足 五〇、〇〇〇	円 八、〇〇〇
川面村	二、〇〇〇	二六〇
上竹荘村	二、〇〇〇	二〇〇
下竹荘村	五〇〇	五〇
中津井村	四、五〇〇	六〇〇
呰部村	二、五〇〇	三〇〇

町村名		價格
上水田村	三、〇〇〇	三〇〇円
水田村	二、〇二〇	三六三
計	六六、五二〇	九、八九三

町村名	竹製品	價格
高梁町		三〇〇円
川面村	八〇〇	八八
上水田村		六〇
計	八〇〇	四四八

町村名	藁製品莚菰	價格
高梁町		三〇〇円
上水田村		三〇〇
計		六〇〇

町村名	藁製品繩	價格
高梁町		五〇〇円
水田村		二五九
計		七五九

町村名	箒	價格
高梁町	三〇〇	五〇円
上水田村	二、〇〇〇	六〇
計	二、三〇〇	一一〇

町村名	麥稈眞田原料	價格
川面村	一、五〇〇貫	四五〇円
計	一、五〇〇	四五〇

町村名	帽子製造	價格
高梁町	二、四〇〇個	三五〇円
川面村	七〇〇	九一
計	三、一〇〇	四四一

町村名	麻裏	價格
高梁町	一、二〇〇足	一〇〇円
計	一、二〇〇	一〇〇

町村名	靴	價格

町村名		
高梁町	一六〇反	六〇〇円
計	一六〇	六〇〇

町村名	及物	價格
高梁町	一、六〇〇個	五〇〇円
計	一、六〇〇	五〇〇

町村名	鉄工器具器械	價格
高梁町	一、二〇〇個	六五〇円
川面村	五〇〇	一七五
上竹荘村	一四〇	六〇
計	一、八四〇	八八五

町村名	亞鉛板及錻力細工	價格
高梁町		二、七〇〇円
計		二、七〇〇

町村名	製網	價格
高梁町	八三	三〇〇円
計	八三	三〇〇

町村名	清涼飲料水	價格
高梁町	三〇〇	六〇〇円
計	三〇〇	六〇〇

町村名	菓子類	價格
高梁町		八、五〇〇円
有漢村		二、五〇〇
中津井村		三、八五〇
計		一一、三八五

町村名	蒟蒻粉	價格
高梁町	七〇貫	二〇〇円
計	七〇	二〇〇

町村名	蒟蒻	價格
高梁町		三〇〇円
有漢村		一八五
下竹荘村		六〇
吉川村		二〇

計	五六五

町村名	麩	價格
高梁町		一五〇円
計		〇一五

町村名	麹	價格
高梁町		八、〇〇〇円
下竹荘村		七〇〇
吉川村		一九〇
呰部村		四〇〇
上水田村		一七〇
計		九、四六〇

町村名	賣薬	價格
高梁町		五〇〇円
有漢村		二八〇
上水田村		五〇
計		九三〇

機械製麥粉表

町村名	數量	價格
松山村	四七、一〇〇斤	三、二九七円
津川村	五、二五〇	二一〇
巨瀬村	三、四〇〇	一七〇
豊野村	一、四五〇	一四八
計	五七、二〇〇	三、八二五

果實表

町村名	梅	價格
高梁町	一四石	八四円
松山村	四九	一三三
津川村	六	三三
川面村	四	二〇
巨瀬村	八	四〇
有漢村	三	六〇
上有漢村	五	二〇
上竹荘村	二五	一七五

町村名	（前表ノ續）	價格
豐野村	八	三三
下竹荘村	三五	一七五
吉川村	三	九
中井村	一五	六〇
中津井村	六	三〇
呰部村	三	一八
上水田村	一〇	六〇
水田村	一	六
計	二〇四	九四五

町村名	桃	價格
松山村	一、二〇〇貫	二〇八円
川面村	六	一
有漢村	五五	一二
豐野村	三三	八
下竹荘村	四〇	八
吉川村	三〇〇	六〇
中津井村	三〇	九
呰部村	一、八〇〇	四五〇
上水田村	一三〇	三六
計	三、五八二	七九一

町村名	梨（日本梨）	價格
松山村	二〇〇貫	一〇円
川面村	三〇	六
巨瀬村	四五〇	九〇
有漢村	二八〇	二八
上竹荘村	五一二	七七
豐野村	三〇〇	三六
下竹荘村	六、〇〇〇	一三〇
吉川村	一三〇	三六
中井村	二〇	六
中津井村	七〇〇	二〇
呰部村	一〇〇	一〇
水田村	五〇	七
計	八、七六二	六三六

町村名	生柿	價格

町村名	干柿	價格
高梁町	一、一四〇貫	四五〇円
松山村	三、二六〇	四二四
津川村	一、〇一〇	二八二
川面村	七、九〇五	一、一八五
巨瀬村	二八〇	五六
有漢村	七二〇	五七
上有漢村	三〇〇	二〇
上竹荘村	八五八	一〇三
豊野村	三、〇〇〇	四〇〇
下竹荘村	六、〇〇〇	二四〇
吉川村	四、四八〇	三八四
中井村	九〇〇	九〇
中津井村	八五〇	二五五
呰部村	一、九五〇	七八
上水田村	二、〇〇〇	一八〇
水田村	一、五〇〇	一九五
計	三六、一五三	四、三九八

町村名	枇杷	價格
津川村	二四〇貫	一四円
川面村	二、三七一	一、四二三
巨瀬村	二〇〇	八〇
有漢村	四二五	一七〇
上有漢村	五〇	二五
上竹荘村	一、四〇〇	八四〇
豊野村	一、〇〇〇	四〇〇
下竹荘村	四、〇〇〇	三二〇
吉川村	一六	一三
中井村	九〇	二七
中津井村	二五〇	一五〇
呰部村	三五〇	一五〇
上水田村	一、五〇〇	三二五
水田村	二五	一〇
計	二、九一七	三、八四六

町村名		
松山村	二〇貫	三円
川面村	七五	二三

町村名	葡萄	價格
有漢村	八貫	二円
上竹荘村	五〇	八
豊野村	五	二
下竹荘村	八〇	一六
吉川村	一〇	二
中津井村	四五	一三
呰部村	二〇	三
上水田村	一五	五
計	三八	七六

町村名	葡萄	價格
高梁町	五〇〇貫	二五〇円
松山村	一三〇	九
津川村	二六	一八
川面村	二、五〇四	八七六
有漢村	六	三
吉川村	一〇	三
上水田村	一〇	五
水田村	三〇	九
計	三、二〇六	一、一七三

町村名	栗	價格
高梁村	八石	四〇円
松山村	四	二〇
津川村	二	一三
巨瀬村	八	三三
有漢村	二八	一三六
上有漢村	一五	七〇
上竹荘村	六	二四
下竹荘村	二〇	一〇〇
中津井村	一〇	五〇
呰部村	一六〇	一、〇八〇
上水田村	一六	六四
計	三九七	一、六一八

町村名	無花果	價格

町村名		
川面村	一、〇〇〇	一六〇円
巨瀬村	六〇	一八
有漢村	四八	一九
上有漢村	三	一
上竹荘村	一二八	七六
下竹荘村	一〇	五
上水田村	六	二
計	一、二五五	二八一

町村名	夏極	價格
川面村	二二五	二三
有漢村	三	八
上竹荘村	一五	二
計	二四三	三五、八〇

町村名	柑橘類	價格
松山村	一三貫	一円
巨瀬村	八〇〇	四八
有漢村	六五	七

町村名		
上竹荘村	五五	四四
豊野村	五	四
下竹荘村	六〇〇	一八
吉川村	二五〇	一八
中津井村	一五〇	一五
上水田村	一〇〇	三
計	二、五七八	一五八

食用及特用農産物表

町村名	大豆	收穫高
高梁村	五石	四円
松山村	一五〇	一、五〇〇
津川村	一四〇	一、四〇〇
川面村	三四五	三、二二七
巨瀬村	六六〇	六、六〇〇
有漢村	四三四	三、九〇六
上有漢村	三六〇	三、四〇〇
上竹荘村	三八〇	三、四二〇
豊野村	一九八	一、五八四

（前表続き）

町村名		
下竹荘村	一三六	一、〇八八
吉川村	四〇	三二〇
中井村	一六五	一、三二〇
中津井村	二七七	二、七〇〇
呰部村	一八〇	一、七四六
上水田村	一七六	一、五八四
水田村	四一	三八九
計	三、六八二五	三四、一八八

町村名	小豆	價格
松山村	三七石	四四四円
津川村	一七	一八七
川面村	一〇	一三〇
巨瀬村	二〇	二六〇
有漢村	三	三六四
上有漢村	二七	二七〇
上竹荘村	三三	三一四
豊野村	六四	六四〇
下竹荘村	六〇	五四〇
吉川村	四二	四六二
中井村	一六	一四四
中津井村	九	一一七
呰部村	三	一四四
上水田村	一〇	一三〇
水田村	一五	一八〇
計	四〇四	四、二三六

町村名	豌豆	價格
松山村	五〇石	四〇〇円
津川村	二	一三
川面村	五	四〇
巨瀬村	六	四二
有漢村	四	二八
上有漢村	五	三〇
上竹荘村	七	四九
豊野村	五二	四六九
下竹荘村	四〇	二八〇
吉川村	四	二四

町村名		
中井村	一五	九〇
中津井村	二〇	一四〇
呰部村	七	四九
上水田村	二	一四
水田村	一六	一〇四
計	二三五	一、七七一

町村名	蚕豆	価格
松山村	四四石	三五三円
津川村	二五	二〇〇
川面村	一二三	一、〇〇八
巨瀬村	八〇	五六〇
有漢村	五八	四〇六
上有漢村	六〇	三七〇
上竹荘村	四三	三四四
豊野村	一三一	一、〇八九
下竹荘村	六〇	四八〇
吉川村	三三	一九二
中井村	八六	五一六
中津井村	七六	七六〇
呰部村	一六	一三八
上水田村	七七	六一六
水田村	三	一七六
計	九二三	七、一九七

町村名	粟	価格
松山村	一八二石	一、一八三円
津川村	三〇	二七〇
川面村	六六	六二七
巨瀬村	八〇	六四〇
有漢村	九一	六三七
上有漢村	七〇	五六〇
上竹荘村	一三一	九一七
豊野村	一八〇	一、六二〇
下竹荘村	一一〇	八八〇
吉川村	四〇	二八〇
中井村	二〇四	一、四二八
中津井村	五三	三八〇

町村名		
皆部田村	七二	五〇四
上水田村	二五	一七五
水田村	一二	九九
計	一、三四五	一〇、二〇〇

町村名	稗	價格
上竹荘村	三六石	七二円
豊野村	一〇	四〇
吉川村	一〇	二五
中井村	二	一二
計	五八	一四九

町村名	黍	價格
松山村	八三	五八一
津川村	一四	九八
川面村	六五	五二〇
巨瀬村	六〇	五一〇
有漢村	五八	二九〇
上有漢村	五五	四〇〇
上竹荘村	一四〇	九八〇
豊野村	四五	二二五
下竹荘村	四五	二二五
吉川村	三〇	一八〇
中井村	一四五	八七〇
中津井村	六九	四八三
皆部田村	七五	三七五
上水田村	三〇	一八〇
水田村	一〇	六〇
計	九二四	五、九七七

町村名	玉蜀黍	價格
松山村	六	三六
津川村	三	一五
川面村	四	三三
有漢村	七	四二
上有漢村	二五	一四
上竹荘村	四	六
豊野村	五	一〇
下竹荘村	七	三五

町村名		
吉川村	一	四
中井村	三	一五
中津井村	一五	九〇
皆部村	四	二〇
上水田村	五	三八
水田村	八	二四
計	九七	三八一

町村名	蕎麦（石）	價格（円）
松山村	九〇	六三〇
津川村	七二	五〇四
川面村	二七〇	一九六
巨瀬村	一五四	一一五
有漢村	三六	七五六
上有漢村	七二	二六〇
上竹荘村	八二	四八
豊野村	一〇三	七二一
下竹荘村	七五	四五〇
吉川村	一五〇	七五〇

町村名		
中井村	二五二	一、七六四
中津井村	一三五	八七五
皆部村	二八	一九六
上水田村	四四	二八六
水田村	四	二四
計	一、六四七	七、五七五

町村名	甘諸（貫）	價格（円）
松山村	二七、〇〇〇	一、八九〇
津川村	一、八〇〇〇	一、二六〇
川面村	二八、〇〇〇	一、六八〇
巨瀬村	二、二八〇	一、五九三
有漢村	一五、九〇〇	九五四
上有漢村	一、五〇〇	七八
上竹荘村	一三、二〇〇	七九二
豊野村	三、五〇〇	二八〇
下竹荘村	一〇、〇〇〇	四〇〇
吉川村	一三〇〇	六五
中井村	五二、四〇〇	二、〇九六

町村名	馬鈴著	價格
中津井村	四〇、四〇〇	二、四二四
呰部村	一〇、五〇〇	六三〇
上水田村	一六、〇〇〇	八〇〇
水田村	一二、〇〇〇	八〇〇

町村名	馬鈴著	價格
松山村	五、七五〇貫	四六〇円
津川村	一、六〇〇	一三八
川面村	六、〇〇〇	二四〇
巨瀬村	一六、〇〇〇	三〇〇
有漢村	七三五	七四
上有漢村	八〇〇	二〇
上竹荘村	七五〇	三八
豊野村	一、五〇〇	六〇
下竹荘村	一、二〇〇	四八
吉川村	七五〇	四五
中井村	四、八〇〇	一九二
中津井村	二、二〇〇	一三三
呰部村	二四〇	四八

町村名	青芋	價格
上水田村	一、八〇〇	一三六
水田村	四、五〇〇	二七〇
計	四八、六二五	二、一九一

町村名	青芋	價格
松山村	一八、〇〇〇貫	一、六二〇円
津川村	六、〇〇〇	五四〇
川面村	四、〇〇〇	二八〇
巨瀬村	五、七〇〇	四五六
有漢村	二、五二〇	二〇三
上有漢村	一八〇	一三
上竹荘村	九、〇〇〇	七三〇
豊野村	二、二〇〇	一九八
下竹荘村	一三、〇〇〇	六〇〇
吉川村	三、〇〇〇	二一
中井村	三、八〇〇	一五二
中津井村	三、五〇〇	三五〇
呰部村	三、〇〇〇	一、九四四
上水田村	二、〇〇〇	一四〇

町村名		
水田村	八、七五〇	八七五
計	八三、六五〇	八、一一〇

町村名	蒟蒻芋	價格
松山村	一六、〇〇〇貫	三、二〇〇円
津川村	三、〇〇〇	六〇〇
巨瀬村	四、〇〇〇	八〇〇
有漢村	三八〇	七六
上有漢村	三、〇〇〇	四〇〇
上竹荘村	六五	二〇
豊野村	一、二〇〇	二一六
下竹荘村	五、〇〇〇	一、〇〇〇
吉川村	五〇〇	七五
中井村	一、〇〇〇	一五〇
中津井村	一、七〇〇	三二六
呰部村	三、〇〇〇	一、九四四
上水田村	五、六〇〇	一、二三二
計	五三、四四五	一〇、〇三九

町村名	ツクネ子芋	價格
松山村	一、〇〇〇貫	一五〇円
津川村	四五〇	六三
巨瀬村	五〇〇	一二五
上有漢村	七五〇	三〇
上竹荘村	八四〇	一〇九
豊野村	三、〇〇〇	五四〇
下竹荘村	三〇〇	一五〇
吉川村	四五〇	九〇
水田村	三四〇	五一
計	七、六三〇	一、三〇八

町村名	食用生百合	價格
松山村	六〇貫	二四円
津川村	四〇	二四〇
川面村	七五〇	六七五
巨瀬村	五〇〇	三〇〇
有漢村	一八八	一三三
上有漢村	一五〇	二五
上竹荘村	一七	一七

町村名	漬菜	價格
豊野村	四〇〇	一〇〇
下竹荘村	七五〇	三七五
吉川村	一五〇	九〇
中井村	一、〇〇〇	五〇〇
中津井村	四〇〇	二四〇
呰部村	四〇	二八
水田村	三八〇	二三八
計	五、二八五	三、〇七四

町村名	漬菜	價格
高梁町	一、三〇〇	五二四円
松山村	二八、五〇〇	八五五
津川村	七、〇〇〇	二四五
川面村	一〇、〇〇〇	三〇〇
巨瀬村	一四、〇〇〇	四二〇
有漢村	七、七〇〇	二三一
上有漢村	三、〇〇〇	三八〇
上竹荘村	二、一五〇	四三
下竹荘村	四、〇〇〇	一二〇

町村名	蘿蔔	價格
豊野村	八、〇〇〇	三二〇
吉川村	二四、〇〇〇	七二〇
中井村	五、二〇〇	一五六
中津井村	二〇、〇〇〇	六〇〇
呰部村	二五、〇〇〇	七五〇
上水田村	四、〇〇〇	一二〇
水田村	一三、〇〇〇	三九〇
計	一八四、八五〇	九、六七二

町村名	蘿蔔	價格
高梁町	一、八〇〇貫	四八円
松山村	六〇、六〇〇	一、八〇〇
津川村	三一、〇〇〇	九三〇
川面村	七〇、五〇〇	二一一
巨瀬村	三八、〇〇〇	九五〇
有漢村	一二五、〇〇〇	二、八八八
上有漢村	三五、〇〇〇	八四〇
上竹荘村	四三、八〇〇	一、〇九五
豊野村	九、〇〇〇	一、八〇〇

町村名	蕪菁	價格
下竹荘村	六〇、〇〇〇	一、八〇〇
吉川村	二〇、〇〇〇	六〇〇
中井村	一九、三〇〇	一九三
中津井村	二八、〇〇〇	八四〇
呰部村	一三、五〇〇	三三八
上水田村	二九、四〇〇	五八八
水田村	二三、〇〇〇	四六〇
計	六七九、四〇〇	一五、三八一
高梁町	七五〇貫	三八円
松山村	四、二〇〇	二一〇
津川村	四、〇〇〇	二〇〇
川面村	二、四〇〇	一五四
巨瀬村	二、〇〇〇	六〇
有漢村	八〇〇	三五
上有漢村	一、五〇〇	三八
上竹荘村	八〇〇	二四
豊野村	四、〇〇〇	一二〇

町村名	胡蘿蔔	價格
下竹荘村	四、〇〇〇	一二〇
吉川村	三、〇〇〇	一二〇
中井村	六〇〇	一二〇
中津井村	一、四〇〇	五六
呰部村	一五〇	九
上水田村	八〇〇	二四
水田村	五〇〇	一五
計	三〇、九〇〇	一、二三五
松山村	二、四〇〇貫	一二〇円
津川村	一、五〇〇	七五
川面村	一九〇	一五
巨瀬村	四四〇	二二
有漢村	一三〇	一三
上有漢村	八〇〇	一三
上竹荘村	四六〇	一八
豊野村	五五〇	五五
下竹荘村	一、五〇〇	七五

葱價格

町村名	數量（貫）	價格（円）
吉川村	三〇〇	一五
中井村	—	—
中津井村	八〇〇	四八
呰部村	二五〇	三
上水田村	五〇〇	七
水田村	五〇〇	二五
計	一〇、三二〇	六六〇
高梁町	九五〇	五七
松山村	一八、〇〇〇	一、二〇〇
津川村	二、五〇〇	一七五
川面村	一、四〇〇	一一三
巨瀬村	二、二五〇	一五七
有漢村	二、五〇〇	二〇〇
上有漢村	一、〇〇〇	九〇
上竹莊村	一、〇〇〇	四五
豐野村	二、五〇〇	二五〇
下竹莊村	一、二〇〇	三六

牛蒡價格

町村名	數量（貫）	價格（円）
吉川村	五〇〇	二〇
中井村	一、〇〇〇	六〇
中津井村	二、〇〇〇	一五〇
呰部村	二、一〇〇	一四七
上水田村	一、七五〇	一四〇
水田村	三、〇〇〇	一八〇
計	四三、六五〇	三、〇一九
高梁町	二四〇	二四
松山村	六、四〇〇	七八六
津川村	三、〇〇〇	四八〇
川面村	一、六八〇	二五二
巨瀬村	一、八〇〇	二七〇
有漢村	二、四〇〇	二六四
上有漢村	二、〇〇〇	一三八
上竹莊村	八、四〇〇	五八八
豐野村	一、五〇〇	三六五
下竹莊村	八、〇〇〇	八〇〇

町村名	胡瓜	價格
吉川村	二、五〇〇	二〇〇
中井村	一、五〇〇	一五〇
中津井村	三、三〇〇	三三〇
呰部村	一、四五〇	一七五
上水田村	一、〇〇〇	九五
水田村	二、三〇〇	二九九
計	四七、四七〇	五、二〇六

町村名	胡瓜	價格
高梁町	五〇〇円	二〇円
松山村	一六、〇〇〇	一、二八〇
津川村	一、〇〇〇	四五
川面村	一五〇	二〇
巨瀬村	一、六〇〇	九六
有漢村	一、〇六〇	五三
上有漢村	六五〇	三三
上竹荘村	七二〇	三六
豊野村	一、二〇〇	六〇
下竹荘村	五〇〇	一五

町村名	南瓜	價格
中井村	一、五〇〇	四五
中津井村	一、〇〇〇	三〇
呰部村	一五、〇〇〇	四五
上水田村	六〇〇	三〇
水田村	五五〇	二〇
計	二七、一三〇	一、九〇八

町村名	南瓜	價格
高梁町	五〇〇円	三〇円
松山村	三六、〇〇〇	一、八〇〇
津川村	二、七五〇	一六五
巨瀬村	五〇〇	二五
有漢村	五〇〇	四〇
上有漢村	一、二〇〇	三六
上竹荘村	一、一〇〇	八八
中井村	九〇〇	二七
中津井村	一、〇〇〇	八〇
呰部村	六〇〇	六〇
上水田村	五五〇	二五

水田村	一、〇〇〇	九〇
計	四六、六〇〇	二、四六八

町村名	西瓜	價格
松山村	一五、〇〇〇	一、二〇〇

町村名	胡瓜	價格
松山村	一、二〇〇貫	三〇円
巨瀬村	三、〇〇〇	一八〇
上有漢村	一、四〇〇	一〇
計	五、六〇〇	三一〇

町村名	其他瓜類（青瓜白瓜ノ類）	價格
高梁町	七五〇貫	九〇円
松山村	一、六〇〇	一六〇
津川村	二、〇〇〇	二〇〇
巨瀬村	三、二〇〇	一九二
上有漢村	一、二〇〇	四
上竹荘村	三、〇〇〇	三三〇

豊野村	四、〇〇〇	二八
下竹荘村	一、〇〇〇	五〇
中井村	三〇〇	一五
中津井村	二、四〇〇	二四〇
呰部村	三〇〇	三〇
上水田村	一、〇〇〇	四五
水田村	六五〇	七八
計	二、四〇〇	一、五〇二

町村名	干瓢	價格
中津井村	三〇貫	三〇〇円
上水田村	一五	一九
計	三五	三一九

町村名	茄	價格
高梁町	一、二〇〇貫	九六円
松山村	二〇、〇〇〇	一、六〇〇
津川村	五、六〇〇	三九三
川面村	一、九二〇	一〇八

町村名	生薑	價格
巨瀬村	一五、二〇〇	四五六
有漢村	一〇、五〇〇	二六三
上有漢村	五、八〇〇	二三〇
上竹荘村	七、六八〇	一五三
豊野村	二、一〇〇	一四七
下竹荘村	五、〇〇〇	一五〇
吉川村	三、五〇〇	一四〇
中井村	三、二〇〇	九六
中津井村	三、二〇〇	一六〇
呰部村	二、四〇〇	三六〇
上水田村	三、五〇〇	一〇五
水田村	三、〇〇〇	九〇
計	九三、八〇〇	四、五三七

町村名	生薑	價格
高梁町	二六〇貫	三九円
松山村	九〇〇	一六二
津川村	五	二
川面村	二〇	四

町村名	蕃椒	價格
中井村	六〇	三
中津井村	六〇	一八
呰部村	六〇	一五
計	一、三六五	二五二

町村名	蕃椒	價格
巨瀬村	四〇貫	五円
有漢村	三一〇	六三
上有漢村	七〇〇	一二
中井村	三〇	三
計	一、〇八〇	八二

町村名	薄荷	價格
松山村	四〇〇貫	一八〇円
計	四〇〇	一八〇

町村名	菜種田作	價格
松山村	二三石	一九八円
津川村	三	二四

巨瀬村	一四	一五四
有漢村	四	四四
上有漢村	六	五〇
上竹荘村	一〇	一一〇
豊野村	一七	一五四
吉川村	一	一三
中井村	二〇	一六〇
中津井村	三〇	三〇〇
呰部村	七	七〇
上水田村	二	二〇
計	一三六	一、二九六

町村名	菜種田作	價格
松山村	二〇石	一八〇円
津川村	二	一六
川面村	一三	一三三
巨瀬村	六〇	六六〇
有漢村	一八	一九八
上有漢村	五	三三

上竹荘村	四〇〇	四、四〇〇
豊野村	二五〇	二、二五〇
下竹荘村	四〇	四〇〇
吉川村	三〇	三六〇
中井村	五	四〇
中津井村	三〇	三〇〇
呰部村	一三	一三〇
上水田村	二	二〇
計	八八六	九、一〇八

町村名	絲瓜	價格
高梁町	二、〇〇〇個	五〇円
松山村	三、〇〇〇	三〇
津川村	一八、〇〇〇	九〇
川面村	五、〇〇〇	二〇〇
巨瀬村	一、〇〇〇	二〇
吉川村	六、〇〇〇	三〇
計	三五、〇〇〇	四二〇

町村名	實綿	價格
松山村	一六〇貫	九六円
津川村	三五	二五
巨瀬村	一二	五六
有漢村	九二五	七四〇
上有漢村	一三〇	七二
上竹荘村	八三五	四一七
豊野村	三六〇	一四四
下竹荘村	一、二〇〇	三六〇
吉川村	八〇	四八
中津井村	三六〇	二四五
呰部村	一五	九
上水田村	一六〇	一八二
水田村	七〇	六二
計	四、四三二	二、四五六

町村名	藍葉	價格
川面村	八、二〇〇貫	二、八七〇円
巨瀬村	三、〇〇〇	九〇〇

町村名		
有漢村	二四〇	八四
上有漢村	一五〇	四五
上竹荘村	三七〇	一七九
豊野村	一、二〇〇	四二〇
中井村	六、〇〇〇	一、八〇〇
中津井村	二、八〇〇	九八〇
呰部村	七五〇	二二五
上水田村	四八〇	一二〇
水田村	一二五	三七五
計	三、三一五	七、九八八

町村名	楮	價格
津川村	九〇貫	五四円
巨瀬村	五、〇〇〇	二五〇
有漢村	二、二〇〇	七七〇
上有漢村	五〇〇	二〇〇
上竹荘村	六〇	二〇
下竹荘村	二、〇〇〇	二〇〇
中井村	六、〇〇〇	一、八〇〇

町村名	楮	價格
中津井村	二、八〇〇	九八〇
呰部村	七五〇	二三五
上水田村	四八〇	一三〇
水田村	一二五	三七五
計	三、三一五	七、九八八

町村名	筍	價格
津川村	九〇貫	五四円
巨瀬村	五、〇〇〇	二五〇
有漢村	二、二〇〇	七七〇
上有漢村	五〇〇	二〇〇
下竹荘村	二、〇〇〇	二〇〇
中井村	二〇〇	一〇〇
中津井村	二〇〇	六〇
呰部村	三〇〇	一〇〇
上水田村	一、三五〇	四〇五
計	二、九〇〇	二、一五九

町村名	蘭	價格
松山村	四〇〇貫	四〇円
津川村	五五〇	二七
川面村	三〇〇	四五
巨瀬村	六、五〇〇	四五五
有漢村	三〇〇	四五
上有漢村	六〇	五
上竹荘村	六〇〇	六〇
豊野村	二八〇	七〇
下竹荘村	一、〇〇〇	五〇
吉川村	二〇〇	二〇
中井村	五〇〇	二五
中津井村	八〇〇	八〇
呰部村	三五〇	三五
上水田村	一五〇	二三
水田村	一、五〇〇	一三〇
計	一三、四九〇	一、一〇四

豊野村	一四〇円	二一円

町村名		
下竹莊村	二〇〇	一〇〇
中井村	一〇〇	五〇
計	四四〇	一七一

町村名	棕櫚	價格
松山村	一、〇〇〇	二
計	一、〇〇〇	二

町村名	苧麻	價格
豐野村	三、〇〇〇本	一、二〇〇
呰部村	八〇	二四
計	三、〇八〇	一、二二四

食用及特用農產物追加

町村名	菜豆	價格
松山村	二〇石	二〇円
川面村	三	二七
下竹莊村	三	二四
呰部村	三	二一

計	二九	二六一

町村名	大角豆	價格
松山村	二〇石	二〇円
津川村	一	一〇
有漢村	一〇	七〇
上有漢村	二	一六
上竹莊村	六	四六
下竹莊村	四	三六
吉川村	一	一二
中井村	五	五
中津井村	四	二四
呰部村	一	八
上水田村	二	二〇
水田村	二	二〇
計	五八	二八六

町村名	胡麻	價格
松山村	一〇石斗	一二円

町村名	数量	價格
津川村	一〇	一七
川面村	四〇	五二
巨瀬村	四〇	六〇
有漢村	二〇	二四
上有漢村	一〇	三
上竹荘村	三〇	四五
中井村	六	九
中津井村	一四	一八
呰部村	五	六
上水田村	七	一〇
水田村	一〇	一七
計	二〇二	二八二

町村名	荏胡麻	價格
松山村	二石	二三円
上有漢村	三	三〇
中津井村	一六	一六〇
計	二一	二一三

町村名	薯蕷	價格
津川村	三〇〇貫	九〇円
上竹荘村	五〇	二五
中津井村	三〇	九
呰部村	三〇	九
計	四一〇	一三三

町村名	薤	價格
松山村	六石	一八円
津川村	一三	九九
川面村	一五	二四
巨瀬村	二〇〇	四八〇
有漢村	六三	三八
上有漢村	八	一六
上竹荘村	五	一五
下竹荘村	六〇	九六
吉川村	八〇	一五
中井村	六	一八

町村名		價格
中津井村	三〇	六三
呰部村	二五	四〇
水田村	一五	三六
計	五四六	九五八

町村名	蒿萓	價格
松山村	一、〇〇〇貫	八〇円
津川村	五〇〇	三〇
川面村	三、七五〇	九三
巨瀬村	八〇〇	二四
有漢村	二、八〇〇	八四
上有漢村	三、五〇〇	九
上竹莊村	六〇〇	一八
下竹莊村	二、〇〇〇	六〇
吉川村	三、〇〇〇	九
中津井村	一、六〇〇	六四
呰部村	一、六〇〇	八〇
上水田村	三、二〇〇	九六
水田村	二〇〇	四

計	二四、五五〇	六五二

町村名	水菜	價格
高梁町	七〇〇円	二八円
松山村	三、〇〇〇	一八
津川村	六〇〇	二四
川面村	七、二〇〇	一八〇
巨瀬村	八〇〇	三三
有漢村	四、一六〇	一二六
上有漢村	一、五〇〇	一三
上竹莊村	一、二〇〇	三六
下竹莊村	二、五〇〇	七五
吉川村	一、〇〇〇	三
中井村	六〇〇	二〇
中津井村	二、〇〇〇	六〇
呰部村	一、五〇〇	六〇
上水田村	三、五〇〇	一〇五
水田村	一、五〇〇	四五
計	三一、七六〇	八一四

町村名	菠薐菜	價格
松山村	一、六〇〇貫	一六〇円
津川村	五〇〇	三〇
川面村	一、二〇〇	七二
巨瀬村	二〇〇	一〇
有漢村	九六〇	三四
上有漢村	三〇〇	八
上竹莊村	二五〇	九
下竹莊村	二、〇〇〇	八〇
中井村	六〇〇	二〇
中津井村	四〇〇	二〇
呰部村	二四〇	一九
水田村	二〇〇	一〇
計	八、四五〇	四七二

町村名	芹	價格
上有漢村	五〇貫	三円
中津井村	七	二
計	五七	五

町村名	款冬	價格
松山村	三〇〇貫	一〇円
津川村	六〇〇	三〇
上有漢村	五八〇	六
中井村	一四〇	二
中津井村	一三〇	七
呰部村	五〇〇	二〇
計	二、二四〇	七五

町村名	棕櫚皮	價格
高梁町	一〇〇	六円
松山村	一〇〇	二
津川村	一八〇	四、五〇〇
川面村	六〇〇	一八
巨瀬村	一三〇	二
有漢村	一〇二	四
上有漢村	二〇〇	四
上竹莊村	一五〇	三
下竹莊村	五〇	一

吉川村	三〇	二
中津井村	二、〇〇〇	六〇
呰部村	一〇〇	四
上水田村	三〇〇	六
水田村	一〇〇	二
計	四、一三三	一二七、五

町村名	桐	價格
高梁町	二〇本	二〇円
松山村	四〇〇	二九二
津川村	五〇〇	二五
川面村	六〇〇	四五〇
巨瀬村	八〇〇	二〇〇
有漢村	一、二八三	八三九
上有漢村	六〇〇	三〇〇
上竹荘村	一、七〇〇	二、〇四〇
下竹荘村	五〇〇	一五〇
吉川村	五〇〇	五〇〇
中津井村	五、〇〇〇	三五〇

呰部村	五〇〇	三〇〇
水田村	八〇〇	八〇〇
計	三、二〇三	六、二六六

附記

麥稈眞田紐製造業沿革

我上房郡ニ於ケル麥稈眞田紐製造ノ原始ハ、明治十五年中、當時在任ノ郡長時任義當書類閲覽中、偶清國領事某氏ノ報告書ニ支那製麥稈眞田紐輸出狀況ノ記載アルヲ見、思ヘラク是レ多額ノ資ヲ投セスシテ而モ容易ニ製造シ得ラル、モノナラン郡內農商ノ業ニ從フ者ノ副業トシテ最モ適應ノ事業ハ之レニ過クルモノナシトノ意見ヲ定メ、胸裏既ニ決スル所アリテ、俄ニ郡役所勸業主任タル板倉信古、並ニ郡中ノ有志ヲ集メ、凝議討論遂ニ議ヲ纏メテ郡內町村ヨリ金壹百圓ヲ蒐集シ、高梁町ノ人、中村三平ナルモノヲ神奈川縣大森地方及東京市ニ派シテ以テ製成ノ技ヲ受ケシメシニ基因セリ、三平其地方ニ止マリ練習セシヿ約六ケ月ニシテ歸ル、翌十六年高梁ノ富商中村源藏ノ賛助ヲ得テ工場ヲ同地ニ置キ、自ラ主任トナリテ平打眞田ノ製造ニ從事ス、是レ本郡ニ於ケル麥稈眞田紐製造ノ原始ナリトス。

眞田紐製造ノ技ハ、三平等ノ勉勵ト熱心トニ依リ漸ク地方ニ傳ハリタレ𪜈製品販賣ノ途ニ至リテハ、三平等ノ大ニ苦心スル所ナリシ、然ルニ恰モ好シ、當時大阪ノ商人ニシテ麥稈眞田紐原料產地踏查ノ爲メ高梁ニ來リ滯在セル原田伊之助ニ會シ、同人ニ賴リテ販賣ノ途ヲ需メタレ𪜈意ノ如クナラス、遂ニ橫濱ノ外商某ト取引ヲ爲シテ失敗ヲ釀シタリ、是レヨリ先、明治十二三年ノ頃東京ニ日

本麥稈商社ナルモノ興リテ一時盛ニ製造シタルモ、販路ノ研究足ラサリシ爲メ、商社ノ持續ニ堪ヘズシテ、明治十五年ニ至リ解散セシヿアリ、蓋シ三平ト其軌ヲ同フシタルモノニシテ、一般賣買ノ方法、今日ノ商略ニ對比シテ大ニ拙劣ナリシハ、獨リ高梁ノミニアラサリシヲ推知スルニ難カラサルヘシ。三平ハ前記ノ失敗ニ依リ、大ニ家資ヲ蕩盡シ、去テ神戸市ニ轉住セリ、三平退去ノ後、明治十八九年ノ頃、三平ノ薫陶ヲ受ケタル數名ノ者高梁町ニ本業ヲ再興シテ、一時散乱セシ職工ヲ招致シ、製造ニ熱中シタルノ結果、漸ク一ヶ年數万反ノ產出ヲ見ルニ至リタルト同時ニ、明治十九年始メテ神戸市ニ麥稈眞田紐ヲ取扱フ、二三ノ商館開店スルモノアリ、爲メニ賣買ノ途大ニ開ケ、自然產額ノ增加ヲ促カスニ至リタレドモ、製造者互ニ多數ノ製品ヲ產出セシムル事ノミニ留意シタルノ結果ハ、粗製濫造ノ獘害ヲ釀成シ、取引上ノ信用殆ンド失墜セントスルニ至レリ。當時製造者中、心アル者ハ之レカ矯正ノ手段ニ關シ、苦心焦慮スル所アリシカ、二三ノ有志胥謀リ東奔西走ノ末、漸ク上房郡麥稿眞田組業組合ナル一ノ團体組織セラレ宮田良之レカ組長タリ。是レ明治十九年ニシテ、大阪ノ原田伊之助地ヲ松山村字原ニ選定シ、第二工場ノ建築ニ着手シタルモ亦此年ナリ。明治二十年ニハ、市場ノ商况活氣ヲ負ヒ來リシト共ニ、地方ノ狀况漸次良好ナル現象ヲ呈スルニ至リタルハ、蓋シ輸出ノ途漸ク開ケタルノ結果ナルベシト雖モ、抑亦組合組織ノ効果ナラズンバアルベカラズ。而シテ眞田紐編組ノ嗜好此年ニ至リ一變シ來リ、明治十六年製造開始ノ年ヨリ、明治十

八年頃ハ單純ナル平打眞田ノミ重ニ製出セシモ、漸ク編組複雜ナル製品ノ取引アルニ至リ、即チ九五平打、五角七角等ノ品盛ニ製造セラルヽニ至レリ。越ヘテ明治二十三年原田伊之助ノ工塲落成シ、數多ノ職工ヲ募集シテ製造ヲ開始ス、明治二十三年ハ別ニ掲記ヲ要スル特殊ノ事項ナク、明治二十四年ニハ需用嗜好亦一變シテ、五寢小齒、長、寢小齒、九四、菱等ノ打方流行シ、種類稍複雜スルニ至ル、此年上房郡麥稈眞田同業組合解散ノ不幸ヲ見ルニ及ベリ、明治二十七年六月高梁ノ人湯淺清平、神戸ノ商人津川信三郎ト契約シテ販路擴張ノ途ヲ講シ、先ツ同町ノ製造家ヲ糾合シ、已中間ニ在リテ津川信三郎ヲ華主トシテ、賣買ノ業務ヲ開始セリ之レ所謂仲立業ナル者ノ郡内ニ行ハレシ始メナリ。明治二十八年郡役所ハ大ニ麥稈原料ノ產出ヲ奬勵セントシ、原田伊之助ニ郡内町村ノ巡回講話ヲ委囑シテ、原料作付ノ必要ナルコ、並ニ土質、施肥、採取時期ナドニツキ演述セシメタリ。其後、郡役所ハ同人演説筆記ヲ印刷シテ以テ普ク町村ニ頒ツ、同年十一月原田伊之助、龜山富太郎、山本源次郎、池上利七等ノ有志組合ノ再興ヲ主唱シ、郡役所モ亦大ニ奬勵スル所アリ爾來屢々當業者ヲ郡役所ニ召致シテ、組合再興ノ議ヲ決セシメ、翌年春ニ及ンテ組織確定シタルヲ以テ、組合ハ板倉信古ヲシテ組長トス。當時郡役所ハ上房川上郡役所ト稱シ、所管區域ハ上房川上ノ二郡ニ渉リ、川上郡モ亦麥稈產眞田紐ノ出地トシテ數ヘラレ、同郡西端ナル落合村ノ如キ多數ノ製造家アルノミナラズ、成羽町ニモ多數ノ產出アルヲ以テ郡役所ハ地區ヲ擴張シ、組合ノ効果ヲシテ全カラシメン

トシ、同年四月高梁町賴久寺ニ兩郡製造者ヲ會セシメ、地區擴張ノ利益ナルヲ指示セシモ、兩郡素ヨリ尠シク事情ノ異ナル所アリ、爲メニ協同シテ事ヲ處スルノ機會ヲ失ヒシハ當時上房郡製造者ノ最モ遺憾トセル處ナリキ。而シテ原田伊之助ハ荐リニ地區擴張ノ必要ヲ唱ヘテ已マズ、小田淺口二郡ノ同業者ハ提携シテ大組合ヲ組織セントシ、郡長松井良哉ニ面シテ自巳ノ抱懷セル意志ヲ陳述スル事熱誠ナリ、郡長其議ヲ容レ、當時勸業主任タル郡書記谷八藏ヲシテ、組長板倉信古及原田伊之助ト同行シテ、岡山縣廳ニ至リ主務課長原田親光ニ面會シテ建議セシメ、尙淺口郡玉島町ニ赴キ郡長ニ面接シテ組合組織ノ必要ヲ述ヘテ賛同ヲ求メシム、其後、後月、淺口小田ノ諸郡ヨリモ組合組織ノ主唱者起リ、縣廳又誘掖扶助ノ勞ヲ取リ、種々ノ難關ヲ排除シテ明治三十一年三月岡山縣麥稈同業組合ハ創立セラレタリ。之レト同時ニ、上房郡組合ハ一先ツ解散スルニ至レリ。

明治二十八九年ノ頃ハ、斯業界ノ變遷時代ニシテ、從來重モニ平打等單純ナル製品ノミ製出セシ高梁地方モ、大七角、中七角、合五角、染色眞田紐等ノ注文ヲ受クルニ至リ、斯業界漸ク活氣ヲ呈シ來レリ明治二十九年ノ頃ハ、高梁町以外、川面村ニモ製造者輩出シ、編組職工亦、高梁、松山ノ二町村ヲ除クノ外、川面、津川、巨瀨、有漢ノ諸村ニモ續々輩出セリ。然レモ此輩自ラ求メテ編組ニ從事スルニアラスシテ、皆取次業者ノ手ニ依リテ、原料ノ供給ヲ受ケ、副業的ニ執業スルモノナリ。斯クテ職工ノ增多ニ伴ヒ製品モ亦漸ク增加ノ趨勢ヲ示シタリ。

今同年中ノ産額、並ニ製造戸數ヲ調査スレハ左ノ如シ。

一、製造者戸數、　九十二戸。

二、製　造　高、　二十万九千反。

三、製造價額、　九万八千二百三十圓。

四、職　工　數、　二千八百四十人。

明治二十年五月麥稈眞田紐製造ノ業ニ關シ、功勞顯著ニシテ、他ノ摸範タル廉ニ依リ、原田伊之助ニ綠綬褒賞授與セラル。此年六月湯淺淸平ノ支配ニ屬スル仲立業者ハ其業体ヲ變更シテ、合名會社高梁支店トナリ、淸平支店長トシテ、依然業務ヲ採レリ。同年七月原田伊之助私費ヲ以テ高梁町大字八幡町ニ麥稈眞田紐製造法傳習所ヲ設ケ、自ラ所長トナリ、店員森翁ヲシテ敎鞭ヲ採ラシム、而シテ其敎授科目ヲ調査スレハ左ノ如シ。

第一期　原料栽培法、酒白法、原料摘採法、干燥法、分別法、

第二期　選別法、分別法、原料鑑定法、

第三期　普通品組方、變成品組方、實地練習、

第四期　仕立法、保存法、荷造法、眞田紐鑑定、染色法、

前記ノ科目ヲ以テ開所セシヿ三年間、明治三十二年八月都合ヲ以テ閉所セリ、其間卒業者ヲ出シタ

ルヿ、實ニ五十餘名ナリシト云フ。

此年ニ至リ需用ノ嗜好一變シ、製品ノ種類ハ逐年推移セルモノ、如ク、漸次變成品、(斯業者間ニ於テ平打、小齒打等單純ナルモノヲ普通品ト云ヒ、曲打等時々組方ニ變化アルモノヲ變成品ト云フ)ノ賣行良好ナリ、從テ製造者ノ戸數ハ前年ニ比シ、四十余戸ヲ增シタレモ、普通品ノ賣買不振ノ傾アリシ爲メ、製產高等左記ノ如クニシテ、前年ニ對シテ三割ヲ減シタリ。

一、製造戸數、　百三十八戸。

二、職工數、　二千百人。

三、製產高、　十四万九千反。

四、價額、　六万七千五十圓。

明治三十一年ヨリ同三十三年迄ハ特ニ記述ヲ要スル事實無ク、明治三十四年五月ニ至リ、初メテ木製眞田紐ノ產出ヲ見ルニ及ベリ。而シテ當時製造セラレタル種類ハ、薄縮、薄平其他數種ニシテ世俗此木製眞田紐ヲ變稱シテ、經木眞田紐ト云フ。蓋シ其ノ稱呼ハ白楊、天墟松等ノ材ヲ極メテ薄ク鉋削シテ經木ニ作製シ、之ヲ材料トシテ眞田紐ヲ組立ツルヲ以テノ故ナランカ。玆ニ、聊經木作製ニ供用スル白楊等ノ木材何故ニ賞用セラルヽカヲ一言スルモ、亦敢テ無益ノ記述ニアラサルヲ信シ、材質ノ概要ヲ左ニ摘錄セン。

一、白　楊（とろやなぎ）　温帯ニ生ズル落葉喬木ニシテ、材質、硬軟中庸ニ位シ、之レヲ鉋削スレバ純白色ノ經木トナル。

二、い　も　の　き　温帯ニ生スル落葉喬木ニシテ、昔時ヨリ箸及木履ヲ作ルニ用ユ、材質克ク、白楊ニ似タレ𪜈、熟視スレバ肌色白楊ノ如ク、純白鮮美ナラズ、經木製造人白楊ノ代用ニ多ク此材ヲ用ユ。

三、天壚松（てしほまつ）　松柏料ニ属シ、多ク寒帯ニ生スル常綠經木ニシテ、材色帯赤色肌理細美ヲ以テ、鉋削シテ薄キ經木ヲ作ル時ハ、種々面白キ木理ヲ顯出ス。

前記木製眞田紐ハ明治三十四年相當ノ製産額アリシモ、翌三十五年ハ一般眞田紐ノ商況敢テ不振ト云フニアラザルモ木製眞田紐ニ限リ捗々シキ取引ナク商況不況、製産額隨テ減少セリ、然レ𪜈其後逐年回復シテ再ビ有望ノモノトナル。

混成眞田紐ハ、明治二十四五年頃ヨリ年々少數ノ産額アリテ、明治三十六年ニハ麥稈經木トヲ組合セタルモノ殊ニ盛況ヲ極メ、全年中ノ産出高殆ンド數万反ニ上リタレ𪜈、其需用ハ一時的ニシテ爾後年々注文減少ノ傾アリ。

明治三十五年石川良道ノ上房郡長トシテ赴任スルヤ、夙ニ意ヲ本業ニ注ギ、原料ノ作出品ノ改良ヲ

促サントシ、共進會開催ノ劃策ヲ爲ス、上房郡會高梁、松山兩町村會モ亦其企劃ヲ賛シテ郡費百二十圓、町村費百二十圓ヲ補助シテ、企劃ヲ助ク、縣知事モ本會ニ對シテ審査長ヲ派シ、且ツ授賞ヲ許可セラル。基礎既ニ確定シタルヲ以テ會長(郡長)ハ、郡役所主務員及製造家十餘名ヲ以テ委員トシテ、出品勸誘並ニ開催諸般ノ責ニ當ラシメ、審査事務ニ關シ製品ニアリテハ、神戸市エスストラウス商會員勝田佐太郎、仝市ノ麥稈眞田貿易商丹羽豐之助ノ二名ニ、原料ニアリテハ原田伊之助、湯淺凊平ノ二名ニ囑託査定セシム、又別ニ審査長トシテ平岡農事試驗場技手出張シテ、審査事務ヲ監督ス、而シテ諸般ノ事務整頓シタルヲ以テ八月六日開場、(高梁尋常高等小學校ニ於テ)仝月十日會ヲ閉ツ、會名ハ號シテ上房郡眞田紐經木眞田紐混成眞田紐及原料共進會ト稱セリ。

第二回ノ共進會ハ、明治三十七年八月ニ開催シタリ、此年ハ國事多端ノ際ニ方リ、多額ノ補助ヲ得ルノ途ナク、會費支辨上種々ノ計畫アリシモ、當業者ノ本業ニ熱心ナル能ク當局ノ勸誘ニ應シテ數百圓ヲ投シ、且ツ本會事業ニ關シテハ熱誠以テ斡旋盡力シ、全ク自治的ニ成立シタルハ戰時事業トシテ最モ宜シキヲ得タル施設ナラン。而シテ會長石川良道ハ開會ニ先チ、郡衙町村役場ノ當局者及製造家中重ナルモノニ委員ヲ委託シテ事ニ當ラシメ、一面審査事務ヲ淺口郡横田保平、後月郡定敏嘉三郎(以上製品審査)湯淺淸平、貞利瀧藏、森蓊(以上原料審査)ニ囑託シタリ縣廳ヨリハ堀田工業巡回敎師ヲ審査長トシテ派出セリ、

然シテ第一回共進會ヲ開催シタル、明治三十六年ハ商況良好ニシテ斯業界活氣ヲ呈シ、高梁町及其附近ノ村落至ル所トシテ麥稈ヲ手ニセザルモノナリ、製造期間ノ短キ注文品ハ職工ヲシテ殆ント徹夜セシムルノ有樣ナキ。翌三十七年モ製品ノ賣行良好原料亦豊澤ニシテ多數ノ產出アリタレ共價額底廉ナリキ。明治三十五年ヨリ明治三十七年ニ至ル、三ヶ年間ノ製造戸數各種ノ製品產出高價格並ニ職工人員等ヲ示セハ左表ノ如シ。

事項／年度	製造戸數	職工			麥稈眞田	經木眞田	混成眞田	合計	
		男	女	計				反數	價額
明治三十五年	二七二	五〇〇人	五、五〇〇人	六、〇〇〇人	一六〇、二〇〇反	二二、九九〇反	三一、〇〇〇反	二一四、一九〇反	九一、四八五円
明治三十六年	三〇〇	五七八	五、八八〇	六、四五八	一八四、〇〇〇	六三〇、〇〇〇	四九、四〇〇	二九六、四〇〇	一四七、〇三三
明治三十七年	三六六	六二〇	六、六〇〇	七、二二〇	一四九、二〇〇	八七、七〇〇	三三、三〇〇	二七〇、二〇〇	一三一、五九〇
計	九三八	一、六九八	一七、九八〇	一九、六七八	四九三、四〇〇	一七三、六九〇	一一三、七〇〇	七八〇、七九〇	三六〇、一〇七

一、製造戸數ノ中ニハ、問屋並ニ原料仲買業者ヲモ含ム。

一、職工ノ中ニハ、編組分別選仕上等一切ニ要スル人員ヲ含ム。

前表ノ如ク三ヶ年ハ產出高ニ於テ大ナル差ヲ見ルト雖モ、眞田紐ノ種類ニ就テノ需用ハ、年ニ依リ變遷アリ即チ明治三十五年ハ經木眞田紐僅カニ二万餘反ノ產額ナリシモ、三十七年ニ至リ俄ニ三倍ノ需用アリシカ如キ、又混成眞田紐ニ於テモ明治三十六年ニハ、四万九千反ノ產出アリシモ、翌三

十七年ニ至リ三万九千反ノ產額ニ減少セシガ如ク年々需用地ノ嗜好ニ依リ、種類ノ變遷ハ、需用額ノ增減ハ本業ニ於テ實ニ免レ難キ事實ナリトス。

是ヨリ先、本縣麥稈同業組合ハ、麥稈經木染色法ノ講習ヲ必要トシ、本縣知事ニ之カ開設ヲ申請セシニ、本縣亦其必要ヲ認メ、明治三十七年八月十日松山村原田伊之助ノ染色工場ニ於テ開始セラル、講師トシテハ本縣工業巡回教師堀田豊治出張シ、學理及實習ノ二樣ニ分チ、左ノ學科目ニ就キテ之レヲ行ヒ、仝月十五日ニ村上本縣屬出張シテ各講習員ニ證書ヲ授與ス。而シテ受講員ノ職業別氏名ハ左ノ如シ。

講習學科目

一、麥稈精練法　二、麥稈漂白法　三、麥稈染色法　四、經木染色法

五、艶付法　六、染料ノ種類鑑別法　七、染色强弱試驗法　八、色ノ性質

受講員ノ職業別及氏名、

小學校教員　前田武槌

藥劑師　小林愿

藥種商　猶原恒太郎

原田商會店員　森蓊

染色業	亀山良三郎
麥稈經木染色業	藤村勝次郎
麥稈眞田製造業	湯淺長平
仝	藤村文吉
仝	佐藤德太郎
仝	大久保辰二郎
仝	川上淸太郎
仝	藤井正太郎
仝	平松正太郎

眞田紐製造方法ヲ、手工科トシテ小學校へ加設スルノ議ハ、數年前既ニ唱道セシモノアリ、郡役所ノ當局者亦斡旋スル所アリシモ、氣運未タ來ラズ、荏苒歲月ヲ經過セシニ前後二回ノ共進會ハ大ニ其期ヲ早メタルモノヽ如ク、明治三十七年十月郡役所ハ問屋並ニ製造者ノ重ナルモノヲ集メ、凝議ノ末、先ツ手工科敎員養成ノ爲メ講習會ヲ開クコトヲ決定シ、一面町村長ニ指示シテ受講者旅費支辨ノ方法ヲ講セシメ、又各小學校長ニ對シテハ受講者ヲ選定セシムル等、総テノ事務ハ郡役所之レヲ管理セリ、而シテ講習一切ノ經費ハ、當業者中重ナルモノ之ヲ負担シタルノミナラズ、講習開會中、

時々出席シテ用務ヲ辨スル等當業者ノ注意實ニ至レリト謂フベシ。講習ハ十一月八日ヨリ日數三十日間高梁女子尋常高等小學校ニ於テ開會シ、十二月七日無事閉會シタリ、講習科目受持講師ノ氏名、習得者ノ人員左ノ如シ。

一、分別法、	講師	多田壽平太
二、選別法、	補助	湯淺喜太郎
三、編組法、	仝	仝
四、仕立法、	仝	仝
五、染色法、	講師	堀田岡山縣工業巡回教師

學校名	受講員ノ資格	男女別	人員	學校名	受講員ノ資格	男女別	人員
高梁（男尋高）	准訓	男	一人	高梁（女尋高）	訓	女	二人
松山（尋）	代	女	一人	今津（尋）	代	女	一人
八川（尋）	代	女	一人	川面（高）	代	女	一人
培根（尋）	代	女	一人	三溪（尋高）	專訓	女	一人
横田（尋）	代	女	一人	有漢（尋高）	代	女	一人
上有漢（尋高）	准訓	男	一人	崇道（尋）	專訓	女	一人
終南（尋）	代	女	一人	稔（尋）	代	女	一人

竹荘(高)			
下竹荘(尋)	代	女	一人
柴倉(高)	代	女	一人
津々(尋)	代	女	一人
呰部(尋)	代	女	一人
斯道(高)	女	女	一人
水田(尋高)	専訓	女	一人
川面(尋)			
豊野(尋)	代	女	一人
吉川(尋)	専訓	女	一人
中井(尋高)	専訓	女	一人
中津井(尋)	専訓	女	一人
阿口(尋)	代	女	一人
上水田(尋)	専訓	女	一人
精華(尋)		女	一人

一、表中資格ノ欄ニ(訓)トアルハ訓導、(専訓)トアルハ専科訓導、(代)トアルハ代用教員ナリ。又竹荘高等小學校、精華、川面二尋常小學校ヨリハ出席者ナカリシモ、隣校ノ教員ヲシテ教授ノ任ニ當ラシメタル筈ナリ。

二、校名ノ欄(高)ハ高等小學校(尋高)ハ尋常高等併置ノ小學校ニシテ、(尋)ハ尋常小學校ナリ。斯クテ三十七年十二月ヨリ、三十八年四五月ノ間ニ於テ各小學校等シク手工科ヲ設置スルノ認可ヲ受ケ爾來教授シツヽアリ、就中松山尋常小學校ノ如キハ夙トニ手工科ノ必要ヲ認メ、既ニ數年麥稈眞田組製造ノ教鞭ヲ採リ、今津尋常小學校ノ如キモ三十六年ヨリ手工科ノ教授ヲ開始シ、共ニ成績佳良ナリ。

明治三十八年ニ入リテヨリ以來、頓ニ注文寡少トナリテ製產額減却シ、不景氣ノ聲ハ俄ニ斯業界ニ喧傳シ、新穽產出ノ候、即チ七八月ニ至リ南部地方ハ割物眞田、其他ノ注文頻々トシテ盛況ナルニ反シ、獨リ本郡產出ノ製品ノミ不況ナルハ、蓋シ其基因ナクンハアラサルベシ、今其原因タル事項ヲ考究セバ種々アルヘシト雖モ、推察スルニ左ノ數項ニ歸着スヘキカ。

一、當時備中南部ノ製造地ニ於テ、三平或ハ割四菱ト稱スル割物眞田盛ニ製造セラレ、該品ハ重量輕クシテ價格安キニ依リ、購買者ノ意ヲ迎ヘ易シ、此品種ノ產出アルカ爲メ、本郡ノ平打眞田紐ハ壓倒セラレタル傾アルコト。

二、時局ノ爲メ壯丁召集セラレタルカ故、勞力分配上不平均ヲ來シ、編組職工ノ減少シタルコト。

三、自家製眞田紐ノ產出アラサルニヨリ、一時ニ多數ノ物品製造ノ餘地ナキニ至リタルコト。

四、本郡內ニ於ケル編組職工ハ從來平打ノミノ製造ニ偏シ、變更ノ製作ヲ好マス、隨テ變成品ノ技術優秀ナラサルト同時ニ多數ノ注文アル時、其需用ニ應スルヿ能ハサルノ結果ハ需用地ノ注文漸ク減シタルヿ。

此他種々ノ原因アリテ一時不況ヲ來シタルナランモ、原料ヲ除クノ外ハ、概シテ人爲ニ之レカ矯正ヲ圖ルヿ能ハサルモノニ非ラサルヲ以テ、製造家タルモノ奮勵以テ事ニ從ヒ着々改良進步ノ實ヲ擧クルト共ニ、他方ニ向ヒ能ク信用ヲ保持シテ本業先進地タルノ面目ヲ失墜セサルコトニ努力セサルヘ

ケンヤ。而シテ改良進歩ノ事タル素ヨリ容易ノ業ニアラズシテ、製造者各自ニアリテモ一定ノ意見アルヘシト雖モ、局外者ヨリ觀察スルニ左ノ各項ハ斯業界ノ現態ニ照シ、最モ必要ニシテ且ツ速ニ改良セサルヘカラサルノ事項タリキ。

一、堅ク不正品ノ搬出ヲ愼ミ、信用ヲ厚フスルコト。

二、現在ノ職工ヲシテ平打一遍ノ組方ニ偏スルノ習慣ヲ脱却セシメ、能ク何種ノ組方ニモ應スルノ技能ヲ養成セシムルハ勿論、意匠、新按ノ腦力ヲモ發達セシムル必要アリ。

三、各村農家ヲシテ自家製眞田紐製作ニ着手セシムルコト、

四、現今ノ小學校手工科トシテハ多ク平打ニノミ重キヲ置ケルガ如キ感アレモ、斯ノ如クニシテ數年ヲ經過スル時ハ將來ニ於テ再ヒ現在ノ職工ノ如キ偏重ノモノヲ造ルノ恐アリ、宜シク敎授法ニ改良ヲ加ヘ、他日獨立シテ業ヲ採ルニ方リ、世ノ大勢ニ應ジテ臨機應變ノ手段ヲ採リ得ルガ如キ人物ヲ養成スルノ必要アルノミナラズ、兼テ本業ハ農家ノ副業トシテ適當スルヲ以テ自家製ノ利益ナル事、及原料作出ノ方法ヲモ合セテ敎師ヲシテ講演セシムルノ必要アリ。

又各問屋ニ對シテハ左項ニ關シ一層ノ注意ヲ拂ハシメタリ。

農家ノ自家製品ニハ出來得ル限リノ便宜ヲ與フルト、同時ニ相當ノ價格ヲ以テ購買シ、該品產出ノ

增加ヲ企圖スルコト。

而シテ三十八年八月高梁町ニ麥稈眞田紐外三品共進會ヲ開キ、其盛況前年開設ニ讓ラスト雖モ、注文ノ減少ニ基因シテ同年中ノ製造額ハ、前年ノ製造額ニ對比シ、約三十%ヲ減却セリ、眞田紐ノ種類ハ麥稈眞田紐ニアリテハ、五平打、五小齒打ニシテ、經木眞田紐ニ屬スルモノハ三平打全數ノ七十%ヲ占メ、其他ハ寢小角ナリトス。即チ種類ニ於テハ前年ト同樣ニシテ需用地ノ嗜好變遷シタルモノニアラズ。

明治三十九年ハ、新稈時期即チ七八月頃ヨリ年末ニ至ルマテ、間斷ナク注文續入シタルヲ以テ、製造ヲ開始スルモノ續出スルト、同時ニ製造高亦激增シテ大ニ盛況ヲ極メタリ。從テ粗製ノ弊亦行ハレタルヲ見聞セリ、而シテ同年產出ノ種類ハ麥稈眞田紐ニアリテハ五平打七十%五小角二十%、割五平十%ノ割合ニシテ、別ニ嗜好ノ變態ヲ見ス、經木眞田紐ニアリテハ、前年ト大ニ其種類ヲ異ニシ、三平打ハ殆ント絕無ニシテ、五本寢小角九十%、五平打十%位ノ割合トナレリ、蓋シ前年盛ニ產出セラレタル三平打ハ、編組粗惡ナリシヲ以テ需用地ノ信用前年製造當時ノ如クナラサラシモノト想像セラルヽナリ。

翌明治四十年ニ入リテモ、依然盛況ヲ繼續シ市況順調ナリシヲ以テ、將來一層ノ隆昌ヲ企劃センカ爲メ、當業者胥謀リ、上房郡敎育會ト提携シ、同年六月學藝展覽會ノ開設ト同時ニ郡內各小學校生

徒(手工科)ノ出品ヲ蒐集シテ、上房郡麥稈眞田紐共進會ヲ高梁女子尋常高等小學校ニ開催セリ。

同年六月原田伊之助等ノ有志斯業ノ前途ニ鑑ミ、郡長ニ建言スルニ、粗製ヲ矯正シ、濫造ヲ防遏シ、以テ信用ヲ永遠ニ維持シ、斯業前途ノ幸福ヲ祈ランニハ、此際此等事務ヲ鞅掌スル組合組織ノ必要ナルヲ以テシ、且ツ一片ノ警告ヲ發セラレンコヲ申請セリ。是ニ於テ郡長妹尾經時ハ、郡役所ニ郡内ノ當業者ヲ召集シ、同時ニ岡山縣麥稈同業組合長西村丹治郎立會ヲ求メ、斯業ニ對シ大ニ警戒スル所アリ。且ツ諭スニ組合組織ノ緊急ナルヲ以テセリ。會談數時ノ後各協賛ノ意ヲ表シ、誠意ヲ以テ組合組織ヲ誓ヒ、左ノ九名ヲ創立委員ニ選擧シテ退散シタリ。

樋口金藏、　荒木龜太郎、　吉澤良助、　大倉増太郎、
官野喜助、　伊達富太郎、　瀧口幾松、　横見文太郎、
谷八藏、

前記九名ノ創立委員、時々會合シテ、會則ヲ製定シ、當業者総員ノ賛成ヲ得、七月一日ヲ以テ事務ヲ開始シタリ。而シテ斯業ノ沿革ヲ見ルノ便ニ供センカ爲メ、會名役員氏名施設事業等ヲ調査スルニ左ノ如シ。

一、會　名、　上房郡眞田紐同業會、
二、所在地、　上房郡高梁町大字下町、

三、地　區、　上房郡一圓、

四、役員氏名、

會　長、谷　八藏、　副會長、原田伊之助、

評議員、湯淺淸平、樋口金藏、官野喜助、荒木龜太郞、武田德三郞、瀧口幾松、伊達富太郞、

司　計、大倉增太郞、

五、職　員、

檢查長、日名市五郞、外ニ檢查員ヲ置ク

六、施設事業、

一、眞田紐每反檢查ヲ行フ事。

二、地區內取次業者ノ取締ヲ爲ス事。

三、原料及製品ノ受授ヲ監視スル事。

四、原料作出ノ奬勵及調查ヲ行フ事。

五、職工ヲ奬勵スル事。

六、眞田紐ニ關スル技術ノ指導ヲナノス事。

七、會員ノ業務ヲ監視スルコト。

斯クテ同會ハ、專心鋭意事業ノ遂行ヲ企テ丈尺ノ短キモノ、幅員ニ不同アルモノ、編組粗惡ナルモノ等ニ對シ、特ニ斧鉞ヲ加ヘ、能ク改善ノ實ヲ擧ゲタリ。加之原料ヲ選別スル用器(篩)ノ如キハ、當業者ヲシテ悉ク更新セシメ、一々檢査員ヲシテ檢査捺印セシメタルノ結果、原料ノ細大自ラ一定スルニ至リタリ。次ニ眞田紐毎反檢査トハ、編組職工又ハ製品取次人ヨリ同會事務所ヘ携帶スル所ノ組上ゲ儘ノ眞田紐、(未ダ結束セザルモノニテ俗ニバラ紐ト云フ)ニ就キ、一々丈尺品位ヲ檢査シテ合格不合格ヲ區別シ、毎反點付セル所ノ証紙(証紙ハ同會ヨリ發賣シテ毎反點付セシム)ニ、其區別ヲ認識シ得ヘキ檢査印ヲ押捺シテ返付スルヲ以テ、不合格トナリタル製品ハ、製造者ヨリ排斥セラルヽナリ。玆ニ同會事務開始ノ月ヨリ明治四十一年六月迄ノ毎月ノ檢査反別ヲ掲クレハ左ノ如シ。

月次	麥稈眞田紐	經木眞田紐	計	不合格
明治四十年七月	二、〇三七	五二九	二、五六六	三〇三
同　八月	二、二〇八	一、三七六	三、五八四	一、二六六
同　九月	三、八七〇	一、八五二	二四、七二三	三、八七三
同　十月	六、二七二	二、一一七	八、三八九	八三九
同　十一月	六、〇〇五	一、六二八	七、六三三	七三三
同　十二月	五、八九五	二、八五七	八、七五二	一、一九三
明治四十一年一月	七、一五五	二、三七四	九、五二九	七九七

同	二月	六六二	六五二	一、三一四	九七
同	三月	三、二一八	二、一九八	五、四一六	一一六
同	四月	一、八二四	六三九	二、四六三	一二〇
同	五月	七六三	一、一三七	一、九〇〇	一八
同	六月	四八二	七九七	一、二七九	三三
計		八七、三九一	一八、一五六	一〇五、五四七	九、三八七

前表ニ就キ觀察スルニ、十月以降ニ至リ頓ニ製造反數ノ大減少ヲ示シタル結果ニシテ、又明治四十年七月ヨリ翌四十一年六月ニ至ル滿一ケ年間ノ産額僅々拾万餘反ニ過キサルハ、商況ノ逆調ハ、受檢反別ニ漏洩アリシトニ依ルモノナリ、同會ハ職工奬勵ニ重キヲ置キ、明治四十年八月廿五日、及同年九月廿四日ヲ以テ製造者本松カヨ、外三十一名、並ニ製品取次人上森常太郎外二名ニ對シ授賞ノ旨ヲ發表シ、賞狀ニ木盃ヲ添ヘ贈與シタリ、又一面檢査員ヲシテ時々郡内各小學校ヲ參觀セシメ、手工科ヲ課セラレタル優良生徒ニ學校用器ヲ賞與スル等、勗メテ製作者奬勵ニ意ヲ用ヒタリ。

眞田紐原料（麥）作出ニハ、郡農會大ニ奬勵ノ擧ニ出テ、明治四十年度經費ヲ以テ、左記各地ニ細物原料ノ好適種タル「オラク」麥（裸麥）ノ試驗地ヲ設ケタルノ外、同種類ノ種子十二石ヲ、原産地香川縣ヨリ購求シテ、之レヲ郡内各村ニ配付栽植セシメタリ。

「オラク」麥試驗地調査表

所在地	担当人	作付反別	作柄
川面村	中村文助	九畝歩	上作
上有漢村	川關青年團	一反三畝歩	中作
吉川村	川上銀太郎	一反歩	上作
水田村	大月登一郎	一反四畝歩	上作
計	四人	四反六畝歩	上作三 中作一

前段ニ於テ縷々述ベタルガ如ク、斯業ニ對シ監査奬勵ノ途ヲ講スルコト私設團体ノ經營ノミニ止マラズ、郡事業、町村事業トシテモ亦奬勵スル所アリ、即チ明治四十一年度ヨリ上房郡會ハ金貳百圓、高梁町會ハ金參拾圓ヲ支出シテ、同業會ニ交付シ、以テ同會事業經營ノ資ニ充テシメタリ。

前掲ノ如ク、公私トモニ斯業ニ對シ、保護奬勵ノ途ヲ講ジタレモ如何セン、最モ悲ム可キ報告ハ、同年十月ニ至リテ傳ヘラレ、又其報告ハ五平打眞田紐全部買入中止ニ係ル神戸商館ノ來電是レナリ。此來電ノ郡内市塲ニ普及スルヤ、當業者ノ憂惧甚シク斯業ノ命脈ヲ左右スル重大事件ナルヲ以テ、同業會長ハ直ニ評議員ヲ招集シテ、之レカ原因ノ調査、及善後ノ方法ヲ協議シ、且ツ其調査ニ着手シタリ、調査ノ結果ニ依レバ買入中止ノ急電ハ、五平打眞田紐ノ輸入地タル米國市況ノ不振ニ基ク悪影響ニシテ、容易ニ之レカ轉回ノ策ヲ講スルノ途ナシト云フノ說ニ決シタルヲ以テ、差當リ原田

伊之助ノ主唱スル左ノ方法ヲ實行スルコトニ決定セリ。

主唱者ノ所說ハ、現ニ五平打眞田紐ニシテ製造者ノ手持品トシテ存在スルモノ約六七万反ニシテ、之レヲ價格ニ見積レハ三万餘圓ノ停滯品ナリ、問屋ハ自已ノ責任ヲ以テ是等ノ製品ヲ買收、又ハ担保トシテ金錢ノ貸出ヲ行ハヾ、一時固定シタル製造者ノ資金モ自ラ運轉融通スヘシト云フニアリ。依テ同業會、其間ニ斡旋シ、原田伊之助、信久組高梁支店、石川組ノ三商店、同一步調ヲ以テ事ニ當リ、僅ニ一時ノ急ヲ救フヲ得タリ。爾來五平打眞田紐ノ注文ハ無論絕無ニシテ、僅カニ角打眞田紐ノ注文ニ依リ、僅ニ業体ヲ維持スルニ過ギズ、同年末ニ至リ益不況ニ重ヌルニ不況ヲ以テスルノ狀態ニ陷リタルヲ以テ、之レガ爲メ地方經濟ニ大打擊ヲ與ヘ、一般民間ノ購買力減退シ、殊ニ高梁町ニ於テ其甚シキヲ見ル。即チ製品減尠ノ程度ヲ一目ニ示サンガ爲メ、玆ニ明治三十八年ヨリ仝四十年ニ至ル產額、幷ニ價額ノ累年統計ヲ揭ゲテ彼此對照ノ便ニ供ス。

年次	製造戶數	職工數	製造高			價格		
			麥稈經木紐	經木眞田紐	計	麥稈眞田紐	經木眞田紐	計
		人	反	反	反	円	円	円
明治三十八年	一〇二	七、七七〇	三八五、三二〇	一〇九、一七〇	四九四、四九〇	一八一、一〇〇	二一、八三四	二〇二、九三四
明治三十九年	一三三	八、四二八	六二七、三五〇	二三四、二七〇	八六一、六二〇	三一三、六七五	四六、八五四	三六〇、五二九
明治四十年	六七	三、五一〇	三〇八、四五〇	七七、一二〇	三八五、五七〇	一二九、五六二	九、二五四	一三八、八一六

表中製造戶數、職工人員ハ其年末ノ現數ニシテ、製品出來高ハ其年中ニ製造シタルモノナリ。

越ヱテ明治四十一年ノ新天地ニ入ルモ、斯業ノ不況ハ依然舊態ヲ改メス。然レモ當業者ハ、新程時季ノ新注文ニ一縷ノ望ヲ嘱シ、前途ヲ待チツヽアリ、而シテ光陰ハ矢ノ如ク、既ニ六七月ノ候ニ至リタレモ、麥稈眞田紐ノ注文ハ僅々ニシテ市場ヲ賑ハスニ足ラズ、却テ經木三平ノ注文續入シ來リ、其反數ニ依リテ計算スレハ秋季迄ノ製造ハ此種ノ眞田紐ノミニシテ業務ヲ休止スルガ如キ事ナカルベシト云フ、然ルニ此際最モ恐ルヘキハ粗製濫造ノ獘害ニシテ、斯ル場合ニ於テ如上ノ惡弊生シ易キハ從來其例ニ乏シカラサリシノミナラズ、之レニ伴フ經濟ノ損失甚ダシカリシヲ以テ、上房郡長妹尾經時ハ左ニ掲クル所ノ告諭ヲ發シテ警戒スル所アリキ。

上房郡告諭第二號

客年秋季ニ至リ、麥稈眞田紐市場ノ景況頓ニ不況ニ陷リ、爾來不況ニ重ヌルニ不況ヲ以テシ、斯業ノ前途實ニ憂惧ニ堪ヘザリシカ、昨今ニ至リ經木眞田紐ノ注文到來シ、而モ其數幾万ヲ以テ數フルニ足レリト聞ク、洵トニ地方經濟界ノ不振ヲ興起セシムルノ一助ニシテ、甚ダ悦フヘシト雖モ、亦深ク業体ニ就テ觀察スル時ハ、製品ノ多數ニ上ルニ伴ヒ、漸ク粗製濫造ノ弊害醸生セントスルノ現狀アリ、是レ斯業ノ一大憂患ニシテ、若シ其弊害ヲ助長セシムルニ於テハ、啻三平打眞田紐ノ前徹ヲ履ムノ悲運ハ軌ヲ同フスルノミナラズ、將サニ萌芽セントスル斯業ヲ再ヒ挫折セシムルノ恐レアリ、故ニ此際當業者胥愼ミ、胥戒メテ良品ノ產出ヲ圖リ、粗製濫造ノ弊ヲ避ケ、以テ市場ノ信用ヲ保チ、

前途ノ幸運ヲ迎フルコトヲ勗ムヘシ。

明治四十一年六月二十二日

明治四十一年末ニ至リ、經木眞田紐ノ注文激增シツヽ、翌四十二年ニ至ル。明治四十二年モ前年ノ商況ト同シク麥稈眞田紐ハ依然不況ノ趨勢ヲ免レザルモ、經木眞田紐ハ益隆盛ニシテ同年中ノ產出ニ百三十万餘反ニ上ル。蓋シ未曾有ノ產額ナリ。而シテ同年中麥稈眞田紐ノ產出八万五千餘反ナリシヲ以テ、合セテ二百三十九万二千反ノ產出ナリトス。之レカ價格ヲ計上スレハ、金貳拾七萬七千餘圓ノ巨額ニ達セリ。當年中一般民間ニ於テ收得シタル勞銀ノ額ヲ調査スレハ、約九万五千圓ナリ。

明治四十三年ハ市塲ノ景況稍一變シタル現象ヲ呈シ、前年ニ比較シテ麥稈眞田紐ハ、二十万三千七百五十反ニ上リ、經木眞田紐ハ之レニ反シテ、製造高稍減少シ、二百十六万六千四百五十反ニ止マレリ。去ル明治四十年以來麥稈眞田紐ノ商況ハ累年不況ニシテ、價格亦逐年下落ノ傾アリ、然ルニ生產費ハ諸物貨ノ騰貴ニ伴ヒ、增加スルヲ以テ、製作家ノ利益愈減殺セラレ、轉業者ヲ出スコト玆ニ連年、然レトモ本年麥稈眞田紐ノ生產稍增加シタルハ、確カニ當業家ノ意思ヲ旺盛ナラシメタル、現象ニ相違ナシト雖トモ、熱々需用供給ノ狀態ヲ察スルニ、麥稈平打眞田紐ノ如キハ、品位優等ナリト雖モ價額高キカ爲メ需用減少ノ傾向ヲ現ハシタルモノニシテ、不況ノ原因ハ全ク需用地ニ於ケ

ル製帽意匠ノ變遷ノミニ歸スルコト能ハサルベシ。製造家タルモノ注意周到價格ヲ廉ニシテ、精良品ヲ産出スルコトニ努メザルベケンヤ。

此年一月上房郡眞田紐同業會ハ、郡內ノ製作者百餘名ヲ選拔シテ授賞式ヲ擧ク。

同年十一月岡山縣下ニ於テ、陸軍大演習ノ擧アルニ方リ、聖上陛下御臨幸ノ事アリ、此際在京ノ各舊藩主率ネ西下シ、各其舊領地ノ産物ヲ奉献ス。舊高梁藩主板倉家ニ於テハ、麥稈眞田紐ヲ献納セントシ其製作ヲ上房郡眞田紐同業會ニ囑託セラレタリ。同會ハ私立順正高等女學校及高梁女子尋常高等小學校生徒中ヨリ、百野某外九名ヲ選拔シテ、各一反ヲ製作セシメ、之レヲ同家ニ納付シタリ、其種類反數左ノ如シ。

一、麥稈五平組、四ミリメートル　一反、
二、仝　五平組、五ミリメートル　一反、
三、仝　五平組、六ミリメートル　一反、
四、仝　五平組、七ミリメートル　一反、
五、仝　五平組、八ミリメートル　一反、
六、仝　六段折網代組　一反、
七、仝　五　小　齒　組　一反、

八、仝　九本石組　一反、
九、仝　網代組　一反、
一〇、仝　長寢小齒組　一反、
計　十反、

明治十六年始メテ麥稈眞田紐ヲ製作シ、其後明治三十四年ニ至リ、經木眞田紐ノ製造ヲ開始シタル以來、明治四十四年ニ至ル二十九年間ニ於ケル毎年ノ生産反數、及其價格ヲ左ニ掲テ、以テ斯業發展ノ跡ヲ譯フルノ便ニ供ス。而シテ前掲既ニ其計數ヲ記述シタルモノト、重複ノ嫌ナキニアラザレトモ、觀者其レ之レヲ諒セヨ。

年次	種別	數量	價格	年次	種別	數量	價格
明治十六年	麥稈眞田	二〇、〇〇〇	一一、〇〇〇	明治十七年	麥稈眞田	五、〇〇〇	三、〇〇〇
仝　十八年	仝	二五、〇〇〇	一三、七五〇	仝　十九年	仝	二二、〇〇〇	一一、六六〇
仝　二十年	仝	四〇、五〇〇	二一、八七〇	仝　廿一年	仝	四〇、〇〇〇	二二、〇〇〇
仝　廿二年	仝	五五、〇〇〇	三〇、八〇〇	仝　廿三年	仝	七二、〇〇〇	三六、〇〇〇
仝　廿四年	仝	八〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	仝　廿五年	仝	八二、〇〇〇	四二、六四〇

仝 廿六年	仝	七五、〇〇〇	三九、七五〇	仝 廿七年	仝	九〇、〇〇〇	四六、八〇〇
仝 廿八年	仝	一二五、〇〇〇	六二、五〇〇	仝 廿九年	仝	二〇九、〇〇〇	九八、二三〇
仝 三十年	仝	一七〇、〇〇〇	八五、〇〇〇	仝 卅一年	仝	一八五、〇〇〇	一〇一、七五〇
仝 卅二年	仝	一四九、〇〇〇	六七、〇五〇	仝 卅三年	仝	一七七、〇〇〇	九三、八一〇
仝 卅四年	麥稈眞田	一九〇、〇〇〇	九一、二〇〇	仝 卅五年	麥稈眞田	一九一、二〇〇	八七、九五二
	經木眞田	一五、〇〇〇	二、二五〇		經木眞田	二三、九九〇	三、五三三
仝 卅六年	仝	二三三、四〇〇	一三七、五八二	仝 卅七年	仝	一八二、五〇〇	一〇七、九九六
	仝	六三、〇〇〇	九、四五〇		仝	八七、七〇〇	一三、五九三
仝 卅八年	仝	三八五、三二〇	一八一、一〇〇	仝 卅九年	仝	六二七、三五〇	三一三、六七五
	仝	一〇九、一七〇	二一、八三四		仝	二三四、二七〇	四六、八五四
仝 四十年	仝	三〇八、四五〇	一二九、五六二	仝 四十一年	仝	八八、〇〇〇	三九、六〇〇
	仝	七七、一二〇	九、二五四		仝	一四四〇、〇〇〇	一五八、四〇〇
仝 四十二年	仝	八五、二〇〇	四六、八六〇	仝 四十三年	仝	二〇三、七五〇	一〇一、八七五
	仝	二三〇七、〇〇〇	二三〇、七〇〇		仝	二、一六大、四五〇	一七三、三一六
仝 四十四年	仝	一七六、五三〇	八八、二六五				
	仝	二、〇九八、一〇〇	二三〇、七九一				

前表ノ內麥稈眞田紐ノ反數中ニハ、麥稈經木混成眞田紐ヲ算入ス、又眞田紐一反トハ長「六十ヤール」ノモノヲ云フ。

明治四十四年ノ商況モ前年ト大差ナク、茲一兩年ハ經木眞田紐ノ隆昌時代ニシテ、生産力既ニ其極ニ達シタルノ觀アリ、故ニ粗製濫造ノ弊胥生シ、價額漸ク低落セントスルノ傾向アルヲ觀テ同品ノ

將來ヲ憂慮セル上房郡眞田紐同業會ハ、先ツ郡内一般ノ製作者ヲ奬勵シテ、製品ノ改良ヲ企テントシ、同年八月ヲ以テ麥稈經木眞田紐共進會ヲ高梁町ニ開キ、大ニ奬勵ノ途ヲ講シタレトモ、數年ノ宿弊タル濫造ハ俄ニ之レヲ矯正スルコトヲ得サルヲ以テ、同會ハ岡山縣麥稈同業組合ト協議シテ、出荷檢査ヲ斷行スルノ計劃ヲ立テ、先ツ郡内當業者ニ豫告シ、明治四十五年一月四日ヲ以テ檢査ヲ開始シタリ。爾來同年八月末日ニ至ル、二百四十日間ニ檢査シタル眞田紐ノ種別、及梱數反數ヲ示サバ左ノ如シ。

種別	梱數	反數
麥稈眞田紐	一八九梱	八四、五八七反
經木眞田紐	二、二一五	一、五一三、六一八

出荷檢査開始以來、惡弊ノ矯正漸次行ハレ、隨テ神戸市場ノ信用ヲ回復シタルヲ以テ、製品ノ價額亦昇騰シタリ、故ニ出荷檢査開始以來ノ品ヲ以テ、縣下産出ノ製品ニ比較スルニ概子優良ナルハ、本郡斯業ノ爲メ喜フヘキ現象ナリ。

以上述ベタルガ如ク、經木眞田紐ノ製造ハ、茲數年間多數ノ生産額ヲ持續シ、麥稈眞田紐ハ、明治四十年ノ打擊以來往年ノ如キ盛況ヲ見スト雖モ、亦近年漸次順調ニ向ヒツヽアルヲ以テ、此兩種製

作ノ勞銀實ニ尠ナカラサル金額ニ及ベリ。今明治四十四年中ニ於ケル郡内各町村別ノ製作反數、幷ニ勞銀ヲ掲クレハ左表ノ如シ。

町村名	麥稈眞田紐		經木眞田紐		合計	
	反數	勞銀	反數	勞銀	反數	勞銀
高梁町	八五、三三〇	一五、三五四	六三五、〇〇〇	二五、四〇〇	七二〇、三三〇	四〇、七五四
松山村	二六、〇〇〇	四、六八〇	二五六、九〇〇	一〇、二七六	二八二、九〇〇	一四、九五六
津川村	一五、五〇〇	二、七九〇	一九二、二〇〇	七、六八八	二〇七、七〇〇	一〇、四七八
川面村	一三、四〇〇	二、四一二	一五〇、〇〇〇	六、〇一二	一六三、四〇〇	八、四二四
巨瀬村	五、二〇〇	九三六	七一、七〇〇	二、八三二	七六、九〇〇	三、七六八
有漢村	一、二〇〇	二一六	八三、四〇〇	三、三三六	八四、六〇〇	三、五五二
上有漢村	一、三〇〇	二三四	七二、三〇〇	二、八九二	七三、六〇〇	三、一二六
上竹荘村	一、五〇〇	二七〇	七〇、三〇〇	二、八一二	七一、八〇〇	三、〇八二
豊野村	七〇〇	一二五	七〇、八〇〇	二、八三二	七一、五〇〇	二、九五七
下竹荘村	一、二〇〇	二一六	四五、三〇〇	一、八一二	四六、五〇〇	二、〇二八
吉川村	五〇〇	九〇	七〇、九〇〇	三、一六〇	七一、四〇〇	三、二五〇
中井村	二〇〇	三六	五〇、八〇〇	二、〇三二	五一、〇〇〇	二、〇六八
中津井村	四、五〇〇	八一〇	八〇、三〇〇	三、二一三	八四、八〇〇	四、〇二三
呰部村	三、二〇〇	五七五	九五、〇〇〇	三、八〇〇	九八、二〇〇	四、三七五

上水田村	一三、三〇〇	二、三九四	八〇、七〇〇	三、二二八	九四、〇〇〇	五、六二三
水田村	三、五〇〇	六三〇	七二、五〇〇	二、九〇〇	七六、〇〇〇	三、五三〇
合計	一七六、五三〇	三一、七六八	二、〇九八、一〇〇	八四、二二四	二、二七四、六三〇	一一五、五九三

第十一章

総論、運輸、交通、

交通機關の成否如何は、一國文明の普及、生業の發達に關する所多きは、今更に喋々を要せざる所にして、之を本郡各町村の發達進歩の跡に徵するも、瞭々火を見るが如し。以て一日も之が便法を講ずる事の忽にすべからざるを思ふべきなり。されば、是等交通機關の設備は、各國とも、國家の事業とするもの多くして、其私人の施設する海運業の如きも、多くは奬勵保護を怠らざるもの〻如し。交通機關の要部を水陸通路とす。而して陸路には、牛馬車輛を要し、水路には船舶を要す。本郡は総て山地にして、瀕海を有せざるを以て、水路は一の高梁川に賴るのみ。西人の言に「山ばかり交通を遮斷するものなく、海よく土地を接近せしむ」と云へり。郡內、南北に走れる縣道、縱橫に通ずる里道あり。殊に近年各町村改修工事を施してより、車輛の通ぜざる所なく、また行路の難を見ず。渡船場、橋梁等の設あり。本郡交通の機關、大に開けたりと雖も、鐵路未だ備はらず、更に大

に奮發して、進んで之が良法を講じ、山岳によりて交通遮斷せらるゝの不便を感ぜざるに至らば、本郡の發達進步、更に刮目して待つべきものあらざるなり。

其他音信の用として明治五年、郵便局を置きし以來、今日にては、其局八ヶ所の多きに達し、加ふるに電信、電話の機具は、朝夕通信の不便を感ずる事少し。今郡內に於ける、運輸、交通、通信の狀態を左に述べん。

其一、道　路

郡內の道路は、縣路、里道の二種あり。

縣道は、南方吉備郡より來り、高梁川の左岸に沿ひ、北行して松山村に來り分れて二派となり、一は、左折落合橋によりて高梁川を越へて、川上郡に入り、成羽川に沿ふて成羽、吹屋に通ず。本派は、尙北行して高梁町を過ぎ、津川村に至り、有漢川に沿ふて北行するものと、幡見橋により有漢川を越へ高梁川に沿ふて北西行するものとの二となる。後者は、川面村に至り、田井橋により高梁川を越へて川上郡に入り北行して阿哲郡新見に通ず。前者は、有漢川に沿ふて津川村出口に至り二となる。一は有漢川に沿ひ、北方出口橋、巨瀨村柳橋を越へ、中部地方を北行し、虬山峠を越へ、中津井を經て、呰部に至り、東折して備中川に沿ひて東北行し、美作に入り津山、久世に通ず。一は津川村出口より、狐谷川に沿ひて東行して、袈裟掛峠を越へて（目下本道路峻阪あるを以て佐與谷川に沿ひて上竹莊村に出づる

線道路工事中なり）上竹莊村に出で、豐野村を經て、宇甘川に沿ひ、東行して御津郡に入り金川に達す。里道の稍著しきもの五あり。其一は豐野村より起り、北東行して御津郡に入り尾原を經て津山に達す。其二は下竹莊村神原より起り南行して吉川村を經て吉備郡に入り足守に達す。其三は、巨瀬村の東部に起り、有漢、上有漢を經、金倉峠を越へて、東御津郡に入り尾原に於て第一線の東北支脈と合す。其四は、川面村に起り、高梁川の左岸に沿ひ北行して中井を經、中津井に達するものなり。其五は、呰部村下呰部に起り、備中川の源流に沿ひ、北行木谷峠を越へて、阿哲郡に入り、小阪部に達するものなり。

其他高梁町より松山村楢井坂を越へて吉備郡に入るもの、上竹莊村に起り、仝村納地を經て、吉備郡に入るもの、豐野村稔に起り、鄕の坂を越へて有漢市場に達するもの、巨瀬村塩坪に起り、祇園山の西麓を越へて、中井村市場に通ずるもの、有漢村より、上水田の南部を經て水田新町に通ずるもの等あり、何れも近時大に改修を加へたるも、尙道幅狹隘にして峻坂多く築造不完全なるを免れずと云ふべし。

（備考）吉備郡池田村より同郡大和田、本郡上竹莊を經て、高梁町に達する新道は目下起工中に屬せり。

各町村道路表

明治四十四年十二月卅一日現在

町村名	縣道 巾三間以上	縣道 巾三間未滿	縣道 計	里道 巾三間未滿	里道 計	合計
	里町間	里町間	里町間	里町間	里町間	里町間
高梁町	一六、三	五、五六	二一、五九	一、一八、〇〇	一、一八、〇〇	二、〇三、五九
松山村		一、三三、〇六	一、三三、〇六	一六、二七、一〇	一六、二七、一〇	一八、一三、一六
津川村		四、〇九、二九	四、〇九、二九	一三、〇五、四七	一三、〇五、四七	一六、一五、一六
川面村		三五、〇〇	三五、〇〇	二〇、三四、二一	二〇、三四、二一	二一、三三、二一
巨瀬村		二、〇四、〇五	二、〇四、〇五	二一、〇二、二三	二一、〇二、二三	二三、〇六、二七
有漢村		一、三三、一八	一、三三、一八	五四、〇二、四六	五四、〇二、四六	五六、〇〇、〇四
上有漢村		三三、三三	三三、三三	四八、〇三、一三	四八、〇三、一三	四九、〇〇、四六
上竹荘村		一、一一、四八	一、一一、四八	三七、〇九、一八	三七、〇九、一八	三八、二一、〇六
豊野村		一七、二七	一七、二七	三〇、二三、〇八	三〇、二三、〇八	三一、〇四、三五
下竹荘村		一、〇七、二五	一、七、二五	一三、〇五、二三	一三、〇五、二三	一三、一三、四七
吉川村		—	—	一五、二五、〇〇	一五、二五、〇〇	一五、二五、〇〇
中井村		—	—	四八、一一、一六	四八、一一、一六	四八、一一、一六
中津井村		一、三〇、〇四	一、三〇、〇四	三一、一四、五七	三一、一四、五七	三三、〇九、〇一
呰部村		二、〇二、三一	二、〇二、三一	七、〇五、五一	七、〇五、五一	九、〇八、二二
上水田村		一、一六、〇六	一、一六、〇六	四、三四、〇八	四、三四、〇八	六、一四、一四

水田村		一、〇九、四四	一、〇九、四四	二三、二九、一七	二三、二九、一七	二五、〇三、〇二
合計	一六、三	二一、二三、三三	二一、二三、三三	三八五、三五、五六	三八五、三五、五六	四〇七、二二、二八

其二、橋梁

名稱	位置	種類	長	幅	架橋の場所	架設年月
河内谷橋	松山村字廣瀨	木	五間五	二間〇	河内谷川(縣道)	不詳
轟橋	同村字段	石	一、五	二、〇	とう谷川(縣道)	不詳
落合橋	松山村及川上郡落合村間	木	三三、〇	二、〇	高梁川(縣道)	明治四十二年
老松橋	高梁町大字下町、本町間	石	四、〇	二、〇	下谷川(縣道)	不詳
八重籬橋	同町大字本町、川端町間	石	四、〇	二、〇	上谷川(縣道)	不詳
相生橋	同町鍛治町、新町間	石	四、〇	二、〇	下谷川	不詳
住江橋	同町大字柿木町、中ノ町間	木	四、〇	二、〇	下谷川	不詳
幡見橋(今津橋)	津川村大字今津字幡見	木	二六、〇	二、〇	有漢川(新見往來)	明治十一年十一月
出口橋	同村大字今津字出口	木	一六、〇	二、〇	有漢川(有漢往來)	明治四十二年一月
田井橋	川面村及川上郡高倉村間	木土	三〇、〇	二、〇	高梁川(新見往來)	明治四十三年二月
柳橋	巨瀨村字柳	土	一三、二	二、三	有漢川	明治七年五月九日
壚合橋	同村字同	土	六、〇	二、〇	壚谷	明治十八年十月一日
イヤ谷橋	同村字同	土	四、八	二、〇	イヤ谷	同

馬場谷橋	巨瀬村字陰地	土	七、〇	二、〇	宮瀬川	不詳
片岡橋	同村字片岡	土	七、三	二、〇	友末谷	同
友末橋	同村字友末	土	八、九	二、〇	友末谷	明治三十年十二月十日
瓢箪谷橋	同村字同	土	四、八	二、〇	瓢箪谷	同
茅木橋	同村字茅木	土	三、五	一、〇	宮瀬川	不詳
爲則橋	同村字同	土	四、〇	一、〇	同	同
六名橋	同村字横田	土	七、〇	一、五	同	同
下田橋	同村字同	土	四、〇	一、〇	六名川	同
井ノ口橋	同村字同	土	四、〇	一、〇	宮瀬川	同
田元橋	同村字尾原	土	三、五	一、〇	尾原谷	同
攝待橋	同村字柳	土	一六、〇	一、五	有漢川	明治四十四年五月一日
持谷橋	中井村大字西方字持谷	土	三、〇	、九	持谷川	明治三十三年
北谷橋	同村大字西方字突曲リ	木	三、〇	、九	北谷	明治三十五年
達野橋	同村大字同字達野前	土	一三、〇	、九	西方川	同
片田橋	同村大字同字鍛冶屋前	土	一一、〇	、九	西方川	不詳
花屋谷橋	同村大字同字札場	土	三、〇	、九	花屋谷	同
佐内橋	同村大字同字佐内	木	二、〇	、九	佐内谷	同
上東橋	同村大字同上東	土	五、〇	、九	上東谷	同
大槇橋	同村大字津々字大槇	土	一〇、〇	、九	津々川	同

鴨谷橋	同村大字同字鴨谷	土	七、〇	、六	鴨谷	同
金屋谷橋	同村大字同角前	土	六、〇	、六	金屋谷	同
横田前橋	同村大字西方字横田前	土	九、〇	、六	井戸谷	同
山口橋	同村大字同字山口	土	四、〇	、六	山口谷	同
十日市橋	同村大字同字十日市	土	一五、〇	、九	西方川	同
池尻橋	同村大字同字池尻	土	三、〇	、三	庄谷谷	同
出口橋	同村大字同字出口	土	六、〇	、六	庄谷谷	同
大河原橋	同村大字同字大河原	土	一〇、〇	、六	井戸谷	同
百合谷橋	同村大字同字百合谷	土	一三、〇	、六	百合谷	同
折瀬戸橋	同村大字同字折瀬戸	土	一四、〇	、九	佐伏川	同
寺田橋	同村大字同字寺田	土	一五、〇	、九	佐伏川	同
新町橋	中津井村大字下中津井字町	木	六、四	、九	中津井川	同
高橋	同村大字上中津井字定	木	七、四	、六	中津井川	同
蟠川橋	同村大字下中津井字蟠川	土	七、三	二、三	中津井川	同
五名橋	水田村大字山田字皮田前	土	一六、〇	二、〇	備中川	同
水田橋	同村大字同字庄ノ渡リ	土	一六、〇	二、〇	備中川	同
新水橋	同村大字宮地字新町	木	六、〇	、九	宮地川	同
境橋	同村大字同字新町尻	土	一五、〇	、七	備中川	同
田土原橋	下竹莊村字下駄十ノ下モ	土	三、〇	、九	二重坂谷	同

長重橋	下竹莊村役場前	土	一三、二	、九	宇甘川	不詳
石栗田橋	同村字石栗田	土	三、〇	、九	吉長谷	同
山谷橋	同村字山谷尻	土	四、〇	、九	山谷	明治四十三年
川合橋	同村字下田土	土	五、〇	、九	宇甘川	不詳
神原下橋	同村字神原下區	土	五、五	、九	神原川	同
神原上橋	同村字神原下區	土	六、二	、九	同	同
下ヶ原橋	同村字下ヶ原	土	二、二	、九	同	同
壚田橋	同村字壚田	土	九、〇	、九	湯山川	同
極樂寺橋	同村字福太郎前	土	四、〇	、九	同	同
下ヶ原下橋	同村字下ヶ原	土	七、〇	、九	下ヶ原谷	同
茶屋橋	同村字茶屋區	土	三、五	、九	茶屋谷	同
田土原上橋	同村字千代藏後	土	三、八	、九	福仙谷	同
小櫻橋	同村字小櫻ノ下	土	四、〇	、九	中尾谷	同
河内田橋	吉川村大字吉川字河内田	土	六、〇	二、〇	吉南川	明治二十六年三月
谷籔橋	同村大字同字谷ヤブ	土	七、〇	二、〇	玉田川	同
御土呂橋	同村大字黑山字御土呂	土	三、〇	二、〇	御土呂川	同
濱田橋	豐野村大字豐野字蜂谷	木土	三、〇	一、五	宇甘川	同
下市橋	同村字下市	土	三、〇	一、五	下市川	同
出石橋	同村大字豐野字蜂谷	木	三、〇	一、五	宇甘川	同

石橋	同村大字稔字石橋	石	三、〇	一、五	宇甘川	同
亀田橋	上有漢村亀田	土	四、五	一、五	有漢川	同
加瀬尾橋	同村字加瀬尾	土	四、五	一、五	同	同
石寺橋	同村字石寺	土	四、〇	一、五	同	同
谷ノ前橋	同村字谷ノ前	土	三、〇	一、五	同	同
金平橋	同村字金平	土	四、五	一、五	同	同
鳥居ノ木橋	同村字鳥居ノ木	土	四、〇	一、五	同	同
高谷橋	同村字高谷	土	四、五	一、五	川關川	同
竹平橋	同村字竹平	土	四、〇	一、五	同	同
塚野尾	同村字塚野尾	土	四、〇	一、五	同	同
萬藏坊	同村字萬藏坊	土	四、〇	一、五	同	同
石目田橋	上有漢村字石目田	土	四、〇	一、五	川關川	不詳
宇津井原橋	同村宇津井原	土	四、〇	一、五	同	同
大桐橋	同村字大桐	土	四、〇	一、五	長代川	同
トメ橋	同村字トメ	土	四、〇	一、五	同	同
大谷橋	同村字大谷	土	四、〇	一、五	同	同
中組橋	同村字中組	土	四、〇	一、五	同	同
黑岩橋	同村字黑岩	土	四、〇	一、五	同	同
旭橋	上水田村字是實	木	二〇、〇	一、五	備中川	同

皮田橋	同村字皮田前	土	三、〇	一、五	備中川	明治二十六年三月
漢虹橋	有漢村字市場	木	二、〇	一、七	有漢川	同三十九年三月七日
若井子橋	同村字土井	木	三、〇	一、七	同	同四十三年三月一日
十万橋	同村字信清	土	三、〇	一、五	同	同三十二年
動々橋	同村字羽場	土	三、〇	一、〇	同	同四十四年九月
新屋橋	同村字市場	土	三、〇	一、五	同	同二十八年
定森橋	同村字郷	土	九、〇	一、〇	同	同二十八年九月
稲ヶ市橋	同村字稲ヶ市	土	一〇、〇	一、〇	同	同二十八年
坂本橋	同村字黒木	土	九、〇	一、〇	同	同三十二年
高ヶ市橋	同村字茶堂	土	九、〇	一、〇	同	同元年
常山橋	同村字土井	土	八、〇	一、〇	同	同三十二年
井川橋	同村字土井	土	七、〇	一、〇	同	同二十年
落合橋	同村字茶堂	土	六、五	一、五	長代川	同四十五年一月十六日
御崎橋	同村字同	土	六、〇	一、五	同	同四十二年八月十六日
コヾロ橋	同村字同	土	六、〇	一、五	同	同十年
茶堂橋	同村字同	土	二、五	二、〇	西谷川	同四十四年十二月
黒木橋	同村字黒木	土	四、〇	二、〇	黒木川	同三十三年
轉バス橋	同村字稲ヶ市	土	四、五	二、〇	明谷川	同
井ノ上橋	同村字市場	土	二、五	二、〇	高岡川	同

日詰橋	同村字羽場	土	二、〇	二、〇	野々内川	明治三十二年
信清橋	同村字信清	土	二、〇	二、〇	奥ノ川	仝
椿橋	同村字大谷	土	五、〇	二、〇	氏弘谷	仝　三十一年
荒堀橋	同村字同	土	三、〇	〇、四	大谷川	不詳
谷ノ奥橋	同村字同	土	四、〇	〇、五	同	不詳
西ノ下橋	同村字同	土	三、五	一、〇	同	明治四十三年二月廿六日
富田橋	同村字大谷	土	三、〇	〇、四	同	不詳
陰地橋	同村字畦地	土	六、〇	〇、五	横見川	明治四十年
新屋下橋	同村字横見	土	三、五	〇、四	同	仝　二十八年
大明神橋	同村字安本	土	三、〇	〇、四	安本川	不詳
岩屋橋	同村字定森	土	二、五	〇、四	定森川	明治二十八年
轉バズ橋	同村字稻ヶ市	土	六、〇	一、五	明谷川	仝　四十三年五月卅日

今津橋銘

中備上房郡有漢川。合竹莊巨瀨諸溪。至今津村而會於高梁川。岸濶流淺。可蹈石而涉也。霖潦時至則合流滐洄、動輙爲巨浸。絕津數日矣。村固雲伯來往之路之所由。而未嘗有橋梁之設。行旅時病焉。村吏秋山賴造常憂之。欲募金造橋以濟之。乃請諸官。官允之。爲出百餘金而資之。尙不足。賴造又捨數十金。功始竣。實明治十一年十一月也。若其高濶輪煥。則觀者能詳之。賴造又欲其時修繕以保

諸不朽。請予文以勒石告後人。予乃嘉其志。不敢辭。係之短辭曰。

土膚木骨。　數月功竣。　弦張虹偃。　穹隆架津。
唯其土木。　保之實難。　時修歲繕。　責在後人。

鴻溪進昌一郎撰

柳橋

本村有川係于岡山縣下二等官道徒杠以省揭厲之勞俗呼稱大濟然雨集水漲路輙不通行旅苦之矣頃村人相議請官架圯橋鄰里亦爭助其費及成也更名曰柳橋盖取于村名也於是行旅大得便益願出於此路實明治七年歲次甲戌五月九日也、

道路橋梁及渡船場表

明治四十四年十二月卅一日現在

種別	道路延長 幅三間以上	道路延長 幅三間未滿	道路延長 計	橋梁個所數 長卅日以上	橋梁個所數 長卅間未滿	橋梁個所數 計	渡船塲個所數
縣道線	一六、〇三(里町間)	二一、三三、三二(里町間)	二二、〇二、三五(里町間)		七六	七六	
里道線		三八五、三五、五六	三八五、三五、五六		三〇二	三〇二	二
合計	一六、〇三	四〇七、三三、二八	四〇八、〇二、三一		三七八	三七八	二

各町村橋梁渡船場表

明治四十四年十二月卅一日現在

町村名	橋梁						渡船場		
	縣道			里道					
	長卅間以上	長卅間未滿	計	長卅間以上	長卅間未滿	計	縣道	里道	計
高梁町		二	二		六	六			
松山村		二	二		一三	一三		一	一
津川村		一五	一五		一一	一一			
川面村		七	七		七	七			
巨瀬村		七	七		一二	一二			
有漢村		一〇	一〇		二三	二三			
上有漢村		三	三		二七	二七			
上竹莊村		五	五		一四	一四			
豐野村		一	一		一二	一二			
下竹莊村		六	六		一四	一四			
吉川村		—	—		三六	三六			
中井村		—	—		六三	六三		一	一
中津井村		二	二		一五	一五			
呰部村		六	六		一二	一二			
上水田村		三	三		三	三			

水田村			七	七		一四	一四			
計			七六	七六		三〇二	三〇二		二	二

其三、車輛

本郡の地たるや、総て山地なりと雖も、近時道路、橋梁よく開け、大に便を得たり、されど、鐵路未だ備はらず、陸上の交通、運輸は、只車輛に依るのみ、湛井、高梁間の鐵道布設の計劃ありと雖も、其完成や、未だ豫想し難き状態たり、現時此間、馬車を設けて交通に便せり。今、本郡車輛の數を掲ぐれば左表の如し。

車輛表（明治四十五年四月末現在）

町村名	馬車	荷車	荷馬車	人力車	自轉車
高梁町	一〇	二一〇	二〇	七三	二一六
松山村		七七	五	一一	二七
津川村		六一	二	一四	一三
川面村		二七	一	一一	一四
巨瀬村		四八	三	一九	九
有漢村		五八	一	八	一七

上有漢村		二四		—	一七
上竹荘村		三八		—	八
豊野村		三六		四	一四
下竹荘村		二三		三	五
吉川村		二八		—	七
中井村		一九		—	四
中津井村		四一		九	九
呰部村		八四	四	三	一七
上水田村		二五	二	二	一三
水田村		六一	—	八	一三
合計	一〇	八六〇	三六	一六五	三九一

其四、船舶

本郡に屬する高梁川水路の延長は、五里十六町餘に過ぎずと雖も、下流十餘里の區域は之を使用し得可し。されば郡內物貨の出入は此水路によるもの多く便益を與ふることと實に大なりと云ふ可し。

之等の運搬に使用せらるゝ船舶の總數は、七四艘にして、多くは高瀨形と稱する五十石積の小廻船なりとす。從業者は、高梁町を第一とし、松山、川面、津川之に次ぐ。左表につき水上に於ける本郡民の活動狀態を知るべし。

船舶及從業者調 （明治四十五年四月末調）

町村名	三間未滿ノ小船	日本形高瀬船五十石積ノモノ	從業者數
高梁町	一〇	一四	三八
松山村	五	四	一五
川面村	四	七	一八
津川村	一三	六	二四
中井村	一〇	一	一〇
計	四二	三二	一〇五

其五、郵便

本郡郵便局の創立は、遠く明治五年の事に係り、爾來增設して現に八ヶ所の多きに至れり。鐵路未だ開けざれども、道路、車馬等と共に、本郡の交通を助け、通信を便にす。殊に電信、電話の布設地にありては、尤も其利便の大なるを見る。郵便集配數の尤も多きは、高梁の一日四回にして、之に次ぐを川面、呰部、巨瀨、稔等の一部落の一日二回とし、最も少きを其他の一日一回とす。其所轄及集配等に關しては左表につきて見るべし。

郵便局

局名	開始年月日	所轄町村名	一日集配度數	位置	沿革	局長氏名
呰部郵便局	明治十一年七月一日	呰部村 中津井村 上水田村 水田村 阿哲郡豐永村	呰部村の内字町、植木(二回) 上水田村の内字畑ヶ中谷尻(二回) 水田村の内字新町、八幡町(二回) 中津井村の内字町(二回) 其他一日一回	呰部村大字下呰部五七九番地	明治十一年七月一日開始、下呰部郵便局と稱し、石井仲七郎郵便取扱役となり、次で、石井甚三郎明治十八年取扱役となり、同十九年局長となる、明治十八年五月廿五日貯金開始、明治二十三年八月一日爲換を開始し、明治二十五年七月十日外國爲換開始、明治二十九年二月廿六日平城延次郎局長となる。同年七月一日小包郵便開始、同三十五年一月十六日電信新設、同四十二年九月二十四日現在の位置に移轉す。	高杉傳八郎

稔郵便局	明三十五年十二月十六日	上竹莊村 豐野村 下竹莊村 吉川村	豐野村の內字新町、下市蜂谷及峠（二回） 其他一日一回	豐野村大字稔七五九番地	明治三十五年十二月十六日開局、仝日より爲替、貯金事務を取扱ふ、同三十八年三月三十一日七五六番地の局舎を現在の地に移轉す、	森澤淸六
巨瀬郵便局	明治八年一月一日	巨瀬村 有漢村 上有漢村	巨瀬村字壚坪ヨリ有漢村字市場間ノ沿道總て二回、 其他は一日一回	巨瀬村字壚坪	明治八年一月一日開局、同十八年十月一日貯金事務開始、同二十七年一月一日爲替事務開始、同二十八年一月一日外國爲替事務開始、同三十二年四月一日電報爲替事務開始同三十五年二月十六日小包遞送開始、	椋本厚治
川面郵便局	明治十七年七月一日	中井村 川面村	川面村字市場二回 其他一回	川面村八〇七番ノ第五地	明治十七年七月一日田井郵便局を移轉し、川面郵便局と改稱す、當時位置は、川面村二四番邸なりしが、明治二十八年二月十	靑野近太郎

		川上郡高倉村			五日現位置に新築移轉せり。明治十八年十月一日貯金を開始す。同三十三年二月一日小包郵便事務取扱開始、	
中津井郵便局	明治三十六年十二月十日	中津井村	無集配	中津井村大字下中津井四八五番地	明治三十六年十二月十日設置、中津井郵便受取所と稱す。同時に爲替、貯金、小包郵便、通常郵便開始、明治三十八年四月一日より中津井郵便局と改稱す、	菅野數吉
水田郵便局	明治四十四年三月三十一日	水田村全部眞庭郡美川村大字關	無集配	水田村字新町	明治四十四年三月三十一日開始、郵便爲替貯金事務を取扱ふ、	戸田讓
		高梁町	高梁町四回		明治五年一月通常郵便事務開始、同十一年六月十六日内國爲替事務開始、同十二年二月十五日郵便貯金事務開始、同二十	

高梁郵便局	明治五年一月	松山村 津川村 吉備郡大和村	其他一回	高梁町大字鍛治町十二番地	五年三月一日和歐文電信事務開始、同二十五年七月十日外國為替事務開始、同四十二年十二月廿一日電話通信事務及電話交換業務開始、同二十五年三月一日高梁郵便電信局と改稱、同三十六年四月一日高梁郵便局と改め今日に至る、	前田武槌
有漢郵便局	明治四十四年四月	有漢村 上有漢村	無集配	有漢村字市場	明治四十一年二月開始	佐藤誠一

(明治四十四年度)

郵便局名		引受	配達		為替件數	全金額
高梁	郵便	四九一、七一三	四八七、三〇三	內國	一四、三三九	一八八、五七四円七三五
	小包	一一、三一〇	一三、三七〇	外國	一三三	一二、七六八、八七〇
川面		四〇、三〇八	七七、二九八		六二八	一七、三五三、九〇〇
呰部		一二八、〇一一	一四九、八九一		二、七二三	三五、一五一、五八〇
巨瀨		六六三、六四八	八五、六九三		七九二	一〇、〇一六、九四〇
稔		九一、〇五五	一〇八、一〇〇		一、三三六	三六、四一九、三一〇

水田	一、三四〇	—	五〇七	九、六二五、九八〇
中津井	八三九	—	一、三三三	九、七一九、八八〇
有漢	—	—	一、四三九	一四、九九〇、〇四〇

其六、電信

本郡の電信事業も亦發達の顯著なるものにして、高梁、呰部二局を有す。今左に詳述せん。

一、呰部電信局

岡山電信呰部線は、神戸遞信管理局所管にして、電信事務は呰部郵便局にて取扱へり。本線は、岡山より起り、高梁を經、成羽、吹屋、新見を通路とせる單線にして、岡山、成羽、吹屋、新見局に連絡せり。

二、高梁電信局

岡山電信高梁線は、遞信省所管にして、明治二十五年三月一日開始せる單線なり、通路は、岡山より起り、足守、總社、美袋を經て當局に至る。連絡電信取扱局は、岡山、足守、總社、美袋、高梁なり。

其七、電話

特設高梁電話局

明治四十二年十二月廿一日新設、當時加入者五十二名、漸時加盟者增加して現時九十五名に達し、尙增設加入申込者多々あり。一ヶ年經費加入者九十五名の負擔總額三千四百九圓五拾六錢なり。

遞信省の管轄に屬し、左の通話局に連絡せり。

大阪、神戶、津山、岡山、撫川、瀨戶、早島、妹尾、茶屋町、興除、下津井、味野、倉敷、西浦、玉島、金神、鴨方、寄島、笠岡、西濱、福山、府中、井原、與井、新見、吹屋、成羽、總社、

附記

市街地

運輸交通、通信が人文の發達進步上に密接の關係を有することは、論を俟たず、其便を得る所、從て人馬群集、百貨輻湊して人口稠密となり、遂に市街地を現出し、商工業の發達を見る、また自然の理なり。本郡に於て市街地と稱すべきものを擧くれば、まづ、高梁を始めとし松山、幡見、出口、川面市塲、壚坪、有漢市塲、有津井、豐野新町及下市、神原、西方、中津井市塲、呰部、水田新町等なり。左に其概况を記さん。

高梁町。郡の西南にありて、高梁川に臨み、東北に臥牛山、愛宕山、南に鷄足山、高倉山を繞らし、南北に狹長なる市街を連ね、町數二十有五、戶數千六百、人口六千七百餘あり。備中國中部の商

業中心地にして郡の首邑たり。備北地方の物產は、高梁川の舟運によりて皆此地に集り、更に高瀨舟によりて玉島港へ輸送す。郡內各町村は、其需用供給を專ら此地に仰ぎ實に備北の貨物集散地にして商況殷盛を極む。上房郡役所、高梁專賣支局、區裁判所、警察署、稅務署、岡山監獄高梁派出所、土木派出所、郵便電信局、縣立高梁中學校、私立順正高等女學校、男子兩尋常高等小學校、實業補習學校、高梁幼稚園、常盤幼稚園、町役塲、八十六銀行、高梁銀行、備北電氣株式會社大正木炭會社等あり。物產には、煙草(年產額十五万圓)牛馬、經木眞田(年產額八万五千餘圓)酒類(年產額五万五千餘圓)麥稈眞田(年產額二万六千餘圓)醬油(年產額一万七千餘圓)菓子(年產額九千餘圓)織物(年產額一千餘圓)水產物(年產額約千圓)等を主なるものとす。特に牛馬市の如きは、中國無二の盛況を極め、每年の賣買頭數一万二三千頭を超へ、價格二十五六萬圓に上るといふ。近時電話を架設し、電燈を設け、商業頓に活氣を呈せり。今又鉄路布設の計畫あり成功の曉は運輸交通は達の便を得て市況一新すへし。町北にある臥牛山には松山城址あり。仁治元年秋庭重信此地に城壘を築き、爾來幾多の變遷ありて、元和元年に至り、水谷勝宗其一城を修築し、之に據る、現今の殘壘之なり。町の南に聳ゆる高倉山、鷄足山(海抜一、九三五尺)は、高梁市街を眼下にし、北方遙かに伯の山々を眺め、南內海を見、風景絕佳を以て古來其名あらはる。藩祖父子(板倉氏)を祭れる八重籬神社は內山下臥牛山麓にあり。境內に櫻樹、梅樹、其他花卉奇石を

布置し、板倉勝靜、大石如雲、山田方谷、熊田恰、進鴻溪等の碑ありて、本町の公園たり、其他の勝地には、櫻の堤、方谷林等あり、古刹には賴久寺松連寺等あり、此地明治維新迄板倉氏五萬石の城地にして、元と高橋と記せしが元弘中高橋宗康松山城に據るに及び、爰に城主の姓を避けて松山と改稱したりしが、明治二年に至り、更に改めて元高橋の同音に復し、異字を用ひて高粱と記すことゝなり、以て現時に至れり。

津川村幡見。　高粱町の北一里、後に臥牛の連山を負ひ、高粱川を控へ、幡見の長橋を架せる有漢川の高粱川に合流せる地點にありて、戸數約百、人口四百、竹莊、有漢、及新見を通じて雲伯に達する街路の交叉地にして、舟運の便あり、產物には、煙草、米、麥、經木眞田、薪炭、鮎、鰻等にして商業稍々盛なり。加ふるに、古來名高き木野山神社僅に十八町の所にあり、其他高粱銀行代理店あり。此地螢の名所にして初夏の候は甚だ賑へり。

津川村出口。　才與谷、狐谷、有漢の三川合流せる地點に位し、戸數三十、人口百五十、竹莊地方、有漢地方往來の分岐要路に當り、村役塲、尋常高等小學校、巡査駐在所等あり。

川面市塲。　高粱町西北二里餘。縣道新見往來の要路に當り、高粱川に沿ひ、舟運の便あり、戸數百五十、人口七百餘、村役塲、川面郵便局、尋常高等小學校、巡査駐在所、高粱銀行代理店あり。郡の西南部貨物の需用供給地にして、產物には、米、麥稈經木眞田、煙草、淸酒、柿、葡萄

等あり。殊に鳴戸及柳塲裏に簗を架し鮎、鯉、鰻等淡水産漁獲盛なり。

上竹莊村有津井。　備前金川に通ずる縣道に沿ひ、戸數二十、人口約百、村役塲、巡査駐在所、崇道尋常高等小學校、高梁銀行代理店、石井山陽新報通信社等あり。此地方物貨需給地にして産物には、米、麥、木材等あり。

豐野村、下市、及新町。　下市は戸數廿餘、人口約百巡査駐在所あり。新町は戸數二十、人口約八十、高梁區裁判所豐野出張所、八十六銀行代理店、稔郵便局等あり。何れも竹莊地方物貨需要供給の中心にして産物には、經木眞田紐、清酒等あり。此地方米穀の集散地にして商業稍〻振へり。

下竹莊神原。　神原川に沿ひ、金川及足守街路の分岐点にあり。戸數約七十、人口約二百八十、巡査駐在所、尋常高等小學校、八十六銀行代理店、大助製材所、松香油製造所等あり。吉川、下竹莊地方の需給中心地にして、産物は、米、麥、清酒、醤油、疊表、木材、松香油等なり。商況稍〻活氣あり。

吉川村吉川。　此地は有名なる鄕社吉川八幡神社の所在地にして古刹神護寺あり。人戸點在すれども、村役塲、尋常高等小學校、巡査駐在所等あり。此地方に於ける需給の要地たり。松茸の生産地として名あり。

中津井村市塲。　此地明治維新迄は、伊勢國亀山城石川日向守の陣屋ありし所にして現に陣屋跡あ

り。且つ此の地は室鳩巣出生の地として現はる。郡北部の貨物集散地にして、中津井川に沿ひ、戸數約二百、人口約八百。中津井臨時葉煙草取扱所、高梁區裁判所中津井出張所、高梁警察署巡査部長派出所、巡査駐在所、尋常高等小學校、村役塲、郵便局、室迴漕店等あり。產物の主なるものは、繭、經木眞田、製茶等にして、輸出入の主なる貨物は、煙草、米、麥、大豆、材木等なり。每年末鯛市、鰤市と稱し、歲の市開始二回あり、北部各町村は總て此に集る。市況盛なり。

中井村西方。　西方川に沿ひ、戸數三十餘、人口百餘、中井村地方需給の中心にして、村役場、巡査駐在所、尋常高等小學校等あり。殊に此地は、有名なる巨儒山田方谷先生の出生地にして其墓畔に上房郡敎育會が經營せる方谷園あり。園地凡そ七百坪、青山四周し、西方川に臨み、奇木珍草を栽植し、泉石を布置し、園碑を建て、旗亭を設け、游息に適し、風景頗る佳なり。居民商業を營み、傍ら農業をなせり。近時商勢不活潑にして、輸出入の著しき物貨なし。產物として煙草尤もあらはる。

巨瀨墟坪。　雲、伯、美三州の要路に衝り、維新前は墟坪驛と稱し、名高き宿塲たりき。有漢川に沿ひ、小市街をなせり。北部地方貨物の集散地にして、戸數約百、人口約五百。巨瀨郵便局、巡査駐在所、尋常高等小學校、村役塲等あり。產物には、桐材、楮皮、松香油、米、麥等あり、人車、牛馬車數十臺日々高梁町各地に往來し、商況活氣あり。

水田新町。　眞庭郡落合、久世、勝山に通ずる要路に衝り、備中川北邊を流れ、宮地川町の東を流れ、備中川に合流し、市街は南北に狹長にして、戸數約二百、人口約千。郵便局、村役場、尋常高等小學校、巡査駐在所等あり。産物の重なるものは米、麥、大豆、小豆、材木、薪炭等、にして特産物に、石灰あり。郡北部の物貨集散の中心なるを以て、人馬、荷車の行通頻繁にして商況盛なり。

有漢市場。　村の中央を貫流せる有漢川の北岸に位す、古來此川に沿ひて南玉島湛井方面より高梁を經て水田新町を通過して遠く雲、伯、美の三州に通ずる縣道も此河岸にあり、市場は街路の一方川手の方面は土地狹隘家屋僅かに点在せるのみなりしが、去る明治三十二三年の頃縣道を改修してより兩側に商家櫛比し、市場の面目一新せり。現時戸數百二十、人口七百、本郡中部に於ける貨物の集散地にして需要供給の中心たり。村役場、小學校、准敎員養成所、專科正敎員養成所巡査駐在所、郵便局、信用組合事務所等を始めとし、重なる建物には酒造家、活版印刷所、基督敎講義所、敎員住宅等あり。産物には穀類、薪炭、木材、清酒、醬油等なり。殊に流水養魚池は備中唯一の設備にして鰻、鯉、鼈等年々數千貫を產す。此地を中心として北は中津井、西は中井村南は豐野に通ずる一等里道三線あり、實に四通八通の要地にして商況活氣あり。

上水田畑ヶ中。　村の西北部に位し、戸數五十餘、人口約三百、地方貨物需要の中心にして、養蠶

業盛なり。

呰部村下呰部。　村の南端に位し、新見、刑部、勝山、高梁往來の要路に當り、戸數二百、人口約八百、村役場、巡查駐在所、郵便電信局等あり。北部貨物の集散地にして樞要の地位を占む。產物の主なるものは穀類、薪炭、木材、經木原料、淸酒等にして商況頗る活氣あり。附近に林珍園、諏訪穴、上野呂等の勝地あり。

第十二章　會社、工場、銀行、

本郡の製作工業は、一として舊觀を改めしものなし、僅々日常の需要を充すに止まり、產物として他地方に出すもの殆んど無しと云ふべし。唯麥稈經木眞田は、其產額も稍多く旺盛にして將來發達の機運を有す。地方其原料に富めるを以て、絶えず之が製作に從事し、現今高梁町に信久組、原田工場のあるあり、日に盛況に赴きつゝあるが如し。上竹莊村、巨瀨村に、陶器製作場のあるあり。巨瀨村に木油製造場あり。有漢村は鑛脈の存在するあり。現に採掘に從事しつゝあり。されど何れも微々として振はざるものゝ如し。會社組識になれるものには、高梁町に、備北電氣株式會社あり。資本の融通を圓滿ならしめ、生業の發達に與つて力ある銀行業は、本郡に於て、八十六銀行、高梁

銀行の二つを有し、其資本總額四十万圓なり。皆其目的に向つて發達しつゝあり。尚これ等に關する詳細は次表に就きて知るべし。

銀行諸會社

種別	名稱	營業種別	所在地	創業年月	資本金 總額	資本金 拂込濟額	積立金	社債 總額	社債 拂込濟額	最近損益金 損	最近損益金 益	最近利益配當割合	支店數
株式會社	八十六銀行	普通銀行、貯蓄銀行兼營、國庫金ノ出納、日本勸業銀行代理事務、日本銀行派出所事務、	高梁町大字下町	明治十一年五月二十日	二〇〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	四、〇〇〇円					年八朱	
株式會社	高梁銀行	銀行一般ノ業務並貯蓄預金兼營	同上	明治三十年十二月	二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇	一三〇		一〇、七二四	一六、〇八四	年八朱	
合名會社	丸三合名會社	酒類製造	呰部村大字下呰部字町	明治卅六年十二月	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一〇〇						

株式會社	北備電氣株式會社	電燈及電力供給並ニ電氣機械及器具賣買	松山村二〇一九番地	明治四十五年一月十九日	六〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇						
合資會社	丸高合資會社	金錢貸付及運送業	高梁町大字南町一八一番地	明治三十九年	二、五〇〇	二、五〇〇				三二三	五八〇年一割	
合資會社	高梁木炭合資會社	木炭卸賣	高梁町大字川端町六十一番地第二地	大正元年七月	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇						
合資會社	合資會社定期高梁家畜市場	家畜賣買	松山村字中曾字古屋敷字道ノ上	明治四十四年二月	五、〇〇〇		二一〇				四六七年一割	
合資會社	栗原合資會社	醬油製造	中津井村四五六番地	明治四十年九月十日	二、五〇〇〇	一、八〇〇	〇五〇			五〇二	九五〇一六分	

株式會社八十六銀行

高梁町大字下町にあり、元第八十六國立銀行と稱し、明治十一年一月舊藩主板倉勝弼舊藩臣三島毅

等外五名國立銀行創立の事を謀り、同年二月大藏省に申請、同年五月認可十二年五月一日資本金八萬圓にて營業を開始せり。當時人智未だ進まず世人は銀行を利用することなく微々として不振の狀態なりしが、世運の進歩に伴ひ、漸次發展し、二十一年頃は預り金二萬五千圓、貸付金四萬圓、コルレスポンテンス先二十八ヶ所となれり。同三十年に至り國立銀行營業滿期前處分法に據り、株式會社八十六銀行と改稱し、七月一日資本金を貳拾萬圓とし、營業を繼續せり。同年九月貯蓄銀行業を兼營し、今日に至れり、現在預り金四拾五萬六千圓、諸貸付金參拾五萬五千圓、積立金四萬參千七百圓、コルレスポンテンス先百二十七個、貯蓄部代理店として上房、川上、阿哲、吉備、眞庭の諸郡に於て主要なる地に設置せり。現在重役頭取柳井重宣、常務取締役池上長右衛門、取締役杉山彥太郎、仲田近太郎、橫屋幸完、監査役原田伊之助、仲田民三郎、池上繁なり。

今郡內代理店所在地名及明治四十五年六月貸借對照並ニ損益計算書を示さば次の如し。

代理店所在地、

豐野村豐野代理店、　　下竹莊村下竹莊代理店、　　巨瀨村巨瀨代理店、

中津井村中津井代理店、　　呰部村呰部代理店、

第六拾七期貸借對照表

資産	金額	負債	金額
貸付金	二九〇、二三三二一〇	國債元利預金	三四八七四七
當座預金貸越	四四、七七五三八〇	公金預金	二、五〇〇〇〇〇
割引手形	一八、一三八〇〇〇	定期預金	五六、八六八五〇〇
內譯		當座預金	二三、二一七五二〇
約束手形　一八、一三八、〇〇〇		小口當座預金	六九、五四七四八六
諸公債証書	六四、四〇五五〇〇	別段預金	六、六七八三一〇
會社債券	三三、二七〇〇〇〇	貯蓄預金	二九七、二三八九七九
地方債々券	五〇、一〇〇〇〇〇	他店ヨリ借（拾八ヶ所）	二、七一六一二〇
他店ヘ貸（參拾九ヶ所）	三二、九六六五四〇	資本金	二〇〇、〇〇〇〇〇〇
他店代理勘定	一〇三四一七	積立金	三一、二〇〇〇〇〇
代理店基金	三、九三六三四九	別段準備積立金	一一、七〇〇〇〇〇
預ヶ金	五八、三三〇〇五〇	未拂利息	三〇三五九〇
拂込未濟資本金	一〇〇、〇〇〇〇〇〇	仕拂未濟配當金	九三三七五
營業用地所建家	一、八五〇〇〇	前半期繰越金	四一四四〇六
抵當質物流込物件	一三、五三〇〇〇〇	當期純益金	九、四一四八〇五

金銀有高	一二、八八三、三九二
内譯	
正貨 六一三、三九二	
兌換券 一二、二七〇、〇〇〇	
合計	七三、二四一、八三八
合計	七三、二四一、八三八

明治四十五年六月三十日

第六拾七期損益計算書

利益	金額
利息	一九、〇一六、〇二五
割引料	七八三、一八〇
手數料	九二〇、四五〇
諸公債利息	一、六八八、三三三
地方債々券利息	一、四二三、五〇〇
會社債券利息	六六〇、〇〇〇
雜益	四六七、五二〇
諸公債証書換算益	一五九、五〇〇
地方債々券換算益	九五、〇〇〇

損失	金額
利息	一五、〇一六、〇一〇
手數料	五五八、三八〇
給料	一、三八三、〇〇〇
旅費	三二六、四〇〇
雜費	一、一三四、二二八
諸税	七三七、一八五
諸公債証書換算損	一七八、〇〇〇
地方債々券換算損	四八二、〇〇〇
純益金	

科目	金額
積立金	八〇〇〇〇〇
別段準備積立金	三〇〇〇〇〇
後半期繰込滯貸準備金	四、〇〇〇〇〇〇
賞與金	五〇〇〇〇〇
配當金	四、〇〇〇〇〇〇
後半期繰越金	二三九二二一
合計	二九、六四四四一四
諸公債証書償還益	二五〇〇
地方債々券償還益	一五〇〇〇
前半期繰越滯貸準備金	四、〇〇〇〇〇〇
前半期繰越金	四一四四〇六
合計	二九、六四四四一四

明治四十五年六月三十日

株式會社高梁銀行

沿革日清戰役の後、我經濟界は頓に大發展を爲し、地方亦た金融並に商業機關として銀行創設の必要を認むるに至る、玆に於て西村元五郎、西村丹治郎、原田伊之助、佐藤兵八、坂本金彌、林醇平、大塚香等外四十九名主唱し、明治三十年四月發起人會を開き、資本金貳拾萬圓株式總數四千株一株の金額を五拾圓として設立に關する目論見書及ひ假定欵其他諸般の决議を爲し、發起人西村元五郎外五十五名より之が發起認可を申請し、仝年五月十四日大藏大臣の認可を得、株式を募集し應募立處に滿つ、依て仝年六月廿七日創業總會を開き、取締役に西村元五郎、佐藤兵八、平川廣三郎、原田伊之助、蓑内鑛一郎の五名を選擧し、更に取締役の互選に依り西村元五郎を頭取に、蓑内鑛一郎

を常務取締役兼支配人とし、山本靜太郎、丹藤友太郎、小出作吾を監査役に選任せり。引續き仝年七月十七日付を以て發起者總代西村元五郎、石川豐次郎、大西榮左ェ門、德田謙治郎、原田伊之助より設立認可の申請を爲し、仝年八月九日大藏大臣の認可を得るに至る。玆に於て株金四分の一の拂込を爲し、仝年十月六日高梁區裁判所の登記を經並に行員の選任を終へて明治三十年十月八日開業せり。爾來幾多の重役更迭ありて現今の役員は頭取西村元五郎、取締役藤森猶人、山田忠治、藤野儀平、佐藤誠一、監査役森澤清六、前田武槌、亀山新助、支配人岡村秀治郎なり。而して創業以來、現時に至る間に於て時勢の變遷と金融の變動とに依りて時に盛衰を免れざりしも、年月を追ふて隆盛の域に赴けり。其資金は株金拂込額拾萬圓、積立金貳萬壹千七百圓、現在総預金貳拾貳萬九千五百餘圓なり。尙貯蓄預金取扱代理店は総數拾七ヶ所、內郡內拾壹ヶ所にして設置せる地名次の如し。

松山代理店、　津川代理店、　川面代理店、　有漢代理店、　上有漢代理店、
上竹莊代理店、　豐野代理店、　中井代理店、　中津井代理店、　水田代理店、
上水田代理店、

亦た送金爲替、手形爲替を取組める地方百貳拾五ヶ所にして其重なる地方次の如し。

東京、京都、横濱、大阪、伊勢、名古屋、桑名、神戶、兵庫、姬路、明石、岡山、倉敷、玉島、

宇野、味野、八濱、鴨方、和氣、庭瀨、總社、井原、矢掛、笠岡、成羽、新見、落合、津山、勝山、鳥取、米子、境、杵築、松江、簸川、尾道、府中、東城、福山、糸崎、鞆、忠海、廣嶋、呉、丸亀、善通寺、琴平、高松、伊豫、徳島、福岡、宇和島、下關、朝鮮等。

北備電氣株式會社

松山村字原にあり。資本金六萬圓、株券を募りて組識せり。明治四十四年發起、認可指令を得、同四十五年一月十五日賛成株募集を了り、創立總會を高梁町重屋に於て開催し、進修太郎を議長に推し、定款を制定し、重役を定めたり。當時の取締役、才賀藤吉、佐藤晋一、進修太郎、池上長右衛門、藤野儀平、小林尙一郎の六名、監査役、井上德治郎、藤井千代太郎の二名なり、而して更に取締役中より社長に才賀藤吉、專務取締役に佐藤晋一を推選せり。

同四十五年二月初旬、建築工事に着手し、三月内外線架設及機械据付工事に着手し、同年四月竣工、營業を開始せり。株主七十四名、株式數千二百株にして、當時の電線路延長四万四千三百八十尺、電柱三百四十九本にして、電燈引用最遠隔地は、川上郡成羽町なり。需用家總數六百四十三、此十燭光換算數一戸平均一燈と九分强なり。今電燈引用數を擧くれば次の如し。

	五燭	十燭	十六燭	二十四燭	三十二燭	計
屋内燈	一五四	六九五	二五二	二	一	一、一〇三
街燈	七三	四	一	〇	〇	七八
計	二二七	六九九	二五三	二	一	一、一八二
十燭光換算數	一一三、五	六九九	四〇三、二	四、八	三、二	一、二三三、七

尚、電氣工作物竣工狀況を記さば左の如し。

一、發電所工事、

(一)、發電所ノ位置、及名稱、

岡山縣上房郡松山村貳千拾九番地北備電氣株式會社高梁町發電所。

(二)、發電所ノ出力、 七拾五キロヴォルトアンペヤ。

(三)、原動力工事、 瓦斯力工事、

(イ)、瓦斯發生器、

種類、 カイノーク吸入瓦斯發生器。 燃料ノ種類、 瓦斯コークス木炭併用。

馬力數、 百貳拾馬力。 個數、 壹個。(常用)

製造者名、バーミングハム、カイノーク瓦斯發動機製造所。

(ロ)、洗滌器、

種　類、圓筒直立式。　個　數、壹個。(常用)

製造者名、發生器ニ同ジ。

(ハ)、瓦斯溜、

大サ高サ、巾三尺。横四尺。高サ三尺。　個　數、壹個。

製造者名、發生器ニ同ジ。

(ニ)、機　關、

種　類、單筒横置式吸入瓦斯發動機。　馬力數、百貳拾實馬力。

回轉數、百八十。　衝　程、貳十九吋。

瀛筒ノ徑、拾九吋。　個　數、壹個。(常用)

製造者名、發生器ニ同ジ。

調速機ノ種類、遠心式ニシテ「スロットルヴアルブ」ヲ動カスモノトス。

点火装置ノ種類、電氣發火式。(マグネット、イグナイター)

蓄勢輪ノ徑及重量、九呎、九噸。

(ホ)、附屬機器、

種　類、始動用石油發動機、　壹個。　仝用エヤーポープ、　壹個。

仝用エヤーレシーバー、壹個。　給水用フヱーカルポンプ、壹個。

(四)、電氣工事、

(イ)、發電機、

型、　田磁回轉型。　直流交流ノ別、　交流。

キロワット數又ハキロヴォルトアムペア數、

七十五キロヴォルトアンペア。

電　壓、　三千五百ヴォルト。　相、　三相。

周波數、　五十サイクル。　回轉數、　七百五十。

結線法、　星狀結線。　勵磁法、　單一。

個　數、　壹個。(常用)　製造者名、　ブルスピーブル會社。

原動機トノ接續方法、

原動機ノ皮車ニ帶皮ヲ以テ連結ス。

(ロ)、勵磁機、

キロワット數、　一、一八キロワット。　回轉數、　壹千五百。
電　壓、　九五ヴォルト。　勵磁法、　自勵磁分電捲。
個　數、　壹個。　製造者名、　發電機ニ同ジ。
原動機トノ接續方法、
　發電機ノ皮車ニ帶皮ヲ以テ連結ス。

(ハ)、變　壓　器、
型、　コーア型。　キロウォルトアンペア數、　〇、五　一、〇　二、〇　キロワット。
一次電壓、　三、四五〇、三、四〇〇、ヴォルト。
二次電壓、　百十ヴォルト及五十五ヴォルト。
相、　單相式。　周波度數、　五十サイクル。
結線法、　電燈用單相二線式。　冷却法、　油入。
個　數、　四十壹個。(常用)　五個。(豫備)　製造者名、　才賀電機商會。

(ニ)、保安裝置、
種　類、　三極油入トリッピングコイル付自働開閉器、
リレー、可溶安全器、避雷器、靜電的漏電計、

構造ノ大要、

三極油入自働遮斷器付開閉器ハ、接觸板ヲ鉄製函中ニ収メ、之ニ礦油ヲ充タシ、配電盤裏面ニ取付ケ、把手及ヒ自働遮斷器ノミヲ盤ノ前面ニ出シ、「リレー」ノ作用ニ依リ、自働的ニ電路ヲ遮斷ス。

リレー」ハ、電流計ト接讀シ、過大ノ電流通スルトキハ、自働的ニ「エキサイターサーキット」ヲ使用トシ、同時ニトリップングコイルニ働キ電路ヲ遮斷ス。

可熔安全器ハ、絶緣サレタル陶器製圓筒内ニ軟キ可熔片ヲ硬金屬製ノ兩片ニ取付ケタルモノニシテ、定量以上ノ電流通スルトキハ、自働的ニ切斷ス。

避雷器ハ、絶緣性大理石盤上ニ三十二分ノ一吋ノ空隙ヲ隔テタル四個ノ金屬製圓筒及炭素棒ヲ取付ケ地中鈑ニ接續シ、且ツ各幹線ニ、チョーキングコイル一個ツヽ取付ク。

靜電的漏電計ハ、金屬板ヲ以テ造レル四分圓形ノ枠ノ間ニ指針ヲ付シ、常ニ漏電ノ有無ヲ自働的ニ表示セシムルモノニシテ、單相式用ノモノ二個ヲ接續シテ三相式用ニ代用ス。

二、配電工事、

(一)、電氣方式、　高壓交流三相三線式。

(二)、最大電壓、　三千五百ヴォルト。

(三)、架空電線路ノ構造、

(イ)、電　線、

線條數、　高壓三線。低壓二線。

回線數、　二回線。

高壓線ハ、一分三厘以上ノモノ即チ Su.G #6 圓形ノ銅線、低壓線ハ、八厘五毛以上ノモノ即チ Sn.G #12 圓形ノ銅線、

電線及被覆絶縁物ノ種類、

低壓ニハ第二種被覆絶縁物、　　高壓ニハ第二種仝上、

電線相互ノ間隔、添架ノ方法、

高壓線ハ、中央線ト、外部線間、一ハ一尺二寸、他ノ一ハ、二尺五寸、低壓線ハ、間隔二尺。

(ロ)、支　持　物、

平均柱間距離、　平均百四十三尺五寸。　　最大柱間距離、　五百八尺。

本柱木材ノ種類別、杉。

(ハ)、碍　　子、

種　　類、　陶器製。

大サ　高壓三重天切碍子高四寸二分上部徑二吋八分ノ七下部徑二吋六分
　　　低壓二重碍子高四吋上部徑二吋下部三吋

試驗電壓、　高壓三重天切碍子一〇、〇〇〇、ヴォルト
　　　　　　低壓碍子三、〇〇〇、ヴォルト

試驗時間、　壹分時間。　　　　製造者名、　松風陶器會社。

(ニ)、構造ノ大要、

電柱ハ、土地ノ狀況ニ依リ末口七寸乃至五寸五分、長サ四十五尺乃至二十八尺ノモノヲ用ヒ、之ヲ地下五尺乃至六尺以上埋沒シ、地下、約一尺ノ所ニ松丸太ヲ其根據ニ取付ク。

腕木ハ、欅材ヲ用ヒ、高壓線ニハ三寸角、長サ四尺、低壓線ニハ、二寸五分角、長サ貳尺五寸トス。

變壓器ハ、地表上拾八尺以上ノ所ニ、ハンガーヲ用ヒ之ヲ腕木ニ掛ク、他ノ弱電流電線路ト横斷、又ハ交叉ノ箇所ニハ、縱線直徑一分三厘、横線直徑八厘五毛ノ鉄線ヲ用ヒ、縱線相互ノ間隔四尺八寸以下、横線相互ノ間隔三尺以下ニ組ミタル保護綱ヲ張ル。

三、保安装置ノ種類及構造ノ大要、

各電柱ニハ、第一種地線ヲ施シ、保護網、保護線ハ、第二種地線工事ヲ施シ、完全ニ地氣シ得ル樣接地装置ヲナス。電線路ニハ適宜ノ處ニ、亘長十町以下毎ニ、松下式非常開閉器取附ケ、一部ノ開閉ヲ司リ、又避雷器（發電所ノモノト同一構造ノモノヲ鉄函ニ収ム）ヲ柱上ニ取付ク、凡テ變壓器一次線ニハ、「キヤッチホルダー」ヲ取付ク、變壓器一次線ト二次線間ノ電氣的混觸ヨリ生スル危険豫防ノ爲メ二次線ノ片線及ケースヲ第二種地線工事ニ依リ接地装置ヲナス、猶各需用家引込線ニハ、キヤッチホルダー及引込口ニハ兩極フエーズ付鉄函安器ヲ取附ク。

第三編

第一章

宗教

我宗教界は、明治維新の大革新と共に、西洋思潮は愈々東漸し來り、保守的精神界の根抵を震撼し去り、人心は流轉動搖し、加ふるに物質的文明は、信仰的精神界を動亂し、人心輕佻浮華に流れ、道心漸く地を拂ひ、世、澆季ならずと雖も、天國を出で、淨土を去ること、既に遠く、宗教のよく之を收攬する力に乏しきのみならで、只、舊態を保守するだも、力これ足らす、いよ〳〵分裂混亂して遂に一種の睡眠に陷り、昏々として久しく醒めざらんとす。かゝる中央の餘波をうけたる本郡の宗教界も、また、何等目ざましき活動を見ず、各派の分野の如きも、混沌茫漠として、嚴密に之を區別し難き感あり。殊に各人內界の信仰にまつべき宗教の事は、一見して容易に決すべきにあらねど、信仰の表象とも謂つべき、神社三九、寺院八一、教會所八あり。其數少しとせず。此等の數を以て、直に信仰の如何を論すべきにあらずと雖も、今具体的に、各家の宗門と稱すべきものゝ數の上より論及して各宗の布教區域をあくれば、左の如し。

佛教

曹洞宗、　七七四人　松山村、川面村、有漢村、中井村、呰部村、上水田村、水田村、
天台宗、　一、五八三人　松山村、高梁町、津川村、上竹莊村、豐野村、吉川村、下竹莊村、中井村、上水田村、水田村、
眞言宗、　三、五四四人　松山村、高梁町、津川村、川面村、巨瀨村、有漢村、上有漢村、吉川村、中井村、呰部村、上水田村、
日蓮宗、　三七五人　松山村、高梁町、中津井村、
眞宗、　七九五人　高梁町、巨瀨村、中津井村、
淨土宗、　五〇人　松山村、
臨濟宗、　三五七人　高梁町、津川村、豐野村、有漢村、
計　七、四七八人

基督教、　七七戶　高梁町を根據とし、松山村、有漢村に布教せり、傳道に注意すれども、未だ四方に傳播するに至らず。されど漸時興隆せんとせり。

黑住教、　四六〇戶　高梁町、上有漢村、呰部村、を根據として各村に布教せり。

金　光　教、　　　　五五戸　高梁町、津川村、松山村に布教せり。

出　雲　教、　　　二〇〇戸　高梁町を根據として各村に布教せり。

天　理　教、　　　一七戸　高梁町を根據とせるも微々として振はざるものゝ如し。

其他、各町村大抵氏神ありて、八幡大神等の諸神を奉祀し、崇敬すれども、未だ大勢力と稱するに至らず。之を要するに、本郡に於ける宗教界も、今や唾眠期に屬すと謂ふべし。豈覺醒せずして可ならんや。其地に於ける宗教熱の高低如何は、やがて其地の精神生活の狀態を察すべく、以て其地の人情の如何、風俗の如何をも伺ふべく、延いて其地の文野をも察すべきものなれば、この革新活動は一日も忽にすべからざり。

寺　院

本郡の佛刹は、多く奈良朝、及足利、德川時代に創立されしものなり。按するに、當時、佛教興隆の餘波を受け、或は名將の人心收攬の策として、建立せられしものにて、其數實に百五十の多きに達せしも、時勢の變遷、人心の流轉と共に、荒廢に歸せしもの多く、現時八一の寺院を有せり、各宗派とも時々布教に努むるものなきに非らずと雖、特に興隆する狀況なきものゝ如し。今之等寺院を各町村別にすれば、高梁町七、松山十八、津川六、川面三、巨瀨五、有漢五、上有漢二、上竹莊

二、豊野二、下竹莊三、吉川三、中井七、中津井三、呰部四、上水田六、水田五、にして、更に之を宗派別にすれば、天台宗十八、眞言宗二十八、日蓮宗三、淨土宗三、眞宗四、臨濟宗六、曹洞宗十八、なり尚其詳細は次表にて知るべし。

寺院表

	名稱	位置	宗派	創立年月日	建立年月日	信徒戸數	住職氏名
一	長運寺	松山村字楢井	天台宗	慶安四年月日不詳	不詳	—	無住
二	正法寺	松山村字東町	同	元和四年四月八日	同	—	石村性俊
三	松元寺	松山村字山邊	同	不詳	同	—	無住
四	松蓮寺	松山村字楢林下	眞言宗	同	同	一〇〇	宇喜多智本
五	法林坊	松山村字廣瀬	同	同	同	二〇	石山素行
六	藥師院	松山村字上谷	同	寛永二年十月	同	一〇〇〇	藥師寺義鎭
七	榮樂院	松山村字川迫ノ上	同	不詳	同	一七	石田長覺
八	智導寺	松山村字上谷	同	同	同	—	藥師寺義鎭

九	玄忠寺	松山村字寺町	淨土宗	慶長十年十一月	明和四年九月	一八	嵩本大成
一〇	壽覺院	松山村字寺町	同	天正三年月日不詳	明治元年五月	三	嵩本大成
一一	西明寺	松山村字岸ノ上	同	慶長元年月日不詳	寶曆四年八月	一〇	嵩本大成
一二	定林寺	松山村字和田	曹洞宗	不詳	不詳	一三	友永藏峯
一三	龍德院	松山村字寺町	同	天正十一年二月	同	三八	龍田默英
一四	法藏寺	松山村字下谷	同	不詳	同	六	土本見中
一五	威德寺	松山村字船ヶ迫	同	同	同	九	和氣力雄
一六	道源寺	松山村字和田	日蓮宗	文祿四年月日不詳	同	二〇〇	筑間容仁
一七	巨福寺	松山村字寺町	同	不詳	同	三〇	二星玄俊
一八	觀音院	高梁町大字荒神町	眞言宗	同	同	三	藥師寺義鎭
一九	賴久寺	高梁町大字賴久寺町	臨濟宗	曆應二年月日不詳	元祿十一年三月十六日	二〇〇	水野徹翁
二〇	安正寺	高梁町大字向町	曹洞宗	享保五年十二月七日	文化年中	三七	植田道琳
二一	正善寺	高梁町字大工町	眞宗	明曆四年月日不詳	不詳	一四	平岡大賢
二二	龍德寺	津川村字寺久保	臨濟宗	不詳	同	—	小野寶龍
二三	圓滿坊	津川村大字八川	天台宗	同	同	一五〇	入江大機

二六	新坊	津川村大字八川	天台宗	不詳	不詳	一〇五	無住
二七	大坊	津川村大字八川	眞言宗	同	同	三〇	山本智英
二八	井元坊	津川村大字八川	同	同	同	五四	山崎靜機
二九	來迎院	川面村字來迎坊	同	應永十四年月日不詳	同	一三〇	山本智英
三〇	東松院	川面村字津和谷	同	應永十七年月日不詳	同	三三	宇喜多隆正
三一	吉祥寺	川面村字松室	曹洞宗	應永十五年月日不詳	同	三五	三好孝忍
三二	千柱寺	巨瀬村字福瀧山	眞言宗	不詳	文政十年四月十四日	一一六	佐々木快傳
三三	祇園寺	巨瀬村字祇園	同	弘仁三年月日不詳	延寶六年二月不詳	二七二	宇喜多隆道
三四	增福寺	巨瀬村字野田	眞宗	元享二年月日不詳	不詳	三三六	稻垣靈麟
三五	大村寺	上竹莊村大字有津井	天台宗	大同年中	同	三五〇	上寺性仁
三六	檀度坊	上竹莊村大字大村	同	不詳	同	一〇〇	無住
三七	貞德寺	豐野村大字稔	臨濟宗	貞治年中	同	一四	無住
三八	天福寺	豐野村大字豐野	天台宗	不詳	慶安四年十一月	一八六	葉上慈仁
三九	神護寺	吉川村字苅尾	同	嘉慶二年八月	天正四年十月	一一三	的場賢眞
四〇	禪定坊	下竹莊村大字湯山	同	仁安三年月日不詳	不詳	三〇一	前島孝俊

番號	寺院名	所在地	宗派				
四一	勸學院	下竹莊村大字湯山	同	仁安三年月日不詳	享保十九年九	八二	前島憲孝
四二	寶妙寺	有漢村字淨地山	眞言宗	天長十年月日不詳	安政二年月日不詳	二七	竹中智登
四三	金福寺	吉川村字千木	天台宗	不詳	不詳	五四	橋谷常照
四四	保寧寺	有漢村字萬歲山	臨濟宗	永享五年十月十日	長慶九年二月廿九日	五五	無住
四五	長松院	有漢村字土井	同	永祿八年十一月十六日	文明七年四月廿八日	三	長岡環嶺
四六	祥雲寺	有漢村字松尾	曹洞宗	文明三年三月三日	不詳	八二	逸見良本
四七	西福寺	上有漢村字カヤ	眞言宗	不詳	明治十一年十一月	二三〇	澤祐泰
四八	臍帶寺	上有漢村字廣大山	同	神亀三年五月	不詳	一三〇	北條壽堂
四九	福壽院	松山村字河内谷	同	不詳	同	三五	宇喜多智本
五〇	南照寺	高梁町大字南町	天台宗	同	同	一三〇	平松敎傳
五一	常光寺	高梁町大字鍛冶町	眞言宗	元祿十三年月日不詳	同	―	無住
五二	智敎院	同町大字同	同	天和二年三月	明治十二年十一月二十五日	―	野口寛龍
五三	眞光院	津川村大字今津	天台宗	不詳	不詳	―	森野性法
五四	福藏院	巨瀨村字成松	眞言宗	同	同	五〇	森鶴良
五五	大寶寺	巨瀨村字野田	眞宗	同	同	二〇〇	稻垣靈麟

番號	寺名	所在地	宗派	創立		數	住職
五六	蓮照寺	吉川村大字黑山字家ノ廻リ	眞言宗	不詳	不詳	一四二	無住
五七	傳常寺	下竹莊村大字田土字櫻坂	天台宗	同	同	三	無住
五八	眞光寺	有漢村字眞光寺	臨濟宗	永祿三年十一月十七日	明應四年三月廿四日	七六	天安玄竜
五九	法明院	中井村大字西方字山ベリ	天台宗	不詳	不詳	｜	無住
六〇	光林寺	中井村大字西方字東高山	眞言宗	同	同	二四三	清水秀猛
六一	藥王寺	中井村大字西方字山ノ下	曹洞宗	應仁元年月日不詳	同	五三	子浦義雲
六二	定光寺	中井村大字西方字巨龍山	同	大同年中	文久元年三月十五日	四〇	照田則道
六三	普光寺	中井村大字西方字佐内	同	元和二年七月	不詳	｜	無住
六四	觀音院	中井村大字津々字大上東	天台宗	不詳	同	｜	無住
六五	萬福寺	中井村大字津々山際	眞言宗	永正七年月日不詳	同	二四	無住
六六	願成寺	中津井村大字下中津井字才田	同	天平勝寶二年三月日不詳	同	二五一	竹中大多
六七	佛源寺	中津井村大字下中津井字町	眞言宗	萬治元年七月	同	六五	天野德壽
六八	妙源寺	中津井村大字下中津井字町	日蓮宗	元和二年四月	同	五五	大島榮學
六九	光合寺	呰部村字小田久	曹洞宗	天正十七年月日不詳	同	一八	赤松大曉
七〇	上合寺	呰部村字才ノ木	同	文明二年月日不詳	同	九二	秋山眞龍

七一	藥王寺	呰部村大字阿口字界	眞言宗	天平元年正月八日	大同二年三月	九七	八木惠章
七二	吉祥寺	呰部村大字阿口字原茂	曹洞宗	寛永年中	不詳	一五	奥山拙十
七三	金藏坊	上水田村字能樂	天台宗	不詳	同	―	無住
七四	善德寺	上水田村字龍王山	眞言宗	大同三年三月	正保二年二月	一五〇	太田得中
七五	石城寺	上水田村サコノ上	同	寛文六年四月十二日	不詳	二三	三ツ眞龍
七六	觀現寺	上水田村字觀現前	同	不詳	寛永元年九月	三三	伊藤密道
七七	萬泉寺	上水田村字又丸	曹洞宗	天正元年五月	文政十年月日不詳	二八	秋山鐵禪
七八	圓福寺	上水田村字大門	同	文龜二年月日不詳	不詳	一三〇	羽田大底
七九	延命寺	水田村字五名	眞言宗	大同三年三月	寛永元年三月	一七三	宮原智孝
八〇	興法寺	水田村字五名	曹洞宗	寛永十四年三月	不詳	五〇	無住
八一	遍照寺	水田村字宮地	眞言宗	建久九年九月	寛文元年二月	五三	無住
八二	吉祥寺	水田村字宮地	曹洞宗	寛文十四年三月	不詳	四三	赤松大曉
八三	西福寺	水田村字宮地	同	寛永八年月日不詳	同	四〇	小林大英

高梁町大字賴久寺町にあり。臨濟宗寂室派近江國愛知郡高野村永源寺末也。本尊は釋迦行基作正觀音長二尺行基作にして、曆應二年足利尊氏の創立（足利氏當時諸國に安國寺を置く、是也）に係り、圓應禪師の開基たり、今、寺の境内に曆應二年十二月念五日僧西念の寄進せる石燈籠あり、圓應禪師の影像傳はれり、何れも創立當時の遺物たり、永正二年松山城主上野兵輔少輔賴久、更に之を建立せり、門に揭けたる額字の天柱山は、黃檗高泉之書、庭の築山は、小堀遠州侯の作なり。現在末寺十七を有し、當國順禮五番なり。

由來畧記

備中州松山府城南有レ寺、曰二天柱山安國賴久禪寺一、地據二連岡一、門臨二官街一、纔到二玆境一也、瑱竿蒸籠風塵頓絶、寶樹森然人境敻別、實菀乎一叢林也、相傳昔有寺、號天忠、然年代邈遠無二誌可一レ攷、唯荒蕪中古堂僅存耳、曁二曆應元年戊寅一足利相公尊氏治二天下一明年己卯命二諸州一建二安國寺一、當二是時一太監高橋大五郎（或曰二又四郎一）撤二天忠之荒隳一就二厥基一營二新寺一、然不レ忍レ棄二號一因名二天忠山安國寺一先レ是十四年前丙寅寂室和尚（勅諡二圓應禪師一）自二宋國一皈二本邦一韜二光於備作之際一、太監以二師德風一聞二樞府一遂請爲二安國新寺開山始祖一、師知二緣不一レ可レ止、輙應レ請焉、慕道之士不レ期蟻集、第二世靈仲和尚（勅諡二圓智悟空禪師一）繼レ踵匡レ衆、宗風漸盛、吁靈仲戢化後、師德闕レ人、檀越日踈、荒涼凡九十餘霜、永正二年乙丑太守賴久（上野備前守）嗽二寺衰替一由二殿堂門廡一至二廚坊等一悉一二新之一、仍締二檀越之義一又割二山林境地腴田若干一以資二粥

飯之用大永元年辛巳八月十六日太師卒號賴久寺殿圓叟道滿大居士、蓋取太守諱冠首、子伊豆
守賴氏繼其緒皈嚮彌厚追憶先公有大功於寺、更加二字稱安國賴久禪寺、天文二年癸巳太守
與庄爲資戰爲植木秀長所擊、爲資奪城居焉、後二十九年城屬庄氏父子（爲資高資）永祿四年辛酉成
羽刺史三村家親（備中守）及子元親（修理進）屬毛利元就請兵討庄氏有功、家親移爲太守、九年丙寅浮
田直家令遠藤灣內守率兵攻城、家親出戰於作州佛敎寺敗卒、元親奉父遺骸葬寺號天忠玄
清居士天正三年乙亥元親背毛利輝光而屬織田信長輝元怒馳兵討之元親於城外村里、自殺
自號一瞬源樹居士、是時城樓一時火起延及寺俱燬書籍什物盡爲灰塵、所存物唯開山自讃慈像、
二世自讃頂相暨開山所授二世之禪板耳、亂後莊園盡所豪奪山林境地太半爲他者後二十六年
間城屬輝元、乃令桂元延（民部介）天野元明（中務太輔）天野元宣（或作信五郎左衛門）三人尋監守焉、輝元以下寺爲兵
火焚燒痛悔謝、乃命元延等重興殿堂廚庫門廡悉復舊觀、慶長五年庚子關原戰後輝元歸城地
於　東照神君、輙有命小堀政次（新助）暨子政一（作助後叙遠江守）來管二州事、天正亂後城營未成以寺爲假館
聽政革舊苛、布新化、視民如子民瞻之猶父加旃佛寺神祠興起惟允時寂室九世孫禮安文公燕
息於有漢保寧寺、道名升聞、政次請師爲茲山中興、衛護異佗、九年甲辰二月廿九日政次卒、號長
照院殿信譽道喜居士、政一繼踵皈向益篤、寅夕問道遂以之聞　神君、同年十月十五日降　台命、
賜高橋村腴田二十石之地、充寺產、政一承命手書帖附寺至今尚承其賚十六年辛亥七月十六

日禮安示寂上足生山詮公繼席又與政一交善、元和元年乙卯十二月二日政一親書禁牓鎮山門、
至今卓在門左、二年丙辰夏、神君薨政一自寫神君尊號德蓮崇譽道和大居士九字(後勅諡東照大權現)
以贈寺因奉安尊牌於佛堂酬護法之思德特盡崇敬寺、門外卓下馬牓、三年丁巳(或曰四年戊午)
政一依台命移城州伏水城、同年池田長幸(備中守)自因州鳥取徙爲太守、詣寺爲檀越年畀米百
石於寺裕衆食、四年戊午十月四日生山示寂空山巽公繼師席暫住四年、元和七年辛酉十月二十八
日退休干熊谷眞福寺(後住井山寶福寺爲中興示寂焉)運叔理公補席一住三十一年改造香積廚寛永八年辛未四
月七日長幸卒、號承國院殿蔭涼宗樹大居士子長常(出雲守)命冕氏鑄巨鐘寄寺爲先公資冥福
十八年辛巳九月六日長常卒、號曹溪院殿久安全昌大居士父子俱葬寺十九年壬午水谷勝隆(伊勢守)
爲太守亦爲檀那歲納米五十石充供養慶安四年辛夘六月理公因事退院禮安法系至此而
絕、太守乃馳使於江州永源寺請越宗謙公公嗣如雪禪師如雪嗣一絲國師實開山十八世的孫
也、同年十月廿五日入寺回既倒之瀾振已墜之風加旃革造鐘樓門廡一時改觀住山二十三年延
寶元年癸丑十月十六日隱退干有漢能生寺同月十八日法子雪岩立公入院越宗嘗謂公曰禮安實有
大功於吾山宜當推稱中興且天忠字義未妥更易天柱而可乎、公然其言廼改中興祖牌且
告太守以改山號徙斯稱天柱山禪餘以十境名圓通殿殘照嶺松山城六神宮愛宕山高倉嶽載
舟流截流橋此君林卓錫井是也、黃蘗山高泉暨諸尊宿各有寄題於今爲雅談天和三年癸亥九月念

解院事寺傍搆小室名自得庵休居焉、同年秋笠翁僊公入寺、元祿二年己巳二月十九日太守勝宗左京亮於江府卒、子勝美出羽守爲先公追福命工彫造釋迦拈華像安于方丈六年癸酉十月六日勝美俄然病卒無子家凶以故明年甲戌秋樞府命姫路侯有檢地之事諸官到境已將籍沒寺田事在緊切、要係興廢僊公憤然勵志乃寫慶長中政一小堀遠江守自筆帖呈覽且具記寺之濫觴併以告使者事聞於江府未幾公許克復一衆始安、僊公廼之京就官司謝恩往昔輝元所建方丈柱礎殆傾茅覆或有延燎之怖僊公數年盡心抽衣資圖改造焉十年丁丑五月朔運釿賓始、同年七月廿八日上梁明年戊寅三月十六日功畢咸無所乞假今所存中央戶扉郎天正中所造也、同年新太守安藤對馬守入府三月廿日見臨自請爲檀越又於城中賜盛饍元祿十二年己卯四月僊公奉綸命、視篆于江之永源未幾解印皈任茲山十六年癸未十月投老於保壽、同年十月十八日龍潭見公入寺、太守長門守使者至特賜賀覎翌日見公造府叩謝留賜隹給爾來每値新命入寺世々太守必遣嚴使賜賀信至今爲例中略抄撮其所携數紙中大綱不敢加華飾從笔輯錄以與之亦無他要唯在塹後來達識本源而繼々於無窮、

維時亨和三年癸亥三月日、　前禪興笠源元倧謹記

備中兵亂記云、　元親六月朔日夜半許に、賴久寺に入、亡父塔頭にて腹切らんとせしかとも、又思ひかへし元親か最期の程も知らずと世人のいはんも口惜かるべしとて松連寺の後へ忍ひ行と有。

寂室和尙、賴久寺に住せり、其集刊行せる、老來殊覺山中の好きを死して在二巖根一骨も也淸からんと云ふ句あり、人口に膾炙せり。

登天柱精舍　金子淵

雨餘天柱黑、著屐獨幽尋、下界河原渺、上方雲霧深、壇空藏古佛、樹邊穩馴禽、坐覺塵緣盡、摩尼點鬱襟、

什寶

一、足利尊氏寄附燈籠、　壹

一、釋迦三尊像絹本、　壹幅（明治三十四年國寶となれり）

沼田賴輔曰く、もと天忠寺と號す、創建年代は詳からず。圓應大師（寂室）曾て韜晦して此處に住す、彼の人口に膾炙せる「老來殊覺山中好。死在巖根骨亦淸」の詩は其時の口吟なりといふ。其後寺宇漸く廢頽せしが、上野兵部少輔之を修築し、天忠山賴久寺と稱す、（後に忠を柱と改む）是より後松山城主代々の菩提所と爲り、今に至るまで備中禪林の名刹として稱せらる。山門の扁額は黃蘗高泉の書、庭園は小堀遠州の築造なりといふ

慧日山安正寺

高梁町大字向町にあり。禪曹洞宗にして、天保五年十二月の創立に係り、文化年中再建せしものなり。松山藩主板倉氏の香花院として信仰厚かりき。

寛文年中、勢州龜山西町へ板倉隱岐守菩提院として建立せられ、無本寺格位たりき、而して享保年中、板倉氏封を備中松山城に移してより、從て、寺も又現在の地に移轉し、其香花院として、信仰深かりき。

昌東山正法寺

松山村にあり。天台宗園城寺末にして、創立は元和四年四月八日に係り、今を距る百六十二年前即ち寶暦六年三月二十四日出火類燒のため、古書寶物悉皆烏有となれり。

瑠璃山藥師院泰立寺

松山村にあり。眞言宗御室派、屬稱古義眞言宗御室派仁和寺直末中本寺にして、寛和年中花山法皇の開基に係り、本尊は千手觀音長八寸五分（或は藥師如來と云）なりしが火災のため全燒せりといふ。（備中順禮第四番）

什寶

梵鐘（花山天皇御寄附）。大黑天（寶山湛海作）、阿彌陀如來（弘法大師筆）、不動明王貳幅（弘法大師、興敎大師筆）、瀧見觀音（雪信筆）、涅槃像（尾摩正筆）、黑龍登降の圖對幅（呑舟の筆）、山陽外史書拾枚、襖九間（呑舟畫）なりといふ。

土佛山智導寺

松山村にあり。眞言宗御室派に屬す。弘法大師、弘仁中諸國行脚の砌當山に錫を止め、自ら泥土を以て土佛を作り、供養すと口碑に傳ふ、今に土佛を境内中より發掘することあり、故に山號を土佛山と稱す。

松山領主水谷公、土佛供養資糧として米貳拾五石宛寄附せしこと舊記にありといふ。

龍谷山法藏寺

松山村にあり。曹洞宗永平寺總持寺兩本山にして、本尊は觀音なり。

東向山松連寺

松山村に在り。眞言宗仁和寺派にして弘法大師の開基に係り、中興宇喜多秀家建立す、本尊は大日如來、及ひ十一面觀音(長三尺五寸)にして弘法大師作と云ふ。備中順禮第三番にして寺內に金毘羅社あり。

由緒

豐太閤朝鮮征伐の際、宇喜多秀家の命により當寺の住職宥範僧都を軍艦に招し、十一面觀音の秘法を修せしめ以て戰勝を祈る、凱旋の後堂宇を建立す、現に堂宇の天井は大總督御坐船の天井にして前面の障子は其船戶なり、

天正三年三村元親此寺にて切腹す、庭内に一大老松あり齡一千年以上に及ぶ、宇喜多秀家名つけて不老松と云ふ。（名勝誌參照）

陰德記に、三村元親は寄手松山の城を取囲み、天神の丸へ火を掛けゝれば潜に近習の者と阿部山に忍入けるに極運のかなしさは、刀の鞘抜て右の膝左の踵まて破れけれは今は是迄也、斯る体にて落んせば雜兵土民の手に懸り中〳〵うき目を見すらん、只に檢使を請受て潔く自害せんぞと夕暮に高橋川を渡り兎角して六月朔日夜半はかりに松蓮寺の邊に至りて其夜も漸明行ければ樵夫の通りけるを呼て、汝松山に行、元親爰に在、檢使給はれ自害せんといへとて遣はしけり。松山には粟屋與右衛門、同與惣次己下居たりしか急き迎ひに來り、松蓮寺へ伴ひ行、湯浴飮食等慇懃に進め扨料紙硯筥をこひてかたみの辭世なと認め潔く切腹したりけり。

緣起書に曰く、

川閱水而爲流世閱人而爲謝水已東逝豈有歸日乎人非金石誰是久視者古今興廢之事道法崇替之跡非憑斯文將來何以得尋本而攀末焉備之中州上房之郡東向山松連寺者在松山府城之邊我祖弘法大師之所草創也。傳言弘仁帝三年大師遊化至此觀其境致之勝堪營伽藍乃刈楚闢土結搆精舍手雕毘盧遮那像一軀長二尺五寸不着皮膠及造一千埏像安置斯寺ニ南可一里有其埏埴陶作之處俗呼爲土佛山自此以還秘密敎法方始宣布偉器高德踵武住持惜哉失其履歷也久之漸衰時讃州誕生院僧宥範者三密治性

五相爲心荷負密乘常志興福來止此州多建佛閣僧舍乃顧眷此勝塲傷祖迹之荒凉專事修造未幾百廢共
擧衆美已備轉瑜伽灌頂之法輪傳法宥長二位階法印從爾燈二續焰此道不二顯雖云時變古今屢經喪乱大
師毫光之所加人法相成瀉瓶無竭以故守州之吏君當路之宰官傾心崇信割地供給今野山邑中猶有當時
収稅藏廩之遺址去府城三十許里至頑民掃地祭之天正三年之乱城主三村修理亮元親敗績伏及於此廟
今見在大閤秀吉之征高勾驪也州之吏刺宇喜多中納言秀家與焉以住持沙門法印宥海觀行精練有神驗
之名將至釜山海多得其輔翼而天步艱難時當厄際兵革數起寇火不已於是乎玉殿成灰金塲化塵縹瓦雕
甍総變茅茨雲楣畵棟悉歸柴荊僧侶或有無炊烟時斷續人皆莫不傷目而酸鼻也近有沙門增審者遊心瑜
伽持念有効太守水谷京兆勝宗公貴曹羽州刺史勝美公仰欽大聖之舊踪兼懿審之德業納莊田若干以壯
法門榮緇徒亦自勵力經始建一堂方二丈餘安大師親刻大日像以爲本尊造一祠乃請高野醍醐仁和三所
明神起山門安二金剛高八尺懸樓鐘制度雄宏更有房舍廊廡等皆致土木之壯以擬擅主及四生之利樂也
天和元年復傳法灌頂之供親招備州增宥爲阿闍梨向來陸夷此法久絕於玆復興焉又中華上工所圖兩部
大曼荼羅各一鋪諸餘名畵圖像居多新鍥大般若經六百軸及灌頂用具等以備常住審與復之功如此矣其
本尊靈應最多而世代縣邈幾侵兵燹寶相剝落光臺俱亡因召工於京洛加其修飾工至偶遺毫相甚憂之時
鄰莊沙門持一明珠來曰以先毫光衆怪而問之曰昨感奇搜得之巾笥無復知其所由其不不可思議率此之
類也埋像大日一千軀今並無存者但萬治中奧灘村民耕種之次得一枚於來耜之下欵識有阿字及空海二

字寛文十二年仁和寺性承法親王開此寺之來由下令以屬門葉自此永隸仁和寺云斯地本名松原山伏見帝有秋風夕月之詠即此也松聯千年之翠自示常樂之果風彈一曲之琴切驚苦空之夢寺名松連有取諸此東方崇嶺勢磨霄漢圓月千舛有便對觀山號東向非爲此耶北則松山城萬雉疊雪千章銜日南則高倉嶺嵐翠縹渺霞彩煥爛忠光揆梢雪之詠匡房、飛刈稻之歌名勝之美載在方策矣回頭兌方湯々流川商旅運漕之船絡繹來往流眄坤位茫々平楚玄賓肥遯之蹤蕭灑獨存或山々相依而雲連或區々相接而烟合陰陽慘舒之景晦明悲喜之情坐而閱之此其大觀也若夫幽禽囀春花卉爭秀促織報秋藤蘿散錦碧樹黝黛而蔭庭縞雪霏微而翼檐四時之變態有不可備盡者焉住持沙門某勒其開本之起及古今興廢之迹眺瞻風物之美請予作文記之將夫有感乎東逝之水非石之人而恐後之不能視今考古者歟遂不辭菲才記其顛末如此庶幾以貽諸不朽也矣旹元祿歲集上章敦牂陬月之吉

金剛峯寺沙門義剛撰

玉叟山定林寺

松山村に在り。曹洞宗常陸國下舘定林寺の末寺にして、吉兆山全虎の開基(全虎は水谷左京亮の祖なるよし)にして水谷左京亮勝隆の建立なり、本尊釋迦。

什寶

高名なる筑前蘆屋の湯釜あり是れは豐太閤の好みによりて鑄造せしものにて皇國二個の隨一なり

と云へり。

狩野元信の筆に成れる虎の屛風あり。

大嶽山法林寺（或は大瀧山法林坊又枕流山寶林坊）

松山村字廣瀨に在り。眞言宗御室派の末派にして、本尊正觀音長一尺二寸（或は不動明王）なり、此山に四國八十八ヶ所に准したる石佛あり、又西國三十三ヶ所の石佛も有り、每年三月のはじめより下旬に至り近傍の貴賤群集參詣す。

弘法大師の開基にして、中興柳井播磨權大椽藤原朝臣重法の建立に係る。（柳井は其先柳井美濃椽平左衛門重次大永年中より大高檀紙の製造を開始し、爾後維新前迄繼讀製出し每年領主より幕府へ献納せしものなり）。（美術工藝の章參照）

光明山壽覺院

松山村にあり。京都市東山淨土宗知恩院末寺にして、本尊阿彌陀なり、天正三年乙亥近江國山崎城主、山崎源太左ェ門尉堅家母建立（成羽舊藩主山崎家の祖先なり）せり。

由緒

當院者山崎兵庫殿御先祖近江國山崎の城主山崎源太左ェ門尉堅家母儀、爲壽覺院殿菩提天正三年建立に御座候、國主所替は攝州三田、次に因州若櫻、次に當國成羽、右國々隨遂仕候、山崎甲斐

守殿肥前國尼草へ國替、彼是兵乱以後の義に御坐候故、寺院建立の沙汰御延引に被成候折柄、水谷伊勢守殿成羽御入被成次に松山へ移られ候節、御家中擅那多御座候故、願くは當所へ御供仕候、元祿八年安藤對馬守殿當所へ被成御入、御先祖御菩提所に被仰付候。

壽覺院七代住敎譽代

右之通正德二年備中國上房郡松山城主

石川石之助殿より

當院由緒書御認め御下附相成候也。

大巖山玄忠寺

松山村にあり。淨土宗京都東山知恩院末寺にして、本尊は阿彌陀なり。開山は眞蓮社天譽上人一舟龍公大和尙にして、創立は慶長十四年已酉十一月九日建立なり。

松東山西明寺

松山村にあり。淨土宗京都市東山知恩院末派にして、本尊は阿彌陀なり、寂蓮社靜譽魯還和尙の開基にして、慶長元年の創立なり。

津和谷山來迎院

川面村字津和谷にあり。眞言宗にして、吉備郡大字宮內普賢院末寺なり、創設詳ならず、寶曆四年

三月建立せりと云ふ。本尊は、大日如來、弘法大師にして、由緒什寶は、類燒の爲め記すべきものなし。

津和谷山東松院

川面村字津和谷にあり。眞言宗吉備郡宮内普賢院末寺にして、創立不詳、建立は文化三丙寅三月にして、本尊は、大日如來、脇立不動明王愛染明王なり。中興火災に罹り、沿革記錄の徵すべきものなし。

松寶山吉祥禪寺

川面村字田路迫にあり。禪宗大本山能登國鳳至郡櫛比村諸嶽總持寺にして、後月郡西江原村禪洞山永祥寺直末の小本山なり。開祖は、夢庵春大和尙、應永十年三月入院せしに始まり、當時の開基は、川面寺山城主三好阿波守なり。現に、阿波守の位牌あり、法號「吉祥寺殿傑叟是雄大禪定門嘉吉元年九月十四日薨去」と記せり、本尊は、釋迦牟尼如來、脇立觀世音菩薩勢至菩薩なり、現時の住職三好孝忍迄、二十二代、年を閱する五百十年なりと云ふ。

瑞雲山龍德寺

津川村大字今津にあり。臨濟宗高梁賴久寺の末寺なり、本尊は觀音菩薩にして、維新の際、山田方谷假居せしことあり。

大石山井元坊

津川村大字八川字實相寺にあり。眞言宗御室派にして宮內普賢院末也。本尊は多聞天王（立像丈ヶ四尺六寸三分）なり。

大石山大坊

津川村大字八川字實相寺にあり。眞言宗御室派宮內普賢院末にして、本尊は阿彌陀如來（坐像丈ヶ三尺六寸四分）なり。

大石山圓滿坊

津川村大字八川字實相寺にあり。天台宗上竹莊大村寺末にして、本尊は、大日如來座像（丈ヶ三尺六寸四分）なり。

大石山新坊

津川村大字八川字實相寺にあり。天台宗上竹莊大村寺末にして、本尊は不動明王立像（丈ヶ四尺六寸三分）なり。

右四ヶ寺を俗稱實相寺といふ。古老の傳へには、人皇第三十二代用明天皇の御宇、聖德太子の開基、法相宗にして七テ坊を以て嚴然たる一山地なりしが、中古火災に罹り古佛古書緣起等燒失し其後三ヶ坊は廢寺となり、新坊、圓滿坊は天台宗に改轉し、大村寺末となり、井元坊、大坊は眞言宗に改轉して、備中國賀陽郡普賢寺末となりて現存し居るものにして、共有本堂の繼續不詳

なれども松山城主水谷左京亮寛文十巳戌年再建立し、其后松山城主板倉周防守勝靜安政七申年再建立したるものにして何れも棟札ありと。而して共有本堂本尊は、阿彌陀にて座像也、臺坐上五尺計臺坐共に七八尺有り、脇立不動毘沙門立像也、堂五間四面也。

福瀧山山王院千杜寺

巨瀬村大字六名にあり。古義眞言宗御室派京都仁和寺末にして、開基は人皇三十四代推古天皇御宇にして、中興は元亀年中なりといふ。現在本堂は文政十年四月十四日建立にして庫裏は慶應二年十二月二日、鎮守山王社は嘉永元年、同金毘羅社は明治三十年十一月二十日の建設に係る。本尊は觀音大師なり。

由緒

當寺緣起書に依るに當山は、往昔人皇第三十四代推古天皇の御宇聖德太子當山に御來遊、國家擁護の爲め堂宇數十個を建玉ひ、山形、龍に似たるを以て福龍山と名け給ふ(后世福瀧山と誤書せり)后、弘仁年中に弘法大師此地に巡錫の砌、經星朽廢の堂宇數十個の杜千本を集め建立し、更に中興して千杜寺と名け、手から阿彌陀如來勢至觀音等の佛像を彫刻し玉ふ、然して后文錄年中火災に罹れるも該佛像損せす依然現存す、后亦元亀年中宥印と申す人、山頂の一宇精舍のみ孤露せるを歎き、遂に現在の地に移轉す、其舊跡は今の地を登るこ

と十五町計距れ、寺屋敷と稱して井跡等今に存せり、慶長年中小堀政一御代官として當寺に詣でゝ當山由緒名鑑を感じ田畑山林若干を寄附せられ、后松山の城主代々舊例によりて境外所有地、明治維新迄免租され居たり。

什　寶

大般若寫經九十三卷

當山緣起書に弘仁の頃、玄賓僧都巡錫の際、該經全部六百卷書寫し備中呰部の地頭藤原知定の家に永く傳はり、后當山に寄附せり、而るに文祿年中の火災に罹り、六百軸の內僅かに九十三卷燒殘れりと云ふ。然して其經を見るに玄賓僧都の寫名は見ゑずして、經の奧書に建保五年三月二日書寫畢ぬ願主呰部地主藤原朝臣知定結緣者備中國同庄內湯川寺慶順、或は單に知定謹寫等混交せり、尤も該經破損の箇所修覆模樣より見れば右兩人は破損修覆の補寫ならんかと思はる、兎に角當寺には口碑と緣起書とに依り寶物として保存せり。

補陀洛山感神院祇園寺

巨瀨村大字祇園にあり。古義眞言宗御室派仁和寺直末中本寺にして、弘仁三年の創立に係る。現在の建物、本堂は延寶六年二月、鎭守社殿は正保二年十月、寺院は明治四十五年七月、庫裡は明治三十四年八月の建設なり。開山は弘法大師にして本尊は千手觀音、脇立不動明王、多聞天王の三躰な

り、備中國順禮第六番。

由緒

縁起書に據るに往昔弘法大師讃岐國より遠く此の靈峰に紫雲靆くを見給ひ敬慕の念止まず、大師入唐歸朝後中國巡化の際弘化三年夏山麓の荆蕀茂柴絶て人跡なき境を攀ち山巓に達し給ひ寺門の基礎を固められ傍に本堂及鎭守社を築造し本尊千手觀音菩薩、脇立不動明王、多聞天王の三躰、神躰數軀を自彫安置し給ふ、是れ則ち寺門の濫觴なり。峰を補陀と号し觀音遊化三昧に因み感神院山祇園寺と名けて鎭守の神德を表せり、仁王力士は世に運慶の作なりと傳ふ、彫刻靈妙近郷に冠たり、寺門を繞る老松巨杉は或は風伯の怒に觸れ或は雷師の災に罹りて往古より殘存せるものは社前に老杉壹株のみ、其周圍（地上五尺の所）三丈高凡十五丈にして枝葉天を蔽ひ一見古木の壯觀あり、里人稱して天狗杉といふ。人皇第五十二代嵯峨天皇より佛供田若干御寄附の御綸旨ありしが建武年中兵乱の際草賊侵入して財寶を掠奪し伽藍に放火し、名器重寶及御綸旨の如きもの擧けて烏有に皈せり。人皇第六十五代花山天皇御遯世の後、永年間此山に行幸し給ひ、門内の淸淨坊を行在所と定められ（後帝王坊と改む）この芳躅に行在し給ひて伽藍の修理及名器を御寄進し給ひてより法燈は再び盛んになれり、保元二年平淸盛潛かにこの山頂に來り地を相し人心を觀察したることあり其紀念として一基の寶筺塔を寄進せりと云ふ。又此寺院境内には水蛭、蝮とも人を

害することなし、是大師一度害を受け給ひてより信徒の害を禁過せしめられたりと傳ふ。

沿革

往時は山頂に西光坊、般若坊、櫻の坊、杉の坊、四の坊は極樂峰の麓に在りしが現今草野と化し、帝王坊、北の坊、如來坊の三坊は現在寺院の附近に在りしが此寺跡も田園と化せり、山上の田畑の如きは明治維新迄は除地として免祖たり、中古以還山門の廣き一僧坊を存して神殿佛塔に奉事するのみなりしが巨大なる庫裡及寶藏は明治十七年一月二十二日燒失し舊記名寶及過去帳より佛躰に至るまで悉く烏有に皈したり、延寶六年三月國主水谷左京亮藤原勝宗觀音堂を再興す（現存棟札の記載による）是より先き、正保二年十月國主水谷伊勢守源朝臣勝隆公感神院牛頭天王社再建立す（現存棟札による）元文四年石川主殿守總慶祇園社上葺す、（現存棟札にあり）周圍の山林は舊領主秋庭三河守の附與にして、元祿八年四月德川幕府の時本多大輔檢地せしも前記に準せしが明治五年上地となり國有林に編入せられしが、明治四十一年四月特別拂下となり現今寺有となれり。山外末寺は、一は阿哲郡草間村淨地山西光寺、一は村內字園尾大通山神宮寺の二個寺あり、此寺世々村內岩山神社の別當職なりしが今は廢寺となれり、本寺院の管轄せる堂塔二十二なり、開基より現住職に至るまで六十一代を累ねたり。

什寶

十六善神　　壹軸

弘法大師自彫の本像及脇立三躰

明治三十七八年戰役記念として明治四十年三月陸軍大臣寺内正毅より戰利品下賜せらる。

常應山增福寺

巨瀬村にあり、淨土眞宗兵庫敎區奥組にして元享三壬戌年創立せり、本像は阿彌陀如來なり。

廣大山臍帶寺

上有漢村大字長代にあり。眞言宗大覺寺派にして、神龜三年五月行基菩薩の創設に係り、本尊は子安觀音菩薩にして安產の守奇瑞有りと云ふ。

由緒

本尊正觀音六尺餘の立像並に脇立不動明王、毘沙門天王とも行基菩薩一刀之靈作と云ふ。玄賓僧都懷胎十二ヶ月に至るも產れず母公當觀音に祈り安產す、七十五日を經て母子ともに參籠し臍の帶を納めたるに因り臍帶寺と改稱すと云へり（但し其以前の寺號不詳）已來安產觀音と稱へ參詣者常に絕へず。

沿革

聖武天皇の御願により神亀三年五月行基菩薩四畦山の麓に創設すと云へり其舊跡には現に鎭守六

社權現及墓地あり、永正年中松山鬼門祈願寺と定めらる、大永四年嵯峨大覺寺直末となる。天正年中兵火の爲め燒失せるを有漢地頭秋庭兵庫頭今の地に移轉再營せしと云ふ。現存の地は行基菩薩加持閼伽井所在の地なり、又秋庭家の祈願所にして明治の初年迄有漢大氏鈴三社明神の祝詞職を兼ねたり。創立より千八十七年世代三十四。

什寶

天正兵火の爲めなし。

黑瀧山西福寺

上有漢村大字長代にあり。古義眞言宗大覺寺派にして京都嵯峨大覺寺末なり。本尊は如意輪觀世音菩薩にし用明天皇御宇聖德太子の開基なりと云ふ。

沿革

當寺開基は聖德太子として往昔より安置せり、慶應三年十二月失火の爲め寺院堂宇悉皆全燒爲めに創立由來書、什寶に至る迄總て烏有に歸したり。

功德山大村寺

上竹莊村大字有津井にあり。天台宗江州叡山延曆寺末にして、天平年中聖武帝依勅願行基菩薩開基、法相宗中興開山實智上人より天台宗と成る。本尊は藥師如來なり。

由緒

當山は天平年間行基菩薩の草創鎭護國家の道場顯密弘通の法窟にして本尊醫王尊は行基菩薩の巧手に出しものなり、蓋し之を舊記に考ふるに往昔之を去る一里にして木の山あり、其他に壹千坊ありて嚴然たる一山地なり、然るに物換り星移るに從ひ本尊藥師如來を八川村に奉遷（今の津川村大字八川なり、古來其の地を堂屋敷と呼び來れり）せしも嗚呼威なる哉靈なる哉、蹶然飛んで（古來俗に佛畝と稱す）佛畝の地に至らせ玉ふ、然して又故ありて現今の地に還遷せるものなり。故に俗言に三遷の藥師如來と唱ふ。其當時寺中と稱せしもの拾貳坊ありしも盛衰常ならず降て中興開山實智上人に至り六波羅密を表章して六ヶ坊となす。所謂檀度坊、精進坊、般若坊、淨戒坊、安忍坊、谷ノ坊是なり。然るに衰頽其極に達し、現今は只檀度坊存するのみ、由來此の地は、備中舊松山城より方維艮に位するを以て城主累代の尊崇至れりと謂ふ可し、蓋し、往昔は寺領百石及ひ山林若干を附せられ、明治維新の際まで其祈願所たりしなり。殊に三村備中守家親公及三村修理之進殿の如き敬信最も厚く、然も弘化三丙午三月中不幸火を失し本堂煙灰に化するや、翌弘化四丁未年板倉周防守勝職公再建の擧あり、以て該寺に於ける舊松山藩主の保護深かりしを証すべし。

什寶

一、五大力明王、　壹幅、

一、慈惠大師像、　壹幅、　寶暦六年丙子二月三日依有御志趣御納被成處也宗政公

一、涅槃像、　壹幅、　一、十六善神、　壹幅、

一、愛染明王、　壹幅、　一、如來荒神、　壹幅、

一、横物、　壹幅、　法眼永眞筆　一、額、　壹面、　秀信筆

豐壽山天福寺

豐野村大字豐野にあり。天台宗にして、役正覺の開基、(年代不詳)中興は亮賢法印なり、建立は慶安四年十一月と云へり。

由緒

天正の兵乱により舊記の徵すべきものなし。

什寶

本尊藥師如來座像、　壹、　役正覺作、

多聞持國両天、　壹、　役正覺作、

光林山神護寺

吉川村大字吉川にあり。吉川八幡宮別當たり、天台宗金山遍照院末にして、開基は智證大師、本尊は阿彌陀立像、藥師黑佛座像なり。

由緒

當山は智證大師の開基にして人皇第百一代後小松院の御宇嘉慶年中泉州の產、宗光、道光と稱す二法師宇佐八幡の御宣託により、此地に來り、中興開山し王ひ自ら彌勤、地藏の大像二尊を鑄作し、本尊兩脇に安置し、神護寺を以て世々八幡宮の別當と定め、明治二年神佛混淆引分に際し、社外なる仝寺境內にに(現今の地)堂宇を建立し本尊共に遷坐し奉れり。本尊は靈驗嚴にして帳を開き拜するを得ず、亦御兩尊とも天下に變動ある時は其兆候を國民に知らしめんが爲め御相身に流汗あらせらるゝこと今に至つて止まず、往昔は寺領三百六十石を足利將軍より寄附せらる、爾後中國兵乱の爲め領地を沒収せられ後足守公の祈願所となり明治維新の際まで崇敬せり。

什寶なし

仙久山金福寺

吉川村大字吉川字千木にあり。天台宗金山遍照院末寺にして本尊阿彌陀立像なり、文政年間火災に罹り全燒せしため由緒不詳什寶なし。

龍角山清水寺勸學院

下竹莊村大字湯山にあり。天台宗金山遍照院末寺也、開基仁安三年、平相國淸盛艸創と云ふ。本尊は聖觀音木立像(九尺)なり。

由緒

抑當山者比叡山之末流也舊本尊者所出現於大唐天台山玉泉寺也同寺廢而後有流轉之因緣而飛來此地里人建草堂奉崇與本尊則蒙國家安全五穀豐饒之利益處也平相國清盛入道爲嚴嶋御建立下向之節聞召當山觀音渡來之靈驗即永歷元庚辰年參籠御眅之餘本堂幷寺院十二坊御建立有之仁安三戊子年盡成就而寺領參百石之除地被下置所使勤行無怠慢爲其境地欑峯高聳如龍角顯上求菩提之機幽谷深流涌清水示下化衆生相依之名龍角山清水寺也

清水寺緣起曰

敬白勸進沙門修造備中國上房郡龍角山清水寺本堂抑當山者比叡山之末流仁安三年大檀那平國清盛公草創也彼本尊大慈大悲觀世音菩薩出大唐天台王泉寺而鎮坐於此地以來運步人隆除三毒難正和五年國主再造焉侶盤若坊法師又應永十八年安藝守沙彌掃部助修理之又天文十三年備前國小倉城主伊賀左衛門尉久隆公傾首靈前因茲爲治國利民再建之又慶安四年辛卯蒙於領主木下淡州太守利當公命而神原治左衛門尉久益爲國家安全再興本願佛敎院自示以來日月來中署大利不可有疑者乎仍而勸進之趣如斯

旹延寶八庚申歲秋日　　清水寺勸學院

沿革

觀音堂一宇、寺十二坊也、勸學院、井上坊、東坊、西坊、井本坊、禪定坊、善光坊、南坊、上ノ坊、般若坊、杉本坊、

此時寺領三百石と云、古帖に貞享二年六坊有、今は勸學院、井上坊、善光坊、禪定坊、享保十八年四ヶ寺殘りて跡は亂世の時斷絕すと云、古帖に杉本坊、安樂坊今は田地の名となる。

觀音堂四間四方本尊行基作今世迄七百年余開扉をなさすと云、今四坊住職の始め一度佛像を拜する事とぞ厨子破風造り、前立觀音立像新佛也、常燈明有、壇上護摩の具有、堂中法華經局を置、每年七月朔日より七日行道截法を勤行す。普賢像毘沙門、古佛有、作不知、惣して當山の古佛はいつれも殊勝也。

平相國淸盛石塔、堂の右側に在五輪　二王門、八尺一丈五尺　金剛力士、長七尺計古佛也（備中誌所藏）

什寶

一、聖觀音木立像、九尺、脇立、不動明王毘沙門天木立像、五尺、行基菩薩之作也。

一、梵鐘口貳尺、目方六拾貫、正和五年二月三日美作國丹治是友作、緣田書には佛作と記せり。

一、大般若寫經六百軸、應安三庚戌年十二月賴、寫畢又筆者不詳。

佐井田山願成寺

中津井村大字下中津井字佐井田にあり。眞言宗古義派にして、天平勝寶二年行基菩薩の開基なり。

由緒

天平勝寶二年僧行基の開山にして、古義眞宗派に屬する中本寺なり。寶曆十庚辰時の住職義昌、一の石塔を寺前に建て、其下に法華經二部を一字一石に彫み埋納せり。往昔遠州濱松の城主小堀作助より十石を知行せしことあり。

岩中山佛源寺

中津井村大字下中津井字町にあり、眞宗本派に屬す、萬治元年七月の創立なり。

由緒

萬治元戌年七月專海法師中興す。後相誓代に以前佛光寺派なりしを寛政九巳年眞宗本派に轉屬す。

正木山妙源寺

中津井村大字下中津井字町にあり。日蓮宗にして元和二年四月の創立たり。

由緒

貞治卯年大覺大僧正西國弘通の時當村字正木山に於て數日法華を弘宣し、終に草庵を結び、精舍を營む、其後天正年中才田城兵革の際燒失す、后三村某の母餘灰の跡に草庵を設け香花を積む、慶長年中本寺亘福寺の歷代寫經院日源上人來て建立の再營を請ふ、妙源尼速かに服して厚く廣宜懸記を想ひ則寺地を讓り爰に移轉す、依て日源上人中興し寺門大に榮ゆ、其后延享四年九月廿八

日夜火災の爲め本堂其他建物書類等烏有に歸す、依て明和五年八月再建す。

醫王山光合寺

呰部村大字下呰部にあり。曹洞宗にして創立不詳。

安庭山上合寺

仝村大字仝にあり。曹洞宗に屬し、文明二庚寅年の創立なり。

如竟山吉祥寺

仝村大字阿口字原茂にあり。曹洞宗にして寛永年間の創立に係る。

筏山藥王寺

仝村大字阿口字境にあり。眞言宗高野派に屬し、天平元年正月八日の創立にして大同二年四月八日の建設に係る、

大雄山圓福寺

上水田村にあり。曹洞宗にして文龜二戌年の創立なり。

山崎山萬泉寺

上水田村にあり。曹洞宗にして正保年間の創立、再建立は文政十亥年なり。文政年間火災に罹り全燒記錄の徵すべきものなし。

福聚山観現寺

上水田村にあり。眞言宗に屬し、創立年月不詳、再建立は寛永元甲申九月なり。由緒不詳、寶物なし。

龍王山善德寺

上水田村にあり。眞言宗にして、大同三年三月弘法大師の開基に係る。由緒不詳、寶物なり。

光明山遍照寺

水田村大字宮地にめり。眞言宗古義派大本山仁和寺末ににして壹等格院たり。

由緒

開祖は人皇第三十四代推古天皇の御宇聖德太子あり。延曆十一年六月雷火の爲め燒失、弘仁年中弘法大師再興せり。建久九年戊午九月鎌倉右府梶原景時に命して普請奉行となし大に堂宇を改築し、且つ福田若干町を寄附して寺領を增加し、祈願所と定む、建武三年丙子七月兵燹に罹り堂宇悉く燒亡し纔に二王門のみ殘れり、當時の殘存物は此の門と景時か繋駒の公孫樹のみとなれり。天正十年壬午四月毛利輝元堂宇を建設す、承應二年癸巳六月再ひ雷火に罹り佛堂什器等全く烏有に歸す、寛文元年辛丑二月國主水谷伊勢守及ひ作州領主森內記と謀て本堂を造立し領祈願とす。元祿十五壬午年年本莊安藝守祈願所とし寺領を增す。

什寶

一、本尊千手觀世音立像、　木　壹軀、身長五尺　弘法大師作、
一、不動明王坐像、　木　壹軀、身長壹尺五寸　弘法大師作、
一、仁　王　立　像、　木　壹軀、身長七尺壹寸四分　丹　溪　作、
一、聖德太子幼稚像立像、　木　壹軀、身長壹尺貳分　玄賓僧都作、
一、藤　胴　太　鼓、　壹張　徑、二尺一寸　水谷左京寄附

西福寺

水田村大字宮地にあり。曹洞宗にして寛永八辛未年正月創立、本尊阿彌陀如來なり。

由緒

寛永元甲子年春後水尾院の御宇本尊阿彌陀如來の靈夢あり、又其後征夷將軍秀忠公へ御告の事ありて寛永八辛午年正月圓福寺別峰和尚へ秀忠公より伽藍建立被仰付金子百兩幷に田畑山林御寄附御除地に被下置たりと云ふ。

什寶

一、本尊阿彌陀如來木像金箔坐像、御丈一尺
一、誕生佛銅像、御丈三寸

一、藥師如來木像金箔立躰、長一尺八寸
一、觀音菩薩木像、長一尺八寸
一、拂子柄朱塗白馬毛、
一、大般若經、五拾卷、
一、法華經、壹部、
一、涅槃像、堅七尺橫五尺、紙地彩色掛物、

延命寺

水田村字五名にあり。眞言宗にして、本尊は、延命地藏大菩薩、大同三戊子年三月弘法大師の開基なりと云ふ。

由緒

創立大同三戊子年三月宗祖弘法大師開基、其后寳永元年三月二十日再興、其他由緒沿革不詳。

吉祥寺

水田村大字宮地にあり。曹洞宗にして、由緒、沿革、不詳。

興法寺

水田村大字五名にあり。曹洞宗に屬す。創立不詳、記錄徵すべきものなし。

洗瀧山石城寺

上水田村字サコノ上にあり。眞言宗古義派にして、本尊は藥師如來なり。寛文六年四月十二日僧堯春創建せり其他、由緒、不詳。

淨地山寶妙寺

有漢村字淨地山にあり。眞言宗仁和寺末にして、本尊に阿彌陀如來なり。

由緒、縁起に曰く、

開山は天長十年にして、弘法大師此の靈場を開き、阿彌陀如來、不動明王幷に金剛を刻彫安置す。壽永年中に至り、文覺上人暫く錫を留む。此時源頼朝境內山林を授與す。延文五年當國の領主秋庭肥後守平重明大堂を再與す、康慶年中重明の後孫平頼重二王門を再興す、天正十五年毛利輝元田畠廿六貫余を寄附す、其後國不靜して過半散失す、應長年中小堀政一當國の年祖を取納す、其序で具に當寺の古蹟舊例を見聞し、寺內山林幷に大堂修理の地を免租す、元和年中以來當國松山の城主池田氏、水谷氏舊儀に隨て右の地を免租す、貞享二年水谷左京亮勝宗本堂を再營す、同五年二王門を再營す、安政二年板倉周防守勝靜本堂を再營す。

大藏山眞光寺

有漢村字眞光寺にあり。臨濟宗永源寺末にして、本尊は如意輪觀音なり。

由緒
開山は、永祿三年十一月十七日にして、朱雞和尙の創立なり、明應四年三月廿四日當國の領主秋庭大藏大夫眞光再興、其他不詳。

萬歳山保寧寺

有漢村字萬歳山にあり、臨濟宗永源寺末にして、本尊は千手觀音なり。
由緒
開山は、永享五年十月十五日玆雲和尙なり、創立は慶長九年二月廿九日當國領主小堀遠江守政一なりといふ。

金龍山祥雲寺

有漢村字松尾にあり。曹洞宗惣持寺末にして、本尊は釋伽如來なり。
由緒
開山は、祖体和尙、創立は文明三年三月三日、其他不詳。

東高山光林寺

中井村大字西方字東高山にあり。眞言宗高野派大藥院末にして、本尊は如意輪觀音なり。由緒創立年月其他不詳。

藥王山藥王寺

中井村大字西方寺山ノ下にあり。曹洞宗吉祥寺末にして本尊は釋迦如來なり。應仁元年の創立、其他由緒不詳。

巨龍山定光寺

中井村大字西方字巨龍山にあり。曹洞宗永祥末にして、本尊地藏菩薩なり。

由緒、緣起に曰く、

大同年中玄賓僧都の草創にして、法皇山萬年堂の遺跡を桓武天皇より僧都に賜ふ。御消息平城天皇へ僧都より奉りし御歌等の台書從來當山の寶物と稱し、一千六十有餘年の星霜を歷ると雖も、今に秘藏せり。其後僧都は當山の寅にあたれる幽谷に閑居せり。是を湯川寺と號して當山の末寺なり。中古當山庭前の巨松に龍燈の夜々定光たる故に巨龍山定光寺と改稱し、現今二代の松と名つけて五葉の靈木庭中に繁茂せり。惜い哉、年代久遠にして傳記等夯失し、中歷寺續世代等不詳と雖も、中興は氣雲和尙にして明德なり、應永の頃自筆にて大般若經六百軸を書寫し、法用の什物とす、今既に五百年に及ふと雖も、當山に猶此經存せり。其頃伽藍修覆大鐘法器等施財の願主は、當村上津原道滅入道なり。再興は、元槙和尙にして嘉吉の頂永詳寺夢菴和尙を請して更に開山第一世と稱し、二代は玄槙和尙なり。是より代々相續して第三十二世現住に至る。星霜既に四

百五十年に向んとすと雖も中絶なし、右古跡の由緒に依て七世全長和尚代、慶長九年十月十五日領主より寄進田、証文、境内除地、幷に末山十二ヶ寺分共に除地を受領せり、寛永の頃第八世雪山和尚遠近に若干の末山を開闢興立し、四方行法を盛んに唱ふ。本堂再建は十二世古聽和尚代文久元年三月十五日上棟創立の棟札は失却す、明和の頃十九世大蟲和尚富時松山城主板倉家の祈願所となる、御維新の際寺領除地とも奉還し、元証文地は更に寺名所有の地劵証を明治十一年授與せらる。

普光寺

中井村大字西方字佐内にあり。曹洞宗定光寺末にして、本尊は如意輪觀音、元和二年七月創立、由緒不詳。

萬福寺

中井村大字津々字山際にあり。眞言宗願成寺末にして、本尊は阿彌陀如來なり。永正七年津々加賀守資朝家臣遠藤治郎重氏創立其他不詳。

瑞慶山龍德院

松山村大字寺町にあり。曹洞宗洞松寺末にして、本尊は釋迦如來なり。創立天正十一年二月、由緒不詳。

法榮山道源寺

松山村字和田にあり。日蓮宗妙顯寺末にして、本尊は祖師日蓮上人、創立文祿四年なり。由緒不詳。

素南山巨福寺

松山村字寺町にあり。日蓮宗妙顯寺末にして、本尊は祖師日蓮上人、創立由緒不詳。

瑜伽山南照寺

高梁町大字南町にあり。天台宗寺門派照降院末にして、本尊は藥師如來なり、創立由緒不詳。

高梁山正善寺

高梁町大字大工町にあり。眞宗西本願寺末にして、本尊は阿彌陀如來なり。

由緒

明曆四年僧祐安開基創建す、其後天保十年二月回祿に罹り、堂宇殘らず燒失假に庫裏を建立す。

敎會

敎會は、何れも最近の創設に係り、其數八にして、基督敎に屬するもの二、黑住敎に屬するもの三、大社敎に屬するもの一、金光敎に屬するもの一、天理敎に屬するもの一、なり。尙、詳しくは別表に就きて見るべし。

教會表

名稱	位置	宗派	創立年月日	建設年月日	信徒戸數	教會主
高梁基督會	高梁町大字柿木町	基督教組合派	明治十五年四月二十六日	明治二十二年九月十五日	七三	執事 中島直治郎 山田忠治 小林尚一郎 家本平左エ門
金光教高梁教會所	高梁町大字御前町	金光教	明治二十七年一月二十二日	明治四十二年七月十七日	五	所長 小山佐平治
黒住教川關說教塲	上有漢村字川關	黒住教	明治三十年十月七日	—	七〇	執事 近藤きた
黒住教呰部上水田教會所	呰部村大字下呰部	黒住教	明治二十九年十一月四日	明治四十二年十月十日	一三	所長 中山宇三郎
天理教北大教會岡山分教會美袋支教會高梁宣教所	高梁町大字內山下	天理教	明治二十七年七月二十四日	明治二十八年七月四日	一七	所長 友野安五郎
高梁黒住教會	高梁町大字南町	黒住教	明治七年二月十二日	明治二十二年六月三十日	二七八	所長 黒田一正
大社教高梁備中分院	高梁町大字下町	出雲大社教	明治二十八年一月	明治四十年十月	二〇〇	院長 園山勘太郎
基督教講義所	有漢村字市塲	高梁基督教	明治十七年九月	不詳	四	執事 神崎秀甫

高梁基督敎會

高梁町大字柿木町壹番地にあり。明治十五年四月二十六日の創立にして、敎會は、基督敎組合派に屬し、同二十二年九月十五日の建設に係り、目下信者百六十四人あり。

沿革、本敎會が、明治十五年四月二十六日、柿木町平野宅に設立せらるゝ迄には、其最初の傳道より二年半を費せり、當時柴原宗助、高梁町の傳道に尤も力を盡し、明治十二年の秋、岡山に在る金森通倫、中川横太郎を招き、風俗改良の名によりて宗敎演說會を開催せり、續いて、米國宣敎師ケリー、ペテー、及タルカッ女敎師、金森等交る〲來高して直接傳道に力を盡し、敎會設立當時に於て初めて受洗したる人は、赤木蘇平、須藤英江、柴原宗助、柴原淸、林善助、瀰屋修平、大森英信、二宮うの、荒尾信義、川合良男、永井増、福田銀、木村靜、福西志計、本多貞、の十五名なり。牧師、二宮邦次郎、岡山敎會より轉會し、傳道事業に從し、敎會設立を終るや、翌月伊豫に轉し、上代知新之に代る、而も在任僅かに五ヶ月にして辭し、同十五年十二月十一日森本介石、(今の松村介石)來高す。介石は其才と識とを以て創業的牧者として、開拓的布敎者として當時尤も好適なる資質を有せしにより內外共に非常の望を囑せり、時に學術的講演を試み、人心を開發し、時に宗敎的演說を爲して社會に突擊し、布敎上一新時期を劃し、福音は全町を風靡し、長足の進步を爲したり、且松村の熱烈なる働きは本敎會に尤も榮光あるリバイバル史と迫害史と

を綴り出しぬ。爾後數回の說教、祈禱に於て、本教會員が聖靈の感化を味ひ、其潔めに浴し、涙に咽ばしむるの兄弟を起し、罪の悔改に泣くの姉妹を呼び、層一層の高度に達したるリバイバルとなり、信徒の靈的經驗は愈々益鞏固となれり。明治十七年六月二十八日岡山よりケリー夫人來高し、紺屋町會堂に於て始て風琴を奏し、柴原、須藤、說教をなしたるに聽衆二百餘人罵詈讒謗の聲湧くが如く聽衆中より土砂を投ずること數回頗る不穩の有樣なりき。超へて、同十七年七月六日夜は斜陽の頃より教會の前には多人數相集り、又紺屋町筋より向町の女學校附近に至る迄、童子十五六人一隊となり「耶蘇の磔刑」と呼び叫び何となく物情穩ならず、同夜九時頃赤木良平司會讃祈禱の後起ちて說教せしに聽衆は、溪川の兩側に充滿し、街道小路に至るまで立錐の地なく、群集は罵詈と讒謗の聲を放ち、說教の聲は之に妨げられて少しも通せず是を以て赤木は說教を止め、柴原代りて說教を爲せしも前と異なる所なし。時に何人か、大太鼓貳個を擔ひ來り、南無妙法蓮華經の題目を唱へて會堂の軒を打ち鳴らし、大音を擧げ、砂小石を投げ、大に亂暴を爲し來りし故止むを得ず、警官の臨場を煩はせしも群衆愈々增加し迫害の勢は一層の激甚を示し砂石を飛ばし大石を投じ、或は蛇蛙を投げ込み洋燈を碎き、大提燈を破り、戸障子柵を手當り次第に打毀し溪川に抛げ込み、曰く信徒は悉く竹槍を以て殺害し、一人も遁れしむべからずと眞に暴の暴を極む。當時社會人心の頑冥固陋の弊察すべきなり。爾後迫害に迫害引續き當地に新教傳道の苦

戰困難察するに餘あり。同十七年十一月松村辭職し、後任牧師として古木寅三郎來任と共に、敎會は、進一步の體度を取りて外部に向つて活動の勢を起せり。明治十七年則ち大迫害の後に於て有漢傳道に着手し、神崎、笹田、莊等、各土着の家族を得て每月一回二回時には每週出張し、十八年中には川上郡近似村及成羽町の傳道開始あり、川面、津川村の傳道も此時代に屬せり、一面は遠く阿哲郡新見町に福音を傳ふるに至り、次で明治二十年十二月上房郡豐野村に講義所を設置し、禰屋修平大に周旋し、同年九月、川上郡吹屋町にも傳道せり。明治二十二年九月十五日には、現在の地にある會堂新築功を竣へ、奉堂式を執行するに至れり、古木、牧養八年間にして轉じ、二十五年七月、寺澤精一、來任せしも、翌年三月日向國に轉ぜり、爾後無牧たりしこと約一年、二十八年三月伊吹岩五郎、牧職を襲ふて其缺を補ふに至りしが、三十一年十一月福西志計殁せしにより、私立順正女學校の經營を引受くるに至り在任六年にして遂に牧職を辭し、女學校專任となれり、三十五年四月溝口貞五郎牧師として來任し、在職九年餘にして、四十四年七月日向國都城に轉任せり。同年十一月片山幽吉其後を襲ひ、明治四十五年三月、本敎會創立三十年記念式を擧行し、以て今日に至れり。今本敎會が過去三十年間布敎傳道に從事し、其洗禮を受けたるものを各十年每に記さば左の如し。

最初の十年間は、駸々として進みし時代にして其數轉會者と共に四百七十八人に達せり。中の十年

間は遲々として振ふことなく、僅に九十餘に過ぎず。而して後の十年は二百人に及べる會員を殖せり、之を以て見れば、最初十年は、平均一ヶ年間に四十七人の新會員を得、中の十年間は、僅に九人に過ぎずして後の十年間は二十人を一年間に數へ得べし、以上を三十年に平均する時は、一ヶ年二十五人の平均となるべし。

什寶

迫害石、　壹個、

是は明治十七年七月六日夜大迫害の際、投入せしものにして本敎會布敎の記念石なり。

天理敎高梁宣敎所

明治二十七年七月二十四日、高梁町大字間ノ町へ設置し、翌二十八年七月四日地方廳の許可を得布敎に從事せり。

大社敎高梁備中分院

高梁町大字下町にあり。明治二十八年一月の創立にして、敎會の建設は明治四十年十月なり。郡內布敎せる町村は、高梁、松山、津川、川面、巨瀨、有漢、上有漢、中井、中津井、呰部、上水田、水田等にして信徒六百人を有せり。

黑住敎高梁敎會所

高梁町大字南町にあり。明治七年十二月十二日を以て高梁町大字向町に於て黑住派高梁講社を創設開講し、齊神として、天照大御神、八百萬大神、敎祖宗忠神を奉齊し、祭日を毎月十二日と定む。明治十一年三月一日付黑住敎高梁敎會所改稱の許可を得、同十三年四月一日鍛冶町へ移轉し、次て同十七年三月七日南町平松宅へ移轉し更に布敎の發展に伴ひ、同二十二年六月三十日現時の敎會所新築工事竣成遷座式執行、以來毎月二七の日を以て祈念說敎執行せり、同四十二年十月九日付黑住敎高梁敎會所設立の許可を得、更に大祭日を四月十二日(敎祖祭)七月十二日(大祓祭)十二月十二日(冬至祭)と定む、開所當時所長甘利正信、より柳瀨吉與、大非則文、小林金三郎、藤和太郎、柳瀨又治郎、大森半十郎を經て現所長黑田一正に至る、現時の信徒六百四十五名にし、郡內各町村に布敎せり。

第二章　神社

我國は、古來より、敬神、崇祖の念に富み、報本反始の情に篤し、故に本郡の如きも神社其數に乏しからず、之が有資格社の數三十九にして、其內、縣社一、鄕社四、村社三十四、あり。其他無格社二百あり。之を町村別に記すれば、高梁一、松山三、津川三、川面一、巨瀨五、有漢一、上有漢

五、上竹莊四、豐野五、下竹莊二、吉川一、中井一、中津井一、呰部二、上水田三、水田二、となる。其尤も多きは巨瀬、上有漢、豐野三ヶ村にして、尤も少きは中井村なり。各社祭神の重なるものは、應神天皇、仲哀天皇、神功皇后、吉備津彦尊にして之に次ぎて天照太神、日本武尊、素盞嗚命、菅原神を多しとす。祭時は、大抵春夏秋の三季にして中にも十月、九月、八月、十一月の四ヶ月間最も多し。

明治二十七八年、同三十七八年戰役の結果、報本反始の忽にすべからざることを知覺せるもの﹅如く、縣、鄕、村社は勿論無格社にても由緒ある神社は、合祀し以て基本財產を造成し維持の方法を講する等漸次興隆の計畫を爲しつゝありと雖も、本郡は神社の數頗る多く、社殿完備せす、維持上將來の目途立たざるものも、亦從て多數なるを以て、之れが合祀を勸誘し、神社の整理に務め、且つ神職會を組識し、神職の修養、神職行務の督勵に努めつゝあり。

神社表

幣饌料供進指定社	社名	社格	位置	祭神	祭日	創立年月日	社殿建立年月日	奉仕者

供進	八幡神社	縣社	松山村字和田	應神天皇 仲哀天皇 神功皇后 天照太神	十月十五日	貞觀元年八月廿三日	貞亨四年八月二日	社司 大内基
供進	八幡神社	鄕社	吉川村字刈尾	應神天皇 神功皇后 仲哀天皇	十月二十六日	永長元年八月十五日	應永二年八月五日	社司 大塚健男
供進	八幡神社	鄕社	川面村字大元	神功皇后 應神天皇 田心姬命	十月十七日	貞觀元年八月廿三日	同上	社司 山川健吾
供進	八幡神社	鄕社	上竹莊村大字有津井字八幡	應神天皇 正勝山祇命 大國主命	十月十五日	大同元年八月十五日	元祿十四年四月十五日	社司 石井志平
供進	八重籬神社	鄕社	高梁町字本町	伊賀守板倉勝重 周防守板倉重宗	四月二十九日	寛政五年一月十六日	文政十三年三月	社司 金子寛人
	八幡神社	村社	松山村字廣瀨	應神天皇 神功皇后 日本武尊	十月十三日	不詳	延暦三年八月廿一日	社掌 丸山元芳
	御前神社	村社	松山村字七軒丁	猿田彦命	十月三十一日	寶龜五年八月廿三日	明治十四年十一月	社掌 伊達鹿太郎
	八幡神社	村社	津川村大字今津字小川平	仲哀天皇 應神天皇 神功皇后	十月十七日	承和三年八月廿四日	延寶四年三月	社掌 小野獶太郎

社名	社格	鎮座地	祭神	祭日	創立	再建	社掌
木野山神社	村社	津川村大字今津字木野山	大山祇命 豊玉彦命 大已貴命	九月十六日	天暦九年九月十六日	弘化四年十月廿五日	社掌 小野蓮太郎
八幡神社	村社	巨瀬村字墟坪	應神天皇 仲哀天皇 神功天皇	十月十九日	貞観六年八月二十八日	不詳	社掌 大内勝彦
八幡神社	村社	巨瀬村字高羽根	田心姫命 市杵島姫命 應神天皇	十月十八日	不詳	同	社掌 大内勝彦
天神社	村社	巨瀬村字茶屋	天穂日命	十一月十四日	同	同	社掌 大内朱膳
御前神社	村社	巨瀬村字岩村	素盞嗚命 大已貴命 天照大命	九月二十日	同	同	社掌 大内基
岩山神社	村社	巨瀬村字園尾	神武天皇 玉依姫命 日本武命	十一月十日	同	同	社掌 大内勝彦 山川鐵彌
鈴岳神社	村社	有漢村字青木	氣比命 五十狭芹命 佐羅早松命	十月十九日	延長元年月日不詳	文明十四年九月二十九日	社掌 小原祇忠
四社神社	村社	上有漢村字石寺	大日靈貴命 神功皇后 武內宿禰 應神天皇	九月十八日	仁和二年月日不詳	同	社掌 ナシ

岩山神社	村社	上有漢村字神明	吉備津彦命 大物主命 彦足命	十月十五日	延喜十四年月日不詳	不詳	社掌 ナシ
岩山神社	村社	上有漢村字金倉	吉備津彦命 大物主命 彦足命	九月十五日	承平元年月日不詳	同	社掌 ナシ
諏訪神社	村社	上有漢村字土居向	健御名方命 事代主命	九月十六日	天暦元年月日不詳	同	社掌 岩原瀧彦
天神社	村社	上竹荘村大字有津井字惣道	天穂日命 菅原道眞	九月二十五日	寛和年中	同	社掌 大塚健男
矢倉神社	村社	上竹荘村大字納地字矢倉	大山咋命	十一月六日	不詳	同	社掌 藤森一二三
大和山神社	村社	上竹荘村大字納地字矢倉	大山祇命	十一月七日	大永元年月日不詳	同	社掌 石井甚平
岩牟良神社	村社	豊野村大字稔字宮ノタワ	譽田別命 仲哀天皇 神功皇后 素盞鳴命	十一月六日	貞觀十八年二月十四日	寛文五年二月十一日	社掌 杭田格二
高龗神社	村社	豊野村字吉倉	豊玉彦命	九月十七日	不詳	不詳	社掌 田村甚作
御前神社	村社	豊野村字天田	伊弉諾命 伊弉冊命	九月九日	天慶年中	寛永十五年四月四日	社掌 田村甚作
中山神社	村社	豊野村字谷合	吉備津彦命	九月十七日	不詳	寛文四年五月十日	社掌 田村甚作

天滿神社	村社	豐野村字天滿	菅原神	九月十七日	寛弘年中	不詳	社掌　田村甚作
川合神社	村社	下竹莊村字神原川合	譽田別命　足仲彦命　神功皇后	十月十八日	正德五年十二月	明暦三年月日不詳	社掌　藤森一二三
八幡神社	村社	下竹莊村大字黒土字前	仲哀天皇　應神天皇　神功皇后	九月二十八日	天應元年九月廿八日	不詳	神掌　杭田格二
高岡神社	村社	中津井村大字上中津井	大倭根子日子賦斗邇命	十月十九日	延喜四年九月	天明七年四月	社掌　高岡筆三郎
八幡神社	村社	呰部村大字下呰部	譽田別命	十月八日	承應二年月日不詳	不詳	社掌　田本瀧江
阿口神社	村社	呰部村大字阿口字龍王山	高龗神	八月四日	不詳	同	社掌　長田繁太郎
井殿鐘乳穴神社	村社	上水田村字井殿	大名持命	九月二十日	同	同	社掌　豐田美譽斯
天神社	村社	上水田村字菅野	天穗日命　菅原神	九月十八日	同	同	社掌　同人
郡神社	村社	上水田村字小殿	吉備稚武彦命　大吉備津彦命	九月十七日	天正十六年月日不詳	同	社掌　同人
八幡神社	村社	水田村大字五名	譽田別命	八月十五日	延長四年六月十五日	同	社掌　同人
天神社	村社	水田村大字宮地	天雷神	九月二十五日	不詳	同	社掌　同人

稲荷神社	村社	津川村大字八川字堂ノ上	倉稲魂命	九月九日	不詳	不詳	社掌ナシ
天滿神社	村社	上有漢村字長代	天穗日命	十月二十五日	元祿元年月日不詳	同	社掌小原祇忠
御嶽神社	無格社	中井村大字西方字庄谷屋	日本武尊	九月一日	文政十二年十一月二日	同	社掌ナシ
金刀比羅神社	無格社	中津井村大字上中津井字瀧ノ前	金山彦命	十月十日	不詳	同	社掌ナシ
嚴島神社	無格社	呰部村大字下字部	市杵島姫命	九月九日	同	同	社掌ナシ

(甲) 縣社

一、八幡神社

位置、松山村字和田にあり。

祭神、應神天皇、(帶中日子命、神功皇后)
天照皇太神、(仁德天皇、玉依姫命、天兒屋根命)

緣起、貞觀年中社殿を創立し、靈代は石淸水より勸請せり。

沿革、承久前の沿革詳かならず、秋庭重信松山城主となるや當社を御城鎭守とし其後代々の城主皆

先例により當社を以て一國一城の鎭守と崇敬し或は神田を置き、或は寶劔を奉り神鏡寶額を寄進するのみならず、例祭必ず親拜又は家老をして代拜せしめ、玉串及神饌料を献じ、尙ほ神輿渡御の節は、弓箭、鐵砲、長柄等の武器を貸與し、物頭馬廻り格の諸重役に命じて步卒數十人を率ゐて其の前後を警固せしめ、且つ齋主の騎乘をも貸附し其他一切の經費修繕をも支辨せり、明治四年是等の事止むに至れり。仝五年郷社となり、次に縣社に列せらる。天正年間上野元信、神田二町餘步を寄附せしが、元和年中池田長幸之を取上げ、別に每年社領米五石を賜はれり、寶曆七年板倉勝久之れを半減し、其の後次第に減少せしも猶三斗五舛を附せられたり、現時御供田、油免、瓦ヶ免、神樂田免額田等の稱呼を存するは、昔時を追想するに足る、又社司の居住地をも免稅せられしことありたりといふ。

社殿は貞享三年四月烏有に歸せしを以て、領主水谷勝宗工を起し、翌年八月竣る。卽ち現存の本殿(二間半四方)これなり。其の棟札に記して、

貞享四年卯八月二日、

備中國松山城大守水谷左京亮藤原朝臣勝宗公同出羽守藤原朝臣勝美公建設之、

大工、濱田平三郎藤原貞行、

齋主、正六位下大宮司藤森大隅守源有次、

とあり。寶暦四年八月領主板倉勝久社殿を修覆す。

寛政十年六月同勝政社殿を葺替ふ。

天保十四年十二月同勝職復社殿を葺替ふ。

其の後安政五年八月同勝靜更に幣殿及拜殿を建築す、尋いで明治十四年に神輿庫を同二十年に隨神門を同二十一年に社務所を建築し尙末社と手水鉢素堂とを建築せり。

建設物、手水鉢、文字分明ならざれども奉寄進元祿四年十二月吉日と明かなり。

石鳥居、文化五年建設、

燈籠三對、寛文六年天和三年寛延元年の建設、

高麗狗一對、文久二年建設、

寶物、國重大太刀一振、短刀一振、

祭日、十月十五日、

（乙）鄕社

二、吉川八幡宮

位置、吉川村字刈尾、

祭神、應神天皇、仲哀天皇、神功皇后。

緣起、天安元年の頃藤原監物（葦田宿禰の後裔）首唱となり、黑山八幡森に一小社を造營し、松原八幡宮と稱す。永長元年八月十五日現今の刈尾山に三段步の社地を築き宮殿を造營し奉遷せり。當時の棟札存するも文字不明の個所多し。

沿革、應永二年再建其の棟札に、

大願主、社僧阿闍梨宗光法印、

奉再造營八幡宮本社一宇 御聖壽萬安 御社頭厚榮氏子平安攸、

天下泰平國家安全五穀豐饒諸難消除、

干時應永二乙亥年八月五日、

飛彈國住人工匠藤原朝臣甚兵衞廣兼、

とあり。又本社棟木に社僧宗光應永五年とあり。又隨神門の棟木には應永十二年五月と記せり、口碑に依れば大永年間美濃の僧某來住して建立せりといふ。

文祿元年祈念の爲め太閤より三百六十石の御朱印下賜ありしも松山城主小堀遠江守之を取り上げ社領ために絕ゑたり、寬永十二年社僧歡喜院京師に行き、木下宮內少輔利房に訴へ荒地の內田五段（高七石五斗）社領となる、其の折紙紛失せしに依り木下淡路守利當更に折紙幷に社殿の山林竹木覺書を與ふ。現に神護寺に秘藏せり、其の文に曰く、

備中加陽郡吉川村當八幡宮爲寄進荒地ノ内以田地五段令扶助畢全可爲社領者也、

寛永二十一年三月八日

木下淡路守利當判、

吉川村神護寺、

備中加陽郡吉川村當八幡境内ノ山林竹木剪取事一切令停止背此旨者於有之急度曲事可申付者也、

寛永二十一年三月八日

木下淡路守利當判、

吉川村神護寺、

明治三十四年郷社に列す、全四十二年以降官祭を執行し幣帛料を下賜さる、全四十三年十月二十六日村内各社合祀式を擧行す。

寶物、金幣一對、(神壇扉二枚にて三個所並べ開き中に奉ず)神前左右に金屬作りの佛坐像及狗犬あり、二佛時に水分を帶ぶることあり、以て當年の吉凶を知るといふ。維新後は神護寺境内に移せり。

内陣兩脇に不開の箱二個あり。板張り押込の中に納む、大さ三四尺角其の何物たるを知るものなし。此他縁由書一卷(應永二年十月十五日大禰宜宮部瀧麿識)鏡二面(永長元年八月十五日吉川の住人河内某鑄造)鋒三個、劒一口(永長元年八月十五日堀河天皇の下賜)茶碗、一個(直徑三寸五分、

深さ三寸、糸數三重緣上げ、帛紗は茶色にて菊紋あり、三重箱入にて表に一條殿下賜さあり）神靈記一卷、（寶永七年庚寅秋九月穀且備陽葦守縣令兼肥州牧豊臣公定卿奉納）釜一個、（直徑二尺深さ二尺五寸仝上奉納）太刀十二口、長柄十二筋、弓矢四具、木綿大幕一張、（以上四品は寛永二十一年三月八日領主木下淡路守奉納）あり。

祭日、陰暦九月二十六日なりしが、官祭執行と同時に每年十月二十六日と改む。

三、鄕社大元八幡神社

位置、川面村、

祭神、神功皇后、應神天皇、田心姬命、瑞津姬命、

緣起、貞觀年中の勸請、

沿革、昔は巨瀨の庄の大元八幡宮と稱し、松山城主世々保護を加へたるを以て、境內は除地にて別に神田引三斗あり、尙ほ油免、カハラケ免、上田（アガ）、馬場、祝詞免、船免等の地名現存するを見れば往古の尊崇も知るべきなり。

由緖、嘉吉元年寺山城主三好阿波守尊春舊高拾石參斗を寄附し其祈願所と定めしこと同社の緣記及舊書に明なり、其後松山城主引續き崇敬厚く、殊に板倉周防守勝晙崇敬尤も深く金幣鏡等の奉納品あり。元祿の初年山川左右衛門及同右近之丞社司たりしより現社司山川健吾に至るまで二百餘

年奉仕せり。地方八幡社の元祖として社号を大元八幡宮と申し傳ふと云ふ。

祭日、十月十七日、

四、郷社上竹莊八幡神社

位置、上竹莊村大字有津井字八幡、

祭神、應神天皇、正勝山祇命、大國主命、素盞嗚命、姫田心命、五十猛命、倉稲魂命、市杵嶋命、經津主命、豐玉姫命、稚產靈命、大年神、瑞津姫命、天兒屋根命、大物主神、火產靈命、矢刷神、

緣起、仝社奉勸請由證記に曰く、

抑大八幡勸請ハ、人皇五十一代平城天皇之御宇、大同元歳丙戌八月十五日也。勸請根元ハ、延曆廿四歳八月ノ頃ヨリ岡住山ノ空ニ八ツノ旗雲現レ候故、此里ノ男女不思儀ニ思ヒ同歳十月平城天皇奉奏聞候處、其頃天子御夢ニ老女御前ニ現レ我是八幡大神也、此地ヨリ西ニ當リ吉備中津國多氣之里岡住山ニ長止ラン早勅セヨト宣ヒ失玉フ、天子奏聞靈夢共不思儀ニ思則爲占玉フ、彌八幡宮此山ニ鎮座シ玉フト占故天皇御感有テ此山ニ壹段之社地ヲ築キ、御社(此處不判然)其時天子ヨリ大社ト定メ玉フテ正面九町ノ田畑山林貳町四段御免地被下代々天子之御祈願所ト御定有之八幡宮ノ上ニ大之字附候者也。又御祭禮一ケ歳ニ五度ト定メ正月十五日、二月十五日、六月十五日、八月十五日、十一月十日也。右内八月十五日大祭禮ノ神札天子ヘ獻上スル事、建武歳中後醍醐天

皇迄ハ獻札有、其後延元ノ帝乱ヨリ献札止リ申候此大八幡勸請（以下數字虫害ニテ不分明）

文和元壬辰二月三日天安歳中之書記別兼候故末世ニ書殘置候也

禰宜宮司職兼職

小松惣摩　源好仲

右之通ニ御除地是候處、天正二戌歳二月信長公ヨリ御取上ニ相成申候、此除地境ト申ハ、片山曾根ヨリ青木溝迄、下ハ尾崎曾根ヨリ丸林川迄、此內九町ノ神領地也。

文和元壬辰之歳ニ小松惣摩被印候舊記右之通リニ有之候得共紙古ク相成手當リ破レ虫喰候故、別兼候仍而此紙ニ有ノマヽ書記置候者也

正保二乙酉歳十月三日寫是

宮司職　石井善太夫滿廣

とあり。本社は、人皇六十五代花山天皇御世を六十六代一條天皇に御讓位あらせられたる後、備中國川上郡安部深山の城廓に御行在の當時、長保元年三月十五日本殿廢頹せしを以て御再興あり、棟札に、

大願主者川上郡安部深山花山法皇殿、

奉再搆岡住大八幡宮本殿一宇御歳賀御運命長久御皇孫榮久祈、

長保元己亥三月十五日
御遷座大工頭飛彈甚五郎同又兵衞彌八郎、

とあり。

沿革、本社は人皇五十一代平城天皇の御宇、大同元年八月十五日故ありて岡住山字八幡に大社を建築奉祀せらる。御創立緣由の詳細は勸請由證記の如くにして、其の當時神領地として田畑九町歩、山林貳町四段歩を御下賜あり、其の後代々の天皇御祈願所と定められ崇敬あらせられ、每歲一回重臣御代拜ありしも中古以來は各領主之れを享けられ、崇敬最も厚く、往中古共神饌奉納の例あり、尙神領地は元祿年間調製の檢地帳に油免、カワラケ免、奉納供田、八幡田、宮司屋敷、神子屋敷、的塲、矢剱、等の小字を存するのみならず、此領地內に於て墓地の設けを禁じ、今に此古例ありと雖も、天正二年織田信長公神領田畑を引揚げられ、其後は、四領主に於て神田引と唱へ、貢米中より神供米を明治維新の其當時迄下賜ありし事蹟は、免狀目錄に明記せる所なり。寛永十四年三月二十四日社殿を領主池田出雲守再搆す、棟札に

大工藤原朝臣掃部七左衞門治郎左衞門
七郎左衞門

奉再搆大八幡宮一宇右大願主者池田出雲守御武運長久當村繁昌祈、
干時寛永十四天丁丑三月廿四日

とあり、次いで領主安藤長門守元祿十四年四月十五日社殿を再搆す、其の棟札に、

大工家門三代之藤村安兵衛干時元祿十四辛巳歳

奉建立大八幡宮一宇右大願主安藤長門守御武運長久當村如意處

仕頭領庄野清兵衛
頭領赤木平三郎卯月十五日

とあり、而して當竹莊鄕に岩牟良社あり、往古(二百年前)より竹莊十三箇村(現今上竹莊村、豊野村、下竹莊村)より鄕社一社、村社九社の神輿集合大祭典を毎秋一回(陰暦九月十八日)執行の慣行現存し、當八幡社を親神と唱へ上席に列するよりて明治二十九年六月八日村社より鄕社に昇格し明治四十二年三月、村内村社五社、明治四十四年二月十三日、村内の無格社十二社を合祀す、建物は本殿、幣殿、拜殿、社務所、神庫、隨神門、神輿藏、神輿休止所、鐘堂を有す、明治四十五年一月九日岡山縣令第一號を以て神饌幣帛料供進神社に指定せらる。

祭日、十月十五日、

五、鄕社八重籬神社

位置、高梁町大字内山下臥牛山麓にあり。

祭神、松山藩祖板倉勝重にして、明治十九年二代重宗を合祀す。

沿革、寛政五年十一月京都の社宮吉田總司より此の神號を賜はり、城内の馬場に奉安したりしを文

政十三年現在地に改築したるなり。

寶物、藩祖板倉勝重公甲冑、及陣太刀、

二代板倉重宗公甲冑、

藤胴太鼓徑三尺二寸、胴長三尺五寸、（舊松山城内にありて登城時刻を報したるを廢藩後献納したるものなり。）

宣下狀寫、

宗源　　神宣

八重雛權現　　備中上房郡松山

右宣奉稱大權現者神宣之狀如件

寛政五年十一月六日

奉　神部正鼓　　　禰宿

神祇道管領勾當長

上位二位卜部朝臣良倶

宗源　　神宣

侍從兼伊賀守從四位下源勝重朝臣魂

右宣稱八重雛靈社者神宣之狀如件

寛政五年十月十七日
神祇道管領卜部朝臣(書判)
祭日、四月二十九日、

(丙) 村社

六、御前神社

位置、松山村、
祭神、天照皇大神應神天皇、建御名方尊、天兒屋根命、武甕槌命、猿田彦命の六神なり。
緣起、寶亀五年の勸請。
沿革、往古は、字小高下泉が岡に奉祀せり、元和の初池田長幸建立し、仝七年今の地に奉遷せり。水谷左京亮勝宗小松城に城廓を築きてより代々松山城守護神として、壯嚴なる祭祀ありしが、天保年間火あり、慶應二年十一月再び延燒し、明治十年現今の拜殿を造營し、仝十四年十一月本殿を再建せり、明治五年村社に列す。
寶物、長船太刀、(慶長二年八月作)國重刀二振、(寛文七年三月作万治三年八月作)あり。

時鐘銘

時鐘は慶安四年九月吉日奉納、

吾移任當城之後爲致城下之士庶十二時候課干治工鑄凫鐘以奉納墎内御前大明神之寶前蓋知時則寺社不忘其勤矣時則四民不勤其業近境順法遠境効焉所冀天長地久國家安全除災與樂將來億千

慶安四歳次辛卯九月吉祥日

城主　水谷伊勢守藤原勝隆　敬白

治工當國小田郡高草

惣領　彥之丞藤原守重

祭日、十月十一日、

七、正五社今津八幡神社

位置、津川村大字今津字小川平にあり。

祭神、應神天皇、仲哀天皇、神功皇后、

沿革、往古放生會、式を今田川(今の高梁のこと)邊に行ふに當り、一社を建立せんことを希ふや久し、光仁天皇寶龜四年二月十五日民の疾苦を問はしめ給ひ勅使下向の時、小野加能なるもの許を得て一小社を建て明神と云へり、桓武天皇延曆二十三年勅臣阿刀大足下向の時、神体下賜を請ひしが天長八年に至り、伊賀權守橘成忠出雲國へ下向の時、卜部兼顯詔を奉じ小野政治をして山城の國男山八幡宮を勸請せしめ今田八幡宮と稱せしむ、政治乃ち神輿を造營し神田を寄進し、川渡の上

より榎の森下に出で中道より本宮還御の神幸式を擧げたりといふ。

松山城鎮守五社の一にして領主篤く崇敬したる社なり。元治元年十月三日領主板倉伊賀守長州征伐の際、武運長久のため祈願し社參献金のことあり。

寳物、縁起書一巻は文永六年八月二十四日小野貞治光及の記なりとす。

太刀一口、

祭日、十月十七日、

八、木野山神社

位置、津川村木野山頂にあり、

祭神、大山祇尊、豐玉彦尊、大已貴命、

縁起、天暦九年九月十六日伊豫國越智郡宮浦村國幣中社大山祇尊及五柱の大神を勸請せり。領主板倉伊賀守文久二壬戌三月十九日軍馬飼育場守護神として崇敬篤かりきといふ。

祭日、九月十六日、

附記

本社には崇神講社と稱する氏子以外の信者、六万餘戸あり。畿内、山陰、山陽及四國等の各地より參詣人常に絶えず、山頂は眺望頗る佳なり。

九、正五社八幡宮

位置、巨瀬村字壚坪片岡の馬場、
祭神、應神天皇、
　當社は緣起沿革を明かにせざれども毎年領主は神札を奉るの例ありしを以て見れば保護亦盡したるものなるべし。
寶物、一、鏡　參
祭日、十月十九日、

一〇、御前大明神

位置、巨瀬村字柳分の岩村にあり、
祭神、素盞男命、大巳貴命、天照大神、
祭日、九月二十日、

一一、岩山神社

位置、巨瀬村字園尾にあり。
祭神、神武天皇、玉依姫命、日本武命、吉備津彦命、
寶物、一、鏡壹面、　一、弓壹張、

祭日、十一月十日、

一二、高羽根八幡神社

位置、巨瀬村字高羽根にあり。
祭神、田心姫命、市杵島姫命、應神天皇、武内宿禰、大矢田宿禰、
祭日、十月十八日、

一三、天神社

位置、巨瀬村字茶屋にあり。
祭神、天穗日命、
祭日、十一月十四日、

一四、鈴岳神社

位置、有漢村字鈴尾龍王峯にあり。
祭神、氣比神、五十狹芹彥命、佐羅早松命、
緣起、往昔は有漢保高田原に鎭座ありしが、延長元年今の地に移し祀る久壽年間三浦義隆有漢を領し本社幷に末社の三浦十二天、秋庭若宮の兩社を建立せりといふも事實詳ならず。
沿革、古來鈴大明神と號し、有漢保六ヶ村の大氏たりしが、後鈴宮大明神、鈴三社大明神と改稱し

以て維新の際鈴岳神社と改稱したり、舊記の證とすべきものは棟札に

大檀越平朝臣元重

奉造玄鈴宮一宇　　棟上

大願慈觀上人

と表記し更に裏書に

別　府　保　内

文明十四年庚寅九月二十九日誌之

神主平成重　代官綱明　大工若江高廣
全重隆　經重

とあり、又由緒記に曰く

恭以鈴大明神昔日爲東國三浦姓護神承久年中仝姓秋庭氏重信依有軍功拜賜此地此神靈辱化鷹追跡而現于此既安所挾之鈴於這山而飛去矣重信再拜以奉成神体終營社修與奉號鈴大明神爾來四百餘年矣今歲重信八代後葉重種再造玉輿誠繼於大祖之志者也重種改謹記焉重政嫡男重興拜書之畢

延寶第五丁巳九月十九日

營主　秋庭三郎兵衛重種

本社附屬の鐘撞堂あり、鐘名に曰く

備中州松山之城主水谷出羽守勝明新鑄華鯨懸于當國有漢保鈴宮大明神之寶樓時命衲爲銘不顧芻
言卒下筆云々
延寶八曆竜集庚申五月吉辰
小室山無爲菴越宗知謙謹銘
治工　林彌兵衛尉淸光
明治四十一年村社に列し仝四十三年五月二十四日有漢村社八、無格社五十餘社を合併して有漢村社と改稱す。
寶物、一、鏡一五面、　一、弓壹張、　一、薙刀壹振、　一、刀五口、　一、華鯨壹個、
祭日、十月十九日、

一五、四社神社

位置、上有漢村字垣の石寺にあり。
祭神、天照皇大神、神功皇后、武內宿禰、應神天皇、
緣起、仁和年中富田原七郎時國なるもの難波の亂を避けて當村に來り攝津國住吉の神靈を勸請して四村大明神と稱するに始まる。
寶物、一、鏡壹面、　一、長刀壹振、　一、戈壹本、

沿革、不明なり。

祭日、九月十八日、

一六、矢倉神社

位置、上竹莊村字納地にあり。

祭神、大山咋命、

寶物、一、鏡壹面、一、鎗叄筋、一、戈壹本、

祭日、九月七日、

一七、川合神社

位置、下竹莊村字神原にあり。

祭神、足仲彥命、譽田別尊、神功皇后、

緣起、往古は川合山の巓に石の寶殿を造り鎭座したりと云ふ、現時古代の石材を存せり、正德五年十二月祭主藤森紀左ェ門滿綱今の地に奉遷したり。

沿革、明曆年間神原治左ェ門大に修理を加へたるものゝ如し、

其の石鳥居の銘に曰く

明曆三年孟洗吉祥日神原治左ェ門施主大工某

又鐘あり、之亦明曆三年の作なり、其の銘中に

木下淡路守利當內

于時明曆三丁酉年孟夏吉祥日

寄進　神原治左衛門宅益

貞德寺僧乾外兒謹言

傳來之巨鐘碎而其聲不鏘然于茲寶曆四年甲戌十一月當國阿曾村令治工鑄之糞求傳無窮而已

神原市郎兵衛久友　欽言

備中賀屋郡阿曾村之住人林宇右衛門應請

とあり。

大祭禮式は祭典當日村內六柱神社及黑土八幡神社の神輿紅白の幟に擁せられ笛太鼓の奏樂に步調を合せ隊伍整々として、沿道を練り步き、川合神社に集まり、更に合併祭典を行ふ。

寶物、一、鏡壹面。一、長刀壹振、一、槍壹筋、一、戈壹本、

祭日、昔は九月十日なりしが、元祿十一年より九月十一日十二日となり、現今十月十八日に改む、

一八、御　前　神　社

位置、豐野村大字豐野字天田、

祭神、伊邪那岐命、伊邪那美命、
緣起、天慶年中備中國吉備津神社の御分靈を矢野村字蜂谷へ勸請して吉備津御前神社と稱し、後矢野村字天田へ遷移して御前神社と改む、今を距ること九百六十餘年前なり。
沿革、寛永十五年四月四日本社幷に幣殿を建設し寛政十年九月二日拜殿を建立す、隨神門は建立月日不明なり。
寶物、棟札及鏡、
祭日、陰曆六月十三日、九月九日、十一月十三日の三度とす。

一九、天滿神社

位置、豐野村大字豐野字天滿、
祭神、菅原道眞、
緣起、寛弘年中矢野村字天滿山に勸請す、今を距ること九百十餘年なり。
沿革、不詳
寶物、鏡及棟札等なり。
祭日、陰曆六月十八日、九月十七日、十一月十八日の三度なり。

二〇、中山神社

位置、豐野村大字豐野字谷合、
祭神、吉備津武彥命、
緣起、寛弘年中矢野村字谷合へ勸請したるものなり。
沿革、寛文四年五月十日本社を建立し享保十三年十二月十一日拜殿を建立し寶曆四年十一月石鳥居を建立す。
祭日、陰曆、六月十八日、九月十七日、十一月十八日の三度なり。

二一、高靇神社

位置、豐野村大字豐野字吉倉、
祭神、豐玉彥命、
緣起、沿革不明、
寶物、鏡及刀等あり。
祭日、九月十七日、

二二、岩牟良神社

位置、豐野村大字稔字宮ノタワ、
祭神、譽田別命、仲哀天皇、神功皇后、猿田彥命、日本武命、天邑雲命、大國主命、事代主命、底

佐田比古命、素盞嗚命、火産靈神、倉稻魂命、武甕槌命、經津主命、稚産靈神、保食命、道日命、穴穗命、和靈神、大山祇命、

縁起、御勸請縁由記に曰く、應神天皇、仲哀天皇、神功皇后、を奉齊して大元八幡宮と稱し奉る、勸請は人皇五十六代淸和天皇の御宇貞觀十八年丙申二月十四日、勸請本元は輕島明ノ宮に座し天下を治め給ひたるとき、淸和天皇吉備に幸せらるゝや吉備中津國此の竹莊に御し給ふとき、桝形山の頂に登り座して四方を見霽し給ひ是より戌亥の方に面し宣り給はく、彼の郊原に小嵩き處見ゆ、彼の地は極めて淸々しき處ならんと降り給ひし間に竹原といふ處にて息ひ給ひ帶び玉ひし羽々矢を刺立て歲の榮と竹の小笹を添へて言祝ぎまして夫より中津原宮のたわといふ處に御し給ひ此の地こそ四神相應の土なりと一夜御止り玉ひ我身を隱すは今夜宿りし處なるを以て幸魂を遷し止めんと詔り玉ひて都に還御し給ふ、其後竹原に刺立玉ひし羽々矢竹之小笹年を經るに從ひ葱々たる藪林となりたり後世因りて竹之莊たる號名を呼爲せり、其の後年を經て天安元年八月初めの頃より中津原のたわに八の白旗現はる、里人怪みて是を占へば八幡の神靈と占ふ、爰に初めて應神天皇の幸魂此地に遷御し玉ふ事現はれ其後中臣ノ鎌足の後裔右中辨藤原保則其當時備前、備中の二ヶ國の守たりしを以て初めて爰に宮殿を造營し中八幡宮と奉祀す、人皇五十六代淸和天皇深く御尊信あらせられ中津原に壹段六畝步の宮敷地を賜ひ竹之莊大元八幡宮と稱へ玉へり、神領地山林貳

町四段歩を賜はる、神饌面、宮田、中津面、鳥居ノ前、宮ノ尾、御供田、燈明田、淸水、祭田、八幡田、神主屋敷、大禰宜、小禰宜、宮元、代官屋敷の拾五座にして壹町八段歩あり、是は八幡宮奉祀本元中津原に奉齊の緣由後世に錄之署者也。

建德二三天辛亥九月十七日

大禰宜宮部林宗藤原道識之

とあり以て其の緣起の大略を知るべし。

沿革、本社は人皇五十六代淸和天皇の御宇貞觀十八年二月十四日中臣鎌足の後裔藤原保則故ありて中津原に社殿を造營奉祀せし者にして創立緣由の詳細は前記御勸請緣由記の如くにして、其の當時神領地として田壹町八段歩山林貳町四段歩御下賜相成り爾來永く崇敬せられたり、尙ほ神領地は元祿年中調製の檢地帳に神食田、宮田、中津面、鳥居前、宮ノ尾、大禰宜、小禰宜、宮元、代官屋敷等小字存すると雖も、正親町天皇の御宇則ち天正十一年毛利輝元卿時代廢せられ其の後は舊領主に於て更に神田引を定められ貢米中より御供米を維新の當時迄下し賜ひ每歲一回重臣の御拜禮ありしこと神領地免狀目錄に判明なり、古社殿は貞觀十八年二月十四日備前備中兩國の守たりし藤原保則造營せられて代々御朝延重臣をして代拜せしめられ崇敬殊に深く、文安年中再造營あり、寛文五年二月十日舊藩主松山の城主水谷左京助社殿御寄進あり、本願主當村の庄官肥田小

兵衛取立建築せしよし。寛文六年二月十日田壹段八畝歩御寄進あり、年々大祭當日には、御參拜ありて祭典料を供へられ厚く信仰せられたり、又中津原に惣社十二社權現宮と稱する社殿あり、本社は四十四代元正天皇靈龜元年九月紀伊國牟妻郡に鎮座ありし熊野三所權現を勸請せり御祭神は事解男命、伊弉册尊、速玉男之命にして竹之莊鄉中十五社の祖神と稱へ毎年九月十八日境內に於て十五社寄祭とて大祭典を行ふ慣例あり傳記にすれば、貞觀の末初めて此集合祭を行ひ世々八幡宮各社引受の神社なる社權を帶びて當日早天先づ宮入をなし總て式禮を總理せり、竹之莊十五社とは先づ中心を惣社十二社權現宮として次東一座中八幡宮次西一座大八幡宮次相堂辨才天次西宮牛頭天王次今宮八幡宮次御崎大明神次川井八幡宮次中宮惣光天王次天滿八幡宮次大和大明次正田大明神次神邊龍王宮次矢倉大明神次小森大明神と順席を以て長床に安鎮し正午を以て神幸式を該社馬場に行ふ、正應二年前十數年間此祭儀中絕せしも其の後繼續し近くは今を去る七十餘年前半數社の集合祭をなし、其の後川井八幡宮正田大明神大和大明神小森大明神の四社を除くの外集合祭を行へり明治三十五年より小森神社加列し現十一社舊例により祭式を擧行せり、故に往昔より竹之莊大元八幡宮の尊稱あり、明治四十三年十月木森神社、正田神社、鳥居鼻荒神社、肥田荒神社、奥砂荒神社、吉岡火鋒神社、成友荒神社、曾根神社、赤星荒神社、岩目稻荷神社、小井田保食神社、吉岡荒神社、上畑大國神社、明光庵荒神社、助年經津主神社、信藤荒神社、下椿荒神

社、才ノ前宮西神社、竹坂經津主神社、岩目保食神社を合祀し、仝四十四年三月村社疫凊神社、無格社下市惠美須神社、六地藏荒神社、刎田荒神社、繪下吉備津彥神社、森曾根吉倉神社、新町江美須神社、中尾和靈神社、井坂荒神社、中尾神社、安垣内山上神社、井坂御鋒神社、大久保荒神社、末信荒神社、三本松荒神社、三本松佐田神社、經津主神社を合祀す。

祭日、十一月六日、

二三、高岡神社

位置、中津井村大字上中津井の高岡にあり。

祭神、大倭根子日子賦斗邇命

緣起、延喜四年九月大字上中津井字高丸に勸請せしが、仁安三年現今の高岡山に奉遷したり、延喜式は五年に出來たるを以て見れば古きこと知るべし。

沿革、天明初年火災に罹り仝七年四月再建して今に至る。

御一條天皇長和五年十一月二日主基方備中國高岡内藏權頭善滋朝臣爲政

はふりこか祈るもしるく高岡の
社の神も君そまもれる

詠まれし其の靈山たるを知る。今中津井、中井兩村の大氏たり。

寶物、一、古文書壹卷、一、鏡參面、一、太刀參口、一、長刀貳振、一、鎗四筋、一、甲冑壹副、

祭日、十一月十九日、

二四、郡神社

位置、上水田村字小殿にあり。

祭神、吉備稚武彥命一名若建吉備日子命、

緣起、吉備稚武彥命兄名大吉備津彥命と共に吉備を治めらるゝや命亦來りて此の地に止り給ひ終に小殿に薨去せらる、現に古來御陵樣と稱ふる古墳あり、命所持の刀劍器具は字立に埋めたりといふ、隨從の品遲部大田田二人は勅を奉じ靈廟を造營し一郡の大社と崇敬して二月十七日十一月十七日を祭日と定めたり、尋いで二人に阿賀の郡を賜ひ祭祀を奉仕せしむ、二人崇敬の誠を盡し里人之に習ひて郡大明神と稱するに至る、玄賓僧都嘗て騎馬にて廟前を過ぎんとし馬前まず、異み里人に正せしに古來有位有官の人廟前を過ぎ缺禮せば忽ち神罰ありと聞き馬を下りて罪を謝したり、乃ち僧都其の靈驗に感じ贈位を請ひ現今の地に社殿を造り奉遷し正一位郡大明神と稱す。

沿革、品遲部は平田に移りて高雄と改姓し、大田田は小殿にありて多田と稱へ近世まで子孫相傳へて祭祀の事を掌れり中世に至り社頭神事職等疎略なりしが天正年間毛利輝元領主に命じ社殿樓閣を再建し神事祭禮役人神職等舊に復することを得たり、其の棟札には

奉寄進郡大明神長床備中阿賀郡水田ノ庄上村と

表記し裏に記して曰く

天正十八稔丙戌年

季春五日日撰善時

右將軍天野少將之明同本願主中村治部左エ門明爲

大工藤原太郎右エ門久重

祭日、九月十七日、

二五、井殿鐘乳穴神社

上水田村字井殿にあり備中十八社の一として延喜式神名帳に載せたり、祭神は大巳貴命なり近時郡神社に合祀したり。

二六、八幡神社

位置、水田村字五名にあり。

祭神、譽田別命、

沿革、延長四年六月十五日小社を創立したりしが天慶二年太田基艨大社を造營せり明治五年村社に列す。

祭日、八月十五日、

二七、天満神社

上有漢村字長代にあり祭神天穗日命元祿元年桑野與右衛門中村伊左ヱ門なるもの出雲大社より勸請す、十月二十五日を以て祭日とす。

二八、岩山神社

上有漢村字長代にあり、祭神吉備津彥命にして大物主命、彥足命を配祀せり、延喜十四年勸請十二月十五日を祭日とす。

寶物、一、長刀壹振、

二九、金藏岩山大明神

上有漢村字垣にあり、祭神は長代岩山神社と同一なり、承平元年難波正久湯淺利勝なるもの勸請す九月十五日を例祭とす。

寶物、一、鏡壹面、

三〇、諏訪神社

上有漢村字川關にあり、祭神建御名方の命にして事代主命を配祀せり、天曆元年信州より勸請して三十八社大明神と稱せしが、明治四年今の名に改めたり九月十六日の大祭日には川關區の舊族十家濁酒を獻じ神饌の外大根七十五本を獻ずるを例とせり、是れ信州諏訪に於ける古式に則りたるもの

なり。

寶物、一、鏡壹面、　一、長刀壹振、

三一、大和山神社

上竹荘村字納地にあり。祭神大山祇命、往古、大和山上に鎭座せるを大永元年社僧勸學院大村寺淨戒寺神主宮本勘太夫等社殿を今の地に造立せりといふ。石壇四あり、竜祠といひて雨を祈る。

事由

神皇四十三代元明天皇の頃雲州の浪人頼盛大和山に居住す、其頃大和山の峯に龍王を祀り、大和山龍王と稱す、當山の頂上の岩間に四時水の絶る事なく是を龍王の噴水と云ふ。大和山には大和城ありて城主土肥頼毋備中の守護たり。此頃當地を大和村と稱す、長祿二寅年右太夫に命し、伊豫國大三島大明神の分靈を乞ひ、二夜三日の祈禱あり、神寶の劍をつけて分靈有り、右太夫謹請下宮す。城主使を遣して出迎へ村の境より魔除矢を射たり、此處を矢方原と云ひ、大和山の麓にて冠裝束を改む、此處を冠と云ふ、是より五丁餘乾に登り神靈寶劔を屋須免たる所を寶谷と云へり、寶谷に御供岩あり、九月十八日大和山の峯に勸請す、社號を大和山大明神と尊稱す、其當時當村に僅に田畑有、原に小山有、沼多し、瀨戸を堀切惡水を除き、土地を開墾し、村内の利益を謀り、氏子大に繁榮せり、大永元年大和山は嶮坂にして參詣者困難なるを以て原に社を建設し、

覬に舞はしめ、宮本勘吉遷靈す、其際に於て大和山大明神は讃岐國塩飽の面御見渡沿海の船舶遭難を救護し給ひしにより、其地方より材木多數寄進し社殿の建設を助く。

寶物、一、鏡壹面、一、鎗參筋、一、戈壹本、

一、土肥賴房より、ひしやでんしやりでん寄附狀、壹通、

一、木下肥後守より、銀六百疋倉願爲達御供米としての奉納狀、壹通、

祭日、十一月七日、

三二、天神社

上竹莊村大字有津井字惣道にあり、寛和年中の造立にして、祭神天穗日命及菅公なり。松山藩主板倉氏の崇敬深く、金品等を寄進せしことあり。

寶物、一、鏡壹面、一、太刀壹口 一、長刀壹、一、鎗壹筋、一、戈壹本、一、鎧壹領、

祭日、九月二十五日、

三三、今村八幡宮

下竹莊村大字黑土字前にあり。

祭神は、應神天皇、仲哀天皇、神功皇后、伊弉冊尊、豐玉彥尊、素盞嗚尊、猿田彥命なり。

由緖、往昔天應元年九月本村字黑土字中尾に奉祠せしが、長承二年に至り現今の地に奉遷し今宮と

稱す。明曆元年備中國松山領主水谷氏祈願所とせり。安永九年十二月石川日向守本願主となり現在の本殿を改築せり、現に其棟札あり。

祭日、十月二十八日、

寶物、一神鏡參面、一長刀壹口、一弓壹張壹筋、一棟札壹枚、

三四、八幡神社

位置、松山村字廣瀨にあり。

祭神、應仁天皇、神功皇后、日本武尊、

緣起、高粱川の東なる御立山(八幡御立山とも云ふ)の山腹に於て一勝地を劃し、延曆三甲子年八月廿一日鎭座式の奉仕あり。原東の大氏八幡宮と崇敬す。爾來國主守護神として崇敬せられ、延寶五丁巳年九月松山城主水谷左京亮殿御寄進により、殿宇修築、正德二年十一月殿宇及付屬建物とも悉皆回祿の災に罹り燒失し、舊記寶物等烏有に歸したるも幸にして御神躰のみは其災を免れ今に安置せり。

祭日、十月十三日、

三五、稻荷神社

位置、津川村大字八川字堂の上にあり。

祭神、倉稻魂命、　　祭日、九月九日、

三六、八幡神社

位置、呰部村大字下呰部字宮ノ脇にあり。
祭神、譽田別命、　　勸請、承應二年月日不詳、
寶物、一、鏡壹面、　一、刀貳口、　一、長刀貳振、　一、甲冑壹副、　祭日、十月八日、

三七、阿口神社

位置、呰部村大字阿口字龍王山にあり。
祭神、高龗神、　　寶物、一、鏡壹面、　一、長刀壹振、　祭日、八月四日、

三八、天神社

位置、上水田村字菅野にあり。
祭神、天穗日命、菅原神、　　寶物、一、鏡壹面、　一、太刀壹口、　一、長刀壹振、
祭日、九月十八日、

三九、天神社

位置、水田村大字宮地字天滿にあり。
祭神、天雷神、　　寶物、一、鏡壹面、　　祭日、九月廿五日、

（丁）著名なる無格社

四〇、御　嶽　神　社

位置、中井村大字西方字庄屋谷にあり。

祭神、日本武尊、

由緒、文政十二年十一月二日藩主板倉周防守勝職當村西方の守護神として神體を下賜し、藤井結藏大願主として勸請せり。

祭日、九月一日、

四一、金刀比羅神社

位置、中津井村大字上中津井字瀧ノ前、

祭神、金山彥命、　　祭日、十月十日、

四二、嚴　島　神　社

位置、呰部村大字下呰部字鼻操、

祭神、市杵島姬命、　　祭日、九月九日、

古來の社司社掌

古來宮司社司社掌神官神主禰宜等の名に依て是等神社の祭祀を掌り祈禱會を行ひ以て敬神の意を扶

植し人心を支配したる主なる者は、

松山村、高梁町、	藤森氏、	津川村、	小野氏、
川面村、	西村氏、山川氏、三村氏、	巨瀬村、	三村氏、大内氏、
有漢村、	中山氏、後に小原氏、	上竹荘村納地、	石井氏、
上竹荘村有津井、	石井氏、大塚氏、	豊野村稔、	杭田氏、
豊野村豊野、	田村氏、	下竹荘村、	田土氏、後に藤森氏、
吉川村、	豊田氏、	中井村西方、	安達氏、
中井村津々、	工藤氏、	中津井村、	高岡氏、上山氏、
呰部村呰部、	森本氏、	仝村阿口、	長田氏、植田氏、
水田村宮地、	豊田氏、		

之を掌る、是等の子孫は現時に至りて尚多くは父祖の業を嗣ぎて其の務めに服せり、亦以て其の布教の跡と、人心の傾向とを察するに足るものあるべし。

神職會

神社、寺院は一郷民心の歸依崇敬する所、之が風教に關する所尠少ならず。殊に現時、動搖せる世道人心を収攬し、歸依渇仰の道をつくるには、其革新活動は、一日も忽にすべからず。且其維持保

存のこと、また容易の事にあらず。當局先に之が保存の方法につき諸規則を發布し、本縣神職會の組織亦成るあり。本郡に於ても、之が支部會を組織し、神社行政の發展、祭式、國典の研究、並に神職行務の督勵を期せり。其他東部神社行政研究會の組織ありて神社本來の性質を明かにせんとし、漸時敬神崇祖の念向上しつゝあるは慶すべきことたり。今左に其會則を掲げん。

岡山縣神職會上房郡支部規則

第一條　本會規則第七條ノ職員ハ左ノ定員トス。

一、幹事　壹名、　二、常議員　貳名、　三、評議員拾名、

四、評議員及縣評議員ハ會長ノ指命トシ常議員ハ評議員ノ互選トス。

第二條　常議員ハ支部ノ會務ニ參與ス。

第三條　評議員ハ支部長ノ諮詢ニ應シ會務ヲ審議ス。

第四條　支部幹事常議員及評議員ノ實費辨償額ハ出勤日數ニ應シ左ノ標準ニヨリ之ヲ支給ス。

日當壹日金壹圓車馬賃一里金拾貳錢。

第五條　支部ノ會議ヲ左ノ三種トス。

一、常議員會、　二、評議員會、　三、總會、

會議ハ總テ普通ノ議事法ニ據ル。

第六條　常議員會ハ必要ノ場合ニ之ヲ開キ評議員會ハ毎年一回之ヲ開ク　但臨時ニ評議員會ヲ召集スルコトヲ得。

總會ハ其必要ヲ認メタルトキハ之ヲ召集ス。

第七條　常議員會ハ緊急議決ノ必要事項ヲ議決ス。

評議員會ハ會務ニ關シ支部長ノ諮詢シタル事項ヲ審議ス。

第八條　會議ハ總テ支部長之カ議長トナル議長事故アルトキハ幹事之ヲ代理ス。

第九條　常議員會評議員會若クハ總會ノ議事ハ出席員ノ過半數ヲ以テ決シ可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス。

第十條　常議員會評議員會ハ議長ヲ除キ出席員過半數ニ滿タサレハ議決スルコトヲ得ス。

第十一條　會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル。

第十二條　毎年收入支出豫算ハ評議員會ノ議決ヲ經テ支部長之ヲ定ム。

收入支出決算ハ毎年評議員ニ報告スルモノトス。

第十三條　臨時追加豫算ハ常議員會ノ決議ニ付シ支部長之ヲ定ム。

第十四條　支部ノ經費ハ會員負担ト公共團体ノ補助ヲ以テ之ニ充ツ。

第十五條　本規則ノ變更ヲ要スルトキハ評議員ノ議決ヲ經テ之ヲ改正スルコトヲ得。

上房郡神社行政研究會々則

第一條　神社ハ國家ノ宗祀ニシテ其祭祀ハ本邦特有ノ大典ニ屬スルヲ以テ之レガ崇敬ノ誠意ヲ致シ以テ祭祀ヲ行ヒ其尊嚴ヲ保持シ報本反始ノ實ヲ擧ゲ神社本來ノ性質ヲ明カニシ我國民タルモノヽ本分ヲ全フスルヲ以テ本會ノ目的トス。

第二條　本會ハ上房郡東部神社行政研究會ト稱ス。

第三條　本會々員ハ上竹莊村、豐野村、下竹莊村、吉川四ケ村長、神職、學校長氏子惣代ヲ以テ組織ス。

第四條　本會ハ毎月一回宛鄕村社ニ於テ開催スルモノトス。

　但シ會場ハ每會協議ノ上之ヲ定ム。

第五條　本會々務ヲ處理スル爲メ會長一名幹事一名ヲ置キ會長ハ會務ヲ統括ス幹事ハ會長故障アルヰ若クハ不在ノヰ其代理ヲ爲ス。

第六條　會長幹事ハ會員ノ互選トス。

第七條　第一條ノ目的ヲ達スル爲メ毎月開催地ノ神社部落員ヲ出席セシムルヿ。

第八條　本會開催ニ當リ必要ト認ムル時ハ協議ノ上本縣神職會上房郡支部長及支部幹事ノ出席ヲ稟請スルモノトス。

第九條　本會ニ於テ決議シタル事項及施設事項ハ毎會本縣神職會上房郡支部長ニ報告スルモノトス。
第十條　本會開催諸費ハ開催地神社ノ負擔トス。
第十一條　會長幹事ノ任期ハ滿一ケ年トシ再選ヲ妨ゲズ。
第十二條　本會則ハ明治四十四年七月二十日ヨリ實施ス。
　但シ改正ノ必要アルトキハ會員半數以上ノ賛成ヲ以テ改定スルコトヲ得ルモノトス。

第三章

古文書寶物等

本郡固より名社古刹少からず、名門舊家に乏しからず。從て古文書寶物古器物等の所藏、多かるべきに、編者造詣の至らざると、踏査に暇なきとにより考古の料に供すべきものを發見するの甚た少きは大に遺憾とする所なり。今左に古文書寶物等の所藏者及概要を記すべし。而して、複雜を避くる爲め、遺憾ながら一々其の實物の寫を添ふる能はず、只其梗概のみを說明して止みしもあり。考古の士、幸に所藏者につきて、其眞を窺はれんことを望む。尙神社、寺院の什寶に關しては、各其條に記載し、玆に之を略せり。閱讀の際、參照あらんことを併せ望む。

一、高梁町大字石火矢町石川圭一氏所藏

石川氏は、石川丈山の後裔にして、丈山の後繼者石川半助鹿山と號す板倉藩、伊勢龜山在封中、有終館を起し諸士の教授を掌り、大に文教を奬め、其の教養に努む。其後松山移封の際、藩主に從ふて移る。其子孫代の藩の重役たり。丈山に關する古文書及寶物を多く藏す、左に掲くるものは、明治三十年二月五日史料取調の爲め、東京帝國大學總長濱尾新氏より借上しものなり。

○印は天覽に供したるものなりと云ふ。

一、石川家系圖（丈山自筆）　壹通、

○丈山書簡（縫物早〻出來候云々）　壹幅、

寫、　縫物早〻出來候誠に女中の工人やうれしや〳〵珍重〳〵かしく

九十歳翁

お八とのゑ

○慶安元年子五月十日板倉周防書簡（銃獵特許丈山宛）　壹幅、

寫、　已上

一筆申入候一乘寺山中故鹿切生出候由承候不寄何時鐵砲にて可有御打候定て小鳥も出可申候間可有御打候山城我等折紙無之所にては私に打不申候間如此に御座候恐々謹言

慶安元年
子五月十日　板周防守印

石川丈山樣

一、松永貞德歌　壹幅、

○丈山書狀（此くさもち云々）　壹通、

寫、　此くさもち、ぢう、一ぢうたい、一ツまいらせ候ゑやうくわんあるべし

山

孫十殿

一、丈山石川數馬へ與へし訓戒已亥八月十五日　壹幅、

寫、

覺

一、人に保ほとの慮外をゑかけられ候共來
年八月迄は堪忍可申事

一、豐前殿をは我等より外に尊ひ敬ひ候て
三人の衆をは十太夫ごとくに可存事

一、人の敎訓遠よく聞納可申事

一、誰によらずかりそめにも人にすねらぬ
やうに常に心にたしなみ候て人と中を
よくいたし可申事

一、惡布者なとゝちなみあしき道に少しも
赴申間敷候　付何事にても僞申間敷事

右此書付を居處に張付候て忘れ候は

ぬやうに嗜可申候

己亥八月十五日　大山華押

石川數馬とのへ

一、大山壽僊自讃　壹幅、

一、九月廿七日林春齊石川丈山宛書狀　壹通、

一、六月十九日天野彌五右衛門書狀石川半助外一名宛
壹通、

一、寛文六年九月廿三日朝散大夫今枝重直墓碑
銘　壹通、

一、六月二十九日板倉隱岐守重常より天野彌五
右衛門に與ふる書　壹通、

一、甲午年季春下浣羅山人拜稿（大阪籠城云々）
壹通、

一、十一月十九日板倉内膳正より天野彌五右衛
門へ宛書狀　壹通、

一、七月十三日林春常丈山宛書簡　壹通、

一、三月廿五日弘文院より丈山宛書狀　壹通、

一、無月日春常より丈山宛書狀　壹通、

一、寅六月無名氏書狀　壹通、

一、無年号石川半助宛女の書狀　壹通、

一、五月二日石谷五右衛門丈山宛書狀　壹通、

右の內丈山先生肖像は東京帝國大學文科大學史料編纂掛摸寫し、三十三年四月四日東京陸軍地方幼年學校長關谷銘次郎轉寫し、三十六年一月東京帝國大學文科大學史料編纂掛より史學雜誌に轉載せり。

東京市吉川弘文館は明治三十九年二月に、三省堂日本百科大辭典編輯所は明治四十二年二月に肖像を發賣せり。

一、詩仙堂全圖並十二景絹本卷物（丈山十二景詠納題詩及自筆書）　壹卷、

寶物

一、御再拜柄、　壹、　東照宮の御物、石川丈山拜領の品、

一、具足羽織、　壹、　表八丈縞也　嚴有院より、丈山拜領せしもの也

一、頰當、　壹、

日根野備中守所持也、土形を三年掛り極り、人面肥瘦何れにも合、其上頰當し、飮食自由也天下に三つの逸品也丈山所持せしものなり。

二、高梁町大字賴久寺所藏

一、足利尊氏寄附燈籠、　壹、

寫、

暦應二卯十二月念五日　勸進　沙彌西念

一、國寶、（甲種）四等、繪畫、絹本著色釋迦三尊像、　壹幅、

（明治三十四年內務省告示第五十四號指定）

三、松山村柳井重宣氏所藏

一、宣旨　貳通、

宣旨ノ一、寫

上卿師大納言

寛永十年二月四日　宣旨

藤原重次

宜任美濃椽

藏人在中辨藤原共總

宣旨ノ二、寫

藤原朝臣重法

從二位行權中納言平朝臣時行

宣奉　勅件人宜令任

播磨權大椽者

明和四年三月廿八日　奉

帯負酉　月

大外記兼部造正中原臣師資

扌　豆　氵　車

一、小堀遠州公書簡、壹通、

寫　今度江戶御本丸火事に付て上置候御內書紙

燒候由申來候間御內書紙出來次第早々上進

可申候廿束世束にしても出來次第のぼせ可

申候油斷仕間敷候　以上

卯　　小遠江

九月六日　　書判

柳井勘左衞門殿

一、毛利輝元公墨付、壹通、

寫

備中紙屋柳井平左衛門事

家人ニ召置候　彼者

拘所爲給地可遣候此由可申付候也

天正十六
十二月六日　　輝元書判

二太夫

（備考、二太夫とあるは備中松山郡代二宮太左ヱ門の略なり）

一、備中重寶記、壹冊、

四、津川村小野大一郎氏所藏

小野氏は、永錄年間より世々松山藩大庄屋を勤め、明治戊辰舊松山藩主之朝譴を蒙るや、當時の庄屋小野治郎左衛門は、山田方谷、三島毅等の命により最も忠勤を盡せり。同家所藏の古文書一二を左に示さん。

一、內藏助達、壹通、

寫

覺

一公儀之御用ニ而松山へ庄屋罷出候刻自分ニ人遠持候者ハ自分ノ人ヲ壹人宛召連可參候又自分ニ人モ無之者ハ村人足壹人宛召連可參候賄之儀ハ此跡破仰付之通其品々委細ニ書付代官ニミセ代官吟味ノ上割符可申付候但公用ニ而松山へ罷出候者何御用ニ而參候ト其度々ニ代官へ書付シテ判ヲ仕相渡可申事

一少計之御用ニかこつけ自分之用所たしニ罷出候ハ可爲曲事

一庄屋自分之用所ニ而何方へ參候共村々人馬遣申間敷候同村賄ニ仕間敷事

承應三年三月十一日　內藏助判

今津村庄や
助九郎との

其許儀先般村ニ不居合騷立候節當分役向不携居旨申移候得とも最早大庄屋役以前之通可被

相勤居尤此度ょ梨松山組拾七ヶ村組合と相
定支配可被致居此旨可被相心得候已以

備州

辰五月廿一日　野間八太郎

友直書判

今津村

小野治郎左衛門殿

五、上竹荘村難波綱三郎氏所藏

難波氏は世々室納村庄屋を勤む。其祖室納村を知行し、傍ら矢倉神社の神官たりといふ。同家所藏の古文書左の如し。

一、三村元親感狀。貳通、

寫

今度離山敵乘入候處及戰仕返候事忠節之至無比類候彌々可抽武勇事第一ニ候就者有漢桑野後遣候委細竹井宗左衛門尉可申候恐々濟言天正三年正月吉日　元親書判

難波牛介殿へ

寫

今度及籠城候處日夜方々懸廻粉骨神妙之至候殊敵陣於近邊頭討取候又庄三郎次郎使打果候兩度心知能仕候大忠此事候彌々可勤武切事第一ニ候恩賞疎意有間敷候委細竹井宗左衛尉可申候恐々濟言

天正三
四月五日　元親判

難波牛介殿

一、備前小倉之城主感狀。壹通、

寫

去十四日至下加茂表藝州衆執成刻及防戰首一討捕高名無比類候爲褒美大刀一腰進之候依而

感状如件
天正八　卯月十五日　　久隆判
難波牛介殿

一、池田備中守長幸知行書。　壹通、

寫

河上郡東方村之内ヲ以百五拾石扶助候条可
知行者也
元和八年二月廿八日　　池田備中守長幸判
難波四郎右ヱ門殿

一、宇喜多直家より難波牛介宛書状。　壹通、

一、慶長二年六月六日付天野元信より難波源介宛谷屋敷壹ヶ所役目申付状。　壹通、

一、天野五郎右衛門元信より難波四兵衛宛高麗馬調方依托状。　壹通、

一、天野元信より難波四兵衛宛關原陣手疵見舞並に召状。　壹通、

一、池田長幸より難波四兵衛宛書状。　壹通、

一、軍配陣取ノ巻。　壹巻、

一、馬術ノ巻。　壹巻、

六、上竹莊村大月莊太郎氏所藏

大月氏は、竹之莊離小屋城主大槻源内左衛門の後裔なりといふ。世々上津村庄屋を勤め側ら大八幡神社神宮たりき、同家所藏の文古書次の如し。

一、三村元親より大槻源内左衛門宛召状。　壹通、

寫

今度不慮之弓矢出來ニ付而無二相屆之由就者
抱分差遣於此意一篇之可遂馳走事專一候恐々
謹言
申十一月七日　　元親判
大槻源内左衛門殿

一、毛利氏內應の約狀。　壹通、

寫

竹井宗左衛門方同前ニ有現形可被行軍功被
致歸趣意候所帶等幷御身之上儀者任其宗內
證聊不可有別儀候若此旨於僞者可奉蒙
日本國中大小神祇殊嚴島兩大明神八幡大神
天滿大自在天如當國一宮大明神御罸者也依
而神文知件

天正三年五月二日　小早川隆景　判
口羽下野守○良　判
福原出羽守貞俊　判

大槻源內左衛門殿

七、上竹莊村岡崎彦一郎氏所藏

岡崎氏は、世々勢州亀山領竹井村庄屋、松山領有納村庄屋、及長代村庄屋兼務を爲せり。同家所藏の古文書次の如し。

一、內藏助庄や宛定書。　壹通、

寫

定

一、高千三百貳拾石四斗六升四合　長代村
神明矢橋溝口四木

內

高五拾石八斗九升壹合　庄屋作分
小物成方前々のこさく村へかけ可申津出
しうんちん村へかけ可申候

一、御百姓年中ニ貳人ツヽ遣可申事

一、御用ニ松山へ罷出候時米壹斗村へかけ可申
候村人足召連申ましく候

一、保頭ハ相對次第米ニ相定可申候
諸役ハ村中なみに可仕事

一、組頭ハ足役斗ゆるし可申候

明曆貳年申
閏卯月廿一日　　內藏助　判

莊屋治右工門とのへ
　　惣百姓中

一、大石內藏助狀。壹通、

寫

松山御在番無御別條御引渡首尾能相濟候爲
御祝儀明十八日ニ晩御料理可被下之旨被
仰出候間被得其意爲御禮今日登城尤候以上
　八月十七日　　大石內藏助　書判
　　奥野長太夫殿

一、備中兵亂記寫本　壹冊、

一、備中誌寫本　壹冊、

本書中備中州巡禮略記は大に考古の資料と
なるべきを以て上房郡に關するものを左に
摘出せん。

備中州巡禮畧記

△一番曹洞宗川上郡川亂村瑞源山深耕寺是より寳
林坊一里半本尊觀音大士慧心僧都の作御長三
尺五寸開基花山院御廟所五輪石有御位牌京都
より來ル花山院入覺法皇瑞源深耕大禪定門安永
十丑三月十五日七百五十年忌ニ當ル人王六十五
代花山法皇寬弘元より同五年迄阿部深山に御庵
居御家臣末孫今ニ七性有御年忌を吊ふ也平氏
平松氏野口氏東氏西氏齊藤氏田中氏等也阿部
深山奥院觀音三十三佛有。

○名所　秋坂山　玉葉集ニ前中納言賴資歌　初時雨ふりにけらしなあすより
はあき坂山の紅葉かさらん　田井村

○阿部村四條原舟渡しにて山中鹿之助川村新左
衛門に討るゝなり今に畑中に墳有。

○近似村ニ玄賓僧都の住給ふ舊跡有松林寺と號。

○翁艸ニ有　淺くとも又汲人ハよしやあらし　玄賓谷
僧都の歌　われにことたる山の井の水

○同村稻荷大明神有祭禮年二度四月十一月朔日
賑々敷繁昌。

△二番眞言宗上房郡廣瀬大嶽山寶林坊是より松蓮寺へ一里本尊正觀音御長一尺二寸此寺ニ四國八十八ヶ所を造ル石佛有又西國三十三佛を造ル石佛有此外諸神多し毎年三月十五日より同廿一日迄貴賤群集をなす諸願成就の人あげてかそへかたし毎月廿一日は參詣多し。

○玉田野新拾遺集ニ 清時朝臣歌 くもりなき玉田の野邊の玉日影かさすや豊の明り成らん 玉村

○名物古瀬庄廣瀬村柳井氏大高檀紙。

○名物松山廣瀬遠州公流義寸法釜敷紙。
巡路より見へかたし所望あらは尋ぬへし。

○野山里夫木集に 陸翁哥 あかすとも秋の野山の里人は曇なきよの月を見る哉 野山里

○水内村上田城主上田近江守家實家臣 山本左馬之助。

○美袋村大渡上城 結城民部尉忠秀。

○下倉村古城 筒井順齊天正年中落城。

○野山北村野山城 野山宮内少輔。

○妙顯寺日具は藝州嚴島の人なり野山に住此僧法華宗番神堂を初め給ふ。翁艸に委くあり。

△三番眞言宗松山東同山松蓮寺是より藥師院へ同所本尊十一面觀音御長三尺五寸弘法大師之作

○高倉山詞花集雜下ニ 藤原家經哥 打むれて高倉山につむ物はあらたなるよの富草花 松　山

△四番眞言宗松山瑠璃山藥師院是より賴久寺へ八丁
本尊千手觀音御長八寸五分。

○松原山新千載集ニ 伏見院哥 のき近き松原山の秋風に夕暮きよく月出にけり

○名物 しらかそうめん 松山町内に有 松　山

△五番臨濟宗松山天柱山賴久寺除地二十石是より祇園寺へ三里半 正觀音御長二尺行基作開山敕諭圓應大和尚。
松山城主上野備前守賴久中興開基故號賴久寺其先大林寺といへり。

○名所松山小鏡に有 權大納言忠光 十歸の花咲ぬらし松山の梢を高ミつもる白ゆき 松　山

○寶永五安藤公御改寫 松山代〻御城主。

○始築秋庭三郎重信 承久戰功ニ而城主與成

寛政元年迄凡五百七十年程成　同又次郎信村　實明合戰寛政元年迄凡五百五十年程ニ成　同平六重連　同小三郎義繼　同三郎重知。

○高橋又四郎 實名不知 元弘正慶頃居城之由是迄ハ松山を高橋ととへり是より松山と改。寛政元年迄凡四百六十年程に成

○秋庭七郎重繼　同三郎重明貞治年中ヨリ山名師氏に屬して國中を從へて同八郎賴重同平之允賴次備中守元重。此子孫有漢に住居すといへり。

○上野刑部少輔 三州小谷ヨリ國替　上野備前守賴久 永正年中の頃成主賴久寺を建立す　同伊豆守 實名不知永正天文之頃父子にて三十年程城主寛政元年迄二百六十年程　同國之士庄爲資植木秀長松山を攻て伊豆守兄弟討取爲資ハ城主となる名を備中守と號。

○庄備中守爲資　同高資 受領不知　同兵部大輔勝資父子三代にて永祿年中迄三十年住居ス寛政元年迄二百四五十年になる成羽城主三村修理亮家親毛利元就ニ屬加勢を請松山を攻ム庄高資を討取城主となり夫ヨリ備中守と改。

○三村備中守家親　同修理亮天親號尾張守と永祿年中ヨリ天正三年迄父子十五年在城寛政元年迄二百十五年程毛利輝元織田信長に屬す輝元多勢を以松山を攻む天正三年元親切腹。元親ハ毛利元範ノ聟也。

○天野中務元明　同五郎右衛門尉　小堀新介　同遠江守　池田備中守　同出雲守　水谷伊勢守勝隆　左京亮勝宗　同出羽守勝美　安藤對馬守重博　同右京大夫重行　石川惣十郎宗慶公。

○田井村秋町城　田井新左衛門尉信高。　道ヨリ不見所尋知へし。

○川面村西條柿の名物。

○同村寺山城　難波六郎經俊平家ノ功臣也。

○法曾村柏山城　三上刑部左衛門尉。

○川關村飯山城　山縣三郎兵衛尉。

○竹莊室納村矢倉畦城　竹井肥後守。
○同有納村離小屋城　大月七郎左衛門尉信通。
○竹庄黒土村土生山城　神原宮内。
○同村櫻坂城　下左衛門尉政勝。
○同舞地村大和佐山城　土肥賴秀。
○同田土村藤澤城　肥田淡路宗房。
○片岡村粧田山城　片岡八郎弘常。
○有漢上村常山城　新山玄蕃。
○四畝忍山城　工藤次郎兵衛尉。
○七名人之內建仁寺榮西國師ハ上竹庄ノ出生にて其後宮內ニ住ス源平の戰軍に八嶋におゐて名を得て類美尾彌か兄となん建仁寺開山にて本朝禪祖也其先は賀陽薩摩守貞政子孫也今宮內加陽氏の先祖といへり又備前國大藤內か兄共云へり。
○吉川村吉川宮正月十五日粥にくしを入て秋耕作の善惡をしる。
○湯山村淸水寺ニ大政大臣淸盛入道石塔有。
○竹庄雨乞ノ穴あり口貳間四方深さ限あらす男瀨淵といふ此ふちをうめると雨降事奇妙なり寛政元雨乞に埋るとひとしく大雨にて川筋玉嶋の洪水此時なりおそろしき事共也此大雨より石を以埋たる穴もとの如し奇異なり〳〵通り筋出口の茶やより一里計奥也達者なる人は尋ね知へし。
△六番眞言宗上房郡古瀨補陀洛山祇園寺。是より寺へ一里。本尊千手觀音御長五尺弘法大師の作開山弘法大師。
○名所翁艸ニ有大師の哥　山あいのきりをさなから海とこそ浪かと思ふみねのまつかせ
此寺祇園宮有祭禮賑々敷常に參詣多し。
○西方村曹洞宗巨龍山定光寺除地拾石。
○中津井村佐井田山の城植木美作守勝賓。
△七番眞言宗中津井村佐井田山願成寺。是より小坂部へ四里。正觀音の本尊也御長壹尺作不詳。
○高機山　堀川院百首御製哥　紅葉する高機山を秋行はしたてるはかりにしきをりかく　中津井村
○津々村加葉山城　蒲冠者範賴西國下向の砌四

万餘騎の勢揃し給ふ四万松有。
○中井夫木集有よみ人不知歌　千歳ふる御調そのふる我
君の中井の水のとしへたるかな　中津井村
○下呰部町の下左の方巖屈に弘法大師御作石佛
の大日如來外ニ八十八ヶ所穴の内にあり。
○眞言宗如意山三尾寺本尊千手觀音御長四峯九
葉にして當國鬼門の本尊也寺領拾石行基開山
なり達者なる人は必參詣ありたきもの也。
○下呰部丸山城　庄兵部大夫勝賓。
○上呰部高釣部山城　庄三次郎信賓。
○木谷山鳶ノ巣端　田公孫次郎。
○平田村小松城開基小松内大臣重盛公依之號小
松城云巡通より見へかたし。
眞言宗水田村光明山遍照寺本尊千手觀音弘法大
師の御作宗峻天皇御宇聖德太子の開山にて右大
將頼朝公御建立梶原平三景時作事奉行。
○宮地村弘法大師御ひちの水あり摺鉢と云。
○七名人ノ内玄賓僧都阿賀郡上水田村出生同郡
湯川村湯川寺開基其後松山近似村にしはしの
庵居をし給ふ其所を今に玄賓谷といふ前に出
したり湯川村枝郷に湯川硯石有僧都杖をさし
給ふ白檀の大木あり此谷今に雉子鳴事なし。
○湯川續古今集　山田もる僧都の身こそかなし
けれ秋はてぬれはとふ人もなし
○井殿村泉井並杓の手といふ所有。
○拾八神井戸カナチ穴神社、穴の内色々の風景
多し　井戸野村、
此所鬼の豆とて豆の樣なる石有疱瘡ましない
なり石所望すべし。
○五名山田村枝郷境ニ大野主馬塚有。
○平田村水田鍛冶大與五。
○宮瀨村古城　片山壹岐守常政。吉備物語ニ有
○五名山田村山王城　宇喜多信濃守。
（以下本郡に關係少きを以て略す）

有漢村柚木源七氏所藏

一、制札　四

寫

（一）條々

一、伴天連幷切支丹宗門の族異國より日本渡海の沙汰近年無之間自然相忍密々差渡儀可有之事

一、先年異國に被差遣之南蠻人之子共伴天連に可仕立人有之由此以前渡海之伴天連共の子孫の伴天連と成り候もの日本船を作り日本人の姿をまなひ日本の言葉をつかひ相渡儀可有之事

一、異國船近年四季共に渡海自由たるの津々浦々の儀は不及申在々所々に至まで常に無油斷心を付見出し聞出し申出べし。縱彼宗門たりといふとも於申出は其外口をゆるし御ほうひ申可遣渡船荷物共に可被下候万一隱置後日に伴天連又は同船の輩等捕へ拷問之上は其かくれあるべからざる間不申出之相隱す輩之儀は不及申其一類又は其品により一在所之者まで急度曲事におこなはるべき事

右條々海見渡す所の番之者は勿論獵船の輩其外之者に至る迄念を入見出し聞出し奉行所まで可申出之者也仍下知如件

正德四年十二月日　奉行

（二）定

一、忠孝をはけまし夫婦兄弟諸親類にむつましく召仕ものに至るまで憐愍をくわふべし若不忠不孝の者あらは可爲重罪事

一、萬事をごりいたすべからず屋作衣服飮食に

およふまて儉約を可相守事

一、惡心を以或いつはり或無理を申懸或は利慾をかまへて人の害をなすべからず惣而家業をつとむへき事

一、盗賊並惡黨者有之は訴人に出へし急度御褒美可被下事

附博奕堅令制禁事

一、喧嘩口論令停止之自然在之時其場に猥不可出向又手負たるものを隱置べからざる事

一、被行死罪之族有之剋被仰付輩之外不可馳集事

一、人賣買堅令停止之並年季に召仕下人男女共に十ヶ年を限るべし

其定數を過は可爲罪科事

附譜代之家人又は其所に住來輩他所に相越在付妻子をも令所持其上科なき者を不可呼返事

右條々可相守之於有違犯之輩者可被處嚴科旨所被仰出也

天和二年五月日　奉行

(三)　定

きりしたん宗門は累年御制禁たり自然ふふくなるもの有之は申出へし御ほうびとしてはてれんの訴人銀五百枚いるまんの訴人銀三百枚立かへり者の訴人同斷同宿幷宗門の訴人銀百枚

右之通可被下候たとひ同宿宗門の內たりといふとも訴人に出る品によより銀五百枚可被候かくしをき他所よりあらはるゝにおゐては其所之名主幷五人組迄一類ともに可被處嚴科者也仍下知如件

天和二年五月日　　奉　行

右被　仰出之趣領内之輩堅可奉相守之者也

伊　賀

（四）條々

一、毒藥並似せ藥種賣買之儀彌堅制禁之若於商賣仕は可被行罪科たとい同類たりといふとも訴人に出る輩は急度御褒美可被下事

一、にせ金銀賣買一切停止たるべし自然持來においては両替屋にてうちつぶし其主に可届候幷はいしの金銀似せ金銀尙金店銀店へ遣し可相改事

附にせ物すべからざる事

一、寛永之新錢文御料私領ともに年貢收納等にも御定之員數たるべき事

一、新錢之儀いつれの所にても御免なくて一圓不可鑄出之差違犯之輩有之者可爲罪科事

一、新作の慥ならさる書物商賣いたすべからざる事

一、諸色の商賣或一所に買置しめ賣或申合商直にいたすべかざる事

一、諸職人申合作料手間賃等高直にすべからず惣而誓約をなし結徒黨儀不可爲成る事

右條々可相守此旨若違犯之族等有之は可被處嚴科者也下知如件

天和二年五月日　奉　行

有漢村綱島一郎氏所藏

一、折紙　二、寫

七守

飛龍　汀浪　虎亂　通身　燕曲　風揚　隨緣

以上

杉谷順水正和

寬保三癸亥年三月　辻軍兵衛尉

秀與

綱島七郎右衛門殿

一、知行狀、　壹、

寫

一高百石

右爲新知永々無相違可被宛行之者也

寬政丙辰年二月六日

在江戶

高木源五左衛門

佐治善左衛門

去水流兵法之序

夫乾德之在人天運之於也有常有變有治有亂故欲守其常以從其治者治者必有道所謂父道也欲處其變以匡其亂者必藝所謂武藝也此藝與道並行而不相悖豈惟爲貴於此可以忽於彼哉予自志兵術蓋有年博極諸流之目偏盡萬法之綱兵術既徹思神兆始入夢此吾術之精而有足於温故知新者是以推術授同志名流日去水以爲術之用力猶潛龍悔養至乎得其貫道亦猶飛龍之在天須觀去水高遠而乘雲之全流云爾

目綠之次第

表太刀

青龍　燕遊　亂鳥　鐵肝　浮雲

五事

車蟷　鸚鵡　水龍　風波　學船

平岩安太夫
綱島七郎右衛門殿

表書之通相違無之者也

日向（綱博）

松山村川上繼十郎氏所藏

一、感狀、　壹通、

寫

於信夫山合戰敵兵三千餘騎致誅戮貴公の勤功無比類依之信州高井郡之内知行三万八千石宛行者也

康平七甲辰　左馬頭
義家

川上豐前守

松山村藤森猶人氏所藏

藤森氏は世々松山城鎮守五社本宮大氏八幡宮の大宮司たりき。同家所藏の古文書左の如し。

一、池田出雲守書狀、　壹通、

寫

爲年頭之祝儀祈禱之札幷樽一荷到來合祝着候猶伊舟權兵衛可申候也

正月九日　出雲守
長常

八幡宮神主
大宮司とのへ

二、祭禮米被遣狀（松山城主）　參通、

（寫略す）

川面村山川千壽氏所藏

一、感狀、　貳通、

寫

去二十五日手越河原合戰之時抽諸軍被盡戰

術全得勝利事其方爲一手敵數輩討取高名無
比類者也仍感狀如件

建武二年十二月二日　　義貞

山邊壹岐守江

山川右馬允江

寫

其國所栖籠凶徒等全退治(一字不明)家之輩
一段軍忠之旨依注進加披見候(一字不明)尤
神妙候彌成敗可爲肝要候濟言

七月二十一日　　義敎

山川右中とのへ

二、備中兵亂記、　壹册、

豐野村大須賀慶太郎氏所藏

一、三才圖繪、　壹册、

巨瀨村佐々木快傳氏所藏

一、三才圖繪、　壹册、

一、後太平記、　壹册、

巨瀨村吉藤多一郎氏所藏

一、備中兵亂記、　壹册、

上有漢村秋庭廣藏氏所藏

一、秋庭太夫宛毛利元就感狀、　壹通、

（寫略す）

一、吉備の志多道、　壹册、

豐野村小出謹一郎氏所藏

一、備中亂記、　壹册、

一、陰德太平記、　壹册、

高粱男子尋常高等小學校所藏

一、備中名所圖繪、　壹部、

上竹莊村石井滿定氏所藏

一、備中諸記、　壹册、

川面村岡本要三氏所藏

一、感狀　壹通、

寫

去月二十六日於佐用表働之趣具間食候尤以
神妙候彌可勵戰功事專一候猶羽柴筑前守可
申候也

大正五年十二月五日

信長華押

岡本但馬守殿江

福田孫八郎江

岡本陣所

第四章　人物

我の肉、我の心、我の人格を生みたる祖先の功業ばかり、我等後世子孫をして、感奮興起せしむるものはなし、我上房郡の祖先の色彩如何の光輝を放つ乎。此光輝は卽ち我等子孫の榮譽なり、權威なり、力量なり、而して永却に我郡の人心を支配するものなり。今我祖先の中より、特異の材を選びて、本章に収めたり。これらの中には、一身能く國家の治亂に參し、壯烈魂神を泣かしめ、光明、日月を貫くあり。能く萬卷の書を涉獵し、古今の事理に明通せるあり。身家國の棟梁に任じ、仁政

をこの民に施せるあり。親に孝なるあり。主に忠なるあり。夫に貞なるあり。教育に身を捧けたるあり。公益に努むるあり。或は自然の聲音をとりて天地の美を歌へるあり。枚擧に遑あらず。これ等祖先の功業偉績の事歴は、吾人に古を語り、今を敎へ、赫々として我等の史眼を照し、萬世の下、吾人子孫をして感奮興起せしむる活歴史たり。因て其大略を左に述べんとす。惜哉、其事蹟の煙滅して尋ぬべからざるものもあり。更に補修して之を明かにするは他日を期せざるべからず。

一、明　主

板倉勝静

板倉勝靜は幼名を寧八郎といひ、又萬之進といふ。周防守と稱し後伊賀守と稱す、備中松山の藩主なり、資性温良にして恭謙、力を治民に竭し藩祖勝重並に外祖父松平樂翁の遺風を振作し、闔藩嗡然として文武共に興り政蹟亦著はる。一代の鉅儒山田方谷を民間より拔擢して藩學有終舘を起し、川田剛、三島毅、進昌一郎、鎌田宗平、林富太郎等前後並ひ進み、各その要路に班す、嘉永安政以後勤王佐幕の論起り海内騷然志士横行す。勝靜時に幕府の老中となり一意幕府の恢復を圖り劃策することと多し。幕吏の有力者中佛國に依賴しその陸軍を假り鎭撫を爲さんとの議を爲すものあり。勝靜の功なりと稱す。次いて又寺社奉行に轉し、大老井伊直弼の命を以て水戸の獄を拷治するや、その酷烈を以て言となし遂に罷られて退く、將軍慶喜の江戸に走るや、勝靜これに從ひ、尋いて野州

日光に退き、徳川氏の宗廟を守る、此時王師の追討益急に、久しく留まるべからず遂に榎本武揚、大鳥圭助等と北海道に據る、蓋し板倉氏父祖累世徳川氏に親縁あり、勝靜の東走するもの事情止むを得ざるものあるなり、然れども居城松山に於ては、士民皆勝靜の眞意を体し恭順を表し敢て臣節を失はす、勝靜又久からすして赦され國に歸る、是れより閑居世事を絶ち自ら松叟に號す、明治九年東照宮の祠官となり、二十二年四月六日病を以て卒す、年六十七正四位に叙せらる。

故幕府老中松叟板倉公墓碑銘

故幕府老中松叟板倉公。以明治二十三年四月六日病卒于東京下谷七軒坊邸。越十三日用神式葬于駒籠吉祥寺先兆」嗚呼公忠誠而方廉。温篤而公明。能用人容言。以治世良相之器。當徳川氏末造海內擾亂之時。艱難憂苦。不能伸其志。舊臣毅翟實有不忍道者。然不道之。莫以見其志。謹叙其略曰」公諱勝靜。初稱寧八郎。又萬之進。「桑名藩主松平公韓定永第八子。而幕府名相樂翁公孫也。文政六年正月四日生于陸奥白川城。幼岐嶷能書。既長好文武。有經世之志。我松山藩主板倉公韓勝職無子。欲請以爲嗣。公曰。藩雖小。幕府勳舊之家也。或可以伸我志。遂應之。實天保十三年六月也。冐板倉氏。改稱新十郎。弘化元年七月代先公歸藩。始聽政。時昌平日久遊惰成風。公以文武督勵諸士。一藩肅然。又召儒臣山田球。講資治通鑑。球因詳論歷代政事得失。參以己見。深稱旨。公竊期大用。二年叙從五位下。任左近將監」。嘉永二年四月先公致仕。尋卒。公襲封松山五萬石。任周防守。承先世奢靡之後。國用闕乏。諸政廢壞。乃躬親節約。棉衣

蔬食以率下、擢球爲度支。理財務。不數年國頗富。因又命參政務、興藩學鄉校。貴經術。養人材。以弘文敎、鑄銃砲。購軍艦。演洋陣。以嚴武備。士氣大振。又增士祿。減民稅。以厚恩恤、勸封民墾田殖産貯米粟以備凶歉。久之富强之名高于四方。先是公爲奏者。至此兼寺社奉行。是爲安政三年八月、五年井伊大老使公鞫水戸獄、公曰、獄之起在論大將軍繼嗣。及外國交易。今繼嗣既定。交易亦假締約。皆如大老意。宜罰一二罪魁、餘置之不問、不然連累蔓延。大失人心。禍變不可測。大老默然色變。未數日免公職。更命酷吏鍛錬羅織。大誅戮海內忠良。人心恟恟。大老亦罹橫禍。於是世皆服公先見。萬延二年再爲奏者。兼寺社奉行。文久二年三月拜老中。管外國事務。尋叙從四位。任侍從。方是時越前侯松平慶永爲總裁。欲釐革井伊氏政。故用公。公乃召球於國。參帷幄。雪冤枉。援忠良。登庸人材。頗有可觀。而幕威漸墜。諸侯解體。球察公力難挽回。勸之辭職讓有力者。而會大將軍家茂公將入朝。不得辭職之機。三年正月與總裁共從大將軍抵京都。時四方激徒雲集、逼朝廷以攘夷。朝廷責之幕府。總裁力不能拒。辭職就國。而公則不忍辭。獨輔大將軍奉勅布膺懲令。巡視近畿沿海。嚴防備、六月還江戸。與留守老中論議不協。謝病不出。大將軍懇諭乃出。浮沈在職。元治元年六月免職。七月長州三老臣率兵亂闕下。八月幕府奉詔征長州。使公爲先鋒。十一月帥兵發松山、陣于廣島。十二月長侯誅三老臣謝罪。翌年正月振旅歸國。是歳改元慶應。四月大將軍再入朝。守護職會津侯松平容保所司代桑名侯松平定敬。奉後見一橋公德川慶喜旨。連署寄書。勸公復職。公固辭不出。十月大將軍急召公抵京。遂命復職。公奮曰。我知微力不足支頽運。然臣子之分。不忍坐視

之。寧出與德川氏共倒耳。大將軍大喜。手書伊賀守。以改其稱。葢欲繼藩祖伊賀守之功也。十一月幕府罪長侯無心服之實。再征之。公從大將軍陣大阪。十二月朝廷賜狩衣。曩公之在老職也。慨近畿山陵荒蕪。命戶田忠至修補之。至此竣功。故有此賞。二年八月大將軍薨于陣。公單身入京。迎一橋公歸。經紀後事。尋爲嗣。朝廷乃宣爲大將軍。詔班征長之師。幕威益墜地。無復奈之何。大將軍深有所感。欲奉還大政。公賛之。遂辭其職。時三年十二月也、公下密書於球。問善後之策。球答以不負反政初志。公深納之。而德川氏及會津桑名將士憤朝議不稱其意。欲北上淸君側。明治元年正月遂有伏見之變。公從慶喜公。海路還江戶「致仕。號松叟。讓家世子勝全君。相挈屏居日光山」。初軍艦奉行勝麟太郞見幕政失當。屢有所論爭。遂受譴。屏居數年。公在大阪。事危急。獨斷召麟太郞於江戶。備顧問。多所救護「至此師王東下。麟太郞挺身盡力。全德川氏。而本由公識拔也。麟太郞即今勝伯也」。王師既到野州。公父子出降。幽于宇都宮城。既而賊軍襲城王師四散。無復護公者。公避難。所在流離。父子相失。遂轉寓于會津。于仙臺。于函館。二年二月勝全君自首于江戶幽于宇都宮邸。四月公自賊中脫歸自首。幽于安中邸」。嚮公去大阪。朝廷命備前侯。帥師問罪於我松山城。藩士相議。致城謝罪。會公自江戶遣密使。命藩士恭順待罪。暗與藩議合。既而公父子失所在。藩士不知所爲。相議假立公族勝弼君爲主。誓于藩祖廟前。約勝全君歸國宜避位。因百方哀訴請復封「八月朝廷禁錮公父子終身。使勝弼君襲先封五分之二。叅四年特旨免勝全君禁錮。五年特旨免公禁錮。於是父子同居于牛籠若宮坊一日公見誓書曰。勝全罪人子。不宜再立。此書必生他日爭。遂焚之。分

私蓄於勝全君。別成家。因寓之。方明治之初。德川氏勳舊諸侯多立假主。請復封。及事定。廢立爭起。往往亂一家。於是人皆服公退讓且有先見」。九年特旨叙從五位。十年爲上野東照公祠官。公喜曰。吾可以終矣。翌年與勝全君共轉居七軒坊。十三年叙從四位。二十年陞正四位。公泣曰。寵進如此。我心之無他。可以白於天下後世矣未數年而亡。享齡六十有七」。夫人即先公嫡女。無子。側室下川氏產二男一女。長即勝全君。次曰欽次郎君。女曰靜君。並殤」。公性寡欲無嗜好。唯好儒士。方其治藩。聘于他方者三人。拔于賤吏醫師及農商者八人。皆措樞要。逮球歿。事無大小。諮詢川田剛及毅。而後行。先亡二年託勝全君家政于剛毅等數人。使君不得獨專。其用人不疑。大率如此」。毅頃與勝伯會晤。談偶及公事。伯曰。余實蒙公拔擢者。能知公。公思君憂國。忠誠出天性。惜以君子之資當亂世。不能伸其志。使之生治世。其業應不讓乃祖樂翁公。嗚呼此言足以盡公矣。銘曰。

郭李將器。　俾出開元。　胡克圖治。　唐業一新。　姚宋相才。　俾生天寶。　胡能撥乱。　唐室再造」。

人各有能。　得時實難。　古賢有戒。　成敗論人。　矧公遭逢。　中興盛運。　量力相時。　反政維贊。

職雖輔覇。　何忘尊王。　欲知公志。　問諸彼蒼。

明治三十一年四月

東宮侍講正五位勳四等　三　島　毅　撰　文

二、儒者

室鳩巣

鳩巣は幕府の儒官なり。名は直清、字は師禮、又の字を汝玉順祥と稱す。小字孫太郎、鳩巣は其号にして又滄浪と號す。父玄樸草菴と號す。醫を業とせり、上房郡中津井村の人なり、剛直を以て世に遇はず、攝津に往き、遂に武藏に渉り、江戸に家すること三十年、萬治元年二月廿六日、鳩巣を谷中に生む。鳩巣幼にして讀書を好み、聰悟老成の風あり。寛文十二年春加賀侯召して大學章句を講せしむ。時に年十五、侯歎して曰く、眞に英物なりと、乃ち之を祿し、命して學に京師に就かしむ神童の稱あり。又木下順菴の門に遊ぶ、順菴每に稱して曰く、師禮は忠信篤敬聖學に志あり、吾が益友なりと。同門の士皆席を鳩巣に讓るに至れり、鳩巣時世を見て慨然風敎の維持を以て己が任となし、毫も功名富貴の爲めに心を動す所なし。又羽里成實に從ひて學ぶ、成實の學山崎暗齊に出づ、故を以て滋々經義に明かなり。天和三年(二十六才)學成り、江戸に歸るや間もなく父の喪にあたる。貞享三年夏加賀に遷り稱を新助と改む。元祿中加賀にあり、廢屋を買ひて之に住す。因て扁して鳩巣と云ふ、遂に以て自ら號す。十年母の喪に服し、其後專ら後進の誘掖を以て畢生の務めとなし、淳々敎へて倦むことなく勉めて正道に皈せしめんとせり。玆に於て士庶皆矜式し、奇材偉器往々其の門に出づ。大學新疏を著はして章句の蘊を發明す、又義人祿を著して後世の人臣たるもの

をして儀則する所あらしむ。當時赤穗遺臣の論儒者の說異同あり、然れども斷然義士を以て之を目するは鳩巢より始る。正德元年三月周門新井君美の薦を以て將軍家召して學職有德となし、祿二百俵を賜ひ、江戶大塚に住す。時に年五十四、適々朝鮮人來聘す、命を受けて學士李賢等と客館に唱和す、往復贈答の什積んで卷をなす、時に君美寵遇最も成なり、政事屢々君美に決す。盛名赫々士衆翕然之を推す、直淸書を寄せて誡む、幾もなく家宣薨し、君美果して其志を終へず、正德三年春邸を駿河臺に賜ふ、世目して駿臺先生と稱す。吉宗統を繼くの後、高倉舘の敎授を統ぶ、府下翕然嚮慕し業を受くるもの日に衆し、擢られて侍講となる、吉宗屢々政事の得失を諮詢す、此の職の設あるは盖し此に始る。享保三年七月特に命して書を講せしむ。同六年七月命を受けて五倫五常の名義を疏し、又六論衍義の大意を述ぶ、官府命して刻して天下に布かしむ。十年西城侍講に遷り、前功により別に職俸二百俵を賜はる。鳩巢嘗て論孟中庸及易經廣義を著はす、未だ考訂に及ばずして燼滅す、後病に罹り復た稿を屬する能はず、十三年病を述べ老を乞ふこと再三優命許さず、猶職名を帶び家居頤養を以て事とす、病間駿臺雜話を著はす旨を奉して之を幕府に献す、鳩巢朱學を堅守し、深く當世の好んで異說を立つるものを惡み、名敎を維持するを以て已が任とす。護園の徒と互に相輕んず、平金華一日來りて鳩巢を見其得意の文一篇を出して之を示し、且刪正を求む。鳩巢一讀善と稱す、金華强いて正を乞ふ。乃ち二十字を削りて更に五字を增す、金華喜ばすして去る。翌

日に至り之を服部南郭に質す、南郭決する能はす、又之を物徂徠に質す、徂徠、鳩巣が改竄する所のものを視て曰く此の如くにして始めて文をなすと、是に於て其徒始めて重んずと云ふ。享保十九年八月十二日歿す。年七十七、大塚新田村に葬る。著す所、大學新疏、義人錄、五倫五常名義、六諭衍義大意、駿臺雜話の外に周易新疏、中庸新疏、西銘詳義、大極圖說、鳩巣文集三編、朝鮮客館持文稿、士說、楠正成諸士敎、國喪正義、献可錄、不忘抄、文公家禮通考、神儒問答、鳩巣小說等あり。子、洪漢、父の業を繼ぎて幕府に仕ふ。

奥田樂山

姓は奥田、名は蕉藏、樂山と號す。甞て中井積德(號履軒、竹山の弟)の門に學び、又詩を菅晋師(號茶山備後人)に問ふ。文政、天保の頃、有終館學頭たり、奉行役、御近習頭を歷、隱退後、五愛樓を城下大工町に築き、風流自ら樂む、年八十二にして歿す。樂山、詩文を善くし賴襄と相親む、其著に備中誌あり。

山田方谷

方谷、名は球、字は珠卿、通稱安五郞と稱す、文化二年二月二十一日阿賀郡西方村(上房郡中井村大字西方)に生る、幼にして聰明、四歲にして能く大字を書し句讀を解す、五歲始めて新見藩丸川松隱の門に入り、程朱の學を受け詩文を屬す、老輩能く及ぶものなし、稱して神童となす、九歲新

見藩主召して字を座前に書せしむ、一日客あり問ふて曰く兒學問して何事をかなさんと欲すると對へて曰く治國平天下と客大に驚嘆す、父常に家系もと武門、中葉衰落したるを痛み、屢戒むるに身を立て家を興すを以てし、母も亦傍よりこれを贊す、一日その髮を撫て、告けて曰く佳兒必ず克く父の志を成せよ、されども崛起勢に乘せば多く顛る、汝にして終をよくせば、吾が願足ると、この親ありて、この子ありと謂ふべし、時に家尙乏しかりしかば、母は父を助け、產を治めて勤苦を盡し、後稍裕なるも儉素舊の如く、唯兒の學資を給するに至りては、毫も惜まず、後松隱の父に寄せし書中に「孟子の母織りかけたる機を半よりたちきり、賢母の戒にて終に大業を被成候、御內所樣(方谷の母)には機を御きり乘も不被成候程の御樣子に相見候得ば」と云へり、方谷十四歲、述懷の詩あり、松隱に示す。

父兮生レ我母育レ我、天兮覆レ吾地載レ吾、身爲二男子一宜三自恩一、恭々寧與二草木一枯、慷慨難レ成濟世業、蹉跎、不レ奈隙駒驅、幽愁倚レ柱燭呻吟、知レ我者言我念深流水不レ停人易レ老、鬱々無レ緣啓二胸襟一、生育覆載眞罔レ極不レ知何時報二此心一、

志を立つるの遠大なる才識の卓越せる常人の及ふべからざるを見る、松隱、陽氣發處金石亦透、精神一到何事不成の十字を書して之を奬勵す、此の歲母を喪ふ、歿前旬餘方谷歸りて病を看る、母從じて往かしむ、方谷枕上に就きて拜別涕泣せしに、叱してこれを去らしむ、既にして疾急なりと聞

き、深夜馳せ還れば已に及ばず、父もその翌歳文政二年病んで歿す、その病むや訓誨十二條を遺し、松隱に後事を託す、十六歳家を襲ぎ業を治め、餘暇あれば誦讀して懈らず。松山藩主板倉勝職その篤學を聞き二口糧を給す、二十三歳始めて京都に遊び、寺島俊平の門に學ぶ、文政十二年藩主八口糧を給し、苗字帶刀を許され中扈從に班し、有終館會頭となる、二十五歳再び京都に遊び、鈴木恕平、馬來謙介等の名士と交り講學に資す、時事に感することあり、對策に擬し二千餘言を草す、三十歳江戸に遊び、贄を佐藤一齊に執り、佐久間象山、塩谷宕陰等と交はる、留ること三年にして歸藩す、三十三歳有終館學頭となり、傍家塾を開く、常に循々として敎授し、闔藩の子弟初めて學に嚮ふ、弘化元年藩主勝職退隱し、世子勝靜封を襲ぐや、侍講となり、近習役を兼ね、弘化四年津山に遊び、高島秋帆の門人天野某に從ひ砲術を究む、幾もなくして擢てられ、度支を掌り財政を革めしむ、當時藩の財政困弊を來たし、負債山積し收支償はす、方谷即、內、冗費を省き外、債主に諭し、償期を延へ、勤儉を勸め產業を興し、紙幣濫出の弊を矯め、その過半を燒き、原價に復す、次いで郡宰を兼ね、民政を釐革せしむ、方谷即賄賂を絕ち奢靡を禁し、鄉校を設け貯倉を置き、道路の隘きものは、これを拓き、川溝の塞れるものはこれを疏し、巡吏を嚴にし、鄉兵を編して以て不慮に備へしむ、これを行ふこと十年、民富み俗變し、男は皆字を識り女兒は皆紡織を知らさるものなし、是より先き藩主大に藩士の弊風を革め、廉恥を重んじ、力を文武に專らにし、洋式操練をなし

軍艦を購ふ、皆方谷の贊成せしものなり、衆論喧騰し諷刺方谷に萃まる、方谷陽に知らさるまねす、藩主益々親任し衆も亦終に服す、尋て祿百石を加へられ參政に任せらる、安政中藩主命して藩士の貧者を要害の地に分ち置き、田を墾し兵を錬らしむ、方谷亦自ら請うて鄕里に歸り、官暇には自ら耒耜を採り、僮奴を督し、荒蕪を闢く、蓋その事方谷の建議に出つ、故にこれに率先するなり、當時昇平日久しく、列藩奢侈に流れ、文武の何事たることを解せす、この故に松山藩革政の名殊に藉々たり、四方觀風のもの續々踵を絶たす、長藩久坂之端來りその洋式操練を見、驚嘆して方谷に謁し兵事を叩いて去る、長岡藩河合繼之助も亦來て門に入らんことを請ふ、方谷辭するに劇職暇なきを以てす、繼之助曰く吾の此處に來る先生の學說を聽くためにあらず、その高風を學ばんかためなりと、因て留まる一年にして去る、文久元年幕府藩主を以て寺社奉行となす、方谷扈從して江戶に行く、會々咯血を患ひ國に歸る、幾もなくして老中となる、又方谷を召す、方谷即病を力めて東行し顧問に備はる、諸藩の名臣方谷の名聲を聞き、就て財務を問ふもの多く、長藩の桂小五郎等來て國事を質す、此時外夷覬覦し、大藩跋扈す、且幕政憒々として積弊百出す、方谷藩主を輔翼し大にその改革を期し、松平春岳、小笠原明山の諸公に謁し、横井、桂の諸名士を引接して百方周旋し佞邪を斥け、賢良を扳かんと欲す、然るに否運復た回へすべからざるを以て、遂に病を謝し仕を致す、藩主その留むべからざるを知り、これを許し刀を賜ひその勞を慰す、元治元年征長の役起るや藩主

その先鋒となり廣島に赴く、因つて方谷を起して留守せしむ、方谷毅然として任に當り、內兵備を嚴にし外隣藩に結ふ、ために事無うして止む、慶應三年將軍政を朝廷に奉還す、藩主密書を以てその善後策を方谷に諮詢す、方谷曰く、恭順にして政を還す、素心に負くことなかれと、因て、策を定めて之れを献ず、藩主嘉納す、然るに衆議終にこれを沮む尋いて明年伏見の變あり、幾もなくして隣藩の諸兵　詔を奉し來り討つ、時に藩主江戶に在り、諸士その　詔を矯るかと疑ひ、拒き戰はんと欲す、方谷及ひ老臣聞かす、依つて門人三島毅等をして鎭撫使を迎謁せしむ、使謝罪書を徵しその章を下す、中に大逆無道の四字あり、方谷曰く、これ我藩主萬々この事なきを保す、この四字を除かされは、われ將に刄に伏せんとすと、毅等因て號泣哀訴す、鎭撫使遂にこれを削り、代ふるに輕擧暴動の四字を以てす、既にして藩主勝靜出て、罪を東京に謝す、朝廷嗣主勝弼をして先祀を承けしむ、勝靜老中たりしより玆に至るまで、東西命に趨き藩政を見ること殆んと十年、闔鄕の民恬然として天下騷擾の日に安堵するを得しもの實に方谷の力なり、明治三年方谷年老い事を見るを厭ふ、因つて嗣子をして田廬を守らしめ自ら長瀨に退隱し世事を避け專ら後進を敎育し國家他日の用に供せんと欲し塾舍數棟(東、西、中に分つ)を宅傍に造り子弟を敎ふ、從遊の士畿東北陸山陽山陰南海西海諸道より來集し塾舍立ちどころに滿つ乃ち學規五條を揭けて子弟を戒飭す、明治三年小坂部村(阿哲郡刑部村)に移寓す、門人皆從ひ移る、偶々備前閑谷黌廢弛すること久しく、備人方谷を

迎へて再ひこれを興す、方谷歳時往きて督し絲誦復盛なり、九年病起り翌年五月二十六日終に歿す、その將に簀を易へんとするや、家人に命し枕上を灑掃し、香を案上に焚き勝靜の賜ひし刀及ひ王陽明全集を安置し、默謝して逝く、年を享くること七十三、人となり、廣額豐偉英邁にして智略あり、議論多く人の意表に出つ、恭謙自ら持し忠誠これを貫く、少壯の時、酒を嗜み快飮劇談し往々天明に達す、遂にこれを以て疾を致す、爾來その攝養を期し杯を手にせざるもの二十年已に克ち欲を制し、實踐に篤きこと大概この類なり、讀書精洽を極め、尤も陽明學に得たり、機を見て勇進し、理を見て决行し、物に澁滯せす、詩文は達意を主とし筆を下せば千言立ろに成る、遺稿若干冊あり、皆家に藏すといふ、明治四十三年十一月十六日特旨を以て正五位を賜らる、方谷の墓は其の鄕上房郡中井村大字西方にあり、明治四十三年郡宰妹尾經時主唱して郡敎育會と胥謀り金を據し、墓畔に庭園を設け、花木泉石を布置し碑石を建て方谷園と稱し、以て方谷の學德を不朽に表彰せり。

方谷山田先生墓碣銘

明治十年六月二十六日、方谷山田先生病終于備中阿賀郡刑部之寓、嗣子明遠葬諸其鄕西方村先壠之次、計至東京、我舊松山藩主松叟板倉公痌傷不措、手書山田方谷先生墓七大字、賜明達、俾表其墓、且命毅曰、先生輔吾釐革藩政、其功勞不忍沒、汝其作銘、毅泣拜曰、毅幼受學于先生、既長承乏藩吏、前後奉敎者三十年、固將有所紀述以報恩、況今有公命、豈可以不文辭哉」謹按先生球諱、字琳卿、稱安五

郎、方谷其號、源姓、山田氏、其先駿河守重英尾張八、元暦中屬源範頼討平氏、以功食于備中二十八村、因移住西方、九世祖諱重記、天正文祿間、九州及朝鮮之役、從毛利氏有戰功、迨毛利氏削封、歸農、曾祖考諱益昌、祖考諱正芳、考諱重美、妣西谷氏」先生生而聰明、三四歲能作大字、解句讀、八九歲入松隱丸川翁塾、受程朱學、兼厲詩文、老輩莫能及、稱爲神童、有客問曰、兒學問爲何事、先生應聲曰、治國平天下、客驚歎大屬望、成童失怙恃、歸治家務、暇則誦讀弗懈、藩主寛隆公聞之、給二口糧、充學資、尋賜八口糧、班准中扈從、爲藩學會頭、時年二十五、居二年、請遊京都、交寺島鈴木春月諸儒、遂至江戸、受王學于一齋佐藤翁、與佐久間象山、塩谷宕陰等友、相共硏精、凡八年而歸、業大進、賜祿六十石、爲學頭、先生循々教授、闔藩子弟始嚮學、而遠近生徒亦麕集、家塾恒盈」弘化元年松叟公以世子監國、使先生侍讀經史、聽其論說、始知可大用矣、先生素好砲術、因命受西洋火技于津山天野氏、傳之藩內」亡幾公襲封、首擢先生、掌度支、革財政、當是時、承歷世宿弊、負債山積、入不支出、先生乃內省冗費、外諭財主、延償期、至十年、或五十年、同僚危之曰、異日緩急、彼不復應需、猶孤城失援、奈之何、先生曰、待援守城、城陷援不必來、苟孤立死守、援亦將至、決行不顧、後江戸地震、邸舍頽壞、財主果出金援之、時紙幣濫出、價格大減、先生火其半、乃復原價、更製新幣、資部民、大殖物產、轉鬻江戸、以充邸費、於是貯金倍歲入、兵械殘缺者、盡備具、士祿節減者、皆復舊」公又使先生兼郡宰、革民政、先生乃絕賄賂、禁奢靡、設鄉校、置貯倉、道路險者拓之、川溝塞者疏之、嚴巡吏、編鄉兵、以戒不虞、行之十年、民當俗

變、男皆知字講武、兒女不衣帛簪珠、行旅入境者、不問而知爲我民」、先是公革藩士弊風、知耻、尙儉、專力文武、及演洋陣、購軍艦、皆先生所賛成、衆論喧騰、風刺萃于一身、先生爲不知、而公益任之不疑、衆亦終服、累加祿百石、任參政」、安政中公分置藩士貧者于要害之地、墾田錬、先生亦自請就鄕里、官暇輙親董僮奴、闢荒蕪、蓋其事出于先生建議、故率先之也」、當時昌平日久、列國趨奢侈、不知文武爲何事、是以我藩革政之名殊籍籍、四方來觀風者不絕跡、而就先生問理財者最多」、文久元年幕府以公爲寺社奉行、先生扈從如江戶、會患咯血、歸養、亡何公爲老中、名先生、先生力疾東行、備顧問、大將軍特賜謁、公遂以先生准老臣、是時外夷覬覦、大藩跋扈、而幕政憒々、積弊百出、先生欲輔公有所大釐革、執謁春嶽明山諸公、引接横井桂諸士、百方周旋、嘗與一幕吏論將軍入朝明君臣大分、吏非之、先生退而慨歎、終夕不寢、又勸公斥佞邪、援忠良不少、然見否運不可復回、遂謝病致任、公知其不可留、賜刀慰勞而許之、猶命參藩政大議、既而公從大將軍入朝、復召先生、有所詢、賜將軍所賜馬袴寵之、留京五旬而歸、公尋罷職」、元治元年征長之役、公爲先鋒、率軍赴廣島、因起先生留守、先生毅然當任、內嚴兵備、外結隣藩、公既凱旋、再任老中、從大將軍于京師、慶應二年長州逋賊襲倉、舖、及淺尾、將侵我封疆、老臣迎先生謀之、先生曰、速討、之乃部置藩兵、諸口並進、先生亦自當一口、賊乃遁走」、既而先生應公召、再至京、有所參謀、留月餘、賜短刀還之、三年冬大將軍還政于朝廷、公密書問善後之策、先生曰、恭順莫負還政素心、因獻數事、公嘉納、而衆議沮之、遂致明春伏見之變、獲罪朝廷、是可憾也、居數日、王師來

討、而公不在焉、諸士疑其矯詔、欲拒戰、先生及老臣不可、乃使毅等迎謁鎭撫使、使微謝罪書、下其草、中有大逆無道四字、先生曰、吾保我公萬無此事、此四字不除、吾將伏刃、毅等因號泣哀訴、鎭撫使爲動容、乃代以輕擧暴動四字、既而公自出謝罪于東京、朝廷泰使泰山公承先祀」、松叟公自爲老中至此、東西奔命、不聽藩政者殆十年、而闔境之民怙然安堵于天下騷擾之間者、實先生在內參輔之力也」、泰山公之在藩也、亦屢詣先生廬、詢民政、嘗歲饑、公撫恤備至、朝廷賜書褒之、蓋亦先生與有力焉」、先生年老益厭世事、使明遠守田廬、身寓于刑部山中、而四方來問業者、率數百人、備前閑谷黌、岡山藩祖芳烈公所創建、廢弛既久、藩人迎先生再興之、先生歲時往督焉、閑谷與蕃山近、山下有熊澤翁宅阯、衆築小廬、爲先生遊息之所、先生每到此、景慕不忍歸」、明治九年冬、先生宿痾再發在蓐、會有朝廷再賜爵松叟公之報、欣然起坐曰、百藥療疾、不若聞之之爲快也、荏苒至明年夏、終不愈、將易簀、命家人、陳陽明全集、及公所賜短刀、焚香默謝而逝、蓋先生之學得于陽明氏者多、而戀君之情抵死不已、宜矣公之悼惜不惜、有碑文之命也」、先生誕于文化二年二月廿一日、得壽七十有三、先配若原氏、生一女、殤、後配吉井氏、無子、因養弟璉卿子明遠爲嗣、先生既致仕、明遠襲祿、先生別受養老俸、妾某氏、擧一女、嫁矢吹久滿、先亡」、先生爲人廣顙豐偉、英邁有智畧、議論多出人意表、而恭遜以行之、忠誠以貫之、故人皆信服、少壯嗜酒、快飲劇談、往往徹曙而止、遂以此致疾、一意攝養、不手杯者二十年、其克性窒欲、篤於實踐、大抵類此」、先生浹博、於書無所不讀、讀必精到深詣、多獨得之說、又邃禪理、其平生投機勇進、見理決

行、不執滯于物者、蓋有得于此、其詩文主達意、下筆千言立成、隨而散逸、不復留稿、獨有獻策對問國字稿、積將等身、秘不示人、嘗謂毅輩曰、吾論藩事者多行、而至論天下事、則一不行、他日覩此稿知之、

嗚呼先生之道行于一藩如彼、若行諸天下、其効果何如哉、銘曰、

蕃山突兀、昔棲大賢、方谷深奥、今芟哲人、世異今昔、人則同倫學宗陸王、志存經濟、備人何幸、共受其惠、惜矣蕃山、末路蹉跌、覩諸方谷、于德有缺、吁戲盛哉、終始完全、斯勒遺績、矜式後昆、

受業弟子三島毅撰

進 鴻 溪

鴻溪名は漸、昌一郎と稱す、鴻溪はその號にして皷山、祥山、歸雲等の別號あり、父名は吉敦、阿賀郡唐松村(阿哲郡美穀村大字唐松)村上某に養はれ、その女に配し鴻溪を生む、幼にして穎悟好んで書史を讀む、歳十二、新見藩丸川鹿山の門に入り才學儕輩に絕つ、十八歳にして上房郡川面村藤井延年に養はれその氏を冒す、時に松山藩儒山田方谷學德共に高く名聲四方に籍甚す、鴻溪往いてこれに從ひ、刻苦勵精し遂に病を釀し血を嘔くに至る、然れども手尚ほ卷を釋かす、天保中江戶に遊ひ贄を佐藤一齊に執り、次て昌平黌に入る、居ること四年學成て歸り川面に住し帷を下す、來學するもの多し、弘化三年松山藩主板倉氏辟して三口糧を賜ひ家士に列す、嘉永五年增されて八口糧を受け中扈從に斑し藩校有終館會頭となる、故ありて進氏に復す、安政三年學頭に任せられ祿五十

石を受く、文久元年吟味役に轉し元締を兼ぬ、三年取次役に進み文武目付を兼ぬ、元治元年藩命を以て隣國に好を修め、西藩及岡山、龍野、津山等の諸藩に使す、當時海内騷然次いで征長の軍あり、松山藩亦遣中に在り、鴻溪使を奉して期に先ち廣島に往き諸藩士の間に周旋し、又大阪に赴き尾州總督に謁しその節度を受く、此の間撫育銀方総裁、農兵頭等の官に歷任し學頭及洋學総裁に任せられ町奉行を兼ね、明治元年伏見の變起り藩主、將軍慶喜に從ふて江戶に走りその所在を失ふ、時に鎭撫使來つて藩城を守り、一藩憂懼して措く處を知らす、方谷等主としてその間に奔走し事を定む、鴻溪亦與つて力あり、藩主勝弼封を襲くに及ひ畵幅及金を賜ひその功を賞す、三年權大參事に任せられ公議人を兼ぬ、病に會し罷て川面に歸る、これより意を世事に絕ち專ら敎育を以て自ら任す、成羽藩主、岡山縣天城中學、堺縣師範學校、栃木縣中學及播磨の赤穗、美作の落合等鄉校の聘に應し、至る所循々として誘導し造士の功少からす十七年十一月二十一日病んで歿す、年六十四、人となり温和謹直能く人に交はる、學王朱を奉し實行を先にし浮華を戒む、詩文を善くす、春窓私錄、冬夜漫筆等の著あり。

鴻溪進先生墓碣銘

嘉安之間我板倉松叟公用方谷先生更張藩政尤崇文學於是赤川東野川田甕江自封外進鴻溪林抑齊鎌田玄溪自封內服部犀溪神戶秋山三浦佛巖等自下士前後以儒進者十數人皆列重要論學議政都俞相和

濟濟稱多士而余亦從其後者實由鴻溪先生推轂也先生旣歿之六年嫡孫修與門人謀欲建碑來請曰先生雖多交遊而知先生者莫若子子幸銘之余敢辭序之曰先生諱漸字于逵鴻溪其號進氏稱昌一郎晚改祥山考諱吉敦美作新莊村人其先赤松則村之裔成村始稱進氏子成季食播之太田後徙新莊子孫遂編農文化中吉敦爲備中阿賀郡唐松村村上信滿嗣妻其女生先生先生幼穎悟好誦書年十二入新見藩鹿山丸川氏門才學絕儕輩十八爲上房郡川面村藤井延年所養冐其姓從遊方谷山田先生於松山藩刻苦勉勵遂疾苦嘔血手猶不釋卷天保中游江戶執贄一齊佐藤氏又入昌平黌居四年學成歸住川面來問業者頗多余時在方谷先生塾屢往訪辱獎勵弘化三年藩主松叟公召見賜三口糧列藩士嘉永五年增至八口班中扈從爲藩有終館會頭徙松山有故復進氏安政三年任學頭賜祿五十石文久中轉吟味役佐度支兼學頭文武目附慶于役京阪元治中轉撫育總裁兼農兵頭隣好方奉使備作播諸藩修鄰好盖以幕府式微諸侯解體也亡何幕府奉　勅令諸侯征長藩我公亦與焉先生先期往大阪受尾張都督府節度又往廣島豫備陣營運糧等事慶應中再任學頭兼洋學總裁及市尹明治元年公輔德川內府在大阪伏見之變起從內府東遯不知所在鎮撫使來守藩城一藩憂懼失措而俗吏不習外事於是新進儒臣或接對鎮撫使或潛行探公跡或因緣哀訴　朝廷奔走盡瘁而先生亦與有力焉及黍山公襲封賞先生勞賜畫幅及金若干先生遂致仕子昭襲家先生自是絕意世事專以教育自任歷應岡山堺橡木諸縣學之聘到處循循誘導造士之功不少十六年獲病于橡木歸養尋愈明年再發遂不起實十七年十一月廿一日也享年六十有四葬于川面村塋又瘞臍帶于唐松先兆蓋

遺命也先生資性温和而謹飭善交人躬肥而腹便豪飲數斗不亂醉則善笑聲徹四隣人戯呼曰笑一郎以昌笑音同也學奉朱王善詩文有詩文集春窓私錄冬夜漫艸等之著先生前後在學職最久後生小子以文學起者接武先生之功居多配即延年女生二男四女長男即昭先亡次潛昭子修承祀長女適國分氏有故大歸次適横内氏餘皆殤嗚呼余與先生等諸儒臣當藩之盛時言聽謀用欲大有爲而不幸遭海内多故共同艱難事始定藩亦尋廢余甕江出仕　朝廷先生等索居各地相繼死亡殆盡松叟公幸老健在東京余與甕江時往謁談及當時儒臣聚散存亡屈指至先生未嘗不歔欷惋惜豈忍銘之雖然余與先生交最親且久銘先生者非余而誰乃係辭曰

方谷啓之　鴻溪紹之　藩學雖廢　文種維遺　綿綿不絕　如蠶吐絲　魯無君子　斯焉取斯

明治三十六年八月

東宮侍講從四位勳三等文學博士　三島毅撰

箕作秋坪　附 佳吉

秋坪幼名は驥次郎、宜齊と號す、上房郡呰部村(舊阿賀郡)の人、菊池士郎の長子なり、夙に父を喪ひ、稻垣木公の門に學ぶ、弱冠にして江戸に遊び、古賀侗庵の門に入る、これより先き外事漸く起らんとす、侗庵豫め時變を察し、和蘭學を修めんことを勸められ、箕作阮甫の門に入る、阮甫これ

を寄とし頗るその材を愛す、會々義子省吾歿す、因つて約して父子となり、これを大阪の緒方洪庵に託す、嘉永二年業成りて東歸し、箕作氏を冐す、時に年二十六、尋いて天文臺譯員に補せらる、既にして外國陸續通信を求む、幕府の洋學所を創設するや、敎授となり、外國奉行を置くに及んで、更に文書を掌らしむ、この時使を歐州諸國に發し、後又使を露國に遣はして樺太境界を定めしむみな隨行して翼賛の功あり、明治元年家を長子奎吾に讓りて、三叉學舍を開き、人材敎育を以て自ら任し、森有禮、中村正直等と明六社を興す、文部省師範學校を設くるに及んで攝理となる、十二年敎育博物館の事を總べ、又選まれて學士會院の會員となる、十八年敎育博物館長兼圖書館長となり、特に從五位に叙せらる、十九年職を罷む、幾もなくして病に罹り、この歲十二月三日歿す、享年六十二、人と爲り謹愿にして友を擇ぶこと甚だ精し、侗庵曾てその子茶溪を戒めて曰く、秋坪は汝が益友なり、愼みて相乖くこと勿れと、秋坪その知遇に感じ茶溪と交ること四十年一日の如し、藩主松平確堂常に左右に語つて曰く、言行の違はざる、それ秋坪のみかと、その君師に信を得ること、斯の如し、配は院甫の仲女、四男を擧ぐ、長を奎吾といふ、大學少博士となる、先ちて歿す、次子大麓出でて本姓菊池氏を襲ぐ、三子佳吉、四子元八共に博士たり、皆令名あり。

佳吉は安政四年十二月を以て江戸鍛冶橋内津山藩邸に生る、幼にして穎悟學を好む、明治六年二月大學南校在學中米人「ハウス」に伴はれ米國に至り、十年一月「エール」大學に入り、卒業の上「バッチ

ェラー、オブ、フイロソフィー」の學位を受く、十四年二月米國を辭して英國に至り、「ケンブリッチ」大學動物學敎授「バルフォール」に就き修學し、次いで大陸諸國を歴遊し、歸朝して東京大學敎授となり、東京高等女學校長を兼ぬ、二十一年六月理學博士の學位を受く、三十年九月米國華盛頓に於て北太平洋及白令海膃肭獸保護區評議會の開かるゝや、選ばれて委員となり派遣せられ、三十一年米國「ケンブリヂ」に於て、萬國動物學會議の開かるゝや又委員として參列す、三十四年六月東京帝國大學理科大學長に進み、四十二年九月從三位勳二等を以て終に薨す、年五十三、著書多く刊行せり。

曾祖妣菊池氏之墓

太孺人字理喜筑後菊池應輔君諱亮和女也母安達氏延享四年五月十九日生有兄先夭乃以龍野牛正丸因君諱好直爲嗣妻以太孺人正因君爲人謹嚴理事不苟太孺人事之承順勤儉治內性嫺雅常好和歌吟咏風月以自娯又巧筆札每繙卷編有可充女訓母儀者則必手抄之及老不懈積至數十卷文政八年九月二十七日以病歿備中呰部村享年七十有九葬村北兆域嗣隆平君先歿鞠孫士郎君乃先考大乙君也

明治十六年三月　　曾孫箕作秋坪謹誌　筱碕堅書

井亀泉鐫

陶愛菊池先生之墓

君諱文理字大乙稱士郎號陶愛菊池氏考隆平君諱愼妣豊福氏君幼孤爲祖父正因君所鞠養正因君實牛丸氏少嗣菊池氏嘗游長崎接蘭人研究方技又與清容父多所得歸鄕授徒名聲大興會作州久世縣令早川公建鄕校聘正因君爲矜式乃挈家徒焉正因君歿君從遊津山小嶋天樂翁又東赴江戶受侗業庵古賀博士之門學成西歸繼正因君遺緖後官遷鄕校備中呰部村君亦移住時我藩公亦命君巡行封內敎化民俗君性溫厚愼密衆心大服事母孝謹常以得其歡爲樂寬政十一年正月十五日生播州佐用天保八年五月二十七日病歾葬村北𦣝年四十娶後藤氏生二男一女長驥早沒次秋坪出冐箕作氏女津嫁勝山藩士篠崎淸則秋坪以洋學登庸幕府因命其二子大麓襲菊池氏大麓夯遊英國大學校精硏累年明治十年歸朝後任東京大學敎授兼理學部長十六年叙從五位

明治十六年五月

津　山　大　村　斐　夫　撰

堯　田　大　嶋　信　書

鎌　田　玄　溪

玄溪名は博字は子文、宗平と稱し、篁園又は玄溪と號す、下道郡新莊村の人なり、父名は毅、由齊と號し醫を業とす、玄溪幼にして敎を家庭に受け、天保九年大阪に遊び藤澤東畡の門に入り、物徂徠の學說を聞き既にして江戶に至り、昌谷精溪に從ひ竟に洛閩に歸す、翌年鄕に歸り家業を襲く、然れども好む處にあらざるなり、十四年遂に家を弟に讓り、淺口郡玉島村（玉島町）に移住し、帷を

下し徒を引く門に遊ぶもの頗る多し、嘉永六年松山藩鄕校を玉島に設くるや、玄溪を擧げて敎授とし士列に加へ二口糧を賜ひ、次て又二口糧を加ふ、慶應二年八口糧を賜ひ中小姓に陞り、有終館督學となり、松山に徙り居る、未だ幾ならすして世局一變し藩亦尋いで廢せらる、因つて退いて久代山中の玄溪に隱居し復出てす、四方に優遊し山水に放浪して唫哦自ら樂む、明治二十五年十二月二十五日病んで播磨赤穗郡塩屋村に歿す、同郡阪越村興福寺に葬る年七十四、人となり烱眼巨口一見畏るべきが如し、而もその中和易恬淡親むべし、平生書と酒とを嗜み能く寒素に甘んす、經史を涉獵し老に至つて矻々として尙倦まず、鉅儒川田甕江の如きその門下より出でしといふ。

玄溪鎌田翁碣

亡友川田毅卿欲銘其鄕先生玄溪翁碣。不幸病終。翁故舊門人屬之余。余亦知翁者。誼不得辭。翁諱博。字。子文。玄溪其號。備中下道郡新莊村人考諱毅。號由齊。妣明石氏。考業醫而好儒。翁少受敎家庭。天保戊戌春遊大阪。聞物氏說於藤澤東畡。既又遊江戶。入昌谷精溪門。歸洛。閱己亥冬歸鄕。襲家業。非所好也。癸卯歲遂讓家於弟。移住淺口郡玉島。下帷授徒。毅卿實以此時入門。稱俊秀。余偶訪翁。始與毅卿締交。毅卿之學。基礎既成。翁勸遊學江戶。廣其才識。嘉永癸丑松山藩主板倉公設卿黌于玉島。命翁爲敎師。尋許稱姓帶刀。賜二口俸。居數年。列士籍。加二口俸。時毅卿與余並應藩聘任用。交薦翁。慶應丙寅賜八口俸。陞中小姓。爲有終館督學。移居松山。未數年世局一變。藩亦尋廢。毅卿與余。又前後官于朝。翁

則隱居于久代山中玄溪。不復出。時遊歷四方。放浪山水。優遊閑適。以送殘年。明治二十五年壬辰十二月二十五日病歿于播州赤穗郡壚屋村。葬于郡中坂越村興福寺塋。去文政元年戊寅之生。閱七十四年矣、配河井氏。產四男二女。先亡。長眞一郎嗣。次勇次郎殤。次賢三郎。次常藏。女皆嫁。賢三郎好學。曾入余門。爲都講。旣歸。下帷玉島。後翁僅九閱月而夭。家學亦絕。惜夫、爲人烱眼巨口。一見可畏。而其中和易恬淡。所嗜唯書與酒耳。然能甘寒素。村醅鹽豉。陶陶然於腐爛册子之間。學涉經史。善詩。而字尤遒逸。家元不甚富。不能久遊學。是以斆學相半。視生徒如朋友。攻究切磨。不忌才。不捨長。謙虛自益。其業老而益進。是其門下所以能出毅卿也。毅卿以才學傾動朝野。班陞三位。官至宮中顧問。以顯翁。翁之榮亦大矣。毅卿而在。應如何稱揚之。而余不文。聊所知。係之銘曰。

出藍靑於藍。　無藍何以靑。　誰謂毅卿學。　不由翁而成。

中洲　三島　毅　撰

川田甕江

川田甕江、名は剛、字は毅卿、幼名を竹次郎といひ、後城三郎と改め、更に剛介と稱す、淺口郡玉島の人なり、天保元年六月生る、幼にして穎悟、初め和歌を隣村長尾村の小野務に學び、稍長ずるに及んで贄を松山藩の鉅儒鎌田玄溪の門に執り矻々として業を修め、經史百家窺はざるなし、衆推

して秀才となす、尋いで藩士に擧げられ東遊を命ぜられ昌平黌に入り又藤森天山に從ひて學ぶ、幾もなくして召還せられ藩職に擢てらる、明治戊辰正月、伏見、鳥羽の變起るや、藩主、德川氏の親近なるを以て、官軍に攻圍せられ社稷將に危からんとす、依つて身を脫して私かに京都に入り陳情百回苦心備さに至る、是に於て嫌疑氷解し、藩主をして長く百世に廟食するを得せしむ、維新後辟せれて大學博士に任ぜられ、帷を牛込に下して子弟を敎へ、門下又知名の士を出す尠からず、後宮內省四等出仕より諸陵頭東宮御用掛に累遷し、貴族院議員に勅選せられ、文學博士の稱號を授けられ、學士會院に員たり、漢文學の泰斗として中外に尊敬せらる、明治二十九年二月一日正四位勳四等を以て終る、病革まるや、特と御物を賜ひ宮中顧問官に任し、從三位に陞進せらる。

宮中顧問官從三位川田君墓碑銘

觀人于順境。不若觀于逆境。况於共事逆境者觀之乎。余實與川田君共事逆境者。墓誌之囑。惡可辭焉」君壯歲學既成。名聞諸侯之間。大溝藩主分部侯延爲賓師。督國學。既又欲給祿百石以臣之。時我松叟板倉公用山田方谷。革國政。薦人才。方谷將薦君。以余先仕。使往問其意。君曰。公賢明。行將執幕政。吾輩亦足附驥行志。有命不敢辭。方谷遂薦之。祿以五十石。君欣然辭多就寡。爲江戶邸督學。尋轉度支副官。遷監察。言聽謀用」既而公果爲幕府老中。將大有所爲。而承幕末積弊之後。內訌外患駢至。非獨力所能濟。方谷及君等皆謂。志苟不行。不若退而全藩屏之任。因勸辭職。而公未果。從大將軍朝京師。君偶以事西

上。見時事益難爲申前說。時大將軍年少。老中在京師者。唯公一人。不忍罷去。諭君曰。吾思大將軍。猶汝思召。汝其諒之。因賜章服東歸。未數年而有伏見變。先變數日。君聞上國事急。單身駕外舶至大阪。則東軍既敗績。公從德川公東遯。藩老熊田恰收殘兵在港口。將解纜。乃與共西去。上玉島港。備前軍圍之。恰謝罪乞命。不聽謀之君。君曰。有一死代衆耳。恰乃自刄。備軍引去。君因入松山。備前別軍既徇下藩城。諸士屏居城外。余輩佐老臣。因備前侯哀訴乞寬典。而道路梗塞。不聞上國消息。如暗夜呼號。君曰。公等宜盡力於內。吾將盡於外。乃面點藥發紫疱。短褐徒跣爲人奴。入京師。上書辨事。秋月種樹乞哀。不報。時或傳公父子拘禁宇都宮。爲亂兵所害。君憂懼不措欲東行探之。兵馬往來。譏察。甚嚴。乃佯謁金比羅祠歸者。菅素笠衣。負神符。取路岐蘇。屢爲關吏所疑。陳辯僅免。達關東知聞公父子脫亂東走。不知所在。報之藩。藩士相議。欲立假主請復封。適公族黍山公匿江戶。使君伴歸。君變身商賈。裝公爲奴公不慣道途。行步屢後。君輒叱之。關吏視爲眞。遂自橫濱海路達神戶。入松山。諸士因備前侯。請立之爲主。而未得命。會聞松叟公在函館。世子在駿。君又與一二老臣間行江戶。竊迎世子。而官軍方攻函館。援公最難。託密使於外國商船迎公。因欲使父子自首。或危其賜死。君曰。吾斷知無之。若有之。則屠腹殉之耳。朝廷果減死一等。禁錮終身。後皆特旨釋之。命黍山公承先祀。改藩名爲高梁。方是時奔走盡力於外者不少。而君之魁」余職在度支。兼掌外交。而藩庫皆爲官所封。因拮据鳩貲送外。外報盡到余手。取決方谷諸老臣以回報。書皆變姓名。今猶哀然盈篋。而君書居半。每閱之。想當時苦楚艱辛。未嘗不戚戚焉」藩既再立。君受賞祿。尋任權

參事。辭。吾曰所以報藩主畢矣。讓家祿幼兒鷹而致仕。是爲明治三年。遂下帷于東京深川。又移牛籠。諸侯子弟。及四方生徒來學者數百人。聲名大興。期廷徵任大學少博士。敍正七位。尋轉權大外史。敍正六位。未幾辭職。六年文部省囑家居修史。及修史局立。任一等修撰。敍從五位。文部置學士會院。選爲會員。十四年車駕北巡。特命扈從。著隨鑾紀程。是歲補宮內省四等出仕。尋兼大學教授。十八年敍勳六等。賜單光旭日章。會革制免出仕。仍掌編纂事。文部設學位。授文學博士。二十二年任諸陵頭。敍勅任二等。從四位。兼掌圖書寮博物館事。又爲華族女學校講經。翌年敍勳五等賜瑞寶章。貴族院立。勅爲議員。二十四年敍勳四等。居二年辭職。特旨敍正四位。班錦雞間祇候。亡何侍讀東宮。二十九年一月從皇太子在葉山離宮。病暴作。歸養于家。皇太子屬遣使存問。又賜金幣及盆栽松梅。三十一日就家任宮中顧問官。陞勅任一等。從三位。君感泣拜命。二月二日遂薨。距生天保元年六月十三日。得年六十七。皇上賻素縑二匹金壹千圓、皇太子伍百圓。嗚呼君起布衣。顯達至此。榮亦極矣。雖然君用文學於順境。用忠節於逆境。忠節之難。擲身命。忍困辱。得一生於九死。終身不能忘之。是以瀕死猶慕舊主。遺言不及他。唯曰。葬遺骸于吉祥寺松叟公墓側。又曰。屬墓誌於三嶋遠叔。蓋以余共事逆境也。君姓川田氏。諱剛。字毅卿。號甕江。少稱竹次郎。後更城之助。備中淺口郡阿賀崎村人。考諱賓嘉。妣瀨尾氏。幼喪怙恃。養於伯舅惟德家。甫三四歲。惟德示劍與書。問其所欲。君進取書冊。於是專授誦讀。稍長歸家。從鄉師鎌田玄溪受業。業日進。嶷然柀儕輩。玄溪曰。吾非子師。勸東遊求良師。時家產稍落。乃鬻所藏書得資。赴江戶。就古賀茶溪大橋訥庵學經史。

問文於藤森弘庵。又與安井息軒塩谷宕陰諸老交。皆稱其才學。然學資不繼。常寄寓貴族若素封家。斆學相半。終至大成。」君軀幹豐偉。曼面龐肩。音吐嘎而透。善講說。每上經筵。能動聖聽。平生談雜諧謔。往往使人解頤。然事關大義。正襟抗辨。毅然不屈。爲人簡率瀟脫。不設城府。人樂交之。」君學宗洛閩。兼涉明清諸家。折衷公平。博通經史百家。旁及國典而文章尤其所長。條達奔放。泉涌瀾翻。而格律森嚴。博證廣引。言皆有物。是以。文名傾朝野。王公大人碑版之文。多成其手。而應酬忽卒之作。得者以爲珍。稱曰明治文宗。」然余獨恐其忠節爲文名所蔽。故詳叙其逆境。而順境則畧焉。蓋亦君之志也。」君前室田中氏。生一女。共先亡。後室大脇氏。生男四女。長男鷹。次龍。次甲。甲殤。長女適杉山令吉。次殤次適嶋田鈞一。次未笄。側室所生男女各一。男曰順。詩文集及雜著數十部。或刊行。或藏家。銘曰。

吁嗟毅卿。何與吾同。同某年齒。同其鄉邦」。俱修斯文。俱事斯主。矧共謀議。又共艱苦」。功雖弗及。報藩則匹。榮雖弗若。升朝則一。會侍國儲。吾承其闕」。一朝捨吾。墓銘惟鐫。詞雖弗華。莫逆乎心。

三島毅撰

莊田霜溪

莊田名は賤夫幼名龜之進、諱は正寬、字は子栗、霜溪又所有盧と號す、備中高梁藩士なり。霜溪夙に進鴻溪、服部犀溪に學び、又昌平黌に入る業成り藩に歸り、藩學有終館會頭と爲り、次て督學と

なる。廢藩後作州温知館々主となり、生徒を敎授し、傍ら方谷山田翁に學ぶ。既にして、舊藩學有終館の再興するや、亦之が敎授と爲る。生徒來學するもの甚た多し。

霜溪、學朱陸に通じ、詞藻を善くす。溫厚直毅にして氣節を尙び、人を導くに躬行實踐を以てす。門人若し過あらば、訓諭悃篤一に至誠を以てす。故に門人その德に化導せられ、發憤興起するもの甚だ多し。三島中洲翁、其碑に云へるあり、我高梁藩之廢也、諸儒皆出仕二朝廷一而獨留敎二育子弟一、陸續出二英髦一者、實爲霜溪君と、この言蓋し溢美にあらざるなり。霜溪平生忠孝を重んず。幼時母氏誤りて霜溪の指頭を傷くそれが爲め、一指平生自由なる能はず、然れども母氏を累さんことを恐れ、終身敢て一言も之れを口外せず。又廢藩後小田縣知事霜溪を徵す、辭して仕へず、一意斯文に從事し、育英を以て自ら任ず。其忠孝の篤き、勢利に淡泊なる、以て其一端を知るべし。

霜溪、明治二十年、年五十四を以て沒す。長男要次郎翼齊と號し、幼にして秀才の稱あり。詩文に長ず。嘗て判事と爲り、今辯護士を以て東京に住す。

霜溪平生力を經學に用ひ、詩文、その好む所にあらざるも、その詩の如き、詞旨閑遠見るべきもの尤も多し、今左に詩數首、及びその碑文を示さん。

買田廬

買官錢却買田廬、溪意山容樂有餘、睡起呼茶々未熟、涼窓又閱相牛書、

猛虎叫月圖

虎怒兮鈎爪鳴牙負山嵎、　双瞳電射明於月、　蹶起朶頤捉逃狐、　飽而充腹徐皷舌、　腥風颯颯迸鮮血、　貪心猶望玉兎春、　一聲叫月月欲裂、

正五位子爵板倉勝弼篆額

霜溪莊田君碑

我高梁藩之廢也。諸儒皆出仕朝廷。而獨留敎育子弟。陸續出英髦者。實爲霜溪君。君諱正寛。字子栗稱賤夫。莊田氏。霜溪其號。世仕藩主板倉氏。考諱正邦。妣石河氏。君幼從學進鴻溪服部犀溪。嘉永七年。考亡。襲家俸三十苞。安政中東遊。入昌平黌。既歸爲有終館會頭。慶應二年。賜祿五十石。爲監察。明治四年。轉文敎官。既而藩廢。下帷敎授。暇則就方谷山田先生受王學。會先生督作州温知館。乃使君育生徒。十二年。舊藩士再興有終館。請君爲敎師。二十年二月十九日病終。年五十四。葬先塋。配神戸氏。生七男一女。長男要承祀。現任判事。君温順謹厚淡勢利安儉素。常以育英爲樂。松叟公嘗書浮雲富貴吾何慕。陋巷簞瓢分。所甘句。以賜。君位拜曰知臣莫若君。遂裝潢揭之。嗚呼君而不甘陋巷。則鄕黨子弟何以致今日彬々。爲子弟者可諼其恩哉。頃門人欲建碑表之。請余文。余嘉其擧。係以銘曰。

父屈子信。　師塞弟通。　君可以瞑。　後福無窮。

大審院檢事從五位　三島毅撰文

吉田藍關

通稱寛治、藍關と號す。天保九年六月十七日松山藩に生る、資性誠實溫良穎悟明敏にして、學を好む、幼にして藩校に漢學を修め、安政五年東京に遊び、林復齋の門に入り、又昌平校に學ぶ。元治元年遊學を止め、藩邸に歸り有終館會頭となり、世子侍讀を兼ね、後監察に轉ず、凡そ東京に居る十一ヶ年、明治元年初めて國に歸り、藩士を敎授す同四年私塾を開く、明治九年七月訓導に任せられ高梁小學校に在勤し、爾來初等敎育に從事する十餘年、當時同窓の士は皆出で、榮達を計るに拘らず、藍關獨り留まりて献身育英に努め、夙夜孜々として倦まず其人を導く、躬行實踐を以てす、故に現時舊高梁藩出身の知名の人士は皆藍關の門に出づと云ふ。明治二十年十一月一日病て歿す。

綱島榮一郎

榮一郎は明治六年五月廿七日上房郡有漢村に生る。梁川と號す。幼にて穎悟、好んで書を讀む、鄉校知新小學校に入り、傍ら、中村長遷、脇田厚の薫陶を受け卒業後知新校の敎師となる。明治二十四年上京して東京專門學校英語專修科を卒へ更に文科に入りて專ら東西の文學哲學に親む。明治二十八年文科を卒業し、早稻田文學の編輯に從事し遂に坪內雄藏、大西祝等の諸士と其名を等するに至る。明治四十年九月十四日宿痾の爲めに歿す。享年三十有五。其著書の重なるもの左の如し。

スチーブン氏倫理學、快樂派倫理、西洋倫理學史、梁川文集、病間錄、回光錄、ルナン

氏耶蘇傳、歐洲倫理思想史、春秋倫理思想史、倫理講活、漢文評釋、我觀錄、寸光錄、病窓雜筆、書簡集、等數十種あり。

三、烈士

熊田恰

熊田恰は文化八年正月二十日元備中松山藩に生る、幼にして學を藩の有終舘に受け、又劍を學び伊豫の宇和島に至り研究三年にしてその蘊奥を極め歸る、是より劍法を藩内の子弟に敎へ門に及ぶもの數百人、一時其盛を極む、恰初め身を近習より起し物頭番頭等を經て遂に執政の班に列す慶應三年執政の職を以て大阪に趣く、翌年正月伏見の變あり、藩侯板倉勝靜、將軍慶喜に從ひ江戶に走り恰に命して在阪の藩兵を率ゐて松山に歸らしむ、恰命を奉し藩兵百五十餘人を率ゐ、海路より備中玉島に着し將に松山に向はんとす、是より先き、松山藩は旣に朝敵を以て目せられ岡山藩に命し兵を遣はし松山城を圍ましむ、一藩恭順を表し謝書を献し武器を封し、諸士盡く城下を去つて近郷に舍す、偶々恰兵を率ゐて玉島に歸るを聞き、備前の兵轉して玉島に向ひこれを圍む、恰恭順の意を表し、士卒を鎭撫し他意なきを示す、兵馬倥偬として蜚說亦起り、町民負擔して竄る、松山の有司密に使を玉島に遣し、藩論の決せしことを恰に致し、自裁して衆命を請はしむ、恰曰く事玆に至る死何そこれを辞せんや、衆を諭して、誠意を表せしめ從容として族人矩光（熊田大輔）をして介錯せ

しむ、誡めて曰く、我首實檢に供すべきもの汝過つ勿れ獨り汝の辱のみならず、亦一藩の辱なりと襟を正し端座東に向ひ再拜し了て自刄す、實に明治元年正月二十二日なり年四十四、怡人となり沈毅にして膽略あり、居常物と逆はず、常に子弟を戒めて曰く、意に滿たざることあるも愼んで怒る勿れ、怒は武士の耻なりと、死後玉島の町民怡の節に死したる爲め兵燹を免れたるを德とし祠を建て遺刀を納めてこれを奉祀し、熊田神社といふ、松山藩も亦小社を藩祖の廟後に建てゝ之を祀り、その忠死を表す。

故松山藩老熊田君碑銘

非死之難。處死之難若吾松山藩老熊田君。可謂死得其所者矣。伏水之役。藩侯在大阪。隨德川内府東去。君率衆。西歸至玉島。則官軍來討。衆欲逆戰。不許。擇地布營。相持累日。此距藩城八里。步騎充斥。聲息不通。留守老臣致城乞哀。謀存社稷。懼君激變。託行脚僧寄書。劈紙數片。綯爲笠纓。君展讀。沈思良久。曰。非我捐軀。則難不解矣。因諭衆。脫戎衣。収戎器。明日自殺。遺表曰。臣不敏。輔主亡狀。一死謝罪。顧所率百五十人。巡警坂府。與伏水抗命者無涉。望仁天覆。幸賜寛宥。於是隊長水野正起磯村正美。函致其首於官軍。幷上表文軍帥感歎解圍去。居無何藩侯歸順。令黍山公復封松山。厚賚其家。嗚呼跖狗吠堯。且愛其忠。况殺身救衆。遏亂一方。非獨忠於侯家。號爲忠於王室。亦豈不可乎哉。」君諱矩芳。通稱怡。熊田其氏。寛永中有九郎右衛門諱玄豐者。從軍島原有功。源俊公收用。賜祿二百七十石。七傳至武兵衛諱矩

清。列上大夫。君其第三子也。以兄病廢。承父後蔭補近習。歷物頭番頭。至執政。其死實明治元年正月廿二日。越三日葬於城南道源寺先塋之側年四十有四。妻尾崎氏。生三男。曰金太郎。早世。曰春治。承家。曰德三郎。出爲坂井伍一嗣。四女皆適人。」君容貌魁梧。膂力絶人。家傳刀法。稱新影流。執贄受業者數百人。藩侯執幕政。來往京坂間。每有戒心。壯士護衛。皆其門人。嘗曰。所尙於武人者。在不怯死。刎首剖腹悉有儀式。不可以不豫講。曩者余仕於藩。君之駐營玉嶋也。以監察從。君將死。正襟端座。東向再拜謝主恩。使隊長監察班列其傍。中央設白木案。載短刀焉。已而左右袒。手帛握刀。微見鋒尖。剸左腹深寸餘。橫截一字以至右腹。熱血迸射。衣袂皆赤。顧呼族人矩光曰。介錯。矩光揮刀。砉然有聲。首輙墮地。故事。士大夫自刄。有人執刀在後刎之。名曰介錯。是日衆立帷外偷視。闃若無人。及介錯畢。痛哭聲動四野。士人以君死免兵燹。崇祀遺刀。曰熊田靈社。」今玆君十七回忌辰。舊藩君臣相議。樹碑於藩祖廟前。以表其忠烈。余記當日所目擊。係之以銘。銘曰。

豹死留皮。　人死留名。　泰山鴻毛。　孰辨重輕。　偉矣熊君。　世篤忠貞。　一朝臨難。
取義舍生。　敵避鋒鋭。　勇比鐵槍。　民免屠戮。　功超聊城。　乃錄厥功。　乃碑乃銘。
千秋不磨。　長仰英靈。

明治十七年十月

宮内文學兼大學敎授從五位　川田剛　撰文

四、良　臣

大石如雲

諱義陰、通稱隼雄、後如雲と改む。櫪軒と號せり。幼にして山田方谷に業を受け、藩學の會頭に進む、板倉氏に仕へ近習、郡宰、度支を經て家老と爲る。明治戊辰松山藩主板倉勝靜、朝譴を蒙り封土を失ふや、如雲家老職として諸士を總統し、能く恭順哀訴して以て宗社を復せり。廢藩後判事に任し、正七位に叙せり、明治三十二年病沒す、享年七十一。

舊松山藩老大石君碑

明治戊辰我舊松山藩主之蒙朝譴失封土也。諸士能恭順哀訴。以復宗社。而大石君實以老職總統之。其功豈可沒哉。君諱義蔭。稱隼雄。後改如雲。號櫪軒。曩祖大石源右衛門以八王子城主。屬北條氏。氏亡。隱遠州。與我藩祖板倉勝重公有故。公用其子三右衛門爲家老。世襲至君。君幼受學山田方谷。自藩學會頭。經近習郡宰度支爲家老。會藩主勝靜公爲幕府閣老。伏見之變。逃關東。陷賊中。備前藩兵奉朝命來問罪。諸士或欲防戰。君說順逆鎭之。遂出降謝罪。及獻城。號哭哀訴。聲震郭外。備兵爲動。竊歎曰。赤穗大石氏再出矣。既而君潛行江戶。拔舊主于箱館。自首。奉公族勝弼公爲假主。請復封。己巳秋朝廷命公承先祀。任高梁藩知事。君爲大參事。藩徹。君任判事。叙正七位。癸巳秋退職。歸隱高梁。癸亥八月九日病歿。享年七十一。娶澁川氏。生一男六女。男稱豫太郎。先亡。孫龜嗣。君爲人良易忠誠。有局量。其處國難也。能容衆議。

取决方谷師以行之。事皆合機宜。終奏恢復之功。迨藩主行賞。置君第一。可謂得其當者矣。銘曰。

穂城大夫。死報君怨。松藩大夫。生濟國難。人乎時乎。吩嚱天恩。

明治三十五年十一月

東宮侍講從四位勳三等文學博士 三島毅 撰

五、勤王家

原田亀太郎

亀太郎諱は廣字は千齡通稱一作といふ、天保七年八月十五日上房郡松山(高梁町字新町)に生る、父を市十郎といひ、城下の賈人たり。人となり卓犖不羈にして細行を事とせず、才思敏捷好んで書を讀む、藩主板倉侯屢々物を賜ひこれを賞す。始め藩儒進鴻溪に師事し業稍く進む。安政元年江戸に遊び贄を岸淵藏の門に執り、數歳を經て森田節齊の門に入る、藩主その才幹を愛し、擢てゝ士列に進め祿を與ふ、翌年正月辭して和泉に行き谷三山の門に遊び、又京阪の間を漫遊せり、これより先き米船浦賀に來り和親貿易を請ひ、國論鼎沸物情騷然たり、龜太郎素より尊王攘夷の説を主張し、幕府の處置を見て憤慨に堪へす、將に義徒を集めてなすあらんとす、文久三年中山侍從忠光兵を大和に擧ぐるに會し踴躍その軍に投し各地に轉戰し、軍遂に利あらす捕へられて京獄に繋かる、龜太郎獄中書を父に致す。

去年中山侍從殿天子の御爲に大和にて義兵を被擧候節私も御招きに預り候故御味方に相成候處敗軍に及び私始め大勢生捕に相成候京獄中にて二月以來追々死刑に相成候得ば私近々同樣と存候誠に子として父母の莫大之御恩不報又私文學修業に付此上もなき御心配を相掛一日も御安心を致させ不奉又憂目に逢ひ奉り重々之不孝に候然し此度の事は天子之御爲と存じ死に赴き候故不孝の罪は御免可被下候弟並に妹共に親に孝を盡し兄弟むつましく可致と被仰付候樣奉願候

元治元年　月　日　　　亀　太　郎

御　父　樣　　　　（今日獄中にて認む）

元治元年七月七月斬に處せらる、時に年二十七、仝年九月師森田節齋、亀太郎の畫像に記して曰く、

（前略）大和之擧余未知其合義與否姑書之爲畫像記以待天下後世定論焉

と、維新の初靖國神社に合祀せられ、祭祀料貳拾圓をその遺族に下賜せらる、次いで明治三十六年十一月十三日特旨を以て從五位を追贈せられたり。松山村道源寺前に葬る、進祥山碑銘を撰きて曰く。

原田亀太郎碑銘

文久三年大和之義擧。我備中高梁市人。原田君諱廣實與焉。及兵敗就捕繫京獄。歲二十有七。而事屬

忽遽。不詳其月日。故維新之際。賞典未及越明治七年五月事始聞。小田縣令矢野光儀。名其父市十郎翁宣朝旨。賜金貳拾圓以充祭粢。翁喜且泣。來告曰。兒可以瞑矣。請先生銘諸墓石。以垂不朽。予亦泫然揮涙曰。吁君有學術節義。而不得施之昭代。一擧乃踣。以貽父母戚。不亦悲乎。然今蒙特典。死有餘榮。此可以銘也。君稱龜太郎。不娶無子。性慷慨好文章。初學于予及森田節齋。尋從谷三山於大和。終不負所學而死王事。而節齋三山皆既逝。予安得辭其請。銘曰。

幼學壯行。　古今通誼。　時乎命乎。　不展其志。　死後天定。　追褒節義。　餘榮千秋。

靈可以慰。

鴻溪進昌一郎撰

六、政治家

櫻井熊太郎

櫻井熊太郎は備中高梁の人、元治元年八月を以て高梁に生る、父名は喜兵衛、熊太郎は其の長子なり、家世々藥種商を業とす、稍長じて漢籍を莊田霜溪に學ぶ、當時未だ武士其の勢を墜さず、庶民の子弟を侮蔑すること甚し、之を以て、熊太郎を呼ぶに皆「熊公」を以てせり、熊太郎幼にして人となり倜儻不羈頗る氣慨に富む、此侮蔑は少からず其の自尊心を刺擊し發憤せしめたり、心竊に誓つて曰はく「今の熊公は後來只一個の熊公を以て終らず」と、霜溪頗る眼識あり、常に熊太郎を目する

に後來恐るべしとなせり、既にして發憤勵精業大に進み、年甫めて二十二優に一家を成せり、後年法曹界中、漢學の造詣深きを以て五指に屈せられたるものは、蓋し此の時に基けるなり、明治十七年東京に出で洋學を研究し二十一年東京法科大學選科に入る、二十四年業成るや、更に高等普通學を攻究し、熊太郎等有志の士、文部省に迫りて高等普通科學力檢定試驗規則の制定を求め、二十七年此規則の下に、京都第三高等中學校に於て其の試驗に及第す、爾後法科大學に學籍を置くこと一ヶ年、二十八年に法學士となる、齡弱冠を超ゐて洋學に志し此に至る、實に十有二年、遂に志を果す、如斯は蓋し篤學の士に非れば能はざるなり、卒業後內務省に仕へ社寺沿革の調査に從事す、後年佛敎を研究せしは此時に萠芽を發したるなり、後感ずる所ありて官海を退き、三十二年辯護士と爲る、三十三年中二六新報再刊の擧あるに及んで入りて社員となり、秋山定輔を扶けて二六新聞をして雄飛せしむ、爾來其の仁俠と硬骨とを以てし、或は娼妓自由廢業を唱導して世を覺醒し、或は足尾銅山鑛毒事件に奔走して當路の失政を責むる等、國家及び社會問題に盡せるもの枚擧に違あらず、三十八年九月六日熊太郎及河野廣中等憂國の士、三十七八年日露戰役の終局に對する、政府の措處に飽き足らず、日比谷原頭に國民の公憤を代表して國民大會を開き、一世に呼號す、其の忠誠壯烈の行動は、永靑史上を活步すべく、其の席上怒號せし「櫻井熊太郎此に在り」の一語は、至誠の氣籠り永却國民に警告を與へて生氣あり、然るに政府の忌諱に觸れ、縲紲の辱を受く、熊太郎獄中

に在りて一詩を賦して曰く「縲紲不及胸中物、耿々一片貫千古」と、熊太郎常に文天祥に私淑し其意氣を體す、以て其の心事の高潔にして、自ら任ずる偉大なるを察すべし、四十四年三月一日病んで歿す享年四十有八、夫人信子淑德の譽高し、二男一女あり、長は敏夫次は淸子、季を達夫と曰ふ、嘗て熊太郎夫人信子を娶るに當り、典を擧げたるの後信子に問ふて曰く、汝論語を讀みしことあるかと、信子の然りと答ふるに至りて、汝乃公の妻たる資格を有すと、會心の笑を洩せりと謂ふ、以て其の人格の一般を窺ふべし、熊太郎の忠誠にして仁慈なるは、正に天資なり道を持すること堅實にして常に國事を念とす、實に近世得易からざる國士の典型なりと謂ふべし。

亡友櫻井高梁碑銘

君諱熊太郎、號禿山、又不苟軒、後更高梁、考喜兵衛、妣小野氏、君其長子、備中高梁人、夙師事莊田霜溪先生、入帝國大學、爲法學士、爲內務省北海道吏、非其志、職狀師、居東京、明治四十四年三月一日病歿、年四十有八、葬其鄉先塋之次、配海野氏、擧二男一女、長男曰敏夫、次曰達夫、次曰淸子皆幼、君孝友直毅、善詩文筆札、每以益、世正人自任、日露媾和之際、與同志謀事、爲當途所忌下獄、有詩數首、義氣旺勃可以知其爲人、今錄其一、代銘曰、

唱義結時髦、誓擬安家國、當路不相容、身受縲紲苦、縲紲不及胸中物、耿耿一片貫千古、

明治四十五年一月　友人陸軍教授從六位　西村豐撰

佐藤兵八

佐藤兵八は弘化元年十二月十八日其の郷有漢村に生る、幼にして學を好み大里正綱島某に素讀を學び、後松山藩儒進鴻溪の門に入り前後十餘年間經書を修め大に得る所あり常に塾頭に擧けらる、人と爲り剛毅にして卓見あり、最も理財の道に長す、二十五六歳の頃より專ら家に在りて父を助け酒造業に從事し大に家產を興す、其家督を襲ふや、益々實業に力を注ぎ更に酒造に加ふるに醬油釀造を以てす、機に乘し、變に處し遂に數十萬の富を致すに至る、又克く公共の事に力を盡し、道路改修、官衙學校の建築貧民救助等の爲めに金圓又は耕地を義捐して褒狀木盃を下賜せられしこと枚擧に遑あらす、明治十三年縣會議員となり仝二十七年衆議院議員に撰出せられ仝二十九年職務勵精の廉により三重の天盃を賜へり、晩年悉く公共の職を辭し僅に銀行會社の重役となり專ら實業に身を委ね旁ら貧家の俊才に學資を投して遊學せしめ以て樂みとせり、三十三年六月二十一日溘然病歿す、享年五十八、

山岡元貞

元貞は山岡松軒の二男にして新水と號す。家代々醫を以て業とせり。弘化元年九月十七日阿哲郡新見町に生る、資性温厚穎悟にして好んで漢書を涉獵し博覽强記なり。初め新見藩に仕へ、明治維新後足守藩主木下備中守に進講せしが、明治四年水田村に入り家をなし、私塾を開きて後進を誘掖す

ること數年、後、縣會の開からるゝや衆望の歸する處となり推されて第一回議員に擧げられ次で議長となり其快腕を振ひしこと實に十六ヶ年、政治家として名聲四方に籍甚す、元貞又漢詩に秀で歌道に巧なり、元貞遺稿は其一班を窺ふに足る。其病を獲るに及び身を政界に絶ち靜養之勤めしが明治三十六年八月廿日遂に歿す。享年六十歳。

七、敎育家

福西志計子

福西志計子は弘化四年十二月上房郡高梁町に生る、時正に壯士劔を仗りて天下を横行し義士涙を揮つて國事を議し、泰平二百餘年の急夢醒めんとして未だ全く醒めざるの頃なりき、されば志計子の耳目に觸れしものは騷狂奔騰せる日本社會なりき、七歳にして父を失ひ慈母の手に育養せらる慈母曰く女不幸にして我手に育せらる、若し凡庸の人となり了らしめば、吾復何を以て地下の夫君に對せんやと此一語能く母氏の精神を表露せり、偶志計子の家鉅儒山田方谷の居と隣す、世人が女子の學問を輕視するの時に於て志計子は密かに書を携へて方谷の門に出入し自ら研礪せり、十七歳にして婚し家を成せり、明治八年岡山に出で修業し仝九年高梁小學校附屬裁縫所敎師となり孜々として生徒の敎養に心を盡しぬ、時勢は回轉し機運は進みぬ、仝十二年金森通倫、中川横太郎等基督敎を傳へん爲め高梁に來るや、志計子始めて信仰の念を起せり、仝十三年京都同志社長新島襄の傳道の

爲來高するや、志計子婦人會の創設に力を盡し其の信仰更に一進せり、然るに基督教に對して反抗を試みんとするもの起り、暗流は漸く急に、世人は新宗教に傾ける人を以て裁縫所の教師たらしむるは不可なりと論ずるに至り、仝十四年に至りて新宗教と地方人心との關係は日一日に危殆に赴き町會は志計子を辞職せしめんことを議決したる程なりきと云ふ、仝年七月志計子自ら職を辭し別に計畫する所あり、加之時勢の要求は志計子をして安居せしめず、一種の刺衝は愈志計子を動かせり、遂に仝十二月十日を以て私立裁縫所を開設するに至りぬ、仝十五年四月二十六日高梁教會設立の當日受洗せし以後教育會に於ける有力者にして復た教會に於ける女子活動の中心指揮者たりき、然れども志計子の天職は女子教育にありしや又爭ふべからず、爾後周到精密の經營を以て寸前尺進の歩武を取り手藝のみを以て眞正に女德の養ひ難く女子の地位の高め難きを感し、文學科を併置せんとし、東奔西走千辛萬苦の後十八年一月より文學科教師を招聘し業を始むるに至れり、文學科の併置は裁縫所をして一變して女學校の体裁を爲さしめたり、仝二十年上京して神田職業學校に學び翌年九月歸りて又教授をなし校運は日一日と盛大に向へり、而かも志計子は尙ほ滿足せず愈々斯業の發達進歩を謀れり、仝二十六年に至り校舍新築主意書を發して世間の同情に訴へ日夜東奔西走遂に私立順正女學校は志計子の記念碑として現に高梁伊賀町にあり、新築は是れ志計子一生掉尾の事業にして費す所凡そ三千金、新築運動未だ終らざるに志計子は端なく病に罹かりぬ、然も病ひを忘れて東

西に奔走せり、校舍成り寄宿舍成らんとするや、病魔は一進し繼發病として肺患を引起せり、仝三十一年八月二十一日遂に歿す、春秋正に五十二、志計子の如き女子敎育の爲めに其の身を盡し其の心を竭し遂に之れに靖獻したるものか。

八、軍　人

故陸軍步兵少佐正六位勳四等功四級小島鎰三郎

高梁藩士なり。父を造酒丞と云ふ。越後新發田藩士菅八郎右衛門の三男なり。出てゝ松山藩に仕へ、小島氏を嗣き其女梅子に配す、實に鎰三郎の生母なり。造酒丞狀貌魁偉眼大にして眉昂り、聲洪鐘の如く、膂力人を兼ぬ、酒を飮むこと量なし、武を好み、最も直眞影流の劒法に精し、人呼て鬼小島と稱す。

慶應元年三月二十四日江戸木挽町に生る。維新の際母に從て高梁に移る、幾も無くして父東軍を解かれて亦移る。幼時最も釣魚を好み暇あれは則ち河邊に赴きて綸を垂れ、其獲る所を携へ歸りて之を大人晩酌の下物に供するを以て唯一の樂とせり。小學の業を卒ふるに垂んとして父を喪へり、時に年十五、造酒丞廢藩後其武を用ふる所なく、又治產の道に拙し。故に玆に至りて家に餘貲なく而も母あり病み、妹あり、常識人の如くなる能はす。鎰三郎則ち淚を揮て妹を懇親家に囑して子守と爲し、自ら出てゝ高梁警察署の使丁と成り、其僅かに得る所を以て母の醫藥の資に充て、又時に妹

に贈れり、二年の後又母を喪ひたり。

其警察署使丁となるや斷然釣魚を廢し、暇あれは則ち私塾有終館に至り、莊田霜溪に就て仁義忠孝の敎を受く、母を喪ひたる後は歸るに家無きの人たりしを以て、竟に有終館に寄宿して警察署に出仕せることとあり。鎰二郎の漢學の素養は玆に成るものを多しとす。而も警察署に出てゝは小心翼々忠實に其勞に服す、署長丹羽大に之を愛し、公退後は其家に寢食せしめしことあり。其家務を幇助する曾て遺漏なく婢女の用務すら代りて之を辨せり。偶々疲勞して假寐するも、一言之を呼へは、直に應答して其機を誤ること無し、餘閑あれは則ち書を讀み、奔走周旋の際と雖其懷中曾て書卷を挾まさること無し、署長其才氣の用ふへきを知り、一日之を膝下に招き、巡査志願をなさんことを勸む、鎰三郎默想一過直ちに答へて曰く、巡査より身を起して奏任官に至る果して幾何の年所を要するや、下奴仕官せば一躍奏任官たるの途を取らん、請ふ好意に悖るを恕せよと、當時官尊民卑の弊風尙甚しく、殊に僻鄕に在りては、一判任の警察署長を仰くこと殆んと王侯貴人の如く、巡査を拜命するは、小學校敎員に登用せらるゝと均しく共に名譽の觀を爲せしなり、然るに微々たる使丁の身を以て堂々たる署長に對し斯る大言を吐く、而も巡査たるに餘りあるの學力を有しなから、使丁と爲りて尙人の頤使に甘んす、狂にあらず、愚にあらず、其大言は實に大志の發露に外ならず、遂に此大志を遂行せんと欲し、一朝鄕關を發して神戸に向ひたり。

其神戸に着するや、同郷の先輩足立利庸を訪ふて其志を語る、利庸其志を多とし、同地の小學校教員たらしむ。鎰三郎是に於て餘暇を以て河野某の家塾に入りて研鑽し、且給料の剩餘を積んで東京に至るの資を得たり、其神戸を發して東京に向ふや、舟中偶ま一紳士と相語り、其志を告ぐ、紳士大に其志を壯とし、且其窮乏を憐み、容れて學僕と爲すことを諾せり。紳士は實に武井守正なり、乃ち武井に從ふて東京に入り、其家に止まること數月、轉して小學校教員となり、又堤誠齊、秋月胤永等の學僕を經て、同郷出身の先輩たる三島中洲の二松學舍に入り、最後に猪野中行の學僕となれり、此間寢食を忘れて日夜汲々たりしものは陸軍士官學校入學の準備なりき。然るに猪野より給せらるゝ小遣錢にては固より學費を辨するに足らず、而も一の依るべき親戚故舊を有せず、玆に於て鄉友熊田鐵次郎一策を案じ、同郷生と謀り、人毎に其學資中より金拾錢宛を殺きて醵出することを定めしかば、之に依りて毎月金六七拾錢の支給を得ることゝなれり。嗚呼此僅々六七拾錢の金額は實に月謝其他必要費を補ふ一大財源たりしなり。隨て當時に於ける窮乏は筆舌に盡し難きものあり、書籍の如きは概ね之を友人より借覽し、筆に至ては殆と之れを購ひたること無く、人の不用に歸したる禿筆を使用せり、曾て友人に向て「久し振りに新しき筆を使用したるに如何にも字が善く書けり」と云ひしと、又曾て盛暑毛布を被りて蚊を防きしかは、一學友來り見て驚き、直ちに蚊帳を貸與したることあり。斯る窮境に處するも毫も其志を挫折せす。百難を排して勉學し、竟に入學

試驗に及第して明治十九年八月二十五日を以て陸軍士官學校に入れり、斯くて慘澹たる窮乏と戰ひ、三年間螢雪の功を積みて士官學校を卒業し、明治二十二年七月二十六日を以て陸軍步兵少尉に任せられ、茲に始めて宿志を遂け「一躍奏任官となる」の大言を實にしたるも窮乏は尙其身を離れす、他の卒業生は日々酒食に飽き、新服を製し、意氣揚々として新任の準備に忙殺せらるゝに當り、獨り鎰三郎は學校を出つるや忽ら湯錢にすら窮する情況なりしかは、熊田鐵次郎鄕友佐々木龍二郞を訪ふて數十金を借出し、纔に就任準備を爲すを得せしめたり、而も赴任旅費を受取るや直ちに之を償還せるを以て苦學史は之を以て終を告けけたり。

明治二十七八年日淸の役、中尉を以て第四師團步以第十聯隊に屬し、遼東半島に上陸し、尋て臺灣征討に從事し、後同島守備に任す、其間土匪討伐に從事すること數回、常に勇敢に動作し、其勳績守備軍中に赫々たり、後功により勳五等旭日章及年金百圓を下賜せらる蓋し異例なり。

明治三十三年北淸の事變起るや、大尉を以て第五師團步兵第十一聯隊第二大隊に屬し、第八中隊長たり、臨時派遣隊として先發す。既に天津に着する後、七月九日、日英米佛聯合軍の競馬場の敵を攻擊するに際し、我軍の前衛として最先頭に前進し、勇戰奮鬪、竟に敵兵を擊攘して競馬場を占領し、銃砲及彈藥若干を鹵獲せり。十一日天津停車場激戰の時、友軍の應援として戰線に加はり、强硬なる抵抗をなして遂に敵を擊退せり。十三日天津城南門に突進し十四日午前三時城門を破壞し、

大隊長の突擊を令するや、鎰三郎卽ち挺身先頭に立て突擊を復令し驀地城門に向て疾驅す、衆之に從て吶喊。城門內に突進す。何ぞ料らん第二城門は儼乎として固く閉鎖せらる、百万之を排擊するも門扉開かす、衆心焦燥策の施すへき無し、後續兵之を知らす先を爭ふて突入せるを以て、兵員兩門間に充塡し、各自殆んと自由の行動を失ふに至る、此時敵は城壁上より銃彈を亂射し瓦石を落下す。我兵之に應して壁上に仰射するも、固より以て敵すへきに非らす、我兵殆んご死地に陷る。鎰三郎卽ち敵火の疎なる方面より城壁に登攀し、大聲を發して衆を督勵す、衆呼應し、相爭ふて之に傚ふ。時に豫め携帶せる長梯到着す、乃ち之を城壁に架し、衆兵續々登攀して城門上の敵を驅逐す、鎰三郎急に部下に命し城門內に降りて門扉を開かしむ。茲に於て餘衆恰も大河の決するが如く、吶喊城內に闖入して敵兵を掃討す。城頭忽ち日章旗高く翻り嚠喨たる喇叭手の君が代吹奏の下に天皇陛下萬歲の聲三たび大に起る。斯くて事變以來暴威を逞ふしたる天津の堅城は列國軍環視の中に於て全く我兵の占領に歸したり。嗟呼是れ實に鎰三郎の勇敢決死の賜なり、夫れ天津城占領の成否は北京在留列國官民の生死の繫る所たり、鎰三郎の武名は萬國の史上に赫々として長へに後昆を照すものあらん、役後功に依り功五級に叙せられ金鵄勳章及年金參百圓を賜はりたり。

明治三十七年日露戰役起るや。尙第五師團步兵第十一聯隊第二大隊に屬し、第八中隊長たり。得利寺、大石橋、白石寨、遼陽の戰鬪に奮戰勇鬪し殊功ありしは當時の大隊長少佐山田四郞の見認書に

あり曰く「小島大尉の動作は、忠烈勇敢、特に得利寺、大石橋、大石頭及遼陽戰鬪に於ける、機敏にして剛膽たる行動は共に我軍に勝利を得せしめたる効果頗る多大なるを認む」と。

遼陽戰後大尉を以て兵站司令官に轉して、紅瓦塞に屯し、尋て少佐に榮進し、幾もなくして步兵第十八聯隊大隊長に任せられ、沙河左岸狐子家子附近を占領して近く敵と對峙し、防禦設備を督勵し第一線守備の大任に當り、冬營せり、然るに寒氣酷烈、窖居久しき亘り爲めに脚氣症を發し頗る健康を害したるも、毫も意に介せず。益々其職務に精勵せり。

翌三十八年一月二十五日より二十九日に亘る黑講臺の會戰に際し、殊功あり、而して此間數月の烈寒を忍ひ、縱橫陳地を馳驅して其任務に從事せしを以て、宿痾劇發したるも更に屈することなく、終始一貫能く其職責を完ふせり。

爾後病勢日を逐ふて重きを加へたるを以て軍醫は切に入院靜養を勸むるも更に肯せす、病を强て部下を督勵し、專ら戰鬪準備に鞅掌せしか、二月十四日に至り、病勢頗る重く苦痛に堪へず、十五日廣山屯の舍營病院に入る。十六日、自ら起さるを知り、副官平田中尉に謂て曰く「自分も今度は迚も駄目だ、固より覺悟は豫ての事なれとも、病氣で死すること如何にも殘念、併し事茲に至る亦致し方なし」と。因て副官は「決してさる事なかるべきも、人生固より恃み難し、因て萬一を慮り何か御遺言ごも無きや」と問ひたるに「何も言ふ事なし」と答へたるのみ、翌十七日、病大に革まる、苦悶

の際、僅かに微聲を洩らし「自分は之か此世の暇乞なり、自分も陛下の爲に死する身なれば、一言陛下の萬歳を祝したし」とて水一口を飲み、微かに「天皇陛下萬歳」と唱ふること二回、竟に三回に及はすして瞑せり。特旨を以て位一級を進められて正六位に叙せらる、時に年四十有一。

故海軍上等信號兵曹正七位勳七等小野光長

高梁藩主板倉家の舊臣明治十一年十月を以て身を海軍の兵籍に置き、二十七八年の役軍艦磐城に乘組み、海軍三等信號手に任せられ、後軍艦秋津洲に轉乘す。功あり勳八等に叙し、白色桐葉章及ひ賞金若干を賜はる。三十年二等信號兵曹に、三十二年一等信號兵曹に任せられ、翌年八雲回航員として獨國に航す。三十四年勳七等に叙し、瑞寶章を授けられ、三十五年上等信號兵曹に昇任せしめらる。三十七年日露の戰役從ひ軍艦富士に乘組み、旅順港外の海戰に於て重傷を蒙り、佐世保に加療中、同年二月十四日遂に歿す。此日軍功を賞して正七位を授けらる。

故陸軍步兵特務曹長勳七等功七級宮本森太郎

上水田村の人なり、父を與七と云ふ、母は坂本氏、森太郎は其第四男なり。性濶達にして而も精勵黽勉常に誠意を以て當面の業に務む、人皆之を激賞す、明治二十八年徵されて近衛步兵第三聯隊に入り、翌年上等兵に進み、亞て累進して步兵曹長を命せらる、其進級の速なるを以て一般を推するに足るへきなり。

三十七八年の役起るに及ひ、快腕を撫して、正に令の下るを待てり。偶々三十七年二月五日動員の令下るに際し、勇奮家門を辭して東都に出て、同年二月下浣廣島に着し、三月上浣船宇品を發して朝鮮に向ふ。三月十八日鎭南浦に上陸し、同年五月一日劈頭先づ第一軍に屬して九連城附近の戰鬪に參加し敵と砲火の間に相見ゆ、亞て蛤蟆塘に戰ひ、様子嶺に敵を敗り、爾來戰鬪ある毎に必す軍に在り、勇戰最も力む。八月十一日官功を賞して陸軍歩兵特務曹長に任し、歩兵第三聯隊第五中隊附を命せり。爾來諸所の戰鬪を經て十月十一日、老君峪北方高地に優勢なる敵兵と面相接して戰鬪頗る努む。敵兵頑强固く堡壘を守りて退かす。是に於てか大多和少佐の率ゆる一大隊の勇士は、夜襲の任を帶ひて、劍戟相迫るの間に接戰するもの數次、敵兵小銃を射擊し、爆烈彈を投下し、猛烈最も甚し、瞬時にして我兵死傷するもの二百餘人、戰況爲めに一時危殆に瀕す。此時に當りて、森太郎軍中に在り、第一線散兵を指揮し、勇奮前進其の快腕と長劍を振ひて遂に敵壘數步の前に接し、隊兵を鼓舞す、全軍の士氣之か爲めに揚る。其將に敵壘に突入して一劍方に全壘を屠らんとするに當り、傷ましい哉、一發の敵彈其腹部を貫き、名譽の勇士は遂に長へに滿州に無限の情を殘して、櫻花枝頭を辭するか如く溘焉として在天の人となりぬ。墓碑の銘に曰く。

氣宇濶達、當事忠精、卒先奮鬪、長留勇名、

板倉勝貞

板倉勝貞は舊高梁藩主勝弼公の第二子にして明治十八年一月二日東京本鄕天神町邸に生る。夙に家を襲ひ、明治三十一年九月仙台幼年學校に入り、後中央幼年學校、士官學校を卒へて明治三十七年十月陸軍騎兵少尉に任じ、日露の役に出征して名譽ある聯隊旗手として勇敢なる勳功を樹て功に因り騎兵中尉に昇進し、正五位勳六等に叙す。而も又志を育英事業に潜め、病を以て現職を辭し豫備と爲るや、病軀を提げて卒先高梁育英會を組織し巨費を擲ちて專ら舊藩子弟の扶育に盡瘁し以て唯一の樂とせしが大正二年七月二十六日沒す、時年二十有九

九、僧侶

玄賓僧都

釋玄賓、姓は弓削氏、天平元年、備中、上房郡上水田村字小殿に生ると云ふ。幼より穎悟、十餘歳の時、奈良興福寺の僧某に就て業を受け、研鑽多年其蘊奥を極め、遂に僧都となる。性囂塵を厭ひ、苦行を修む。又緇侶の猥に僧官を貪るを患ひ、殊に道鏡の非望を疾み、三輪山の麓に小生を結ひて住めり。延暦中、桓武天皇病あり、詔して之を徵す、僧都自ら鉢囊を負ひ、草鞋をはきて、入京し、宮中に祈る、病忽ち癒ゆ、叡感斜ならず、種々物を賜へり、當時、僧正を宣下ありて御製を賜へり。

日の本に法の惠も三輪櫻花の盛をかくす世の中

僧都辭して、

三和川の清き流にすゝぎてし衣の色をまたは穢さじ

とて潛に跡を晦し、越前に行き、渡守となり垢面蓬髮を厭はず、常に念佛を唱へ、船賃を取らず、衣食を貪らず、里人の尊信を受けたりしが、十年の後弟子の見出す處となり、則ち去りて伊賀の國某郡司の奴僕となり、誠實に使へ、殊に牛馬を勞はる。居ること三年、會々郡司、國守の怒に觸れ、他國に追放せられんとす、僧都聞て、郡司を伴ひ京に上り、大納言某の家に入り、其寃を告ぐ、大納言は僧都の知人なれば、直に廳宣を下し、僧都を留む、僧都他を顧みず、門前に、まてる郡司に廳宣を傳へ、行く處を知らず。かくて各地を經て終に伯州西伯郡法勝寺に止る。平城天皇、詔して輦下に徵致し、大僧正となさんとし、御製を賜ひて、

いまも尙むかしの法やとのふらん峯の松風溪の水音

と、僧都之を聞き、

とつ國は水草（山水）きよしことしけし（き）都の內は（君か御代には）住ぬまされり

とて去りて、備中阿哲郡草間村土橋字寺內法皇山湯川寺に遁る。（當時七十七才）嵯峨天皇亦其操履を慕ひ給ひ、詔問絕ねず、每年賜ふに布を以てし、並に宸書を賜ふ、曰く

賓上人晦跡烟雲凝思練若春向覺花而獨坐夏蔭提樹而閑眼持戒之光能耀昏暗護念之力自齊黎庶比來炎暑禪居如何朕機務之暇不忘寤寐地遠心近一念即臻羅綺錦繡想在斥逐白布一束聊備法資願師領之

約文申意云々
弘仁元年夏六月

前記の菩提樹は、現に同寺裏山にあり。且つ現に同寺に高四尺餘の木像を安置し、又高さ五尺巾三尺の供養塔あり。其文に曰く、

僧都千年供養塔　文化六壬申三月三日
施主阿賀郡熨斗屋長藏

とあり。又續古今集備中湯川にての歌に、

山田もるそうつの身こそ悲しけれ秋はてぬれは問ふ人もなし　玄賓

又、同郡本鄕村字花木、大椿寺に閑居せしことあり、同寺の禪院に僧都自筆の石碑ありて左の歌を刻せりと云ふも今はなし。(外にまた汲む人はあらじ)

淺くとも世に汲む人は又もあらし家に事たる山の井の水(此の歌玄賓山家集の別本にありとも云ふ國人の口傳なり)

嵯峨帝勅を下して、上人の在世の間は、哲多郡の年貢米穀を赦して、特り鐵を貢せしむ。後川上郡近似村の山中に草菴を結ひて閑居吟詠し以て歲月を送る、今玄賓谷の名あり。弘仁九年九月寂す。年八十九、賛云、

人之有道也吾不得而計矣王者天下之至尊也沙門天下之至貧也然竜腰者曲于恩矣圭畫者屈于貧矣以斯而貴不必貴賤不必賤矣皆有道乎大哉道乎今何鮮矣哉

沼田賴輔氏曰く、
高梁より河を渡り南に入ること十數町、川上郡近似村に玄賓溪と稱する處あり、相傳ふ高僧玄賓の世の避けて棲遲せる所なりと。庵寺あり松林寺といふ。一尼之を監す、軒檐漸く頽れ、纔に膝を容るゝに足る。堂に玄賓僧都の木像を安んず、甚だ古雅なり、只蟲蝕鼠噬、賓公の片耳一指既に缺く。屋後に石泉あり、即ち玄賓が自ら鑿り、飲み且つ和歌を題せる處にして、所謂山の井の水と稱するもの是なり樹木既に伐り、泉も亦將に枯涸せんとす傖文の古跡を重んせざる往々此の如し。
玄賓俗姓弓削氏、唯識を興福寺の宣敎に學ぶ、性淸素にして浮華を喜ばず、常に僧侶が俗界の榮華を貪るを厭ひ、且つ族人道鏡が勢焰を疾み潜に逃れて伯州に入る。たま〳〵桓武天皇疾あり賓を召見す。賓鉢囊を負ひ宮に入る。平城天皇も亦賓を高しとなし對に授くるに僧官を以てせんとす。賓逃れて此處に來り、澗飮草衣、篙師と爲りて渡舟を操ること數年、弘仁帝其の操行を重んじ每季白布を賜ひ又所在の郡に勅して祖稅を免ぜしむ。弘仁九年寂す、年八十九、松林寺其の隱棲の庵なり。（元厚釋書、拙齋遺稿東國高僧傳）西山拙齋の詩歌あり、左に錄す。

玄　賓　溪

巖頭苔滑玉涓々。　知是賓公卓錫泉。　一勺千秋曾不涸。　洗心猶想昔時禪。

世をやすく住みこし人の心まで
　けふぞくみ知る山の井の水
守りすてゝ山田のそぼつそれもまた
　むかしの秋のかたみとぞ見る
しくれつゝ秋もくれけりこゝかしこ
　昔をしのぶ袖にたくへて

渡口、　昔玄賓所棹舟處也

脫緇衣縛裹黃頭。　獨棹迷津春復秋。　彼岸依稀千載後。　慈航誰繼舊風流。

禪師名は、元光、寂室は其の號なり、眞島郡高田村(今の勝山町)の人、幼にして京都に入り、十五歳にして剃染受戒し、諸國を遊歩し、元應二年海を渡りて元に入り天目山に上り、諸尊宿を歴訪し正中元年歸朝し、建武元年備後の永德寺を創む。曆應二年足利尊氏備中高梁に天柱山安國賴久寺、を創立するや、禪師之が開基となり幽居すること二十餘年、今同寺に禪師の影像を傳へたり、疑もなく、當時の遺物たり。備前の八塔寺、明禪寺、安國寺、備中の神宮寺等は其曾て留錫せる所とす。延文五年近江の守護佐々木氏賴に召されて同地に永源寺を創む。四方其の德を聞いて來り集り、岳に依り澗に就て幽棲す。光明天皇厦詔を賜ひて其の德を旌表す、貞治六年九月一日歿す。年七十八。

一〇、俳人

一日庵晋和

晋和は、始め鶴伴と稱す。姓は赤木、名は平祐、明和六年備中の里高梁下町に生る。家代々染職上繪を業とす、弱冠にして同町嵐岳山岡正平に從ひ俳諧を學ぶ、長して浪華の俳聖八日庵万和翁の門に入り、益々斯道の奥義を悟了し書に巧にして又俳書に堪能なり。翁其俳才に感し、春里舘の一號、榎の古文臺及ひ(冬なから梅にさす日のあゆみ哉)の一句を與ふ。且つ俳名を晋和と改めしむ、于時寛政九年十一月朔且なり。是より晋和の名四方に廣まる。二子あり長を芹和、次を吐雲と云ふ。吐

雲出て笠原家を嗣く、亦出藍の名あり。天保十二年の秋社中の需に應し、八日庵傳來春里館の一號を讓り、猶末長く此地に風意を殘さんとて(芭蕉葉の行末廣き流哉)の一句と共に文臺を吐雲に授く、夥多の門人中頭角を顯はしたりしは枕流舍千和商寒山居桑古岡本以太夫屛山居帶河以上藩士田邊庵洞霓田邊忠兵衛商此君亭有斐林文兵衛商等なり、而して晋和は享年七十五の極月廿六日(水の泡弄はれて消ゑにけり)と吟して逝けり著書には俳句ちり袋、獨俳諧百卷、紀行及ひ碑文若干あり。

春里館吐雲

吐雲は、笠原三郎右ェ門の稱にして、幼名を貫助と云ふ。上繪染職を業とす、文化五年四月、備中高梁下町に生る、長して新町に住す、父晋和に學び其名江湖に著はる。晩年樵石と改む、嘉永四年六月歿す。年四十五。

因曰八日庵傳來春里館の一號文台讓り證とも云ふ可き万和晋和翁の自書色紙二葉の逸品は大正二年一月初五大蕪庵十湖翁松嶋爲知の門人赤羽竹堂正當の手續を經由して受け繼き居れり。

田邊庵

田邊庵は、備後上御領村藤井勘三郎の弟にして寬政三年二月十八日を以て生る。姓は藤井、名は吉根、通稱養平、田邊庵、杏林、羽霓、几眠は其號なり。幼にして舊松山田邊小兵衛に養はれてこれが嗣となり其姓を冐す。資性温厚誠實にして頗る俳才に富む。歲若くして一日菴晋和の門に入り出

藍の譽あり、研鑚尅勵益々圓熟の境に入る。天保十三年の頃、俳師晋和の歿後、推されて宗匠となり、居を舊松山城下本町にトし號して田邊庵古林と云ふ、名聲次第に廣り、門に集まるもの踵を接するに至る。當時の儒者山田方谷も俳師として其添削を乞ひしことありしと云ふ。方谷の長瀬に隱退せしとき田邊庵に寄せたる辭に曰く

市上懸壺七十年。　長房何獨見神仙。　塵囂遮斷閑吟境。　十七言中別有天。
雅俗渾融盡入吟。　商談儈語亦清音。　知君市井安居意。　即是山川行脚心。
贈松山俳師杏林家號境屋時齡七十有八

長瀬隱士方谷球

とあり、以て方谷の重ぜしを知るに足る。晩年田邊庵は町人の身より拔擢せられ町年寄となれり。明治五年老ひて歿す。時に歲八十一。

辭世の句

梅が香を旅のちからに步行けり。

其後世に傳はれ句に

降り止みて涌口違ふ川清水。
万歲の酒屋へ這入る日暮かな。

元日の夜にも出來たるつらゝ哉。
手遊になるもめてたしむかし雛。
日の脚に氣をつけて見る冬至かな。
乳の張りて早乙女見ゆるわか家かな。
ふき上けて瀧水に添ふ木の葉かな。

花中庵二蝶

花中庵二蝶は、姓は伊藤名は廣崇備中高梁舊藩士にして、天保十二年某月舊江戸の藩邸に生る。同藩列々庵椿外伊藤多宮に從ひ學ぶ、明治維新後高梁に移住し後進の徒を指導する二十年、明治二十八年一月歿す、年六十五。

靜美

靜湖堂靜美姓は山村名は久兵衛、高梁本町の人藥種商を業とす。奮闘殆と五十年頗る資産を造る。古稀に及んで斷然家事を顧みず、年々名所古蹟を巡遊し、歳々春秋の景物を探り、或は東都に、京坂に、鎮西に、俳家を訪問し眞の俳人生活を以て歿せり。享年八十又三。

一一、畫家

間野凸溪

通稱は遊民又は來治、號は松谷、凸溪、秋岳。文政四年九月十三日高梁町大字小高下に生る。幼時板倉周防守の小姓を勤む、性畫を好み、江戶に於て勤番中、畫を横矢南山及南宗派岡田閑林に學ひ、倘餘暇を以て遠州流茶の湯、挿花の秘傳を極め、三備及ひ京坂神戶等を遊歷し名聲あらはる。明治三十一年二月廿八日歿す。

狩野素朴

家世々松山藩の畫士にして、狩野派の畫法に巧なりき、明治四十四年歿せり。

横矢南山

舊高梁藩(定府)士にして、藩の用人役を勤む。沈南蘋の畫法を慕ひ、研究多年其蘊奥を極む、嘉永年中歿す。

野崎鶴巢

鶴巢は元德島藩士にして常に畫を好み、家を其弟に讓り、四方に周遊し、岸駒の弟子となり技大に進み一時備後の東城に住せしが後松山城下に來住し明治五年高梁に歿す。

二、書家

高宮三峯

高宮氏、始め三橋と號し、後三峯と改む。山城國の人なり。明治二年高梁に來り、近澤芳簡氏に寄

寓す。後ち高粱町住民となる。資性謹直、書を能くす、草書尤も妙、就中大字を以て顯はる。地方の青年競ふて其門に出入し書法を研鑽す、明治九年歿す。

一三、公益家

中村源藏

通稱源藏、月臺と號す。高粱町の人にして世々商を以て業とす。幼にして穎敏讀書を好み、間を偸み繙閲怠らず畧大意に通せり。又繪を嗜み書をよくせり。夙に公共心篤く、明治の初藩主削封し、尋て東京に遷るや、士民困弊を極む。源藏當時區長及縣會副議長を兼ぬ、授産の方法を講し、士民の窮を救はんとし、殖産興業に力を致し爲めに家産を傾頽するも意とせず、人を武州大森に遣し、麥稈製作方を學ばしめ、明治十八年八月麥稈會社を創始す。之れ地方麥稈業の濫觴なりとす。而も當時販路未だ開けず、得失相償はず、家道益衰ふ、遂に神戸港に移住し、輸出を圖りしも意の如くならず、家器を鬻き僅かに糊口を凌ぐに至る。而も源藏毫も意とせず斯業の海外發展に努めしに、其成蹟を見る能はずして明治二十八年十月十五日俄に病に罹りて歿す。年六十四、今日麥稈業が地方唯一の生産業として海外に輸出せらるゝに至りしは源藏の負ふ所尠からず其功決して沒すべからざるなり。

月臺中村君彰功碑

夫創開事業。勞心糜財。拮据經營。用積年之力。身不見成績。而後人蒙利澤。豈可忘其功乎哉。是中村君彰功碑之所以建立也。」君名源藏。月臺其號。中村其姓。世爲備中高梁豪商。養父市次郎無子。以弟三郎次長男爲嗣。卽君也。養父納金助藩用。陞大小姓格。受俸米六十苞。君亦陞士格。受俸米二十苞。元治慶應之間。爲市吏監督。兼農兵監督。」明治之初。藩主削封。尋遷東京。士民困弊。君時爲區長。兼縣會副議長。欲授產救之。或移種早島藺。製莚席。或倣小倉製織帶。皆無成績。會小田縣令募民資。創立殖產會社。以君爲高梁支社長。製繭糸。無何本社敗。支社不支。君自投貲償募金。部民爲之免損害。而家產則傾頹。君不少撓。又遣人武州大森。學麥稈製方。十八年八月創開麥稈會社。織組紃。士民頗熟業。而販路未開。得失不相償。家道益衰。遂移住神戶港。圖輸出。而不如意。鬻家器僅糊口。二十八年十月十五日俄罹病而沒。年六十四。葬本港諏訪山塋。」君幼穎敏好讀書。而養父恐怠家業禁之。然偷間繙閱。畧通大意。爲義散財。不少慳。業暇嗜繪事。晚年揮灑以忘貧云。」娶鈴木氏生二男一女。養友野氏子三平爲女婿。分竈。長男安太郎。嗣。次大藏。出嗣田畑氏。住東京。曾學余門。」頃來請曰。亡父擲家產起事業。不見成績而死。甚可憾矣。然今日麥稈組紃大輸出海外。而高梁所製尤稱精巧。士民以爲活者不少。亡父救濟之志亦成矣。余輩三子相謀。欲建碑以表其功。高梁人聞之。贊成者頗多。先生幸銘之。」余曾在藩。固知君有功勞於主家。多可紀者。既而東移。每聞士民困弊。未嘗不蹙頞。今又賴君遺功蒙利澤如此。惡得讓其請。乃係銘曰。

麥稈元是均蒿蓬。製作組紃瓊玉同。誰創之者月臺翁。譬之農圃收穫豐。何爲可諼播種功。

秋山頼造

津川村大字今津の人、性謹直、誠實にして夙に公共心篤く、幼にして進鴻溪の門に入り研鑽せり明治六年今津、八川、川面三ヶ村戸長就職以來、民治に意を注ぎ、殖産興業を計り、私費を投しで道路を改修し、橋梁を架設する等公益に努め官の賞與を受けしこと數次、良戸長の名あり。新見往來に當る有漢川は古來流淺く踏石を以て渡渉せしが霖雨時に至れば河水汎濫絶津數日に亘り行旅の不便云ふべからざるものあり。頼造常に之を憂ひ、東西に奔走して募金に努め、官に訴へ、私財を投し明治十一年十一月竣工、六十余間の長橋を架せり。當時今津橋と名けしが、明治三十三年より幡見橋と改む。當時建碑して功を不朽に傳へり。橋銘は進鴻溪の撰なり。(橋銘は第二編橋梁の條參照)

阪田警軒左の詩を寄せて其竣功を賞せり。

蒼々靑野景。　一水畫田明。　波上長橋濟。　人行影亦行。

明治十九年九月廿四日天大に雨ふり高梁有漢の諸川暴漲するや、戸長役場にありて重要書類、金庫等の保護に當りしが、增水俄かに至り廳舍と共に流失して溺死せるは惜むべし。時に年五十有二。

岡本要助

川面村の人なり、家世々川面村の大庄屋を勤む、謹直誠實にして頗る吏務の才あり、當時山田方谷の四天王と稱せられ尤も方谷に親炙せり。專ら心を村治公益に用ゐ、荒蕪地を開墾し溜池を穿ちて

灌漑に便する等效績少なからず、殊に松山村より吉備郡種井に至る高梁川沿岸路傍の松櫻里餘の並木は山田方谷の命により、要三之が監督の任に當り樹栽せしものなり、明治十年歿す。

一四、慈善家

山本半兵衛義重

高梁町の人なり。人となり忠厚廉直有慨に富む。稍書史に渉獵し、親に仕へて至孝なり。慈善心深し其略傳碑文に詳しきを以て左に記さん。

山本義重碑陰記

義重我中備山野上村稲葉亮伯弟。來繼高梁市人山本氏。拮据治產。貲頗殖。爲人忠厚廉直。有氣慨。稍涉書史。嘗以事親至孝。得賞賜。擢爲町年寄。累遷市中取締。升鄉士格。性本恬退。數請免職。未允。明治元年藩坐上國之變。艱厄荐臻。踰歲而不解。義重憂之。竊與部內有志議。連署數愬諸鎭撫使。而不獲命。明年春潜行赴京師。尋往東京。哀訴無不至。自夏涉秋。罹病衰憊。而志益堅。既而獲恩裁時絕食累日。躍然欣起。僦火輪船而發。歷五日克達於家。則氣息已奄々矣。藩命市尹某。就牀賜俸若干。斑中小姓。而賞之。越二日屬纊。實九月朔日也。年五十三。臨終賦詩。以述捨身殉國之意。終不一言及家事。鄉閭傳稱。有爲涙下者云。有二男三女。而長男義方。勤廉有父風。克承其業。既葬之累月。來請予文。勒基墓石。嗚呼義重素異於衆。而忠義感人如此者。大倫秉彝之所係。其迹不可沒也。

乃書其略於石背。而深刻焉。

進鴻溪撰文

一五、醫家

雖知苦齋道三

道三は、備中國上房郡上竹莊村字有津井茶煎ヶ市に生る、始は、朔元と云ふ、京都へ上り玄朔と改む、後雖知苦齋道三といひ、延壽院と稱す、代々醫を業とす、正親町院御宇永祿九年の春知苦院道三出雲國島根郡洗合城毛利の陣中にあり元就曰く我能く五年を過ぎば恐く天下に覇たるべし、然れども年老ぬ汝は天下の名醫なり、豫め我が壽命を勘へ見よと、道三答へて曰く臣、朝暮公の常經脉を診するに今より五年に當り辛未の年大陰濕土ならん、六月上旬濕土の氣に感じて御命絕ゑ玉はん、能々盛衰根氣を考へて天下草創の武略を振はれたしと、依て醫書一卷を編して雲陣茶話と名け元就に献す、元就果して元亀元年辛未六月十四日七十三歲にて死去したりと云ふ、實に名醫の名に負かず、天正十八年小田原の役輝元の軍に從ふ。

山川淵貞

淵貞は、天保四年三月川面村に生る。現存山川千壽の高祖父山川左右衛門の二男なり。幼にして穎敏好んで書を讀み神童の稱あり。夙に進祥山の門に入り研鑽業大に進む。歲十九にして長崎に遊學

し、醫術洋學を修むること八年業成り、川面村に歸り開業す。當時地方洋醫の嚆矢として其名顯はる、殊に眼科産科及外科手術の妙を得たり。明治十一年八月二十五日歿す。

一六、節婦

小野筆

筆子は備中國川上郡松原村に生る、資性温順貞操年二十歳にして上房郡津川村大字今津小野鹿藏に嫁す嫁後數年にして夫惡疾に罹り尋いで兩眼明を失し起居自由ならざるに至る、筆子扶翼具に到り毫も倦怠の色なく假あれば他人に庸使せられ、僅に得る所を以て醫藥の料に供し、又克く稼業に勵精し貧苦の中にありて毎に滋味を進むる等看護懇到貞實の篤き十年一日の如し、明治三十一年十一月岡山縣知事金圓を賜ふて褒賞し翌年一月彰善會長高崎正風其の名を善行名譽錄に載せて旌表せり、後苦心勞苦を極め三十二年自らも亦病に臥して斃る、夫も亦旬日ならずして世を去る。

一七、忠僕

戸田佐太郎

戸田佐太郎は文政十年十二月十五日阿賀郡新見(阿哲郡新見町)に生る、幼にして父母の膝下を辭し備中國上房郡有漢村の里正莊三郎吉に隷仕す、天資怜悧摯實にして能く主命を奉し敢て倦怠の色を見す、已にして主三郎吉死して其の子要助嗣く、嘉永三年春戸田家に入り其の姓を冐す、而して尙

主家を辭せす、日夜拮据黽勉主家の爲めに謀る、要助死し、要治郞承く、時に家勢漸く衰頽の運に向ふ、佐太郞乃ち東に馳せ西に走り百難を排し千艱を闢き、專ら善後の策を講し能く其の家道を復興することを得たり、是より先き佐太郞講社を結び士民綏撫に力めて功あり、明治二年領主之を賞讃し銀若干を下賜す、十四年要治郞不起の病に罹るや、寢食を廢して心を勞す、晝は則ち專ら家政を監督し、夜は則ち必す湯藥に侍す、看護力を竭すと雖病終に革り後事を佐太郞に囑して瞑す、佐太郞乃ち禮を極めて先主を吊し奮勵一意幼主を扶翼し保傭を監督して、業務に黽勉し毫も自已の計を營ます主家の兄弟三郞吉要三郞をして前後他鄕に遊學せしめ各其の器に應して修むる處あらしむ、十八年縣衙の聞く處となり、金圓を下して褒賞せらる、後三郞吉家に歸り父祖の業を襲く、佐太郞乃ち其の家政を還す、時に年五十九身已に老ひ氣力復往時の如くならずと雖依然主家にありて忠勤事に從ふ、二十七年秋病に罹る、仍て自家に歸りて療養を加ふ、實に主家の爲めに盡して志操を變せざること五十餘年一日の如し、是を以て二十九年官其の善行を旌表し賜ふに綠綬褒章を以てす、明治四十一年歿す、行年六十。

刀工　國重

刀工國重は、元阿波河野（領地の名により、姓を、大月と改む、）より出てゝ、備中、青江に移り、大月庄太郞爲次に至りて、始めて、備中江原の住國重と稱するに至る、後大月又三郞（一說に、又七郞

と云ふ。)備中國上房郡呰部村に移住し、備中呰部の住、國重と銘せり。永祿十一年毛利輝元より知行百二十石にて召し出され、藝州廣島に住すること五年にして、病を以て致仕し、再び、呰部村森が上に移り、上水田村の内持成を受く。時に天正二年三月なり。子、左兵衛國重(又、左兵衛尉さいふ。)は、永祿、天正年間の人にて松山にも住ひたり。其子三郎兵衛國重は、慶長二年八月同村八反畑に移る、其門人中には、江戸に下り、或は阿波に移れるものあり。岡山及高松に入るものあり。又松山に住し、領主に召さるゝものあり、現に小松山には「フイゴ」峠の地名あり。松山八幡宮には、奉籠備中國松山城鎮守五社正八幡宮御太刀貞享四年卯二月松山住國重作之の銘刀あり。其嫡男大月與五郎國重は、特に刀劍の技に勝れたり。寛永年間一七日間の斷食をなし、神明に祈りしかば、其靈驗に依り、希代のにゐを打ち出したり。後世珍重する所の大與五國重の名刀是なり。其弟に大月傳七郎あり、又名工にして、武州に下り、更に、津山に行く。勝兵衛同重繼ぎ寛文年間名あり。大月又七繼ぐ、元祿年間の人、其子大月八郎左衛門に至り同村字井尾に轉じ、正德、亨保の頃、又、希代のはだらを打ち始めたり、依て國、主より大城椽源國重と銘することを許さる、後又帶刀をも許されしと云ふ。文化三年正月三日亡す、遊心利刀信士と云ふ。三郎兵衛の八反畑に移るや、弟、利兵衛尉爲家止りて呰部に住し、寛永年間爲家の銘刀を出す。現品の鎗は、呰部村八幡宮に納まれり。寛文年中、子與三郎爲家繼ぎ、更に延寶中、與四郎爲家に傳ふ。亨保年間、與八郎に及べり。亨保

三年、國重八左工門(十一月廿八日死)城主石川總慶を經て、朝鮮人に遣はさる長刀製作を仰付らる。四年十二月十六日、丹波亀山城主久世和州より吟味あり書付差上ぐ、翌年仰付らる。依て五年五月十一日國重脇差を久世大和守に差出せりといふ。

刀工　祐國

祐國は、大月力彌と云ひ、文政年間上房郡中津井村上中津井字清常に生る。備前國長船の刀工、祐永の門人となり、業を卒へて歸り名刀を出す。中備中津井郷大月世竜子源祐國と銘せり。

刀工　京八

京八は、高梁町大字鍛冶町に住し、安政、文久、元治の頃名刀を出せり。刀銘に「壽」とあるは是なり、

新刀國重系圖

- 國重　備中國水田住左兵衛（備中國松山住左兵衛尉。永祿、天正
  - 二世 國重　備中水田住、、三郎兵衛。慶長
    - 三世 國重　備中水田住大與五、、大月與五郎。寛永
      - 四世 國重　備中水田住大月勝兵衛、、。寛文、
    - 二世 國重　山城大椽源、、。大月傳七郎　武州住。寛永、寛文、
  - 爲家　河野利兵衛　系後出

國重備中國住大月新十郎、、水田住
後阿州住。万治
　二世國重備中國住人與五左衛門、、水田住
　又備後阿波住。延寶
　　三世國重備後福山住水田、、。
　　備州三好住、、傳左衛門。元祿、

國重、、。元祿大月又七備中國水田住
　二世國重大月八郎左、、。備中國水田、
　正德、享保、

大永爲家末
爲家二世國重弟。備中國呰部住河野利兵衛尉、、。呰部水田ト稱ス。寛永
　二世爲家備中國呰部住、、
　與太郎。寛文
　　三世爲家備中呰部住、河野與四郎
　　、、。延寶、或云二世爲家弟、

大工柴倉流

備中國上房郡中井村大字西方字柴倉は其祖先の出でし處なり。現に其遺流を汲めるもの多し、子孫、中津井村に移るものあり、郡內上水田村善德寺の棟札に「正保二酉年二月建築大工中津井村住柴倉大平次信勝」と記せるは之を証するに足る。就中柴倉修吉の如きは、其錚々たるものとす、修吉は、中津井村上中津井字藤田に住せし有名の大工にして頗る工藝に巧なり。對馬守と稱す、正德年間公儀普請大工となり、柴倉流の一派を創む、弟子亦多し、近在に現存せる古社寺多くは其流に依る、現に中津井村字町佛源寺境內の毘沙門天の祠、中井村西方定光寺の山門は修吉の建築せるものにして、古風掬すべく、又水田村延命寺內の觀音堂亦修吉の手に成れるものなり、其棟札には「正德元年大工柴倉氏左太夫」と記せり、堂は後に至り改築せしを以て今は殿內正面の一部存するのみ、其桝

形叉蛙股にある鳥の透彫の如きは、其の技にかゝれり、又中津井村高岡神社の本殿は柴倉流の建築なることは明治三十年葺替の時棟木に大工柴倉某の名を記せるを以て知らる。此の他中津井村字佐田、定天神社、呰部村八幡社、豊永村赤馬宮等は、同派の建築に係るものなり。墓石は中津井村字藤田にありて柴倉對馬守修吉慈性院観光宗和居士と刻せり。

陶　器

嘉永三年松山藩、産業を奬勵するに當り、高梁町伊賀町に窯を築き、茶器及日用器具を燒かしめ其名高かりしが、其後五年餘にして廢止するに至れり。現今巨瀬村字宮瀨及上竹莊村字大村寺に陶器工場ありて、平瓦錬瓦、土管、瓶、鉢、茶碗の類を出すも質佳ならず。

鑄　物

上水田村字大原は、往古は市街をなし、鑄物師、鍛冶等のありし所にて鍛冶は、國重の一派なりしものなるべく、從て盛に鑄造を鍛錬せしものゝ如し、現に仝村某神社境内の鐘銘に、寛永十五年十月施主備中之國阿賀郡水田庄大原宮田太郎左ヱ門藤原秀次とあり。其沿革詳ならす、水谷公鑄造に力を盡されしものゝ如し、鈴岳社のもの是なりと、されど林の銘あるは阿賀の人なるべし。安政四年松山藩大砲數十門を鑄る、此時代には高梁に於て鑄造の技盛なりしを知るべし、現に松山村字正宗堂の中に、高橋いもじ、及高梁町中に鍛冶町の地名を存する是なるべし、其沿革不詳。

大高檀紙

松山村字廣瀨、柳井氏の特製たり、其先は康永年間、防州柳井津に住したりしが、後此の地に移り、廣瀨村を知行所となし、御用紙漉をなす、其製出の年代不詳なれども、現に、元龜、天正年間製造の品を存せり。又毛利輝元より、

一、備中紙屋平左ヱ門事家人に召置候彼者拘所爲給地可遣由可申付也

天正十六年十二月　輝元判

三太右

とあるを見れば、當時巳に製造せるを知るべし。後關原役より知行所を取上げられ、寛永三年三谷村高石を下されたるも、三谷村百姓と口論あり、爲めに其煩を厭ひ、仝十一年小堀遠江守に返上したり。寛永中將軍上洛の時、漉紙献上せしにより美濃椽を賜はり、明和四年播磨權大椽を許さる。又有栖川宮御用を奉せしことあり。爾來明治維新に至れり、檀紙に大高、中高、小高の三種あり、大高は縱二尺八寸、横二尺、紙質最も厚し、朝延及幕府の公用文書に用ふ。中高は大高と同形なるも紙質稍薄し、主として松山城主の使用たり。小高は、大高の半大にして紙質薄し、是は禁裡に於て、色紙、短冊等に用ひられしと云ふ。檀紙は古きもの程色も黒く、地質厚く、紙面甚だ鬆粗なるも、近代に至るに從ひ、色澤、純白、紙面平滑にして高尙優美なり、就中、元祿時代のもの最も勝

れたるものゝ如し、其純白にして光澤あり、紙質强靱にして年を經るも虫害を受くることなきは、檀紙の特色とする所なり。慶長年間小堀政一、松山城在住の時、特に縱七寸五分、横九寸五分、厚さ三ッ折位のものを造らしめ、之を一帖づゝ重ねて釜敷に用ひしことあり、是れ釜熱し居るも紙の燒けさると風雅なるとにより、遠州公の釜敷とて近時まで茶人の賞讃せしものなり。其原料は楮のみにして、川面村、津川村の產、最も多く使用せられたり。當時每年二百束、(一束二百五十枚)を製出したりと云ふ。寬政年間の記に、判紙一束一箱二百五枚代金四百十二匁五分、常紙一束一箱二百五十枚代金三百七十八匁六分七厘、松山用紙一束一箱二百五十枚代米四石とあるを見ば、其價格の一班を知るを得べし。

遠州公流義寸法釜敷紙有紙漉柳井勘左衛門由緒書

乍恐以書付由緒奉申上候

一備中廣瀨村柳井勘左衛門家筋從往古

禁裏樣　將軍樣御用之大高檀紙漉上來申候彌以權現樣以來無中絕御用大高御檀紙被爲仰付候

一先年者廣瀨村知行所ニ被下置候處天正之頃　將軍義昭公　織田信長公と御鉾楯ニ付　義昭公藝州に被爲成御座候御時京都信長公より松山城主三村元親御賴被成三村一家叛逆を企有之候間　義昭公爲御下知毛利御一家其外近國の武士に被仰付備中の城ゝ天正三年より四年迄不殘

御攻落被成松山城番藝州より天野中務、同五郎右衞門父子被遣候而三村一家の知行所悉く御取上被成候節柳井知行所廣瀨村も御取上被成候依之其後御斷申上私事元親之御家人にても無御座從往古

禁裏樣　將軍樣御用紙漉上候に付廣瀨村被下置候由段御歎申上候得者　輝元公御聞屆被爲遊廣瀨村又々被下置候由御證文于今所持仕候寫如左

一備中紙屋柳井平左衞門事家人ニ召置候彼者抅所爲給地可遣由可申付也

天正十六年十二月　　輝元公

御書判

二太右

一當名に二太右と御座候は二宮太右衞門殿と申其頃備中御郡代と承傳申候然る處其後關ヶ原御陣より備中國知行所悉く御取上被遊松山爲御城代小堀新助樣御越被成其節私儀先祖知行所又々御取上被遊候其時九代以前勘左衞門若輩に御座候故御斷可申上樣無御座候其後御子息遠江守樣御代從往古家筋之事段々御歎奉申上候得者御不便には被爲思召候得共最早元和之頃より池田備中守樣松山御拜領被成候而廣瀨村も給地に相成候に付願相叶申間敷由被仰聞候に付無是非罷在候處又々其後御旗本粕谷內膳正樣と申御後室死去の後右內膳正樣御知行當國三谷村

御藏入に相成候然る處小堀遠江守樣御公儀樣　ゟ御願被　仰上被下候て右三谷村高百石之處
寛永三年に私先祖へ被爲下置候然る處三谷村之百姓共口論出來出入度々申來候得共御預りの
地にて御座候得は自分存寄之仕置も難申付且又度々江戶　御公儀樣へ奉伺候事難儀に奉存候
右之趣御斷申上候而寛永十一年遠江守樣へ御證文差上申候
一私家從往古御檀紙漉上申候に付寛永年中　將軍樣御上洛之御時其節勘左衛門上京仕御用御檀
紙差上申候其節柳井美濃椽藤原重次と被爲成下候則
御綸旨頂戴仕干今所持仕居申候
一右國名官名相用居申候明和三戌三月御觸有之先祖蒙　勅許候受領相用候設可爲無用旨御觸有
之明和三亥年三月私上京仕柳井播磨權大椽藤原朝臣重法と被成下候則　御綸旨一通　御宣旨
壹通頂戴仕候所持仕居申候尤御取次之義は廣橋頭辨樣ゟ奉願上候義に御座候
一有栖川宮樣御用相勤候に付菊紋付御挑灯御借預被遊所持仕居申候
右奉申上候通り御坐從往古無御中絕大高御用紙被爲　仰付難有仕合奉存候私家より外に大高
紙漉類紙賣紙漉等之義備中に無御座候尤松山御領地頭樣御代々御献上之大高御檀紙私家より
漉上申候以上

備中國上房郡廣瀨村

御紙漉
柳井勘左衛門印
寛政三亥年正月

松山饅頭、市中數多是を鬻く中にも阿幾禮の饅頭と稱するもの最佳味なり。

松山饅頭　奥田盛香

麪皮糖餡像人頭、此法傳言始武侯、風味吾鄕稱第一、盛箱齎去及他州、

第六章　人情、風俗

本郡、山地多く平地少く、氣候中和にして、都府繁華の地と相去ることまた遠し。從て人情一般に、質朴敦厚にして、風俗輕薄浮華に流れず、勤勉忍耐にして、各自其業に熱心なり、然れども、南方稍々市街の趣をなせる町村は、外來の人士群集するが故に、少しく他町村と異り、稍、都風に流るゝの傾なきにあらねども、北方僻遠の山村は、尙ほ曆日なき太古の民に似たるものあり。各町村、また多少、其趣を異にすれども、概して、風俗敦厚、人情淳朴なりと謂ふを得べし。

一、年中行事

各町村により、まゝ、特殊のものなきにあらねど、概ね大同小異にして、舊習を墨守するもの多し。而して近來舊習漸く改らんとして、之れに換ふる新好例未だ確定せず。故に我が國民として、最も慶賀すべき三大節の如き、其他祝祭日の如きも、一日業を休みて、賀意を表するもの少く、毎年賀正の如きも、新舊混淆して、未だ一致せず、大陰暦を用ゐる者、一村過半以上を占むる所多し。今、各町村の年中行事につき、月を逐ひ、日に從ひ記するに當り、其町村の特殊なるものと認めたる時は其條下に町村名を附記せり。日を記するに當り、新舊同として、仝月の下に記するは、少しく季節を誤り、ふさはしからぬ觀あれども、記事の複雜と、明瞭を欲くを慮りて、單に月日を基とし新舊の月日を併記せり。其間多少の差異ありと知るべし。

一　月

一日、四方拜、官廳、學校等にありては、新年式を擧行し、各家軒頭に國旗を掲け、祝意を表す。斯くて貴賤上下の別なく、禮服をつけ、産土神社、幷に村内鎭守神社、寺院及先塋に詣づ、次に各戸を廻禮し、祝詞を交換し、御慶を述ぶ。かくて又答禮に赴く。近年、新年の行事簡略となり、服裝の如きも、羽織、袴、又は洋服となり、廻禮の如きも、各家大抵名刺凾、又は帳簿を製し置き其姓名を通ずるのみに止め、直接其家人に面せずして歸るもの多く、遠隔の地に在りては、郵

便によるもの多く、すべて舊來の繁を捨て、簡に移るの風あり。
高梁町の如きは、近年廻禮を廢し、官町民一同、小學校に會集し、年賀の式を擧け、名刺を交換し、以て各家の廻禮を略すと云ふ。其他村部にありても、神社、等に會集し御慶を述ぶる如き高梁町に類する例を設くる所多し。

(舊)元旦と稱し前日より千門萬戸各々門松を立て、或は注連を引き、交譲木、歯朶、(裏白と云ふ)橙、(又は蜜柑)串柿、懸鯛、(又は鰯)昆布等を飾りつく。此の朝、未明に起き出で、第一に若水迎へと稱し、注連張りたる手桶に水を汲み皈り、家内一同盥嗽し、燧を鑽りて、神棚に燈火、鏡餅、御酒、并に雑煮餅(或は煮ざる餅を供す)を供し、歳神を祭る、若水にて茶を煎、一家團欒して燒米、乾柿を食ふ、之を大福を戴くと云ふ。夫れより屠蘇を酌み、(銚子に盛り土器にて三献づゝ、少年より進め、年齢順に老人に至りて納盃す)一家順列、本膳にて雜煮餅(三ケ日の内味噌、醤油、赤小豆汁、燒雜煮等各家例に從ふ)に攄餝を加へて食ふ。
二日、神前に諸物を供し、一家雜煮餅を食す。諸式大略元日に仝じ。すべて職業初めの日なり。この朝、門戸を始めて開く之を明初と稱し、この年の惠方に向ひ、書初、讀始、謠曲始、琴三絃線彈始め、紡き初め、縫ひ初め、搗き初め、燒き初め、其他職業各自分限家例に因りて式をなす。殊に鍬初めと稱し、惠方に向ひ、鍬もて二三度田畠を耕す風あり。商家は今朝、第一番の買物に來

る人に、神前鏡餅を與へ、其他買初と稱し、福引によりて景品を出すあり。魚賣は早天より賣初に來る。

去年十二月晦日より今日迄掃除せず、塵埃あるも之を戶外に出すを嫌ふ風習あり、此の日に至り家內掃除して掃初といふ。

神官、僧侶此日より其氏子信徒の戶每を歷訪し御慶を述ぶ。

此日より注連の內までは、物貰ひ者、陸續として各戶に來り、春駒、數へ歌、判じ物、其他種々の玩弄物を携へ吉兆を述ぶ。各戶之に餠を與ふ。

三日、元始祭、各戶國旗を立て、祝意を表す。

各家賀式前日に仝じ。本日までを三賀日と稱し、此三ヶ日間は業を休み、產土神社に詣で、また各戶を廻禮し、交互祝詞を述ぶ。一日より本日まで三日間、男女骨牌、碁、將棋、雙六、手毬・羽子、紙鳶、獨樂等の遊をなす。

四日、消防組初出式をなす。(高粱町、川面村)

五日、此日迄を五ヶ日と稱し、特に神前を祭り、造次の隻語だも、賀詞を尙び、忌詞を用ゐざる風習あり、尙、この五日間は、特に一家族の中にて、生年のその年の十二支に相當するものある時は、德日と稱し、金錢物品の外出を忌む。

此日、山入とて樵初めをなす。

七日、五節の一にして初節句又は人日と稱し(通俗に七日正月と云ふ)七草雜炊とて、七草(すゞな、すゞしろ、せり、なづな、ごぎやう、はこべ、佛のざ)をつみて、雜炊をつくり神前に供し、一家族みな之を祝ひ食す。(嵯峨天皇弘仁四年、若菜に羹をつくりし禁中の行事、民間に移り存せしものならん)

八日、醫師は神農祭をなす。

九日、山神の祭日とて、登山伐木を忌む。

十日、商賣新帳簿を作り、帳祝と稱し開宴す。此夜は「コト〳〵」とて藁にて作りたる馬を持ち來り、面を覆ひて家々の戸を「コト〳〵」と叩きて蔭に潜む、内より餅又は錢を出して馬と換へ神前に供す。

十一日、農家にては、大鍬初めと名け、今曉、鷄鳴起き出て、「ヤレボー、〳〵」と連呼しつゝ、牛を驅て苗代田に至り、左の字(「の」字を左書に掘ると聞く)を鍬にて掘り、耕初をなし、歸りて雜煮を食ふ。此日の雜煮は、大晦日に神供したるものを燒きて用ふ。農家の重重日たること元旦に讓らず。

「ヤレボー」とは、八重穗の訛にして、豐年を祝する意なるべし。

十四日、左義長、俗に「とんど」と稱し、各戸の注連繩、松竹を卸し、夕方部落聯合して、之を焚き、二日の書初を燒きて上らしめ高きを以て上達の兆となす。又鏡餅を青竹に挿み、あぶり燒とし、初雷の時に食ふ。或は此餅を食はゞ齒痛を病むことなしと云ふ。又松の燒きさしを持ち歸るものあり、而して晩餐はに小豆粥を喫するを例とす。

十五日、此日左義長を祝し休業す。「とんど」を今朝行ふところもあり。

此の日までを松の內又は飾りの內と稱す。

此の夕、御日待とて、村人社殿又は民家に於て通夜をなし、國家安全、村民息災延命、五穀成就、惡疫除去の祈願をなす。（六日、七日に御日待を行ふところあり）

十六日、餓鬼の首と唱へ休業し、又藪入と稱し、男女の雇人、一日の暇を乞ひ、親里を訪ふ。

二十日、二十日正月と稱し、休業す。

三十日、孝明天皇祭、國旗を立て各戸祝意を表す。

二　月

一日、俗ニ送リ正月とて民家悉く休業す。雜煮を食し、年賀に相當する者は厄年と稱し、祝儀品を贈答し、又賀宴を開く。

初午とて、舊曆此の月の第一、午の日稻荷神社祭典、火難除法を祈りて休業す。

十一日、紀元節、官民、官廳、學校等一場に會し、拜賀の式を擧げ、各戸國旗を立てゝ、祝意を表す。
十五日、釋尊涅槃會と稱し、釋迦寂滅の日とて寺院に詣づ。
彼岸、春季皇靈祭の當日を中日と稱し、祖先聖靈を祀る。多く團子を舂き、香花、茶湯、菓子をも併せ佛壇に供へ、或は墓參寺詣をなす。
社日、彼岸に入りて最も近き戊の日を云ふ。地神祭を行ひ、五穀の豐饒を祈る。當日は地神に對して恐多しとして田圃を耕すことを禁じ、且つ金忌とて金物を使用することを忌む。

三　月

三日、上巳の節句と稱し、五節句の一なり。俗に桃節句、雛祭、雛節句、又は女子節句といふ。女兒の生れて、初めて節句に至る家には、初雛又初節句と稱し、親戚知人を招きて饗應をなす。親戚知人は雛を贈物とす。
雛祭りは分限に應じて種々あれども、一般に御殿造を模造し、又は紙雛、內裡雛、女官、伶人、武者雛、女雛、諸道具等壇を設けて陳列し、桃柳を挿み、手毬その他種々の飾物を吊し、本膳、白酒、蓬餅、菱餅、熬り米、等を供ふ。又家族一同、本膳、桃の酒を進む。婦女子雛見物に來る。之を饗するを雛あらしといふ。
四日、此日雛あらしと稱し、前日の下り物にて親族知已を會して饗宴を張るもあり。花の四日と唱

へ瓢酒、行厨を携へて登山する風あり。
尙當日を四日の惡日と唱へ、大師廻りをなすもあり。
十日、陸軍紀念日、各家國旗を立て、官民、學校等一塲に會して、記念講演會を開きて祝意を表す。
此月より各部落にて芝居を興行す。竹莊地方最も早し。
二十一日、弘法大師を祭る。此緣日には宗旨を論せず、老若男女共に寺院に詣づ。施待として餅、赤飯等を參詣人に與ふる所多し。

四月

一日、小學校にては入學式を行ふ。
三日、神武天皇祭、各戶國旗を立てゝ、敬意を表す。
八日、卯月八日とて釋迦の誕生日なるを以て佛寺に詣て、灌頂をなす。此日、寺より產湯と稱し、各人に甘茶を施す。
八十八夜、立春より八十八日目なり。此頃より多く苗代を作り稻種を蒔く。
此頃春振舞とて、鯛鰆等の海魚を購ひ、知己を招き、酒宴を開くこと、例となれり。

五月

五日、五節句の一にして、端午の節句と稱し、俗に五日節句、菖蒲節句、男兒節句と稱す。菖蒲、茅

艾、を束ね各門戸の屋根を葺く。一家族、本膳、菖蒲酒を進む。又粽、柏餅を作り、神前に供し、食ふ。又菖蒲湯に入るあり。其年男兒の生れたる家には初菖蒲と稱し、親族知已より菖蒲人形と稱し、武者人形、及び刀劍、弓矢、等の武具に擬せる玩弄物又は紙製の吹拔鯉を贈る。之を壇上に陳列し、祝宴を開く。又戸外には數日前より家の定紋を染め拔きたる武者繪を施せる幟又は鯉の吹流しを立つるもあり。

二十七日、海軍記念日、官民、學校、官廳等一塲に會し、記念式を擧く、各戸國旗を掲け祝意を表す。

二十八日、地久節、皇后陛下御降誕日とて、女學校等には擧式し、祝賀の意を表す。

此月中頃より、麥苅、田植にて忙し、而して一般に田植終れば、部落(又は村内一般)日を期して代(シロ)滿(ミテ)休みとて休業す。

六月

朔日、六月一日(ヒテイ)、又は流し燒き、肩引燒(ケンビキ)きと稱し、農民は各戸小麥團子を茗荷の葉に包みて、鍋又は釜、ほうろくにて燒き、燒餅を製し、神前に供へ、各人業を休む。舊幕時代の嘉例の餘風の存せる物なり。

此月には、夏祭多し、饂飩を製して客來す。

土用祈禱、夏の土用に入らば百万遍と稱し、各部落日を定め各戸に就き又は田畑の間を廻り、大珠

數を廻はしつゝ鉦を打ち、大皷を鳴らし、大聲にて南無阿彌陀佛と稱へ、害虫退散、疫病消滅を祈る。

蟲送り、夏の土用に入りて、部落日を撰び、相集りて、大なる藁人形を作り、之を竹頭に挿み、實盛と名つけて、農作物一切の害虫を採りて之を竹筒又は桐葉等に包み、其手足に結ひ付けて、神官又は僧侶に祈らしめ、其れより列を作り鉦を打ち、大皷を鳴らし、「實盛を送つた、實盛は何處まで、西の果の果てまで」と唱へつゝ村境又は部落境の、兎ある小丘、森、淵、河原等に放棄する風習あり。

晦日、禊大祓此の月と、十二月とにあり。一年の罪穢を祓除す。

七月

七日、五節句の一にして、此日を七日（ナノカビ）又は七夕祭といふ。兒女、皆、五色の短冊、色紙又は紙を、短冊形に切りて、之に其朝の露もて磨りし墨もて詩歌俳句等を書き、二本の青竹の枝に結びて、日暮より牽牛、織女の二星を祭る。而して其前に胡瓜の馬、茄子の牛、茗荷の雛、野菜物等種々の供物をなし、且つ各戸、七夕團子を製す。此日牛馬を洗ひ、又一般に水泳、井戸浚へをなす、翌朝之を河等に放棄す。此日多く墓掃除をなす。

此日より各戸軒に燈籠を吊り、又各墓前にも之を建つ、（一日よりなす所あり）毎晩點火して七月

三十日に至る。

十三日、此日より向四日間を盂蘭盆又は單に盆と稱し、床に壇を設け、先塋の各靈位を祭り、各宗各家、讀經焚香をなす。此夕佛迎とて各戸庭内の一隅に竹にて棚を作り、聖靈棚又は施餓鬼棚と稱し、其上に桐葉又は蓮葉を敷き、瓜、茄子、果實の類を供へ燈前にてらうそくを點す。之を迎火と云ふ。

此日或は二三日前までを限とし、一月以後、半年間の貸借勘定をなす。陰暦十二月と共に、民間の大決算日なり。

十四日、生靈棚に向ひ焚香し、家族一同水を手向く。家族禮服にて墓參し、万燈を墓前に點し、又懇親の靈を吊ふ。

十五日、此日を中元、と呼ぶ。我國にては、齊明天皇の御代より始まれり。一家族本膳を進む。すべて精進料理なり。各戸互に廻禮祝詞を述ぶ。寺院に於て施餓鬼供養あり。此夕万燈とて墓所に詣り、松明を點じ、靈を祭る。

右終りて戸主袴を着し、家族行伍して念佛鐘を鳴らし、麥稈にて作りたる小舟（精靈舟と稱す）に、供物を載せ、火を點し、水上に泛べ精靈を送る。之を靈送りと稱す。此夜、乞食徘徊して、靈送りの團子を爭ひ拾ふ。

此月に入りて各所にて盆踊りをなす。松山踊特に名あり（高梁町）元と慶安元年踊り始め、承應二年には四ヶ所にて開く、其多くは、忠臣節婦の事蹟を扮裝し以て士氣を鼓舞する料とせり、其他老若男女打混じ、輪形の列をつくり、手拭を被りなどして、節面白き音頭につれて、囃し立て〳〵終宵、舞踏し、また清夜の一興なりしも、近來衰へて以前の態なく、或は全く廢れたる所もあり。

十六日、俗に「がきのくび」（餓鬼の首）と稱し、非人乞食に供物を施し、各村すべて業を休む。

此盆には、各戸休業し、親族舊故相往來して飲食す。

三十日、團子を製し、生靈棚を河水上に送る。

八　　月

朔日、八朔と稱し、各戸休業す。此日を婢僕の出替り日とす。十五日、放生會とて祭をなすあり、一般に休業す。

九　　月

九日、五節句の一にして重陽の節句と稱し、俗に九日節句、菊節句、栗節句、九月お節句と稱す。朝廷に重陽の宴を行はせられ、菊酒を賜ひしに習ひ、餠を搗き、神前に菊花、菊酒、栗の赤飯を供し祭る。互に贈答し、毎戸互に廻禮し、休業す。

十三日、名月と稱し、豆、芋、團子等を供して、月見をなす。秋季皇靈祭、各戸國旗を立て、祝意

を表す。
彼岸及社日の行事、春に仝じ、
此月は神社の秋祭り多し、一般には各自神社に詣て、神官式を行ひ、神靈を神輿に轉し、之を荷ひて神行式を擧げ、笛太鼓を鳴らし、多く武器を以て前後の警衛をなすもの多し。

十　月

十六日、國民記念日として、官民、官衙、學校等一場に會し、記念式を擧げ、各戸國旗を掲げ、祝意を表す。
十七日、神嘗祭、各戸國旗を立て、祝意を表す。
此月、亥の日、(二つあれば初日、三つあれば中日)を亥の子と稱し、餅を搗きて神佛に供す。之を亥の子餅と稱す。或は牡丹餅、又は麵類を製して食ひ、休業す。往々各部落の男兒、夜間相集り、繩を以て、石を縛し、八方より之を引き、上下に運動して、地上に穴を穿ち、稱して亥の子をつくといふ。其時「亥の子の夜サ、祝はぬものは、鬼を生め、蛇を生め、角の生へた子を生め」と聲高く唱へ、各戸の門前の地面を舂き廻り、各戸より多少の金品を與へて去らしむる慣ありしが、現時次第に衰へつゝあり。
此日炬燵を明くる習あり。

此月、前後にかけて、神社に能神樂を行ふもの多し。

十一月

八日、鞴祭とて鍛冶、鑄物師石工等、金屬を扱ふを以て、業とせるものゝ祭にして、酒肴を供へて業を休む。

此月、太子祭とて、大工、木挽等休業して祭をなす。

十五日、小兒生れて、第三年目に當る家には、此日、髮置の祝、俗に紐落しとて、紐を落し初めて着帶す。男子五歳に至れば初めて袴を着く、之を袴着といふ。何れも産土神社に詣て、歸途懇親の家を廻禮す。先方より末廣扇に金引を附し、或は金錢を包みて贈與し、祝意を表す。祝主は、餅を配り、親戚、朋友を招きて祝宴を催す。

二十日、宗祖祭あり。法華宗祖日蓮上人の御命日に當るを以て、看經供養をなす。此の日餅をつき、柿、蜜柑、柚等と共に三寶に盛り、宗祖に供ふ。

二十三日、新嘗祭、各戸國旗を立て祝意を表す。

十二月

朔日、乙朔日(チトツイタチ)と稱す。此日各戸休業す。夜半より近傍の神社へ參詣するもの多し。

八日、八日待とて、毘沙門天王を祭る。一般に豆腐を食して祝ふ。殊に商家は得意のものに、豆腐

汁と清酒を饗するを例とす。

月末には煤を拂ひ、餅を搗き、雜煮箸を製し、歳暮の祝儀、物品の贈答をなす。殊に男兒には破魔弓、紙鳶、女子には羽子板を遺りて之を祝す。其他正月祝儀の買物をなし、万般迎春の準備に忙はし、又門松、注連飾りをなす。今其一斑を記さんに、各戸門前、或は家の入口に注連繩を張り、橙(或は蜜柑)昆布、ほん俵、榊、交譲木、齒朶、串柹、懸鯛等を靑松、綠竹と共に飾り附け、室内の神棚には、注連飾を施し、鰯、野菜、鏡餅、神酒、神饌、燈明を供す。

中元以後の大取引決算をなす。

節分、立春前一日に在り。年越と稱す。各家戸口、厠等に「ヤキサシ」と稱し、柊の枝に鰯頭を火にあぶりたるものを附して刺す。又、年越の魔拂と稱し三寶に豆を盛りて床に供へ食ふ。所謂年取豆なり。窓戸を開き暗に乘じ「鬼は外福は内へ」と大呼しつゝ豆を散亂す、之を追儺といふ。この式今は概ねすたれたり。この夜、及大晦日の夜蕎麥切を喰ふ習あり。

其他各戸家例ありて、越年の準備をなせども、繁なれば省きつ。

以上、本郡の年中行事の概要なり。此外庚申の日を庚申待と稱し、夜業を休み、豆腐を供へ、赤飯牡丹餅を作る。又庚午の日を金忌と名け、終日金物の使用を禁して休業し、甲子の日を甲子祭と稱し、戎、大黒の二福神を祭る習あり。

二、冠婚葬祭の慣例

(甲) 冠事

名付、嬰兒出生後、七日目に七夜の産養の祝あり。此時命名の式を行ふ。(命名は大抵、直系尊屬之をなす。)此日、親族、知己等を招き、祝宴を張り披露し、且名付餅と稱し、餅を搗きて贈る。

宮參、出産は、古産穢を忌みしを以て、出生後三十三日目(十八日の處あり)に、忌明とて之を行ふ。此日、其兒を盛装せしめ、之を抱きて、產土神社に詣で、生涯の幸福を祈る。歸途之を知已家に呼び入れ、扇子と苧とを贈り、或は金錢を贈るもの多し。歸後祝宴を張りて名披露をなす。(名付餅を此日に贈るものあり)

食初式、生後百日目には「もゝか」の一粒食初とて、膳に向ひ、飯粒を口に入れ食初の式をあぐ。

里行祝、其後、始めて親里に行きたるときは、雙方より土產として、紅白の鏡餅を組合各戸に配る例あり。

誕生祝、翌年誕生日(即滿一年)に之を行ふ。餅を搗き、神社に詣で、親族知已を招き、宴を張り、赤飯を出し、神官を聘して、兒女將來の壽福を祈らしめ、紅白の鏡餅を負はしめ、箕の中を步行せしめ、且つ箕の中に帳簿、算盤、(商)、金錢、(富豪)、筆、(學者)、鍬の形、(農)、扇子、(開運)等を入れ其撰に依りて、前途の運命を卜することあり。夫れより其鏡餅を近隣又は知已の家に配與

す。

紐落し、兒女三歳に至り、紐を除き、帶を着け、神參をなす。其の日は、大抵、十一月十五日なり。

祝年、三十三歳、四十二歳、六十一歳、七十歳、八十歳、八十八歳等を厄年と稱へ、大抵其の年の正月中、吉日を撰びて、祈禱をなし、神官を招き、餅を搗き、親戚、知己、祝物を贈遣し、祝宴を開き會飮す。これを祝年と云ふ。此の時の祝賀の品は、多く反物を用ふるを例とす。

男子十五歳に達すれば、元服式、女子には、鐵漿附け、眉落し等の式ありしも、維新の後は、其の風廢れて、今は行はれずなれり。

(乙) 婚事

結婚、人生の大禮なれば、大抵、之を鄭重にせざるものなし。其貴賤、貧富の別に從ひ、多少の差異ありと雖も、大概左の如し。

結婚は、總て親權を行ふ者より適當なるものを探索し、媒妁人を定めて先方に合意を求めしめ、或は、媒妁人、雙方の間に周旋し、合意を求む。其の重なる要件は、婚者の相性、年齡、氣質、財產、門閥、血統、容貌、方角、家族の多少等にして、婚期は、其人により、早晚、遲速の差あれど、其年齡、男は二十歳より三十歳、女は十七歳より二十五歳位迄なり。双方、合意を得れば本人互の見合をなし、其の後吉日を撰び、結納交附の式を行ひ、擧式の日をトす。引受人の家よ

り、酒、鮮魚、小袖、帶地、目錄等を媒妁人に渡す。媒妁人は之を元方に持參す。元方之を受け、媒妁人を饗應す。近來、結納品に代ふるに、封金を以てし、酒肴料、帶料と名け、諸封とし、目錄を添へて送るもの多し。結婚の當日に至れば、媒妁人夫婦は新婦又は新郎を、伴ひ、附添人、人足等列をなし、多くは午後より夜に入りて入家し、結婚式をあぐ。其同伴者は、近親者一名乃至二三名、附添下女、人足等にして、箪笥、長持、兩掛其他諸道具に、酒樽、肴籠等を添へていと賑はし。此荷物は都合にては前日に送るもあり。

擧式は、普通、夜を以てし、之に關する權能は、凡て媒妁人に委任す。媒妁人夫婦は、先新夫婦を六枚屛風の内に伴ひ、床に飾りたる三寶、銚子等を運び、三々九度の獻酬を行ひ、以て夫婦の契をなす。所謂夫婦祝言の杯を行はしめ、終りて更に席を新めて親子、兄弟、親族間の結緣杯を行ふ。

此の盛式を見んとて、村内の老若、男女、婚家附近路傍に押し寄せ來り、入家終るや、種々の批評を試みつゝ、各々家に歸る。此夕部落青年は附近の石塔、又は石地藏を持ち來り、御歡と稱し、饗應を受くる慣例あり。然れども近時殆んど其廢滅を見るに至れるは文化の然らしむる所なり。

翌日、新婦、(新郎)は、案内者に導かれ、披露或は顏見せと稱し、組内及附近の親族の家を訪問挨拶す。(或は顏見せは婚後三日目になすもあり)式の翌日、村内の、知友結婚を祝する爲め、贈品をなす。婚家に

於ては、親族及村内知人を招き、數日新婚披露の祝宴を開く、之を樽開きと稱す。結婚當日より、第三日に當るの日、更に小宴を張り、客は多く此の日を以て歸來するを例とす。新夫婦、其の嫁婿の實家に始めて客に行くを新客と云ひ、親族知己を招き祝宴を張る。其際、餅、赤飯を持參す。婚家に於ては、之を村内知己に配與す。之を嫁(婿)の土産物と云ふ。

(丙) 葬事

村内に、死亡者ある時は、一鄕相集り、相弔ひ、相助け、宗派により、神式、佛式に從ひ、土葬、火葬となす。我郡佛信者多きを以て、玆には佛式のみをあげ、其他は之を略す。

先づ隣家の男女、相集りて、訃を其の親族に通し、次に、其の部落の者、會合して葬式の準備をなす。此の間宗族の者は、殆んど其事に關せず、斯くて午后に至り、出棺の時となれば、人々會葬し、僧侶讀經し、葬主、近親の燒香あり、出棺の時は、必ず小鐘を打ちて合圖となす。其出棺の行列は、大略左の如し。

姓名旗、種々の供物、僧侶、喪主、親族、柩、供物、會葬者、斯くて其墓地に着し、導師の讀經、親族の燒香等の式を終り、喪主より會葬者に挨拶ありて、一同退散す。此の時、親族の者(又は近隣の者)兩三名、歸路の傍なる莚上に列坐して禮を述ぶ。其れより凡そ三夜(喪家の身分により二夜、若くは一夜の事もあり)其家に會合して、續經をなす。之をかんきと云ふ。

葬送當日、或は翌日、僧侶、親族、知人、村人を招き、亡者に供物をなし、終りて酒食の饗應を爲す。之を仕揚(シアゲ)と云ふ。

逮夜とて、死後七日每に、祭事を行ひ、死者の追福を祈る。かくて四十九日に至る。僧侶を招き法會を營み、來參者酒食を饗す。其の後は一年、三年、七年、十三年、十七年、三十三年、五十年等の各回忌に祭祀す。之を法事(回向)と云ふ。此の時、讀經あり、饗應あり、いと鄭重に取り行ふ。

石碑は、各家により、之を立つるに遲速ありと雖も、大抵死後一年間にして之を建つ。

方言訛語

本郡の方言、訛語は、各町村特殊のものなきにあらねど、大抵、大同小異にして、尙ほ、其の種類無數なれば、到底、枚擧に遑あらず。名詞、動詞、副詞、形客詞接續詞、助辭等に於て、聲音の清濁、或は畧音、延音、約音等より、或は通韻、通音等より種々の變化を來し、尙ほ各言語に、死活長短あり、新語の生出ありて、かれこれと相交り、種々の變遷と、複雜とを來せり。今、方言の一部を擧げて、全般の例とす。

第一、一般に誤まれるもの

一、「エ」、「イ」、「ロイ」、「レ」の明確に響かぬもの、

例、「ハエ」(鮠)を「ハエー」hae.「オマエ」(御前[オマエ])を「オマェー」Omae.「アイ」(藍)を「アェー」ae.「タイマツ」(松明)を「タェーマツ」taematsu.「シロイ」(白)、クロイ(黒)を「シレー」、「クレー」「コレ」(是)、「ソレ」(其)を「コエー」koe.「セー」の如く發音する類。

二、「ユ」の音を「イ」に訛る、

例、「アユ」(鮎)を「アイ」、「マユ」(繭、眉)を「マイ」、「ユビ」(指)を「イビ」、「ユズ」(柚)を「イズ」「ユカノシタ」(床下)を「イカノシタ」、「カユイ」(癢)を「カイイ」、「マバユイ」(目映)を「マバイイ」と唱ふるの類。

三、「ヒ」を「シ」と誤る、

例、「ヒトエ」(單衣[イヒヘ])を「シトエ」、「ヒト」(人)を「シト」、「ヒタイ」(額[ヒタヒ])を「シタイ」、「ゼヒ(是非)を「ゼシ」の如く又シチ(七)を「ヒチ」、「シチヤ」(質屋)を「ヒチヤ」、「シタ」(舌)を「ヒタ」、「ジシャク」(磁石)を「ビシャク」の如く云ふの類。

四、奇怪なる「ン」の音便を用ふるもの、

例、ゴゴー(五合)を「ゴンゴー」、「ゴボー」(牛蒡[ゴバウ])を「ゴンボー」、「ドジョー」(泥鰌[ドヂヤウ])を「ドンジヨー」、「テマリ」(手毬)を「テンマリ」、「ショーベン」(小便)を「ションベン」、「ソーレイ」(葬禮)

を「ソーレン」など發音する如し。

五、終止となるべきところを連體になすもの、

例、「行（ユ）キマス」、「有（ア）リマス」を「ユキマスル」、「アリマスル」にて切るもの多し。

六、助辭の「ト」を省くもの、

例、「大工イフ職」、「金岡助九郎イフモノ」の如く助辭の「ト」を省くもの多し。

七、語根を延長したる野鄙なる語を用るもの、

例、「ナイ」（無）を「ナー」、「マユ」（繭）を「マー」、「アイタ」（飽）を「アータ」、「爲（ス）マイ」を「スマー」、「カエル」（蛙（カヘル））を「ガール」、「ハヤ」（早）を「ハー」と出すの類。

八、無暗に音を長引かすもの、

例、「オヒサマ」（御日様）を「オヒーサマ」、「イタチ」（鼬）を「イターチ」、「ムカデ」（百足虫）を「ムカーデ」、「ヨダレ」（涎）を「ヨーダレ」、「スコシ」（少）を「スコーシ」と延ばすが如し。

九、「ム」を「モ」に「ヌ」を「ノ」に轉訛するもの、

例、「ムロ」（室、窪）を「モロ」、「ムコ」（聟）を「モコ」、「コムギ」（小麥）を「コモギ」と出し、「ヌノ」（布）を「ノノ」、「タヌキ」（狸）を「タノキ」、オヌシ（汝）をオノセと出す如し。

一〇、「ウ」を「オ」と誤るもの、

例、「ウナギ」(鰻)を「オナギ」、「ウンカ」(浮塵子)を「オンカ」、「ウソ」(噓)を「オソ」、「オナジク」(同)を「ウナジク」、「オシ」(啞)を「ウシ」と出すの類。

一一、「シュ」の音をシの音に誤るもの、

例、「シュンキク」(茼蒿)を「シンキク」、「シュス」(繻子)を「シス」、「ジュバン」(繻絆)を「ジバン」、「シュロ」(棕櫚)を「シロ」、「イシュ」(意趣)を「イシ」といふの類。

一二、音を省略するもの、「イヱ」(家)を「ヱ」、「フン」(糞)を「フ」、「トコロ」(所)を「トコ」、「フトコロ」(懐)を「フト」又は「ホト」といふの類。

一三、「ノ」を「ン」に轉ずるもの、

例、「タケノコ」(筍)を「タケンコ」、「ワタクシノジヤ」(私の所有)を「ワタクシンジヤ」、「アリノコ」(蟻子)を「アリンゴ」と出すが如し。

一四、語法には、誤りなきも耳障りなる言語及び方言訛言ならざるも卑陋なる語なるもの、

例、「デキル」(出來)をば「デクル」、「タベル」「タベサス」(食)をば「クフ」、「クハス」、「ワラヂ」(草鞋)をば「ワランヂ」、「ワランヅ」、「ヘヲヒル」(放屁)をば「ヘヲコク」、「小便ヲスル」をは「小便をひる」と出すが如し。

イシ（意趣）　ユミ（忌）　ワヤク（惡戲）　ツジ、テンツジ、テツペン（頂）　ハザンキョー、
ヱ（家）　イノコ（野猪）　セキタン（石油）　ユルイ（圍爐裏）
サザンキョー（巴旦杏）　ハンチャ（半纏）　ホイチョーホェーチョー（庖丁）　ハンシノカミ
半紙）　ミカハ（膠）　カザ（匂）　ネラム（睨）　ホーダマ、ホーベタ（頰）
キツポーサク（偏屈者）　クチナワ（蛇）　センチ（便所）　ドベ（泥）　ヒヤ（部室）
ドヒン（土瓶）　トヨ、テー（樋）　チシャ、キシャ（萵苣）　トースミ（燈心）
ノノ（布）　ノノ子（布子）　ズス（留守）　ヌシト、ヌスト、ヌヒト（盜人）
オーカメ（狼）　ヒョーヒャク（戲）　ウシ、ウシゴロー、オシゴロー（啞）　オーチャク（怠）
オセ（成人）　オニサ（鬼事）　キノーノヨル（一昨夜）　オトコシ（男衆）　ヲナゴシ
（女衆）　オーアザ（大字）　スランコー（狡猾）　ワゴ（腋臭）　ホイトー、ホェートー
（乞食）　ガニ、ガネ（蟹）　カラセ（芥）　カラド（體）　チキ（傍）　カベ（黴）
カイ（粥）　シワイ（片意地）　カイル、ガール、ガイル（蛙）　タユー（神主）
ヨーダレ（涎）　ヨーナベ（夜業）　タボコ（烟草）　タノキ（狸）　トンガラセ（蕃椒）
タノシ（田螺）　ダキ（岳）　タンポコ（蒲公英）　ノブトイ（大膽）　オヱン（無益）
ターラ（俵）　デンギ（擂）　ドンザイ（疎略）　アダ（外）　ソン（相）　ムコ（夫）

ヨメ(妻)　ツツキ(躑躅)　ヒーゴ(燕)　ツモゴリ(晦)　ホーシ(土筆)　フツ
イエ(費)　ナルテン(南天)　ツヤ(無法)　モコ(聟)　ミシロ(筵)　モロ(榁、
室)　オナギ(鰻)　オサギ(兎)　オソ(虚言)　ウケジャ、オケジャ(麥と豆とを炒りて米にまぜ煮たる飯)
オンカ(浮塵子)　ウシンガ(犁)　ベンコ、ヨーヨーノコ(犢)　(ウテアワセ打合)
ウグユス(鶯)　ヌキ(軒)　ノロ(土地高クシテ傾斜シタルトコロ)　クチビロ(唇)　クエ(杙)
キビシ(踵)　コーゲ(草原)　ヤ(山ヤ堤ノ際ノ方)　ニヤ(脂)　キリバン(俎)
マイ、マー(繭)　マイゲ、マヒゲ(眉毛)　マスカリ(鉞)　オトナ(下男)　ケイシ
ノカミ(罫紙)　フ(糞)　ユタン、テェータン(風呂敷)　ホトコロ(懐)　マワシ(褌)
コモギ(小麥)　ゴンボー(牛蒡)　コヨサ、コエサ(今宵)　コンチャ、コンチャー(今日ハ)
コヤユビ、コヤイビ(小指)　コボシ(拳)　アカリゴ(小蟹)　スワローシー、スバロー
シー(不景氣)　エンダ(椽)　エンタツ(烟突)　チョチョマ(蝶)　テサゴ(手桶)、
レンシン(電信)　テゴ(手傳)　テンマリ、テンマル(手毬)　アユ(藍)　アイ(鮎)
アンゴー(阿房)　アカンガール(赤蛙)　ジョー、ダイチ(間)　ジャギ、ジャゲ(痘痕)
アリンゴ(蟻)　ドビンゴ、ドンビンゴ(赤子)　アンド(行燈)　ジョーリ(草履)
オミソー、オヂャ(雜炊)　ソーレン(葬禮)　ション(最初)　シャカン(左官)　ジャ

クロ、ジャクロー(石榴)　ゲン(岸)　ザスキ、ダシキ、ダスキ(坐敷)　キチガー(狂人)
キビショ(急須)　キリモノ(着物)　キニョー(昨日)　ユンベ、ユンヤ(昨夜)　コギタナイ(穢)　ジョーキ(汽船)　ケセリ、ケセル(煙管)　イビ(指)　ヨーダチ(夕立)
イカ(床)　ヨーメシ、ヨーハン(夕飯)　ユーレン(幽靈)　イミ(弓)　オナミ(牝牛)
ムネ、ソネ(峯)　ニノ(蓑)　ニャク(脈)　ヒツ(疥癬)　ベロ、ヒタ(舌)　シンキク(茼蒿)　シス(繻子)　シバヤ(芝居)　スズメカイ(蜆)　ジバン(襦袢)　ケツ、オイド(尻)　シロ(棕櫚)　シラメ(虱)　シオヅト(後脛)　センバ(十能)　ビシャク(磁石)　スゴキ(兵兒帶)　スッポン(出奔)　シタイ、フタイ(額)　ヒバル(雲雀)　ヒボ(紐)　リョーブ(屏風)　ヒーチーシ(燧石)　センチ(雪隱)　ションベン(小便)　セキダ(雪駄)　ゴヘーダ(石炭)　ソソ(裾)　スウメ(李)　ステンショ(停車場)　スカ(透シ)

第三、代　名　詞

オノシ、オノセ(御主)　オラ、ウラ(己)　ワツシ、ワツキ、ワツチ、ウチ(私)　ワツショー、ワツチョー(私方)　ソレー(其邊)　ソンノケ、ソンナケ(其方)　コンノケ、コンナケ(此方)　コレー(此邊)　アンノケ、アンナケ(彼方)　アレー(彼邊)　アツコ(彼處)

第四、副　詞

ナンボー(幾何《イクラ》)　インエ、インヤ、インニヤ、ウンニヤ、オンニヤ、(否《イナ》)　イツコ(一緒《イツショ》)　バー(許《バガリ》)　モット、モチット、モチックリ、モチート(今少シ《イマスコ》)　ボッコー、スボッコー、ドエロー、ジョーニ(甚《ハナハダシク》)　トックリト(篤ト《トク》)　ジョージュー(度々《ドド》)　チョツコリ、チョツクリ(鳥渡《チヨト》)　シテーデニ、ヒテーデニ(自ラ《オノツカラ》)　ケニ、ケイ、ケン(ノ故ニ《カラ》)　エット、ヨケー、ヱロー、タント(澤山ニ《タクサンニ》)　ナショニ、ナンシ(何故《ナニユヱ》)　ソーデ(間無《マモナク》)　コンダ(今度《コンド》)　ボード(極《ゴク》)　ホンニ、ホンマニ、ホンシンケンニ(眞ニ《シンニ》)　ゼシ、ジョーセキ、ジョーシキ(是非《ゼヒ》)　ドダイ、ドダイコダイ(元來ノ意《ゼンタイ》)　シコシ、ツコシ、ツコーシ、チツクシ、チツクリ、チート、チヨビツト、チビシト、チヨンボリ(少《スコシ》)

第五、形　容　詞

ボツコイ(烈《ハゲシ》)　ヒヨンナ(變《ヘンナ》)　ドガーナ、ドカンナ(何樣《ドノヤウナ》)　コマイ、コンマイ(小《チサシ》)
オーケイ(大《オホキナ》)　オンナジ、ウナジ、ウンナシ(同《オナジ》)　オイー、エット(多《オホシ》)　カイー(癢《カユシ》)
カタズケナイ(忝《カタジケナシ》)　エイ、エー(善《ヨイ》)　ソガーナ、ソガンナ(其樣《ソノヤウナ》)　ツベタイ、ツブタイ(冷《ツメタシ》)　ツガリガナイ、ゴジヤジヤ、ヤチモナイ、ジナクソジヤ(タワイナシ)　ガイナ(强《ツヨシ》)　ヤネコイ(粘《ネバシ》)　コハシイ(精《クハシ》)　ヤワシー(柔《ヤハラカ》)　マバイー(目映《マバユシ》)　コガ

ーナ、コガンナ（此様《コノヤウナ》）　アガンナ、アガーナ（彼様《アノヤウナ》）　サブイ（寒《サムシ》）　コギタナイ（穢《キタナシ》）
ヒッコイ（煩縟《シツコシ》）　ヒッサ（久《ヒサシ》）　ヒラベッタナ（平《ヒラナ》）　ショワシー（忙《セハシ》）　スハローシ
ー（悒鬱）　スルシー（涼《スズシ》）

第六、動　詞

エレル（入《イル》）　イタイテ（致《イタシテ》）　ニガル（腹）　ハシル（手足の小傷）（痛《イタム》）　テベス（虐《イヂムル》）
ハール（這入《ハイル》）　ネラム（瞰《ニラム》）　ニヨウ（懊悩呻吟す）　セグ（吠《ホユ》）　フクロビル（綻《ホコロブ》）
ツブル（閉《トヅ》）自動　トラゲル（取上《トリアグ》）　チヂコマル、チヂケル（縮《チヂマル》）　ヒョータクル（嘲弄《チヤウラウス》）
マブル（塗《スル》）　アダクレル（落《オツ》）　ヘサヘル（抑《オサフ》）　オエグ（泳《オヨグ》）　カベル、カツグ（冠《カム》）
被《ル》　ガイデル、ガエデル（孵化《カヘル》）　オエン（叶《カナハヌ》）　カザム（嗅《カグ》）　カザル（薫《カホル》）　カゴ
ム、ヒズム（屈《カガム》）　ヒヨロドー（蹌踉《ヨロメク》）　ガメル、シケル、ヨロケル（弱《ヨワル》）　コタエヌ、コ
タエン（堪《タヘヌ》）　チバケル（戯《タハムル》）　クラワス、ニヤス、ドヤス、ドヅク、ドーヅク、コヅク、テ
ベス（毆打《タタク》）　ヱゾーカス、ヨゾーカス、チヨロマカス（誑《タブラカス》）　タトム（疊《タタム》）　スル（剃《ソル》）
ススグ（注《ソソグ》）　ミテル（盡《ツク》）　ツネル（抓《ツメル》）　ブツケル、ホール（投《ナグ》）　ホヱル（泣哭《ナク》）
ウムス（蒸《ムス》）　ユスブ、イスブ、ユワヱル（結《ムスブ》）　イゴク（動《ウゴク》）　ケナリガル（羨《ウラヤム》）　オナ
ル（唸《ウナル》）　コナス、ケナス（罵倒《ノノシル》）　スケル（載《ノス》）　アマル（腐敗《フハイス》）　ウセル（來《クル》）　イ

キル(激昂《グワコウス》)　シタル、ヒタル、フンシユッス(紛失《フンシツス》)　カジケル、コジケル(凍《コゴエ》)
メグ(毀《コハス》)　クスグル(搔《コソグル》)　デキル、デクル(出來《デキル》)　デケン、デコン(出來《デキ》ず)　シャチバル、シャチコバル(出過《デスギル》)　アスブ(遊《アソブ》)　ケツル(嘲《アザケル》)　アベル(浴《アブ》)　サバル(觸《サハル》)
サルス(晒《サラス》)、　オガル、イガル(叫《サケブ》)　イガム(歪《ユガム》)　ニガク、(研《ミガク》)　ミユール(見テ居《ミテヰ》ル)　ヒヅム(沈《シヅム》)　ホテル、ゴネル(死《シヌ》)　ラクジヤ(承知《シヤウチ》)　サバル(引《ヒク》)　ハタケル、ハタカル(開《ヒラク》)他動　モチヱル(用《モチフ》)　ヒログ(爲《スル》)下等語　ヘタル、ヘコル、スバル、ヒヨコル(坐《スワル》)　シテル(棄《スツ》)

第七、接續詞

セージャケン、セージャカラ(其故《ソレユヱニ》)　ホンナラ、セーナラ(ソレナラバ)　ケン、ケー(故ニ)

第八、助辭

ザッタ(ザリキ)　ナー(ナシ)　ゲナ(ソウナ)

第九、接尾語

ナゾ、ヤコー(杯《ナド》)　バー(許《バカリ》)

第十、感嘆詞

ノー(ナ、ナア)　ヘー、シェー、シャー(ハイ)(唯)

第十一、敬　語

カカン、オカン、オカー（母上）　トトン、トタン、オトン、オトー（父上）　オエーデサルカ（居給フカ）　ヂーヤン、オヂー（祖父樣）　オッツアン（伯叔父樣）　ババン、オバーヤン、オバー（祖母樣）　オバン（伯叔母樣）　ゴロンヂャイ（御覽）　ゴザエーマス、ゴザンス、ガンス、ガース、ゴンス（御坐）　ゴエサリマセー、ゲーサリマセー（御免）　アーヤン、アーサン、アネキ（兄上）　オネー、オネン、ネーヤン、ネーサ（姉上）　オクレ、オクレェー、クダサレ（下）

第十二、語　句

ジナクソ（入り乱れて筋の立たぬこと）　センガヲトル（頭髮を摑む）　ドカヒク（凸凹ありて不平均なる樣）　ホーズガナイ（取留めがない）　カエリノー、キノー（返ッタバカリ／來タバカリ）　サデル（搔き寄す）　ヨダツ（大儀に思ふ）　トッテク（取て置く）　テンテコマイヲスル（多忙を極む）　キノー、カエリノー（來る途中／返る途中）　スワル、スバル（愚痴をこぼす／不服を陳ぶ）　テニャワヌ（手にあはぬ）　ナカルマイ（有るまい）　ゴワヘン、オマヘン、オマセン、ゴワンヘン（ありませぬ）　メオイヲスル（同僚相集りて宴を開くこと）　ダイナイ（心配なし）

俗　謠

近來、交通の便大に開けて、都鄙の往來、頻繁なると共に、俗謠の流行も、亦迅速にして、朝改、暮變、一々枚擧に遑あらず。中にも樵歌、浪花節、田植歌の調、尙、能く俗を改め、情を養ふに足るものなきにあらねど、大抵、鄭聲淫猥の曲、士君子の口にするを恥づべく、聞くに堪へざるもの多し。然れども、近來、途上に於て放歌するもの殆んど其の跡を絶ち、子守兒童の如きも、小學教科の歌曲を唱ふるに至りしは、敎育の功與りて力ありといふべく、社會の爲め賀すべき事どもなり。今、世俗一般に行はるゝ、重なるものは、出雲節、磯節、博多節、四季歌、米山、甚句、追分、礐志古能、大津繪節、琉球節、三子節、伊勢音頭、サノサ節、ナンデマガイイデセウ節、子守歌等にして、此の他、樵歌、勞働歌、田草取リ歌、田植歌、臼引歌、船頭歌、木挽歌、油搾歌、杜氏歌、餅搗き歌等各々獨特なる一定の音調ありて古より傳ふ。遊戲歌としては、小兒の手鞠歌、數へ歌等あり、其他、盆踊りの音頭、壯士節、新內、活惚、法界節等枚擧に遑あらず。高梁地方は謠曲大に流行せり、此外、淨瑠璃、浪花節等は、各町村、寄席に於て持囃され、俗人に歡迎せらる。殊に近來は蓄音機各所に使用され、俗謠の流行甚だ盛なり。

左に揭ぐるものは、古來其名尤もきこゑしものにつき、甚しき淫猥ならざるもの一二を載せて風俗の一斑を窺ふに便せんとす。

一、松山踊

板倉侯の亀山在藩時代に行はれたる伊勢踊の移封後傳はりて變化したる尙武的遊戯なり。藩士の靑年子弟をして團体を作らしめ、每年干蘭盆會の節、矢場（舊藩ノ錬兵場ニシテ今の順正女學校の敷地）に於て行へり。其演する題目は、皆武功赫々たる歷史上の事實にとり、就中赤穗四十七義士の踊は其主たるものにして、每年之を行はざるはなし。演技者は、皆黑裝束に帶刀、着袴、襷十字に綾取りて、宛然討入り當時其儘に粉裝し、中央に一際高き櫓を作り其上にて朗讀する音頭の聲曲につれて圓陣に肅々として演するの技は、巧に陷らず、粉色に流れず、高雅にして眞に武道の神髓歷然として活躍するの觀あり。觀者常に歎賞措かず、徹宵之を觀るも飽くを知らずと云ふ。娛樂中に士氣を皷吹する多大なるものありといふ。遠近數十里松山踊の名を知らざるものなし。松山町内には一種の仕組踊と稱するものありて、現時に至るも之を演じつゝあれども、之れは松山踊とは別種のものなり。由來藩士の子女は、町内の踊は見ることを許さず、藩士の演する松山踊を見せしめたり。安政の頃より漸時此風すたれたり。今左に其四十七士の歌詞及歌曲を揭ぐべし。

松山踊音頭、囃、

（ト調四拍子）

(音頭取リ)　　　　　　　　(踊リ子)　　　　　　　　(音頭取リ)

3 | 3 4 3 4 3 3 2 3 | 2 ♮7 2 3 6 3 | 3 × 3. 4 3 4 3 3. 2 3 4 | 2 ♮7 2 3 6 3 :|

ア エ —— ト —— エ — エ—ト ア マ ダ —— マ ダ —— エ — エ—ト ア

(踊子)(音頭取ハ四分休止)

3 3. 4 3 4 3 2 3 | 6 4. 4 2 3 4 2 | 6 7. 6 7 3 4 7 6 7 | 4 4 4 2 2. 7 2 7 2 |

是ヨリ歌詞（七五七五）　　　　ヲイ

(踊子)

7 7. 6. 4 6 7. 6 7 | 2 3 7 6 6 6. 4 | 6. 4 3 3 3 | 3 2 3 4 3 3 4 |

ハ — リヤサアー

(音頭取リ)

2 7 2 3 6 6 | 3 3. 2 3 6 6 7 4 | 6 6. 6 7 6 7 4 6. 4 | 6 7. 6 7 2 3 7 6 7 |

ヨー イヤ サ

(踊子)　　　　　　　　(踊子)

4 4 4 2 2. 7 2 7 2 | 7 7. 6. 4 6 7. 6 7 | 2 3 7 6 6 6. 4 | 7 4. 3 3 3 |

ヲイ　　　　ハ

3 2 3 4 3 3 4 | 2 4 7 2 3 6 :|
ー リャサ ー ヨ ー イヤサ

武士の譽赤穗義士の歌

人を見おろす實の人、
流石は力彌の御師匠役。
世柄の御上使引受けて、
舅の敵は定九郎。
名を痴漢者の揚屋町、
小浪は力彌の御使者役。
捕手は數多天川屋、
そろへし黄金の短冊を。
先き立つ早の勘平は、
中にも寺岡平右ェ門。
廊下玄關一一に、

たかさだ意恨の始りは。
身は横縞の立烏帽子、
塩谷は無念の御切腹。
娘を祇園の與一兵衛、
敵を知らさぬ手立とは。
心の底の奥深き、
義兵衛は勝れし剛の者。
逃けるおそのゝ心根は、
若げの至りか殘念な。
御門掛のきびしさに、
雨戸あいせんあいくろゝ。

二つ巴の大小は、
金に傾く誤りよ。
何時出る鐵砲我知らず、
婿の爲めとて賣りにけり。
約束違はず、來るとなせ、
此山科の隱れ家を。
一身連判四十余騎、
子故に迷ひし小提灯。
四十七人連判の、
石垣金堀あざまゝで。
七寸余りの弓竹を、

敷居と鴨居に張り置きて。早夜は夜中鳥の聲、忍べよ〳〵今一度。

口をしけれども師直は、ぬけ穴よりも炭部屋に。人に思ひの念願も、

亡びし高の師直は。命を捨てゝ主の爲め、報せん爲めの憂き勤め。

二階で文をば寫し取り、筆も及はぬのべかゞみ。盃させば手を出して、

足をいたゞく章魚肴。舌も廻らぬ高調子、奥はさわぎの大皷三味。

巨無僧姿の加古川は、命を捨てゝ山科へ。祿盗人の九太夫は、

敵の犬か椽の下。七里の渡に帆を卷いて、急く心は山科へ。

耻と思はぬ錆ひ刀、差して來るのも大さわぎ。國を隔てゝ遙々と、

來るも契りは一夜限り。勘平さんは三十二、なるやならぬに死なしやんす。

石を入れたる駕の中、由良さん御油斷なさるなよ。二世の盃すんだ後、

小浪は力彌に別れ行く。酒を飲ませうと取捲いて、酒は飲まぬと云はしやんす。

しとろもとろの足取は、酒がこたへる雪とかし。五輪の形は白雪の、

消ゆる命の判しもの。六字の彌陀の笛の音は、之れが尺八煩惱の。

縞の財布を任せぬからは、おかるか身の代五十兩。母は力を振り揚げて、

泣く音は鶴の巣籠りか。黑裝束の出立は、末の世までも名を殘す。

四十過ぎての色狂ひ、　誠を知らぬあやまりよ。　いろはの文字を合印し、
實に忠臣の假名手本。　悪いは師直唯一人、　思を晴らす明の鐘。
堺の濱で傷も無く、　猶天川屋大夫夫。　四十七士の人々は、
約束かたき石の帶。　御本望をと計りにて、　名殘おしさの山々と。
祿さへ輕き寺岡が、　一人となりて附けねらふ。　七世の後まで名を殘す、
是そ忠義の德ぞかし。

以上

二、千載樂

形は御神幸の御輿の如く木製にして、其上部の屋根に相當する所は方形の赤蒲團を三段位に積み重ねたるものなり。之に乘るものは十歳前後の小供にて後鉢卷に襷の雄々しき出立ちにて、歌曲に合せて大皷を打つ囃に連れて元氣旺盛なる青年多數出でゝ之を擔き、町内を練り行く而も衆皆拍子を揃へて有らん限りの聲もて歌ふ。其の賑はしさ、拍子の面白さ又他に多く其類を見ざるなり。維新後一時盛なりしが今や漸く廢れたり。今其歌詞一二を掲けん。

一、五万石でも松山樣は、　御陣羽織が虎の皮」
二、音に名高い轟橋は、　小倉帶よりまだせまい」

第七章　變災

一、旱魃

全郡一般に山間溪谷にありて、溝渠によりて、河水を引き、或は坡池を設けて、灌漑の便に宜し、然れば旱天と雖ども、非常の害を蒙むること少し、時に旱天月餘に渡ることなきにあらず、斯かる時は、神佛に祈りて、雨乞をなす、乃ち旱天十餘日に渡り田園亀裂を見るに至らば、各部落擧りて、總參りと稱へ、草間村壚瀧神社に參籠祈願す、尙ほ旱天續き農作物枯萎するに至らば、村落協議して、伯耆國大山の麓なる赤松池に參り祈念して、水を樽に入れ晝夜兼行擔ひ歸りて、更に祈念し、其水を分配して各戸の田園に注きて、其靈驗を俟つ、又高山に登り大鼓を打ち「雨を給はれ竜王な」「八大竜王な」と唱へて、二夜三日又は一週間余も降雨を雨竜の神に祈る、近時文明の學理を應用し、數村又は全郡日を期して同時に各所の高山に上り、青松葉を燻へ、其油煙によりて降雨せしめんとせしことあり、多くは其功を奏せり。

舊記によりて列擧せんに、舒明天皇八年（紀元一二九六年）大旱、文武天皇元年（紀元一三五七年）夏大旱、元正天皇養老六年（紀元一三八二年）五月より八月に至り雨らず、詔して今年の田祖を免し給

へり、淳仁天皇大平寶字七年(紀元一四二三年)夏大旱五穀熟らず、民餓死す淳和天皇天長元年(紀元一四八四年)夏大旱醍醐天皇延喜十年(紀元一五七〇年)七月大に旱す。仝十三年夏大旱。後一條天皇長元五年(紀元一六九二年)夏大旱。後朱雀天皇長久四年(紀元一七〇三年)五月大旱。堀河天皇寛治三年(紀元一七四九年)大旱。稱光天皇應永二十七年(紀元二〇八〇年)六月大旱。後櫻町天皇明和七年(紀元二四三〇年)夏大旱。仝八年夏旱天にて、中津井陣屋領內にて植付け得さるもの、千四百十石餘、植付後用水無くして、白枯れとなりしもの三千四百七十余石なりし。光格天皇天明五年(紀元二四四五年)大旱。仁孝天皇文化十四年(紀元二四七七年)五月より七月に至り大旱仁孝天皇天保五年(紀元二四九四年)夏秋大旱。五穀稔らずと。

二、洪　水

川面村巨瀨村中津井村には禿山あり、尙近年山林乱伐の爲め、洪水の害を蒙むること少からず。之れが舊記を討ぬるに、欽明天皇二十八年(紀元一二二七年)大水あり、民飢ゐて相食ふ。推古天皇九年(紀元一二六一年)五月大雨。同三十一年霖雨の爲大水あり、五穀登らず。舒明天皇八年(紀元一二九六年)五月霖雨大水あり。天武天皇八年(紀元一三四〇年)八月大水あり。持統天皇朱鳥五年(紀元一三五一年)四月より六月まで、雨降り大水あり。醍醐天皇延喜十四年(紀元一五七四年)六月洪水あり。同十六年洪水あり。同十八年八月又洪水あり。同延長七年七月洪水。村上天皇天曆二年(紀

元一六〇八年）秋大雨。同應和二年（紀元一六二二年）五月霖雨の爲洪水崇德天皇長承三年（紀元一七九四年）洪水、近衞天皇仁平元年（紀元一八一一年）七月大水高倉天皇安元元年（紀元一八三五年）六月霖雨の爲洪水。後水尾天皇寛永四年（紀元一二八七年）大水。後西院天皇明曆元年（紀元二三一五年）洪水あり、高梁町にては滿水一丈五尺と云ふ。中御門天皇享保六年閏七月十五日、松山洪水にて一丈増水、家中屋敷町家大破損せり。享保十四年（紀元二三八九年）八月九日、松山洪水あり、損害甚し、九月中津井村洪水にて、七日晩より降雨益々繁く、十四日の朝より大雨となり、晩刻洪水となり、所々の堤防を破り、人家に浸入し字町は流失最も甚しかりき。同十五年八月十二日松山洪水あり、損害甚し。後桃園天皇安永元年（紀元二四三二年）八月大雨農作物を害す。光格天皇寛政元年上竹莊村佐與谷川洪水あり、下流汎濫せり。文化五年（紀元二四六八年）大水。仁孝天皇文政六年）紀元二四八三年）大水。仝天保七年（紀元二四九六年）五月頃より霖雨續き、七八月洪水となり、十月に至るも晴間なく僅かに天日を望むこと數日ありしのみ、加ふるに、寒氣冬日の如く、人皆綿衣を着するに至る、爲めに五穀稔らず、稻の如きは収穫十分の二に足らず、中津井村にては、石代六十四分のもの二百五十匁に騰貴せり。松山村にては百分の一を得るに止まり、草棉の如き、一段の收穫半紙一枚の量に過ぎざりしと云ふ。然れは、人民食に苦しみ、松山村高倉山の葛根も掘盡され、其他各地とも、草根嫩芽も食盡し、或は病に罹り、或は心身疲れ、餓孚道に充ち、慘狀筆紙に盡し

難かりき。松山村横町より、轟橋に至る數町の間に、餓死するもの、一日に十人を下らざりきと云ふ。有名なる中年飢饉是なり。仝嘉永三年（紀元二五一〇年）六月三日中井村洪水にて西方川汎濫し、定光寺奥八十余箇所の山崩あり、現今の市場は仝く淵瀨と變し、流失家屋二十一軒あり、沿岸の損害甚だ多し、爲めに板倉藩主救助米を出されたり。明治十三年秋霖雨の爲め高梁川洪水となる、當時松山村新町鐵砲町の裏には、堤防なく且出水夜中なりしを以て、俄かに溢水し、家具を片付くる暇なく、沿岸人家悉く浸水し、暗夜逃路を失ひ溺死するもの甚だ多かりきと云ふ。仝十九年九月二十日洪水あり、高梁川汎濫す、津川村は沿岸一帶砂磧と變し、字幡見の人家大半流失し、溺死者十四人に及ふ。高梁町にては、鐵砲町、中間町、等の段別凡二千三百歩の荒地を生ず。松山村にては、鐵砲町及新町の堤防は、忽ちにして破られ浸水座上丈余に及び田園家屋の流失甚しく、新町裏及木槿垣附近には溺死者數十人の多きを見る。同二十六年十月十四日洪水あり、十日より降雨打續き、高梁町にては片原町、石火矢町等を除くの外、其水害を受けざるなく、甚しきは、床上一丈以上に達するものあり、千百二十七歩の荒地を生せり。松山村にては、午後九時頃に至り漲暴し、平水より高きこと、四丈八尺堤防見るまに破れ濁水人家を襲ひ、田園に汎濫し、忽ちにして、一眸無限の泥海と變じ、家屋の流失、家財の蕩盡甚しく、住むに家なく、食ふに糧なき慘狀を現出するに至れり。實に未曾有の洪水なりき。其他沿岸殆んど、浸水慘害に罹らさるものなく、爲めに松山小學校

に罹災者避難所を設け、救助炊出しをなすこと、二週間余に及べり。其他沿岸の各村皆非常の損害を蒙らざるなかりき。其れが爲め、陛下は特に侍從を遣はされ、被害の情況を視察せしめられ、兩陛下より三千五百圓、國庫より二百七十萬圓を何れも本縣下に下賜されたり。

高梁洪水之記

我高梁之爲地、倚山傍川而水行川底罕有患害而今秋之水害近時所未曾聞有志之徒相謀欲建石鐫水量又記其狀以警後世寄書請余文曰明治十九年九月廿四日天大雨此夕高梁川暴漲警吏鳴鐘警衆夜半水勢倍襄崖岸破堤防市街不浸者僅三之一屋廬流者十餘戶壞者數百戶平原變爲江海而上流破屋溺屍蔽水面而來慘狀不可言警吏行舟街上百方救護不損一人命而物貨沈沒直不下千萬金於是郡衙炊飯賑窮民凡五日糜米五十石舊藩主板倉公及藩士在東京者聞之贈金若干恤士族被害者故老相傳天明中洪水然其害不如今日之甚余曰天災地變何時無之而警之在平時平時能脩堤防補家屋蓄金穀以備不虞其害必不大嚮使記天明之水以警今日今日之害或不至如此有志之徒有見于此記今日之水以警後世後世之水雖加今日而其害則減矣余惡得不喜而記之遂記

明治二十一年戊子春正月建

前東京大學敎授從五位　三島毅撰文

三、虫　害

虫害は多くは一局部に止まり從つて著しきもの少かりしが如し。

光仁天皇寶亀六年（紀元一四三五年）八月大蝗あり、中御門天皇享保十七年（紀元二三九二年）大蝗あり、大に飢う。明治三十年水田村に浮塵子發生稻作收穫三割を減す。

四、地　震

當地方は火山脉を外るゝを以て震災の著しきものあるを聞かず。

五、火　災

人家多くは散在するを以て、類燒大火なし、其著しきものは、享保十五年九月廿九日、中津井村字町大火あり、領主より米麥等の救助ありたり。

天保三年三月廿六日高梁町大火、家中屋敷七十八戸、本町、新町、紺屋町、大工町とも二百九十二戸、外に建物合計六百六十四個燒失す。仝十年二月廿九日午の刻、高梁町又大火あり、家中二百四十八箇所寺大小五箇寺庵一箇所在家四軒、神社大小二箇所、新町七十二軒、鍛冶町百六十四軒、下町百四軒燒失す。

六、疫　病

人家の散在し交通不便なりし時代には、流行稀なりしが如し。

醍醐天皇延喜二十年（紀元一五八〇年）疫病流行。同延長八年（紀元一五九〇年）春疫病流行。花山天皇正暦五年（紀元一六五四年）同六年疫病大に流行す。堀河天皇嘉承元年（紀元一七六六年）疫病行はる。崇德天皇長承三年（紀元一七九四年）疫疾行はる。後鳥羽天皇建久八年（紀元一八五七年）夏疫疾流行す。後村上天皇貞治四年（紀元二〇二五年）十一月疫病流行す。光格天皇享和三年（紀元二四六三年）痲疹流行す。仁孝天皇文政四年（紀元二四八一年）風邪流行す。

七、風　害

山間の部落は多くは風害の大なるもの亦少し。天武天皇三年（紀元一三三五年）大風あり、仝八年八月大風あり。清和天皇貞觀十六年（紀元一五三四年）八月大風、醍醐天皇延喜十年（紀元一五七〇年）八月大風。朱雀天皇天慶七年（紀元一六〇四年）九月大風。仝八年七月大風。一條天皇永祚元年（紀元一六四九年）大風。後一條天皇長元五年（紀元一六九二年）八月大風後宇多天皇弘安四年（紀元一九四一年）閏七月大風。中御門天皇享保十四年八月九日松山大風雨損害甚し。仝十五年八月十二日松山大風原損害多し。後桃園天皇安永三年（紀元二四三四年）六月大風。仁孝天皇文政六年（紀元二四八三年）大風あり。

八、飢　饉

昔時交通不便なりし時代には、一地方の飢饉を見ることありしも、近時は融通便利なれば、其害を

受くること稀なりとす。

附錄

本郡現代人物

宮內省御用掛從三位勳二等文學博士　三島毅
陸軍大學教授從六位勳六等　西村豐
第七高等學校教授從五位勳六等　山田準
大審院判事正五位勳五等　平野猷太郎
和氣郡長從六位勳五等　石川良道
代議士勳四等　西村丹次郎
陸軍參謀本部課長步兵大佐從五位勳三等功三級　中島誠之
海軍省軍務局員正三位勳四等功四級　阪本則俊
佐世保海軍工廠造機部機關少佐從六位勳五等功四級　杉政人
東京集鴨家庭學校々長　留岡幸助
岡山高等小學校々長　岡村正義
神戶高等小學校々長　足立利庸

足尾銅山鑛業所長　井上公二
實業家　渾大防芳造
黄綬褒賞　尾島岩治郎
綠綬褒賞　原田伊之助
實業家　柳井重宣
上房郡上竹莊村長藍綬褒章　大月莊太郎
朝鮮高等法院檢事局檢事長從四位勳二等　國分三亥

◉本郡現在ノ官公吏ハ左ノ如シ

郡長　正六位勳四等　妹尾經時
郡書記　谷八藏
仝　秋井千代吉
仝　横山貞資
仝　佐々井齡補
仝　宮田浦藏
仝　田水芳太郎

郡書記	勳七等	横見源藏
仝	勳七等	河原杢次郎
仝	勳七等	川上泰三郎
仝	勳七等	佐々木卂二
仝		笹田槌之助
雇		丸山績
郡視學		大守勇
技手米穀檢查理事	勳八等	板倉敬信
蠶業巡廻教師		桑田坂治郎
上房郡農會技手		尾崎喜佐太
仝　技手兼書記		西村彥三郎
煙草耕作指導員		森脇忠三郎

町村名	町村長	助役	収入役	書記
高梁町	蓑内鑛一郎	金澤長藏 藤井千代太郎	田村廣吉	齊藤林太郎 橋爪源太郎 市村忠次郎 梶谷愛治郎 龜山長治郎
松山村	莊直温	大久保猪太郎	横山耕一郎	壚田幸右衛門 川上順作
津川村	森本延二郎	加藤音藏	藤森要助	丸山芳重 笹田喜久郎
川面村	西村清馬	藤井要吉	坂本彌助	浦田德太郎
巨瀬村	野口喜太郎	脇田厚	横田德之助	横本捌一郎 大江利夫
有漢村	中山祇重	収入事務兼掌 蛭田傳助		高塚與六 上森政治
上有漢村	片山善一郎	河原金四郎	片山豐太	田中宇之助
上竹莊村	大月莊太郎	妹尾孝太郎	大塚國太郎	河原信太郎 花房善吉
豐野村	池上慶治郎	尾島岩治郎 石井澤藏	新谷新吉	河原周太郎
下竹莊村	川上泰三郎	欠員	小川雄藏	前島源次郎 松浦庸一
吉川村	野山時太郎	難波禮治	佐々木卂二	難波周助

中井村	酒井駒吉	山根冬三郎	大橋榮一	林恒次郎 中川秀三郎
中津井村	杉圭三九	生田平吉	小田改次	橋本度一郎 貝原柳太郎
呰部村	南條德太郎	畦田鐵太郎	平城良平	瀬良唯七 南條琢藏
上水田村	佐藤辰藏	西谷竹次郎	三好春吉	葛上連生 室近治郎
水田村	太田鹿五郎	戸田巍 神谷覺一	落熊太郎	小林金五郎 落政太郎

町村名	農會長	副會長	專務職員
松山村	莊直温	大久保猪太郎	藤村芳太郎
津川村	森本延二郎	宮田安太郎	
川面村	西村清馬	森脇忠三郎	
巨瀬村	野口喜太郎	横本勘一郎	池田陣次
有漢村	中山祇重	戸田十治郎	上森政治
上有漢村	加藤孫太郎	河原金四郎	飯山八吉百
上竹莊村	大月莊太郎	大塚莊策	
豐野村	池上慶治郎	河原周太郎	大須賀慶太郎
下竹莊村	中空亮	宮井紋藏	
吉川村	野山時太郎	難波禮治	

中井村	山根冬三郎	西平藏
中津井村	杉圭三九	生田平吉
皆部村	畦田鉄太郎	植田安左衛門
上水田村	佐藤辰藏	西谷竹次郎
水田村	太田鹿五郎	神谷覺一

米穀検査理事及生産検査員

上房郡役所内

米穀検査理事　板倉敬信

受持区域 主受持	受持区域 兼受持	住所	生産検査員氏名
高梁町	松山村	松山村	竹井亀之丞
松山村		松山村	笹田三太郎
津川村	川面村	津川村八川	福田和市
川面村	津川村	川面村	小林淺吉
巨瀬村	中井村	巨瀬村	森本久一
有漢村	巨瀬村	有漢村	難波奈良江
上有漢村	有漢村	上有漢村	加藤孫太郎
上竹莊村	豊野村	上竹莊村有津井	西山元太郎

豊野村	上竹荘村	豊野村豊野	藤井岩之助
下竹荘村	吉川村	下竹荘村黒土	宮井嘉十
吉川村	下竹荘村	吉川村吉川	所司信夫
中井村	中津井村	中井村	津々俊一郎
中津井村	中井村	中津井村上中津井	淺田竹次
呰部村	上水田村	呰部村下呰部	南條益太郎
上水田村 水田村	呰部村	上水田村	宮本要吉
水田村	上水田村	水田村宮地	鈴木瀬吉
豊野村	上竹荘村	豊野村稔	有安敏太郎
巨瀬村	有漢村	巨瀬村	片山幸右衛門
有漢村	上有漢村	有漢村	戸田十治郎

上房郡誌 終

〔非賣品〕

大正二年十二月一日印刷
大正二年十二月　日發行

岡山縣上房郡高梁町大字柿木町
著者　社團法人私立上房郡教育會

岡山縣上房郡高梁町大字石火矢町二十七番地
代表者　大守勇

岡山縣上房郡高梁町大字下町二十三番地
印刷者　莊直溫

岡山縣上房郡高梁町大字下町二十三番地
印刷所兼發行所　莊活版印刷所